

平成24年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向
報告書

平成25年3月

海洋政策研究財団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はしがき

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取り組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではポートルースの交付金による日本財団の支援を受け、各国および国際社会の海洋政策の動向に関する調査研究を実施しています。

この報告書は、本年度の調査研究結果をとりまとめたものです。本調査研究の成果が、我が国における海洋政策の立案等に資するものとなれば幸いです。

最後になりましたが、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

海洋政策研究財団
理事長 今 義 男

各国の海洋政策の調査研究

国際海洋グループ活動への参画・会議の開催

研究メンバー

| | | | |
|-------------|----------|----------|---------|
| 寺島 紘 士 | 海洋政策研究財団 | 常務理事 | |
| 米山 茂 | 海洋政策研究財団 | 政策研究グループ | グループ長代理 |
| (*) (**) | | | |
| 大川 光 | 海洋政策研究財団 | 政策研究グループ | グループ長代理 |
| 宮崎 信之 | 海洋政策研究財団 | 政策研究グループ | 首席研究員 |
| (*) | | | |
| 酒井 英次 | 海洋政策研究財団 | 海技研究グループ | 国際チーム長 |
| (**) | | | |
| 遠藤 愛子 | 海洋政策研究財団 | 政策研究グループ | 研究員 |
| 大西 富士夫 | 同 | 上 | |
| 佐々木 浩子 | 同 | 上 | |
| 長岡 さくら | 同 | 上 | |
| 黄 洗 姫 | 同 | 上 | |
| 堀井 進 吾 | 同 | 上 | |
| 脇田 和美 | 同 | 上 | |
| ジョン・A・ドーラン | 同 | 上 | |
| 武井 良修 | 同 | 上 | |
| 市岡 卓 | 海洋政策研究財団 | 政策研究グループ | グループ長 |
| (平成24年9月まで) | | | |
| 瀬木 志央 | 海洋政策研究財団 | 政策研究グループ | 研究員 |
| (平成24年8月まで) | | | |
| 李 銀 姫 | 東海大学海洋学部 | 講師 | |

(*) 各国の海洋政策の調査研究プロジェクトリーダー

(**) 国際海洋グループ活動への参画・会議の開催プロジェクトリーダー

目 次

| | |
|--|-----|
| はじめに (寺島紘士) | 1 |
| 第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究 | 5 |
| 第1章 各国の海洋政策の概要 (米山茂・瀬木志央・大西富士夫・遠藤愛子・堀井進吾・李銀姫・黄洗姫) | 7 |
| 第2章 米国における海洋政策の動向 (瀬木志央) | 11 |
| 第3章 欧州連合における海洋政策の動向 (大西富士夫) | 17 |
| 第4章 英国における海洋政策の動向 (遠藤愛子) | 25 |
| 第5章 フランスにおける海洋政策の動向 (堀井進吾) | 29 |
| 第6章 ロシアにおける海洋政策の動向 (大西富士夫) | 39 |
| 第7章 オーストラリアにおける海洋政策の動向 (瀬木志央) | 43 |
| 第8章 中国における海洋政策の動向 (李銀姫) | 47 |
| 第9章 韓国における海洋政策の動向 (黄洗姫) | 59 |
| 第2部 国際社会における海洋問題の動き | 69 |
| 第1章 PEMSEA (東アジア海域環境管理パートナーシップ) | 71 |
| 1. PEMSEAの概要 (脇田和美) | 71 |
| 2. 東アジア海洋会議2012 (米山茂) | 71 |
| 3. 執行委員会 (市岡卓、脇田和美) | 83 |
| 第2章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第13会期 (UNICPOLOS-13) および第22回国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS-22) (武井良修・酒井英次) | 97 |
| 第3章 OPINEAR (東アジア海洋政策研究機関ネットワーク) (黄洗 姫) | 105 |
| 第4章 その他の国際会議への参加 | 107 |
| 1. サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ・ハイレベル会合 (市岡卓) | 107 |
| 2. ユトレヒト大学国際ワークショップ「海洋法と極域レジーム: グロー バルレジームと地域レジームとの交錯」 (堀井進吾) | 116 |
| 3. 韓国における「海洋問題会議」 (佐々木浩子・米山茂) | 119 |
| (第2部参考) 国連持続可能な開発会議 (リオ+20) (平成23年度延長分 報告書の一部再掲) (酒井英次) | 121 |

| | |
|-------|--|
| 参考資料編 | 141 |
| 資料 1 | 欧州連合・北極地域への欧州連合政策の発展 143 |
| 資料 2 | 欧州連合・EU 統合的海洋政策の進展 165 |
| 資料 3 | 欧州連合・グリーンペーパー海洋の知識 2020 ー海底マッピングから海洋予測までー 179 |
| 資料 4 | 欧州連合・ブルーグロース ー海洋の機会と海洋の持続可能な成長ー 205 |
| 資料 5 | 中国・全国海洋機能区画（2011～2020 年） 221 |
| 資料 6 | 中国・全国海島保護計画 251 |
| 資料 7 | 中国・全国海洋経済発展 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015 年） 277 |
| 資料 8 | 韓国・第 2 次海洋水産発展基本計画（2011～2021 年） 307 |
| 資料 9 | 韓国・極地政策先進化構想 451 |

はじめに

1982年に採択され、1994年に発効した国連海洋法条約は、領海幅の拡大、直線基線の採用などにより沿岸国の内水・領海を拡大しただけでなく、その外側に、沿岸国の主権的権利・管轄権がその資源・環境等に及ぶ広大な排他的経済水域・大陸棚の制度を設けるとともに、他方で海洋環境の保護を各国の義務とした。これにより海洋の法秩序の原則が「海洋の自由」から「海洋の管理」に転換し、沿岸国は、200カイリに及ぶ広大なその沿岸海域の資源等に主権的権利を有するだけでなく、その環境の保護にも責任を負うこととなった。これを受けて各国による、新たな海洋秩序の下での自国が管轄する海域の画定、沖合に拡大した自国の管轄海域の管理、資源の開発・利用や環境の保護・保全などの取組みが始まった。

しかし、広大な海洋に関する人間社会の科学的知見の蓄積はまだまだわずかであり、また、水で覆われて陸域とは異なる特性を持つ海洋空間で活動するための技術の開発も不十分である。加えて、いずれの国にとっても、今まで「海洋の自由」原則が支配していたこの広大な海洋空間をその環境保護等を含めて総合的に管理することは新たな課題である。

このため、各国は、1992年の国連環境開発会議（リオ地球サミット）で採択された行動計画『アジェンダ21』の「第17章 海洋、閉鎖性海域及び準閉鎖性海域を含むすべての海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発」などの海洋の総合的管理と持続可能な開発に関する国際的政策枠組みや他国の海洋管理に関する先進的な取り組み事例などを参考にしながら、それぞれの国が海洋やその資源に対していただく期待と関心を実行するために海洋政策の策定、海洋法制の制定、取組み体制の整備に取り組んできた。

国連海洋法条約発効から20年近く経った今、各国の海洋の管理の取り組みは大きく進展してきており、また、それに伴い各地で海域の管理をめぐる関係国間で対立や紛争も増加している。

さて、周囲を海に囲まれた海洋国であり、国連海洋法条約によって広大な排他的経済水域・大陸棚を管理することになったわが国は、条約発効当初は新海洋秩序への対応も緩慢であったが、ようやく2007年に海洋基本法を制定して本格的に海洋の総合的管理の取り組みを開始した。

海洋政策研究財団は、日本財団とともに、1990年代の後半から上述したような海洋をめぐる状況並びに新たな海洋秩序や海洋をめぐる国際的政策枠組みへのわが国の対応に関心を持ち、その対応の遅れを憂慮し、「総合的海洋政策の策定及び推進に関する調査研究」に取り組んできた。「各国および国際社会の海洋政策の調査研究」もそうした取り組みの一環である。2005年に海洋政策研究財団が行った「海洋と日本：21世紀の

海洋政策への提言」が、時の与党をはじめとする超党派の政治家、海洋関係各界の有識者等の賛同を得て、2007年の海洋基本法制定の直接のきっかけとなったのは、その成果の一例である。当財団の海洋政策研究の成果は、海洋基本法制定後の同法の基本的施策の具体化にも活かされている¹。

地球の表面の7割を占め、相互に密接な関連を有している海洋の問題は、全体として検討される必要がある。したがって、わが国が海洋の総合的管理と持続可能な開発を推進するにあたっては、同じく新しい海洋秩序に対応するために進められている各国や国際社会の具体的な取り組みが、それをそのままわが国で採用するか否かは別として、わが国の海洋政策の策定・実施の参考資料として大いに役立っている。また、このように他国の取組を自国の海洋政策の参考にしようとする姿勢は、世界各国も共有しているものである。近年では海洋基本法を制定して海洋の総合的管理に取り組んでいるわが国の取組に関心を持ち、これを先進的な参考事例として学ぼうとする動きも海外で盛んになってきている。今後とも、各国や国際社会の海洋政策の取り組みについて調査研究を進めるだけでなく、わが国の海洋政策研究の成果を海外に発信していくことも重要である。

最近の各国における海洋政策の動きについてみると、広大な海洋空間の管理手法として注目を集めてきた海洋空間計画（又は海洋計画）の導入等の先進的な海洋政策の取組がさらに進展を見せている。

本報告書の第1部では、このような取組を概観するため、先ず米国、欧州連合、英国、フランス、ロシア、オーストラリア、中国、及び韓国の海洋政策の概要を一覧表に整理する。その上で、これら各国における2012年の海洋政策の動向について取り上げる。

2012年の各国海洋政策における主な動向を挙げると、先ず、欧州連合においては、2007年の施行から5年が経過した「統合的海洋政策」についての進捗報告書である「EUの統合的海洋政策の進展」が発表されるとともに、各種の欧州委員会通達が発出された。また、中国では「全国海洋機能区画（2011～2020）」、「全国海島保護計画（2011～2020）」、「全国海洋経済発展第12次5カ年計画（2011-2015）」等の海洋に関する計画が次々と策定された。この他の国では2012年に新たに発表されたものは多くないが、米国における国家海洋政策実施計画案の作成作業や、英国の東部沿岸及び東部沖合海域における海洋計画の作成作業等が着々と進められており、2013年にはこれらの重要な計画等が発表されることが見込まれるため、注視していく必要がある。

参考資料編として、上記の欧州連合や中国の重要文書の和訳に加え、韓国の第2次海洋水産発展基本計画や極地政策先進構想の和訳を収録する。

2012年は国際社会においても、海洋政策に関する大きな動きがあった。とりわけ、6月にリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」は、1992年のリオ地球サミットから20年という節目に、海洋を含むグローバ

¹ 「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制の整備についての提言」2011.6など

ルな諸問題に対して、成果文書「我々が求める将来The Future We Want」等により今後の国際社会が取組むべき方向性を示す重要な会議であった。これについては既に「平成23年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 国際海洋グループ活動への参画・会議の開催（リオ+20関連）」報告書において詳細に取り上げたところであるが、2012年における国際社会の動向の中で最も重要なものであるので、本報告書にも概要を再度掲載する。

リオ+20の直後である7月には、PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）の活動の一環として、チャンウォン（韓国）で「東アジア海洋会議2012」が開催された。当財団も2つのワークショップをPEMSEA等と共同開催する等積極的に参画したこの会議では、東アジア海域における持続可能な開発に関する今後の取組の方向性を示す「海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに向けてのチャンウォン宣言」（「チャンウォン宣言」）等が採択された。

本報告書の第2部では、これらの重要な国際会議とともに、海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス（UNICPOLOS）、OPINEAR（東アジア海洋政策研究機関ネットワーク）、その他の動きを取り上げ、国際社会における海洋の総合的管理と持続的な開発に関する取組を紹介する。

本調査研究が、我が国及び世界の海洋政策の参考となり、海洋の総合的管理と持続可能な開発の推進に貢献することを期待したい。

最後に当財団の本活動に対する長年に亘るご支援をいただいている日本財団に、この場を借りて感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団
常務理事 寺 島 紘 士

第 1 部

各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 各国における海洋政策の概要

本報告書の対象である各国（米国、欧州連合、英国、フランス、ロシア、オーストラリア、中国、韓国）並びに日本の海洋政策の概要を次の7項目から整理した（表1）。1.海洋（基本）法令、2.海洋（基本）政策、3.海洋政策推進体制、4.沿岸域総合管理、5.領海等の管理、6.排他的経済水域（EEZ）等の管理、7.その他特筆すべき政策等。この表は、各国担当の研究員の協力を得て、これまで海洋政策研究財団が作成した各年度報告書の他、同財団の「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 我が国における海洋政策の調査研究」（平成23年度及び平成24年度）における一般社団法人・海洋産業研究会による調査報告などを参考に作成した。なお、この表では「沿岸域総合管理」とは沿岸の海域・陸域を一体的にとらえて総合的に管理すること、「領海等の管理」とは、内水、領海及び接続水域を管理すること、「排他的経済水域（EEZ）等の管理」とは、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚を管理すること、をそれぞれ意味する。

項目1-3は国連海洋法条約や『アジェンダ21』等に対応するために各国がこれまで取り組んできた重要課題であり、項目4-6は、今後の我が国において一層の取組が必要な重要課題である。このように各国の取組を一覧で整理・把握することは、今後の我が国における政策の立案に重要な示唆を与えるものと考えられる。

各国の海洋政策の詳細については、本報告書の第1部第2章~第9章の記述、及び海洋政策研究財団が出版している各年度報告書の該当部分を参照されたい。

表1 各国の海洋政策の概要

| | 米国 | 欧州連合 | 英国 | フランス | ロシア | オーストラリア | 中国 | 韓国 | 日本 |
|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 1. 海洋(基本)法令 | 大統領令13547 (2010) : 下記省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書に基づき基本的施策、国家海洋会議(NOC)の設置、沿岸海洋空間計画(CMSP)等について規定。 | 海洋全般の基本法令はない ※海洋戦略枠組指令(MSFD: Marine Strategy Framework Directive) (2008) : 加盟国が遅くとも2020年までに海洋の良好な環境を実現・維持するために必要な措置を講じる枠組(海洋戦略の策定等)を規定。 | 海洋及び沿岸アクセス法(Marine and Coastal Access Act、以下MCAA) (2009) 海洋管理機関(MMO)の設立、管轄海域、海洋計画、海洋活動の許認可、海洋保護ゾーンの指定等について規定。 | 海洋全般の基本法令はない。 ※海洋環境を包含した環境に関する法律として、「環境グルネルの実施に関するプログラム法律(グルネル実施法1) (2009)」「環境のための国家の義務を定める法律(グルネル実施法2) (2010)」 | | 海洋全般の基本法令はない。 ※環境保護及び生物多様性保全法(EPBC法、1999)が、海洋における生物や生息域保護について規定。 | なし。現在海洋基本法の策定に向けて議論中。 現段階では、「中国海洋21世紀議程(中国海洋アジェンダ21)」が、海洋基本法として当てられよう。 | 海洋水産発展基本法(2002) 海洋水産発展基本計画、海洋水産発展委員会、基本的施策等について規定。 | 海洋基本法(2007) : 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定 |
| 2. 海洋(基本)政策 | 21世紀の海洋の青写真(2004): 2000年海洋法に基づき設置された海洋政策審議会の最終報告書 省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書(2010) : | ブルーブック「統合的海洋政策(IMP)」(2007) 加盟国による統合的海洋政策の作成、欧州海洋監視ネットワークの構築や海洋空間計画・沿岸域総合管理の活用等を提案 | MCAAの下、海洋政策声明(Marine Policy Statement)を策定。 (英国の沿岸及び沖合海域10カ所の海洋計画(Marine Plan)の策定を目指す) | 海洋国家戦略青書(2009) | 2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン(Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года) (2001) | オーストラリアの海洋政策(AOP、1998) : 海洋に関わる国家的指針を示す。 | 全国海洋経済発展計画要綱(2001-2010) 全国海洋経済発展第12次5カ年計画(2011-2015) : 初めて、全国経済発展計画の中に単独の章立てで盛り込まれる。 | 第二次海洋水産発展基本計画(2011~2020) : 通称 Ocean Korea 21。海洋水産発展基本法第6条に基づき、10年個毎に見直し。 | 海洋基本計画(2008) : 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。 |
| 3. 海洋政策推進体制 | 国家海洋会議(NOC) : 国家海洋政策の実施計画立案、政策実施、総合調整等を行う。共同議長は環境会議議長、科学技術政策局長官、委員は海洋関連政府機関高官等。 省庁間海洋資源管理政策委員会、省庁間海洋科学技術政等がNOCに対し助言、支援。 | 欧州委員会海事・漁業総局、環境総局 | MCAAの下、政策遂行型政府外公共機関である海洋管理機関(Marine Management Organization、MMO)が設立された。海洋計画の作成、海洋活動の許認可、漁業管理等を実施する。(環境食糧地域省(DEFRA)が運営を管理。) | 海洋関係閣僚委員会(委員長:首相) 海洋総合事務局 エコロジー・持続可能開発・エネルギー省(MEDDE) | ロシア連邦政府海洋協議会(海洋政策に関連する各機関の代表が名を連ねており、各機関の間の意志決定、協議、連絡調整の部署) | 環境・持続可能性・水資源・人口・地域社会省(SEWPaC) | 国家海洋委員会 : 国家海洋発展戦略の策定、海洋の重大事項の調整等を行うため、2013年新たに設立。 国家海洋局 : 従来からの海島管理、海域管理、海洋環境保護等に海洋警察、漁業管理等を加え、法執行機能を統一。 | 海洋水産部(2013年の省庁再編により発足。) 海洋水産発展委員会 : 海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構。下位組織として海洋水産発展実務委員会を設置。 | 総合海洋政策本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整(内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置 |
| 4. 沿岸域総合管理(法令、計画等) | 沿岸域管理法(1972/1990) : 州が沿岸域管理計画を策定、連邦政府が州に補助金交付。 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が沿岸海域を含む管理計画を策定 | 沿岸域総合管理(ICZM: Integrated Coastal Zone Management)に関するヨーロッパ戦略政策文書(2000) 欧州におけるICZMの実施に関する欧州議会及び理事会の勧告(2002) | MCAAの下、沿岸域を含む海洋計画をMMOが作成中 MCAAにおいて沿岸アクセスの向上について規定。 | 沿岸域法(Loi Littoral) (1986): 市町村(communes)中心の沿岸域管理 (近年はグルネル法に基づき国主導で沿岸域総合管理が推進されている。) | | 沿岸(州管轄)水域(1980) オーストラリア連邦沿岸政策(1995) 沿岸域総合管理のための国家的協働アプローチ-フレームワーク及び実施計画(2006) | (中国海域使用管理法: 下欄参照) | 沿岸管理法(2001(2011改正)) : 沿岸総合管理計画(国)、沿岸管理地域計画(地方)の策定、沿岸用途海域の指定等を規定。 (同法に基づく)第2次沿岸総合管理計画(2011~2020) | 法律: なし 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000)(具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない) |
| 5. 領海等の管理(法令、計画等) | 大統領布告5928(1988): 領海を3海里から12海里に拡大 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が領海等を含む管理計画を策定 | 海洋空間計画についてのロードマップ: EUにおける共通原則の達成(2008) | 領海法(1987) MCAAの下、領海等を含む海洋計画をMMOが作成中 | フランス領海の画定に関する法律(1971) | ロシア連邦の内水、領海、接続水域に関する連邦法(1998) | 1973年 海域および沈降地法(SSL法)(1973、1990) | 中国領海及び接続水域法(1992) 中国海域使用管理法(2001) : 内水・領海における機能別の区画の設定、海域使用権等について規定。 全国海洋機能区画(2011-2020)(2期目) : | 領海法(1977) 上記沿岸管理法は領海外側限界まで適用される。 | 領海及び接続水域に関する法律(1977) (領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない) |
| 6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等) | 大統領布告5030: アメリカ合衆国排他的経済水域(1983) 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関がEEZ等を含む海域の管理計画を策定。 | 海洋空間計画についてのロードマップ(同上) | 大陸棚法(1989) EEZの確立に関する宣言(1997) MCAAにおいてEEZについて規定。 MCAAの下、EEZ等を含む海洋計画をMMOが作成中。 | 共和国の沖合の経済水域および生態系保護水域に関する法律(1976) | ロシア連邦の排他的経済水域に関する連邦法(1998) ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法(1995) | 連邦海域(3海里以遠)の南西海域、北西海域、北部海域、温帯東部海域における各生物地域計画(MBP)及びサンゴ海連邦海洋保護区管理計画(案)、南東海域連邦海洋保護区ネットワーク管理計画(案) | 中国排他的経済水域及び大陸棚法(1998) 全国海洋機能区画(同上) : 計画の範囲にEEZ等を含む。 | 排他的経済水域法(1989) | 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996)、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない) |
| 7. その他(特筆すべき政策等) | 国家海洋政策実施計画(2013年予定) : 生態系ベース管理の適用、最先端の科学情報の収集・活用・共有、効率性向上と協働促進、地域による取り組み強化を図る。 | | | 国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律(2006)、および同法により設置された海洋保護区局 | | | 「中国海島保護法」(2009) 「中国海島保護計画(2011-2020)」: 上記法律に基づき、2012年に策定。 | 第4次海洋環境総合計画(2011~2020) : 海洋環境管理法に基づいた、海洋環境保護のための政府次元の総合計画 | |

第2章 アメリカにおける海洋政策の動向

2012年におけるアメリカの海洋政策の動向は、オバマ政権が掲げる国家海洋政策（National Ocean Policy: NOP）を前進させるための調整や計画作りが中心であった。以下では、同国における海洋政策の動向を整理したうえで、2012年の主たる動きを説明する。

1. 近年の海洋政策を巡る動き

2009年以降、国内の海洋・沿岸域・五大湖海洋への国家的スチュワードシップ（管理）を高め、海洋資源を長期的に保護し持続的に利用していくため、オバマ政権は総合的な海洋ガバナンスに向け積極的な活動を続けている。2010年7月には、海洋に関わる省庁や専門家との連携により作成された「省庁横断的の海洋政策タスク・フォース最終報告書¹」が発表され、1) 高い透明性と科学に基づいた持続的かつ生産的な利用と管理、2) 国家海洋委員会（National Ocean Council: NOC）による政策立案の枠組み、3) 戦略的に実施すべき9つの優先的目標²、4) 沿岸海洋空間計画（CMSP）について具体的な提言を行なった。この報告書に従い、オバマ政権はNOCを中心とした総合的な海洋政策の策定に着手した。実施すべき9つの優先的目標については、全米各地で精力的なパブリック・コンサルテーションを実施し、2011年6月に目標達成に向けた具体的措置について示した「戦略的行動計画³」を発表した。さらに、行動計画のそれぞれの事項を合理的かつ計画的に実施するため、NOCは州政府、地方自治政府、先住民政府の行政官から構成されるNOCガバナンス調整委員会（Governance Coordinating Committee: GCC）や、海洋分野に関わる様々な専門家で構成される海洋調査諮問委員会（Ocean Research Advisory Panel: ORAP）といった海洋に関わる様々なステークホルダーを交え、国家海洋政策実施計画案⁴の作成に当たり、2012年1

¹ 正式名は「Final Recommendations of the Interagency Ocean Policy Task Force」
(http://www.whitehouse.gov/files/documents/OPTF_FinalRecs.pdf)

なお、タスク・フォース最終報告の内容については、当財団発行の平成22年度「総合的の海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向報告書」及び同報告書参考資料編に詳しい記述があるので、こちらを参照されたい。

(<http://blog.canpan.info/oprf/archive/875>)

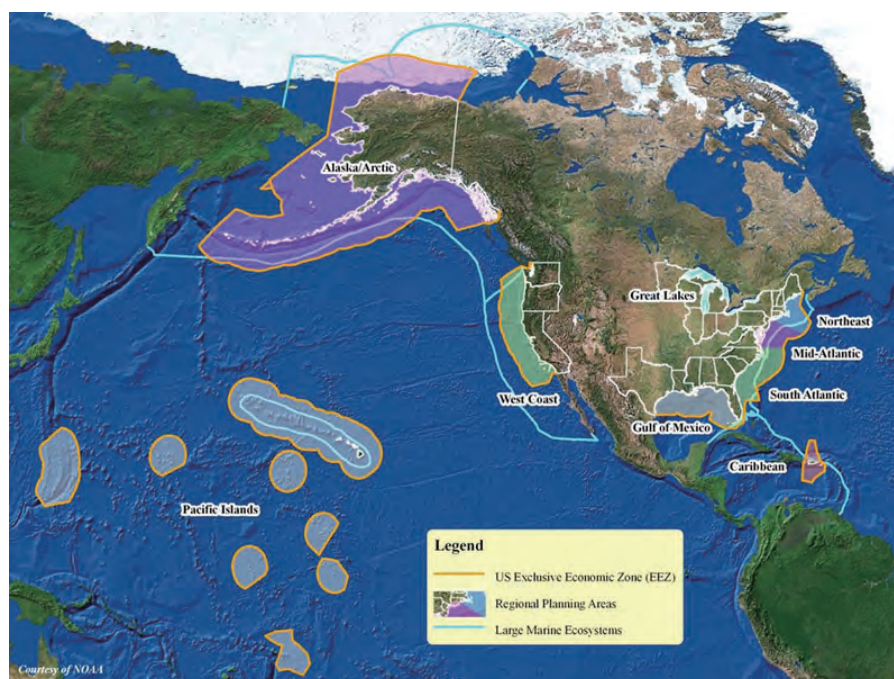
² 具体的な目標事項は、1) 生態系管理、2) 沿岸・海洋空間計画、3) 意思決定への情報提供と理解の向上、4) 調整と支援、5) 気候変動及び海洋酸性化へのレジリエンスと適応、6) 地域生態系の保護と回復、7) 水質管理と土地の持続的可能な利用、8) 変化する北極海の状態、9) 海洋、沿岸及び五大湖の観測、マッピング及びインフラストラクチャーである。

³ 正式名は「Strategic Action Plan」(<http://www.whitehouse.gov/administration/eop/oceans/sap>)

⁴ 正式名は「Draft National Ocean Policy Implementation Plan」
(http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ceq/national_ocean_policy_draft_implementation_plan_01-12-12.pdf)

月 12 日にそのドラフトが発表された。

(参考) CMSP における Regional Planning Areas



(出典：アメリカ大気海洋局、2012 年)

2. 2012 年の海洋政策の動向

(1) 国家海洋政策実施計画案

同計画案のパブリック・コンサルテーションは 2 度の延長を経て 3 月に締め切れ、2 千ページを超えるコメントが寄せられ、全て NOC のウェブサイト上で公開された。この膨大なコメント数は、まさに同計画に対する高い国民の関心の現れである。国家海洋政策実施計画は当初 2012 年内に公表される予定であったが、同年 1 1 月に大統領選挙が開催されたことも影響してか、2013 年 2 月現在未だ公表されていない。なお、既に公表されている実施計画案の構成及び実施項目の概要については以下の通りである。

1. はじめに

2. 国の優先目標

3. 生態系ベース管理 (EBM)

行動 1：協働と共有されたゴールに関する枠組みの確立

行動 2：科学に基づいた EBM 実施に向けた枠組みの確立

行動3：EBM 実施のためのキャパシティ・ビルディング

行動4：海域・資源管理に向けたパイロット・プロジェクトの実施

4. 意思決定への情報提供と理解の向上

行動1：基礎科学に関する知識向上

行動2：再生エネルギー等、新たな持続可能な資源利用を支援するための科学情報の提供

行動3：科学に基づいた意思決定とEBMに必要なデータ及びツールの提供

行動4：社会・自然科学情報の統合

行動5：海洋の調査や管理を担う人材の能力開発

行動6：正規・非正規教育を通じた公衆の海洋・沿岸域に対する理解向上

5. 観測、マッピング、基幹施設

行動1：連邦政府における海洋観測船の状況確認

行動2：リモート・センシング・システムの向上

行動3：地球規模における陸域、海域、大気等の観測やサンプリング技術の向上

行動4：海洋、沿岸域、五大湖に関するローカルやリージョナルな観測システムの提供

行動5：海洋や沿岸域のマッピングへの支援と調整

行動6：マッピングのケイパビリティと質の向上

行動7：統合的データ収集とリアルタイム観測に対する管理システムの開発

6. 調整と支援

行動1：地域の優先的取り組み事項の支援と地域協力体制の向上

行動2：既存の協力体制の強化と新たな協力体制の構築

行動3：国家海洋政策実施に関わる障害の除去

行動4：横断的な予算分析の進展

行動5：許認可制度の効率性向上

行動6：高い優先度を持つ海洋問題への取り組み強化

7. 地域の生態系保全と再生

行動1：保護や再生に関わる意思決定ツールの開発と移転

行動2：沿岸湿地帯の減少への歯止めと理解の向上

行動3：炭素隔離と沿岸生息域保全との統合

行動4：サンゴ礁生態系保全にむけた省庁間の協働促進

行動5：外来種に関する現状把握と駆除

行動6：保護を必要とする水域の確認

行動7：沿岸・河口域の生息域再生プロジェクトの効率化

8. 気候変動・海洋酸性化に対するレジリエンスと適応

行動1：保護区域、調査地等における海域の環境変化を確認するための統合的な観測体制の強化

行動2：気候変動、海洋酸性化、その他生態系に影響を及ぼす要因、社会経済システム等の影響の確認

行動3：気候変動が海洋・沿岸域に与える影響予測の提供

行動4：気候変動に対する海洋・沿岸域の脆弱性の判定

行動5：気候変動適応に関わる実務者向けの情報やトレーニング等の開発・提供に向けた省庁間の調整の強化

行動6：脆弱性の低減や的確な意思決定促進のための適応戦略の開発、実行、評価

9. 水質と陸上の持続可能な活動

行動1：非都市部における栄養分、堆積物、有害物質、病原体の発生源の低減

行動2：都市部における栄養分、堆積物、有害物質、病原体の発生源の低減

行動3：貧酸素水塊の最小限化

行動4：有害藻類ブルームによる影響の最小限化

行動5：有害化学物質や土地利用形態による環境や人体に対する脅威の解明

行動6：海洋ゴミによる海洋への影響の低減

行動7：優れた海岸地域の特定と保全

10. 変化する北極圏を取り巻く状況

行動1：北極圏環境対応管理の向上

行動2：海氷の予測と観測

行動3：北極海生態系観測網の実施

行動4：コミュニケーション・システムの強化

行動5：マッピングやチャート作成の進展

11. 沿岸海洋空間計画（CMSP）

行動1：地域沿岸海洋空間計画ハンドブックの配布

行動2：CMSPに関わる地域的なワークショップの開催

行動3：公開が許される海洋データについて、2015年までに全国情報管理システムとデータポータルへ統合する

行動4：地域計画機関の設置

行動5：設置から3～5年の間に、国家海洋委員会が認定する地域海洋沿岸空間計画を策定する

12. おわりに

(2) 沿岸・海洋空間計画 (CMSP)

CMSPとは、現在及び将来に渡る海洋利用の視点に立ち、多様な生態系サービスの保全・向上や利用者間の調整に関して、社会がより良い政策を導き出せるようになるための空間計画策定プロセスである。タスク・フォース最終勧告書では、CMSPの実施は「9つの優先項目」の一つとして挙げられ、海洋の健全な利用と管理のためには多様なステークホルダー参加のもと地域の状況に即した海洋空間計画が必要であることが示された。連邦海域は大規模生態系 (large marine ecosystems) に基づき9つの海域に区分され、それぞれの海域では地域CMSPの策定のため、地域計画機関 (Regional Planning Body) が設置される。地域計画機関は、連邦政府、州政府、先住民の代表者から構成され、マグナソーンステイブンス法に基づく既存の地域漁業管理機関と協調しつつ、計画策定を行うこととされている。地域計画機関の活動開始に先立ち、2011年6月には計画策定プロセスに関わるものが予想される関係者を対象として、全国沿岸・海洋空間計画ワークショップが開催された。2012年11月19日及び20日には、初めての地域計画機関の会合がニューイングランド地方⁵の北東部地域計画機関 (Northeast Regional Planning Body) により開催された。一方、他の地域計画機関における動静は一切伝わってこず、本取り組みは必ずしもスムーズに進んでいないことが想像される。

(3) 国連海洋法条約

前述のタスク・フォース最終報告書では、アメリカの国連海洋法条約への批准を「全会一致」で支持するとし、その理由として、航行の自由の成文化、延長大陸棚への法的権利の強化、海洋汚染・資源保護に対する国の権利・責任の明確化、海洋問題に対する主導権の拡大等を挙げている。

オバマ政権は、2012年に入り国連海洋法条約批准に向けた世論形成及び議会に対する働きかけを強めた。3月21日には、オバマ大統領のイニシアティブのもと、国務省海洋・国際環境・科学局から、「なぜ米国は海洋法条約へ批准する必要があるのか」⁶ という文書 (Fact

⁵ アメリカ北東部に位置するコネチカット州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセッツ州、メイン州、ロードアイランド州の6州を合わせた地方。

⁶ 原題は‘Why the United States needs to Join the Law of the Sea Convention Now’。
(<http://www.state.gov/documents/organization/189430.pdf>)

Sheet) が公表された。文書は、アメリカが国連海洋法条約の批准国となることでのみ、1) 200 海里以遠の大陸棚にあるガスや石油資源の開発に向けた主権的権利を完全に行使できる、2) 鉱物やレアアースの掘削を行うアメリカ企業を支援することができる、3) 航行の自由を保証し、世界一の海洋パワーを保持する国家として海事に強い影響を与えられると記し、経済成長、資源確保、国防といった観点から批准の重要性を説いた。

5月に入り、上院外交委員会にてヒラリー国務長官（当時）が海洋法条約の重要性と早期の批准を求め証言を行った他⁷、パネッタ国防長官はワシントンで開催された海洋法条約シンポジウムにて同旨の演説を行った⁸。これに続き6月には、同じく上院外交委員会にて軍及び産業界の代表者が批准に対する支持を表明した。

そうした中、34名の共和党所属の上院議員が、同条約はアメリカの国益を損なうとして批准への反対を表明した。このため、批准に必要な上院議会2/3（議員数100名のうち67名）の賛成を得る見通しが立たなくなり、共和党議員は上院外交委員会議長に対し批准を問う採決を行わないよう求め、批准に係る議論は再び棚上げされることとなった。

⁷ 国務省ウェブサイト (<http://www.state.gov/secretary/rm/2012/05/190685.htm>)

⁸ 国防省ウェブサイト (<http://www.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1669>)

第3章 欧州連合における海洋政策の動向

欧州連合の海洋政策は、共通漁業政策と「統合的海洋政策（IMP: Integrated Maritime Policy）」の2本柱から構成されており、本報告書は後者の統合的海洋政策の動向を扱ってきた¹。2012年の統合的海洋政策は、2007年の施行から5年が経過し、2009年以来2度目となるIMP政策の進捗についての通達が9月11日に欧州委員会から発表された。同進捗報告書である「EUの統合的海洋政策の進展（IMP進展通達と略記）」²の発表に合わせて、2012年は4本のIMP関連の欧州委員会通達（Communication）が発表された、いわばIMP諸施策の「ラッシュの1年」であった。

時系列に並べると以下のとおりである。まず、6月26日に「EUの対北極地域政策の策定－2008年からの進展と次のステップ（以下、対北極地域政策通達と略記）」³、8月29日に「グリーンペーパー－海洋知識2020－海底地形図作成から大洋予測情報まで（以下、海洋知識2020グリーンペーパー通達と略記）」⁴、9月13日に「ブルー・グロース－海洋及び海上の持続可能な成長のための機会（以下、ブルー・グロース通達と略記）」⁵が発表された。また、11月30日に基本枠組文書「アドリア海及びイオニア海における海洋戦略」⁶が発表されている。

本章では、2012年の動向として、IMP進展通達を含む、上述した5つの欧州委員会文書の概要についてそれぞれ見ていくこととする。また、本報告書の参考資料編には、IMP進展通達（資料2）、対北極地域政策通達（資料1）、海洋知識2020グリーンペーパー通達（資

¹ IMPの概要は本報告書の次の文献で紹介されている。中島明里「EU海洋政策」、『平成19年度各国および国際社会の海洋政策の動向』、海洋政策研究財団（2008年）、11-16頁。

² *Report from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: An Progress of the EU's Integrated Maritime Policy*, Brussels, 10.10.2007, COM(2012)491 final.

³ *Joint Communication to the European Parliament and the Council: Developing a European Union Policy towards the Arctic Region: Progress since 2008 and Next Steps*, Brussels, 26.6.2012, COM(2012)19 final.

⁴ *Green Paper: Marine Knowledge 2020 from Seabed Mapping to Ocean Forecasting*, Brussels, 29.8.2012, COM(2012)473 final.

⁵ *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Blue Growth: Opportunities for Marine and Maritime Sustainable Growth*, Brussels, 13.9.2012, COM(2012)494 final.

⁶ *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A maritime strategy for the Adriatic and Ionian Seas*, Brussels, 30.11.2012, COM(2012) 713 final.

料3)、ブルー・グロース通達（資料4）の4本の日本語訳を収録した。

1. 「EUの対北極地域政策の策定－2008年からの進展と次のステップ」

EUは、アドリア海・イオニア海、大西洋、北極海、バルト海、黒海、地中海、北海に面しており、近年、それぞれの海洋の環境保護及び経済成長を両輪としつつ総合的に管理するための戦略である「環海戦略（Sea basin strategy）」を策定ないしは準備してきている。これまで、欧州委員会は、2008年11月に「欧州連合と北極圏」、2009年11月に「地中海におけるより良いガバナンスのためのIMPに向けて」、2011年11月に「大西洋域発展海洋戦略」を発表してきた。そして、2012年には、上述した北極海及びアドリア海・イオニア海についての通達が発表された。既に2つの通達が発表されているのは北極海のみである。

北極海は、EU全体において近年極めて重要な地域として急浮上している。EUはその加盟国に北極圏諸国（デンマーク、フィンランド、スウェーデン）をもつ⁷。北極における気候変動の進行は、これら北極圏諸国の北極地域住民に直接的影響を有するばかりでなく、その他の加盟国にも海面上昇などによる沿岸管理にも影響を持つほか、海洋生態系の変化にも作用し、結果的にEUの漁業国に大きな影響をもつ。また、欧州アジア間を結ぶ北極海航路の商業化が進展すれば、欧州経済に及ぼす影響は計り知れない。元来、EUは、地域政策の一環として「ノーザン・ダイメンション（Northern Dimension）」を進めてきた。ここに述べた北極における気候変動の進行は、地域政策としてだけでなく、海洋政策の枠組みにおいても、北極が重要な地域として浮上させる要因となっている。

こうした重要性に鑑みて、EUは、2008年の欧州委員会の通達において、EUの対北極の基本的政策目標として次の3点を掲げた。すなわち、1) 住民と一体となって北極圏を保護し、北極の保護と保全を行うこと、2) 資源の持続可能な利用を促進すること、3) 国際協力の推進である。その後、理事会において北極問題への対応を促す決議を2009年12月に採択している。また2011年1月には、欧州議会が「欧州北部地域に持続的EU政策」を採択している。2012年3月に欧州対外安全保障庁上級代表（High Representative of the European Union for Foreign Affairs and Security Policy）が北欧諸国を訪問したことも、EU内における北極への関心の高まりの現れである。

本文書は、欧州委員会と欧州対外安全保障庁上級代表との共同通達（Joint Communication）として6月26日に発表されたものである。本通達は、2部構成から成り、2008年以来のEU北極への関与をその基本的政策目標の達成度について総括するとともに（第2部）、将来における課題へのアプローチを明らかにしている（第1部）。

総括において、基本的政策目標（上述）の1)については、気候変動と環境保全への取組

⁷ 現在EU加盟交渉中であるアイスランドは陸域の大部分が北極圏の外に位置しつつも、自国を北極圏諸国と認定している。アイスランドが加盟すれば、EU内の北極圏諸国は4か国となる。

の強化（温室効果ガス排出量の削減活動、越境汚染対策、地域協力による環境保全の推進の支援）、北極先住民に対する文化的、経済的支援（総額 11.4 億ユーロ）、環境モニタリング及びアセスメントといった北極の調査研究支援（約 2 億ユーロ）を行ってきた。2) については、エネルギー資源の持続的利用のための施策、北極海海運の法的側面に関する研究を行ってきた。また、地域政策との関連で北極圏の欧州物流網への統合を促進してきた。3) については、国連海洋法条約、IMO、北極評議会、ノーザン・ダイメンション閣僚会合（欧州委員会、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ロシア、アイスランド）、EU=グリーンランド・パートナーシップ等を通して国際協力を強化してきた。

将来へのアプローチでは、知識、責任、関与という 3 つのキーワードを提示している。知識においては、北極環境についての専門家との対話の強化、専門知識の問題解決への有効活用、さらに北極に関するあらゆる情報の提供の改善、さらに、衛星を利用した観測能力の強化を掲げている。責任の項目においては、北極圏が将来世代の欧州市民に重大な影響を及ぼすとの前提に立ち、持続可能な開発に対する EU 資金の活用、さらに、海底資源開発が環境を犠牲にして侵攻しないための方策を講じることが掲げられている。関与においては、国連海洋法条約が北極海の主たる管理レジームであるとした上で、北極評議会などの地域的フォーラムとの関係強化をさらに進めていくとしている。

2. 「グリーンペーパー—海洋知識 2020—海底地形図作成から大洋予測情報まで」

欧州委員会は、海洋産業における成長を行うために海洋についての知識の取得が必要不可欠であると考えてきた。IMP 立上げに先立って、民間のヒアリングを行うために作成した 2006 年の IMP グリーンペーパーにおいて、EU 域内の様々な機関（国家当局、研究機関、大学）に分断されていた海洋に関するデータベースを共通のポータルから適宜検索できる構想、すなわち、「欧州海洋観察データネットワーク（EMODnet: European Marine Observation and Data Network）」の立上げが議題として取り上げられた。欧州委員会は 2009 年 4 月に「海洋知識インフラの構築：欧州海洋観察データネットワークに向けたロードマップ」を発表し、その EMODnet の構築に向けた取組を行ってきた。

その後、欧州委員会は、2010 年 9 月に「海洋知識 2020」と題する通達を発表し、海洋観測がブルー・エコノミーの成長を促すための基本インフラであるとの考え方を明確にした上で、海洋についての知識の取得を EMODnet を軸として進めてきた（平成 22 年度報告書で翻訳掲載）。今回の海洋知識 2020 グリーンペーパー通達は、EMODnet に集中しがちであった海洋知識戦略を見直すための議論の土台を提供するものである。

本通達が提起する問題群として、例えば、1) EU 加盟国からの海洋データの提供をデータの更新を含めて継続的に行うための基準について、2) EMODnet で提供している地質、水路、物理、化学、生物学、物理生息環境（physical habitats）といったデータ分類の適切性、3) 衛星観測から得られるデータとの EMODnet との統合の是非、4) 漁業データの公開の是

非、5) EU 事業において取得された著作権が関わってくる海洋観測情報を公開情報に含めることの是非、6) 並びに環境総局が主管する海洋環境指令（平成 23 年度報告書で翻訳掲載）で収集された環境関連の海洋データも EMODnet により公開されるべきかの是非、7) どのような海洋観測データが気候変動への適応に役立つのかの是非、8) 国際海洋観測システム（GOOS）等の国際的データベースと EMODnet との関係性、等が挙げられている。また、海洋データの作成、収集、処理、普及におけるプロセスについての財政支援の決定の枠組みも今後必要となる。欧州委員会は、公式サイト上で海洋知識 2020 グリーンペーパー通達に対する意見の一般公募を実施している（2012 年 12 月 15 日で終了）。

3. 「ブルー・グロース海洋及び海上の持続可能な成長のための機会」

欧州連合における経済成長戦略を扱う分野は、企業・産業総局が扱ってきた政策領域であり、海洋産業の成長戦略もそこに含まれていた。このため、漁業・海事総局では、当初、海洋産業の連携のための調査や港湾施設の有効利用に関する調査等の調査事業が主体であった。しかし、2008 年以降、漁業・海事総局によるシンポジウムや研究調査が活発化するなど、近年海事分野での「成長・雇用」が強く意識されるようになり、IMP においても海洋産業の成長は最重要テーマへと発展しつつある。

今回発表されたブルー・グロース通達は、欧州 2020 戦略の目標に基づいて、海洋経済における長期的成長と雇用の創出を行うことの出来る 5 つの重点領域にける成長戦略である。これらの重点領域には、1) ブルー・エネルギー、2) 水産養殖産業、3) 海洋沿岸域における観光業、4) 海洋鉱物資源、5) 海洋バイオテクノロジーが挙げられている。

ブルー・グロースの特徴は以下の 2 点に要約できる。第 1 に、海洋経済（ブルーエコノミー）という考え方に立脚した成長戦略であるということである。海洋経済とは、海洋に関連する産業の経済力を表すものであり、EU の試算によれば、EU 全体の海洋経済では 1 年間に 540 万人の雇用が創出され、約 5 千億ユーロの総付加価値が創出されている⁸。また、EU の対外貿易の 75 パーセント、域内貿易 37 パーセントが海洋関連となっている⁹。欧州委員会は、オフショア開発技術の発達、環境規制の強化、温室効果ガス抑制のための陸上輸送から海上輸送へのシフトといった社会環境の変化を背景として、海洋において新しい成長分野を構築できると認識している¹⁰。

第 2 に、ブルー・グロースは、現行の EU 加盟諸国の海洋経済の発展に向けた取り組みを支援するものであるということである。既に多くの加盟国において、海洋経済の潜在的成長力を実現するための戦略的取組を実施してきている。その中で共通した課題として浮上しているのが、熟練工不足及び海洋産業の資金不足である。ブルー・グロースは、EU 加盟

⁸ COM(2012) 494 final., *op.cit.*, p.2.

⁹ *Ibid.*.

¹⁰ *Ibid.*.

国の取組を支援し、既に行われている連携を強化するため、適切な投資と研究の最適化を図るものである。こうした取り組みは、部分的に行われてきた¹¹。

ブルー・グロースでは、今後の課題として、特に、1) 海洋再生エネルギー産業への投資促進のための施策、2) 水産養殖業の成功モデルの構築、3) 欧州企業が海底からの鉱物採掘事業で国際的競争力を獲得すること、4) 海洋資源の利用における生物多様性への影響評価の充実が挙げられている¹²。このうち、欧州員会は、2) については2013年に通達を発表し、4) については2014年中に通達を発表する予定となっている。

4. 「EUの統合的海洋政策の進展」

IMP 進展通達は、本章の冒頭でも述べたように5年目を迎えるIMPの進捗状況についての2番目の進捗報告書である。2009年の最初の進捗レポートを受け、理事会と欧州議会が2010-12年の進捗を報告するように要請していた。今回のレポートは、1) 海洋経済が成長と雇用に果たした役割、2) セクター間協力及び海域越境協力が海洋経済の成長の最大化につながっているか、3) 研究・知識が産業（エンド・ユーザー）の役に立っているか、4) 海洋政策から得られる地域的な利益について、IMPの下での取り組みを報告し、今後の課題を示している。

今回の評価は、IMPがビジョンから政策へと着実に進化しているとした上で、海洋産業が「欧州2020戦略」の達成に向けて大きな成果をもたらしているとしている。具体的成果として、政策協調によるコストの低下、資源の効率的利用、リスクの低減、イノベーションの支援、公的資金の有効活用が挙げられている。今後、ブルー・グロースの目的の実現がより健全な海洋経済に貢献することに繋がるとし、IMPの第2フェーズの優先目標として位置づけている。

5. 「アドリア海イオニア海における海洋戦略」

本通達は、アドリア海とイオニア海における初のEU環海戦略である。両海域の沿岸国は全7か国であり、その内訳は、ギリシャ、イタリア、スロヴェニア（EU加盟国）、クロアチア（EU加盟交渉国）、モンテネグロ（候補国）、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナである。

同戦略は、ブルー・エコノミー分野、海洋環境分野、海洋空間分野（寄港国・旗国の義務遵守、海事当局協力、事故対応、船員・航海士情報等）、漁業分野の4本柱からなる。それぞれの分野で目指すべき目標が掲げられている。アクションプランは2013年前半に採択される予定である。

¹¹ こうした事例については、次を参照。 *Ibid.*, pp.5-6.

¹² *Ibid.*, p.12.

6. 2012年の動向の総括

冒頭でも述べたように、現在（2013年2月末時点）確認できる限りにおいて、2012年度は欧州委員会から全5本の通達が発表されたIMP諸施策の「ラッシュの1年」であった。これは、2012年が2010-12年の期間におけるIMPの進捗状況をまとめるという節目に当たっていたことによって説明できる。それでは、現行のIMPの進捗状況は、EUのIMPにおいてどのような評価を下せるだろうか。

IMPの全体の評価を下すのは本章の意図を大きく超えるが、少なくとも2012年の1年を振り返るならば、次のことがいえる。まず、昨年度（平成23年度）報告書でも指摘したように、現代の海洋法は「ポスト国連海洋法期(post-UNCLOS phase)」を迎えている。ポスト国連海洋法期とは、国際海洋法における発展途上国の利益の伸張に加えて、従来型の国家による立法の重要性が低下し、複雑なガバナンスの下で、新しい海洋政策と関連規範が次々と生み出され、社会的アクターや市場がその重要な担い手となっている時期である¹³。EUの海洋政策、とりわけ、IMPは、分野横断的であり、多様な海事産業のステークホルダーがIMPの発展にかかわっているマルチレベル・ガバナンスによって運営されている。また、海洋空間計画や、「ブルー・グロース」といった新しい価値を創出ないしはいち早く取り入れている。こういう意味から、EUのIMPは、典型的なポスト国連海洋法期の海洋法であるといえる。

その上で2012年を振り返るならば、上述したポスト国連海洋法期の海洋法としてのIMPの性格をより強く印象付けるものであったといえる。IMPの施行から5年が経過し、海事・漁業総局が加盟国間の政策協調をうまくコーディネートする形で、海事産業のステークホルダー間の壁を取り払うための取組を進めてきたといえよう。従来、海洋管理では環境局が、また、海洋産業の振興では企業産業総局がEU内の主管局として主流であったが、IMPの発足以来、欧州委員会の海事・漁業総局が徐々にその管理分野を広げつつあり、2012年もかかる流れに沿うものであった。

加えて、2012年により鮮明となったのは、経済成長分野としての海洋経済の発展に向けた取組である。ここ数年、欧州全体での経済不況の長期化に伴い、緊縮財政の下、欧州の経済再生のための戦略である「欧州2020」の目標にIMPにおける貢献が要請されてきた。2012年において、欧州委員会は海洋経済の発展戦略であるブルー・グロース通達を打ち出したほか、海洋知識2020グリーンペーパー通達により海洋経済の基本インフラとしての知識情報の効率的利用に向けた取組みを開始したといえよう。対北極地域政策通達は、気候変動による影響が欧州全体への影響が懸念される中、北極圏諸国との連携及びEU資金に基づく調査研究事業をこれまで通り強化することで対応する一方、北極圏の欧州物流網に大きな影響を及ぼすであろう北極海航路の商業化の潜在的インパクトを

¹³ Juan L Suarez De Vivero, “Marine Policy: Europe and Beyond,” *Williamamttte J. Int’L. & Dis.*, No.15 (2007), p.169.

見据えつつ、法的整備及び北極圏の地域的インフラの整備などを通して北極海からの得られる経済的恩恵を受けるための準備も着々と進めている。以上のことから、2012 年は、海洋経済の発展に向けて着実な歩みを見せた 1 年であったと総括できる。

第4章 英国における海洋政策の動向

英国では、2009年12月に、海洋に関する新しい枠組みとなる「海洋及び沿岸アクセス法 (Marine and Coastal Access Act、以下、MCAA)」が、環境・食糧・農村地域省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs、以下、DEFRA) を中心とする英国政府により制定され、本法のもと、政策遂行型政府外公共機関である海洋管理機関 (Marine Management Organization、以下、MMO) が設立された。MMO は、海洋漁業庁 (Marine and Fisheries Agency)、エネルギー気候変動省 (Department of Energy and Climate Change)、交通省 (Department for Transport) と協力して、持続可能な開発を実現させるため、海域における省庁間横断的な計画、調整、認可活動をおこなっている。具体的活動は以下のとおりである。

- ・海洋計画
- ・海洋ライセンス
- ・海洋自然環境の保全
- ・漁業管理
- ・法律等の施行
- ・海洋汚染に関する緊急対策

以下、各項目別に実施状況を見ていく。

1. 海洋計画

MCAAのもと、2021年までに、英国の沿岸及び沖合海域10カ所の「海洋計画 (Marine Plan)」の策定が目指されている。また、「海洋及び沿岸アクセス法」第44条を根拠に、2011年3月には、これら海洋計画の立案や、海洋環境に影響を及ぼす意思決定のための枠組みを提供する「海洋政策声明 (Marine Policy Statement、以下、MPS)」が発行されている。MPSは、英国の海洋に関係する全ての行政機関により策定・出版され、英国政府 (HM Government)、北アイルランド政府 (Northern Ireland Executive)、スコットランド政府 (Scottish Government)、ウェールズ政府 (Welsh Assembly Government) により採択されている¹。また、海洋計画の策定に先だって、10カ所の海域ごとに、海洋計画の策定過程にどうやって関係者を関与させるか、活動内容を段階的に示した文書である「市民参加声明 (Statement of Public Participation)」が策定されることになっている。海洋計画の策定は、10カ所の海域のうち、東部沿岸及び東部沖合海域より開始されており、本海域の海洋計画策定に先だって、「東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域における市民参加声明」が2011年3月に策定された。今後、東部沿岸及び東部沖合海域における海洋計画は、2013年の早い時期にドラフトが完成され、その後、12週間のパブリックコメントが実施された後、2013年秋に採択・公表される予定である。東部沿岸及び東部沖合海域に続き2番目の海洋計画策定地域は、「南部沿岸及び南

¹ 「海洋政策声明」は、<http://www.official-documents.gov.uk/>より閲覧可能である。

部沖合」地域となること、2012年8月に公表された。

図 英国の海洋計画区域



1. 北東部沿岸
2. 北東部沖合
3. 東部沿岸
4. 東部沖合
5. 南東部沿岸
6. 南部沿岸
7. 南部沖合
8. 南西部沿岸
9. 南西部沖合
10. 北西部

資料) 海洋管理機関 HP

表 主な出来事と今後の予定

| | |
|----------|---|
| 2009年11月 | 「海洋及び沿岸アクセス法 (Marine and Coastal Access Act)」制定 |
| 2010年4月 | MMO 設立 |
| 2010年10月 | 最初の海洋計画策定地域が、「東部沿岸及び東部沖合」に決定 |
| 2011年3月 | 「海洋政策声明 (Marine Policy Statement)」発行 |
| ” | 「東部沿岸及び東部沖合海洋計画区域における市民参加声明 (East Inshore and East Offshore Marine Plan Areas Statement of Public Participation)」策定 |
| 2011年4月～ | 東部沿岸・東部沖合海洋計画の策定開始 |
| 2012年8月 | 2番目の海洋計画策定地域が、「南部沿岸及び南部沖合」に決定 |
| 2013年初旬 | ・東部沿岸・東部沖合海洋計画原案の提示期間 ・東部沿岸・東部沖合海洋計画案の見直し |
| 2013年春～ | 独立機関による東部沿岸・東部沖合海洋計画案の調査 |
| 2013年秋 | 東部沿岸・東部沖合海洋計画の確定と公表 |
| 2013年秋～ | 東部沿岸・東部沖合海洋計画の実施、監視及び見直し |

2. 海洋ライセンス制度

MCAAのもと、海洋ライセンス制度は、2011年4月6日より施行されている。本システムは、以下にある以前の法定管理を強化し、いくつかの部分を置き換えるものである。

- ・食品環境保護法（Food and Environment Protection Act、1985年）第2部に基づくライセンス
- ・沿岸保全法（Coast Protection Act、1949年）34項に基づく内容
- ・電気通信法（Telecommunications Act、1984年）表2第11段落に基づく内容
- ・環境影響評価及び自然生息地規則 海洋浚渫による鉱物抽出（Environmental Impact Assessment and Natural Habitats, Extraction of Minerals by Marine Dredging)Regulations, 2007年）に基づくライセンス

MMOは、英国沿岸域及び沖合水域、ウェールズ及び北アイルランド沖合水域におけるほとんどの海洋ライセンスに関して責任を負う一方、エネルギー気候変動省は、石油ガス関連活動等についてライセンス局となっている。

ライセンスが必要な活動と例は以下のとおりである。

- ・水葬
- ・ケーブル
- ・建設工事
- ・鉱床と爆発物の使用
- ・浚渫物処分
- ・漁業関係の廃棄物
- ・潜水
- ・パイプライン
- ・障害物や危険物の除去
- ・科学機器とトレーサー

3. 海洋自然環境の保全

2012年までに、海洋保護区ネットワークを設立することになっており、これら海洋保護区には、欧州海洋サイト（European Marine Sites、以下EMSs）と、MCAAの下、新たに指定された国家海洋保全地域（National Marine Conservation Zones、以下MCZs）が含まれている。2010年1月12日に、ランディ島周辺海域が、最初のMCZとなった。今後、MCZはDEFRAによって選定されることになっており、4つの地域計画が策定された。MMOは、MCAAの下、MCZsとEMSsの保全のため、条例化を進め、条例に関係する関係者と協議をおこなう。また、条例では禁止されている行為に対し、ある一定レベルの活動許可を与える。さらに、MMOは、海洋生物の保全を目的とした野生生物に関する法律、具体的には、野生生物及び田園地帯保護法1981（Wildlife and Countryside Act 1981）、生息地及び生物保全規則2010（Conservation of Habitats and Species Regulations 2010）、沖合海洋保全規則2007（Offshore

Marine Conservation Regulations 2007)、アザラシ保全法 1970 (Conservation of Seals Act 1970) 等を強化する権限を持っており、野生生物ライセンスを公共機関に発行する。

4. 漁業管理

MMO は、現在、英国の漁業管理及び漁業規則の能率化を図っている。EU 共通漁業政策 (Common Fisheries Policy、以下 CFP) は漁業及び養殖業の EU 管理ツールであり、MMO は、CFP のうち以下の部分に関して責任を負う。

- ・英国の沿岸及び沖合漁船に対するライセンス発行
- ・漁船容量の管理
- ・漁獲割当の管理
- ・欧州漁業基金への申込み
- ・情報の収集、調整及び供給
- ・漁業ルールの強化

5. 法律等の施行

MCAA は、法律を執行する権限の能率化・最新化をおこない、また、海洋ライセンス、自然環境保全、漁業法に関して、共通の監査及び調査する権限を導入している。これには、船舶に乗船して調査する権限や、建物・住居・車両に入り調査する権限や、書類作成を要求する権限を含んでいる。また、MMO は、漁獲物、漁具、漁船の勾留も含まれている。さらに、MMO は、必要に応じて、民事及び刑事裁判手続きをとる権限を持っている。

6. 海洋汚染に関する緊急対策

MMO は、緊急を要する海洋汚染に関して重要な役割を果たしており、海洋汚染事故対策計画の実行し、海洋汚染事故の調整について、主管庁である海事沿岸警備庁を補佐する。また、MMO は、流出油処理関連製品である分散剤、吸収剤、表面用洗剤、生物除去生成物のライセンス発行機関でもある。これらの製品は、流出油処理の目的のために、英国水域でのみ使用を許可される。

第5章 フランスにおける海洋政策の動向

2012年5月6日の大統領選挙（第2回の決戦投票）において、社会党候補のフランソワ・オランド（François Hollande）氏が現職のニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy）氏を破った。同月15日、大統領就任と同時にジャン＝マルク・エロー（Jean-Marc Ayrault）氏を首相に任命、翌日16日にはフランスでは初めての男女同数の閣僚からなるエロー内閣が発足した。続く6月17日の国民議会（下院）議員の総選挙においても社会党が過半数を獲得し、既に左派が過半数を占めていた元老院（上院）と併せて、オランド政権は強固な政権基盤を獲得したと言える。

本章では、政権交代を経たフランスにおける海洋政策の動向について紹介する¹。まず、政権交代による海洋政策への影響については、若干の機構上の変更は確認されるものの、サルコジ政権下での海洋政策からの大きな方針転換が見られるわけではないことを確認する（Ⅰ）。次に、重要な動きの見られる海洋政策分野として、海洋保護区（Ⅱ）および洋上風力発電（Ⅲ）について、それぞれ近年の動向を紹介する。

なお、フランスの海洋政策に関する基礎的情報（地理情報、統治機構制度、行政区分など）およびサルコジ政権下でのこれまでの海洋政策の概要については、前年度の報告書²で紹介したので参照されたい。また、本章で引用する法令（法律・デクレ・アレテ）³およびウェブサイト上の情報は全て、2013年3月1日時点のものである。

Ⅰ. 政権交代による海洋政策への影響について

5月16日に発足したエロー内閣において、エコロジー・持続可能開発・エネルギー大臣（ministre de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie）にはニコル・ブリック（Nicole Bricq）氏が、同大臣付の運輸・海洋経済担当大臣（ministre délégué auprès de la ministre de l'écologie, du développement durable et de l'énergi, chargé des transports et de l'économie maritime）にはフレデリック・キュヴィエ（Frédéric Cuvillier）氏が任命された。それに合わせる形で、サルコジ政権において海洋政策を担当する主要官庁であった「エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省（MEDDTL, le Ministère de l'Écologie, du Développement durable, des Transports et du Logement）」は、「エコロジー・持続可能開発・エネルギー省（MEDDE, le Ministère de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie）」へと改組された。その後、組閣から間もない6月17日の国民議会議員の総選挙を受けて、エロー首相は18日に辞表を提出し、大統領から改めて首相に任命されたうえで21日に第2次エロー内

¹ 本章の執筆にあたり、前年度に引き続き、フランス海洋研究開発機構（IFREMER, L'Institut Français de Recherche pour l'Exploitation de la Mer）のイブ・エノック（Yves Hénocque）博士から有益な助言を受けた。記して感謝申し上げます。

² 23年度報告書「第1部第4章：フランスにおける海洋政策の動向」（執筆：堀井進吾）。

³ 政府の法令サイト（<http://www.legifrance.gouv.fr/>）から入手可能である。なお、「デクレ」とは大統領または首相が発する執行的決定、「アレテ」とは各省大臣または他の行政庁が発する執行的決定である。

閣を発足させた（これはフランス共和制の伝統に基づく形式的なものである）が、その際ニコル・ブリック氏が貿易大臣へと転出し、MEDDE 大臣にはデルフィーヌ・バト (Delphine Batho) 氏が新たに任命されている。また、フレデリック・キュヴィエ氏は留任したが、役職名が MEDDE 大臣付の運輸・海洋・漁業担当大臣 (ministre délégué auprès de la ministre de l'écologie, du développement durable et de l'énergie, chargé des transports, de la mer et de la pêche) へと微妙に変化している。

MEDDE 大臣の具体的な権能については、2012 年 5 月 24 日のデクレ⁴において詳しく規定されている。MEDDE 大臣は、持続可能開発、環境、グリーン技術、エネルギー、気候、産業の安全、運輸およびそのインフラ、都市計画、海洋（造船を除く）、海洋における漁業および養殖業の分野についての政府の政策を準備し、実行するものとされる（1 条）。海洋分野については、とりわけ、海運、商船、海洋レジャー、海洋活動、港湾、沿岸域、海洋行政財産、海洋安全、航行、教育・訓練、船員に関する権能を行使することとされ、また首相の委任のもとで海洋関係閣僚委員会 (CIMER, le Comité Interministériel de la Mer)⁵の議長を務めることができる（1 条 VI）。漁業・養殖業の分野については、漁業、海洋および養殖業からの生産物に関する政策、とりわけそれらの活動に対する規制および融資に関する政策を策定し、実行することとされている（1 条 VII）。この規定から、漁業・養殖業については、前政権下では農業・食料・漁業・農村地域・国土整備省 (le Ministère de l'Agriculture, de l'Alimentation, de la Pêche, de la Ruralité et de l'Aménagement du territoire) の所管であったものが MEDDE へと移管されたことが確認される。このように海洋に関わる分野の権限が MEDDE に集約・統合されることは一貫した海洋政策の実施という観点からは合理的であると思われるが、実際の評価は今後の成果次第であろう（この点、本章末の **IV. 今後の展望** も参照されたい）。

以上のように、政権交代に伴って若干の機構上の変更が確認されるが、他方で、フランスの海洋政策全体についての大きな方針転換が見られるわけではない。まず、2009 年 12 月 8 日に前政権下で発表された「海洋国家戦略青書」⁶に代わる政策文書などは発表されておらず、海洋政策の基本文書としての同青書の地位は変更されていない。また、海洋問題の担当大臣であるフレデリック・キュヴィエ氏が就任後初めて行った 2012 年 5 月 30 日の講演⁷においても、海洋を経済発展・雇用創出の場として捉えて政策を推進していくという前政権と同様の立場が表明されている。そして実際、以下で紹介する海洋保護区および洋上風力発電分野における近年の動向は、前政権下で推進されていた政策をそのまま継続しているものと考えられるのである。

⁴ Décret n° 2012-772 du 24 mai 2012 relatif aux attributions du ministre de l'écologie, du développement durable et de l'énergie.

⁵ CIMER の詳細については、前年度の報告書 (p.34) を参照されたい。

⁶ Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan (8 décembre 2009).

⁷ Discours de Frédéric CUVILLIER, Ministre délégué chargé des Transports et de l'Economie maritime (Paris, 30 mai 2012), http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/2012-05-30_-_Discours_F_-_CUVILLIER_-_Cloture_assises_peche_et_aquaculture.pdf.

II. 海洋保護区政策をめぐる近年の動向

フランスの海洋保護区政策については過去の報告書⁸において既に扱われているが、現在までの間に新たな活動実績が積み重なってきていること、それに伴い海洋保護区局などのウェブサイト上での情報がかなり充実してきたこと、そして法令についても若干の変化が確認されることから、情報を最新のものに更新することは有益であると思われる。以下では、海洋保護区制度についての全般的情報を紹介し（1）、さらに具体例として、海洋自然公園として最も活動実績の長いイロワーズ海洋自然公園を取り上げて、管理評議会を中心としたこれまでのガバナンスのありようについて紹介する（2）。

1. 海洋保護区制度—概説

「2006年4月14日の国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律」⁹の18条によって環境法典¹⁰のL.334条が改正され、海洋保護区局（Agence des aires marines protégée）が創設された（L.334-1条I）。同局は、フランスにおける海洋保護区の活性化および国際的レベルでの海洋保護区の創設・管理へのフランスの参画に貢献するものとされている（L.334-1条II）。

海洋保護区局の管理対象となる海洋保護区として、①海域を有する国立公園（les parcs nationaux ayant une partie maritime）、②海域を有する自然保護区（les réserves naturelles ayant une partie maritime）、③海域を有するビオトープ条例区（les arrêtés de biotopes ayant une partie maritime）、④海洋自然公園（les parcs naturels marins）、⑤海域を有するNatura2000サイト（les sites Natura 2000 ayant une partie maritime）、⑥沿岸域整備機構¹¹に属する区域の海域部分（les parties maritimes du domaine relevant du Conservatoire de l'espace littoral et des rivages lacustres）の6種類が列挙されている（L.334-1条III）。それぞれの区域ごとの創設目的を整理した表が、海洋保護区局のウェブサイト上で作成されている（次頁の表1を参照）。

さらに、2011年6月3日のアレテ¹²によって、以下の9種類の海域が海洋保護区として追加され、海洋保護区局の管轄下に置かれることとなった。⑦湿地に関するラムサール条約（1971年）の適用対象海域、⑧ユネスコ世界遺産条約（1972年）の適用対象海域、⑨ユネスコの生物圏保存地域（réserves de biosphère）に関するセヴィリア戦略を承認する決議（1995年）の適用対象海域、⑩地中海の海洋環境と沿岸地域の保護に関するバルセロナ条約（1995年）の適用対象海域、⑪北東大西洋の海洋環境保全に関する条約（OSPAR条約）

⁸ 20年度報告書「第1部第1章：フランスにおける海洋政策の動向—海洋および沿岸域の統合的管理と海洋保護区—」（執筆：遠藤愛子）。

⁹ Loi n° 2006-436 du 14 avril 2006 relative aux parcs nationaux, aux parcs naturels marins et aux parcs naturels régionaux (1).

¹⁰ Code de l'environnement.

¹¹ 沿岸域整備機構の詳細については、同機構のウェブサイト（<http://www.conservatoire-du-littoral.fr/>）を参照されたい。

¹² Arrêté du 3 juin 2011 portant identification des catégories d'aires marines protégées entrant dans le champ de compétence de l'Agence des aires marines protégées.

の付属書 V (1998 年) の適用対象海域、⑫カリブ海の特別保護地域および野生生物に関するカルタヘナ条約議定書 (1990 年) の適用対象範囲、⑬東部アフリカの保護地域および野生動植物に関するナイロビ条約 (1985 年) の適用対象海域、⑭環境保護に関する南極条約議定書 (1991 年) の適用対象範囲 (以上、全て 1 条)、そして、⑮海域を有する国立禁猟区 (2 条) である。

表 1 : 2006 年 4 月 14 日の法律における海洋保護区の分類および創設目的

| 海洋保護区の類型 | 創設目的 (Finalité de création) | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------------|----|----|----|----|----|----|----|
| | F1 | F2 | F3 | F4 | F5 | F6 | F7 | F8 |
| 海域を有する自然保護区 | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — | ○ |
| 海域を有する Natura2000 サイト | ○ | — | — | — | — | — | — | — |
| 海域を有する国立公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 海洋自然公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 沿岸域整備機構区域の海域部分 | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | ○ |
| 海域を有するビオトープ条例区 | ○ | — | — | — | — | — | — | — |

- F1.** 希少種、絶滅危惧種など、法令上で指定された生息種および生息環境の保全
- F2.** 漁獲対象種、局地的に大量分布している種など、海洋保護区において管理対象となる生息種および生息環境の保全
- F3.** 産卵場、餌場、生産力、移動・回遊など、生態学上の重要関数の提供
- F4.** 海域における水質保全
- F5.** 資源の持続可能な利用
- F6.** 海域の持続可能な開発
- F7.** 海洋の文化的財産の保全
- F8.** 社会的、経済的、科学的、教育的な付加価値

(出典 : <http://www.aires-marines.fr/Les-aires-marines-protégees/Categories-d-aires-marines-protégees>)

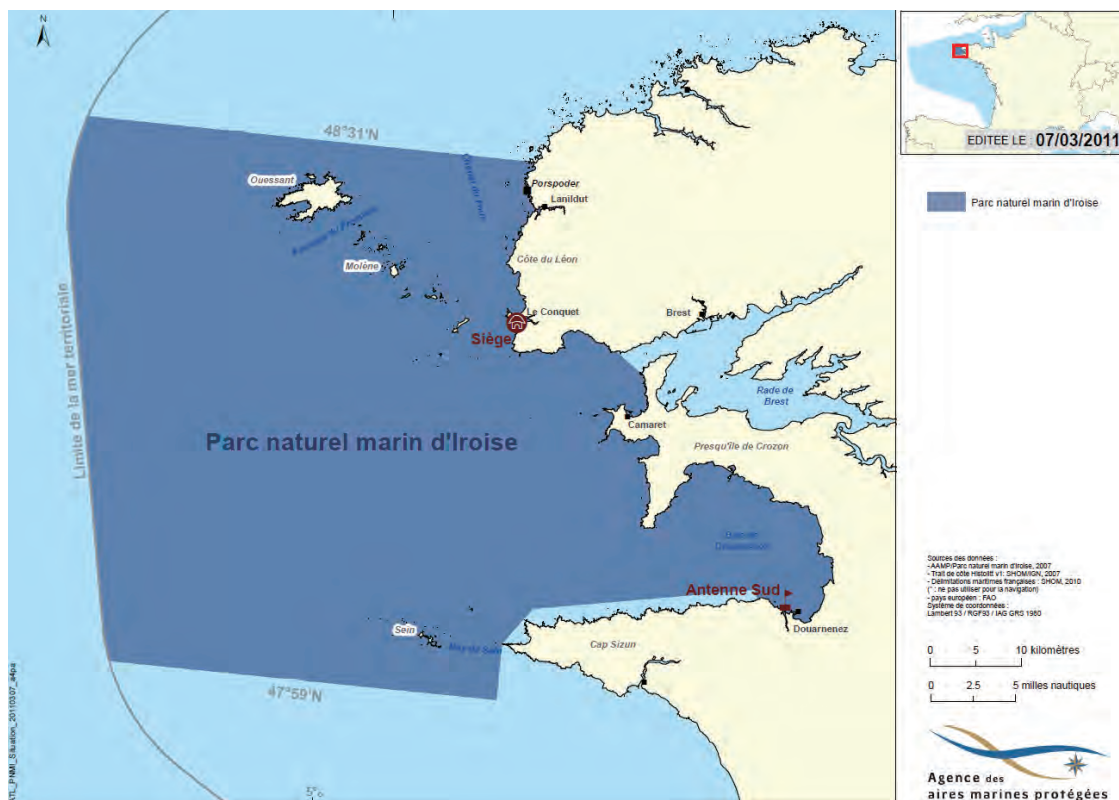
以上、現在フランスには合計 15 種類の海洋保護区が存在しており、2020 年までに管轄海域の 20 パーセント (中間目標としては 2012 年までに 10 パーセント) の海域を海洋保護区にすることを政策目標としている。中でも、前述の 2006 年の法律によって新設された海洋自然公園については活発な動きが見られ、前年度の報告書で紹介した 4 つに続く 5 つ目として、2012 年 12 月 11 日のデクレ¹³によってピカール河口・オパール海海洋自然公園 (フランス北部、パ＝ド＝カレー県の西部沿岸海域) が創設された。

以下では、海洋自然公園の第 1 号として 2007 年に創設され、最も長い活動実績を有するイロワーズ海洋自然公園について、その創設経緯およびこれまでのガバナンスのありようについて紹介する。

¹³ Décret n° 2012-1389 du 11 décembre 2012 portant création du parc naturel marin des estuaires picards et de la mer d'Opale.

2. イロワーズ海洋自然公園—創設経緯、管理評議会を中心としたガバナンス

図 1：イロワーズ海洋自然公園



中央部、ルコンケ（Le Conquet）の赤い部分が本部（Siège）

下部、ドゥアルヌネ（Douarnenez）にある赤い部分が南部支部（Antenne Sud）

（出典： http://cartographie.aires-marines.fr/sites/all/modules/cartographie/pdf/ATL_PNMI_Situation_20110307_a4pa.pdf）

イロワーズ海（ブルターニュ半島西端のフィニステール県の西部沿岸海域）は、非常に豊かな海洋自然資源を有する、漁業、養殖業、観光業のいずれにとっても重要な海域であり、1989年にユネスコから生物圏保存地域に指定されたのを契機として、同海域を保護しなければならないという気運が高まった。1995年には CIMER によって国立公園の創設計画が承認され、1996年には研究グループが組織された。2000年の関連地域の利害関係者への意見聴取などを経て、2001年には首相が創設計画を検討に付する旨のアレテを出した。その後の検討の中で、基本的に陸域を想定している国立公園に関する既存法制は海域管理にはなじまないのではないかと懸念が高まり、新たな制度として「海洋自然公園」を創設する法律がまず必要であると考えられるようになった。こうした流れの結果として、前述の「2006年4月14日の国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律」が成立し、イロワーズ海洋自然公園は、その後の2007年9月28日のデクレ¹⁴によってようや

¹⁴ Décret n° 2007-1406 du 28 septembre 2007 portant création du Parc naturel marin d'Iroise.

く創設されることとなったのである。海域保護の気運が高まった 1989 年から数えて、実に 20 年近くの歳月を要したことになる¹⁵。

同デクレにおいては、まず 1 条でイロワーズ海の特徴について、非常に豊かな生物多様性、希少種・絶滅危惧種の存在などが指摘されている。続いて 2 条において、イロワーズ海洋自然公園を創設する旨が規定され、その地理的範囲が定義されている（前頁の図 1 を参照）。なお、港湾の行政財産（le domaine public des ports maritimes）は、この海洋自然公園の範囲からは除外されている。

イロワーズ海洋自然公園の管理評議会（Conseil de gestion）については、同デクレ 3 条において規定されている。メンバーは合計 49 人であり、国の代表者（6 人）、地方公共団体の代表者（11 人）、アルモリク地域自然公園の管理を担っている労働者の代表者（1 人）、職業団体の代表者（12 人）、海域利用者の代表者（8 人）、環境保護団体の代表者（2 人）、研究機関などから推薦された有識者（9 人）という構成になっている。このように多様な利害関係者を包摂することで、管理評議会によるガバナンスの民主的正当性および実効性を確保することが意図されているのである。メンバーの任命については 4 条に規定があり、フィニステール県知事および大西洋軍管区長官¹⁶が共同のアレテによって任命するものとされている。

管理評議会のこれまでの活動実績としては、まず、前述のデクレ 4 条に基づき、フィニステール県知事と大西洋軍管区長官の 2007 年 12 月 14 日の共同アレテによって管理評議会のメンバーが任命され、12 月 19 日には第 1 回の管理評議会会合が開催された。最初に管理評議会の議長にピエール・マイユ（Pierre Maille）氏が選出され、その後、議長によって 2 人の副議長の選出と 13 人の事務局（bureau）メンバーの任命が行われ、管理評議会の権限の一部が事務局に委任された。その後、第 2 回会合（2008 年 9 月 23 日）で評議会本部を設置、第 3 回会合（2009 年 12 月 2 日）で南部支部を設置、第 5 回会合（2010 年 9 月 29 日）でイロワーズ海洋自然公園の管理計画（plan de gestion）¹⁷を採択（その後、海洋保護区局の行政理事会（conseil d'administration）で 11 月 25 日に承認）した。その後は年に 2～3 回のペースで会合が開催されており、最も新しい会合は 2013 年 1 月 22 日の第 12 回会合である¹⁸。

¹⁵ 創設経緯のさらなる詳細については、Boncœur Jean *et al.*, “La gouvernance des aires marines protégées: le projet de parc marin en Iroise, un exemple de processus participatif?”, *Mondes en développement*, 2007/2 n° 138, pp.77-92 を参照されたい。

¹⁶ この 2 者は管理評議会のメンバーではなく、政府委員（commissaires gouvernement）という立場から管理評議会の決定を監視する役割を果たす。なお、海軍軍管区（préfecture maritime）およびその長官（préfet maritime）に詳細のついては、前年度の報告書（p.36）を参照されたい。

¹⁷ 行動計画の詳細については、<http://www.parc-marin-iroise.fr/Le-Parc/Objectifs/Plan-de-gestion> を参照されたい。

¹⁸ 管理評議会会合の詳細については、<http://www.parc-marin-iroise.fr/Le-Parc/Gouvernance/Decisions> を参照されたい。

管理評議会の活動内容としては、内部規則の制定、前述の管理計画の策定、年間の行動計画の策定、管理目的に含まれるプロジェクトに対する財政的・技術的支援の決定、年間報告書の作成、海洋利用計画（SMVM, Schéma de mise en valeur de la mer）に対する見解の付与などが挙げられる。また、海洋自然公園内の海域を変質させる可能性のある活動については、海洋保護区局またはその委任を受けた管理評議会の同意見解（avis conforme）を得なければならないとされており（環境法典 L.334-5 条）、管理評議会はこれまでに、船引き網漁業、農地開発、貝砂の採掘などの様々な活動について同意見解を付与している。

以上のように、イロワーズ海洋自然公園は、その創設経緯が海洋自然公園というカテゴリ自体の誕生とも密接に関わっているという意味においても、創設から既に5年以上が経過しており管理評議会を中心としたガバナンスの実績が着実に積み重ねられているという意味においても、非常に重要な事例であると思われる。

III. 洋上風力発電をめぐる近年の動向

フランスは、「2009年8月3日の環境グルネルの実施に関するプログラム法律（グルネル実施法1）」¹⁹において、2020年までに全消費電力の23パーセントを再生可能エネルギーにすることを掲げている（19条）。具体的な内訳については「2009年12月15日の発電投資の複数年計画に関するアレテ」²⁰において規定されており、洋上風力およびその他の海洋エネルギーについては、2020年までに全消費電力の3.5パーセントにあたる6ギガワットの発電力を目指すこととしている（1条）。

洋上風力発電施設の建設のために、2011年7月に第1回の入札募集が行われたことについては前年度の報告書で既に紹介したが、以下では、その後の進展も含めた詳細（1）および今後予定されている第2回の入札募集（2）について紹介する。なお、入札募集手続の詳細については、「2002年12月4日の発電施設の入札募集手続に関するデクレ」²¹を参照されたい。

1. 第1回入札募集（2011年7月～）

MEDDTL（当時）は、2011年7月11日に第1回の入札募集を発表した。これは、ルトレポール（le Treport）、フェカン（Fecamp）、クールソユスルメール（Courseulles-sur-Mer）、サンブリユ（Saint-Brieuc）、サンナゼール（Saint-Nazaire）の5つの海域における合計最大3ギガワットの発電力を担う洋上風力発電施設の建設および運営を請け負う事業者を募るものであった（それぞれの海域の位置については次頁の図2を参照）。

¹⁹ Loi n° 2009-967 du 3 août 2009 de programmation relative à la mise en œuvre du Grenelle de l'environnement (1).

²⁰ Arrêté du 15 décembre 2009 relatif à la programmation pluriannuelle des investissements de production d'électricité.

²¹ Décret n° 2002-1434 du 4 décembre 2002 relatif à la procédure d'appel d'offres pour les installations de production d'électricité.

図 2：洋上風力発電施設の建設（予定）海域



赤：第 1 回の入札募集海域（ルトレポールを除く） 緑：第 2 回の入札募集海域
 (出典：<http://www.developpement-durable.gouv.fr/Presentation-de-l-appel-d-offres.html>)

入札条件については、エネルギー行政に関する独立行政機関（une autorité administrative indépendante）であるエネルギー規制委員会（CRE, Commission de régulation de l'énergie）²² が発表した入札仕様書（cahier des charges）²³ に詳しく規定されており、落札企業の選定に当たっては、①産業的・社会的な観点からの計画の質（40 パーセント）、②提案される電気の買い取り料金（40 パーセント）、③海洋およびその利用者の尊重（20 パーセント）、の 3 点が評価基準となるものとされた。入札期限の 2012 年 1 月 11 日までに 5 つの海域について合計 10 件の入札がなされ、同月 19 日には CRE が全ての入札書類が審査に必要な様式を満たしていることを認定した。

CRE は上記の評価基準に基づく採点表および報告書を 2012 年 3 月 27 日に MEDDTL 大

²² CRE の詳細については、ウェブサイト（<http://www.cre.fr/>）を参照されたい。

²³ <http://www.cre.fr/documents/appels-d-offres/>

臣（当時）に送付した。それを受けて同大臣が落札企業を選定し、4月5日にCREの肯定的な答申（avis motivé）を得たうえで翌日6日に正式に発表した。海域ごとに決定された落札企業は下記の表2の通りである。なお、ルトレポールについては、入札企業によって提案された電気の買い取り料金が高額であったため、落札企業なしとされた。

表2：第1回入札募集の結果

| 海域 | 発電力 | 落札企業 |
|------------|-----------|------------------------|
| フェカン | 498 メガワット | Eolien Maritime France |
| クールソユスルメール | 450 メガワット | Eolien Maritime France |
| サンナゼール | 480 メガワット | Eolien Maritime France |
| サンブリユ | 500 メガワット | Ailes Marines SAS |
| ルトレポール | — | 落札企業なし |

（出典：<http://www.developpement-durable.gouv.fr/6-avril-2012-Designation-des.html>）

2. 第2回入札募集（2013年3月～）

2013年1月、MEDDEのウェブサイト上で、第2回の入札募集についての情報が発表された²⁴。対象海域は、前回落札企業なしとされたルトレポールと、ユー島・ノワルムチエ島（Iles d'Yeu et de Noirmoutier）の2つの海域であり（それぞれの位置については前頁の図2を参照）、合計最大1ギガワットの発電力を担うことが期待されている。

2013年3月1日の時点では、CREによる入札仕様書の発表などは確認されていないが、ウェブサイト上の情報によれば、概ね第1回入札募集における内容を踏襲しつつ、若干の修正を加えたものとなる見通しである。正式な入札募集の発表は2013年3月、入札期限は同年9月、落札企業の決定は2014年1月となる予定である。

IV. 今後の展望

以上、政権交代による海洋政策への影響について検討し、重要な分野として海洋保護区および洋上風力発電についての動きを紹介してきた。これまで述べてきた通り、海洋政策における大きな方針転換は確認されておらず、今後も当分の間は、前政権下で策定された海洋国家戦略青書（2009年）などの政策文書で示された目標を具体的な実施に移す段階が続くものと思われる。

ただし、それぞれの政策の進捗状況については若干の懸念があるように思われる。例えば、2012年までにフランス管轄海域の10パーセントを海洋保護区に指定するという中間目標は達成されず（本来であれば、合計で10の海洋自然公園が創設されていなければならなかった）、また洋上風力発電についても、第2回入札募集の開始時期は当初の予定ではもっと早いはずであった。こうした遅れが、政権交代に伴って生じる不可避的なタイムラグに過ぎないのか、厳しい財政状況のもとでの予算的制約に起因するものなのか（実際、2013

²⁴ <http://www.developpement-durable.gouv.fr/Presentation-de-l-appel-d-offres.html>

年度の海洋分野の予算額は 2012 年度よりも 5 パーセント減少している²⁵)、当初の政策目標・予定が野心的に過ぎたのか、それとも新政権がこれらの海洋政策に対して単に消極的なのかは筆者には判断できないが、いずれにせよ今後の進捗については注視する必要があるだろう。

最後に 1 点、最近の注目すべき動きとして、2013 年 1 月 18 日に海洋問題に関する国家レベルの諮問機関である海洋沿岸国民評議会 (CNML, Conseil national de la mer et des littoraux) が設置されたことに触れておきたい。CNML は「2010 年 7 月 12 日の環境のための国家の義務を定める法律 (グルネル実施法 2)」²⁶によりその創設が規定されたこと、そしてその構成・運営については 2011 年 6 月 9 日のデクレ²⁷で規定されており多様な利害関係者からなる 70 人のメンバーで構成されることについては前年度の報告書で紹介した通りである。法律制定から 2 年半が経過しており必ずしも迅速な設置とは言えず、この点についても様々な評価があり得るように思われるが、いずれにせよ MEDDE のウェブサイトでは、CNML の設置によって海洋政策のガバナンスは新たな段階に入ったと謳われており²⁸、今後の活動が注目されるところである。

以上

²⁵ MEDDE, Projet de loi de finances 2013, http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/PLF-2013_28p.pdf.

²⁶ Loi n° 2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement (1).

²⁷ Décret n° 2011-637 du 9 juin 2011 relatif aux attributions, à la composition et au fonctionnement du Conseil national de la mer et des littoraux.

²⁸ <http://www.developpement-durable.gouv.fr/Conseil-national-de-la-mer-et-des,30892.html>

第6章 ロシアにおける海洋政策の動向

ロシアの海洋政策といった場合、主管官庁は多岐にわたり、また、海洋を規定する諸法律も多様である。ここで全てを列挙することはできないが、例えば、水域の汚染防止に関する法律や、海域について諸法がある。海域についての諸法には、1998年の「内水・領海・接続水域に関する連邦法（Federal Act on the internal maritime waters, territorial sea and contiguous zone of the Russian Federation）」、同年の「EEZに関する連邦法（Federal Act on the Exclusive Economic Zone of the Russian Federation）」がある。加えて、法的拘束力を持たない政治文書として、2001年公布の「2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン（Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года）」、2010年に公布された「2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略（Стратегия развития морской деятельности Российской Федерации до 2030 года）」（22年度報告書で解説及び翻訳掲載）がある。海洋ドクトリンに基づいて、ロシア連邦政府海洋協議会が連邦中央に設置されている。同協議会は、多岐にわたる海域の主管官庁の意思疎通と政策調整の場となっている¹。

昨年度の報告書（平成23年度）の第5章「ロシア海洋政策の動向」では、「2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン」の概要を示した上で、港湾インフラに特化した発展戦略である「2030年までのロシア連邦海洋港湾インフラ発展戦略（“Стратегия развития морской портовой инфраструктуры России до 2030 года”）」（以下、「港湾インフラ発展戦略」と略記）の立案に向けた動きについて紹介した²。

2012年におけるロシア海洋政策の動向の焦点の1つは、港湾インフラ発展戦略がロシア連邦政府によって承認されるか否かにあった。結論からいえば、2012年12月時点において、同戦略はまだ最終案が完了していない。また、昨年度の報告書で触れたように、一部報道において2030年までの海洋ドクトリンの策定が報じられたが、これに関する動静では公開されている情報において何ら進展がみられていない。

他方において、2012年において海洋に関わる重要な立法活動及び政策動向もあった。7月28日、「北極海航路海域における商業航行についての国家規則に関わるロシア連邦の特定の諸法の修正に関わる連邦法（Federal Law On Amendments to Certain Legislative Acts of the Russian Federation Concerning State Regulation of Merchant Shipping in the Area of the Northern Sea Route）」（以下、NSR 関連諸法修正法と略記）が出されたのである。さらに、12月24日、「2013年から2030年までのロシア造船業の国家事業案（Draft State Programme for the Development of the Russian Shipbuilding Industry in 2013-2030 years）」が連邦政府によって承認

¹ <http://government.ru/eng/gov/agencies/135/> (as of February 6, 2013) Path: ; The Russian Government; Russian Government Commissions; Marine Board.

² 大西富士夫「ロシアにおける海洋政策の動向」、『平成23年度各国および国際社会の海洋政策の動向』（海洋政策研究財団、2012年）43-46頁。

されている³。

本年度はこれらの 2012 年の動向を踏まえ、まず、「港湾インフラ発展戦略」の策定過程における進展について取り上げ、次に、NSR 関連諸法修正法の概要を述べることとする。

1. 「港湾インフラ発展戦略」

「港湾インフラ発展戦略」は、2010 年 5 月にロシア連邦運輸省（Министр транспорта Российской Федерации）がその策定を海洋河川交通庁（руководитель Росморречфлота）に委託、また海洋河川交通庁は、ロシア国営企業ロスモルポルト（Росморпорт）に同案の作成を依頼し、ロスモルポルトは 2011 年 7 月 1 日に海洋河川交通庁に同案を答申した⁴。同年 11 月 5 日に同案に対するパブリックコメントが実施された。その後、しばらくの間、港湾インフラ発展戦略案についての動静はしばらく伝えられなかったが、ロスモルポルトは、2012 年 9 月 15 日 という期限を区切って再び意見の公募を行っていた。その後、港湾インフラ発展戦略案は、政府海洋協議会で 9 月 28 日に承認を受けた。ロスモルポルトのプレスリリースによれば、現在（2013 年 3 月 1 日現在）、ロスモルポルトは提出された意見や提言に従って最終案の調整中となっている⁵。

2. NSR 関連諸法修正法

北極海航路（NSR）は、数世紀にわたりロシア帝国・旧ソ連の国内航路として利用されてきたが、同航路を国際航路として開放する旨のゴルバチョフ書記長の宣言（1987 年）を受けて、1990 年代にそのための環境整備が始まった。1990 年に「北極海航路航行規則（Regulations for Navigation on the Seaways of the Northern Sea Route）」、1996 年の「北極海航路における砕氷船及び水先案内の規則（Regulations for Icebreaker and Pilot Guiding of Vessels through the Northern Sea Route）」、1996 年の「北極海航路を航行する船舶の構造・装備・備品の要件（Requirements for the Design, Equipment and Supplies of Vessels Navigating the Northern Sea Route）」等が策定されてきた。

今回の NSR 関連諸法修正法の主な内容は、「北極海航路における船舶に対する砕氷船サービス、水先案内」を国家独占事業として認定したほか（第 1 条）、「内水・領海・接続水域

³ The National Fish Resources “Russian shipbuilding has received the development program until 2030,” at http://www.nfr.ru/en/smi/detail.php?ELEMENT_ID=11507 (as of March 1, 2012)

⁴ ロスモルポルトは、2002 年にロシア運輸省によって港湾管理の改革を実施する国営単一企業として設立された会社である。吉田進「ロシアの海洋、資源開発と海上輸送」、『海洋の安全保障』（日本国際問題研究所、2006 年）107 頁。

⁵ “Strategy of Russian Port Infrastructure Development,” at <http://eng.rosmorport.ru/seastrategy.html> (as of March 1, 2013) Path: Rosmorport; For Investor; Strategy of Russian Port Infrastructure Development.

に関する連邦法」の第14条を改正している（第2条）。また、「北極海航路」の地理的範囲を再定義するとともに、NSRの航路監督機関としての「北極海航路局」の役割を再定義している。

3. 「2013年から2030年までのロシア造船業の国家事業案」

「2013年から2030年までのロシア造船業の国家事業案」は、1兆3000億ルーブル（3兆3400億円）規模の予算要求からなる大規模な防衛関連船舶、オフショア開発、砕氷船等の建造計画であり、中期目標としての2020年までには砕氷船26隻、タンカー230隻、ガス運搬船40隻を建造するとしている⁶。ロシアの船主は外国から毎年100億ドル相当（国内生産は6%程度）の船を購入しており、これらの外部へ流れる資金をロシア国内で消費することが目的であると考えられる。

4. 2012年の動向の総括

2012年におけるロシア海洋政策の最大の出来事は、NSR関連修正法の可決であったといえる。同法の可決を通して、ロシア連邦中央がNSRの法的整備を急ぐ背景には、近年、気候変動による夏季の海氷面積の著しい縮小と、それに伴う北極海のグローバル経済への統合の動きが急速に進行していることを指摘できる。2012年4月15日のエクソン・モービルとロシア国営石油会社ロスネフチによる北極資源開発での提携や⁷、ロスネフチとノルウェー国営石油会社スタット・オイル及び伊国営石油会社エニィとの提携成立は、その証左である⁸。日本に関連して言えば、2011年9月には三光汽船の所有するタンカー（船名 *Sanko Odyssey*）がチャーターされたほか、去る2012年12月5日には史上初となる北極海航路経由のLNGタンカー（船名 *Ob River*）が日本の北九州戸畑港に到着し、話題となった。また、欧州とアジアを結ぶ北極海航路の利用実績は、2010年には4隻であったが、2011年に34隻、2012年は46隻となり、鉄鉱石及びガス・コンデンセートのスポット契約を中心として、急激に増加している⁹。次年度においても、北極海に関して活発な動きがみられるであろう。

⁶ Arctic Info, “The shipbuilding industry development programme until 2030 is focused on offshore projects,” 12 October 2012, at http://www.arctic-info.com/News/Page/programma-razvitia-sydstroenia-do-2030-goda-orientirovana-na-sel_fovie-proekti (as of October 23, 2012)

⁷ FT. Com, “Exxon and Rosneft Seal Arctic Deal,” 18 April 2012, at <http://www.ft.com/intl/cms/s/0/8b0c869e-8977-11e1-85af-00144feab49a.html#axzz1wtgXPxIS> (as of June 5, 2012)

⁸ Barents Observer, “Statoil, Rosneft sign landmark Barents Sea deal,” 5 May 2012, at <http://barentsobserver.com/en/energy/statoil-rosneft-sign-landmark-barents-sea-deal> (as of May 8, 2012)

⁹ Barents Observer, “46 Vessels through Northern Sea Route,” 23 November 2012, at <http://barentsobserver.com/en/arctic/2012/11/46-vessels-through-northern-sea-route-23-11> (as of

November 24, 2012)

第7章 オーストラリアにおける海洋政策の動向

オーストラリアでは、海洋における生態系ベース管理の実施に焦点を当てた海洋政策を進めている。本章では、オーストラリア連邦政府が過去数年間進めてきた海洋生物地域計画及び新たな「連邦海洋保護区」の設置に焦点を当て、2012年におけるオーストラリアの海洋政策の動向を概観する。

1. 近年の海洋政策を巡る動き

近年のオーストラリアにおける海洋政策は、1998年に発表された「オーストラリアの海洋政策 (Australia's Ocean Policy: AOP)」に基づき展開されている。海洋を「ケアし、理解し、賢く使う」ことを目的としたAOPは、当初省庁間に横串を差し連邦及び州管轄の全海域で統合的な生態系ベース管理を行うことを掲げた。しかし、1) AOPが州管轄海域をも管理対象とすることについて、連邦政府と州政府の間で調整がつかず、結果州政府の了承を得ずにAOPを発表した経緯があり、実質上は連邦政府海域のみを対象とすることになったこと、また2) AOPは根拠法を持たず、実施にはあくまでも関係省庁の自発的な協力を依拠したことから、その実施は幾つもの障害に見舞われた¹。こうした状況を憂慮した連邦政府は、2004年にAOPの見直しを実施し、1999年に施行された「環境保護及び生物多様性保全法 (EPBC法)」のもとで海域の生態系管理に焦点を絞り、2005年より新たな「海洋生物地域計画 (Marine Bioregional Planning: MBP)」²を開始するに到った。

MBPは、連邦海域における各海洋地域の海洋環境と保護価値を示した上で、生物多様性保全に関する指針を定め、優先的に取り組む必要のある地域の課題に向けた戦略と計画を策定することを目的としている。連邦海域は、大規模生態系 (LME) に基づき6つの海洋地域 (南西部、北西部、北部、温帯東部、南東部、珊瑚海) に区分され、各地域では優先される保護項目を示した海洋生物地域計画 (Marine Bioregional Plan) 案と、その保護に必要な新たな海洋保護区の設置場所等を示した連邦海洋保護区ネットワーク (Commonwealth Marine Reserves Network) 案が作成された。

2. MBPを巡る2012年の動き

2012年5月には、MBPのもとで策定が進められていた南西部海域、北西部海域、北部海域、温帯東部海域の4つ海域にて最終的な海洋生物地域計画が公表された。南東部海域は

¹ Rose, Gregory L. 2006. Legal frameworks for integrated marine environmental management. In *Paper presented at the 2006 Fullbright Symposium Maritime Governance and Security: Australia and American Perspectives*. University of Tasmania, Hobart.

² MBPの実施事項、背景、プロセス等については、平成22年度、平成23年度分の本報告書内「オーストラリアにおける海洋政策の動向」に詳しい。

MBP の先行プログラムにて既に暫定的な計画が策定されていたが、7月に新たな計画が発表された。一方、珊瑚海域についてはMBPのもとで新たな生物地域計画は策定されていない。が、同海域では従前より一部の海域³に対する個別の保護計画が存在し、また2009年には残る全海域が暫定的な「珊瑚海保護区域」に指定されていることから、既に保護に関する指針がある程度示されていると考えられる。

連邦政府は各海域の連邦海洋保護区ネットワーク案を元に、全連邦海域を網羅する「連邦海洋保護区 (Commonwealth marine reserves)」案を作成し、2012年7月にパブリック・コンサルテーションへ供した⁴ (表1)。同年11月、連邦政府は連邦海洋保護区案を正式に承認し、これにより40もの新たな海洋保護区が連邦海域に設置されることとなった。特に、珊瑚海域は、全域が海洋保護区に設定されたことから、およそ99万km²に渡る世界最大の海洋保護区となった。これまで約80万km²であった連邦海域内の海洋保護区は、一気に310万km²まで拡大されることとなり、オーストラリアの海洋環境保護の取り組みを大きく前進させた。

なお、「連邦海洋保護区」は上記EPBC法のDivision4にある連邦保護区 (Commonwealth Reserve) の設置規定に依拠したものである。これまでは環境省⁵が中心に連邦海洋保護区のプロセスを実施してきたが、同法Division5によると、海洋保護区の設定、管理、運営は国立公園監督局が行うとしており、海洋保護区を巡る今後の運営は環境省と同監督局が協力して実施していくことになる。

³ Coringa-Herald 国立自然保護区及びLihou 礁国立自然保護区。

⁴ 「連邦海洋保護区」は、1998年より連邦政府が取り組んでいる全国的な海洋保護区ネットワーク化 (National Representative system of marine protected areas: NRSMPA) の構想に基づくものである。

⁵ 本稿では便宜的に環境省と記したが、正式名称は環境・持続可能性・水資源・人口・地域社会省 (Department of Sustainability, Environment, Water, Population and Communities) である。

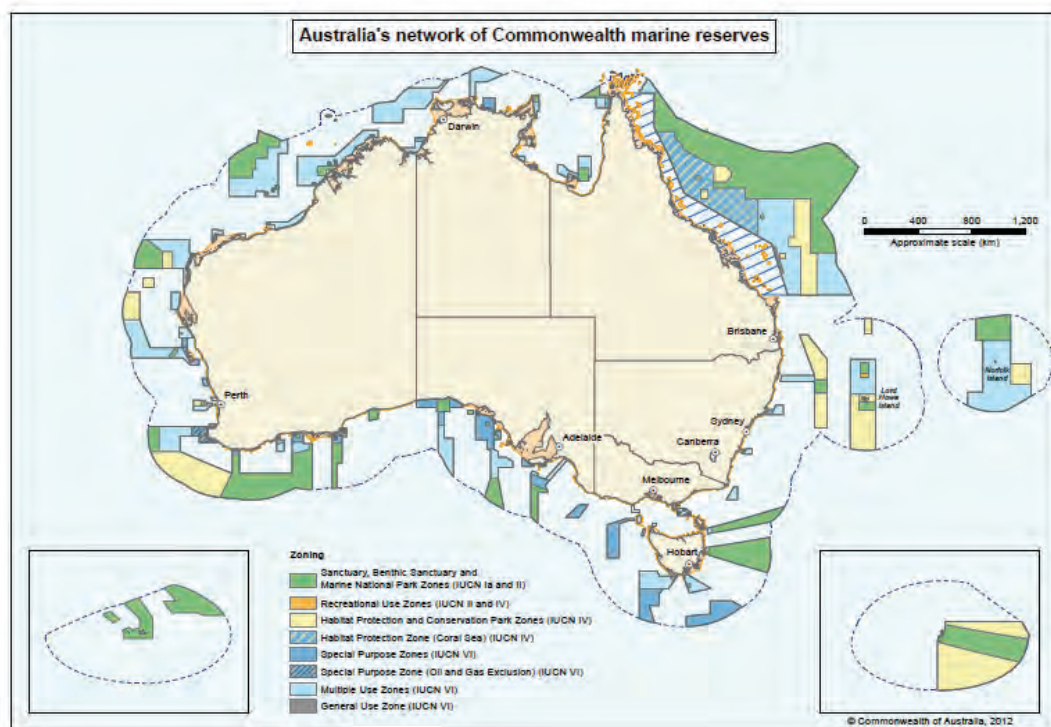


表1 連邦海洋保護区（出典：オーストラリア政府）

その後、2013年1月には南西部海域、北西部海域、北部海域、温帯東部海域、珊瑚海域の「連邦海洋保護区ネットワーク管理計画 2014-2024」⁶の原案が公表され、現在最終案に向けたプロセスが進展中である。連邦海洋保護区ネットワークの運用は、環境省によると各海域の管理計画が施行される2014年7月を以って開始される。以下では、南西部海域を例に海洋保護区ネットワーク管理計画案の構成と戦略の概略を示す。

1. はじめに

1.1 本管理計画の構成

1.2 管理計画の目的

1.3 その他本計画に関する情報

2. 南西部海域海洋保護区ネットワークの環境、価値、負荷

2.1 環境

2.2 社会・文化・経済的価値

2.3 保護価値

2.4 保護価値に対する負荷

3. 国際自然保護連合（IUCN）の保護区カテゴリーと保護区ネットワークのゾーニング

⁶ 正式名称は、Commonwealth marine reserves network management plan 2014-24。

及びそのカテゴリー

4. 管理戦略

戦略 1—海洋保護区の保護価値及び負荷に関する理解と知識の向上

戦略 2—効果的なアセスメントを通じた諸活動による影響の最小限化

戦略 3—環境事故管理を通じた海洋保護区の保護価値の保全

戦略 4—教育と執行を通じた本管理計画の遵守強化

戦略 5—海洋保護区管理に関するコミュニティの理解向上とステークホルダーの参加

戦略 6—先住民族の管理への参加支援

戦略 7—モニタリングとレビューを通じた本管理計画の有効性の評価と報告

5. 南西連邦海洋保護区ネットワークの利用に対する管理

5.1 概要

5.2 認められた活動への許可及び承認

5.3 同海洋保護区ネットワークの利用とアクセスに関する一般事項

5.4 海運

5.5 漁業と養殖

5.6 観光とメディア

5.7 遊漁

5.8 採鉱

5.9 構造物等

5.10 調査及びモニタリング活動

5.11 防衛、国境警備、法律執行、緊急対応

5.12 新たな活動と認可

6. 附属 A（海洋保護区サイトの詳細）

7. 附属 B（関連法令）

8. 用語

9. 追加的情報

第8章 中国における海洋政策の動向

2012年度における中国海洋政策の動向としては、主に「全国海洋機能区画(2011~2020)」、「全国海島保護計画(2011~2020)」、「全国海洋経済発展第12次5カ年計画(2011-2015)」など諸計画の策定のほかに、国家海洋局を中心とする海洋行政組織の改組、海洋発展戦略に関する年度シリーズである「中国海洋発展報告2012」の発表などが挙げられる。本章では、このような政策的動きを中心に、計画の策定、組織の改組、海島の管理、海域の管理などの分野について紹介する。

1. 計画の策定

(1) 「全国海洋機能区画(2011~2020)」¹

本計画は、「中国海域使用管理法」(2001年)、「全国海洋機能区画」(2002年)、「中国海洋環境保護法」(1982年)などの法律・計画に基づき、2012年3月に策定されており、将来10年における海域の開発利用と環境保護に対して総合的な計画を行っている。具体的には、海域の自然属性、開発利用及び環境保護の現状等について科学的に評価し、国家の総合政策と沿海地区発展戦略のバランスを調和するとともに、基本原則や主要目標等について明らかにしている。

また、農業・漁業、港湾航行運輸、工業、鉱物・エネルギー、観光レジャー、海洋保護、特殊利用、保留など8種類の海洋機能区を区画し、渤海、黄海、東海、南海及び台湾より東方面の海域における主要機能と開発保護方向について定めている。本計画に基づき、各地方における海域機能区画や関連海洋政策の策定・実施されることとなっており、計画の範囲は中国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚及びその他の管轄海域で、計画の期間は2011年~2020年である。章別構成は下記の通りである。

序言

第1章 海洋開発と保護状況

第1節 海域と海洋資源

第2節 海域管理と海洋環境保護状況

第3節 海洋をめぐる情勢

第2章 指導思想、基本原則と主要目標

第1節 指導思想

第2節 基本原則

第3節 主要目標

第3章 海洋機能区分

第1節 農漁業区

¹ 「全国海洋機能区画(2011~2020)」の詳細は、参考資料5の全文訳文を参照されたい。

- 第2節 港湾航行運輸区
- 第3節 工業及び城鎮²使用区
- 第4節 鉱業及びエネルギー区
- 第5節 観光レジャー区
- 第6節 海洋保護区
- 第7節 特殊利用区
- 第8節 保留区
- 第4章 海区主要機能
 - 第1節 渤海
 - 第2節 黄海
 - 第3節 東海
 - 第4節 南海
- 第5章 保障措置の実施
 - 第1節 計画の総合的、基礎的、制約的役割
 - 第2節 海域使用管理レベルの向上
 - 第3節 困り込み・埋立て管理の革新と強化
 - 第4節 海洋環境保護と生態修復の強化
 - 第5節 計画実施の基礎建設の強化
 - 第6節 全管轄海域をカバーする動態モニタリングシステムの構築
 - 第7節 計画実施を保障する制度整備の改善

(2) 「全国海島保護計画（2011～2020）」³

本計画は、「全国海島保護法」（2009年）に基づき、2012年4月に策定されており、海島及びその周辺海域生態システムの保護、海島資源の合理的な開発と利用、国家海洋権益の保護、海島地域経済社会の持続可能な発展の促進に重要な意義を持つとされている。計画では、海島保護と利用の現状、問題点及び海島をめぐる情勢等について全面的に分析しており、2020年までに「海島生態保護の著しい強化、海島開発秩序の逐次的強化、海島居住環境の大幅な改善、特殊用途海島の保護の強化」などの計画目標を実現することについて示している。

また、海島の分類、区域別保護の具体的な要求について明らかにし、海島資源と生態の調査評価、辺鄙な海島の開発利用など10件の重点プロジェクトを立ち上げるとともに、法整備、能力開発、市民参加、プロジェクト管理、資金保障などの諸項目における具体的な保障措置を定めている。計画の範囲は、中華人民共和国に所属する海島で、計画の期間

² 「鎮」は中国で最下位の行政単位である。「城鎮」は都市部と郊外の意味で、地方の小規模都市という意味合いを持つ。

³ 「全国海島保護計画（2011～2020）」の詳細は、参考資料6の全文訳文を参照されたい。

は2011年～2020年である。章別構成は下記の通りである。

序 言

第1章 現状と情勢

1. 海島保護と利用現状
2. 問題点及び今後の課題

第2章 指導思想、基本原則と計画目標

1. 指導思想
2. 基本原則
3. 計画目標

第3章 海島の分類別保護

1. 特殊用途海島の厳格な保護
2. 有人海島の生態保護の強化
3. 無人海島の適切な利用

第4章 海島の区域別保護

1. 黄海・渤海区
2. 東海区
3. 南海区
4. 香港・マカオ・台湾海区

第5章 重点プロジェクト

1. 海島資源と生態の調査評価
2. 海島の典型的生態システムと生物多様性の保護
3. 領海基点海島の保護
4. 海島生態の修復
5. 海島淡水資源の保護と利用
6. 海島再生可能エネルギーの開発
7. 辺鄙な海島の開発利用
8. 海島の防災
9. 海島名称標識の設置
10. 海島モニタリングシステムの構築

第6章 計画実施の保障措置

1. 健全な管理制度の整備
2. 海島開発秩序の規範化
3. 人材育成の重視、海島管理及び科学技術研究体制の強化
4. 宣伝教育の強化、市民参加体制の確立
5. 重点プロジェクト管理の強化
6. 特別資金の確保、安定的投資体制の構築

(3) 「全国海洋経済発展第12次5カ年計画（2011-2015）」⁴

本計画は、「全国海洋経済発展計画要綱（2001-2010）」（2003年）、及び「中国国民経済と社会発展第12次5カ年計画要綱（2011-2015）」（2010年）に基づき、2012年9月に策定されている。とくに、後者の「中国国民経済と社会発展第12次5カ年計画要綱（2011-2015）」において、海洋の部分が初めて単独の章立て（第14章「海洋経済発展の推進」）として盛り込まれたことは特筆すべきところであり、全国経済発展における海洋の位置づけが確実に向上していることを意味する。

計画では、海洋における総合的管理能力の安定的な向上、持続可能な発展力の著しい成長、公共サービス能力の最適化、巡航及び法律執行能力の強化、科学技術イノベーション能力の大幅な向上などを実現することを主な目的としている。計画の範囲は、中国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域と大陸棚、その他の管轄海域及び海洋経済発展に影響される関連陸域（香港・マカオ・台湾地区を除く）である。本計画でいう海洋産業及び海洋関連産業には、海洋漁業、海洋船舶工業、海洋オイルガス業、海洋塩業・塩化学工業、海洋工程装備製造業、海洋薬物とバイオ製品業、海洋再生可能エネルギー業、海水利用業、海洋交通運輸業、海洋観光業、海洋文化産業、海洋関連金融サービス業、海洋公共サービス業などが含まれる。計画の期間は、2011年～2015年であり、章別構成は下記の通りである。

序言

第1章 計画背景

第1節 発展の成果

第2節 問題点及び今後の課題

第2章 全体要求

第1節 指導思想

第2節 基本原則

第3節 全体目標

第3章 海洋経済構造の最適化

第1節 北部海洋経済圏

第2節 東部海洋経済圏

第3節 南部海洋経済圏

第4節 海島の開発と保護

第4章 海洋伝統産業のアップグレード

第1節 海洋漁業

第2節 海洋船舶工業

⁴ 「全国海洋経済発展第12次5カ年計画（2011-2015）」の詳細は、参考資料7の全文訳文を参照されたい。

- 第3節 海洋オイルガス業
- 第4節 海洋塩業と塩化学工業
- 第5章 海洋新規産業の育成
 - 第1節 海洋工程装備製造業
 - 第2節 海洋薬物とバイオ製品業
 - 第3節 海洋再生可能エネルギー業
 - 第4節 海水利用業
- 第6章 海洋サービス業の積極的發展
 - 第1節 海洋交通運輸業
 - 第2節 海洋観光業
 - 第3節 海洋文化産業
 - 第4節 海洋関連金融サービス業
 - 第5節 海洋公共サービス業
- 第7章 海洋産業革新能力の向上
 - 第1節 海洋産業核心技術の積極的發展
 - 第2節 海洋科学技術成果産業化の推進
 - 第3節 科学技術型海洋関連企業發展の支援
 - 第4節 海洋産業革新型人材の育成
- 第8章 海洋経済グリーン成長の推進
 - 第1節 循環型経済の發展
 - 第2節 海洋生態環境保護の強化
 - 第3節 海洋産業省エネ・排出削減の推進
 - 第4節 海洋防災・減災能力の向上
- 第9章 海洋経済のマクロ的指導の強化
 - 第1節 海洋経済計画指導の強化
 - 第2節 海洋経済のモニタリング・評価の強化
 - 第3節 海洋経済發展試験区の推進
- 第10章 保障措置
 - 第1節 海洋经济管理の統合調整の強化
 - 第2節 海洋経済發展の制度整備の改善
 - 第3節 海洋経済發展の政策体系の改善
 - 第4節 計画的実施と監督検査の強化

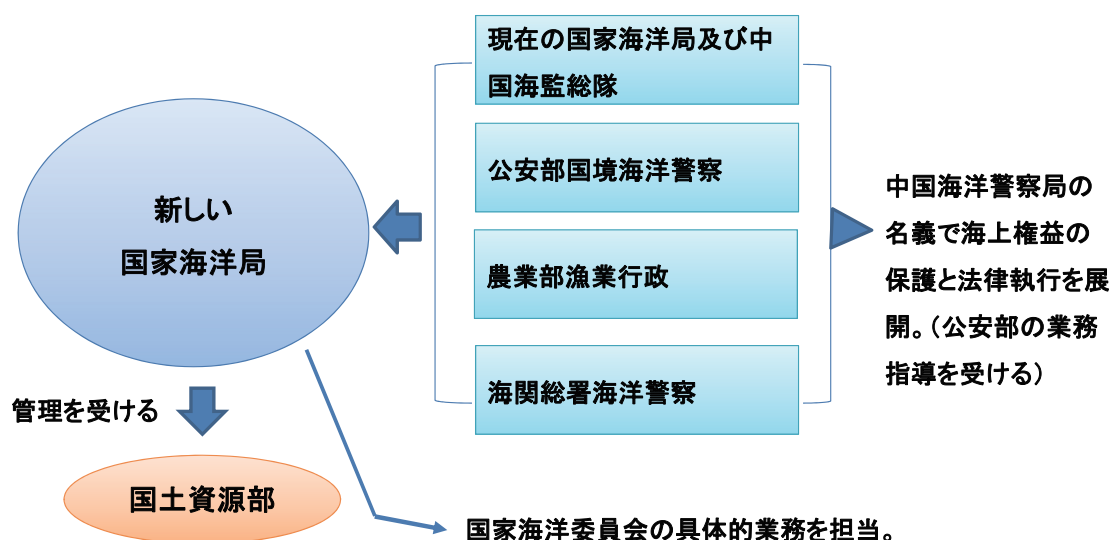
2. 組織の改組

2013年3月10日に、「**国务院機構改革・職能轉換方案（方策）**」の案が、中国国务院より第12期全国人民代表大会第1回會議の第3回全体會議へ提出され、3日後の3月14日に開

かれた同会議の第4回全体会議にて採決されている。この方案では、国家海洋局の改組及び国家海洋委員会の設立等を中心とする海洋行政組織の改組について打ち出されており、その概要は下記の通りである。

国家海洋局を改組する（図1）。海上における統一的法律執行を推進し、法律執行機能を向上するため、現在の国家海洋局及び中国海監総隊（China Marine Surveillance）、公安部国境海洋警察（China Coast Guard）、農業部漁業行政、海関総署（General Administration of Customs）海上警察等の組織と機能を統合し、新しい国家海洋局を組織するとともに、国土資源部の管理下に置く。主な職務としては、海洋発展計画の策定、海上権益保護と法律執行、海域使用の監督と管理、海洋環境保護等である。国家海洋局は、中国海洋警察局の名義で海上権益の保護と法律執行を展開するとともに、公安部の業務指導を受ける。

また、海事の統合計画と調整を強化するため、国家海洋委員会を設立し、国家海洋発展戦略の研究と策定、海洋の重大事項の統合調整を担当する。国家海洋委員会の具体的な業務は、国家海洋局が行う。



資料：国家海洋局HPIによる。

図1 新しい海洋行政組織のイメージ

3. 海島の管理⁵

(1) 海島の政策・法規

2011年において、国家海洋局は「海島保護法」に基づき、海島生態保護及び海島経済発展の推進を主な目標にしながら、海島政策・法規の整備をより強化し、大きな成果を収めている。例えば、「無人海島使用申請の審査・批准試行方法」を公布し、無人海島使用権の確

⁵ 「2011年海島管理公報」（2012年4月公表）を参考にしており、本節の内容は2011年のデータ・状を反映する。

定、登録、発行、譲渡、変更等の内容について明らかにしている。ほかにも、「無人海島保護と利用に関する指導意見」、「無人海島使用の測量基準」などの規定と技術規範を公表している。

また、地方における海洋行政部門においても海島保護の法整備を積極的に進めている。例えば、山東省では「山東省無人海島使用金徴収管理方法」、「山東省海域海島使用権抵当貸付実施意見」を公表しており、浙江省では「浙江省無人海島使用金徴収管理方法」を定め、無人海島の有償使用制度を着実に進めており、海島開発利用活動の全面的な展開に制度的保障を与えている。昨年福建省における「福建省無人海島使用金徴収管理方法」の公布を合わせると、2011年現在、福建省、山東省、浙江省の3省において、地方レベルの「無人海島使用金徴収管理方法」が実施されていることになる。

(2) 海島の保護計画

海島保護計画制度は、「海島保護法」の核心的な内容の一つであり、海島の保護、利用活動に従事する上での法律的依拠となる。2011年は、海島保護計画の策定業務が著しく進展した年であり、全国海島保護計画の立案、省レベルの海島保護計画、及び県・市における開発利用可能な無人海島保護利用計画の、3つの段階からなる海島計画体系が確立されている。これを踏まえて、前述した「全国海島保護計画（2011-2020）」が翌年の2012年4月に公布されたのである。

また、省レベルの海島保護計画の技術指導を強化するために、「省レベル海島保護計画の策定に関する意見」、及び「省レベル海島保護計画の策定技術ガイド」を発行し、省レベルの海島保護計画の策定に関する具体的な事項、技術方法等について定めている。ほかに、2期にわたる省レベル海島保護計画の策定に関する研修会が開催され、海島保護計画策定に関係する19機関から120名ほどが参加している。2011年現在、浙江省、広東省、広西壮族自治区の3省（区）において、省レベルの海島保護計画が実施されており、その他の沿海地方においても本格的な策定作業が始まっている。

(3) 海島の生態保護

2011年において、生態修復モデル地点の取組みが継続的に展開されている。具体的には、山東省煙台市小黒山島における藻場の再生、山東省威海市劉公島における植生の修復、浙江省舟山市橋梁山島における3次元スロープ修復、浙江省台州市竹峙島における廃棄物の分別減量化処理、広東省深圳市小铲島における生態修復、広東省珠海市東澳島における海岸線の修復、珠海市外伶仃島における砂浜の修復などが挙げられ、海島生態修復活動の展開に実践経験に基づくノウハウを提供している。

また、中央財政海域使用金による海島の修復整備事業が進められており、段階的成果を収めている。2011年では、遼寧省菊花島など20ヶ所の海島修復整備事業が批准されており、総額は4億元のもとで修復活動が展開されている。具体的には、ゴミ・汚水処理、埠頭建

設、海岸線修復、島の補強などの作業が挙げられる。ほかに、福建省城洲島及び河北省唐山湾 3 島においては、海島生態修復の実験基地及び国家レベルの海島開発利用のモデル基地を設け、「グリーン、環境保護、低炭素、省エネ」の海島開発モデルを探索している。

(4) 海島の使用管理

無人海島の使用管理が本格化している。無人海島の科学的、合理的、秩序ある開発を促進するために、2011 年 4 月 12 日、国家海洋局は遼寧、山東、江蘇、浙江、福建、広東、広西、海南など 8 つの省（区）の海洋庁（局）と連携し、人民大会堂で記者会見を行い、社会に向け 176 ヶ所の開発利用可能な無人海島のリストを公布している。

無人海島使用の権利確定・登録業務も全面的にスタートしている。浙江、広東、海南の 3 省は、全国無人海島使用の権利確定に関する審査批准モデル機関として定められており、沿海の各省においては、「海島保護法」の施行以前の海島使用活動に対する権利確定業務をスタートしている。全国で初めて無人海島使用権証が発行されているのは、「浙江寧波龍港実業有限公司」であり、同じく浙江省の象山区大洋嶼島は、全国で初めてセリ方式により使用権を譲渡した海島である。2011 年末現在、全国で発行された無人海島使用権証書は 4 本、徴収した海島使用権は 2.6 億元である。

4. 海域の管理⁶

(1) 海域管理の政策・法規

2011 年において、海域管理における政策研究や制度整備は継続的な発展を見せている。まず、国家発展・改革委員会と連携の下「埋立て計画管理方法」を公布し、埋立て計画の策定、執行、監督評価等のプロセスについて明らかにしている。次に、国家エネルギー局と連携の下「海上風力発電の建設管理に関する実施細則」を公布し、海上風力発電の建設業務をスムーズに推し進め、海洋風力発電の秩序ある発電を促進するとともに、上海、山東、江蘇、広東、河北等 5 ヶ所の海上風力発電所事業の海域使用計画の審査を完了している。ほかにも、海域使用の論証に関する管理制度整備が強化されており、「海域使用資質の論証に関するレベル基準」の改定や、「海域使用論証報告の評価・審査業務の強化に関する指導意見」の発表、「海底パイプラインの敷設管理規定」の改定・立法に関する初期研究の推進などが挙げられる。最後に、先述した「全国海洋機能区画（2011～2020）」の策定が挙げられ、スムーズな海域利用のための法整備が進められている。

(2) 海域使用権の管理

国家の交通・エネルギー等の基礎施設、及び重点海洋産業の海域使用ニーズの優先的な保障をとまなう、海域使用権の確定・証書の発行作業が進められており、17 件の重大プロ

⁶ 「2011 年海域使用管理公報」（2012 年 3 月公表）を参考にしており、本節の内容は 2011 年のデータ・状況を反映する。

ジェクトが国務院に批准されている。全国的に、海域使用権証書が3,874本発行されており、海洋使用権が確定されている海域面積は185,946haにのぼっている。具体的には、表1、図2、図3の通りである。

まず表1は、沿海各地における海域使用権証書の発行状況を示すものである。2011年現在、経営的事業と公益的事業を合わせて、河北省が最も多く1,636本、それに次いで広西チワン族自治区が434本、その次が遼寧省、広東省でそれぞれ346本、333本という順番となっている。

次に図2は、海域使用権が確定されている海域の使用タイプ別面積の割合を見たものである。漁業による海域の使用が約86%と最も多く、トップと大きな差はあるもののそれに次いで多いのが、5%台の工業及び交通運輸業による海域使用である。その次は約1%の埋立てが挙げられ、観光・レジャーや、海底プロジェクト、廃棄・排出などは上下の差がありながら1%未満の割合となっていることが分かる。

第3に、図3は海域使用権が確定されている海域の使用方式別面積の割合を見たものである。オープン式⁷とは、埋立てや囲い込み、構造物の設置等を行わず、直接に海域を使用する活動を指しており、それによる海域使用が最も多く約81%となっている。それに次いで囲い込み式の海域使用が約7.9%、埋立てによる海域使用が7.5%となっており、構造物の設置やその他の海域使用がそれぞれ1.6%、1.5%の割合を見せている。

表1 各地における海域使用権証書の発行状況(2011)

| 地 区 | 経営的事業 | 公益的事業 | 合 計 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 遼寧省 | 336 | 10 | 346 |
| 河北省 | 1,621 | 15 | 1,636 |
| 天津市 | 30 | 3 | 33 |
| 山東市 | 205 | 22 | 227 |
| 江蘇省 | 276 | 6 | 282 |
| 上海市 | 4 | | 4 |
| 浙江省 | 159 | 37 | 196 |
| 福建省 | 266 | 20 | 286 |
| 広東省 | 327 | 6 | 333 |
| 広西チワン族自治区 | 419 | 15 | 434 |
| 海南省 | 81 | 11 | 92 |
| 省(区、市)管理海域以外 | 5 | | 5 |

単位:本

資料: 国家海洋局HP、<http://www.soa.gov.cn/> による。

⁷ 具体的には、オープン式養殖(筏式、いけす、人工施設のない人工種苗放流など)、海水浴場、専用航路などその他のオープン式海域使用を含む。

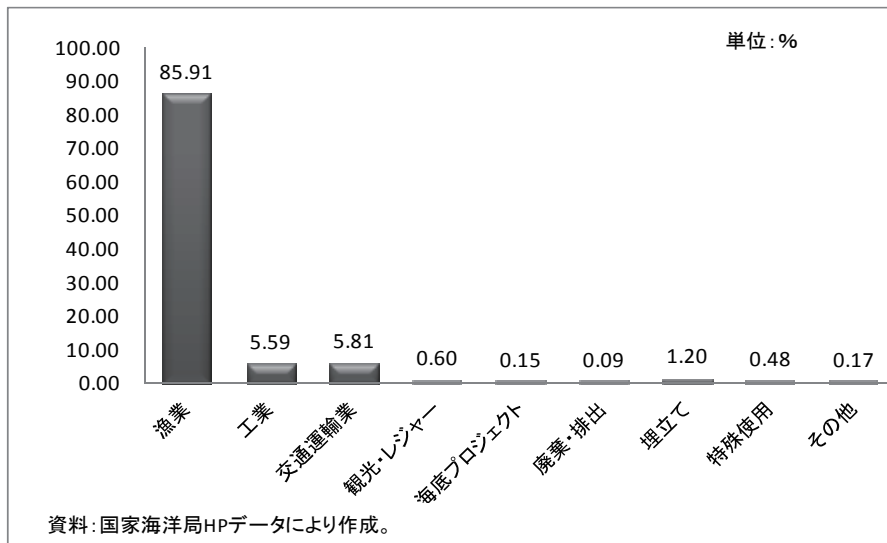


図2 使用タイプ別に見る海域の使用状況 (2011)

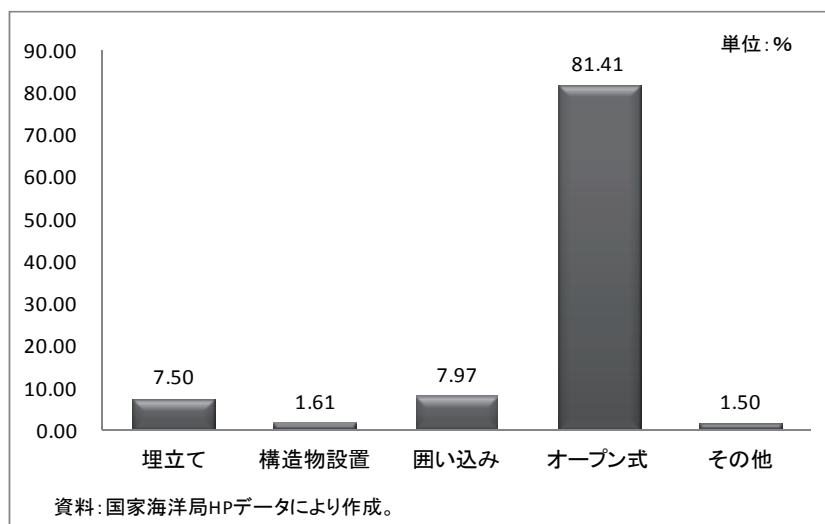


図3 使用方式別に見る海域の使用状況 (2011)

そのほか、海域使用に関する市場メカニズムの導入が積極的に進められており、海域使用权の入札やセリ、貸付による譲渡が行われている。具体的には、海域使用权のセリ・入札方式による譲渡が120件、それによる海域使用权の確定面積は21,126ha、徴収した海域使用金は14,739万元となっている。また、海域使用权の抵当件数は1,038件となっており、それによる海域使用权の確定面積は16.29万ha、金融機関による貸付額は212.65億元にのぼっている。

5. その他 - 「中国海洋発展報告 2012」

「中国海洋発展報告 2012」は、国家海洋局の海洋発展戦略研究所 (China Institute for Marine

Affairs(CIMA)) が発行している海洋発展戦略に関する報告書で、第 4 シリーズとなる。主に、中国海洋発展の周辺環境、海洋法律と海洋権益、海洋経済と海洋科学技術、海洋生態環境保護と資源開発、海洋政策と海洋管理、極地科学調査などの面で述べられており、下記の 5 点にまとめてみる事ができる。

第 1 に、2011 年における周辺海洋政治情勢は深刻に変革しており、アジア・太平洋一部地域の海洋安全不安定要素が増加し、領土と海洋権益問題が顕在化している。特に、島の主権問題、境界画定問題及び資源開発問題は、長期的に中国の海洋安全情勢に影響することになる。中国は、積極的に海洋問題について周辺国家との協議・対話を図っており、地域の平和と安全、海上周辺環境の安定、海洋の調和などのために努めている。

第 2 に、中国の海洋立法が重点を置いているところは、海洋資源の開発と保護に関連する問題、海上交通安全問題、海洋公共サービス問題などである。沿海各地においても、関連法規の制定・改定を行っている。具体的に、国務院では「海洋石油資源の海外協力採掘条例」の改定を行い、交通部では「船舶及び関連活動の海洋環境汚染防止に関する管理規定」及び「船舶による海洋環境汚染の応急措置に関する管理規定」を公布している。天津、山東、河北、海南、大連、青島等の省・市においても、海洋環境保護関連の立法あるいは海上交通安全管理の立法を行っている。今後、公共サービス関連の立法が期待されている。

第 3 に、2011 年は海洋経済産業構造再編の肝心な時期であり、海洋経済は高成長の勢いを維持している。海洋総生産額は 2001 年の 1 億元未満から 2011 年の 4.57 億元に伸びており、年平均成長率は 10%以上を維持するとともに、国民経済の中の割合が 9.7%にのぼっている。また、海洋科学技術も大きな成果を収めている。具体的には、有人潜水機の「蛟龍」号は 5,000m 級の潜水試験、中国初の海洋動力環境モニタリングの人工衛星「海洋二号」の発射に成功しているほか、中国で初めて自主設計・建造した水深 3,000m の第 6 代半潜式掘削プラットフォーム「海洋石油 981」の使用が始められている。

第 4 に、海洋生態環境保護関連制度が徐々に整備されており、海洋保護区の建設、海洋生態修復の進展が好ましく、突発性海洋環境災害の予防及び応急措置についてはかつてないほど重視されている。2011 年 3 月の東日本大地震による放射性汚染、及び同年 6 月の蓬莱 19-3 油田流出事故の影響は社会的に広く注目されており、とくに後者は重大な海洋油田流出事故として、海洋環境保護のホットトピックスとなった。

第 5 に、2011 年における中国の海洋政策は海洋経済発展方式の転換を大筋に、海洋経済の発展を中心とする良好な政策環境を整えている。例えば、先述の「中国国民経済と社会発展第 12 次 5 年計画要綱 (2011-2015)」において、海洋事業発展に関し独立の章立てを行っており、海洋の全体計画、各分野の計画及び各地方の海洋計画が数多く策定されている。国家全体計画、国家海洋各分野計画、国家区域計画及び省レベル計画からなる国家海洋計画体系が整えられつつある。

本報告書は 6 部 16 章からなり、章別構成は下記の通りである。

第 1 部 中国海洋発展の周辺環境

- 第 1 章 中国海洋発展の周辺環境
- 第 2 部 海洋法律及び海洋權益
 - 第 2 章 中国の海洋法律制度
 - 第 3 章 中国の海洋權益
 - 第 4 章 中国の海洋安全
- 第 3 部 海洋経済及び海洋科学技術
 - 第 5 章 中国海洋経済の発展
 - 第 6 章 中国海洋経済発展計画
 - 第 7 章 中国海洋科学技術の発展
- 第 4 部 海洋生態環境保護と資源開発
 - 第 8 章 中国海洋生態環境の保護
 - 第 9 章 中国海洋資源の開発利用
 - 第 10 章 中国海洋防災及び減災
 - 第 11 章 陸域・海域の統合及び持続可能な発展
- 第 5 部 海洋政策と海洋管理
 - 第 12 章 中国の海洋政策
 - 第 13 章 中国の海洋計画
 - 第 14 章 中国の海洋管理
 - 第 15 章 中国の海洋法律執行
- 第 6 部 極地科学調査
 - 第 16 章 中国の極地科学調査

第9章 韓国における海洋政策の動向—総合的な沿岸管理の再策定と推進

2012年は韓国の海洋政策において大きい政策動向がみられない年であった。その主な理由として次の二点が挙げられる。第一に、第2次海洋水産発展基本計画（2011～2021）、第2次沿岸統合管理計画（2011～2021）等、10年毎に見直しされる長期計画の策定が昨年度（2011）に実施され、今年度はそれらの年度別実行がメインとなったためである。第二に、韓国では5年毎に行われる大統領選挙と政府交代に合わせた政策実行および成果確認が主なパターンになっており、大統領選挙日（2012年12月19日）まで新しい政策の策定が目立たなくなった。選挙により、新しい大統領に選出された朴槿恵当選人の大統領引継委員会では、既存の海洋政策担当組織である国土海洋部¹を改編し、海洋水産部を新設することを決定した。これにより、2013年2月25日誕生した朴槿恵政府の海洋政策は海洋水産部が担当することになった（2013年3月23日より施行）。

以上のように長期計画や大きな転換が目立たない中でも、海事安全の国際化を図る施策と、北極海進出のための積極的な極地政策の施行は注目に値する。

I. 立法活動

1. 海事安全法の全部改正・施行（4月18日）

(1) 背景および経過

海事安全法の全部改正は、国際海事機構の会員国監査制度が求める海事安全政策の策定・施行・評価およびフィードバック体制を確立するために行われた。同法の改正および施行により、総合的・体系的な海事安全政策の管理および実効性の向上を図る。また、「海洋法に関する国際連合協約」等において、沿岸国の権限と定められている領海外の海上構造物の安全管理に関する事項および難破物の処理に関する事項等を受容するとともに、その他の現行制度の運営上で現れた一部の不備点を改善・補完することを目指す。そのために、従来の「海上交通安全法」を、海事安全を確保するために必要な事項を既定するように全部改正し、海事安全法とした（2009年6月23日）。2011年6月には海上交通安全法の全部改正法律案（海事安全法）が改正・公布され、2012年1月の一部改正をへて4月18日から施行される。

(2) 全部改正の主要内容

① 法の適用範囲拡大（第3条）

従来の「海上交通安全法」では、領海および内水のみが適用対象に定まっており、排他的経済水域で起きた難破物の処理および排他的経済水域等に設置された海洋施設の安全管理等のための法的根拠が脆弱である問題点が存在した。同法の改正により、韓国の排他的経済水域にて難破物を発生したす

¹ 国土海洋部は、李明博政府の発足時である2008年2月の政府組織改正法により誕生した。同部は既存の建設交通部、海洋水産部の海運・港湾・海洋環境部門、行政自治部の知的部門を統合した組織であった。

すべての船舶と、排他的経済水域、または大陸棚上の海洋施設に対しても、同法が適用できるようになった。とりわけ、排他的経済水域と大陸棚上の海域で発生する海事安全関連の問題に対して、韓国が管轄権を行使できると期待される。

② 国家海事安全基本計画および海事安全施行計画の策定・施行（第6条および第7条）

国際海事機構は、各会員国に海事安全戦略計画の策定・履行・評価およびフィードバック体制の構築を求めており、またこれに対する監査を計画しているが、韓国ではその対応が遅れている。国土海洋部長官が5年単位に国家海事安全基本計画を策定し、毎年、海事安全施行計画を策定することを定める。法令別・部署別で策定・実行されている個別政策を、一元した法的根拠下で体系的に策定するようにすることで、政策のシナジー効果を計り、国際海事機構の会員国監査制度に備えることができる。

③ 海洋施設保護のための保護水域の設定（第8条、第9条、および第106条第1号）

離於島（イオ島）海洋科学基地、蔚山（ウルサン）外海ガス探査施設等、領海外に設置された海洋施設の保護のために、保護水域設定に関する規定の必要性が指摘された。今回の改正は海洋施設周辺に保護水域を設定し、国土海洋部長官の許可なしに保護水域を通航する場合は処罰するように定めた。領海外の管轄海域における海洋施設保護の実効性を確保することが期待される。

④ 油槽船通航禁止区域の適用対象船舶の合理化（第14条）

現行法は、軽油および重油を輸送する船舶の油槽船通航禁止区域への進入を禁じている。しかし流出事故の際に海洋環境に大きな被害を与えることから予想される原油・これに準じる炭化水素油を運搬する船舶は、油槽船通航禁止区域の通航が可能な問題点がある。同条項により軽油、重油以外に、原油・これに準じる炭化水素油を運搬する船舶も油槽船通航禁止区域への侵入を禁じる。原油および炭化水素油等による海洋汚染事故が発生する時、沿岸へ及ぼす被害を最小化することが期待できる。

⑤ 難破物の除去命令および費用請求案（第25条から第29条）

排他的経済水域にて難破物を発生させた船舶に対して、難破物除去命令、または処理費用に対する財政保証への要求等に必要な法的根拠が弱い問題があった。船舶所有者および船長等に対する難破物発生時の報告および除去義務を賦課し、国費で直接除去する場合には費用徴収を担保するために、保険証書等の関連書類を提出するように定めた。排他的経済水域で発生した難破物を速やかに処理することで、船舶の安全な通航路の確保および海洋環境保護に寄与する。

⑥ 障害物の除去命令（第30条）

海上交通を妨害する沈没船、廃棄物等の障害物が放置され、海上交通に危険をもたらす可能性がある。国土海洋部長官が障害物の所有者等に対して除去を命じることを可能とし、これに従わない場合、行政機関が障害物を直接除去することを定めた。障害物を素早く移動されるか、除去することで、安全な海上交通路を確保し、海洋事故の予防に寄与することが期待される。

⑦ 外国船舶の内水通航禁止および危険貨物運搬船舶に対する安全措置の順守義務を付与（第32条および第33条）

外国船舶の無許可内水通航の禁止および「海洋法に関する国際連合協約」が定める危険貨物運搬船・核推進船舶等による領海内通航時の安全措置順守義務等を定める必要がある。外国船舶が韓国内水

を航行する際には許可を得ることとし、危険物運搬船等が領海を通過する場合は特別予報措置を順守するように規定した。外国船舶の無断停泊等を阻止することで、内水においては船舶の通航が円滑になり、また危険船舶に対する効率的な統制を可能になる。

⑧ 船舶位置情報の公開制限（第37条）

国際航海船舶の必須搭載装備である航跡記録装置（ブラック・ボックス）に記録された情報は、政府の海洋事故調査機関が保有することが国際海事機構で決議された。漁船・コンテナ船等の位置情報は船舶所有者の営業秘密として扱われるために、該当情報を保護する必要がある。電子的手段を通じて船舶の航跡等を記録した情報を保有した人は、乗船員の救助、海洋事項の原因調査等の場合以外には、その情報の公開を禁じる。船舶位置情報の無分別な公開を禁止することで、海洋事故の証拠流出、または毀損を防止し、船舶営業活動の秘密が保証される。

2. 「海洋生命資源の確保・管理および利用等に関する法律」施行（7月26日）

名古屋議定書が採択された以降（2010年10月）、本格化している生命資源の主権化の動きに対応し、海洋生命工学産業の基礎材料である海洋生命資源²を体系的に確保・管理するための法律を策定した。海洋生命資源の獲得と搬出を管理する獲得許可、国外搬出承認等の制度装置を整備し、海洋生命資源の寄託登録機関・責任機関の指定、海洋生命資源に関するインフラ構築のための統合情報システムの運営、専門人材の養成、研究開発および国際協力事業の促進等を通じて、海洋生命工学の競争力の強化を図る。

主な内容として、毎年、海洋生命資源の現況および生殖地等に関する基礎調査を実施し、これに基づく海洋生命資源管理総合計画を策定、施行するように定めた。また資源の体系的な保存・管理のための資源の現況を調査・収集し、資源の分析・評価をへて保全価値の等級を付与する。外国人等が管轄海域領海および内水・EEZにおいて海洋生命資源を獲得する場合は許可を必要とするなど、外国人等の権利と義務事項を明記した。海洋生命資源の受託・管理のための海洋生命資源の寄託および協力機関を指定運営、資源の確保と管理利用を専門的に担当する海洋生命資源責任機関の指定運営を定めた。海洋生命資源の国外搬出の場合は承認を義務付ける一方、海洋生命資源に関するインフラ構築のための統合情報システム、専門家養成、研究開発および国際協力の促進等に関する施策を整備する。

3. 2012年10月16日「海洋生態系の保全及び管理に関する法律の施行規則」改正令の施行

保護対象の海洋生物の新規指定および保護対象海洋生物の捕獲・採集の許可権限を市・都知事に委任する内容を骨子とする改正を行った。同法により、不法捕獲、流通事件および「イルカショー」で動物虐待の問題が指摘された済州の Indo-Pacific Bottlenose Dolphin が保護対象の海洋生物と指定され、公演等の営利目的のための捕獲が全面禁止された。また、同法は海洋保護区の効率的な管理のための

² 法律上の海洋生命資源の範囲-海洋動植物、海洋微生物等、海洋生物帯の実物、海洋生命遺伝資源、実物と遺伝資源から由来する情報

項目を新設する一方、海洋保護区の事業評価、海洋保護区の広報、海洋保護区の教育プログラムの開発および運営、海洋保護区間の情報共有および国際協力事業を明記した。

II. 主な政策動向

1. 海事安全の国際化の推進

(1) 「第1次国家海事安全基本計画（2012～2016）」の策定・告示（3月6日）

① 計画の策定背景

国民の46%³が就労・レジャー等のために船舶と利用しており、今後も利用者が増加しつつある。海上を利用して国際取引の99.7%、原油等のエネルギー資源輸送の100%、年300万トン（生産額7.4兆ウォン）の水産物生産が行われるなど、海洋経済活動が活発化している。一方、ハベイ・スピリト号の原油流出事故（2007.12）により、4万世帯に直・間接の被害（被害申告額は3.9兆ウォン）が発生するなど、莫大な被害を招く可能性が常に存在している。

このような状況の中、UN傘下の国際海事機構（IMO）の会員国では海事安全管理監査⁴が実施される計画であり、その対応に追われている。IMOは世界海洋事故の減少のために、各国政府に海事安全政策の策定・施行・評価およびフィードバック体制を要求している。

さらに、国家次元の海事安全総合計画の策定により、海洋事故を低減させる必要性が台頭した。「海事安全法」の施行（2011.12）により、従来の短編的な対策から脱却し、体系的でかつ総合的な中長期の政策ビジョンと推進戦略の整備が決められた。国家海事安全基本計画は、5年単位の中長期計画であり、基本計画を随行するための施行計画を毎年策定し、執行することで実効性を確保するものである。国内・外の与件変化および国民の要求水準の向上に合わせて、海事安全の死角地帯を解消し、具体的な戦略を掘り出し、持続的な事故減少を推進することが求められる。

② 計画の性格

同計画は海事安全法第6条に基づいた法定計画であり、海上交通、水産、観光・レジャー等、経済・社会活動が複合的に行われる海洋空間における、安全管理を総括する政府次元の総合計画である。関連省庁の所管計画を包括する、5ヵ年計画の1次年度は2012～2016年の間となった。同期間中に関連省庁・機関等との協議を経て、国土海洋部長官が国家海事安全基本計画を確定する。国土海洋部長官は、国家海事安全基本計画により、毎年機関別の施行計画を収集し、総合・調整を経て海事安全施行計画を確定・執行するように定められた。同計画により、関連従事者のキャパシティの向上、船舶・海洋施設および安全な環境の助成、制度改善等、海事安全に関する対策・課題を広範囲で設定する。また海洋事故の原因を除去・解消するために、関連省庁・機関の政策策定および推進方向を提示する指針である。

³ 2100万名（船員3.8万名、海上乗客1,430万名、漁船・水上レジャー客739万名）

⁴ IMOが国際民間航空機構の監査制度に着眼して実施する監査制度（2015年発効）であり、各国の協約履行実態、政府組織の適正性等を監査する（国家別のレベルを発表）。

③ 計画の範囲

上述の通り同計画の計画期間は 2012—2016 年の 5 年であり、計画策定における分析の基準年度は 2010 年である。韓国の主権がおよぶ領海、および排他的経済水域を含む海域をその空間的範囲とし、韓国の国民、および国籍船舶に乗船した外国人を対象とする。また、韓国国籍の船舶（国籍取得条件付の裸備船⁵も含む）と海洋施設および領海・内水⁶にある外国籍船舶と海洋施設を含める。排他的経済水域において航行障害物を発生させた外国籍船舶や排他的経済水域、または大陸棚にある外国籍の海洋施設も適用対象として定めた。

④ 計画の主要内容

計画は海事安全の環境変化・展望および推進目標を定めると同時に、乗客・乗務員および船舶・海洋施設等の安全増進方策、水域の設定、交通環境調査および事故損害要素の改善方策、航行補助施設・装備・情報通信体制等の設置・運営計画、海事安全関連人力の養成・需給、知識普及および文化増進方策、海事安全関連技術の研究・開発、産業育成および国際協力の推進、海事安全関連制度・与件の改善、投資財源の調達等に関する計画を提示している。

<目 次>

第 1 章 基本計画の概要

1. 計画の策定背景
2. 計画の性格
3. 計画の範囲
4. 計画の主要内容

第 2 章 海事安全政策の成果および評価

1. 主要政策別の成果
2. 評価と反省

第 3 章 海洋事故の現況および原因分析

1. 海洋事故の現況
2. 人的・物的被害

⁵ 裸備船：Bare Boat Charter。船舶備船（海運会社が船主から船舶を賃貸借すること）形態の一つで、備船者が船主から船舶の船体及びその属具のみを対象に一定期間貸借する契約。備船者は自ら船員の配乗、船舶の運航管理を行い、その費用を負担する。備船形態には、このほかに定期備船、航海備船などがある。出典：旭運輸株式会社、貿易関係用語集。https://www.auk.co.jp/knowledge/word/kana_ha.html（検索日：2012 年 5 月 17 日）

⁶ 海へ継続的な航行が不可能な河川・湖等は除外

3. 原因別の海洋事故

第4章 海事安全の環境変化および展望

1. 国内・外の実事安全条件の変化
2. 主要国の海事安全政策および示唆点
3. 海事安全政策のパラダイム変化

第5章 計画のビジョンおよび目標

1. ビジョンと目標（2012－2016）
2. 年次別の細部目標
3. 地域別の海洋事故減少目標

第6章 推進戦略別の安全対策

- 戦略1. 船舶従事者の安全力量の向上
- 戦略2. 船舶安全性の強化
- 戦略3. 海事安全管理システムの高度化
- 戦略4. スマートな海上交通環境の構築
- 戦略5. 国際協力および海事安全文化の定着
- 戦略6. 非常対応体系の先進化

第7章 実効性の確保戦略

1. 海事安全法・制度の改善
2. 財源の安定的な確保および効率的な執行
3. 海事安全管理体系の改善
4. 海事安全認識の転換
5. 海事安全の民間投資支援体系の構築

第8章 投資所要

1. 総括
2. 主要投資事業

<参考>

1. 推進戦略別の重点課題
2. 推進戦略別の一般課題
3. 用語整理

(2) 「2012年海事安全施行計画」の策定・告示（5月4日）

① 策定の概要

「海事安全法」（2011.12.16 施行）により、海事安全に対する政府計画である「第一次国家海事安全基本計画」（2012-2016）を策定・告示（2012.3）した。これに従い、推進課題別の各省庁・機関の推進事業を総合する2012年施行計画を策定・施行することで、基本計画の実効性を確保することを図る。同計画は「海事安全法」第7条および同法施行令第4条に基づいたものであり。海上交通、水産、観光、レジャー等、経済・社会活動が複合的に行われる海洋空間において、安全管理を総括する総合計画である。韓国領海（内水を含む）と排他的経済水域を含む海域をその範囲とした。韓国船員、船舶、領海・内水にある外国籍船舶、EEZにて航海障害物を発生させた外国籍船舶、EEZ・大陸棚内の海洋施設等を適用対象と定めた。

② 2012年の目標および推進課題策定の概要

2012年度には、旅客船の沈没、油類1千kl流出、港湾麻痺の招来等、大型海洋事故を防止することを目指す。とりわけ、人名死傷、船舶の転損、海洋汚染等、所要事故を199件以内に抑制（2011年の253件に対比し20%の減少）することを目指す。また海洋事故による死亡および失踪者数を133名以内にとどめること（2011年の148名に対比し10%減少）を期待する。同年度の推進課題として、船舶従事者の安全力量の向上、船舶の安全性強化、海事安全管理システムの高度化、スマートな海上交通環境の構築、国際協力および海事安全文化の定着、非常対応体系の先進化が挙げられた。

2. 海洋環境の総合的管理を継続

(1) 第4次海洋環境総合計画の2012年施行計画の策定（6月22日）

同計画は、2011年に策定された第4次海洋環境総合計画（2011~2020）に従い、前年度の推進実績を評価・分析し、今年度の推進計画を策定、実行するものである。同計画は、海洋環境保全の部門別計画を総括・調整・統合し、個別事業を体系的に推進するため、国土海洋部、環境部、農林水産食品部、海洋警察庁が共同で立案した。

今年度は、グリーンで安全な海洋環境を助成し、生命力のある海を保全・管理するために、1兆1,420億ウォンを投入し、5の分野、63個の事業を推進する。5の分野は①沿岸流入の汚染物質及び海洋ゴミの管理を強化し、陸起因の汚染物に対する国家管理体系を確立（陸起因の汚染物管理のための国家総合対策の整備、港湾整備、工業施設の廃棄物処理施設の拡充、下水管の整備等）、②海洋事故の予防的な管理強化および海洋起因汚染に対する対応能力の拡充、③海洋生態系の健康を維持・保全し、海洋環境・生態系に対する認識を増進させる教育・広報の施行（海洋生態系の調査拡大、海洋保護区の指定拡大および管理強化）、④温室ガスの低減、気候変化への対応基盤整備および国際協力の活性化、⑤海洋環境法制の整備、海洋汚染の低減のための、民・官・学・地域間の協力体制構築および海洋環境の民間専門家養成等、海洋環境政策のインフラの拡充である。

国土海洋部は、第4次海洋環境総合計画の目標を達成するために、年度別の推進実績を点検、分析する方針である。

(2) 沿岸海域の海底ごみ回収

国土海洋部は、2012年上半期中に11個の貿易港、および5つの沿岸海域における海洋ごみの回収事業を推進する。今回の回収事業の対象となるのは、昨年(2011年)、実施された20個の貿易港に対する海洋ごみの実態調査結果、回収事業が必要と見なされた12海域と、2010年海洋ごみ実態調査後に事業が行われていない海域4ヶ所である。対象面積は92,700ha、予想回収量は1,500トン、投入予算は45億ウォンである。

また、今年の下半期と2013年上半期の事業対象地の選定のために、海洋ごみの実態調査も引き続き行われる。今回は西海5島、沿岸港(26ヶ所)、国家漁港(109ヶ所)のうち、40の海域を選定し、調査する計画である。とりわけ、西海5島に対する調査は、住民の安定的な定住生活および経済活動のために策定、施行される「西海5島総合発展計画」の住民所得の創出のための資源保護、水産生産量の増大の次元から推進される。

(3) 沿岸侵蝕防止のための統合管理対策の整備発表 (9月25日)

国土海洋部は、現在の沿岸侵蝕の深刻化は海域と陸域の二元化した思考および管理体から起因する部分が大いだと診断し、統合的な管理と事前予防的な対応を骨子とする「沿岸侵蝕統合管理対策」を策定した。同対策の主な内容は、沿岸侵蝕管理制度の導入、沿岸緩衝区域の指定、開発行為等の制限、侵蝕モニタリングおよび影響評価のような化学的管理基盤の整備である。

同制度は、侵蝕が深刻な地域を、核心管理区域と緩衝管理区域と指定することを定めた。核心管理区域内では、建築物の新築および増築、共有水面および土地の形質変更行為、砂の採取行為、海水の流れを帰る行為等が禁止される。沿岸侵蝕管理区域と指定された場合、沿岸整備事業を国家事業として優先的に行い、住民の生活改善および利害関係者の利益保護等に関する管理計画を策定し、施行するように定めた。

沿岸侵蝕管理制度の導入は、年内に「沿岸管理法」を改正し、1年後から施行する計画である。同制度を通じて、堆積により新しく形成された海辺の自然形成地を開発することで、海岸林および海岸砂丘として保全・管理し、侵蝕を事前に予防する区域を活性化する。国土海洋部は、海洋緩衝区域の指定および管理指針(仮)を制定し、全国沿岸に散在する自然形成地(4,419,000㎡、1,401ヶ所)を沿岸緩衝区域と指定する計画である。

侵蝕モニタリングに関しては、現在160ヶ所である対象地域を、2015年250ヶ所まで段階的に拡大し、沿岸開発の際の海域利用協議過程で侵蝕影響評価を行うように定める。そのため、海域利用影響評価書の作成等に関する規定、海域利用協議書作成等に関する規定の改正を推進する(2012年12月予定)。

(4) 沿岸整備および砂場復元事業の予算拡大 (10月12日)

国土海洋部は2013年度の沿岸侵蝕防止および復元事業対象の14ヶ所、389億円の予算編成を行った(前年比80%増加)。2013年度分の予算拡大を通じて、気候変化等による沿岸試食から保全し、浸水空間の整備を図る。予算編成は従来から施工中である6つの事業(249億ウォン)は完工中心に、新規の4つの事業(95億ウォン)は着手時の所要額を反映したものである。

3. 極地政策の総合的推進

(1) 海洋・極地分野における国家研究開発事業を発表（7月4日）

国土海洋部と韓国海洋科学技術院は、海洋極地分野における国家競争力強化のための国家研究開発事業の推進計画を発表した。とりわけ海洋科学技術院の付設機関である極地研究所では、世界水準の海洋科学技術の競争力の確保、優秀研究センターの育成、大洋、極地海を対象とするプログラム中心の研究開発を推進を計画している。そのため、国土海洋部は、海洋科学技術院の運営に対する支援拡大とともに、2011年12月に策定された海洋科学技術ロードマップ（MTRM）に基づき、2020年まで海洋・極地科学の技術育成のために3.6兆ウォンを投資し、海洋新産業の開拓、および南北極の同時研究・開発に取り組む方針である。

海洋科学技術院の重点研究開発推進計画によると、第一に、海洋新産業の育成を積極支援する。とりわけ、造船産業に代わるブルー・オーシャンと言われている海洋プラント分野の研究開発を拡大する。現在、石油・ガス等の一部海洋資源の探査・開発に集中していた海洋プラント開発は、今後深海底の海洋鉱物および海洋浮遊資源の開発、海洋エネルギーの開発、LNGバンカーリング、海洋空間の利用および観測等、多様な分野から海洋プラントの需要が急増すると予測される。同院は、海洋R&D実用化センターと船舶海洋プラント研究所内に海洋プラント産業支援センターおよび産業政策協力室を設置し、海洋新産業の支援システムを構築した。

第二に、気候変化の原因を解明し、それに対応する研究を推進する。そのため、長期間の気候変動を予測できる「韓国型の地球変化予測システム」、発電所や製鉄所等の大規模発生源から収集した二酸化炭素を、海洋堆積層に貯蔵し、廃黜量を低減させる「二酸化炭素の海底地中貯蔵（CCS）技術」等の開発を推進する。

第三、南北極の極地活動インフラを拡大構築・運営し、極地研究を強化する。なかでも、南極に比較して研究が未だ遅れている北極海に対する研究活動を強化する。北極航路の常時利用が予測されているなか、北極航路の開拓に向けた支援を行うという。さらには北極海の温暖化がもたらす気候変化を分析し、国家的水準の気候総合モニターリングシステムを構築し、災害予防と関連産業の発展のための情報を提供する予定である。

(2) 極地政策の先進化構想確定発表（11月23日）

国土海洋部は、極地政策25周年を迎えて、国家次元の極地政策における政策ビジョンおよび方向を提示するための極地政策先進化構想を関連省庁と共同に策定・発表した。主な内容は以下の通りである。

① 北極政策の基盤整備

海洋資源開発と海上輸送路として北極海が持つ潜在力を積極活用するために根拠法律の制定、政府次元の北極政策マスタープランを策定、北極関連情報（国内外の動向および関連政策等）のデータベース化、北極海専門家養成等を推進する。北極航路の開拓、海洋プラントおよび造船産業の育成、資源開発への参画等、新しいビジネスモデルを開発し、新成長動力を創出する計画である。北極航路の開放に備えて、テスト運航および運航人力の養成等に対する具体的な備えと共に、沿岸国との協力を強化

する。造船・海洋プラント生産技術を極地地域まで拡大し、極地用の船舶海洋プラント生産を活性化させる。北極海資源開発への参画を目指して、北極海沿岸国との協力を図る。

② 南極政策の体系的発展北極政策の基盤整備

南極基地を支障なく建設（2014年6月）し、これを活用した南極大陸および海洋研究を拡大する。また、砕氷船のアラオン号を利用し、国際共同研究、砕氷航海技術の交流等、国際協力を推進するにおいて構築されたインフラの活用を極大化する。極地研究に関しては、既存の南北極海の個別研究方式から、両極海の比較研究方式へ転換し、研究の効率性を向上させるとともに、基礎科学および極寒地の建設工学、ロボット等の応用分野まで研究を拡大する。

③ 研究分野の多角化

極地関連科学分野に限らず、人文産業および多様な分野に対する政策的な支援を拡大する。

（例）北極沿岸国の関連法制研究等（人文社会）、海運、造船、水産、資源開発関連 R&D 研究等（産業部門）

④ 極地政策の調整・支援強化

政府次元で極地政策を議論する政府常設委員会を設置し、極地担当組織を補強するなど、極地政策の基盤を強化する。また急変する北極海環境に戦略的に対応するために、韓国海洋科学技術院および付設極地研究所の機能を強化し、海洋関連大学の研究機関との協力を通じて極地政策の発展方向および戦略に対する議題を持続的に発掘、研究する。沿岸国等の直接的な利害関係国とはもちろん、非沿岸国とのネットワークも拡大し、国際社会における協力基盤を強化する方針である。

4. その他

(1) 南海岸の沿岸海底地形調査（4月～11月）

国立海洋調査院は、南海の西部、および南海岸の国家漁港付近を含む沿岸海域に対する精密調査を、4月から11月にかけて実施した。今回の沿岸海域調査は、船舶の通航が多き南海の沿岸海域と、済州地域の6カ港をふくむ、南海岸の27個の国家漁港付近の一帯で実施された。同事業では、航海危険物および海底地形の把握のために、マルチ・ビームによる推進測量、海底面の映像探査等、最新の測量装備を動員して海底地形、海底地質および海底地層等の海洋情報を調査する計画である。

(2) 韓国・ドイツ海運協定の締結（5月3日）

国土海洋部は、ドイツ連邦の交通都市計画部と韓国・ドイツ海運協定を正式締結した。今回の海運協定は、既存の海運協定（1970.12.発効）を現実に合わせて補完したもので、2010年3月に仮署名が行い、両国の国内手続きを経て、協定締結を完了したものである。同協定は、両国間の海上輸送の促進、一括輸送サービスの保障、船員の入・出国便宜提供、海運協力のための協議会開催等の内容が含まれている。今回の協定締結により、韓国船社の円滑な輸送サービス提供を制度的に支援するとともに、新設された海運協議会を通じてドイツの先進船舶金融、船舶技術分野の協力が強化される見込みである。

第2部

国際社会における海洋問題の動き

第1章 PEMSEA：東アジア海域環境管理パートナーシップ (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)

1. PEMSEA の概要

PEMSEA (PEMSEA: Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (東アジア海域環境管理パートナーシップ))は、総合的な沿岸域管理の枠組みを用い、東・東南アジアにおける沿岸域・海洋の開発と環境保全との調和を目指した「持続可能な開発」に取り組んでいる地域協力機関である。PEMSEAは条約等に基づく法的拘束力を伴う活動は行っておらず、目標、戦略等を共有し、各主体が可能なことを着実に実行していく「パートナーシップ」を基本理念として活動を実施し、政府、地方政府、NGO、研究機関等の連携強化を図っている。2013年2月現在、東・東南アジアの11カ国（日本、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナム）の政府パートナー（日本は2002年から参加）と、20の非政府パートナー団体が参加している。

PEMSEA は1994年に地球環境ファシリティ（Global Environment Facility (GEF)）の地域プロジェクトとして発足し、国連開発計画（UNDP）が実施機関、世界海事機関（IMO）（1994-2007）、国連プロジェクトサービス（UNOPS）（2007-）が執行機関となってきたが、2009年11月、PEMSEA 参加国のうち8カ国（カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、東ティモール）の合意・署名により、PEMSEA が国際法人格を有する機関として認められ、これにより PEMSEA は、GEF の一地域プロジェクトから国際機関へと進化した。（署名文書のタイトルは Agreement Recognizing the International Legal Personality of the Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia. 合意文書全文：http://pemsea.org/pdf-documents/pemsea_legal_personality.pdf 参照。）

PEMSEA では、地方公共団体を主体とした沿岸域総合管理を実施しており、2013年2月現在、その取り組みは10カ国30カ所で行われている。

2. 東アジア海洋会議 2012

(1) 全体概要

2012年7月9日～7月13日、韓国・チャンウォン市において「東アジア海洋会議2012」が開催された。

「東アジア海洋会議」は東アジア海域の持続可能な開発の実現のため、沿岸・海洋管理に関する知識の共有、パートナーシップの構築、計画的な協力の実施を推進することを目的として、PEMSEA の活動の一環として、2003年に第1回がマレーシア・プトラジャヤで開催されて以来3年ごとに開催されており、今回、2012年7月9日～7月13日に韓国・チャンウォン市の Changwon Exhibition Convention Center (CECO)等において開催された「東アジア海洋会議2012」が第4回の会議である。

「東アジア海洋会議 2012」には、日本等の政府パートナー10ヶ国を含む25ヶ国の各国政府、地方政府、23の地域的機関・国際機関、研究者、ビジネスマン、ユースなど多くの海洋関係者が参加し、参加者数は約1,200名となった。

この会議では、統一テーマとして、「ブルー・エコノミーの建設:東アジア海域における戦略・機会・パートナーシップ」を掲げ、以下の5つのサブテーマが設定された。

- 1: 地方レベルで沿岸・海洋を基にしたブルー・エコノミーを育てる:機会と挑戦
- 2: 海洋を基にしたブルー・エコノミーを支えるブルー・イノベーションを加速する
- 3: 沿岸・海洋の総合的管理を通じてエコシステム・サービスを守る
- 4: 良いガバナンス、良いビジネス
- 5: 沿岸・海洋の統合的管理のための制度的・個人的な技能と能力を満たす

これらのサブテーマの下、7月9日午前の国際会議開会式の後、同日午後から7月11日までの3日間に合計で14のワークショップが開催され、当財団はそのうちサブテーマ3:ワークショップ3「ICMの経験・優良事例の整理・拡大」及びサブテーマ4:ワークショップ1「世界・地域・国家レベルでの沿岸・海洋ガバナンスの新しい方向とイニシアティブ」の2つのワークショップをPEMSEAと共同で開催した。なお、サブテーマ4:ワークショップ1は、これに加え、当財団がコーディネーター事務局を務めるOPINEARも共同開催者となった。

サブテーマ3:ワークショップ3では、中原・横浜国立大特任教授とロス・PEMSEA Resource Facility 技術チーフが共同議長を勤め、日本から市岡・当財団政策研究グループ長、大口・志摩市長、池田・横浜国立大教授が発表を行った。

サブテーマ4:ワークショップ1では、寺島・当財団常務とチュア博士が共同議長を勤め、日本から寺島常務、伊藤・総合海洋政策本部事務局参事官が発表を行った。

この他、サブテーマ5:ワークショップ1「人的資源を資質豊かな人間に変える」において土屋・琉球大学教授が、同ワークショップ2「総合的沿岸海洋管理のリーダーを認証する」において中原・横浜国立大教授が、サブテーマ3・ワークショップ2「愛知ターゲット達成のツールとしてのICMの活用」において尼子・環境省自然環境局自然環境計画課サンゴ礁保全専門官が、それぞれ発表を行った。各ワークショップの終了後、それぞれのサブテーマの総会が開催され、国際会議全体へのサブテーマからの報告内容がとりまとめられた。

7月11日の夜には、閣僚級会合に先立って東アジア海域パートナーシップ会議が開催された。

7月12日の午前中には、国際会議の取りまとめを兼ねた閉会式が行われ、各サブテーマの議長によるそれぞれのサブテーマの結果報告、国際会議と平行して開催されていた第3回ユースフォーラム参加者の代表による同フォーラムの結果報告が行われた。最後に会議全体の結果報告が行われて、国際会議は閉会された。

国際会議の閉会式に引き続き閣僚級会議の開会式が行なわれ、7月12日の午後には、参

加 11 ヶ国の閣僚級会合が開催された。閣僚級会合では、各国閣僚等による討議の後、「SDS-SEA 実施計画（2012～16）」が採択された。最後に、「海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに向けてのチャンウォン宣言」（「チャンウォン宣言」）が採択され、閣僚級会合は終了した。

国際会議の会場では、サイドイベントとして展示会が開催され、当財団もこれに出展した。また、7月8日には、PEMSEA の下で ICM に取り組んでいる地方政府の集まりである PNLG（PEMSEA 地方政府ネットワーク）の総会が開催された。なお、国際会議・閣僚会議終了後の7月13日には、フィールド・ビジットとして、ヨスで開催されていた世界博覧会の視察が行なわれた。

（2）当財団共催のワークショップ

①サブテーマ3：ワークショップ3「ICMの教訓・優良事例の整理・拡大(Consolidation and Replication of ICM Lessons and Good Practices)」

＜ワークショップの概要＞

日時：2012年7月9日（月）14：00～18：30

場所：CECO Convention Hall 3

主催：当財団と PEMSEA の共同開催

＜参加者＞

共同議長：中原教授（横浜国立大学）、ロス氏（PEMSEA 資源ファシリティ）

ほか、発表者を含め、40～50名が参加。日本からは、大口志摩市長、池田横浜国立大学教授、市岡当財団グループ長（当時。以下同じ。）が参加して発表を行った。

＜ワークショップの結果＞

本ワークショップでは、1) 沿岸および海洋の経済開発と持続的なエコシステムの両立を達成していく上での ICM の長所と短所、効果についてや、2) 2015 年までに東アジアの海岸の 20 パーセントが ICM を実行する上での参考となる ICM の教訓および優良事例について、各国の取組みが報告及び議論された。

日本からは当財団市岡グループ長より、当財団が「沿岸域の統合的管理モデル事業」で取り組んできた日本の ICM モデルサイトについて報告が行われた。市岡報告は、三重県志摩市、岡山県備前市日生町、福井県小浜市、岩手県宮古市における ICM の実施状況を説明し、各事例を利害関係者・目標の点から比較考察を行った。その上で、ICM が社会問題の解決に活用されているとの結論が導き出された。

志摩市大口市長の報告では、志摩市が新里海事業として ICM を活用している事例が報告された。志摩市では沿岸域を統合的に管理するために、志摩市の海域を共同漁業権に基づく 3 つの区域に区分し、利害関係者からなる諮問機関が設置されてきた。市民の理解や国と県との連携、財源面などで課題が残っている。大口報告では、これらの課題に取り組んでいくため、漁業を観光業と連動させ、幅広い人々を取り込んでいくことで優れたブルー

エコノミーへと発展させていく努力を行っている」と報告された。

横浜国立大学の池田教授の報告では、都市沿岸（臨海）開発における日本の経験として横浜市の取組みについて報告が行われた。具体的には、横浜市の歴史を概観し、横浜市開発事業「みなとみらい 21」について、多くの写真並びにビデオ資料をもとに紹介した上で、池田報告は港湾機能と都市生活環境を両立させることが重要であると論じた。

②サブテーマ 4 : ワークショップ 1 「世界・地域・国家レベルでの沿岸・海洋ガバナンスの新しい方向とイニシアティブ (New Directions and Initiatives for Coastal and Ocean Governance at the Global, Regional and National Levels)」

<ワークショップの概要>

日時：7月10日 14:00～18:30

場所：CECO Room 5

主催：当財団、OPINEAR、PEMSEA の共同開催

<参加者>

共同議長：Dr. Chua Thian-Eng (PEMSEA 議長)、寺島紘士 (OPRF 常務理事)

ほか、ロティリヤ教授 (PEMSEA 事務局長)、各国の海洋政策専門の発表者が多数参加した。

日本からは、当財団寺島常務及び総合海洋政策本部の伊藤参事官が発表を行った。



共同議長：寺島常務と Dr. Chua

<ワークショップの結果>

Rio+20 会議直後という良いタイミングもあり、今までの海洋ガバナンス、そしてこれからの新しい課題への対応といったグローバル、地域、国家次元の多様な状況と今後の計画

に対して幅広く概観する有意義な議論が行われた。とりわけ、東アジア地域で推進している SDS-SEA が当地域内の各国の異なる状況下で行われているが、その方向性において一貫性を保持しており、今後の Rio+20 で合意された海洋アジェンダに対する適切な対応としても価値を有することが確認できた。

セッション 1) New Directions and Initiatives for coastal and ocean governance at the global and regional level (グローバル、地域水準における沿岸と海洋ガバナンスの新しい方向とイニシアティブ)

○日本からの発表

「我々が望む未来-Rio+20 の海洋アジェンダと SDS-SEA (The Future We Want - Ocean Agenda of Rio+20 and SDS-SEA)」: 寺島紘士、OPRF 常務理事

寺島当財団常務理事により、Rio+20 会議で採択された文書「The Future We Want」の海洋アジェンダに関する報告がなされた。以下はその概要である。

Rio 会議から 20 年が経過する間、海洋環境保全のために多様な枠組みが出現した。「The Future We Want」は、これまでの成果を反映したうえ、今後の持続可能な発展のための戦略および行動指針が示された。当分書は、SDS やアジェンダ 21、ヨハネスバークプラン等の実行を再確認している。そして持続可能な発展と貧困の解消という文脈からグリーン経済の重要性を共有するとともに、持続可能な発展のための制度的枠組みの確保を提案した。そして、持続可能な発展委員会に代える普遍的な政府間高位レベルのフォーラムを創設することを決定した。

今後の行動のための指針として、地域、サブ地域の機関およびアクターの役割を重視するような提案も含まれている。経済、社会、環境分野における持続可能な発展の均衡的な実行を促進するためにも、このような多様なアクター間の連携は緊要である。また、当文書は持続可能な発展の具体的な目標を定めるとともに、推進過程においては 2015 年以降の発展アジェンダを考慮した調整、連携を必要があると指摘している。さらに今回の RIO+20 会議期間中の Ocean Day の成果として、リオ海洋宣言が公表され、同宣言は地域協力およびパートナーシップの実例として、PEMSEA の活動を紹介した。

○その他の発表

Global Environment Facility (GEF) の Zavadski 博士は、東アジア地域の海洋ガバナンスをサポートする GEF の役割およびコミットメントに対する報告を行った。沿岸および海洋生態系サービスを再構築するために、東アジア海地域の海洋ガバナンスの触媒化する提言を行った。

PEMSEA 事務局長を勤めるロティリヤ(Raphael Lotilla)教授からは、Rio+20 の海洋アジェンダの実行する地域メカニズムにおける PEMSEA の役割と意義が紹介された。ロティリヤ教授は、SDS-SEA の実行計画 2012-2016 が Rio+20 に対する地域の対応としての意義を有しており、同計画が PEMSEA と各国パートナー間のグローバル、地域、そして国家間の相補

性(complementation)を強化する機会となると評価した。

セッション 2) Mainstreaming the national coastal/ocean governance policy and legislation development and implementation at the national level (各国の沿岸および海洋ガバナンスの主流と国家水準の法制の発展と実行)

○日本からの発表

「日本における総合的海洋政策の実行：成果、挑戦、そして今後の行動

(Implementation of the comprehensive Ocean Policy of Japan: Achievements, challenges and future actions)」：伊藤和久、総合海洋政策本部参事官

各国の海洋ガバナンスにおける動向を報告した同セッションにおいて、総合海洋政策本部の伊藤参事官により日本の海洋政策の現状が紹介された。伝統的に海運、漁業を重視してきた日本は、沿岸地域の活動増加と再生可能な海洋エネルギーの需要増加、そして気候変化等の、新しい挑戦に対応するために海洋基本法を制定し、総合的な海洋管理を推進している。その実行のために総合海洋本部では、会計年度 2008 年から 2012 年の間海洋基本計画を実施している。同報告では、再生可能なエネルギーの確保、海洋保護区の指定等の新しい挑戦および課題に対する日本の取り組みと、これからの行動計画に関する紹介も行われた。

○その他の発表

セッション 2 では、各国の沿岸および海洋政策と地域間における法制度の発展と実行が紹介された。日本と同様、すでに国家次元の海洋政策の推進を行っている韓国は、その実行過程を報告した。一方国家次元の海洋政策は不在したものの、海洋関連部門および機関間の調和メカニズムが機能しているシンガポールの事例も紹介された。カンボジア、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、そしてベトナムからの報告者らは、国家次元の海洋政策の立案および実行のために推進中である各国の動向を紹介した。参加者らは各国の海洋政策が当面している挑戦と課題に関する情報を共有した。

セッション 3) Panel Discussion

パネルディスカッションでは、持続可能な発展における国家政策の重要性が確認された。そして海洋基盤のブルーエコノミーに向けた SDS-SEA の推進とともに、地方政府の役割も大事であるとの評価が交わされた。同ワークショップのまとめとして、共同議長は、変化しつつあるアジア地域において各国の海洋ガバナンスの推進状況が異なるものの、総合的海洋管理に向けた底流を共有していることを確認した。

(3) 東アジア海域パートナーシップ会議

<会議の概要>

日時: 7月11日(水) 18:00~20:00

会場: Pullman Ambassador Hotel

<参加者>

- ・チュア博士（東アジア海域パートナーシップ会議議長）
- ・ロティリヤ教授（PEMSEA 事務局長）
- ・その他 PEMSEA の執行委員会メンバー（技術会合議長の寺島常務を含む）
- ・政府パートナー、非政府パートナー、国際機関、PEMSEA 事務局ほか

<パートナーシップ会議について>

PEMSEA の運営方針は、パートナーシップ会議（PC）で決定される。PC が開催されない間は、執行委員会（EC）が事務局を指導・監督し、PC の決定事項の実施を促進する。

<内容>

1) 開会

- ①韓国・国土海洋部の物流海事局・海運政策局長の Ki-Jeong Jeon 氏と PEMSEA のロティリヤ事務局長がそれぞれ歓迎の挨拶を行った。
- ②続いて PC 議長のチュア博士が開会あいさつを行った。挨拶の中でチュア博士は、リオ+20から20日間がたったところであり、リオ+20の成果を受けて東アジア地域で持続可能な開発への取組みを進める必要があること、また、PEMSEA は国際機関への移行を進めており、その方向性を決めるパートナーシップ会議の役割は一層重要になることなどを述べた。

2) PEMSEA の新しいパートナーの紹介と ICM Learning Center との覚書の締結

- ①KOEM（Korea Maritime Environment Management Corporation）が新たに PEMSEA の非政府パートナーになった（執行委員会です承済み）ことが紹介され、PEMSEA と KOEM との間でこれに伴う協定の締結が行われた。
- ②ボゴール農業大学・沿岸海洋資源研究センター（インドネシア）が、PEMSEA との間で、沿岸域総合管理に関する人材育成のための協力を進めるための覚書の締結を行った。

3) PEMSEA のガバナンス、移行、地域の SDS-SEA（東アジア海域の持続可能な開発戦略）実施計画（2012～16）に関する事務局からの報告

- ①PEMSEA のガバナンス、移行については、ロティリヤ事務局長から、本部設置協定に関する調整状況について、近く上院に協定案が提出される見込みとの報告があった。また、同事務局長から、調達や人事に関する内規について引き続き作業中である旨報告があった。
- ②PEMSEA の移行に関し、チュア博士から、現在は政府パートナー（日、中、韓、東チモール）からの資金協力で一部の職員の人件費がまかなわれているが、自立した地域機関への移行を踏まえると、これを事務局長や3人の Regional Program Director の人件費に充てていくべきであるとの説明があった。また、チュア博士から、本件については事務局が今後各政府メンバーと調整する必要があるとの説明があった。

③SDS-SEA 実施計画（2012～16）については、ロティリヤ事務局長が、すでに内容については各国に照会を終えていること、これを受けて国レベルの実実施計画が策定されることについて説明した。実施計画は承認され、閣僚会議にかけられることになった。

4) GEF/UNDP 及び GEF/World Bank のフレームワーク・ドキュメントについて

次期フェーズの GEF/UNDP 及び GEF/World Bank のプロジェクトに関連し、まずロティリヤ事務局長から、2010 年の GEF の Stocktaking Meeting において、東アジア海域の GEF プロジェクトについて、「Programatic Approach」の下進めていく方向性が打ち出されたことが確認された。

その後、GEF から、UNDP・World Bank の「プログラム・フレームワーク・ドキュメント（PFD）」の策定状況、今後のスケジュールについて紹介があり、並行して個別のプロジェクトの計画策定が進められている旨説明があった。

これを受けて、UNDP からは、中国、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4ヶ国を対象として、①陸域期限の汚染削減 ②海洋資源管理 ③知識管理（knowledge management）に関するプロジェクトについて計画策定が進められている旨説明があった。

また、World Bank からは、8カ国を対象として、①沿岸域・海洋ガバナンス ②生態系の回復力の強化 ③知識管理 に関するプロジェクトについて計画策定が進められている旨説明があった。

（GEF、UNDP、World Bank の説明は、いずれも口頭によるもので、資料は配布されなかった。）

5) 第4回閣僚会合について

この後開催される閣僚会合において、SDS-SEA の5ヶ年の実施計画の推進を含む閣僚宣言「東アジア海域における海洋に基盤を置くブルー・エコノミー実現に向けた生態系サービスの保全のための SDS-SEA の実施」が採択されることが確認された。

6) その他の議題について

①ロティリヤ事務局長から、2013 年の予算について事務局で作成中である旨説明があった。本件については執行委員会（EC）の議論に委ねられることとなった。

②チュア議長より、ロティリヤ事務局長が辞意を表明しており、7月末で退任すること、当面、事務局の Chief Technical Officer である Stephen Adrian Ross 氏が事務局長代行となることが紹介された。また、すでに決定しているとおり、2013 年7月には現在のパートナーシップ会議議長（チュア博士）、技術会合議長（寺島常務）、政府間会合議長（中国国家海洋局・リー・ハイチン氏）が交代する予定であることが確認された。

(4) 国際会議閉会式

<閉会式の概要>

日時：2012年7月12日（木）9時30分～10時45分

場所：CECO Convention Hall

<参加者>

CHUA Thia-Eng PEMSEA パートナーシップ会議議長、寺島紘士 PEMSEA パートナーシップ会議技術会合議長（OPRF 常務理事）、Raphael P.M. LOTILLA PEMSEA 事務局長、権度燁 韓国国土海洋部長官（閣僚級会合議長）、林田博 国土交通省技術総括審議官（日本）、その他閣僚級会合出席者等

<結果>

閉会式は、①各分科会の結果、②第3回ユースフォーラムの結果、及び、③本国際会議全般の結果が、同日引き続いて開催される第4回閣僚級会合出席者に対する報告という形式で行われた。

まず、以下の各分科会議長よりそれぞれの分科会の討論結果が報告された。

分科会1（議長：高哲煥ソウル大学校名誉教授）

分科会2（議長：Stephen DE MORA エクセター大学名誉客員教授）

分科会3（議長：Cielito HABITO アテネオ・デ・マニラ大学アテネオ経済研究開発センター長）

分科会4（議長：Elisea GOZUN フィリピン政府気候変動担当大統領第二補佐）

分科会5（議長：Stephen OLSEN ロードアイランド大学沿岸資源センター長）

引き続き、国際会議と平行して開催されていた第3回ユースフォーラム参加者の代表によるフォーラムの結果が報告された。

更に、分科会報告を受け、本会議の全体議長である林鐘寛韓国海洋水産開発院（KMI）責任研究員より本国際会議全般に関する結果が報告された。その中で、本会議への参加者は約1,200名であったこと、25ヶ国、23の地域的機関・国際機関より参加があったこと、第3回ユースフォーラムへ12ヶ国90名の参加があったこと、及び、展示会へ79の団体等から参加があったことが報告された。そして、本会議の成果として4つの結論、即ち、「持続可能な開発という目標達成のためにブルー・エコノミーを確立しようとするならば、政治的な意思が不可欠である」「東アジア海域持続可能な開発戦略（SDS-SEA）がリオ+20の目標達成のための適切な基盤・枠組を備えている」「SDS-SEAの実施には今暫くの時間がかかる」「沿岸域総合管理（ICM）が東アジア海域において上手く実証されつつある」ことが示された。最後に、閣僚級会合に対し次の6つ、即ち、「主要なSDS-SEAの目的、目標及び実行の国家レベル／準国家レベルでの開発投資計画への盛り込み」「国家レベルでの沿岸域総合管理（ICM）の実施拡大」「地方レベルでの技術・管理に関する能力強化・向上」「持続可能な海洋経済（＝ブルー・エコノミー）の促進」「PEMSEA ネットワークを通じた地域協力の強化」「大学における教育プログラム強化や若者に対する教

育などを通じた将来への投資」との提言が行われ、本国際会議は閉会した。

(5) 閣僚級会合

<会合の概要>

日時：7月12日(木) 11:30-12:30 (1) 閣僚級会合開会式
14:20-17:30 (2) 閣僚級会合

会場： (1) CECO Convention Hall
(2) Pullman Ambassador Hotel

<参加者>

- ・ Kwon Do-Youp 韓国国土海洋部長官 (閣僚会合議長)、
- ・ チュア博士 (東アジア海域パートナーシップ会議議長)
- ・ ロティリヤ教授 (PEMSEA 事務局長)
- ・ その他 PEMSEA の執行委員会メンバー (技術会合議長の寺島常務を含む)
- ・ 10ヶ国の各国政府閣僚等 (韓国その他、カンボジア、インドネシア、シンガポール、東チモールからは現職の海洋担当大臣が参加)、非政府パートナー、国際機関等

<会合の結果>

1) 開会式

各国閣僚の紹介の後、閣僚級会合議長の韓国国土海洋部長官・権度燁氏、チャンウォン市長の Park Wan Su 氏、東アジア海域パートナーシップ会議議長のチュア博士からそれぞれ挨拶があった。次に、韓国国土海洋部前長官の Jung Jay Joh 氏による基調講演が行われた。この中で、同氏は、生態系の悪化や食料安全保障等、海洋に関する課題を解決し、これを機会に変えていくために東アジアにおける国際協力が必要であるとして、SDS-SEA の実行に各国代表が責任をもって対応することを求めた。

2) 閣僚級会合

閣僚級会合議長の韓国国土海洋部長官・権度燁氏の挨拶の後、地方政府代表としてフィリピン Guimaras 州知事の F.H.A.Nava 氏、企業部門代表として Oil Spill Response 社の Declan O'Driscoll 氏、国際機関代表として GEF の Ivan Zavadsky 氏による意見発表が行われた。

その後、PEMSEA プラットフォーム及び「SDS-SEA 地域実施計画 (2012~16)」についての各国閣僚等による討議が行われ、インドネシア、日本、カンボジア、中国、ラオス、タイ、ベトナム、シンガポール等から各国の ICM への取組等について発言があった。政府会合議長であるフィリピンの Analiza Reuelta-The 氏からは、PEMSEA が恒久的な地域協力機関に移行しようとしているため、各国がより緊密に連携し、資源を流動化する必要がある旨の発言があった。最後に閣僚級会合議長が、①ブルーエコノミーは次のフロンティアとして認識されている、②SDS-SEA は地域協力を達成するための適切なプラットフォーム・枠組であると見なされる、③SDS-SEA における地域の努力に PEMSEA が貢献している、④PEMSEA のパートナーシップによりブレークスルーがもたらされた、と議論をまと

めた。

次に、「SDS-SEA 実施計画（2012～16）」案について、ロティリヤ事務局長から、従来の目標に加え、「目標5：能力の開発及び知識の管理のプラットフォーム・ネットワークの構築、目標6：持続可能なファイナンスの実現」の目標を設定すること等が説明され、異存なく了承された。

最後に、「海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに向けてのチャンウォン宣言」（「チャンウォン宣言」）が採択され、閣僚級会合は終了した。チャンウォン宣言は、SDS-SEA をこの地域で持続可能な開発を推進し、海洋ベースのブルー・エコノミーを建設する上で適当なプラットフォーム及び枠組みであると引き続き位置づけ、SDS-SEA 実施計画（2012-2016）を地域計画として採択するとともに、さらにこれを国レベルでも強力に推進するための指針を示している。同宣言は、さらに、SDS-SEA 実施計画を、先月採択された「リオ+20」の成果文書「我々が求める将来 The Future We Want」等の東アジア海域での実施を支援するために活用していくことを宣言している。

（6）PNLG フォーラム

<会議の概要>

日時：7月7日（土）ウェルカム・レセプション

7月8日（日）PNLG 総会、ディナー

会場：チャンウォン・ホテル（韓国・チャンウォン市）

<参加者>

PNLG メンバーの東アジア各国の地方自治体、チュア博士（東アジア海域パートナーシップ会議議長）、ロティリヤ教授（PEMSEA 事務局長）ほか

<PNLG について>

PEMSEA のサイト（デモンストレーションサイト・パラレルサイト）として ICM プログラムを実施している東アジア地域の地方自治体のネットワーク。今回の総会で、新たに2自治体がメンバーとなり、メンバーは31自治体となった。事務局は中国・シャーマン市。総会に当たる PNLG フォーラムが毎年1回、メンバー自治体が持ち回りでホストし、開催される。

<会議の結果>

1) 開会式

①チャンウォン市長・Park Wan Su 氏が歓迎の挨拶を行った。

②続いて、PNLG 議長の Pan Shijian 氏（中国・シャーマン市・人民委員会副議長）及び PEMSEA のロティリヤ事務局長が開会挨拶を行った。

2) PNLG 総会／Business Session

①まず、PNLG の運営に関わる事項を議論する場として、Business Session が開催された。

PNLG 議長の Pan Shijian 氏及び同副議長の Enrique T. Garcia Jr. 氏（フィリピン・パタ

ンガス県知事) が進行を行った。

②最初に、事務局長(中国・シャーマン市・Zhou Lumin 次長) から、第3回 PNLG 執行委員会の結果について、報告があった。

③次に、PNLG 議長及び副議長の選挙が行われた。3月から候補者の推薦、事前の調整が行われてきており、今回会議では、拍手での承認のみが行われた。

フィリピン・ギマラス県知事の Felipe Hilan Nava 氏が新議長に、カンボジア・プレアシアヌーク州の Prak Sihara 知事が新副議長に、それぞれ選任された。

新副議長は、宣誓を行うとともに、就任の挨拶を述べた。

④新しいメンバーとして、インドネシア・バリ州の Jembrana 県及び中国・山東省の Haiyang (海陽) 市の紹介があった。

3) PNLG 総会 / Interactive Session

①次に、ローカル・レベルでの沿岸域総合管理の進め方に関する政策面の議論を行う場として、Interactive Session が開催された。PEMSEA のロティリヤ事務局長が進行を行った。

他の行事との関係から、会議の最後の部分(②)を除き、当財団からは参加できなかった。

②会議の最後に、次回開催地への PNLG の旗の受け渡しが予定されていたが、次回開催地が決まっていないため、旗は PNLG 事務局がいったん引き取った。

PEMSEA のロティリヤ事務局長からは、以下のとおり報告があった。

- ・2013年については、日本の志摩市がホストすることを検討している。
- ・2014年については、マレーシアのポートクランがホストすることを検討している。

4) その他

総会の後で開催された「Partnership Night」(ディナー)に、志摩市長が参加し、交流を行った。

(7) まとめ

「東アジア海洋会議 2012」において当財団が PEMSEA 等と共同開催した2つのワークショップ(「ICM の経験・優良事例の強化・拡大」及び「世界・地域・国家レベルでの沿岸・海洋ガバナンスの新しい方向と政策」)は、東アジアにおける ICM や海洋ガバナンスの取組の急速な進展を確認し、各国との間で経験や知識を共有することにより、東アジア地域の海洋ガバナンスを前進させる非常に良い機会となった。

「チャンウォン宣言」において、「リオ+20」の成果文書「我々が求める将来 The Future We Want」等の東アジア海域での実施を支援するために SDS-SEA 実施計画を活用していくことが宣言された。「リオ+20」において今後10年間の行動計画が策定された直後にこのような宣言がまとめられたことは、東アジアの海洋関係者にとって意義が大きいのは勿論、世界

において地域協力の下で持続可能な開発を推進する貴重な先進事例を提供するものであると言えるであろう。

PEMSEA が地域協力機関へ着実に移行し、SDS-SEA をより強力で推進するためには、各パートナーがこれまで以上に緊密に連携することが必要であり、我が国においても、地域協力機関となった PEMSEA の活動に積極的に参加していくことが必要である。

3. 執行委員会

(1) 第 10 回執行委員会の結果

①会議趣旨

PEMSEA は、2009 年 11 月にフィリピン・マニラで開催された東アジア海洋会議 2009 で国際法人格が認められたことを受け、国連のプロジェクトから地域協力機関への移行を進めている。

第 10 回 PEMSEA 執行委員会では、PEMSEA の国連のプロジェクトから地域協力機関への移行に関する様々な課題への対応について検討するとともに、東アジア海洋会議 2012 の準備を行った。

②会議開催地

フィリピン・マニラ

③会議日程

平成 24 年 4 月 20 日（金）～21 日（土）

④会議出席者

- ・東アジア海域パートナーシップ会議（PC）議長：チュア・ティア・エン博士
 - ・PC 副議長：メリー・シー・チェン大使
 - ・政府間会合副議長：アナ・テー次官
 - ・技術会合議長：当財団・寺島常務理事
 - ・技術会合副議長：コー・チュルファン教授
 - ・PEMSEA リソース・ファシリティ（PRF）：ロティリヤ事務局長
 - ・当財団・市岡政策研究グループ長（オブザーバー）
 - ・PEMSEA 事務局員 3 名
- 合計 10 名

⑤議題（下記⑥参照）

⑥会議の結果

第 10 回 PEMSEA 執行委員会の主な議論および決定事項は、以下のとおり。

(議題 1) 第 4 回閣僚会合について

事務局より、Policy Brief (政策提言書)、2003 年～10 年の SDS-SEA (東アジア海域の持続可能な開発戦略) の実施状況、各国ごとの SDS-SEA 実施計画が議題となる予定であるとの説明があった。チュア議長より、各国の取組みの共有が将来に向けて有益であろうとのコメントがあった。これについて、寺島常務から、2002 年の WSSD (持続可能な開発に関する世界サミット/ヨハネスブルグ・サミット) を受けたこれまでの SDS-SEA が第 1 フェーズ、本年のリオ+20 (国連持続可能な開発会議) を受けたこれからの SDS-SEA が第 2 フェーズということになるとコメントした。チュア議長からは、そのとおりであり、今後の PEMSEA の取組みはリオ+20 の成果を取り入れたものになると述べた。

また、事務局から、閣僚宣言案が紹介された。宣言案は、すでに各国に 2 回意見照会を行ったものであり、今回の EC 会合の議論を経て、来週 3 回目の意見照会を行う予定であるとの説明があった。寺島常務から、宣言は、リオ+20 の柱 (①持続可能な開発と貧困撲滅のためのブルー・エコノミー ②持続可能な開発のための制度的枠組) に沿ってさらに書き込むべきと意見を述べた。これを受けて議論した結果、すでに各国に 2 回照会していることから大幅な修正はしないが、今月中にも示されるリオ+20 の成果文書の修正版「ゼロ・ドラフト」の内容を踏まえた文章を追加することとなった。また、閣僚メンバーが宣言の考え方を十分に共有できるようなプレゼンテーションを準備することとなった。

閣僚会合の進め方について議論した結果、従来は各国の閣僚級メンバーが形式的にメッセージを読み上げることに多くの時間を費やしていたが、今回は、参加国に有益なものになるよう、メンバーによる実質的な議論に多くの時間を取ることとなった。

また、事務局から、特に最近関心を集めている災害対策の問題について日本から発表が行われるとの説明があり、これを受けて、洪水被害を受けたタイ、フィリピン、シンガポール等から発表があってもいいとのコメントがあった。

(議題 2) 東アジア海洋会議 2012 (EASC2012) とヨス万博について

1) EASC2012 の準備状況について

EASC2012 の準備状況について、以下のとおり事務局から説明があった。

- ・主なスケジュールは、初日の 7 月 9 日に開会式、9 日～11 日が 12 のワークショップを含む国際会議、12 日が国際会議からの報告、高級事務レベル会合、閣僚級会合など。
- ・参加者については、海外から 500 名、韓国から 1,000 名を見込んでいるが、現在のところ、海外からは約 200 名、韓国からは約 400 名が確定している。

また、残された課題について、以下のとおり事務局から説明があった。

- ・まだ多くのワークショップ (WS) で、発表者が固まっておらず、調整を急ぐ必要

がある。特に、WS1-1「ブルー・エコノミー」やWS4-2「CSR（企業の社会的貢献）」は、ほとんど発表者が固まっておらず、至急の対応が求められる。

- ・サブテーマ4（グッド・ガバナンス）の全体を取りまとめる議長を早急に決める必要がある。
- ・UNDP、GEF、WBの支援や、UNEP/GPA、Yellow Seaプロジェクトの参加が確定していない。
- ・7月10日の「パートナーシップ・ナイト」のスポンサーが決まっていない。

韓国からの参加者が見込みに達していないことについて、コー教授からは、国土海洋省が協力に参加の呼びかけを行っており、目標は達成できるのではないかとのコメントがあった。チュア議長からは、PEMSEAの受益者である各国の地方政府の参加が重要であるとのコメントがあった。これに呼応し、シー・チェン大使から、閣僚会合が生の実を離れた議論だけにならないよう、閣僚メンバーと地方政府関係者との交流を検討すべきとの意見があった。

EASC2012のテーマに直接関連し、「フラッグ・シップ」というべきWS1-1「ブルー・エコノミー」への早急な対応について、以下のような議論があった。

- ・漁業関係者の参画が必要。
- ・韓国の海運・造船業界の積極的な参画が求められる。
- ・ポリカルチャー（複合養殖）、エコ・ツーリズム、バイオ燃料など、様々なテーマがありうる。
- ・（コー教授より）日本など先進工業国にも協力を求めたい。
- ・（寺島常務より）日本としてもアイデアを検討したい。海象情報の提供による船舶運航の効率化なども、テーマとして考えられる。

本WSについては、これらの議論を踏まえ、事務局とKMI（韓国海洋水産開発院）とで早急に準備の仕切り直しをすることとなった。

WS4-2「CSR（企業の社会的貢献）」については、ICMのみに限定せず、広くとらえて考えることとなった。

2) ヨス万博への参加について

以下のとおり、事務局から説明があった。

- ・2012年5月12日から8月12日まで、PEMSEAとGEFの共同で、「Our Ocean, Our Life, Our Future」をテーマとするパビリオンを出展する。
- ・7月12日の閣僚メンバーによる視察に合わせ、PSHEMコード（港湾の安全・衛生・環境コード）のお披露目のセレモニーを行う。

(3) 第5回EASCのホスト国について

2015年に開催する第5回EASCのホスト国については、事務局から、シンガポールと相談中であるとの説明があった。これについて、シー・チェン大使からは、以下のコメント

があった。

- ・政府は、コストがかかり過ぎるのを懸念している。発表者の旅費まで持つのは、負担が大きすぎる。
- ・ホストをお願いする場合には、政府パートナーにコストを明らかにしていくことが必要。

チュア議長からは、EASC が競うように大規模になっていく傾向があるが、もっとスリムにしていくべきとのコメントが、また、シー・チェン大使からは、EASC が「持続可能」であるためには、首都以外の地方都市もホストできるよう、コストをかけないようにしていくべきとのコメントがあった。

(議題 3) PEMSEA の地域協力機関への移行について

1) Head Quarters Agreement について

事務局より、フィリピン政府との締結に時間を要しているが、現在、同国外務省と文案を最終調整中であり、文案確定後、上院のヒアリングを経て、年内を目標に締結を目指したいとの説明があった。

2) 管理規則等について

事務局より、EC とも相談しながら事務局で管理規則等の制定を進めていきたいとの説明があった。外部評価を導入することについても、事務局から説明があった。

3) PEMSEA 事務局の再編、移行のロードマップ、持続可能な資金計画

政府パートナーからの任意拠出（現在、日中韓の 3 ヶ国が拠出）について、以下のような議論があった。

- ・(事務局より) 各国からの拠出は、これまで、事務局のハイレベルのスタッフ（国連職員の P3、P4 クラス）の給与に充てられているが、拠出国との間で特定のポストに充てることが定められているわけではない。今後は、事務局長以下のハイレベルのポストの給与に充てていきたい。一部の拠出国は、任意拠出は自国が推薦する事務局職員の給与に充ててほしいとの意向を持っているが、インターナショナル・スタッフの採用は UNDF のルールに基づいて公平に行うことになっており（将来は独自のルールにより採用していくこととなるが）、任意拠出とは関連付けられない。このラインは守っていく必要がある。
- ・(寺島より) 現在 GEF からの支援によりまかなわれている事務局長の給与が政府パートナーからの拠出によることとなれば、真に地域協力機関となることができる。これにより PEMSEA が自立していることが明確になり、UNDP や GEF も PEMSEA を支援しやすくなる。日中韓以外の国からも任意拠出を求めていく必要がある。金額は問題ではない。支援する国を広げていくことが大事。

- ・2010年10月の Stocktaking Meeting での議論の結果、Yellow Sea のプロジェクトなど東アジア海域の GEF のプロジェクトが PEMSEA の枠組みの下に入るようになった。各国に支援を求めるに当たり、このように PEMSEA の位置づけが変化したことについても、きちんと説明していくべき。
- ・この問題は、単に資金調達の問題だけにとどまらない。PEMSEA のビジョンや使命も含めた大きな問題の一部。

各参加者からの意見を踏まえ、PEMSEA の位置づけや各国にとっての利益などが伝わるようなコンセプト・ペーパーを整理した上で、政府パートナーに対し任意拠出を働きかけていくことが合意された。

4) PEMSEA の宣伝活動について

各国のフォーカルポイントに対し、海洋に関する様々な会議で PEMSEA のことを紹介してもらうよう依頼していくこと、そのためのプレゼンテーション資料を作成することが合意された。

5) パートナーシップ会議、執行委員会への参加経費の負担について

新たな GEF の資金が得られる前の移行期間においては、パートナーシップ会議、執行委員会への参加者に対し、任意での参加経費（旅費）の負担を求めていくことが合意された。

チュア議長から、将来的には、政府パートナーからの拠出によりこれをまかなっていく必要があるとの見解が示された。シー・チェン大使からは、この問題をほかと切り離してばらばらに扱うのではなく、PEMSEA の移行の問題として全体をセットにして政府パートナーに説明していくべきとの指摘があった。

6) オーバーヘッド・チャージの問題について

事務局から、現在、UNDP と UNOPS に二重に支払っているオーバーヘッド・チャージ（事務手数料。それぞれ4%、7%。）の負担を軽減し、資金を有効に活用していくため、PEMSEA が UNDP の **Implementing Partner** となって直接 UNDP の資金を受け入れられるよう、UNDP（ニューヨーク）の担当部局と今後調整を行っていくことについて、報告があり、了承された。

7) 次期の GEF プロジェクトの申請について

事務局から、2012年6月までに GEF 理事会に次期プロジェクトの申請を行う必要があり、これに先立って関係国の同意を取り付ける必要があるが、インドネシア、タイ、ベトナムの手续が遅れている旨報告があった。

本件については、EC メンバーからも上記3ヶ国に手续の促進を働き掛けることとなった。また、韓国・日本から GEF 理事会に対し次期プロジェクトが認められるよう働きかけがで

きないかとの議論があった。

8) GEF の中規模プロジェクト (Medium Sized Project/MSP) の申請について

事務局から、ユーザーである地方政府での活用を念頭に置いた「Knowledge Management」に関する 3 年間・100 万ドルの MSP を申請すべく準備している旨報告があった。チュア議長からは、本プロジェクトは、事務局担当者の能力開発を強化する上でも重要であるとのコメントがあった。

(議題 4) その他の議題

1) KOEM の非政府パートナーとしての参加について

事務局から、韓国の KOEM (Korea Marine Environment Management Corporation) が非政府パートナーとしての参加を申請している旨の報告があった。本件については、EASC2012 と同時に開催される次回パートナーシップ会議で正式に了承することで合意した。

2) 次回パートナーシップ会合について

事務局から、次回パートナーシップ会合では、以下のテーマが取り扱われる (情報提供が中心) との報告があった。

- ・新しいパートナーの参加の承認
- ・管理規則と規定の策定状況
- ・地域協力機関への移行への取組状況
- ・SDS-SEA 実施に関する GEF プロジェクトの最終評価
- ・PEMSEA の新しいフェーズの準備状況
- ・2012～13 年の事業計画と予算

3) 次回 EC 会合について

次回会合については、本年 10 月 22 日～26 日の間で日程調整することとなった。

⑦まとめ

PEMSEA が地域協力機関として存続していくために、安定的な資金確保を含め、そのシステム全体の早急な構築が求められている。

第 10 回執行委員会は、地域協力機関への円滑な移行を実現するため、平成 23 年 7 月に 3 名の副議長が新たに選任され、7 名体制となってから 2 回目の執行委員会である。

ここでは、7 月の東アジア海洋会議 2012 (EASC2012) まで 3 ヶ月をきったことから、EASC2012 の準備状況を確認し、対応を検討することが重要なテーマであった。開催に向けて様々な課題が残されていることが判明したが、議論の中で対応の方向性や関係者の取り組むべき内容が明らかにされた。このタイミングで EC 会合が開催されたことにより、

EASC2012 の円滑な開催に向けた道筋がつけられたといえる。

また、前回に引き続き、PEMSEA の新体制への移行に向けた財政面の持続性や事務局体制のあり方に関する具体的な議論が行われた。その中で、政府パートナーに一層の貢献を求めていく必要があることが再確認され、具体的な働きかけの仕方についても、検討が行われた。この際、政府パートナーからの様々な貢献についてばらばらに要請するのではなく、PEMSEA の位置付けや各国にもたらす利益、地域協力機関への移行の必要性を改めて明確に説明し、全体像を明確にしながら協力を求めていくべきとの認識が共有された。新たなメンバーが新鮮な目で議論に加わっていることで、議論が一層活性化しており、EC の拡充による効果が現れていることが感じられた。

PEMSEA は、東アジア海域の持続可能な開発に関し政府のみならず様々なステークホルダーも含めた関係者が協力する唯一の地域協力機関である。当財団は、このような PEMSEA の重要性に鑑み、これまで寺島常務が EC 会合にメンバーとして参画し、また、当財団が非政府パートナーとして PC 会合に参画するなど、その運営に協力してきている。

PEMSEA が地域協力機関への移行に向けた重要な転換期にある中、さらに PEMSEA との連携を強化し、新しい体制への移行を支援するとともに、我が国政府その他の関係者の PEMSEA 及び EASC2012 への積極的な参画が実現するよう、関係者に対する情報提供等の支援を一層強力に行っていく必要があるとの印象を強くした。

(2) 第 11 回執行委員会の結果

①会議趣旨

第 11 回 PEMSEA 執行委員会では、移行に関わる課題としての継続性の確保、管理規則や資金計画について議論が行われた。

②会議開催地

中国・北京

③会議日程

平成 24 年 10 月 26 日（金）～28 日（日）

④会議出席者

- ・東アジア海域パートナーシップ会議（PC）議長：チュア・ティア・エン博士
- ・PC 副議長：メリー・シー・チェン大使
- ・政府間会合議長：リー・ハイチン博士
- ・技術会合議長：当財団・寺島常務理事
- ・技術会合副議長：コー・チュルファン教授
- ・PEMSEA リソース・ファシリティ（PRF）：ロス事務局長代行

- ・ 運輸政策研究機構・春成理事長（オブザーバー）
 - ・ 中国国家海洋局国際協力部・リャン課長、呂オフィサー（オブザーバー）
 - ・ 当財団・脇田研究員（オブザーバー）
 - ・ PEMSEA 事務局員 3 名
- 合計 13 名

⑤議題（下記⑥参照）

⑥会議の結果

第 11 回 PEMSEA 執行委員会の主な議論および決定事項は、以下のとおり。

（議題 1）第 10 回執行委員会以降の活動報告

PEMSEA 事務局は、2014 年から始まる GEF プロジェクトの準備を進めており、現在、国レベルのプロジェクト・ドキュメントを提出する段階である。一方、パートナー国のうちタイでは、国内の異なる部局間で情報がうまく伝わらなかったことが原因で準備に遅れが認められている。この解決のため、委員会は PEMSEA 事務局が 11 月にタイを訪れ、主要関係者に会ってドキュメント提出のための準備を進めることを確認した。

（議題 2）PEMSEA の持続可能な運営に向けた変化

1) Head Quarters Agreement

PEMSEA の Head Quarters Agreement は、2012 年 7 月 1 日にフィリピン外務省と PEMSEA 事務局長との間で署名された。しかし、これからフィリピン国内の 9 省庁の同意証明書が必要である。これには時間がかかることが予想されるが、一方、フィリピンの大統領選挙が 2013 年春に実施されるため、早急に現大統領のサインを得ることが最重要である。そのためには、関連するフィリピンのハイレベル高官を巻き込むことが必要である。PEMSEA 事務局はこれに必要な資金と時間を投入し、確実に現大統領のサインを得ることが委員会よりアドバイスされた。

2) PEMSEA のガバナンス

a) パートナリシップ・ファンドに関する人材調達ガイドライン

PEMSEA の人材調達ガイドラインの原則として、事務局案が示された。PEMSEA は地域機関として地域の人材育成を行ってきており、これが PEMSEA の大きな方針の一つである。そのため PEMSEA の沿岸域総合管理を行っている各地で技術支援などが必要な場合には、同じレベルの候補者が複数いる場合、地域外ではなく、地域内の専門家を採用する方針が確認された。

b) 倫理規定

PEMSEA 事務局職員に関する倫理規定案が示され、インターンなど、どの範囲までこれを適用すべきか議論された。その結果、インターンについては PEMSEA 事務局オフィスで働いている期間のみ、効果的に実施できることから、この条件下で適用することが合意された。一方、PEMSEA が契約するコンサルタントなどすべての人を対象とするものの、倫理規定案の中に明記せず、コンサルタントへの契約書の中で、同倫理規定を遵守する旨が誓約されるべきことが決定された。

c) 監査委員会規定

PEMSEA の監査について事務局案が示された。監査委員の構成について、三分の二の会計専門家を含む、という条文が削除されることが確認された。

3) PEMSEA 事務局の再編

PEMSEA が地域協力機関として持続的な運営を行うために必要な事務局組織の再編と、それに伴って必要となる金額について事務局案が示された。次期 GEF プロジェクトを獲得するためには、パートナー国等が地域協力機関の事務局を支援していることを GEF に示す必要があることが説明された。

これについて、技術会合議長である当財団の寺島常務理事から、パートナー国に対する詳細な説明が必要であることが指摘された。特に、これまで財政支援をしてきている日中韓の三ヶ国に対し、丁寧な説明を求めた。

リー政府間会合議長からは、20 年間にわたって活動を行ってきた PEMSEA を終わりにする訳にはいかないことが強調された。特に、資金援助を自発的に行うのは、まず国が最初であるべきことが述べられた。その理由として、各国が PEMSEA の業績から恩恵を受けてきている点が強調された。

コー技術会合副議長からは、韓国が今年度の東アジア海洋会議のホストのため、100 万ドルを超える資金を投入したことが説明された。あわせて、この多額の財政支援も踏まえると、今後の PEMSEA への資金援助は少し難しくなる可能性もあるという意見が述べられた。

オブザーバーとして出席した運輸政策研究機構の春成理事長は、日本政府は東日本大震災の影響もあり、財務省が震災関連事業以外のあらゆる事業について予算の増額を認めない状況にあり、PEMSEA への財政支援の増額についても困難が予想される、という意見が述べられた。

委員会として、PEMSEA のパートナーすべてに対し、現状を説明して支援を依頼するレターを送ることが事務局に要求された。また、パートナー国だけでなく非政府パートナーや私企業等、他の組織からも支援を得て行くためにあらゆる努力をすることが事務局に要求された。また、日中韓の三カ国をロス事務局長が訪問し、この事案について詳細な説明を行うことが確認された。PEMSEA 事務局長の日本の国土交通省への訪問時期については、技術会合議長である当財団の寺島常務、あるいは運輸政策研究機構の春成理事長が海洋政策課へコンタクトし、いつが最適かを確認して進めていくことが確認された。

4) UNDP の実施パートナーとしての認証取得

PEMSEA が UNDP の実施パートナーとして認証を取得することが議論された。

現在の GEF プロジェクトでは、Executing Agency である UNOPS により手数料 7% が差し引かれているが、PEMSEA が Executing Agency となればその金額がプロジェクトに活用できるようになる。

また、PEMSEA が UNDP の実施パートナーとして認められ、自立した運営を行うために PEMSEA 事務局が行うべき作業がロードマップとしてまとめられており、委員会ではその説明が行われた。そのうちの一つが基金に関するものであり、PEMSEA の活動をより円滑にする目的で、5 万ドルを上限にリボルビング・ファンド を設立することが事務局より提案され、承認された。あわせて、PEMSEA が UNDP の実施パートナーとして認証されるために必要な外部監査を受けることが了承された。この外部監査は、PEMSEA が UNDP の実施パートナーとしての認証を 2013 年中に受けることを目的として事前におこなうものであり、国際的知名度のある外部監査機関による監査を通過しておくことが、2013 年の UNDP による認証審査に向けて重要なステップとなる。監査内容は、会計監査だけでなく、PEMSEA のマネジメントシステムについても対象となる。外部監査機関の選択については、必要な経費も含めて最終的な了承は PC 議長であるチュア博士に一任された。

(議題 3) PEMSEA のリーダーシップとオーナーシップの強化

CSA (日中韓の拠出金による Cost Sharing Agreement) ファンドが PEMSEA 事務局長を含めたコアスタッフの給料に使われることを了承してもらうよう、日中韓の三カ国にレターを出すことが、委員会から事務局に要求された。事務局長のリクルートについては、まず、UNDP マニラに CSA ファンドの残金の使用方法について交渉することから始め、その他の事項をクリアしてから開始することが合意された。なお、PEMSEA 事務局は多数の重要懸案事項を抱えており、Head Quarters Agreement の取得や次期 GEF プロジェクトの獲得などの最重要事案に集中することが重要であること、また、現在の GEF プロジェクトの終了が 2013 年であることを鑑み、場合によっては事務局長のリクルートを実施しない可能性も含み置くことが確認された。

日中韓の拠出金に関連し、オブザーバーとして出席した中国国家海洋局のリャン課長より、中国政府は今後も PEMSEA への財政支援を続けて行く準備があることが正式に述べられた。また、中国国家海洋局は UNDP 経由で支払うのではなく、PEMSEA 事務局に直接支払う準備があることもあわせて表明された。

これについて、チュア PC 議長、シー・チェン PC 副議長、技術会合議長である当財団の寺島常務より中国国家海洋局への感謝が述べられた。寺島常務は、PEMSEA のオーナーはパートナー国・非政府パートナーを含めた我々であり、すべてのパートナーが PEMSEA への支援をできる形で実施していくことが大切である点を強調した。

(議題4) 東アジア海洋会議 2012 の報告および 2015 のホスト国

東アジア海洋会議 2012 は、19 カ国 1,201 名の参加者を得たこと、海外からの参加者が 879 名、韓国国内からの参加者が 322 名であったことが事務局より報告された。また、会議実施に関する収支が示された。

委員会からは、PEMSEA が直接管理したお金だけでなく、パートナーが直接支払ったお金についても調査し、全パートナーが出席するパートナーシップ会議で報告することが事務局に要求された。これにより、すべてのパートナーが PEMSEA を支援していることがより明確になり、さらなる支援を推進する効果がある点が確認された。

また、ユース・フォーラムには 91 名が参加しており、東アジア海域に関する若者の人材育成を進める観点から、今後も引き続き実施していくことが期待された。

さらに委員会からは、EAS Congress への参加国が減っているのも、これについては注意が必要であること、人々に対してわかりやすい会議結果を出すこと、優良な論文については国際雑誌への掲載を検討していくこと、などが事務局に要求された。一方、PNLG (PEMSEA 地方政府ネットワーク) の参加者が増加している点は喜ぶべきことであり、この点を PEMSEA の強みとして今後も推進していくことが委員会より求められた。あわせて、よい参加者を確保するためには、ネットワークの活用が有効であることが強調された。PNLG、ユース・フォーラム、非政府パートナーのネットワークなどを活用すべきであり、当財団がリードする OPINEAR はそのよい一例であることが参加者から指摘された。

東アジア海洋会議 2015 の開催国として、PESMEA 事務局からベトナム、インドネシアがホストする方向で調整中であることが報告された。委員会は、PEMSEA 事務局がこの二カ国との調整を引き続き行っていき、開催国を決定することを承認した。

(議題5) GEF プロジェクト実施計画と予算 2013

事務局より 2013 年の GEF プロジェクトの実施計画と予算が説明された。これについて委員会からは、実施計画の中の CSR (Corporate Social Responsibility) に関して様々なアドバイスが出された。技術会合議長である当財団の寺島常務からは志摩市の事例が紹介され、植林や干潟再生の取り組みに複数の会社が協力していると同時に、彼らはそれを活用しており、沿岸域総合管理による取り組みが、私企業に対して環境保全だけでなくビジネス機会を提供していることが指摘された。CSR については、リー政府間会合議長、シー・チェン PC 副議長、オブザーバーの春成氏からも各種提案や優良事例の紹介がおこなわれた。

委員会は、PEMSEA 事務局に実施計画を完成させ、年内に同委員会に対して提出して最終的な承認を求めることを要求した。

(議題6) PEMSEA の持続可能性の確保

PEMSEA がこれから実施予定の大きなプロジェクトとして、GEF/UNDP プロジェクト

「SDS-SEA 実施のスケールアップ」、GEF／世界銀行の中規模プロジェクト「東アジア海域における大規模海洋生態系（LME）の持続可能な発展のためのパートナーシップによる投資を強化するナレッジマネジメント」、ASEAN 生物多様性センターとの協働プロジェクト「沿岸域総合管理のアプローチを使用した MPA の効果の強化」の3つがあることが紹介された。

これに関連し、次期 GEF プロジェクトへの申請を進めるため、PEMSEA 事務局は UNOPS に正式なレターを出して PEMSEA について誤った記述のある GEF 評価委員会による現プロジェクトの最終評価報告書を入手し、全パートナーに配布すること、これにより GEF カウンシル会議において PEMSEA に対する間違っただ批判を防ぐ努力をすることが、委員会より指示された。

次に、PEMSEA 事務局から今後の課題の一つとして、非政府パートナーの有する知識や技術をさらに活用したより活発な活動を行っていくことが問題として提起された。これについて、技術会合議長である寺島常務理事からは、これまでも技術会合において政府・非政府パートナーが集まり活動内容を議論して政府間会合への **recommendation** をまとめてきたが、さらなる非政府パートナーの活用と技術会合の活性化を期待することが述べられた。

チュア PC 議長は、今後の PEMSEA の活動の展開の方向性として、東アジア海域の各国が海洋・沿岸域に関しておこなう努力を助けていくことが重要だと指摘した。一例としてあげられたのは、中国国家海洋局が進めている南シナ海に関する国際協力フレームワークに関する取り組みであった。PEMSEA を通じて東アジア海域各国の海洋・沿岸域に関する取り組みを進めていくこともよいことであり、これにより各国と PEMSEA との **win-win** 関係を築いていくことが大切だと強調された。このような取り組みは、すでに韓国の YEOSU プロジェクトを PEMSEA が受注して実施してきていることの拡大発展であり、今後も地域各国の海洋・沿岸域政策に関する手助けを PEMSEA が続けていくことが重要であることが述べられた。

（議題7）海洋・沿岸域管理のパートナーシップの強化

PEMSEA の活動をさらに強化し、東アジア海域におけるクライアントへのサービス提供を向上させるため、今後進めていくべき海洋・沿岸域管理のパートナーシップの強化について、事務局案が示された。これについて、委員会は事務局の努力を歓迎し、パートナーシップの強化に向けて活動を進めていくことが了承された。

⑦まとめ

PEMSEA 第11回執行委員会では、PEMSEA が地域協力機関としていかに持続可能な運営をおこなっていくか、その具体的な事務局職員構成や必要経費が提示された。執行委員会委員である当財団の寺島常務理事をはじめ、全執行委員が PEMSEA の長期的な活動を期待しており、中国からは政府としても継続的な支援の準備がある旨が表明された。このよう

に、PEMSEA の活動や実績に対する評価は高く、今後の継続性確保に向けた動きは複数の参加国にみられるものの、今後は、いかに PEMSEA に参加するすべての国や非政府パートナーが地域の枠組みの中で積極的に参加・協力を行っていただけるかが PEMSEA の持続性確保の鍵となるであろう。

また、今回の出張により、今後の東アジア海域における海洋環境管理に関する GEF などの各種プロジェクトの動きや各国の取り組みが把握できた点も大きな収穫であった。特に、中国国家海洋局が進めている南シナ海における国際協力フレームワークは新たに入手できた情報であり、当財団としてもこのような各国の海洋イニシアチブに関する最新情報を常に収集し、我が国の海洋政策の立案や展開に資する提案を行っていくことが重要だと考えられる。

第2章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合第13会期 (UNICPOLOS-13) および第22回国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS-22)

1. UNICPOLOS-13

(1) 概要

今回で第13回目となる UNICPOLOS の今年の主要議題は「海洋再生可能エネルギー」である。この主要議題を中心に、4日間にわたり全体会合およびパネル・ディスカッションが行われ、61カ国、11の国際機関等および6つの NGO の代表が参加した。共同議長は、昨年と同じくニュージーランドの Don MacKay 大使およびモーリシャスの Milan Jaya Meetarbhan 大使であった。わが国からは報告者以外には、外務省国際法局海洋室の事務官およびパネリストとして東京大学の松浦正浩氏が参加した。議事次第は以下のとおりである。

(2) 日程及び議題

UNICPOLOS-12 はニューヨークの国連本部にて 2012 年 5 月 29 日から 6 月 1 日にかけて開催され、以下の議題が議論された。

①全体会合（第1回）

項目1：開会

項目2：議題の採択

項目3：意見交換

②パネル討議

セグメント1：海洋再生可能エネルギーのタイプ・利用・持続可能な開発における役割

セグメント2：グローバル・地域レベルで現在進行中・計画中の海洋再生可能エネルギー計画

セグメント3：海洋再生可能エネルギーの開発における機会と挑戦（協力と調整を含む）

③全体会合（第2回）

項目4：国際機関の間の協力・調整

項目5：議題やパネリスト選定のプロセス

項目6：将来の議題

④全体会合（第3回）

項目7：会合の成果の検討

(3) 会議の結果

会議の主な内容は以下の通りである。

①全体会合

会期初日には、Sha Zukang 経済・社会問題担当事務次長および Stephen Mathias 法務担当事務次長補が開会挨拶を行い、議題の採択に引き続いて、本会期の主要議題である海洋再生エネルギーの問題を中心に一般意見交換が行われた。多くの代表が本年の主要議題は時宜を得た大変重要な問題であると述べると同時に、グリーン経済を中心テーマのひとつとする Rio+20 の議論および成果文書の中でも、この問題に重大な注意が払われるべきであると述べていた。また、各国代表は自国で行われているさまざまな海洋再生可能エネルギー開発プロジェクトや政策についての報告も行っていった。(なお、一般意見交換は総論の議論にとどめられ、より詳細な議論は、パネル討議において行われた。)

国連システムの機関・部局間の協力・調整に関して、昨年同様 UN-Oceans コーディネーターを務める UNDP の Andrew Hudson 氏から UN-Oceans および参加機関の活動について、Rio+20 に関連するものを中心に報告が行われた。特筆すべき点として、国連 Joint Inspections Unit による UN-Oceans の活動のレビューが現在進行中であり、9月に始まる国連総会第 67 会期にその結果が提出される予定であることを説明した。また、UN-Oceans の新たな委嘱事項(Terms of Reference)案を準備し、国連総会に提出する予定であるとも述べた。質疑応答の中では、UN-Oceans の性質・役割や各国際機関内における加盟国と事務局の関係などについて議論が行われた。

UNICPOLOS のパネリストの選定については、多くの国から満足の意が表明された。トピックの選定については、第 10 回会期で合意されたように持続可能な開発の 3 つの柱すべてに関連するものを選ぶべきであるとの見解や現行の実行については改善の余地があるとの見解が見られた。なお、本年の国連総会第 67 会期には来年以降の UNICPOLOS のトピックの選定が行われる予定である。今後国連総会の作業で注目すべき海洋問題・海洋法に関する課題について、昨年同様、これまで提案のなされてきた議題のリストを共同議長が配布した。本会合ではこのリストについての議論は行われなかったが、この秋の総会決議の交渉の中で検討されるものと思われる。

第 10 会期以来、「Co-Chairs' Proposed Elements」の採択は行われておらず、今会期においてはそのような動き自体見られなかった。むしろ、UNICPOLOS を合意形成のための交渉の場として捉えるのではなく、あくまで NGO を含む広範な参加者とともに重要な海洋の問題について理解を深めるための場として捉える傾向は近年強まっているといえ、今会期においても「国連総会への勧告を採択しないという近年の実行」への言及がしばしばなされた。会議最終日には、共同議長の個人的な見解である「Co-Chairs' Summary of

Discussions」が配布されたが、あくまで交渉文書でなく共同議長の個人的見解である旨が強調された。内容についての議論を行うことはなく、間違いのある箇所についての訂正のみが行われ、会議は終了予定時間よりやや早く閉会した。

②パネル討議

会期の初日午後・2日目には、本会期の主要議題である海洋再生可能エネルギーについてのパネル討議が行われた。第1セグメント（海洋再生可能エネルギー：タイプ、利用および持続可能な開発における役割）では、Alain Piquemal 教授（ニース大学）が海洋再生可能エネルギー開発のための現行の実施枠組みについて、John Huckerby 氏（IEA Ocean Energy System）が世界の海洋エネルギー開発について、Jay Batongbacal 教授（フィリピン大学）が再生可能エネルギーと持続可能な開発における分配的正義について発表をした。本セグメントはこの問題についての概観を行うためのものであり、発表の内容は非常に広範囲に及んだ。国の管轄権を超える海域における海洋再生可能エネルギー開発のガバナンスのための国際海底機構の活用など、現在進行中の他のフォーラムでの議論と結びつける形で議論を行う国もあった。

第2セグメント（グローバル・地域レベルで現在進行中または計画中の海洋再生可能エネルギー計画）では、Arjoon Suddhoo 氏（モーリシャス・リサーチ・カウンスル）が小島嶼国にとっての海洋再生可能エネルギーについて、松浦正浩教授（東京大学）が海上風力発電のための漁業者共同体とのコンセンサス形成における制度的問題について、Omar bin Yaakob 教授（マレーシア工科大学）がマレーシアおよび東南アジアにおける海洋再生可能エネルギーに向けた動きについて、Segen Estefen 教授（リオ・デ・ジャネイロ連邦大学）がIPCC報告書を踏まえた海洋エネルギー開発についてブラジルの活動に焦点をあてて発表を行った。

第3セグメント（海洋再生可能エネルギーの開発における機会と挑戦（協力と調整を含む））では、Vanessa E.H. Stewart 氏（Soltage LLC）が再生可能エネルギーセクターの発展における機会と挑戦について、Martin J Attrill 教授（プリマス大学）が海洋再生可能エネルギーの環境への影響について、Dengwen XIA 氏（中国国立海洋技術研究所）が中国における海洋再生可能エネルギー開発における機会と挑戦について、Joseph Williams 氏（カリブ共同体事務局）がカリブ共同体における海洋再生可能エネルギーセクターへの取組みについて発表した。

第2・第3セグメントにおいては世界各地でどのようなプロジェクトが行われつつあるのかについて専門家である発表者各氏から詳細な説明が行われた。特に、環境や他の海洋活動にどのような影響を与えるのか、またそのような影響の軽減のためにはどのような方

策がとられうるのかについての議論、海洋再生可能エネルギー開発推進のための政策や興味深い個別のプロジェクトの進行状況についての質問が多く見られた。環境への影響に関連して、特にフランスの La Rance で 1966 年以來運用されている潮力発電施設の環境への影響についての質疑応答がブラジルを中心に何度か繰り返された。また、海洋再生可能エネルギー開発と競合しうるその他の海洋活動として漁業とともに挙げられるのが、航行（海運）である。この点、シンガポールは国連海洋法条約で認められている航行の自由が阻害されるおそれを繰り返し指摘した。これに対し、パネリストは、船舶の航行に対して発電施設が与える影響は少ない旨の回答を行っていた。後日、報告者がシンガポールの代表団の Marcus Song 氏から聞きとったところでは、同国の本来の懸念は、施設自体が船舶の航行に与える影響でなく、沿岸国が施設の保護の名目で不当な干渉を行うことにより航行の自由が実質的に阻害されかねないという点にあったようである。海洋再生可能エネルギー開発のために取りうる財政的施策を問う英国からの質問に対しては、英国自体の固定価格買取制度などがもっとも魅力的な施策である旨の返答がパネリストからあった。

③サイド・イベント

例年とは異なり、本年は最終日の午後に「国連海洋法条約と内陸発展途上国」というテーマで、後発開発途上国・内陸国・小島嶼国問題についての事務総長特別代表室および海洋問題・海洋法課（DOALOS）の共催でサイド・イベントが開かれたただけであった。

2. SPLOS-22

(1) 日程及び議題

SPLOS-22 はニューヨークの国連本部にて 2012 年 6 月 4 日から 11 日にかけて開催され、議事次第は以下のとおりである。

開会

黙想

議長選出

アジェンダ採択

副議長選出

信任状委員会指名

作業編成

信任状委員会の報告

大陸棚限界委員会（CLCS）の 21 名の委員の選挙

国連海洋法条約（UNCLOS）採択 30 周年記念式

国際海洋法裁判所（ITLOS）所長による報告

国際海底機構事務総長による報告

CLCS 委員長による報告

ITLOS の予算問題の検討

UNCLOS 第 319 条に基づく事務総長報告

その他の事項

（２）会議の結果

会議の主な内容は以下の通りである。

開会后、議長（モナコ）・副議長の選出の後に、作業編成が行われた。信任状委員会関連の作業については、水曜日の CLCS 委員選挙までに完了することと決定し、それに先立ち、ITLOS、国際海底機構、CLCS による報告が行われ、締約国からのコメントおよび質疑応答が行われた。各国からはさまざまなコメントが行われたが、本年 3 月に ITLOS でバングラデシュ・ミャンマーの海洋境界画定事件の判決が下されたことから、ITLOS としてはじめての境界画定事件の判決が非常に短期間で出されたことを高く評価する見解が多く、多くの国によって表明された。また、CLCS の作業量の問題はここ数年間頻繁に議論され、昨年の SPLOS では作業改善のための枠組みの合意（SPLOS/229）がなされた。この合意により多少の作業促進が可能となったことを受け、合意の着実な実行を求める見解が多くみられた。

<ITLOS 予算問題の検討>

ITLOS 書記による報告後、全体会合で一般演説が行われ、その後作業部会による検討に移った。その後は、全体会合や非公式の交渉が断続的に行われ、予算削減と締約国による執行状況のより強い監視を求める EU およびその加盟国と事務局によって作成された予算案のそのままの採択を求めるラテン・アメリカ諸国などとの交渉は難航したが、最終日の月曜日に交渉は決着した。決定の内容は、①予算問題報告書への留意、②所長の日当金額の変更、③会計監査事務所の任命、④当初の予算案から 3 パーセントの削減である。

<CLCS 委員選挙>

地理的衡平配分の原則およびこれまでの SPLOS における決定に基づき、選挙が行われた。委員会は合計 21 名の委員で構成されるが、東欧グループの定員 3 に対し、最終的に 2 名の候補しか立候補しなかったため、残る一つの委員のポストについては後日選挙を行うことで合意がなされた。このため今回の会合では 20 名の委員の選挙が以下の要領で行われ、以下の国から推薦された候補（委員の国籍とは必ずしも一致しない）が当選した。

当選に必要な票数は出席し投票した締約国の3分の2である：

(第1ステージ)

- ・ アジア・太平洋 5議席 (候補者9)：中国、日本、韓国、インド、マレーシア
- ・ アフリカ 5議席 (候補者5)：ガーナ、ナイジェリア、モザンビーク、ケニア、カメルーン
- ・ ラテン・アメリカ 4議席 (候補者4)：ブラジル、トリニダード・トバゴ、アルゼンチン、メキシコ
- ・ 東欧 2議席 (候補者2)：ロシア・グルジア
- ・ 西欧その他 3議席 (候補者4)：カナダなど、デンマークなど、フランス

玉木賢策委員の急逝を受けて昨年8月に委員に就任した、日本の浦辺徹郎委員がアジア・太平洋地域第2位で再選を果たした。

(第2ステージ)

以上の地理的配分の下で当選することのできなかったアジア・太平洋、アフリカ、西欧その他の候補の中から1議席を配分：パキスタン

<国連海洋法条約採択30周年記念行事>

全体会合において、各国の代表が演説を行った。これに先立ち、金曜日の午後には記念パネルが以下の議事次第で行われた。

- ・開会 (DOALOS 課長)
- ・開会の辞 (国連事務総長)
- ・声明 (国連法務担当事務次長)
- ・基調講演 (日本財団会長)
- ・パネル討議
- ・閉会の辞 (第22回国連海洋法条約締約国会合議長)

パネル討議では、ITLOS 所長、国際海底機構事務総長、CLCS 委員長による発表の後に、各国代表との質疑応答が行われた。各国から、国連海洋法条約によって設立された3つの機関 (ITLOS、国際海底機構、CLCS) の有機的な関連性を指摘する旨のコメントが多数見られた。具体的には、①CLCS によって決定された大陸棚の外縁は、国際海底機構が権限を有する深海底との境界でもあり、国際海底機構の活動範囲に直接の影響を与える、②国際海底機構の活動にかかわる国連海洋法条約の解釈・適用の問題についてITLOSは管轄権を有しており、実際に昨年ITLOSによってこの問題に関する勧告的意見が出された、③技術的な専門家の集団であるCLCSが活動を行っていく上でも国連海洋法条約の諸規定の解釈に関わる法的な問題が浮上しており、ITLOSがこれに関してどのような役割を有

するかについて議論が行われている、といった点である。

笹川陽平日本財団会長のスピーチでは、日本財団の海洋分野での取り組み、とくに DOALOS と連携して行っているフェローシップ・プログラムなどのさまざまな人材育成プログラムについて説明が行われた。さらに、日本財団がこれから新たな人材育成プログラムを立ち上げることを発表した。今後 10 年間の海洋に関するハイレベルの会合の開催と、それによって明らかになったニーズに対応するための人材育成プログラムを作っていくとの趣旨であった。

3. まとめ

Rio+20 の準備会合を含め国連本部では海洋問題に関連する重要な会議が同時進行しており、そのためか UNICPOLOS に関しては、例年に比べ、参加国・NGO ともに少ないように感じられた。しかしながら、多くの国が指摘していたとおり、今年のテーマである海洋再生可能エネルギーは今後重要性を増すことが予想される分野であり、参加者は活発な意見交換をしていた。特に、多くの参加者にとってこの会合はこれまであまり知見を有していないこの分野について理解を深める絶好の機会であり、質疑応答は大変活気があった。さまざまな発表から報告者が理解した範囲では、海上風力発電およびごく一部の海洋エネルギー発電を除き、海洋再生可能エネルギーの開発はまだ実験段階に過ぎず、商業ベースでの活動が始まるまでには数十年がかかるといような見解が多数派であった。多くの参加者が環境への影響に懸念を示したのに対し、発表者の多くは海洋環境への影響はかなり限定的である旨を強調していたのが、興味深かった。ただし、今後大規模な運用が始まった際には一つ一つの施設の活動では分からなかった施設間の相互作用による影響や長期間の活動に伴う累積的影響などもみられると思われ、現在我々が有している知見が非常に限られていることを再確認する場ともなった。

SPLOS については、CLCS 選挙、ITLOS 予算問題審議および国連海洋法条約採択 30 周年記念行事のあった本年は、かなり過密な日程であり、例年より 1 日多い全 6 日間の日程でもぎりぎりまでかかることとなった。CLCS 選挙については、2009 年に合意されたアジア・アフリカ・西欧その他の 3 地域で 1 議席を争うことになった初めての選挙であった。この議席をめぐって、複数のアジアの候補者を含む候補者の間で、延々と投票が繰り広げられた。当選には 3 分の 2 の多数票が必要であり、地域での候補者の一本化が図られない限り、今後の選挙でも今回と同様に他の議題の時間を割く形で選挙が繰り広げられることになるであろう。ITLOS 予算に関しては、SPLOS が ITLOS 予算の検討を行うのは隔年であり、予算執行状況の監督体制が不十分であるとの見解が見られ、将来的には UNICPOLOS の期間を 1 日短縮し、その分を ITLOS 財政状況の検討のための時間としてあてることなどが英国から

提案された。本年は時間の関係で、議論は行われなかったものの、この提案は一定の支持を得ていたように思われる。UNICPOLOS の期間の短縮は、重要な海洋の問題について国連レベルで広範な参加者を交えて検討する機会の減少を意味することから、UN-Oceans の再編問題とあわせて、今後も注意を払っていく必要がある。

国連海洋法条約採択 30 周年である 2012 年は、関連行事も多く、祝賀モードに包まれており、同条約によって設立された 3 機関の活動についても好意的な評価が多く見られた。3 機関の有機的な関連性を指摘するスピーチが多くの代表によってなされたことから分かるとおり、海洋法秩序の更なる発展にとってこれら 3 機関の実効的な活動の継続は必須であり、どのように実効性を担保していくかが今後の課題となろう。

第3章 OPINEAR（東アジア海洋政策研究機関ネットワーク）

1. OPINEAR の概要

東アジア海洋政策研究機関ネットワーク（Ocean Policy Institute Network in East Asia Region／通称「OPINEAR」）は、2008年2月に海洋政策研究財団が東アジア地域の海洋政策研究機関に呼びかけて東京で会合し、これに参加した東アジアの政策研究機関が設立した東アジアの政策研究機関のネットワークである。本ネットワークは、地域内の海洋政策研究機関間で、東アジアにおける海洋と沿岸域管理の現状および今後の試みに関して情報交換と協力検討を促進することを主な目的としている。

2013年3月現在のメンバーは、以下の7機関である（COMIは2010年から参加。その他の6機関は、第1回会議開催時から参加）。またオブザーバーとして2機関が参加している。（PEMSEAは2008年から、ANCORSは2011年から参加）

（OPINEAR のメンバー）（アルファベット順）

中国海洋発展戦略研究所（China Institute for Marine Affairs／CIMA）
海洋沿岸域発展研究院（Coastal and Ocean Management Institute／COMI）
（中国・シャーマン大学）
東南アジア研究センター（Center for South East Asian Studies／CSEAS）（インドネシア）
韓国海洋水産開発院（Korea Maritime Institute／KMI）
マレーシア海事研究所（Maritime Institute of Malaysia／MIMA）
海洋政策研究財団（Ocean Policy Research Foundation／OPRF）
S・ラジャラトナム国際研究大学院（S. Rajaratnam School of International Studies／RSIS）
（シンガポール・ナンヤン工科大学）

（OPINEAR のオブザーバー）（アルファベット順）

ウーロンゴン大学・オーストラリア国立海洋資源安全保障研究所（Australian National Center for Ocean Resources and Security／ANCORS）
東アジア海域パートナーシップ会議（Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia／PEMSEA）

2. OPINEAR の取組

OPINEAR のこれまでの取組として、以下のとおり4回にわたる会議が開催されている。

（これまでの OPINEAR 会議の開催状況）

第1回 2008年2月28日～29日 日本・東京（OPRFがホスト）
第2回 2008年11月25日 マレーシア・クアラルンプール（MIMAがホスト）
第3回 2010年2月8日～9日 韓国・ソウル（KMIがホスト）

第4回 2011年11月24日～25日 シンガポール (RSIS がホスト)

2012年、7月の東アジア海洋会議において OPRF と OPINEAR の共同ワークショップを開催した。同ワークショップは、第4回会議の際に OPRF が提案し、メンバー機関が合意したものである。具体的な内容については、本報告書第2部第1章2.(2)②サブテーマ4：ワークショップ1「世界・地域・国家レベルでの沿岸・海洋ガバナンスの新しい方向とイニシアティブ (New Directions and Initiatives for Coastal and Ocean Governance at the Global, Regional and National Levels)」を参照されたい。

今回の共同ワークショップは、OPINEAR メンバーを中心とした各国の総合的海洋管理に関する経験と知識を共有し、東アジアにおける海洋政策の発展に貢献するとともに、OPINEAR の活動の国際社会への発信にもつながると考えられる。Rio+20 会議直後という良いタイミングもあり、今までの海洋ガバナンス、そしてこれからの新しい課題への対応といったグローバル、地域、国家次元の多様な状況と今後の計画に対して幅広く概観する有意義な議論が行われた。とりわけ、東アジア地域で推進している SDS-SEA が当地域内の各国の異なる状況下で行われているが、その方向性において一貫性を保持しており、今後の Rio+20 で合意された海洋アジェンダに対する適切な対応としても価値を有することが確認できた。

第4章 その他の国際会議への参加

1. サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ・ハイレベル会合

(1) 会議の趣旨

サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ・ハイレベル会合は、2011年に国連生物多様性条約事務局、国連大学等により開始されたプログラム「サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ」(SOI)の実施に向けた協力のため、海洋・沿岸域の生物多様性の保全と持続的利用に関わる能力開発の課題等について議論を行うことを目的として開催された。

国連生物多様性条約事務局、フランス海洋保護区庁、KMI(韓国海洋水産開発院)及びIUCN(国際自然保護連合)が、「モナコ・ブルー・イニシアティブ」と協力して開催した。

1日目(6月4日)は、国際会議「モナコ・ブルー・イニシアティブ」として開催され、「海洋保護区(Marine Protected Area / MPA)」をテーマに、生物多様性の保全と経済開発との両立のための方策について議論が行われた。

2日目(6月5日)は、サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ・ハイレベル会合として、SOIの活動の進め方について議論が行われた。

(2) 会議開催地

韓国・ヨス(ヨス海洋博会場内/エキスポ・ホール)

(3) 会議日程

平成24年6月4日(月)～5日(火)

4日(月): 国際会議「モナコ・ブルー・イニシアティブ」

5日(火): サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ・ハイレベル会合

(4) 会議の結果

①国際会議「モナコ・ブルー・イニシアティブ」

(1) 開会挨拶

①韓国国土海洋部の Park Kwang Youle 海洋環境政策局長が歓迎の挨拶を述べた。

②アルベール2世(モナコ大公)が、基調演説の中で、以下のように述べた。

- ・今回の開催地である韓国はアジア太平洋地域の重要なパートナーである。
- ・モナコ・ブルー・イニシアティブ(MBI)は、これまで脆弱な海洋環境の保全の問題を取り上げてきた。3回目当たる今回は、海洋保護区(MPA)を取り上げる。MPAを人間の活動を排除するものにとらえず、生態系保全と漁業資源利用・経済

開発との調和に向けた議論を行いたい。

- MPA の定義、設置、継続的な管理の実効性などが重要な課題。
- リオ+20 を視野に入れた提言を行いたい。

(2) MPA の現状

(モデレーター：Sebastian Troeng – Vice President Conservation International, Marine Program)

① 基調報告

- 1) IUCN GMPP の François Simard 氏が、世界の海洋の 10% において MPA を設置するという愛知ターゲットの目標は、今のペースでは 2047 年まで達成されないことから、取組みの加速が必要であると述べた。その上で、世界の MPA のデータベースの構築、専門家の認証など、IUCN の取組みについて紹介した。
- 2) 日本の国際教養大学の日比野浩平氏 (World Commission on Protected Areas North West Pacific Regional Coordinator) が、北東アジアの MPA の特徴として以下の 6 点があげられ、これらを踏まえた議論が必要であると述べた。今回のテーマについては、保全だけに偏らず開発や利用をも考慮する点で、評価できるとした。
 - a) 社会的背景として、漁業資源への需要が極めて高いこと。
 - b) 日本には 6 千以上の MPA (EEZ の 8.3%) がすでに存在すること。
 - c) 各国ごとに、IUCN のカテゴリーとは違う多様な MPA が存在すること。それらはトップダウンの仕組みでなく、地域社会に根ざしたものであること。
 - d) 資源の持続可能な利用を目指したものであること。保全を前面に出した現代的コンセプトの MPA は地域社会の理解を得られず、現実的ではないこと。
 - e) 沿岸域に様々な活動が集中しており、利用の圧力が強いいため、MPA はあくまでも一つの手段に過ぎず、沿岸域総合管理が重要であること。
 - f) MPA のネットワーク形成のため、地域的協力が求められること。

② パネル・ディスカッション

- 1) パネリストは、以下のとおり。

Christophe Lefebvre – フランス海洋保護庁 / IUCN Global Ocean Councilor

Lida Pet-soede – WWF Global Initiative and Director of WWF Coral Triangle Program

Roy Palmer – CEO Seafood Experience Ltd. Australia

Yihang Jiang – Project Manager UNDP/GEF Yellow sea project management office

- 2) 以下のような議論があった。

- 愛知ターゲットの目標達成のためには、business as usual (これまでの延長線上) ではない取組みが求められる。
- 生存のために漁業資源は必要。MPA からの漁業資源を増加させていくことが必要。

- ・漁業分野においては、コミュニケーションと透明性が課題。
- ・MPA は国ごとに異なることをまず認識すべき。
- ・面積ベースの目標のほか、MPA の実効性も考慮すべき。また、漁業資源の消費者は必ずしも地域社会ではないことにも留意すべき。
- ・MPA の実効ある管理のためには、管理者のネットワーキング、経験の共有が重要。

(3) MPA と漁業

(モデレーター：Patricio Bernal - Project coordinator Global Ocean Biodiversity Initiative)

①基調報告

- 1) キリバス大統領の Anote Tong 氏が、食料、国民の生計、国庫収入の大きな割合を漁業に依存する同国の状況を説明し、統合的な海洋資源管理が求められていることを述べた。その上で、EEZ の 11% に当たるフェニックス海洋保護区の設定と民間との契約による管理方式、包括的な枠組みである「Pacific Oceanscape」の策定等について説明した。また、気候変化により海面上昇が起こった場合の EEZ の地位に関わる国際法上の問題にも触れた。
- 2) IUCN/CEM/FEG の Serge Garcia 氏が、MPA の設定に当たっては、経済社会的側面を無視することはできず、漁業者との協調が重要であると述べた。MPA の設定の効果として、MPA の外での漁獲量増加が説明されるが、これを評価するデータが十分に得られないこと、これを誰が評価するか（現在は、MPA の設置者が評価）の問題があると述べた。また、MPA 設定による観光収入の増加が説明されるが、実際にはその国の首都にあるリゾート事業者の収入は増加しても地域に金が落ちないなどの問題があり、漁業者への補償額が十分ではない場合があると述べた。

②パネル・ディスカッション

- 1) パネリストは、以下のとおり。

Victor Gallardo – Vice chairman of international scientific steering committee – census of marine life

Dan Pauly – Professor UBC Fisheries

Serge Garcia – IUCN/CEM/FEG

Pratapachantra Shetty – Executive Director Emirates Star Fisheries

- 2) 以下のような議論があった。

- ・MPA の設定により、周辺で漁業資源が増加する効果があるとの説明がなされるが、実際には必ずしも漁獲量は増えない。
- ・2000 年から 2010 年まで国際的な調査研究活動である「センサス・オブ・マリナライフ」が実施されたが、このような取組みは、海洋生物多様性の利用を行う上で重要。

- ・意思決定の仕組みを整備することや明確な政治的意志が重要。

(4) 経済開発の機会

(モデレーター：Pierre Erwes – President and Founder BioMarine)

①基調報告

- 1) パラオの Johnson Toribiong 大統領から、海洋の様々な資源を生かした経済開発の可能性、パラオの取組みについて、報告があった。

②パネル・ディスカッション

- 1) パネリストは、以下のとおり。

Teuea Toatu – Executive Director Phoenix Islands Protected Area (PIPA)

Richard Kenchington – CSIRO coastal cluster Australian National Centre for Ocean Resources and Security

海洋政策研究財団 市岡グループ長

Roy Palmer – CEO Seafood Experience Ltd. Australia

Donna Petrachenko – Marine and Biodiversity Division of Department Environment and Water resources Australia

- 2) 以下のような議論があった。

- ・MPA は観光をはじめとする様々な経済的利益をもたらす。
- ・オーストラリアでは、海域を「Marine Bioregion」に区分し、様々な利害関係者との協議を通じ計画を策定することにより、海域の総合的な管理を目指し取り組んでいる。
- ・空間計画的な手法は、異なる利用目的間の調整に有効。
- ・養殖について、持続可能なものに、また、地域社会に利益をもたらすものにしていくことが必要。
- ・MPA の設定による補償がどのように分配されたかについても、事例研究が必要ではないか。

当財団の市岡からは、以下のような趣旨の発言を行った。

- ・財団のプロジェクトの ICM モデルサイトである日生では、漁業と遊漁業との共存を模索。また、日本政府は、漁業協調型洋上風力発電を推進。いずれも漁業資源の保全と開発・利用との調整を図ろうとしている事例。
- ・特に稠密に利用がなされ、それらが競合する沿岸部においては、MPA の設定についても沿岸域総合管理の手法により対応していくことが必要。

(5) ガバナンスと社会開発

(モデレーター：Lisa Speer – Director of International Oceans Program NRDC)

①基調報告

- 1) Hugh Govan 氏 (Locally Marine Managed Areas / WCPA regional coordinator) から、太平洋地域を中心に、Locally Marine Managed Areas の実践例と問題点について報

告があった。

②パネル・ディスカッション

1) パネリストは、以下のとおり。

海洋政策研究財団 寺島常務

上智大学 あん・まくどなど

Sundari Ramakrishnan – Director strategic planning of programs WWF Malaysia

Taholo Kami – Regional director of Oceania IUCN office

2) 以下のような議論があった。

- ・MPAの持続的な管理が重要。資金援助が切れると続かない場合がある。
- ・社会的な側面（民族問題など）に留意が必要。社会的公正性、透明性が求められる。
- ・日本においては、海と陸のつながりを意識した伝統的な知識と近代科学との調和への取組み（「里海」）がみられる。トップダウンでなく漁業者による自発的な管理がみられることも日本の特徴。MPAについては、周辺の海域や陸の部分をきちんとみながら進めるべき。（Ann McDonald氏の発言）
- ・太平洋島嶼地域は、小さい国がグローバル・コモンズの管理に責任を持っており、そこでの持続的開発は重要なテーマ。

当財団の寺島常務からは、以下のような趣旨の発言を行った。

- ・日本は2007年に海洋基本法を制定し、海洋の総合的な管理に関する取組体制を整備。その中で沿岸域総合管理も12の基本的施策の一つに位置付けられている。日本においても、総合的な取組みの必要性が強く意識されるようになっている。
- ・財団のICMモデルサイトである志摩市においては、沿岸域総合管理を通じた「新しい里海づくり」を推進。海域環境の改善、漁業、観光等の振興を通じた経済の活性化、地域のブランド化など沿岸域の問題に総合的に取り組んでいる好例である。

(6) 検討の視点と結論

1) パネリストは、以下のとおり。

Christophe Lefebvre – Agence Française des AMP

François Simard – Deputy Head and senior advisor Fisheries IUCN GMPP

Donna Petrachenko – Marine and Biodiversity Division of Department Environment and Water resources Australia

Tony Haymet - Director of Scripps Institution of Oceanography

Jay Nelson – PEW Director Ocean Legacy

Jihyun Lee – Program Officer CBD

2) 以下のような議論があった。

- ・宇宙からの海洋観測で塩分濃度が分かるようになるなど、新たな技術進歩があり、その成果を活用していくことが重要。
- ・持続可能な開発を通じ、貧困の解消を図っていく視点が重要。
- ・「里海」の哲学は、非常に有益であり、応用が望まれる。
- ・市民の意識喚起、戦略の立案などにおける各国政府の役割が重要。
- ・生物多様性条約の2012年の活動のテーマは「海洋」。事務局としても、「重要海域（Area of Significance）」の特定など、積極的に取り組んでいる。
- ・小島嶼国においては、海洋管理と経済開発は不可分一体で、切り離せない。ウィン・ウィンの状況を作るという今回のテーマに強く共鳴する。

3) Bernard Fautrier 氏と Robert Calcagno 氏により、以下のようにとりまとめが行われた。

- ・MPA は、様々な政策目的に活用することができる。
- ・社会的、文化的、歴史的な背景が重要。
- ・地域の経済、地域の収入増加が重要。
- ・ボトムアップ、トップダウン両方のアプローチを適切に組み合わせていくことが必要。
- ・国内法の適切な執行が求められる。
- ・国際的な連携による科学的な調査研究が重要。

また、第4回の MBI は、2013年6月にモナコで開催されることが伝えられた。

②サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ・ハイレベル会合

(1) 開会挨拶

- ①アルベール 2 世（モナコ大公）が、資源の過剰利用による「海洋の危機」について触れ、リオ+20 の開催や国連海洋法条約 20 周年を背景に、モナコ・ブルー・イニシアティブが MPA の問題を今回取り上げた意義について述べた。
- ②国連生物多様性条約事務局の吉中氏（日本の環境省から出向）が、事務局長の代理として、海洋生物多様性の重要性や、海洋における保護区の設定が陸上に比べ遅れていること、SOI の内容や意義について述べた。
- ③韓国海洋水産開発院（KMI）のキム・ハクソ院長、続いて、Korea Marine Environment Management Corporation（KOEM）の副会長が、それぞれ挨拶を述べた。
- ④日本の環境省を代表して、生物多様性施策推進室の牛場室長が、愛知ターゲットの実現に向けた日本の取組みについて紹介した。
- ⑤French MPA Agency を代表して Christophe Lefebvre 氏が挨拶し、SOI への参加を呼びかけた。

(2) セッション1：海洋・沿岸域の生物多様性：様々な負荷によるリスクと保全・持続的利用のチャンス

①テーマ・プレゼンテーション

Global Ocean Biodiversity initiative を代表して Patricio Bernal 氏が、人間の活動が海洋に大きな影響を与えていること、国連主導で海洋の環境評価に関するレギュラー・プロセスへの取組みが行われていることについて述べ、漁業活動の実態や生態系に関するデータ・情報の不足が問題であると指摘した。

②パネル・ディスカッション

1) パネリストは、以下のとおり。

Ronald Jumeau (Seychelles Ambassador for Climate Change and Small Island Developing State Issues)

Donna Petrachencko (Department of Sustainability, Environments, Water, Population and Communities, Australia)

Serge Garcia (IUCN-CEM-FEG)

Won-keun Chang (Korea Maritime Institute)

2) 以下のような議論があった。

- ・オーストラリアでは、海域を「Marine Bioregion」に区分し、様々な利害関係者との協議を経て、生態系を基礎とする計画を策定。部門ごとの管理に対するガイドとなることにより、統合的管理を目指す。
- ・セイシェルは、所得や雇用を漁業・観光に大きく依存。この点から、サンゴ礁生態系は極めて重要。金融危機以降、島嶼国は債務が増加して困難な状況。島嶼国間で「Global Island Partnership」を形成し、リーダー同士の対話、支援獲得などに取組み。
- ・漁業資源の保護・生物多様性の保全と、食料安全保障との対立・矛盾をどう解決していくかが課題。これらの問題をばらばらに管理するのではなく、統合的なガバナンスが求められる。
- ・韓国では、法律に基づく沿岸域総合管理の取組みが2期目の10年に入っている。MPAについては、様々な法制度を異なる省庁が担当し、連携が取れていない。
- ・国連生物多様性事務局とFAOとの連携が求められる。国連レベルでは進展しているが、現場レベルでの実行の問題がある。

(3) セッション2：海洋・沿岸域の生物多様性に関する愛知目標と能力開発の必要性

①テーマ・プレゼンテーション

国連生物多様性条約事務局・吉中氏が、COP10の成果である戦略計画について説明し、重要な取組みとして、海洋生態系の評価、漁業など他のセクターとの連携などを上げた。また、課題として、情報、人材、政治的意思等の問題を上げ、能力開発の重要性や、そのためのJapan Biodiversity Fundの活用状況について述べた。

②パネル・ディスカッション

1) パネリストは、以下のとおり。

Alessandra Vanzella-Khoury (UNEP-Caribbean Environment Programme)

Fernando Felix (Permanent Commission on South Pacific)

Yong-Hee Lee (Korea Maritime University)/Moon Sang Kwon (KORDI)

Hajime Kawamura (Japan Cabinet Secretariat for Ocean Policy Coordination)

Yihang Jiang (UNDP/GEF Yellow Sea Project)

2) 以下のような議論があった。

- ・韓国は、国内的には、海洋環境管理法や海洋生態系保全管理法に基づく取組みを行うほか、海洋・沿岸域の取組みへの政府開発援助により、愛知ターゲットの達成に貢献。
- ・日本は、海洋基本法に基づき海洋政策を推進。MPA については、持続的利用を含むものとして定義し、取組みを推進。生物多様性戦略・海洋生物多様性戦略をそれぞれ推進。沿岸域総合管理については、瀬戸内海、有明・八代海での取組みのほか、志摩や知床で地域の取組みが進展。
- ・生物に対する知見の不足、データの質の問題などがある。そういった意味で、能力開発が重要。
- ・実効ある MPA の管理、地域レベルの協力、MPA のネットワーク化、広域を移動する生物への対応などが必要。
- ・生物多様性は、経済開発を進めるためにも重要な要素。
- ・東アジアでは、PEMSEA による成功事例が積み重ねられている。地域のリーダーと利害関係者が対話を行うメカニズムが重要。

(4) セッション 3：SOI のビジョンと連携による実施

①テーマ・プレゼンテーション

国連生物多様性事務局・Jihyun Lee 氏が、SOI が 2011 年に金沢で立ち上げられたことに触れ、SOI が愛知ターゲットの達成のために現場での実施、能力開発、情報共有などをねらいとすること、パートナーシップ・連携を重視していることなどを述べ、幅広い関係者の参加・協力を呼びかけた。

②パネル・ディスカッション

1) パネリストは、以下のとおり。

Christophe Lefebvre (French MPA Agency)

Åsmund Bjordal (Institute of Marine Research, Norway)

海洋政策研究財団 寺島常務

H.E.M. Bernard Fautrier (Prince Albert II of Monaco Foundation)

Jong-geel Je (Former Congressman of Korea)

2) 以下のような議論があった。

- ・ノルウェーの「ナンセン・プログラム」は、アフリカにおける持続可能な

漁業を目指し、調査・観測など科学分野の協力を実施。

- ・ SOI は関係者間の協力がカギ。参加の輪が広がることが望まれる。
- ・ 愛知ターゲットができたことにより、政策担当者の理解が深まった。
- ・ MPA はあくまでも政策手段の一つ。様々な施策の動員が必要。
- ・ 保全と持続可能な利用とのバランスが重要。金沢での立上げの際も、この点は確認された。

当財団の寺島常務からは、以下のような趣旨の発言を行った。

- ・ 海洋政策は、アジェンダ 21、国連海洋法条約を踏まえた総合的な取り組みが必要。日本は海洋基本法に基づく施策の一環として、海洋生物多様性の保全についても積極的に推進。日本には「里海」の取り組みがある。Stewardship の考え方が重要。海洋政策研究財団も、SOI に協力していきたい。

3) Patricio Bernal 氏により、以下のようにとりまとめが行われた。

- ・ 世界の海洋環境の 40%が悪化している中、海洋という貴重な資産を後世に残していくことが重要。
- ・ 海洋環境を監視し、情報共有を図るべき。
- ・ 分野を越えたコミュニケーション、統合的的海洋管理、生態系サービスの持続可能な利用が重要。

(5) まとめ

- ①本会議は、2011 年 8 月に金沢で開催された「サステイナブル・オーシャン・イニシアティブの開始とプログラム開発のための会議」に引き続き、SOI の実施計画の具体化を進めるための議論を目的として開催された。
- ②まだ SOI の具体的な実施計画は必ずしも明らかになっていなかったが、本会議を経て、一層幅広い関係者が SOI への支援を表明し、また、具体的な課題についての議論が深まり、SOI の実施に向けての基盤固めが進められた。
- ③SOI は、名古屋で開催された COP10 を契機として日本で立ち上げられたプログラムであり、日本政府（内閣官房総合海洋政策本部事務局・環境省）も今回の会議に参加し発表を行ったことから分かるように、積極的に支援している。また、我が国の政府以外からの参加者も含め、資源の持続的な利用を旨とする日本独自の MPA のあり方について発表するなど、日本の海洋政策を発信し、国際社会における海洋政策の発展に貢献する非常によい機会となっている。
- ④SOI は、海洋政策分野での国際的な議論に日本が自ら発信し、強いリーダーシップを発揮している貴重な取り組みである。2011 年の金沢での会議に参加し、SOI の立上げに関わった当財団として、今後とも SOI の実施を支援するとともに、我が国による海洋政策分野での先導的な取り組みを促進していく必要があると考えられる。

2. ユトレヒト大学国際ワークショップ「海洋法と極域レジーム：グローバルレジームと地域レジームとの交錯」

(1) ワークショップの趣旨

「海洋法と極域レジーム：グローバルレジームと地域レジームとの交錯」¹は、オランダ海洋法研究所 (Netherlands Institute for the Law of the Sea, NILOS) の主催で開催されたワークショップである。近年の気候変動に伴う北極海域の海氷面の減少により北極海域のガバナンスをめぐる国際的な議論が活発化しており、本ワークショップもその一つとして位置付けられる。「極域 (polar regions)」というくくりで南極も検討の対象に含めていることで本ワークショップの特徴であるが、これは、南極条約体制のもとで既に相当の蓄積がある南極のガバナンスの事例が、北極海域においてどのくらい参考になるのか (あるいは、ならないのか) を探求するという問題意識のあらわれである。

(2) 開催地

ユトレヒト大学 (オランダ)

(3) 日程

2012年5月14日 (月)、15日 (火)

(4) ワークショップの概要

本ワークショップは、「海洋法と極域レジーム」をテーマとした研究書の出版を企図して開催されたものであり、各章について順番に、執筆担当者がそれぞれのドラフトを20分前後で報告、コメンテーターが5分前後でコメント、その後20分前後で全体討議を行うというスタイルで進められた。参加者は各章の執筆担当者の他には現地ユトレヒト大学の院生が数名という基本的にはクローズドのワークショップであったが、北極問題に関心を寄せる当財団に対してNILOSからのインビテーションがあり、参加が可能になったものである。

本ワークショップにおいて扱われたテーマ及び報告者は以下の通りである。

5月14日

- ①南極条約体制の発展 (Shirley Scott, University of New South Wales)
- ②北極海域レジームの発展 (Betsy Baker, Vermont Law School)
- ③南極における海洋保護区 (Karen Scott, University of Canterbury)
- ④北極における海洋保護区 (Suzanne Lalonde, Université de Montréal)
- ⑤大陸棚と国連海洋法条約76条 (Alex Oude Elferink, NILOS)
- ⑥極域における海洋安全保障 (Donald R. Rothwell, Australian National University)

¹ 正式名称は、“The Law of the Sea and Polar Regions: Interactions between Global and Regional Regimes”である。

⑦極域における移動性生物の保護 (Arie Trouwborst, Tilburg University)

⑧極域航行の国際規制 (Laura Boone, Free University Brussels)

5月15日

⑨南極条約体制における海産哺乳類 (Joanna Mossop, Victoria University of Wellington)

⑩北極における海産哺乳類の地域的な保護及び利用 (Nigel Bankes, University of Calgary)

⑪南極における漁業管理 (Andrew Serdy, University of Southampton)

⑫北極における漁業管理 (Erik Jaap Molenaar, NILOS)

⑬南極条約体制における海洋科学調査 (René Lefeber, University of Amsterdam)

⑭北極における海洋科学調査 (Yoshi Takei, NILOS)

⑮極域における生態系に基づく統合海洋管理 (Bernie Funston, Canadian Polar Commission)

⑯極域における環境評価 (Robin Warner, University of Wollongong)

⑰総括：極域における海洋法と地域的履行 (Alex Oude Elferink, NILOS; Erik Jaap Molenaar, NILOS; Donald R. Rothwell, Australian National University)

※ただし、③の報告については、報告者が現地に出席できず Skype での報告及び討議が予定されていたが、通信回線の不調のために残念ながら途中で中止となってしまった。

(5) まとめ

上記の通り、極域をめぐる様々なテーマについて、南極・北極の順番にそれぞれ検討が加えられるという形で報告及び議論が進められた。それぞれのテーマについての最新の情報・知見が含まれたドラフトが提出され、それをもとに詳細なコメント及び討議が行われた。ワークショップの性質上、書籍の出版までは各章の詳細な内容については言及を控えるように要請されているが、以下では、北極海域のガバナンスに関して本ワークショップから得た全体的な所感を述べる。

まず、本ワークショップの特徴である南極・北極の比較という点についてであるが、その類似性よりはむしろ差異が強調されるべきであるという一般的な議論傾向が確認されたと思われる。そもそも南極には大陸が存在しかつ特別の条約レジームが存在するのに対して、北極はほぼ海域でありかつ特別の条約が存在しないため海洋の一般法たる国連海洋法条約が適用されるのであって、両地域の基本的な法的前提が大きく異なっていることはワークショップ中でも何度も確認された。また、南極条約体制に対応するような北極海域に固有のガバナンス制度が将来的に成立する可能性についても、イルリサット宣言などで北極海沿岸諸国が表明した立場に鑑みて概して否定的な見解が示された。ワークショップ外での参加者との会話においても、「自然科学分野では極域というくくりで南極・北極の両方について研究している人がいるが、国際法分野ではいずれか片方についてだけ研究している人がほとんどではないか」という旨の見解が示された。であるからこそ、それぞれの地域の研究者が意見交換する本ワークショップに固有の価値が認められるわけであるが、とは言えそこでの結論は良くも悪くも「南極は南極、北極は北極」ということの再確認であ

ったように思われる。

その他、各論で興味深かった点としては、米国が国連海洋法条約の当事国ではないことによって北極海域における法的関係（とりわけ延長大陸棚の申請問題）が複雑化していることが指摘された（主としてテーマ⑤において）。ワークショップ上ではあまり突っ込んだ議論にはならなかったが、ワークショップ終了後に米国からの参加者に質問したところ、米国の未批准は国内的な政治力学に起因するものであって、国際的にも米国自身の利益という観点からも合理的ではないという見解であった。また、日本の捕鯨問題について言及される機会が多く、またそのトーンが概して批判的なもののように感じられた（主としてテーマ⑥、⑨において）。これについてもワークショップ後に各報告者に質問したところ、日本による捕鯨活動が違法であるという前提に立っているわけではない旨の返答が（一応は）なされた。

本ワークショップの性質上、討論内容自体は編集会議的な要素も含まれており、全ての法的論点について突っ込んだ議論が尽くされたわけではなかったものの、各報告者の提出したドラフトは最新の情報・知見を含むものであり、今後当財団が北極問題について調査していくにあたり非常に有益なものであった。

3. 韓国における「海洋問題会議」

(1) 会議の趣旨

現在、特に東アジアで生じている海洋諸問題について、海洋法専門家らとともに、海洋法及び海洋政策の見地から議論を行う。

(2) 会議開催地

韓国・ソウル 韓国海洋戦略研究所 (Korean Institute for Maritime Strategy, KIMS)

(3) 会議日程

2012年7月11日(水)～7月13日(金)

(4) 会議の結果

会議は、東アジア海域で生じている海洋諸問題をテーマに、合計4名がプレゼンテーションを行った。まず、海洋政策研究財団の秋山特別顧問が、日本と韓国との海洋安全保障についてプレゼンテーションを行った。次に、ソウル大学の Chang-Wee Lee 教授が、東シナ海における海洋境界画定問題についてプレゼンテーションを行った。3番目に、海洋政策研究財団の佐々木研究員が、東シナ海及び南シナ海における平和的協力について、天然資源の共同開発を例に、プレゼンテーションを行った。最後に、Kyung-Hee 大学の Sung-Jae Choo 教授が、国際水路機関 (International Hydrographic Organization, IHO) における海の呼称問題についてプレゼンテーションを行った。

それぞれのプレゼンテーションの後質疑応答が行われ、東シナ海及び南シナ海における日本や米国の役割、日本による沖ノ鳥島関連の大陸棚延長申請、日中の東シナ海における資源共同開発の今後の進展、韓国が主張する日本海の「呼称問題」等について議論が行われた。

(第2部参考) 国連持続可能な開発会議 (リオ+20) (United Nations Conference on Sustainable Development)

*本稿は、既に「平成23年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 国際海洋グループ活動への参画・国際会議の開催(リオ+20関連)」報告書に記載された内容であるが、平成24年度の海洋関連の国際的な動向におけるリオ+20の重要性に鑑み、再掲するものである。

1. これまでの経緯

1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて国連環境開発会議(UNCED)(以下、リオ地球サミット)が開催され、持続可能な開発の原則に関する「リオ宣言」と、それを達成するための国際的取り組みの行動計画である「アジェンダ21」が採択された。これは、持続可能な開発全般を対象として定めたものだが、海洋の重要性にかんがみ、その第17章には、「海洋と沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発」が設けられた。ここには、海洋・沿岸域の統合的管理、海洋環境の保護、公海漁業、排他的経済水域内の漁業、科学的知識の増大、国際協力の強化、及び小島嶼国問題の7つの分野における、行動の必要性、行動目標、実施手段等が詳細に提示された。

このリオ地球サミットから10年を経た2002年には、これらの計画の見直しや新たに生じた課題等について議論するため、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD、リオ+10)が開催され、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」と「WSSD実施計画」が採択された。これは、各国が直面する環境、貧困等の課題を述べた上で、清浄な水、衛生、エネルギー、食料安全保障等へのアクセス改善、国際的に合意されたレベルのODA達成に向けた努力、ガバナンスの強化などのコミットメントを記述したものである。海洋に関しては独立した章立てではないものの、改めて国連海洋法条約およびアジェンダ21が海洋に関する基本的な法的・政策的枠組みであることを確認し、「第4. 経済・社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理 29.~34.」と「第7. 小島嶼国における持続可能な開発」の中に海洋と沿岸域の管理並びに小島嶼国の問題に関する実施計画などが書き込まれた。



2. 国連持続可能な開発会議（リオ+20）の概要

ブラジル政府は、1992年のリオ地球サミットから20周年を迎える機会に、同会議のフォローアップ会合を行うことを提案し、2009年の第64回国連総会で開催が決定された。これが「国連持続可能な開発会議（以下、リオ+20）」であり、2012年6月20日(水)～22日(金)までの3日間、リオ・デ・ジャネイロにおいて開催された。

リオ+20には191カ国が参加、うち79カ国からは首脳が参加した。またこの他、NGO、企業等、市民社会からの参加者を含めると公式会議だけでも約44,000人が参加したと言われる。会議では、グリーン経済（Green Economy）を持続可能な開発を進めるうえで重要なツールとして各国が認識するとともに、制度的な枠組みとしてハイレベルフォーラムの設置や国連環境計画(UNEP)の強化、またミレニアム開発目標(MDGs)に代わるものとして2015年までに持続可能な開発目標（SDGs）を作成するため手続きを開始することなどが合意された。しかし一方で、先進国と途上国間との間のグリーン経済に対する考え方の隔たりは大きく、その実現には多くの課題を抱えていることも浮き彫りとなった。

3. リオ+20 開催前における当財団の取り組み

(1) 成果文書原案（ゼロドラフト）へのインプット

当財団ではリオ+20の成果が今後10年の海洋に関する国際秩序形成に与える影響の大きさに鑑み、成果文書原案（ゼロドラフト）に対する意見のインプットの段階から積極的に参加することとし、リオ+20 準備会合開始に先立つ2011年10月31日に国連持続可能な開発会議事務局に対し、「Rio+20 への提言」^{※参考資料¹}を提出した。

ここでは、海洋の行動計画が国際社会に明確に理解されるよう海洋について独立した章を設けることを強く要望するとともに、その海洋の行動計画の内容には(1)「総合的な海洋政策の策定推進」、(2)「島と周辺海域の管理」、(3)「海事産業の持続的発展」、(4)「市民への海洋教育」および(5)「海洋災害への対応」の5つを含むことを提言した。またこの提言には、当財団とウーロンゴン大学・オーストラリア国立海洋資源安全保障センター(ANCORS)が共同で作成した政策提言「島と周辺海域のよりよい管理に向けて」についても併せて添付することで、島嶼国の海域管理に関するより具体的な内容を示すこととした。

(2) グローバル・フォーラムとの連携

グローバル・フォーラムは2002年8月のヨハネスブルグ・サミット（持続可能な開発に関する世界サミット:WSSD）において向こう10年の持続可能な開発に関する実施計画が示されるにあたり、その中に海洋関連のアジェンダを盛り込むこと議論するため2001年パリのUNESCO本部に集まった官学民の関係者によって設立された国際的なフォーラムで、特に、海洋・沿岸・島嶼の問題に総合的に取り組み、国際的・地域的政策及び国内政策を改善するために、分野横断的な情報・意見の交換の場を提供す

ることを目的とする。同フォーラムは、政府、国際機関、NGO から個人の資格で参加した者から構成される。活動としては、① 情報発信（ニューズレターの発行など）、② WSSD 実施計画の実施支援（UNEP/GPA の支援等に基づく）、③ WSSD の成果を実施するためのイベントの開催（世界水フォーラム、国連海洋法条約 20 周年記念会議など）、④ 海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議の開催等があげられる。日本財団及び海洋政策研究財団はその設立に深く関与し、それ以後も海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議の共催などグローバル・フォーラムの活動に積極的に参加・貢献しているほか、寺島常務理事が運営委員会（Steering Committee）の委員を務め、グローバル・フォーラムの運営にも参画している。

グローバル・フォーラムではリオ+20 が開催されるにあたり、リオ+20 成果文書に海洋関連の表記を拡充するための具体的な働きかけとして、ハイレベルサイドイベント「Oceans Day at Rio」を開催することとした。これは本事業の目的とも合致することから当財団では Oceans Day at Rio の開催に参画することとした。

<事前会合>

- 1) 日程：2011 年 6 月 20 日（月）、22 日（水）
- 2) 場所：UNDP ビル（ニューヨーク）
- 3) 参加：UNICPOLOS-12 に参加している加盟国、国際機関、NGO 代表者
- 4) 概要報告

リオ+20 を 1 年後に控えた 2011 年 6 月 20 日（月）と 22 日（水）、ニューヨーク市の UNDP ビルにて、同フォーラムにより立ち上げられた「Friends of the Ocean」の運営方法に関するミーティングが開催された。本ミーティングは、同日に開催されていた UNICPOLOS-12 に参加している加盟国、国際機関、NGO の代表者を対象とし、グローバル・オーシャン・フォーラムの活動に興味を抱く者が自由に参加できるようなインフォーマルな形式をとった。

Friends of the Ocean は 2011 年 6 月 8 日の「世界海洋デー」に合わせてグローバル・オーシャン・フォーラムが立ち上げたグループである。このグループの目的は、1) Rio+20 に参加する政府の支援、2) Rio+20 に向けて多様な意見の結集点を探り、一つの大きな声にまとめていく、3) 政策評価、情報発信、コンサルテーション、オーシャン・デーを通して、Rio+20 で海洋に関わる幅広いステークホルダーがそれぞれのニーズ、興味、課題などを発信するプラットフォームを提供する、4) ハイレベルな政治コミュニティと一般公衆の両方で、海洋と沿岸域に関わる持続的開発の課題について意識を高めることである。

本ミーティングの参加者の間で広く合意された事案としては、Rio+20 において海洋分野で大きな成果を上げるためには、まず 1992 年の Agenda 21 や 2002 年のヨハネスブルグ・サミット実施計画により示された海洋に関する項目の実施状況についての確なレビューを行う必要がある、ということである。その上で、実施状況に課題

が残る項目については実施に向けた具体的方策を示す必要があることを確認した。また、参加者からは、その地理的特徴から固有の課題を抱える小島嶼開発途上国（SIDS）についても特別な注意を払い、合意された実施項目がすべからく実施されるようなメカニズムの構築の必要性も唱えられた。

また本ミーティングでは、Rio+20にて海洋に関わる新たな課題（emerging issues）として「国家管轄権外の海域における生物多様性（biological diversity beyond areas of national jurisdiction: BBNJ）」について取り上げる重要性が議論された。参加者からは、Rio+20をBBNJに関する新たな管理体制の創設に向けた機会とすべきとの意見や、国連のもとで開催されている作業部会にのみ議論を委ねるべきとの意見など、それぞれの立場からの見解が表明され意見集約の難しさが浮き彫りとなった。一方、海洋ゴミ（marine debris）に関する問題についても国際社会が揃って認識する新たな課題であり、もしRio+20で当該課題を取り上げることが出来るのであれば、実態ある成果を導き出せるのではないかと、といった足並みの揃う意見も出された。

さらに、Rio+20で海洋に対して高い政治的関心を向けるため、政府高官を招いたサイド・イベントを企画することなども話し合われた。グローバル・オーシャン・フォーラム会長のCicin-Sain氏からは、海洋に関わる関係者が集い海洋問題を議論し、Rio+20会議の成果に一定の影響を与えることを目指す「Ocean Day at Rio+20」会議の開催企画について説明があった。参加者からは多くの賛同意見が出された一方で、政府やNGOの関係者のみではなく、多様なステークホルダーを参加させることにも重点が置かれるべきである、との意見も出された。これに関連して、企業や一般公衆にも海洋に関する関心を高めてもらうため、様々なアウトリーチ活動を行っていくことなども話し合われた。

Rio+20に向けた取り組みについては、Cicin-Sain氏よりグローバル・オーシャン・フォーラム事務局にてAgenda21及びヨハネスブルグ実施計画にて示された海洋関連の取り組み事項の実施状況のレビュー報告書を準備していることが説明された。その上で、Cicin-Sain氏はこの分析を基に、ブラジル、モナコ、オーストラリア、アイスランド、バルバドス、モルジブ、ソロモン諸島、韓国、アメリカ、フランス、クロアチア、ナウルといったRio+20 Bureauを務める国々や海洋問題への取り組みに積極的な姿勢を示す国々に対し、積極的にアプローチする必要性を唱えた。その後、参加者よりRio+20は国連システム中で海洋に対する取り組みを強化させる絶好の機会であること（例えばUN-Oceansの強化、国連事務総長室内に海洋専門官を置く）等の意見が出された。

4. リオ+20における海洋関連会議

リオ+20の締約国会議は6/20(水)～22(金)の3日間で実施されたが、これに先立ち数多くの海洋関連の各種会議やサイドイベントが開催された。当財団では関係機関と共同で

ハイレベルサイドイベントを開催するとともに、他機関が主催する海洋関連会議等にも参加し情報収集を行った。当財団が会議開催期間中に参加した主な会議は以下のとおりである。

- 6月14日（木）第3回 UNCSD 準備委員会会合 小グループ会合（海洋）
- 6月15日（金）Oceans Day at Rio 事前打合せ会議
- 6月16日（土）Oceans Day at Rio 開催
- 6月18日（月）Oceans Day at Rio 記者発表
- 6月19日（火）持続可能な発展ダイアログ（海洋セッション）
- 6月20日（水）全体会議1日目、UNESCO/IOC 主催イベント、IMO 主催イベント
- 6月21日（木）全体会議2日目
- 6月22日（金）全体会議3日目、インドネシア政府主催イベント

5. リオ+20 開催時における当財団の取り組み

(1) Oceans Day at Rio の開催



(左：会場となった Rio Convention Pavilion、右：開会の様子)

- 1) 日時：2012年6月16日（土）10:30～20:30
- 2) 場所：Rio Convention Pavilion（Rio+20 会場内）
- 3) 主催（メイン・オーガナイザー）

グローバル・オーシャン・フォーラム（GOF）、中国国家海洋局（SOA）、世界環境ファシリティ（GEF）、国連開発計画（UNDP）、海洋政策研究財団、デラウェア大学

- 4) 協力（コ・オーガナイザー）

ユネスコ政府間海洋学委員会（UNESCO-IOC）、国連環境計画（UNEP）、国際海事機関（IMO）、世界銀行、Forum do Mar、太平洋諸島フォーラム事務局（PFI Secretariat）、セーシエル共和国、国連食糧農業機関（FAO）、ベトナム

ム社会主義共和国、World Ocean Network、韓国海洋研究所（KORDI）、世界自然基金（WWF）、ネーチャー・コンサーバンシー、プリマス海洋研究所、生物多様性条約（CBD）事務局、カリブ海大規模海洋生態系プロジェクト事務局、Natural Resources Defense Council、SeaOrbiter

5) 参加者：375人（169組織、46カ国）

6) 概要報告：

Rio+20において持続可能な開発に関する今後10年の行動計画が新たに策定されることを踏まえ、採択文書の中に海洋に関する内容表記の充実を図るべく、海洋関係機関と共同で本会議を開催し提言を取りまとめ、国連リオ+20事務局並びに関係各国に対し働きかけを行った。Rio+20のハイレベルサイドイベントとしてOceans Day at Rioをリオ・コンベンションパビリオンで開催した。会議は以下の7つのパネルで構成された。

パネル1. 政治的約束の更新

パネル2. 海洋の統合的管理の拡大

パネル3. 生きている海洋：食糧安全保障、社会・経済の利益のための漁業の増進

パネル4. 小島嶼発展途上国（SIDS）と海洋：復元力の形成、社会・経済的利益の増進

パネル5. 気候変動と海洋酸性化

パネル6. 環境にやさしい経済・社会に向けて

パネル7. 将来に向かって前進

Oceans Day at Rio+20は、グローバル・オーシャン・フォーラム会長のBiliana Cicin-Sain博士、太平洋諸島フォーラム事務局長のTuiloma Neroni Slade氏、ユネスコ政府間海洋学委員会のWatson-Wright事務局長の3名の共同議長のもと、午前10時30分に開会された。開会挨拶を行ったCicin-Sain博士は、本イベントを通じ、海洋分野の持続可能な開発に関わるコミットメントのうち、何が達成され、また達成されていないのかをしっかりと認識した上で、課題解決に向けた政治的コミットメントを再度確認することの重要性を訴えた。Slade氏からは、過去ばかりを見るのではなく、未来に向かったビジョンを考えていく姿勢の必要性が強調された。Watson-Wright博士からは、海洋保護は決して環境だけに関わるものではなく、社会や経済に密接に関わること、またRio+20において海洋に向けた取り組みを強化させるためには、本イベントを通して加盟国に最後のひと押しをする必要がある、と述べた。

その後、議事は7つのパネル発表へと移った。まず、パネル1の「政治的コミットメントを新たに-Rio+20に向けて」では、海洋の課題に対し、これまでの掲げられたコミットメントの実施状況についてレビューを行い、更にいかにして政治的コミットメントを高めていくのか、という議題について参加者から発表があった。本パネルでは、地球環境ファシリティ（GEF）Division of Natural ResourceのHeadである

Gustavo Fonseca 博士及び国連開発計画 (UNDP) Energy and Environment セクションの Director である Veerle Vandeweerd 博士が共同議長を務めた。まず、Vandeweerd 博士は、Rio+20 の成果文書のドラフトには、既に適切な項目が盛り込まれているが、より強力な文書にするために、本イベント等を通して更に働きかけるべきだと主張した。続いて、中国国家海洋局 Deputy Administrator の Wang Hong 氏は、125 に及ぶ海洋保護区の設置、産業転換、海洋科学・技術の振興等を通して、中国が海洋における持続的な経済活動を進めてきた点を強調した。そして、欧州委員会 (European Commission) 環境総局長の Karl Falkenberg 氏は、Rio+20 成果文書における海洋分野に関する記述が加盟国にとって受け入れやすく、大きなコミットメント引き出せることが期待できる点を評価した一方、各ターゲットを達成するためには統合的なアプローチにより問題解決にあたる必要があると論じた。次に、地球環境ファシリティの Fonseca 博士は、海洋保護区や越境資源の管理に関するパイロット・プロジェクトについて説明を行った。そして、生物多様性条約事務局長の Bráulio Ferreira de Souza Dias 博士は、愛知ターゲットに関連した新たなグローバル／地域レベルのパートナーシップの概要について説明した。最後に、ブラジル環境省の Ana Prates 氏は 1992 年国連環境と開発会議に倣い、加盟国は強いコミットメントを持ち公海の保護に取り組むべきだと唱えた。

続くパネル 2「統合的海洋ガバナンスのスケール・アップ」では、各レベルにおける総合的な海洋ガバナンスの重要性と更なるスケール・アップの必要性について発表がなされた。本パネルでは、国連開発計画 Water and Ocean Governance Program で Cluster Leader を努め、また国連海洋関連機関 (UN-Oceans) コーディネーターでもある Andrew Hudson 博士と国際海洋研究所 (IOI) 会長の Awni Behnam 博士が共同議長を務めた。国連海事海洋法課 (UN-DOALOS) の Sergey Tarasenko 課長は、30 周年を迎えた国連海洋法条約 (UNCLOS) が国際協力に果たしてきた重要な役割について説明した。

続いて、当財団の寺島常務が登壇し、2007 年に海洋基本法を制定して海洋の諸問題に対して総合的な取り組みを開始した日本の取り組みについて、1) 日本が総合的な海洋政策の策定及び実施、2) 総合的な海洋政策の策定・実施を実行する根拠となる法律・制度の制定、3) 総合的な海洋政策を推進する政府の組織・機構の整備・強化、についてどのように対応したか、について海洋基本法の内容を紹介しながら説明し、このような仕組み・体制の整備ができていない各国の国レベルの取り組みの参考に供した。更に、要望があれば、各国の海洋の総合的な管理に関する取り組みにこれらの知識・ノウハウ等を活用して協力する用意のあることを表明した。

続いて、ベンゲラ海流委員会 (Benguela Current Commission) 事務局長の Hashali Hamukuaya 博士は、当委員会の取り組みにより、アンゴラ、ナミビア、南アフリカにおける海洋生態系保護の取り組みが進展したこと、また 5 つの測定基準を用いた生態

系モニタリングや生態系情報システムの開発といった成功事例について紹介した。次に、ノルウェー漁業沿岸問題省で Director General を務める Johan Williams 氏は、食糧保障とグリーン経済への移行の議論の中で、海洋資源の保護と回復に関する世界的な取り決めに関する協定を結ぶべきだと主張した。

続いて、当財団の寺島常務が PEMSEA パートナーシップ会議技術会合議長として再び登壇し、東アジアにおける地域レベルでの取り組みの観点から、2003 年に「東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)」を策定して、「アジェンダ 21」、「ヨハネスブルグ WSSD 実施計画」等の世界レベルの計画の東アジア海域での実施に取り組んでいる PEMSEA (東アジア海域環境管理パートナーシップ/我が国を含む東アジア 12 カ国参加) の活動を発表した。

次に、フランス海洋保護区庁 Director の Christophe Lefebvre 氏は、地域レベルで MPA を設置するためのプロトコル策定の重要性を唱え、そのためには知識と情報のギャップ、政治的・社会的コミットメントの欠如、財政資源の制限、脆弱な法制度といった弱点を克服する必要があることを示した。続いて、世界自然基金 (WWF) Executive Director of Conservation の Lasse Gustavsson 氏は、国の管轄権外に存在する資源を利用する権利には責任も付随するということを踏まえ、漁業や海底鉱物資源等の開発行為には統合的なアプローチにより対処する必要があると訴えた。最後に、国際自然保護連合 (IUCN) 公海政策アドバイザーの Kristina Gjerde 氏は、Rio+20 にて、国連海洋法条約のもと国の管轄権外の生物多様性 (biodiversity beyond national jurisdiction: BBNJ) の管理に関する実施協定の交渉に入ることを求めた。また、法律により公海における生態系ベース管理の義務化を行う場合、海洋保護区の実施に関わるキャパシティを高め、予防原則の徹底や継続的なモニタリングを実施していく必要があることを主張した。



(左：寺島常務の発表の様子、右：耳を傾ける参加者)

パネル 2 にて、午前のプログラムは終了し、ランチ・ブレイクに入った。その時間を利用し、会場ではグローバル・オーシャン・フォーラム設立 10 周年の記念イベン

トが催され、関係者による祝杯が上げられた。

続いて食糧供給と持続的漁業について焦点を当てたパネル3「生きている海—食糧安全保障、社会・経済的便益のための水産業の推進」では、国連食糧農業機関 (FAO) Fisheries and Aquaculture Department の Assistant Director-General である Arni M. Mathiesen 氏が議長を務めた。冒頭、Mathiesen 氏は、世界銀行と FAO との共同調査の結果、適正な漁業管理を実施することで、貧困に晒される漁民は4千万ドル程度の追加的な経済効果を享受できるとの調査結果を説明した。続いて、世界銀行 Sustainable Development Network で Vice President を務める Rachel Kyte 氏が登壇し、「世界海洋パートナーシップ」(Global Partnership of Oceans: GPO) の立ち上げを発表した。GPO は82の機関の協力のもと運営され、深刻化する海洋問題について共同で取り組むことを目的としている。次に、アメリカ大気海洋局 (NOAA) にて国際漁業に関して Deputy Assistant Secretary を務める Russell F. Smith 氏から、最近の米国の取り組みとして過剰漁獲への取り組みが進展したことが説明され、その上で、更に効率的な漁業管理に向けた科学調査、先進国・途上国がデータの収集や分析を適切かつ効率的に行うためのキャパシティの確保、適正な漁業管理に向けたガイダンスの提供の必要性が示された。続いて、太平洋諸島フォーラム漁業庁局長の Su'a Tanielu 氏は海洋・漁業管理において生態系アプローチに基づき、権利体系をベースとした予防的管理手法が重要であることを唱えた。次に、漁業従事者支援のための国際共同体 (International Collective in Support of Fishworkers: ICSF) の Program Associate である Sebastian Mathew 氏は、持続的漁業における人道的アプローチの重要性を喚起した。そして、英連邦ヒューマン・エコロジー委員会の Nicholas Watts 博士は漁業管理における社会科学による知識の重要性について論じ、「Rio+20 持続的漁業のための英連邦連合」創設を呼びかけた。また、ブラジル漁業養殖省 Secretary of Fisheries Planning and Regulation の Flavio Bezzera da Silva 博士はブラジルにおける持続的漁業の取り組みと課題について説明した。最後に、ホンジュラス共和国農業漁業省副大臣の Juan Carlos Ordonez 氏は、Tegucigalpa プロトコルの重要性に触れ、地域協力のもと、カリビア海の回遊性魚種の管理に向けた共同計画策定の取り組みについて説明した。

「小島嶼開発途上国と海洋-レジリエンスを高め、社会経済便益を向上させる」と題されたパネル4では、太平洋諸島フォーラム事務局長の Slade 氏を議長に迎え、小島嶼開発途上国 (SIDS) が抱える海洋に関連する様々な問題について論じた。まず、フィジー共和国のブラジル大使である Cama Tuiloma 氏は、海洋と開発の連結性を強めることを唱えた。Tuiloma 氏はフィジーを小島嶼としてではなく、大海洋国として捉えており、海洋は境界の役割を果たすと同時に連結の役割も果たすことを強調した。また、Rio+20 の成果文書作成において、ブラジルが積極的な役割を果たすことへの期待を表明した。ニュージーランド外務貿易省 Deputy Secretary General の Amanda Ellis 氏は太平洋島嶼国の経済発展における海洋の重要性について説き、各国に対して PFI

を通じた持続可能な漁業資源の利用への協力を要請した。続いて、太平洋共同体事務局 (Secretariat of the Pacific Community: SPC) の太平洋地球科学委員会 (Applied Geoscience and Technology Division: SOPAC) にて Director を務める Russell Howarth 博士が、太平洋地域における海底資源の開発における予防原則の徹底の重要性を訴えた。最後に、バルバドス環境省の Travis Sinckler 氏は地域の貧困撲滅におけるカリブ海の重要性について触れ、グリーン・エコノミー導入に係る機会とチャレンジについて説明した。

パネル 5 では近年特に注目が集まる「気候変動と海洋酸性化」について、UNESCO-IOC の Dr. Watson-Wright 氏とモナコ公国国連大使の Isabelle Picco 氏の共同議長のもと、参加者から発表が行われた。Picco 氏はモナコにおける海洋酸性化に対する調査等の取り組みを説明し、2012 年 11 月に開催される海洋酸性化が漁業に与える影響に関するワークショップについて紹介した。続いて、セーシェル共和国の Ronald Jumeau 大使は、現在の CO2 削減目標の達成をもっても、世界中で 1 億 6 千万の人々が海面上昇による影響を受けることを例に挙げ、一層の CO2 排出量削減が求められることを訴えた。そして、英国プリマス海洋研究所上席科学者の Carol Turley 教授は、地球上の全生物の 96%は海洋に棲んでおり、こうした生態系に重大な影響を与える海洋酸性化を食い止めるためには、国際的な計画や資金メカニズムに基づいたグローバル規模での取り組みが必要であると唱えた。次に、The Nature Conservancy の Global Marine Programme にて Director を務める Lynne Hale 氏は、2011 年には世界各地で甚大な被害を与えた自然災害が発生したことについて触れ、こうした災害の多くは気候変化による一定の影響を受けていることを指摘した。その上で、人間の気候変動への適応に関し、資金が主にハード面のみ流れていることに懸念を示した。続いて、ハノイ科学大学 Nguyen Chu Hoi 教授は、気候変動に対して更なる資金、アクション、政治的コミットメントを持つことが重要であると唱えた。そして最後に、国際原子力機関 (IAEA) が、モナコに新たな海洋酸性化の監視等を行うセンターを開設することについて、Watson-Wright 博士から発表があった。

「ブルー・エコノミーと社会：知見、経験、イニシアティブ」と題されたパネル 6 では、Rio+20 のテーマであったグリーン・エコノミーの海洋版であるブルー・エコノミーをいかにして進展させるのか、について論じられた。本パネルでは、世界海事機関 (IMO) のシニア・アドバイザーである Karin Sjolin-Frudd 氏と世界銀行環境局の Director である Mary Barton-Dock 氏が共同議長を務めた。冒頭、当財団の瀬木志央研究員がブルー・エコノミーの概略を説明しパネルや共同議長の紹介を行った。続いて、国連環境計画 (UNEP) Division of Environmental Policy Implementation にて Director を務める Ibrahim Thiaw 博士がグリーン・エコノミーを海洋に適応することで期待される就労機会や再生可能エネルギー等の創出について述べた。次に、UNDP の Andrew Hudson 博士から、海洋環境に配慮した海洋政策の推進に向け、財政面の角

度から効果的な方法論とアプローチを示した「Catalyzing Ocean Finance」というレポートについて紹介があった。そして、World Oceans Network の Philippe Vallette 氏からは、海洋に対するスチュワードシップの向上や「ブルー・ソサエティ」実現に向けたビジョンに関する発表が行われた。国際海運会議所の Regulatory Affairs にて Director を務める David Tongue 氏は、IMO により提供される様々な規制をモデルに、Rio+20 は海洋に関する効果的な管理を行うべきだと訴えた。続いて、World Ocean Council の Executive Director、Paul Holthus 氏は、近年の海洋における産業の活発化について説明した上で、海洋に関わる課題解決には今後一層産業を巻き込む必要がある旨を強調した。UNEP Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities (GPA) の Coordinator である Vincent Sweeny 氏は、海洋ゴミの問題を取り上げ、GPA にて行われている国際連携の取り組みについて説明した。続いて、Ocean Recovery Alliance の Managing Director である Doug Woodring 氏と Natural Resource Defense Council の Leila Monro 氏が共同発表を行い、ビニール袋が海洋生物や沿岸経済に与える深刻な影響について訴えた。また、ブラジル Forum do Mar の Directive Council、Milton Asmus 氏は、ブルー・エコノミーの進展には大きなパラダイム・シフトが必要であることを示した。最後に、アイスランドの全国小船主協会 (National Association of Small Boat Owners) 会長で漁業者でもある Arthur Bogason 氏は、漁業政策や科学研究にてしばしば漁業がネガティブなものとして映し出されることを批判し、漁業に関わる実態の正確な把握や漁業コミュニティの慣習的な権利の尊重等の重要性を唱えた。



(左：パネルの紹介を行う瀬木研究員、右：共同議長声明の発表)

最後となるパネル 7「前に進むために」では、UNESCO-IOC の Dr. Watson-Wright 氏、PFI の Slade 氏、Global Ocean Forum の Dr. Cicin-Sain 氏が共同議長を務め、本イベントの総括を行った。コロンビア外務省 Director of Economics, Social and Environmental Affairs の Paula Caballero 氏は、なぜコロンビアが持続可能な開発目標を支持するかを説明し、南-北、社会-環境といった障壁が、具体的な行動を起こすことの妨げにな

っていると指摘した。その上で、こうした障壁は海洋、食糧、農業、水といった持続可能な開発目標の関連分野における連携を促進することで取り除くことが可能となると訴えた。続いて、欧州議会の議員である Isabella Lovin 氏は、これまで世界のリーダー達が思い切った海洋保護の策を講じられなかったことに失望の念を示すとともに、その克服のために政治的意志を強める必要があることを説明した。そして、強い意志のもと、法的拘束力を持つ様々な手段により、海洋保護に向けた世界規模でのメカニズムを創設する必要性を唱えた。続いて、英国チャールズ皇太子チャリティ財団の Charlotte Cawthone 氏は、持続可能な漁業への貢献を目的に同財団が出版した報告書「Fisheries in Transition」を紹介した。

最後に、Dr.Cicin-Sain 氏が The Oceans Day at Rio+20 の共同議長声明^{※参考資料 2}について発表し、本イベントに参加をした様々な機関が自主的に取り組むと決めた 12 のコミットメントの概要を説明した。共同声明の骨子はつぎのとおりである。

「Oceans Day at Rio」共同議長声明

「Rio Ocean Declaration (リオ海洋宣言)」※抜粋

私たちは、リオ+20 会議に出席した世界のリーダーに対し、以下の方策を通じて、海洋、沿岸、および SIDS に関連した持続可能な開発目標を達成するため速やかに措置を講じることに同意することを要求する。

1. 総合的海洋管理

生態系に基づく管理／統合的海洋沿岸域管理 (EBM/IOCM) の成功している取り組みを拡大する。

- ・国家レベルでは、統合的海洋沿岸域管理機関と意思決定プロセスの強化を通じて、全体の海岸と海を含め、国家の管轄下にある海洋と沿岸の法律の制定を包括する。
- ・地域レベルでは、大規模海洋生態系プログラムと地域海洋プログラムなどを通じて、地域および国レベルでのアクションを導くために EBM/IOCM に関する地域プロトコルの採用を奨励する。
- ・国家管轄権を超えた海域では、既得権限を持つ組織やプロセスを経て、複合利用による紛争に対処し、新たな利用法を管理し、脆弱な生態系と海洋生物多様性を保護する。

2. 気候と海洋

気候変動に関する国連枠組条約 (UNFCCC) の内部および外部において、海洋、気候変動、および安全保障の相互に関連する問題に対処する統合的なアプローチを策定する。それには以下の条項が含まれている。

緩和策

- ・沿岸コミュニティ、海洋生態系、海洋化学に及ぼす過酷な影響を避けるために、温室効果ガスの厳しい排出削減を採択する。
- ・国際海事機関 (IMO) その他の取り組みを含む海洋産業からの排出量を削減する取り組みを加速する。

- ・主要炭素吸収源（「ブルーカーボン」）として、持続可能な沿岸生態系を保全・管理する。また、気候変動緩和のための主要ツールとして、UNFCCC の政策や資金調達のプロセスにブルーカーボンを統合する。
- ・とりわけ海洋空間計画により導かれる、海洋における再生可能エネルギー（例えば、洋上風力発電、波力エネルギー、潮汐発電など）を持続的に開発する。
- ・炭素回収・貯蔵についての規制システムを検討し、開発する。

適応

- ・沿岸コミュニティの脆弱性を軽減し、防災、弾力性、および適応能力を構築するために、国、地域、地元レベルでの統合的海洋沿岸域管理機関を通じて生態系に基づく適応戦略を実施する。これには、沿岸の復元、および海洋保護区のネットワークの確立と効果的な管理が含まれる。
- ・特別な沿岸適応基金の可能な創設も含めて、気候変動の最前線にある、沿岸と島嶼のコミュニティのための適応を支援するために、改善された適応コストの見積もりに裏付けられた十分な資金を提供する。
- ・気候変動の結果による沿岸人口の移住に関する問題に対処するための対策を開発し、支援する。

能力開発、科学的モニタリング、および公共教育

- ・緩和策と適応策、早期警戒システム、災害リスク軽減を行うための能力を確立するために SIDS と開発途上国への技術的および財政的援助を提供する。
- ・全地球海洋観測システムの一環としての全地球海洋酸性化の観測ネットワークの実施を含め、海洋環境評価、モニタリング、および予測のためのすべての国の科学的能力を確立する。
- ・新たに発現する問題は、様々な意思決定と規制の枠組みにおいて速やかに検討され、適切に対処されていることを確認するために、主要なメカニズムとして、国連海洋環境に関する報告とアセスメントに係るレギュラー・プロセスを通じて、国家および地域レベルで科学政策機構を推進する。
- ・一般公衆の意識を向上させるため、特に SIDS と沿岸コミュニティにもたらされる危機意識を向上させるため、そして緩和策と適応への対応の支援を触媒するために、公共への広報と教育活動を展開する。

3. 海洋保護区 (MPA) のネットワークを通じた海洋生物多様性の保護

2020 年までに海洋と沿岸域の少なくとも 10%を保全し管理するという生物多様性条約愛知ターゲットを達成するという観点から、海洋空間計画や海洋保護地域のネットワークによることを含め、統合された海洋管理という文脈のもと、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用を確保するための生態系に基づくアプローチを実施する。

4. 食糧安全保障、社会・経済的便益のための水産業の推進

ヨハネスブルグ実施計画で成立したコミットメントを再確認し、IUU 漁業を阻止、防止、排除し、過剰能力、過剰漁獲や IUU 漁業につながる環境的・社会的に有害な漁業補助金を排除する。

開発途上国と SIDS が、その漁業から、経済、社会、および栄養の上での便益を増加させるために、強化された漁業管理（例えば、過剰漁獲を回避または排除し、有害な捕獲方法を廃止し、枯渇する漁業資源を回復するような方法により漁獲能力と慣行を調整する）を通じて漁業資源を最適利用できるようにこれらの諸国の能力を高める。

5. 能力開発：気候変動に取り組み、海洋資源を管理するために SIDS と開発途上国の能力を高める

海洋資源からの恩恵を受け、海洋資源を持続的に管理し、気候変動に適応するために、以下を行うことにより小島嶼開発途上国（SIDS）と沿岸域開発途上国の能力を高める。

- ・気候変動に適応する能力を向上させるために、SIDS と沿岸域開発途上国への財政支援を提供し、改善されたコストの見積もりにより裏付ける。
- ・開発途上国と SIDS が直面している必要性や課題に見合った、能力開発に向けられる融資の総額を増やす。
- ・SIDS と沿岸域開発途上国の排他的経済水域（EEZ）において、社会的公正、資源保護、および公的な透明性を保証し、SIDS の EEZ と開発途上の沿岸国の資源の持続的利用から発生する利益がそれら諸国に生じることを保証するための漁業パートナーシップ協定を含む海洋利用協定。

6. すべての海洋汚染源の制御

陸上および海洋を発生源とする海洋廃棄物、残留性有機汚染物質、重金属、および窒素基化合物を含む海洋汚染を以下の項目を通じて軽減する。

- ・国家行動計画と地域の陸域発生源とするプロトコルの履行についての能力開発の強化を含め、陸上活動から海洋環境の保護に関する世界行動計画（GPA）の実施を支援する。
- ・海洋ごみに関する地域プログラムを開発し、その履行および参加を支援するために、そのプログラムを国家予算に組み込む。
- ・プラスチック、他の海洋ごみの海洋投棄と漁具の海への放棄と廃棄を防止し、軽減するために、革新的な経済的インセンティブ／対策を開発・活用する（例えば、ビニール袋税、生産者責任の拡大、統合廃棄物管理システムを有する沿岸地域のための褒賞ベースのインセンティブ、ごみの不法投棄の罰金、海洋ごみを除去する漁業関係者への褒賞）。

7. ブルー・エコノミーに向けての動き

ブルー・エコノミーに向けて、海洋資源の利用が、収入や雇用、汚染や廃棄物の削減、社会的公正および包括性、食糧および栄養上の安全保障、ならびに貧困の低減に寄与するような対策を講じるために、以下のことを実施する。

- ・成功しているブルー・エコノミー・イニシアチブの拡大（例えば、責任のある沿岸観光の利用、持続可能な海産物捕獲の認証）、技術移転を通じた実施手段の強化、財源の提供、ならびにベスト・プラクティスの共有

- ・海洋資源に関わる開発計画についてのより効果的な意思決定のための生態系サービスに対する評価と支払いの支援
- ・代替生計手段の開発支援
- ・海洋再生可能エネルギーを含む、クリーンで再生可能な技術の研究、開発、および移転の支援

リオ+20の先を見据えて

私たちは、海洋および沿岸に関する持続可能な開発の制度の枠組みはリオ+20のプロセスにおいて十分に取扱いわれておらず、このことは、さらに注意を払って具体的な活動を行う必要のある重大な部分であることに注目している。

私たちは、海洋に関する持続可能な開発の制度の枠組みを再評価するための次の段階で、「世界の海洋に対する憲法」たる国連海洋法条約（UNCLOS）の30周年記念を含む、主要な機会を利用する必要性を認識している。

次の段階において、以下の具体的な対応を早急に講じる必要がある。

- ・国レベル、地域レベル、国家の管轄を超えた海域における海洋および沿岸についての制度の枠組みを再評価することにより、既存のメカニズムの任務の調整や強化、または管理・調整された一貫性ある多用途の海洋ガバナンスに対する新しいメカニズムの作成などを通して、生態系に基づく総合的な海洋沿岸域管理の実施の改善を行う。
- ・海洋を国連システムの最高位（国連事務総長）に高めて、海洋に関する高レベルの団体／調整メカニズムの設立などによって、重大な脅威および機会に対して分野横断的なアプローチ、ならびに適切かつ適時のアプローチを行うことができる。
- ・とりわけ、炭素回収・貯蔵、沖合水産養殖、沖合深海石油開発、ならびに海洋遺伝子資源に対する生物資源調査など、新しい問題や明らかになった問題に対する生態系および予防アプローチに基づく適切な法的枠組みおよび政策枠組みを作成する。

共同声明は Rio+20 全体の統括コーディネータである Elizabeth Thompson 氏に手交され、Thompson 氏は、本イベントによる取り組みの重要性について強調するとともに、海洋の課題に対処するためには、国家や国際機関だけではなく、我々一人ひとりの取り組みが重要であることを唱えた。最後に、Thompson 氏より本声明文を潘基文事務局長への回付が確約され、本イベントは終了した。

なお、会議の成果については6月18日（月）に Rio+20 会議場内にてプレス発表を行った。

(2) その他海洋関連サイドイベント等への参加

- 1) 「Sustainable Maritime Development- The Contribution of Maritime Transport to Green Growth and Inclusive Development」
 - ①. 主催者：国際海事機関（IMO）
 - ②. 共催者：世界海事大学（WMU）、パナマ海運庁、国際海運会議所（ICS）、バル

ト海国際海運協議会（BIMCO）、国際港湾協会（IAPH）、国際運輸労連（ITF）、国際船級協会連合（IACS）、グローバル・オーシャン・フォーラム、国際水路機関（IHO）

③. 日程：6月20日

④. 場所：RioCentro T-5 room

⑤. 参加人数：約50名

⑥. 概要：

本イベントの趣旨は、IMOの掲げる海運の持続可能な発展に関するビジョンを紹介した上で、海運業がいかにか持続可能な発展の3本柱に寄与し、貧困撲滅やグリーンな成長を促進していくかについて示すことであった。スピーカーは、IMOの関水康司事務局長、国際海事大学 Bjorn Kjerve 学長、パナマ海運庁 Alfonso Castellero 長官、国際海運会議所 Peter Hinchliffe 事務局長、バルト海国際海運協議会 L.R. Pedersen 副事務局長、国際港湾協会 Fer M.J. van de Laar 会長、交際運輸労連 B-E Kristoffersen IMO 代表、国際船級協会連合 Paul Sadler 代表等であった。

2) 「Know our Ocean, Protect our Marine Treasures, Empower Ocean Citizens」

①. 主催者：UNESCO 政府間海洋学委員会（IOC）

②. 共催者：世界気象機関（WMO）、タラ号海洋プロジェクト（Tara Expedition）、デンマーク政府、サンドウォッチ財団、UNESCO 世界遺産センター

③. 日程：6月20日

④. 場所：RioCentro T-9 room

⑤. 参加人数：約60名

⑥. 概要：

本イベントは、持続可能な海洋利用に向け取り組んでいる様々なイニシアティブについて、リオ+20の場で内容を紹介し議論することを目的としていた。イベントは私達の海を知る、私達の海洋の宝を守る、海洋市民のエンパワーメントという3つのテーマに沿って進められた。発表者は、UNESCOのIrina Bokova 事務局長、デンマーク外務省 Villy Sovndal 大臣、世界気象機関 Michel Jarraud 事務局長、Census of Marine LifeのPatricia Miloslavich氏、ブラジル Mata Atlantica Coastal and Marine Biosphere ReserveのClayton Lino氏、セーシェル諸島基金のFrauke Fleischer-Dogley代表、タラ号海洋プロジェクトのEtienne Bourgois会長、サンドウォッチ財団 Gillian Cambers 共同ディレクター、Ocean FutureのJean-Michel Cousteau 会長であった。

3) 「Blue Economy Leadership Event: showcasing efforts to achieve a Blue Economy」

①. 主催者：インドネシア共和国政府

- ②. 共催者： オーストラリア連邦
- ③. 日程：6月22日
- ④. 場所：RioCentro P3-B room
- ⑤. 参加人数：約40名
- ⑥. 概要：

本イベントは「ブルー・エコノミー」に向けた取り組みを促進するため、これまで関連する取り組みを行なってきた各国の政治的リーダーを招き、取り組みに関する詳細を紹介し、海洋の関係者の中で課題を共有・意見交換を行うことを目的とした。インドネシア海事漁業省 Sharif Suyardjo 大臣の他、オーストラリア持続可能性、環境、水資源、人口、地域社会省 Paul Grimes 事務次官、セーシェル共和国の Ronald Jumeau 国連大使、コンサベーション・インターナショナルの Russell Mittermeier 会長、国連環境計画（UNEP）の Jacqueline Alder 博士、グレナダの首相から発表が行われた。

4) 持続可能な発展ダイアログ（Sustainable Development Dialogues）海洋セッション

- ①. 主催者：ブラジル政府
- ②. 協力：国連
- ③. 日程：6月19日
- ④. 場所：RioCentro 本会議場
- ⑤. 参加人数：約800名
- ⑥. 概要：

市民社会を対象とした「持続可能な発展ダイアログ」は、国連機関の協力のもとブラジル政府により6月16日から19日にRioCentroにて開催された。本ダイアログの目的は、持続可能な開発に関わる10の重要なテーマ（1）失業、適切な仕事、移民、2）経済及び財政危機に対する回答としての持続可能な開発、3）貧困との戦いのための持続可能な開発、4）持続可能な開発における経済、5）森林、6）食糧及び栄養保障、7）すべての人々のための持続的エネルギー、8）水資源、9）持続可能な都市と技術革新、10）海洋）について、市民社会の声を集約し世界のリーダー達に伝達するための仕組みを提供することにあった。本イベントに先駆け、オンライン上（<https://www.riodialogues.org/>）ではテーマごとに世界が取り組むべき10の「取り組むべき課題」が示され、ユーザーが重要と思うものを選択し投票できるデジタル・プラットフォームが用意されていた。オンライン投票により各テーマで1番投票を集めた課題、本イベントの参加者により選ばれた課題、そして本イベントにパネリストとして参加した専門家から選ばれた課題の3つが最終的に各加盟国代表団に伝達された。

海洋のセッションは最終日の6月19日に開催され、アメリカCNNテレビのキ

ヤスターの Philippe Cousteau 氏がイベントの司会を務めた。アイスランド全国小型船主協会の Arthur Bogason 会長が小規模漁民や地域生態系知識の重要性について訴えた。グローバル・オーシャン・フォーラムの Delaney 氏は、すべての政府レベルにおける海洋ガバナンスの実施、生態系ベース管理、温暖化や海洋ゴミに対する取り組みの強化等について更なる取り組みを行う必要があることを示した。フランスの Ocean Futures Society の Jean-Michel Cousteau 会長は充実した海洋教育や技術開発に向けて、国際社会は更なる取り組みを行うよう訴えた。米国の Mission Blue Foundation の Sylvia Earle 会長は、既存の知見やデータを基に、海洋保護に関する計画やアイデアをすぐに行動へ移すことを求め、また公海管理に向けた世界的規模のメカニズム創設の必要性を唱えた。リオデジャネイロ連邦大学の Segen Farid Estefen 氏は海洋再生エネルギーが持つ高い潜在性に注目し、その促進に向けて各国が取り組むことを訴えた。バルバドス University of West Indies の Robin Mahon 氏は、小島嶼開発途上国支援に向け、地域やグローバル・レベルにて統合的な海洋ガバナンスの枠組みを創設することを提唱した。World Forum of Fish Workers の共同会長の Margaret Nakato 氏は、海洋保護と同時に漁業者の正業や社会的環境の改善を訴えた。ブリティッシュコロンビア大学漁業センターの Ussif Rashid Sumaila ディレクターは、過剰漁獲や IUU 漁業の禁止に向けた政治的コミットメントを高めることの重要性を訴えた。Technical Services and Ship Management の Shaj Thayil 副会長は、海洋ゴミを制御するためのグローバル・レベルでのフレームワークの創設や海洋酸性化等に向けた取り組み強化を唱えた。Youth of Planet Ocean グループを代表して西オーストラリア大学の学生である Asha de Vos 氏は、海洋生物多様性保護に向けた国際的な合意形成を支持した。

各パネルの発表後、参加者との間で質疑応答が行われ様々な議題について意見が出され、続いて本イベント参加者による「取り組むべき課題」を選定するための投票が行われた。その結果、オンライン上の投票により選ばれたのは「教育や地域社会の連携を通してビニール袋による海洋汚染を阻止する」という課題、本イベントで選ばれたのは「公海上の生物多様性保護に向けた世界的合意を実現する」という課題、そして専門家が選んだのは「直ちに国際的な海洋保護区のネットワークを創設する」という課題に決定した。

6. まとめ

Rio+20 成果文書である「The future we want」については、先進国と発展途上国の意見の対立から、グリーン経済(Green Economy)を重要なツールとして認識しつつも、数値目標や達成時期の明記が見送られるなど、具体性に欠く内容とメディアや環境団体を中心に批判が目立った。一方、海洋分野に関しては、国連海洋法条約、国連公海漁業協定、FAO 責任ある漁業行動規範、FAO 寄港国措置協定に関しては、準備会議における交渉の段階で

表記が一部削られ、具体性を欠いた内容となったことは否めないが、「Ocean and Seas」「Small Island Developing States」がそれぞれ独立した分野として取り上げられ、取り組むべき具体的分野が示されるなど、前回の WSSD 実施計画と比較して十分な進歩があった点で評価できる。

海洋関連分野の表記内容については、2012 年 1 月に UNCSD 事務局が示した原案（ゼロドラフト）の段階では「Ocean and Seas, SIDS」として 9 パラグラフのみであったが、その後、準備会議を重ねる過程で条項数が大幅に増え、最終の成果文書では「Ocean and Seas」が 20 パラグラフ、「Small Island Developing States」が 3 パラグラフで調整された。このことから今回の議論において海洋が重要なテーマとして扱われていたことがわかる。

当財団はゼロドラフトへのインプットとして、海洋について独立した章を設けることを強く要望したが、これについては要望どおりの結果となった。また、その内容として (1) 「総合的な海洋政策の策定推進」、(2) 「島と周辺海域の管理」、(3) 「海事産業の持続的発展」、(4) 「市民への海洋教育」および (5) 「海洋災害への対応」の 5 つを提言したが、(5) を除けば直接的・間接的に内容が反映されたと考える。

当財団が共催した Oceans Day at Rio は多くの参加を集め、関係者の関心の高さが伺えるものとなった。議論では、真新しいトピックの発表こそなかったものの、WSSD 以降の 10 年間で議論されてきた海洋に関する問題があらためて整理され、今後取り組むべき分野を Rio Ocean Declaration にとりまとめて明確化するとともに、UNCSD 事務局に提出することができたことは、所期の目的を達成するものであり、これまでの 10 年間の Global Forum on Oceans, Coasts and Islands の活動の集大成となった。こうした我々の取り組みだけがリオ+20 成果文書における海洋関連分野の表記充実の決め手となったわけではないが、UNICPOLOS や関係専門機関における議論の積み重ねとともに、一つの力として作用したことは事実であろう。当該事業を通じてグローバルフォーラムの枠組みに深く関わってきた当財団としても一定の成果を得たものと評価でき、これまでの活動に一旦の区切りをつけることができる見込みが立った。

一方で、リオ+20 本会議及び Oceans Day at Rio の議論の場で繰り返し指摘された点として、施策の遵守・実行 (Implementation) の重要性があげられる。そこで今回の Oceans Day では、参加機関の自発的な取り組みを具体的な形で文書化し、提言の言い放しではなく任意の海洋コミットメント (Voluntary Ocean Commitment) として表明することで、取り組みの実行を促すこととした。当財団はこれまでの活動を基に以下の 3 つの分野について国際機関等と協力してコミットメントを表明した。

海洋、沿岸、および小島嶼開発途上国のためのリオ+20 の自主的なコミットメント (抜粋)

- ・海洋監視：1992 年、2002 年、2012 年の海洋、沿岸、および小島嶼開発途上国のためのグローバルコミットメントの実施における進捗状況に関する評価および促進

主導機関：グローバル・オーシャン・フォーラム (GOF)

パートナー：国連開発計画、UNESCO 政府間海洋学委員会、海洋政策研究財団

・海洋の準備性の構築：統合海洋管理に関する能力開発

主導機関：グローバル・オーシャン・フォーラム（GOF）

パートナー：UNESCO 政府間海洋学委員会、世界海洋ネットワーク、海洋政策研究財団

・海洋教育の主流化

主導機関：世界海洋ネットワーク及び海洋政策研究財団

以上のように、具体性に欠けると一般メディアでは批判の多いリオ+20 成果文書だが、海洋に関して言えば、実行に向けた具体的な提言や意思表示が数多く示された。何よりも重要なのは見栄えの良い目標を設定することではなく、むしろ確実に実行することであり、これを参加各国また市民社会の関係者が今後の課題として共有したことを評価すべきだろう。今後の当財団の事業においては Ocean Commitment をいかに実行するか、ここに事業展開の軸を据えることが重要と考える。

參考資料編

資料 1 (海洋政策研究財団 訳) *

欧州連合・北極地域への欧州連合政策の発展

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

欧州委員会

欧州連合外務安全保障
政策上級代表

2012年6月26日、ブリュッセル

JOIN(2012) 19 final

欧州議会と欧州理事会に対する共同通達

EUの対北極地域政策の策定：2008年からの進展と次のステップ

{SWD(2012)182 final}

{SWD(2012)183 final}

欧州議会と欧州理事会に対する共同通達

EU の対北極地域政策の策定：2008 年からの進展と次のステップ

エグゼクティブ・サマリー

北極地域の気候変動と経済開発が加速している為、EU は共同して環境保護問題に取り組み、同時に北極地域の持続可能な開発の担保を行うために、北極地域のパートナーとの協力事業を立ち上げねばならない。北極圏の気候変動は最も顕著であり、それが地球の環境と気候システムの死活的な脆弱性となっている。北極海の融氷は間断なく加速しており、自己加速的な地球温暖化¹を招き、生態系と先住民の古来の生活に多くの影響を与えている。

欧州委員会と上級代表による本共同通達では、北極圏問題への EU の関与の拡大に関する進展を詳述している。EU を代表して、欧州委員会が北極評議会の永久オブザーバーの地位を、Ashton 副委員長と Damanaki 長官による共同署名の下に申請した後で、2012 年 3 月に上級代表/副委員長の Ashton が北極地域(Rovaniemi、Kiruna、及び Svalbard)を訪問した後の進展に関する報告である。欧州委員会が北極圏に関する最初の通達を採択した 2008 年以来、EU 政府は北極地域の主要な支援国としての地位を確立してきた。EU 政府は、北極地域の環境に対して EU が与えている影響の認知を高め、且つ北極地域住民と EU の両者の福利を増進し、北極地域における持続可能な開発への期待に対する関心を喚起してきた。

実際に、北極圏における変化の速さは、環境保護と気候変動との戦いに対する EU の関与の強い論拠となっている。また EU 政府は、全地球的及び地域的活動を支えていく為に、北極圏における気候変動調査に対する EU の投資拡大の必要性を提唱している。

- 2005-2010 年は、北極圏で記録された最も温暖な時期であった。
- 北極海は今後 30~40 年以内に、殆ど氷結の無い夏季の状態となると予測される。
- 北極圏の氷河、氷床及びグリーンランドの氷床は、2003 年と 2008 年の間で観測された、40%以上の地球の海面上昇の原因となった地域である。

(資料：北極圏のモニタリングとアセスメントプログラム、2011 北極圏の雪、水、氷、及び永久凍土に対する気候変動の影響調査(SWIPA))

北極圏の地勢の変化によって、現在新しい輸送路が開け、天然資源と鉱物資源の両方の開発が始まりつつある。それは地域と世界の経済にとって有益ではあるが、最大限の配慮に

¹ 融氷は北極圏における気候変動の急激な影響、特にアルベドの低下による地球温度上昇の加速を増幅させる。

よる管理が行われなければ、北極圏の脆弱な環境に大きな影響が生じる。経済的な好機が、最高度の環境基準とユニークな北極圏の環境の保全を損なうことなく、生かされることを担保するためには、新しい技術と広範な知識ベースが要求される。

- US Geological Survey(2009)によれば、北極圏には未開発の石油の 13%と天然ガスの 30%の埋蔵量がある。
- 欧州からアジアに伸びる北海ルートによって、太平洋と大西洋の間の貨物船の航海時間を 3 分の 1 短縮できる。例えばスエズ運河経由で横浜・ロンドン間は 11,447 海里だが、北海ルートでは 7,474 海里ほどになる。
- EU の鉄鉱石総産出量の 88%は Barents 地域で産出される。
- 北極圏には約 4 百万人が居住している。先住民は北極圏総人口の約 10%を占める。

北極圏は益々戦略的に重要な地域となっている。そして国際協力の成功が当地域の平和と安全に寄与する好例となっている。「バレンツ海と北極圏海における海事限界と協力に関するノルウェー王国とロシア連邦の条約」もそうした協力の好例である。北極地域の国家間では、現行の国際的法令、特に国連海洋法条約に準拠した協力を行っている。北極評議会では、北極地域の全ての国家と先住民族も加盟している主導的な地域機関として活動している。

EU 政府はこうした協力の成功を支持し、地域に直面する問題への対応を支援する、重要な役割を引き受けている。EU 政府は、代替エネルギー資源、資源効率性及び気候変動等の調査を行い、気候変動と戦う広範な国際協力の面で、世界最強の推進力となっている。EU には 3 カ国の(アイスランドの可能性を考えれば 4 カ国)北極評議会のメンバーを兼ねる EU 加盟国が存在する。また、EU は北極地域から産出される資源と物品の主要な最終目的地でもある。従って、その政策と規則は北極地域のステークホルダーにとって密接な関係がある。EU は彼らの利害への関心を高め、共通する問題に協力的に対処するために、北極圏のパートナーとの連携を深めていく必要がある。

EU の北極圏に対する貢献の背景：

- **気候変動との戦い**：EU は京都目標達成に対応しており、温室効果ガスの 20%削減誓約を法制化し、2050 年までに排出量の 80~95%削減という長期目標を誓約している。
- **北極圏の環境調査**：欧州委員会は EU の現在および将来の北極圏における炭素排出の先駆的な調査を行っており、それによれば EU は北極地域の社会経済的及び環境に対して重大な影響を与えている。
- **北極地域管理への持続可能な投資**：EU 領の北極地域と近隣地域の経済、社会及び環境的な潜在力の開発を行う為に、2007-2013 年の間に EU は 114 億ユーロの投資を行っている。
- **北極地域における将来の不確実性の軽減と変化のモニタリング**：第 7 次フレームワークプログラム(FP7)によって、EU 政府は北極圏における国際的調査活動に対し、2 億ユーロの EU 資金を拠出した。
- **海運と海洋の安全性**：EU の対外貿易のほぼ 90%は海運で行われているので、EU は海運、造船、衛星ナビゲーション、搜索、救助及びインフラ建設などには豊富な経験を有している。

本書の通達では 2008 年以來の北極圏に対する EU の貢献をレビューし、北極圏のパートナーとの将来の協力に道を拓いていきたい。北極圏問題に対する包括的なアプローチを行うために、EU の持つ強みを生かし、全ての北極圏のステークホルダーと積極的に対話と協力を行いながら、責任を自覚した開発を行い、北極圏に対して終始一貫した重点的なアプローチを行う必要性を論じていく。

欧州委員会と上級代表は、北極圏に対する EU の政策の継続的な策定を行っている。

EU は、

- 北極圏の環境問題と気候変動に対応するための調査を支援し、**知識**を追求する。
- 北極圏の経済開発が資源の持続可能な利用と環境の専門知識に基づいて行われることを担保する**責任感**を持って、種々の活動を行う。
- 北極圏の国家、先住民及び他のパートナーとの建設的な**関与**と対話を促進する。

この共同通達のパート 1 において、欧州委員会と上級代表は持続可能な開発問題に対処し、生態系の有効的な保護を促進するために、北極圏における EU の建設的関与の枠組を提案する。

この共同通達のパート 2 では、欧州理事会の北極圏問題に関する決定²と、欧州議会の北極地域に対する持続可能な EU 政策に関する決議³について、欧州理事会から、フォローを行うよう要請を受けた事への回答を行う。ここでは、EU が北極圏で行っている活動領域の拡大に焦点を当て、2008 年 11 月に発表された⁴「EU と北極圏地方」の欧州委員会通達に取り上げられた問題点のレビューを行う。この通達で述べられた政策領域における進展に関しては、更に詳細な情報が以下の 2 つの付属文書に含まれている。

1. スタッフ・ワーキング・ドキュメント「EU の北極圏政策策定のフレームワークにおける活動リスト」
2. スタッフ・ワーキング・ドキュメント「宇宙と北極圏」

欧州委員会と上級代表は、北極圏国家、先住民及び他の関連のステークホルダーとの広範な対話と協議に対して更に関与を深めていく。それによって EU は政策のスタンスの明確化を行い、北極圏に対する EU の将来の活動には地域のステークホルダーの支持が存在し、北極圏国家の共通の活動への EU の支援にたいする信頼を得ていきたい。

欧州委員会と上級代表は、本書の通達に関する欧州理事会と欧州議会での討議を期待している。

パート 1 課題への対応：将来に向けて

2008 年に欧州委員会は 3 つの基本的政策目標を設定した。即ち、

- 住民と一体となって北極圏を保護し、保全を行うこと。
- 資源の持続可能な利用の促進を行うこと。
- 国際協力

2008 年以來の EU の活動は環境保護、調査及び経済開発の面で目に見える実績⁵を残してきた。そして北極圏の環境保護に特別な力点を置くことが、EU の北極圏政策の要諦であることに変わりはない。然しながら、北極圏における顕著な諸変化のスピードを考えれば、今や北極圏政策のスタンスを明確にし、幅広いアプローチを行い、それをスマートで、持続可能で、包括的な成長を標榜する欧州 2020 アジェンダとリンクさせ、脆弱な北極圏の環境の有効な保護を担保するために、あらゆる努力を行う時期として、まさに機は熟している。そして北極圏に対する活動は、北極圏国家の活動を支援し、先住民と地方の共同体のニーズを考慮に入れたものでなければならない。

² Council Conclusions on Arctic Issues, 2985th Foreign Affairs Council Meeting, Brussels, 8 December 2009.

³ P7_TA(2011)0024 of 20 January 2011

⁴ COM(2008) 763 of 20 November 2008.

⁵ 主要な活動とその結果の概要は本書の通達とスタッフ・ワーキング・ペーパー「EU の北極圏政策を策定する枠組における活動のリスト」

従って、本書は知識、責任そして関与という、3つの言葉に要約される将来の方向性を簡単に述べる。

1. 知識

世界的な温度上昇の問題に直面している現状では、北極圏における気候変動のスケールとスピードが要求され、この問題が世界の他地域にも与えている重要な影響に対する正確な科学的理解が要求されている。北極圏における持続可能な開発の成否は、増大する人類の活動による、脆弱な北極圏の環境への影響に対して、如何に継続的な対応策を実行するかにかかっている。そこで EU は知識に関する活動に重点を絞った。即ち、北極圏の調査に投資を行い、宇宙からの北極圏モニタリングシステムと、情報と観察のネットワークを構築し、ノウハウと専門知識を集積していくことによって、北極圏への理解を深めることである。

1.1 環境に対する専門知識と対話と、それによる北極圏の環境保護の強化

EU は地球環境の保護にコミットしており、脆弱な北極圏環境の有効な保護を担保する全ての活動を支援する。

- EU は他者と協力し、世界的な気候変動と戦い、北極圏環境を保護し、これらの問題を解決する科学的知識の向上に努力していく。
- 一例として、2012年4月に欧州委員会は「短命の気候変動汚染物質の削減を行う気候変動及びクリーンエア同盟」に参加した。このイニシアティブは世界的な温室効果ガス排出量削減を行う国連の活動を補完するものである。
- 国連環境計画(UNEP)の支援のもとに、特に北極圏にとって重要な水銀使用のライフサイクルに対応した、法的拘束力を持つ世界的な規則を確立することに EU はコミットしている。

1.2 リサーチによって明日の問題を解決すること

欧州 2020 戦略イニシアティブ”Innovation Union”⁶と Horizon 2020⁷に基づく、2014~2020年の間のリサーチと技術革新への投資プログラムによって、欧州委員会は我々の社会が直面する問題に関するリサーチと技術革新政策を改めて検討している。例えば、気候変動、エネルギーと資源の枯渇、衛生と人口動態変化及び水と食料の確保などの問題である。経済的及び政治的意思決定の為に、関連の政策による回答が求められている。Horizon2020の資金(800億ユーロ)の利用によって、これまでのリサーチプログラムを拡大させ、EUが北極圏のリサーチに更なる重要な貢献を行うことが出来る。欧州委員会はまた、

⁶ COM(2010) 546 of 6 October 2010

⁷ COM(2011) 808 and accompanying proposals COM(2011) 809, COM(2011) 810, COM(2011) 811 and COM(2011) 812 of 30 October 2011

- 欧州の枠を越えた社会問題に対する国際的な解決のために、北極評議会のメンバーも含めた世界の他地域に継続的に手を差し伸べていく。
- 国際的規模で構築していく必要のあるリサーチのインフラ配備に関する、北極圏のパートナーとの協力の確立。

従って EU は多くの専門分野にわたる北極圏のリサーチと、リサーチのインフラの確立に積極的な国家との広範な協力を行う。北極圏のリサーチプログラム間の調整を行うことは知識の確立にとって非常に大切で、リサーチプログラムの効率性を高め、その効果を最大化する。

気候変動、環境変化、それが地方の住民や経済活動に与える影響などの問題の持つ、社会的及び経済的重要性に十分な考慮を行う。

1.3 情報の利用

現存する情報源を統合することによって政策立案者への情報提供を改善し、北極圏の開発を北極圏国家と地方の共同体に恩恵をもたらす責任感のある方法で行う事が出来る。

- 「EU の北極圏のフットプリントと政策評価」⁸の画期的成果に基づき、欧州委員会は北極圏国家と他のステークホルダーとの情報共有を促進し、政策の立案を支援する。この中にはモニタリングと観測活動、遠隔測定、リサーチと共同体特有のモニタリングと伝統的な知識などからの情報などがある。
- 欧州委員会は、予算管理局によって百万ユーロの予算枠の承認を受け、北極圏における開発からの影響に関する戦略的評価の為の準備活動を行う。そのプロジェクトによって、2008年の通達の中で提案された欧州北極圏情報センターの創設の可能性についてのフォローを行い、EUの内外の著名な北極圏リサーチセンターや大学のネットワークを利用した北極圏情報プラットフォームの実現可能性を検討する。

EU 政府は衛星を利用したモニタリングや観測能力の向上について北極圏国家と検討を行っている。

- 地球周回軌道衛星は北極圏における通信、ナビゲーション及び観測の為の基本的なツールである。EUの衛星プログラムは、既に北極圏で居住し働いている人々に大いに役立っている。これは将来「全地球的環境・安全モニタリングプログラム」(GMES)のガリレオと新しい監視衛星の配備の計画によって更なる改善が行われる。その監視衛星によって海氷の厚さと面積のモニターを行う。更に、それは捜索と救助に関する北極評議会の加盟国家間の新しい協定の実施を可能とする。
- EU 政府は加盟国と協力して、2020年までに欧州内と周辺の海洋管理と高精細海底マッピングのデータを集積するプラットフォームの構築を行っている。海底マップは北

⁸ <http://arctic-footprint.eu>

極圏の海域での安全輸送ルートの確立に大いに役立つ。

- EU は欧州環境情報共有化システム(SEIS)を支援し、環境データにオンラインのアクセスを提供するネットワークと北極圏継続観測ネットワーク(SAON)の配備を行う。それによって、特に環境的、社会的、衛生、経済的及び文化的問題などの社会のニーズに応える、協調的な汎北極圏観測及び情報共有システムに関する国際的な関与を強めていく。

2. 責任

EU は単に歴史的、経済的、地理的な側面ばかりでなく、天然資源の輸入国として、更には地球環境に対する広範な関心と責任を持つことによって、北極圏と強い絆を有している。北極圏は将来世代の欧州市民の生活に重要な影響を及ぼす、問題点と機会の双方をもたらす。こうした問題点や機会が様々な責任を生む。EU は資金供給と、北極圏における安全で持続可能な資源の管理と利用を促進する事によって、北極圏への貢献を行う責任を有していると確信する。

2.1 持続可能な開発に対する EU の資金提供

過去数年間に、EU の地域的な対策資金提供と他の協力のプログラムや協定によって、北極圏の開発にかなりの投資が行われてきた。プログラムによっては EU 加盟国ばかりではなく、グリーンランド、アイスランド、ノルウェーおよびロシア連邦も含むスコープのものがある。

- 種々のファンディングイニシアティブの強化と内部連携(欧州地域開発基金(ERDF)、欧州社会基金、結束基金、欧州農業農村振興基金、欧州海洋漁業基金、加盟前支援措置など)によって、EU は地方の共同体と先住民の利益を生む北極圏の開発に対する、積極的な役割を果たすことが出来る。欧州 2020 戦略の精神に則り、欧州委員会は関連する加盟国と、上記の目的の為に 2014 - 2020 年の複数年次の予算枠の拠出を行うことを話し合う意向である。EU の資金によるプログラムが、有効で、身近で、地方の住民の開発ニーズに合致していることが重要である。
- 最大の貢献国である EU は、北部欧州環境パートナーシップ(NDEP)による支援基金をコミットしており、これにより北極圏のバレンツ地域における環境と核の除染などの活動のプロジェクトに補助金を与えている。Archangelsk の公営水道と下水サービスプロジェクトには 820 万ユーロの補助金を引き続き供与している。そのプロジェクトは下水の直接的放出を抑制し、エネルギーの効率を高めている。
- 将来の対外的活動、地域的及び国境をまたがる協力プログラム(例えば Northern Periphery)の地理的範囲と優先地域を拡大して、更に周極地点での協力を可能とし、EU の北極地域全体の開発に対する貢献を最大化することが重要である。

2.2 資源の持続可能な管理と利用の促進

北極圏国家と EU は、北極圏の陸地、海洋、海底及び海底の地下にある北極圏の資源が、北極圏の環境を犠牲にして地方の共同体に恩恵をもたらすようなことのない、適正な方法で利用されることを担保する原則に関して、彼らと利害を共有している。

- 北極地域における採掘と石油抽出活動の増加に鑑み、石油抽出企業が利用する環境に優しい低リスクの技術を開発するために、EU は北極圏のパートナーと民間セクターとの協力を行う。例えば、地方の採掘企業と大学及び研究者は ProMine⁹や I²Mine¹⁰のような FP7 関連の重要なパートナーである。オフショアの石油とガスの探索と探鉱及び産出活動¹¹に関する規則の提案が 2011 年 10 月 27 日に欧州委員会によって提出された。
- EU とグリーンランドの間のパートナーシップの強化に関する欧州委員会の提案も、グリーンランド経済の発展と多角化を行いつつ、同国の環境の保護に関する協力を行う素地を提供する。そのパートナーシップによりノウハウと経験の共有を行うための対話を発展させることが出来る。EU-グリーンランドパートナーシップの枠組の一環として、鉱物資源分野の協力に関する基本合意書が 6 月 13 日に署名された。
- 北極圏の海運も適切に構築すべきである。北極圏海域においては、通年の海運の見込みは今はないが、EU は、北極海航路における持続可能な海運の発展を支援する意向である。安全性と環境への影響がこの面の主たる懸念事項である。欧州委員会と EU 加盟国は北極圏海域における海運についての協力をを行い、北極圏海航路、北西航路或いは北極圏海域全体における商船とクルーズ乗客船の交通路と交通量や、国際的なナビゲーションの効力に関する沿岸国の慣行や要求事項の検討を行っていく。EU は欧州委員会と加盟国が一体となって、IMO の定める極地規則”Polar Code”の策定を提唱している。地球ナビゲーション及び探査衛星システムのガリレオは、2014 年から操業を行うが、同様のシステムと連絡して、北極圏の安全性強化と捜索救助(SAR)システムの支援を行う。
- 海運事故は環境に対して甚大な被害をもたらす可能性があるため、欧州委員会は欧州海上保安機関と協力し、緊急事態対応、予防及び対策措置や、2009 年の北極圏海運調査からの海洋安全性に関する勧告のフォローなどを行う、北極評議会の活動を支援する。
- 主要な消費国であり、輸入国であり、エネルギーと原材料に関する技術提供国でもある EU は、北極圏国家における資源政策の策定に大きな関心を持っている。EU は、カナダ、ノルウェー、ロシア連邦、米国及び他の関連のパートナーなどの資源供給国と

⁹ <http://promine.gtk.fi/>

¹⁰ <http://www.i2mine.eu/>

¹¹ COM(2011) 688 of 27 October 2011

の安定した長期的なパートナーシップの構築を目指している。「原材料戦略」¹²の対外的施策の優先課題として、戦略的パートナーシップと政策討議を通じ、原材料供給の確保の観点から、関連の北極圏国家との原材料外交を積極的に展開していく。そして、資源の持続可能な管理によって、例えばバレンツ地域のような社会的および経済的開発に多大の貢献を行っていく。

- 北極圏の漁獲量の3分の1は欧州市場で販売されている。海洋の温暖化の結果、魚類が北方に移動するにつれて、漁獲量も増加するとの研究がある。EUは海洋生物資源の適切な管理について北極圏国家との良好な協力関係を維持している。EUは地方の沿岸共同体の権利を尊重しながらも、健全で科学的な助言に基づいて、北極圏の漁業資源の開拓を持続可能なレベルに保つことを支持している。EUは慎重なアプローチを継続的に提案しており、国際的な保全と管理システムによって規制されていない北極圏の外洋地区については、新しい漁業資源の開拓を行う前に漁業の保全と管理の規制枠を設けるべきであると考え。実際に、外洋の魚類の共同管理の必要性について、欧州委員会は北方大西洋漁業会議で提案を行っている。原則としては、地域漁業管理機関(RFMOs)が本件に関する地理的範囲の提示を行うべきである。
- アザラシ狩りの問題について、欧州委員会はEU加盟国における規則1007/2009の実施に関する報告を2012年末までに行い、その中で先住民の生存に必要とされる、イヌイット族又は他の先住民共同体で行われた狩猟による、アザラシの製品の取引を許可する、例外規定の適用を定めている。
- EUはエコ・ツーリズムを含む持続可能な観光業や、再生可能エネルギーセクターの開発の促進などの、革新的な経済活動の新領域の開拓を行う。実際のところ、特にクルーズ船による北極圏観光は伸びている。欧州委員会は特に北極圏の中の捜索・救助の能力が限定されている地域でのクルーズ乗客船の増加のもたらす安全性の問題に関するIMO、北極評議会等での検討会や討論会の後援と参加を行っている。またEUの北極地域を対象とするEUの地域的及び国境をまたがるプログラムによって、観光客に対して革新的な情報サービスを行っている「北極圏ツーリストガイド」¹³などのプロジェクト等の、北極圏観光¹⁴に関する新しいアプローチを企画しているプロジェクトの幾つかを支援している。

3. 関与

EUはEU加盟国、EU域外の5つの北極圏国家及び先住民も含む地方の住民との密接な協力によって、北極圏政策の策定を改善する意図を有している。北極圏国家は、個別的にも地域的な機関としても、北極圏において主要な役割を演じている。EUは、国連海洋法条約

¹² COM (2011) 25 of 2 February 2011

¹³ <http://www.northernperiphery.eu/en/projects/show/&tid=82>

¹⁴ <http://www.interregnord.com/en/projects/north/1-trade-and-industry-development.aspx>

(UNCLOS)と他の関連する国際的な協定¹⁵などの包括的な法的枠組みが北極圏に適用されるべきで、UNCLOSを北極圏海域の管理の基幹的規則であると考えている。また、EUは北極圏国家間と様々な北極圏のフォーラムにおいて、卓越した国際協力関係の尊重姿勢を示している。北極圏における良好な国際協力を維持し、北極圏の安定を支援することが、EUにとって最大の利益につながる。

EU政府は、北極評議会がこの地域の国際的協力の基幹的なフォーラムであると考えている。欧州委員会サービス部門、欧州対外活動庁(EEAS)及びEUの機関は北極評議会に特別オブザーバーとして参加し、各作業部会で積極的に活動している。欧州委員会は2008年12月1日付で、EUの代表として北極評議会のパーマネントオブザーバーの申請を行った。2011年5月にオブザーバー認定が採択されて以来、更新通知は欧州委員会によってAshton副委員長とDamanakiコミッショナーにより共同署名された書幹によって、2011年12月に北極評議会議長とスウェーデン外務大臣Carl Bildtに送付された。北極評議会自身で規定したオブザーバーステータスを生かして、EUは評議会の活動に対する協力を強化し、積極的な貢献を行うことが出来る。それによってEUは北極圏パートナーの懸念事項について詳細な理解を得ることが出来、域内の政策策定のための貴重な参考としている。またオブザーバーシステムによって、バレンツ欧州北極評議会とノーザンダイメンションによるEUの北極圏関与を補完する。EUの関与は以下の通り。

- EU、カナダ、アイスランド、ノルウェー、ロシア連邦及び米国などのすべての北極圏パートナーの二国間の対話によって、北極圏関連事項に関する協力を拡大する。
- 北極圏関連事項へのEUの関与は、予想されているアイスランドのEU加盟によって強化され(アイスランドは2009年6月にEU加盟国の申請を行った)、共通の関心事への対応を促進する。現行の加盟交渉によって、北極圏に関する特定の政策の協議を行う追加的な枠組みが生まれた。
- グリーンランドについては、EUとの関係はOverseas Association Decision及び包括的なEU-グリーンランドパートナーシップによって規定されている。2011年12月7日に欧州委員会は2014-2020の期間のパートナーシップ¹⁶の更新を行う法案を提出した。将来に向けたパートナーシップとして、欧州委員会はEUが遠隔地の北極圏社会に関する理解を深めるだけでなく、相互の関心事案に関する貴重なノウハウの共有を行う対話の進展を提案している。
- 経済的開発問題については北極圏の住民の意見が何よりも重要である。EUは北極圏の先住民族の代表が、彼らに影響を及ぼすEUの政策の情報を入手し、なおかつ協議に参加することを保証され、EUの機関と参加者に対して彼らの独自の懸念事項を表明す

¹⁵ 多くの関連の規則の外観は「北極圏の転換」<www.arctic-transform.eu>と「EUの北極圏フットプリントと政策評価」<http://arctic-footprint.eu/sites/default/files/AFPA_Final_Report.pdf>に収められている。

¹⁶ COM(2011) 846, 7 December 2011

ることの出来る、適切なプラットフォームを提供する方策を検討している。この目的の為に、欧州委員会と EEAS は先住民との定期的な対話の促進を行っている。

- EU は、生物多様性、生態系アプローチの管理、残留性化学物質、海洋の保護エリア、国際的なナビゲーション、環境と海洋安全性基準などの北極圏の問題点に関連する国際的な枠組み協議への関与を行う。それは現行の国際法、国際条約、協定に基づいて行われ、しかも国連、北極評議会及び国際海事機関などの国際機関との協力に基づいて行われる。EU は北極評議会によって採択された協定の有効な実施を支援する方策を検討している。
- 欧州委員会は、海洋環境管理に関する報告と評価について、国際的なパートナーとの協力を継続する。そして Espoo 条約¹⁷を遵守して、国境を越えた観点から行う、戦略的環境影響評価の利用を提唱する。例えば欧州委員会はロシア連邦と Espoo 条約に関する話し合いを続け、2011 年 7 月にその条約を批准する域内の立法手続きに着手した。また欧州・ロシア近代化パートナーシップに基づく環境モニタリングに関する協力を強化する。
- 北東部大西洋の海洋環境の保護に関するオスロとパリの条約(OSPAR)の活動を行い、北極圏の海洋保護エリアのネットワークを構築し、潜在的な環境への影響をもたらす極端な気候条件下での石油とガスの採掘を管理する、現行の措置の妥当性の評価を行う。この件に関して欧州委員会と EU の機関は「北極評議会の北極圏海洋環境保護に関するワーキンググループ」でも活動している。同時に、EU は国連機関の場で、国家的統治の及ばない地域における生物多様性については UNCLOS の下で保護されるのが順当であると提案している。
- また、EU は北極圏の非政府系組織に対する支援を強化している。欧州委員会は環境政策に関するステークホルダーとの対話の推進を強化している。北極圏環境問題に関する NGO との対話も 2011 年 7 月に開始した。2012 年 1 月に NGO フォーラムが初めて開催され、1 年に 2 回の会議を行う予定である。

パート 2. 2008 年以來の EU の北極圏に対する寄与の総括

2009 年の欧州理事会決議に対応して、この共同通達のパート 2 では、北極圏で EU が既に行っている幅広い活動を取り上げ、2008 年 11 月に発表された「EU と北極圏」に関する欧州委員会通達で概括された問題点の検討を行う。EU は、環境保護の問題点に有効的に対処し、北極圏の経済的潜在力を適切な方法で開発するために行われる、重要かつ増大する貢

¹⁷ 国境を超える環境影響評価に関する Espoo 条約は 1991 年フィンランドの Espoo で締結された国連欧州経済委員会の条約で、1997 年に発効となった。

献を行っている。気候変動、環境劣化、エネルギーの適切な管理と開発、原材料と漁業資源及び観光業や海洋輸送の新しい航路などの、新規の経済活動などの問題点に重点を置いた北極圏における幅広い活動を見ても、EUの寄与は顕著である。北極圏国家とその地域の先住民との対話の重要性は特筆に値する。

1. 住民との協力による北極圏の保護と保全

気候変動と環境

主要な排出者による温室効果ガス(GHG)排出量の全世界規模の削減活動の促進が行われている。EUは京都プロトコルの気候変動の目標値の達成を順調に行っており、20%のGHG削減を法制化している。欧州委員会は「2050年に競争力のある低炭素経済への移行のロードマップ」¹⁸を発表した。クリーンエネルギー生産に使用される高度の技術などの基本技術の開発活動はEUのもう1つの課題である。これらを一体化すれば気候変動からの北極圏への汚染影響の削減に大きな役割を果たすことが出来る。EUは2011年12月の「活動強化のためのダーバンプラットフォーム」¹⁹の策定に尽力し、2015年までの包括的な法的規制の合意も呼びかけた。EUはまた、ストックホルム条約と欧州連合欧州経済委員会の長距離越境大気汚染条約」によって、残留性化学汚染物質からの汚染削減を行う国際的な活動において、積極的な役割を継続している。

「EUの北極圏フットプリントと政策評価」²⁰報告が2011年1月に発表された。生物多様性、輸送、エネルギー、漁業及び気候変動などの9つの領域でEUが行う2030年までの活動の概観をまとめたものである。EU基金からの他の研究プロジェクト(例えばCLEARやArcRisk)が北極圏の住民の健康に被害を与える越境汚染の影響に関する深刻な知識ギャップへの対応を行っている。EUは越境的観点からの環境影響評価に関するEspoo条約の順守及び戦略環境評価に関するプロトコルの影響評価の利用も促進している。欧州委員会はロシア連邦とEspoo条約に関する対話を継続し、2011年7月にはその条約の批准を行う域内の手続きを開始している。その他にEU-ロシア近代化パートナーシップにおける優先事項として環境モニタリングに関する協力を強化している。欧州環境機関(EEA)では、水と空気から発生する汚染、汚染物質の長距離移動及び廃棄物と有害化学物質の管理などの情報を収集し共有するシステムの構築を含む、北極圏に特化した共同環境モニタリングに関する多くのイニシアティブについて、ロシアのパートナーとの合意を行っている。

バレンツ地域における緊急事態予防と対応に関する協定はバレンツ欧州・北極評議会(BEAC)のフレームワークで交渉されてきたが、2008年に関係国の間で署名され締約国によって批准された。

原住民族と地方住民に対する支援

¹⁸ COM(2011) 112, 8 March 2011

¹⁹ United Nations Framework Convention on Climate Change (COP 17 in Durban)

²⁰ <http://arctic-footprint.eu>

EUは「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択に向けて積極的な関与を行ってきた。EUは第三国と地域や多国籍組織との政治的対話を行い、人権と問題と先住民問題をEUの対域内及び域外政策のあらゆる側面に統合していく意向である。EUは「民主主義と人権の為の欧州イニシアティブ」(EIDHR)によって、先住民問題に関する活動を行っている市民社会組織に対しても財務的支援を行っている。

欧州委員会は北極圏の先住民共同体との定期的な対話を行っている。2010年3月9日に欧州委員会は「北極圏との対話」²¹というワークショップを開催した。そのイニシアティブは、先住民の代表を意思決定に関与させることの重要性を提唱する参加者から好評であった。欧州委員会は2011年1月1日にTromsøの北極圏先住民の代表と再会した。EEAは2011年6月のワークショップに北極圏先住民のグループも招待し、北極圏環境のモニタリング、北極圏住民に影響を及ぼす傾向と変化のモニタリングに関する、非専門的、地方に特有で昔ながらの知識についての議論を行った。

EUは先住民グループと地方住民に対する様々なイニシアティブを通じて、かなりの資金援助を行っている。2007-2013年の協調融資期間における資金援助は11.4億ユーロに達する。EU加盟国の協調融資を合計すれば19.8億ユーロとなる。

- 2007-2013年の欧州地域開発基金(ERDF)では、Samiの住民が文化的生活と産業を確立するのを強力に支援するために²²4.3百万ユーロの拠出を行った。更に、Sampi地方を含むInterreg IVA North²³というプログラムでは(全体の57百万ユーロのうち)34百万ユーロを拠出し、フィンランド、スウェーデン及びノルウェーの北極地域の特色と競争力の強化を支援している。
- 同様の目的でフィンランド、スウェーデン及びノルウェーの北方地域のBotnia-Atlantica²⁴プログラム(全体で60.9百万ユーロのうち、EU拠出分34.4百万ユーロ)及びスウェーデン-ノルウェーのInterreg IVAプログラム²⁵(全体で68百万ユーロのうち、EU拠出分37百万ユーロ)などの支援も行っている。
- アイルランド、フィンランド、スウェーデン、英国と、フェロー諸島、グリーンランド、アイスランド、ノルウェー(更にロシア連邦とカナダも参加の可能性のある)「北方周辺プログラム」²⁶は、59百万ユーロの予算のうちEUからの拠出が35百万ユーロである。このプログラムは、北方ヨーロッパの辺境地の共同体が彼らの経済的、社会的及び環境の潜在力を開発するのを支援する。

²¹ <https://webgate.ec.europa.eu/maritimeforum/content/1831>

²² Total funding €6.7 million. <http://www.interregnord.com/en/projects/sapmi/4-sapmi-borderlessdevelopment.aspx>

²³ <http://www.interregnord.com/en/projects.aspx>

²⁴ <http://www.botnia-atlantica.eu>

²⁵ <http://www.interreg-sverige-norge.com/>

²⁶ <http://www.northernperiphery.eu/en/projects/main/>

- 越境のバルト海地域プログラム²⁷(全体の 278 百万ユーロのうち EU の拠出が 217 百万ユーロ)によって、ボスニアの「グリーンロジスティック回廊」をバルト海地域と中央ヨーロッパの消費地市場を有する北方のスカンジナビアとバレンツに直結させるための融資を行っている。
- 2007-2013 年期間において、ERDF は地域の競争力強化の為に²⁸、243 百万ユーロを北方スウェーデンのプログラムに、そして中北部スウェーデンのプログラムに 177 百万ユーロの投資を行っている。Sami 問題はほかの優先的プログラムの中に統合される。
- 北方フィンランド ERDF プログラム²⁹は総予算 11 億ユーロのうち 3.113 億ユーロが EU から拠出されている。このプログラムの優先事項は特に Sami の文化にもとづいた企業とビジネス振興である。
- Kolarctic プログラム³⁰は欧州近隣諸国政策(ENPI)と ERDF の協調融資による、13 の国境を越えた協力プログラムである。そのプログラムの 2007-2013 年までの予算は 70.48 百万ユーロで、そのうちの 28.24 百万ユーロが EU の融資である。フィンランドの北方地域、スウェーデン、ノルウェー及びロシア連邦がこのプログラムに参加している。
- バレンツ地域の亜北極帯では、もう一つのクロスボーダーのプログラムである、カレリアプログラム³¹が総予算 46.5 百万ユーロで行われており、そのうちの 23.2 百万ユーロが EU から、残りは EU 加盟国とロシア連邦からの拠出である。

公衆衛生と社会福祉のノーザンディメンション・パートナーシップ(NDPHS)では先住民の精神衛生を改善し、中毒を防止し、子供の養育、更には共同体の衛生の向上を行う計画を策定している。その計画は 2013 年までに実施される予定である。

アザラシ狩りの問題については、アザラシ産品の取引に関する EU 規則 1007/2009 の採択の前に、広範な公開協議³²が行われた。同規則にはイヌイット族の共同体からの反論が出た。その一つの告訴は「承認し難い」³³という理由で 2011 年 9 月に欧州裁判所により却下され、二つ目のケースは審理中である。世界貿易機関(WTO)では、カナダとノルウェーの要請によって禁猟の見直しについての委員会が設立された。

リサーチ、モニタリングとアセスメント

結論として、以上の通り、EU と EU 加盟国は過去 10 年間に北極圏リサーチに関する先駆

²⁷ http://eu.baltic.net/Project_Database.5308.html?&&contentid=70&contentaction=single

²⁸ <http://www.tillvaxtverket.se/huvudmeny/euprogram/programomraden/ovrenorrand and>

<http://www.tillvaxtverket.se/huvudmeny/euprogram/programomraden/mellerstanorrand>

²⁹ http://ec.europa.eu/regional_policy/atlas2007/finland/fi1a_en.htm?4

³⁰ <http://www.kolarcticenpi.info/ourprojects>

³¹ <http://www.kareliaenpi.eu/en>

³² http://ec.europa.eu/environment/biodiversity/animal_welfare/seals/seal_hunting.htm

³³ Order of the General Court, 6 September 2011, Case T-18/10.

的貢献を行ってきた。約 2 億ユーロの EU の資金が北極圏リサーチに拠出された。EU は、北極圏に影響を与える自然のプロセスと住民の共存関係の更なる理解を得て、気候変動と周辺地方民族と経済活動へのその影響を重視する、持続可能な開発と地球環境変化に関するリサーチを促進している。

EU の「第 7 次研究枠組み計画」(FP7)の下で 2008 年から開始された 12 のプロジェクトは上記のギャップを埋め、北極圏における天然と人間の行うプロセスに関する長期的なモニタリングと情報提供の改善を行っている。他の 8 つのプロジェクトは、欧州における新しい先駆的なリサーチネットワークとインフラの創造を行う一方で、現存のものを強化する活動も行っている。EU のリサーチプログラムでは全ての北極圏国家との緊密な関係を期待している。フェロー諸島、ノルウェー、及びアイスランドは FP7 の正式なメンバーであり、この制度の下での EU 加盟国と同等の権利を享受している。更に、EU は環境、衛生、漁業、輸送、エネルギー及び宇宙の分野におけるリサーチプログラムに関与するカナダ、ロシア連邦及び米国との科学・技術協力協定を結んでいる。これらの国のリサーチパートナーは定期的に FP7 の活動に参加している。

EU と FP7 によって支援を受けるプロジェクトは、北極圏リサーチを促進し、国際的なリサーチアジェンダの調整を行う国際的な活動を積極的に行っている。こうした例としては国際的北極年 2007-2009 がある。モニタリングと観測能力の向上の為に、EU は現行の報告システムの近代化を行い、オンラインの情報アクセスの出来るネットワークの配備を行うために「環境情報共有システムイニシアティブ」(SEIS)の推進を行っている。北極圏環境情報の品質とタイミングによって、意思決定の向上とより良い知識ベースが構築される。また、全球地球観測環境・安全モニタリング(GMES)、地球観測に関する政府間会合(GEO)、全地球観測システム(GEOSS)などの北極圏に関連する他のプログラムやイニシアティブも支援している。EEA は「持続可能な北極圏観測のネットワーク」(SAON)の確立に積極的に参加している。

2. 天然資源の持続可能な利用の促進

炭化水素と原材料

原材料の入手が、EU 経済の先端技術と高付加価値経済への移行にとって重要な要素となるため、欧州委員会は、原材料の持続可能な供給を達成する為の 3 本柱の政策を強化する、生産物と原材料に関する通達を採択した。即ち、世界市場からの供給(外部の柱)、EU における資源からの持続可能な供給、そしてリサイクルと資源の効率性の 3 つである。

また、欧州委員会は最近、「EU エネルギー政策：我々の国境を越えたパートナーとの誓約」³⁴と題された、第三国とのエネルギー協定の透明性の向上、そして加盟国との協力を促進し、主要国とのエネルギーパートナーシップの構築による、EU のエネルギー対外関係に関する

³⁴ COM(2011) 539 of 7 September 2011

包括的な戦略を打ち出す通達を採択した。

輸送

EU の主要政策目的は、自由航行の原則及び正当な航行³⁵の権利を含む、UNCLOS で定義された国際法及び原則の完全な遵守である。「北極圏海運の法的側面」に関する研究が 2010 年 4 月に完成した。³⁶

マルチモーダルな欧州横断コネクションの確立は、欧州の最北部をカバーする欧州横断ネットワークの構築を通して実現している。これらは北極圏にとって、直接的な恩恵となる。これに加えて、ノーザンディメンション輸送及び物流パートナーシップ(NDPTL)の理解に関する覚書は現在、インフラネットワークと輸送関連プロジェクトに関する潜在的な優先事項の特定(パートナーによる将来の推奨)を行う、操業の段階に入っている。

3. 国際協力

北極圏に関する EU の関与政策の狙いは、北極圏地方が EU に影響を与えるような問題(その逆もまた然り)に対する、整合的且つ包括的な取り組みの確立である。これは、現存する国際法(特に UNCLOS)と、北極評議会及び IMO 等の国際機関、そして北極圏周辺国、自治領域、先住民、地方住民及び他の利害関係者との協力関係に基づいている。

2008 年より、EU は、特に北極評議会と北極評議会委員との間の関与を通して、北極圏における共同事業への関与を高めている。北極評議会は、当該地域における国際協力の最重要フォーラムであり、北極圏での航空及び海上の捜索及び救助における協力協定に関する直近の合意は、この進展を示す重要な兆候である。

地域協力は、欧州委員会が委員でもある、バレンツ・欧州北極評議会、そして EU、アイルランド、ノルウェー、ロシア連邦の共通政策であるノーザンディメンション(ND)を通して協力を実現している。2010 年 ND 閣僚会議は、ND 運営グループに対し、「北極評議会或いはバレンツ・欧州北極評議会の権限において、任務を重複することなく、北極圏の窓口を広げる方法を検討せよ」との通告を行った。閣僚は、その検討はこの議論に、先住民がどのような形で救出活動に関わるかの考慮が払わなければならないと言及した。運営グループは、先住民の代表を会議に参加するよう要請し、ND パートナーシップ及びイニシアティブが北極圏に関する更なる活動を考慮するよう求めた。

共同事業は北極圏周辺国との二国間でも実現している。北極圏共同事業は、カナダ、ロシア連邦そして米国といった EU の戦略的なパートナーを含む、北極圏周辺国との二国間協議のアジェンダに常時含まれている。アシュトン上級代表/副委員長及びダマナキコミッションのフィンランド、スウェーデン、スヴァールバル諸島及びグリーンランドを含む、ノルウェー等の北極圏への訪問は、この地域の重要性を強調し、様々な変化の直接の評価を

³⁵ 海運航路は欧州理事会決議にも記されている。

³⁶ <https://webgate.ec.europa.eu/maritimeforum/content/2396>

行う機会と、地域住民の、サーミ族とイヌイット族の代表及び北極圏の専門家との、種々の課題を議論する機会となった。

これに加え、EU 使節団は北極圏周辺国で政府及び公衆に対して EU の関連政策の伝達を行い、同様に EU へ、北極圏周辺国における国家レベルの北極圏関連活動の情報を提供する重要な役割を荷っている。

グリーンランドに関しては、現在のパートナーシップは、研究、原材料及びエネルギー等の関連の金融支援以外に、相互利益の分野に関する政策対話を可能としている。2007 年から 2013 年の期間の間、グリーンランドは EU から年間 2006 年当時の物価水準で、25 百万ユーロに上る金融援助を受領する見込みである。2007 年から 2013 年の期間における金融援助の対象セクターは教育であり、グリーンランド、デンマークの双方が、焦点であるこのセクターを将来の会計期間(2014年から2020年)でも維持していくことに関心を示している。EU-グリーンランドパートナーシップは EU-グリーンランド漁業パートナーシップ協定(FPA)と補完関係にあり、漁業の分野以外の開発に対する EU の資金支援の特定を行うものである。FPA の現行のプロトコルが 2012 年末に終了することを踏まえ、新規の 3 年間のプロトコルが 2012 年 2 月に成功裏に始動した。この新しいプロトコルの条件の下、EU はグリーンランドに対して、セクターへの援助として、資金援助を最高で年間 17.8 百万ユーロを提供する予定である。2010 年には、EEA とグリーンランドが、持続可能な開発への助成と、グリーンランド及び欧州の政策立案者に対し、関連性及び信頼性のある重要な情報を提供することによって、環境の保護と改善を行う協力協定の締結を行った。2012 年 1 月には、EEA 及びグリーンランド保健省は、環境と健康問題を対象とする協力協定の締結を行ったのである。

資料 2 (海洋政策研究財団 訳) *

欧州連合・EU 総合的海洋政策の進展

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

欧州委員会

2012年11月9日ブリュッセル

COM(2012) 491 final

欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会評議会及び
地域委員会に対する欧州委員会報告書

EU の統合的海洋政策

{SWD(2012)255final}

欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会評議会及び
地域委員会に対する欧州委員会報告書

1. まえがき

欧州の海洋と海域は豊かで、時として過小評価されがちであるが、革新と成長及び雇用の源泉である。それはあらゆる海洋の活動が依存する貴重な生態系サービスと資源を提供している。2007年の成立から統合的海洋政策(IMP)によりセクターと国境を越えたあらゆる海洋関係者の協力を得て、欧州の海洋経済の持続可能な開発を促進し、海洋環境の保護の改善が行われてきた。

その5年後に経済情勢が急激に変化した。EU政府は欧州2020戦略によって雇用と競争力及び社会的連帯を取り戻すために欧州経済の回復に尽力している。海洋経済の成長性は、海洋性大陸である欧州にとって重要な機会である。2009年以来EU政府は欧州の競争力の強化のために海洋関連政策の全てにおいて重要な戦略を打ち出してきた。経費と活動の重複を避け、海洋活動の持続可能な開発を鼓舞することで、IMPは欧州経済と加盟国の海洋部門に目に見える貢献を行ってきた。

欧州では公共予算が削減されており、限られた資源で最大の効果を生むことが何よりも必須である。海洋活動のコストの効率化と情報の利用の最適化の為には種々の協力が重要である。海洋の新しい利用は日々進化しており、長期投資と国境を越えた連帯を目指す安定した計画システムの策定が何よりも重要である。

海洋経済の革新をもたらすためには研究投資が必要である。EUの海洋研究戦略は、こうした目的の遂行を促進してきた。我々は海洋戦略枠組指令によって持続可能な海洋管理を行うことが出来る。持続可能性こそが海洋経済界開発の前提条件であり、欧州の長期的な競争力強化を行う先進的な技術を生み出す。

2009年に、欧州理事会と欧州議会はIMPに関する最初の進展報告の結果を歓迎し、欧州委員会に対して更なる展開の報告を2012年に行うよう要請した。この第2次報告書で、2010~2012年¹のEUのIMP及び海洋部門政策の進展が記されている。成長を促進し、資源の効率性を高め、公費の削減を行う具体的事例を評価して、欧州2020戦略の目的に対するそれらの政策の貢献を述べたものである。

¹ 同報告書に記された各イニシアティブの詳細と参照事項については添付文書 SWD(2012) 255 final を参照

2. 成長と雇用に対する海洋経済の貢献

2.1 ブルー・グロース

2012年9月に欧州委員会は「ブルー・グロース、海洋の持続可能な成長の機会」に関する通達を採択した。その目的はブルー・エコノミーの潜在力を切り開くための、加盟国、地域及びすべての利害関係者との共同イニシアティブの着手である。

2010年に欧州委員会が行った研究の中で、共通の問題点として指摘されたのは、適切なスキルとリスク性資本の不足、海洋データの分散状態、環境問題及び難解な計画策定プロセスである。加盟国ではそうしたスキル不足への対処のための産業界と教育界の団体の取り組みが進行中である。統合的海洋政策イニシアティブではデータと計画策定の問題の対処を記している。然しながら、セクターによっては更に重点的な取り組みが必要である。そこで、海洋と沿岸域観光、再生可能な海洋エネルギー、海洋鉱物資源、水産養殖及び海洋バイオ技術の5つの成長分野が更に詳細に検討され、成長と雇用促進に必要な追加措置の検討が行われた。

2.2 海洋輸送

海洋輸送サービスは欧州のグローバルな競争力の基本である。2011年に欧州委員会は運輸白書を採択した。そこでは2018年までの海洋輸送戦略として以下が検討されている。即ち、コスト効率的海洋輸送サービスの提供能力、EU海運業界の長期的競争力、更には輸送モード相互乗り換え可能な乗客及び貨物の、シームレスな輸送網の創造などである。

2009年の「境界なき欧州の海洋輸送海域」に関する通達に続いて、報告手続きに関する指令が2010年に発効となった。EU内の海洋輸送を拡大するために、この指令によって行政手続きの単純化と調和を行う。

2011年に欧州委員会は、重要な欧州の回廊としての「海洋の輸送路」の役割を拡大させる為に「欧州横断ネットワークに関する新しい指針」の提案を行った。複数年次計画により、欧州委員会は輸送の環境影響の軽減と輸送効率の改善を行っている。

2.3 エネルギー

欧州の市民と産業界及び経済界は、安全で確実な持続可能で安価なエネルギーに依存している。2020年までには、洋上風力エネルギーが再生可能資源エネルギーの20%に達すると見込まれている。それはEUの戦略的エネルギー技術計画の優先事業であり、その産業を通して、加盟国と欧州委員会は技術開発とデモンストレーションを行う長期的アプローチを検討している。その研究枠組計画とインテリジェントエネルギー計画によって、風力と海洋エネルギー技術の開発を支援し、それにより沿岸域の経済成長に重要な貢献を行う。

2011年に欧州委員会は「欧州横断エネルギーネットワークの相互運用」と構築のための規則の設定に関する指針を提案した。北海オフショアグリッドやバルト海エネルギー市場計

画などの優先的な回廊が特定された。

2.4 造船

高度な技術革新力と設計能力を有する欧州の海運産業は気候変動、空気汚染、エネルギー効率とオフショア活動などの問題に対処するための戦略的任務を帯びるものである。同セクターの問題点に対する戦略的な対応策として、LeaderSHIP イニシアティブにより、EUの技術優位分野における競争力を育成する。それは海運業界のエコ化と洋上風力エネルギー等の新ビジネスへの転換を通して将来の問題解決を行うために現在検討が成されている。

「造船業に対する国家援助に関するフレームワーク」によって船舶会社に許可される国家援助の規定がなされている。新しい「フレームワーク」は2011年12月に採択され、2013年末までには発効となる予定である。造船業界に対する技術革新援助と地域的援助、更には輸出信用に関する規定も含まれている。現在その適用範囲が内陸水路船舶や、浮揚と移動を行うオフショアの構造物にも広がっている。

2.5 漁業と水産養殖

EUの漁業は幾つかの相互に関係する問題点を抱えている。魚類は乱獲され、漁業船団側の経営状況も脆弱で、補助金の適用が高レベルであるにも拘わらず、その雇用は人気がなく、漁業に依存している多くの沿岸域共同体の状態は危機に瀕している。

2011年7月に、欧州委員会は、新規の法案も含む一連の戦略を採択し「共通漁業政策」の変革を行う予定である。それによって、生態系を捕獲し、質の高い食糧の供給を確保し、沿岸域社会を活性化し、利益の高い産業を育成し、魅力的で安全な雇用を提供できる持続可能な漁業の形成に資する狙いである。資源の乱用と浪費的慣行を止めさせるための、明確な持続可能性目標を持った長期的な管理の確立がその提案の骨子である。政策の選択を助け、執行と管理の改善を担保するために、情報を強化するための支援も提供される。

その転換を行うために「欧州海洋漁業基金」を創設し、零細沿岸域漁業の持続可能性と効率の向上を行い、水産養殖を促進し、漁村の雇用創造を支援し、漁業のコスト効率化を目指す。

3. 海洋経済の最適な成長を行う条件を確保するための、セクターと境界を越えた協力

IMPは海洋経済の持続可能な開発を強化する首尾一貫した戦略を打ち出している。欧州市民の安全を守り、有能な人員を維持する為に、相互の間と環境に対する海洋活動の影響の増大を管理していくために多くの協力が必要となる。

3.1 沿岸域と海洋の活動の持続可能な展開を最大化すること

様々なセクターが海域の空間と資源の獲得競争をしている。とりわけ、オフショア活動の

出現のために、海洋空間の利用と需要が引き続き増大している。欧州は厳しい経済状況の中にあり、環境への影響を軽減しつつ、複数の活動を共存させ、同時に成長させていけるツールを必要としているのである。

海洋空間計画(MSP)と「統合的沿岸域管理(ICZM)」によって、海洋の分野と国境を越えた有効な計画と沿岸域管理を確保する。持続可能性を保証し、法的予見を可能として、投資家と業界のコストを軽減していくために上記は必須のものである。

国別の ICZM 戦略策定は行われたが、2011 年における 16 の EU 加盟国政府からの報告には大きな差がある。2011 年にはバルセロナ条約の ICZM プロトコルが発効となり、地中海の加盟国には ICZM が命令となった。

欧州委員会は、EU 内の MSP の共通の枠組の策定を行い、2012 年末前に MSP と ICZM の法案を発表した。MSP と ICZM の経済効果の研究、2 つの国境を越えた協力に関する実験プロジェクト、そして ICZM のベストプラクティスに関する「われらが海のプラットフォーム」などが、その提案に役立つ。

3.2. 欧州の市民と海洋産業を海事関連の問題から保護

EU は全貿易の 80%を海運に依存している。海洋経済活動の成長には安全で確実な環境が必須である。2010 年に採択されたロードマップの手續きに続いて、欧州委員会は EU の領海の共通情報共有環境(CISE)を検討している。EU 全域のセクターと国境を超える、適切で合法的、安全で効率的な情報共有を行う海洋監視制度の効果とコスト効率の向上を行うためである。

MARSUNO と Bluemass MED の 2 つの実験プロジェクトの成果が上記に盛り込まれる。CISE の確立は、EU 全域の 400 のセクター別の当局の間での、強力な情報交換システムに向けた第一歩となる。更に、海洋輸送関連セクターの活動の間の調整、商業船舶の保護、海軍の防衛活動、違法移民と税関の管理、違法漁業と汚染の防止及び海洋環境の保全などの遂行にも資する。

2009 年から EU 加盟国は海洋安全の向上の最前線で活動してきた。低水準の海運会社を除外し、乗客と船員の保護を高め、事故を防止し、環境汚染のリスク抑制を行う為である。2009 年の第 3 次海洋安全法で欧州船籍の格付け、格付け協会の仕事、港湾での船舶検査、航路監視、事故調査及び被害保護などの質の向上を目指す。

欧州の海洋境界線の防衛は加盟国の重大事である。2011 年に欧州委員会は欧州国境監視システムの確立を提案した。目的はシェンゲンの国境管理を強化し、加盟国の国境監視当局が、海洋事故死亡者と EU に侵入する違法移民の件数を減らすのに役立つ情報交換のメカニズムを構築することである。

3.3. 海洋の雇用と職業キャリアの移動性

多くの海洋産業では正しい資格とスキル及び経験を有する労働者が少ない。セクターと国との間の移動性及び将来の需要予測を使って海洋労働者のキャリア制度の構築を行う。

2018年の海洋輸送戦略の採択に続いて、2011年6月に海洋の雇用と競争力に関するタスクフォースが、海洋産業労働者をEU労働法から適用除外する検討と、船員の訓練に関する指令の更新、更にはILOの海洋労働条件の実施適用などの勧告を行った。

2012年5月21日にEU社会対話委員会は、船上漁民の労働条件の改善の為に、漁業労働に対してILO条約188の部分適用実施に関する協定を採択した。EUの社会的パートナーの共通の要請に従って、この協定が欧州委員会により提案され、Article 155 TFEUに合致するEU指令として実施される。現行のEU法との完全な適合性が最初に検討される。

2007～2010年に第7次研究枠組計画(FP7)によって、FP7の約6.4%にあたる14億ユーロが海洋研究関連の活動に対して提供された。このうち8千9百万ユーロが研究者の移動費と訓練に使われた。

これらの政策はEUにおける雇用率と教育の質を高めるための、欧州2020戦略の2つの主要なプロジェクトである、新しいスキルと雇用及び若年者移動に関するアジェンダに大きな貢献を行う。

4. 研究と知識及びエンドユーザー：研究と産業界の間のギャップ

欧州の海洋産業は技術革新と高品質な市場という特徴を持つ。欧州委員会は、野心的な海洋研究計画の策定と海洋情報の技術革新への活用を促進することによって、この競争優位性を強化する。

4.1. 技術革新と研究による欧州の海洋経済の先進性の確保

海洋経済の価値を持続可能な方法で最大化するための海洋研究に関するEU戦略が2008年末から欧州委員会によって実施されている。

海洋関連研究と技術革新に対するEUの財政支援は2007～2010年間の644件のプロジェクトに対して14億ユーロに達した。明日の海洋の措置としてFP7の3つの共同出資が行われ、全欧州の財政支援の合計134百万ユーロが複数の海洋プロジェクトに使われた。これは、海洋戦略枠組指令の実施を支援するための総額42百万ユーロの投資が2012年に補助的に出資されたものである。

MARCOM+フォーラムのような管理機構の改善とEMAR2RESパートナーシップによって、研究者と産業界及び政策当局間の協力の改善により、更なる結束が実現している。

欧州委員会の共同研究センター(JRC)は、漁業、環境及び海洋安全とセキュリティなどの

EU 政策の推進を支援するために、独立した、科学的論拠に基づく勧告を行ってきた。

4.2. 技術革新、投資及び健全な政策策定に利用できる海洋知識の共有

持続可能な成長と健全で生産性の高い海洋を維持するためには知識の向上が必須である。現在のような海洋情報の分散状態は、多くの情報を素早く利用しなければならない、こうした情報の利用者にとっては、情報資源の枯渇を招くことになる。欧州海洋観察及びデータネットワーク (EMODnet) により、情報入手を改善し、ユーザーへのコストを軽減し、技術革新を鼓舞し、海洋の自然に関する不確実性を軽減している。海洋知識 2020 は情報の流れを当初の局地的観察から評価、処理そして欧州ワイドの普及へと推し進める包括的な枠組を提供する。

欧州委員会と 50 を超える組織が欧州の海域のシームレスな高解像デジタル海底マップの計画を行っており、それを産業界や研究者及び公的機関に対して 2020 年までに提供していく。水路学、地質学、化学、生物学及び生息環境を「テーマ組み合わせを行う検討グループ」によって、EU 内の情報の所有者の情報政策の理解が既に深まりつつある。5 グループのうちの 4 グループは、無料のウェブポータルによって従来入手不可能な情報を現在利用している。

2012 年 8 月に欧州委員会が採択した EMONDNet の中間評価と「海底マッピングから海洋予測までの海洋知識 2020」のグリーンペーパーなどに数多くの詳細事項が記されている。

5. 海洋政策の地域的実用性

沿岸域は水力、波動、風力潮流及びバイオマスエネルギーなどの、海洋経済成長のための再生可能な資源の宝庫である。沿岸域の観光業は魅力的で健全な海洋環境に依存している。沿岸域や島では社会的不平等が厳しい問題となるので、包括的な海洋経済の開発が重要である。

5.1. 地域政策

欧州は領土と領海を有する統合体である。海洋セクターが陸地の成長を支援するためには互いの結束を強化する必要がある。2011 年の欧州 2020 におけるスマートな成長に貢献する地域政策に関する通達では、国家政府と地域政府の研究、地域、企業、技術革新及び教育方針に関するスマートな専門性プラットフォームの構築の重要性が指摘されている。

更に、2014~2020 年の連帯、地方の開発、漁業と海洋政策などに対する優先的投資を結集させるために、共通の規則と共通の戦略枠組との連携の提案を行っている。数多くの海運プロジェクトが EU の地域政策基金からの支援を受けている。例を挙げれば、脱塩装置や、波動エネルギー発電のデモンストレーションのためのオフショア・インフラ・プロジェクト等がある。いくつかの EU のクロスボーダー協力プログラムによって、藻のバイオ燃料化や沿岸域の気候変動対策の成功例などを含む、海洋活動の成長の促進を行う。

5.2. 海底の戦略

海底レベルの国家横断的協力は海洋経済の開発と海洋環境の保護にとって有効なアプローチである。海底戦略は欧州の海底の経済的恩恵を利用し、公的資金の活用機会を与える。欧州及び各国が、合意された成長の優先事項に投じる基金を統合することによって、海洋地域の経済成長が促進される。

バルト海地域に対する EU 戦略によって、80 以上の基幹事業を生み出し、その成果は 2011 年 6 月に採択された進展報告に詳細に記されている。船舶からの汚染を削減し、持続可能な近海海運業を発展させ、富栄養化に対処し、革新的な中小企業の新規企業群を創出し、海洋監視システムの研究と統合を行う。

2011 年 11 月に採択された海洋戦略は、大西洋地域において、海洋経済の活性化による雇用創出と成長を促進させる狙いである。大西洋フォーラムでは、彼らの優先的活動を、2013 年に採択予定の活動計画としての特定を行った。それに基づいて 2014-2020 年の期間の海洋経済の成長を支援するために、EU の構造的改革資金の戦略的利用が成される。

地中海の海洋管理の改善の為の通達は 2009 年に採択され、海上の保安と環境保護の管理の改善を行う。地域と加盟国は、欧州の領土的協力の為の 2007-2013 年の予算の一部を海洋目的に振り向けた。海洋の経済成長を支援し、非 EU パートナー国における海洋政策の改善を支援する技術援助が欧州近隣政策の IMP-MED によって提供されている。

イタリア、スロベニア、ギリシャとクロアチアはアドリア海とイオニア海における準地域的海洋協力の進化を目指している。経済成長の優先的地域を特定し、EU 基金を享受するための海洋戦略を策定中である。

2011 年 10 月にブルガリアとルーマニアの間で行われた、ハイレベルのブレインストーミングの後を受けて黒海を巡る協力も同様に進んでいる。

2012 年 6 月に欧州委員会と EU の外務安全保障政策上級代表は、北極における EU の積極的活動に関する 28 項目の活動計画を提案する通達を採択した。北極の戦略的、経済的及び環境的問題の増大に対処するために、知識と責任及び関与に基づく有益な管理の支援を行うためである。

6. 海洋の生態系の保護-成長の条件と要素

EU は世界中で最大の海洋領域を有する。海洋の生態系の健康を担保することは海洋の生物多様性の将来と、海洋経済の維持にとって大変重要である。欧州の海洋産業の企業はしばしば革新的な環境技術のリーダーであり、一方で環境規則も我々の経済開発を支援している。

6.1. 健康な海洋の生態系の課題

2008年の海洋戦略枠組指令はIMPの環境政策の中核である。2020年までにEUの海域に関する、良き環境ステータス(GES)を達成することが大きな目標である。

この目標に到達するには今までに多くのマイルストーンを経てきた。2010年に欧州委員会はGESの評価基準と方法論の標準に関する決議を採択した。加盟国はそれを彼らの海域のGESを維持するための監視プログラムとコスト効率の高い措置の策定に使う。2011年に欧州委員会は海洋の最初の評価とGESの基準の間の関係も明らかにした。

Natura2000ネットワークの構築には重要な進展がみられたが、未だにオフショアでのギャップが残っている。2011年に欧州委員会は港湾の建設と浚渫に関して、加工と沿岸域の鳥類と生息環境指令の実施に関する指針を採択した。欧州委員会の提唱する「LIFE+」の財務制度は、革新的な保護措置と能力強化の促進によって海洋環境のNATURA2000ネットワークの管理に貢献している。

6.2. 気候変動への対策と軽減

気候変動によって沿岸防備に対する被害、浸食、洪水、海面上昇などの沿岸域に大きな被害を生じ、海洋環境に対する他の脅威と重なって、更に高い被害が生じる可能性がある。2013年に欧州委員会は欧州気候変動対策プラットフォームという、欧州の気候変動の影響と脆弱性に関する情報提供の為に、最も包括的なウェブサイトを開始させた。沿岸域を含めた気候変動対策措置を政策立案当局が策定することを支援するためである。

6.3. 空気汚染対策船舶

国際的な海運からの温室効果ガス(GHG)排出量は現在、世界中のGHG排出量の約3%となっている。そして、世界貿易の拡大と海運需要の増大のために、それは増加傾向にある。2011年欧州委員会はEUの海洋輸送からのGHG排出量を2050年までに40%の削減を行う目標を設定した。欧州海運安全機関、欧州環境機関、フィンランド気象研究所、及び国際海事機関等によって、欧州の船舶からのGHG排出量を監視する協力事業が開始された。

2011年に欧州委員会は船舶の硫黄排出量の大幅な削減と、人間の健康被害と酸性化をもたらすEU内の空気の品質問題の軽減を行うために、指令1999/32/ECの修正提案を採択した。

7. 海事管理の改善

加盟国、沿岸域、産業及び利害関係者との適切な管理と協力は、海洋経済を出来る限り効率的にそして持続可能的に発展させる上で非常に重要である。情報データと成功事例などの情報のフローによって投資と技術革新が加速され、同時に環境保護の改善が出来る。

7.1. 加盟国における進展

加盟国は彼らの海洋経済の開発に対する協調的なアプローチの適用を増々拡大させており、

フランス、ポルトガル、或いはドイツのように国家戦略として、或いは英国の海洋法、デンマークの海洋戦略或いはアイルランドの科学戦略などのように、特定の戦略を通して促進される。2011年にドイツは海洋経済の拡大を行う計画の採択も行った。

また、サイプラス、フランス、オランダやポーランドのように、多くの加盟国では閣内協力や専任の閣僚ポストを新設している。Schlewig-Holstein、Vastra、Gotaland、Brittany等の海洋或いは2009年以来の地域的な海洋戦略の策定を促進している。

2010年には17カ国の加盟国と準加盟国が研究資源及び能力の間のシナジーを促進するために「健康で生産的な海洋に関する共同計画イニシアティブ」を発足した。

7.2. EU レベルの進展

欧州議会は2010年10月にIMPの決議を採択し、統合的な海事政策の実効性を確認し、欧州委員会に対して欧州2020戦略に組み込まれる海事政策の策定を要請した。

2011年12月にEUの統合的海洋政策の更なる発展を支援するプログラムの確立に関する欧州議会と欧州理事会の規則が発効になった。それによってIMPの最初の2012-2013年次活動計画が決定されたが、その詳細な実施は添付のSEC文書の6.2.5に記されている。その規則の複数の法的根拠に基づいて、IMPの水平的なアプローチが確認されている。

総務理事会は議長国スウェーデン(2009年11月)、スペイン(2010年6月)、ポーランド(2011年12月)の時のIMPに関する政策を横断した結論を採択した。それは最近の進展を総括し、現行の戦略を承認し、将来の発展を促している。

2011年1月に地域委員会は環境、経済及び社会的理由によって、IMPの成功を保証することの重要性を強調した意見を採択した。欧州経済社会評議会は2011年2月に、海洋活動に関するセクター及び国境の間のシナジーを支援するIMPに関するオピニオンを採択した。

7.3. 国際的なレベルでの進展

IMPの国際的進展に関する2009年の通達にある通り、欧州委員会は、海洋関連活動の国際的な領域での活動を強化している。国際的レベルでは、EU政府は「海洋と海事法及び持続可能な漁業に関する決議案」の提案を行い、UNCLOS(国連海洋法条約)のような海洋管理制度への世界的な参加を呼びかけている。EU政府は国の法律を超えたレベルの海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する協定を実施するUNCLOSのような場で最終的には交渉が行われる国連レベルのプロセスの提唱を行った。EU政府は2012年6月のリオの持続可能な開発に関する国連条約会議の海洋の保護と海洋管理の促進も提唱している。積極的な活動と地域的漁業管理組織による強力な活動によって、違法で、報告もされず、統制も行われていない漁法と戦うための第3国との協力を強化している。海事問題はEUのパートナーである中国、ロシア、日本、カナダ、及び米国等との定期的議論のテーマとなっている。セクター毎の対話が徐々に盛り上がり、やがて地球レベルの包括的・海事管理に

結実されていく。

7.4. 海洋国欧州に対する関心と注目

IMP の最初の目的は、ヨーロッパ人の中で欧州の海洋の重要性と経済的潜在力に注目を集めることであった。海洋問題が政治的支援と投資或いは労働の市場に関する、他のセクターとの利害に関係する際には、公衆の関心は極めて重要である。

統合的海洋政策の開始以来、欧州連合統計局(Eurostat)が、海洋セクターと海洋地域に関する経済的なデータの精度を向上させ、政策遂行のための統計的情報の整備を行っている。海洋政策は Eurostat の作業プログラムに盛り込まれている。2009 年より沿岸域と海洋セクターに関する多くの統計が定期的な出版されている。

海洋フォーラム或いは海のアトラス等のような双方向のツールによって海洋関連情報の提供を行い、海洋国欧州の知識向上に役立っている。

8. 結論

統合的海洋政策は EU の海洋の重要性の再認識をもたらした。このビジョンが、欧州の海洋の成長と持続可能性をもたらす、具体的な恩恵を生み出す制度に発展していくのである。この報告書で示した通り、欧州経済と欧州 2020 戦略に対する海洋セクターの重要な貢献はコストを軽減し、資源の効率的活用を向上させ、リスクを軽減し、技術革新を支援し、国費の活用を促す協調的な活動の強化に資するものである。

欧州委員会は海洋から起こる持続可能な経済発展を促進するために最善の諸条件の設定に努めている。こうした協力によってブルー・グロースを今後の活動目標とする。サイプラスの議長国期間に非公式な IMP 閣僚会議が行われ、目標達成に向けた主要なステップを刻むことになるであろう。ブルー・グロースは、欧州市民に革新と成長と持続可能性をもたらす、健全な海洋経済を構築するための第 2 フェーズへの展開を行うものである。

資料3 (海洋政策研究財団 訳) *

欧州連合・グリーンペーパー海洋の知識 2020
- 海底マッピングから海洋予測まで -

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。



欧州委員会

2012年8月29日、ブリュッセル
COM(2012) 491 final

グリーンペーパー

海洋の知識 2020

海底マッピングから海洋予測まで

{EEA 関連文書}

{SWD(2012)255final}

1. ビジョン
2. 海洋グリーンペーパー
3. 海洋の知識の必要性
 - 3.1. 業界
 - 3.2. 国家機関
 - 3.3. 科学
 - 3.4. 市民社会
4. 利用可能性および相互運用性
 - 4.1. ボトルネック
 - 4.2. 海洋情報の多目的使用
 - 4.3. 競争力および技術革新
5. 現在までの進展
 - 5.1. 国家の活動
 - 5.2. 欧州海洋観測・データネットワーク(EMODnet)
 - 5.3. GMES の海洋サービス
 - 5.4. 漁業情報収集の枠組
 - 5.5. リサーチ
 - 5.6. 環境報告
 - 5.7. 気候変動適応
 - 5.8. 国際的なイニシアティブ
6. ガバナンス
 - 6.1. EU の活動と加盟国の活動との間のバランス
 - 6.2. 海洋情報の収集および処理に対する EU の支援
 - 6.3. 隣国の関与
 - 6.4. 優先順位の選択
7. 民間部門の関与
8. グリーンペーパーに対する回答

グリーンペーパー

海洋の知識 2020

海底マッピングから海洋予測まで

(EEA 関連文書)

1. ビジョン

欧州を取り巻く海洋は、欧州 2020 目標¹を達成するための新たな機会を提供している。この可能性を実現していくためには、企業が投資しやすい環境を作ることが大切である。コストを下げ、リスクを減らし、技術革新を促進していかなければならない。また、このブルー・エコノミー(海洋経済と称す)の発展とその持続可能性を担保する必要がある。資源は豊富であるが、無制限ではない。海洋経済の発展とその持続可能性、そして欧州海域の良好な環境状態の保持を確保するために、海洋の現在の状態とその過去を正しく認識し、将来の変化を予測する必要がある²。欧州委員会は、関連業界、国家機関、研究者および社会にとって有用な知識を提供するための、利用可能な資源およびメカニズムを構築するために加盟国と協力することを目標としている。

これには、2020 年までに欧州海域のシームレスな高精細デジタル海底マップを作製する基幹プロジェクトが含まれている。そのマップは、地形、地質、生息環境および生態系などを、最高度の解像画像で捕えたものでなければならない。それは、上昇する垂直水流の現在および過去における物理的、化学的および生物学的特性に関する、タイムリーな観測により刻々と入手される情報や、それに関与する人類の活動に関する情報、更には海洋に与えるその影響、それに基づく海洋学的な予測などを提供するものである。これらすべては、容易に利用でき、相互運用性を有し、使用も自由であるべきである。そして漸次その目的との適合性を向上させ、各加盟国が自国の海洋観測、サンプリングおよび調査活動の効果の最大化を行い、持続可能なプロセスによってその充実化を図るべきである。

EU 政府は、加盟国からの拠出による欧州海洋・漁業基金などの構造改革資金調達に関する共通戦略枠組を通じて支援を提供し、民間セクターが目標の達成を行うべきである。

2. 海洋グリーンペーパー

2010 年 9 月の欧州委員会の「海洋の知識 2020」に関する通達³において、海洋政策の検討を行い、欧州の富の経済的潜在力を切り開く必要性を説明している。そこには、海洋の知

¹ 欧州 2020 目標：スマートで持続可能な包括的成長戦略、ブリュッセル 3.3.2010COM(2012)、2020 年。

² 海洋戦略枠組指令 (2008/56/EC) で 2020 年までに義務付けられている。

³ 海洋知識 2020：海洋データおよびスマートで持続可能な成長、8.9.2010 COM(2010)461。

識が、雇用、技術革新、教育、社会的連帯および気候変動対策等の、欧州 2020⁴目標の達成に貢献を行う事が示されている。海洋関連業界、国家機関および研究者の競争力および効率性の向上により、海洋および海運部門における雇用を創出する、持続可能な「ブルー・エコノミー」の発展を促進する情報ベースが構築される。海洋の知識が技術革新を促進し、海洋の動向に関する我々の理解を深める。そこで同通達では、加盟国による海洋観測に対する投資を喚起し、EU が持続可能な成長と雇用を創出する潜在力を実現していく戦略の基本原則を説明している。

この戦略の中核となるのは、欧州海洋観測・データネットワーク (EMODnet) ⁵のコンセプトであり、それは EU 全域における様々な機関、国家機関、研究機関および大学で管理している何百ものデータベースからの観測結果、調査或いはサンプルへのアクセスおよび検索を行うための、単一のエントリーポイントを提供する海洋機関のネットワークであった。この戦略によって、欧州のまわりの海底全体に関する第一次の情報源から直に得られるパラメーターを使った。デジタル・マップ・レイヤー画像も入手できる。

しかし、「海洋の知識 2020」イニシアティブは、EMODnet よりも範囲がもっと広い計画である。同計画は、現在 EU 域内で行われている海洋観測に関するすべての活動に対する統一的な枠組を提供するものである。同計画は、観測の開始から、そのデータの検討、処理および普及に至るまでの全サイクルを包含するものである。同計画においては、「情報の入手は一度だが多目的に利用する」および「データの相互運用性、自由なアクセスおよび無制限な使用」といった基本原則が定められている。これらの共通原則、規則および基準によって、加盟国のプログラムに加えて他の重要な EU の活動が EMODnet で結び付くことにより、各部分の寄せ集めよりももっと大きな能力を生み出すことを担保する。これらには、EU の全地球的環境安全モニタリングプログラム(GMES)⁶による海洋サービス、漁業に関する情報収集制度および「研究のインフラに関する欧州戦略フォーラム(ESFRI)」による新たな汎欧州の研究のインフラが含まれる。

「海洋の知識 2020」の採択以来、良好な進展が見られている。統合的な海洋政策の下での準備活動によって、指定された海底に対する EMODnet のプロトタイプのコアプラットフォームが提供された。ユーザーからのフィードバックに基づく中間的な検討⁷によって、技術の選択と、異なるデータセットの組み合わせのプロセスに関する、基本的健全性が確認された。そこで、統合的な海洋政策財務規則⁸に基づいて資金提供される EMODnet の第 2 フェーズが開始された。これによって、2014 年末までには、欧州の全海域に関するデジタル

⁴ 脚注 1 を参照。

⁵ 本グリーンペーパーでは、頭字語を極力避けるが、これだけは全文で使用する。

⁶ EU の全地球的環境安全モニタリングプログラム(GMES)に関する欧州委員会の通達、30.11.2011、COM(2011)831 final。

⁷ 本グリーンペーパーに添付。

⁸ 欧州議会及び欧州理事会の、統合的な海洋政策の更なる発展の支援の為のプログラム、2011 年 11 月 30 日付規則(EU)NO 1255/2011。

マップの利用が可能となるであろう。

このマップでは、単一アクセスポイントから、水深や、堆積物の性質、鉱物資源の所在、人間の活動区域および生息環境のタイプなどが表示される。更に、温度、塩分濃度、酸性度、化学汚染および海洋生物といった物理的、化学的および生物学的なパラメーターによる観測値も共に表示される。そして、それは海洋の状態に関する完成度の高い観測値および予測値を継続的に提供する GMES の海洋サービスと緊密に結合される。

しかし一方では、以下のような多くの課題に直面している：

- (1) EMODnet および GMES のような EU の大規模な計画は、現在までのところ、2014 年までに終了する予定の期間限定プロジェクトを通じて実施されてきた。
 - (2) 長引く財政危機によって、公共支出に対する注目が集まっている。欧州海洋監視ネットワークのために毎年 EU 加盟国によって支出されている、約 15 億ユーロに達する費用の使用効果の検証が要求される。
 - (3) 漁業のデータの簡便な利用は未だ実現していない。
 - (4) 2011 年 3 月に日本で起きた地震と津波の災害と、その後の福島原発事故は、海洋環境の状況に関する、ほぼリアルタイムの情報を公共的に提供することの重要性に警鐘を鳴らした。
 - (5) 欧州の海域および沿岸域に対する現在および将来における気候変動影響に関する不確実性が、地方および地域当局の対策活動を行き詰らせている。
- もともと、一方では新しい機会も出現している。
- (1) ある調査報告書⁹によると、民間会社は国家の諸機関に比べてより多くの情報を収集しているが、これらの情報は現在までのところ EU のイニシアティブに組み入れられていない。
 - (2) (2)2014 年において EMODnet は、現在の活動に対する改善と、公的機関および民間組織に対する有用なサービスを提供する。しかしながら、それは現在の技術能力を伸長させたものではない。欧州のデジタル海底地形モデルは、過去において汎欧州規模で公的に入手可能な解像度の 4 倍も高い 250m の解像度で提供されるであろう。調査の計測機器は、センチメートルレベルでの精度をもっており、少なくともある地域においては、ユーザーが必要とするレベルよりも解像度の高い製品の開発および供給を可能にするであろう。
 - (3) EU の 2014-2010 財政枠組によって、海洋データの収集、集合および普及等の活動を、欧州委員会によって定義される一組のプロジェクトで決められたプロセスから、業界と

⁹ 2009 年 11 月に、海事漁業総局に提出された海洋情報インフラ最終報告書。

国家の諸機関および研究者コミュニティにおけるユーザーのニーズに基づく優先順位に従った、継続的な統合プロセスへ移行させるより持続可能な統治体制を作る機会がもたらされる。

- (4) オフショアの洋上風力発電の急速拡大は、海洋経済全体を転換させ、刺激し、そして拡大させるであろう。2010年における経済に基づいて予想された海洋データへのアクセスの改善による利益の大きさは、結果としては過小評価となるだろう。
- (5) 新しい Horizon 2020 のリサーチプログラムによって、海洋観測データの収集および処理のための技術を改善する機会がもたらされる。
- (6) 加盟国および関連国は、観測プログラムにおける協力の枠組を提供することができる共同プログラミング計画「健全かつ生産的な海域および海洋」¹⁰に共同出資することに合意した。

本グリーンペーパーは、過去の活動を評価するものである。そして、本グリーンペーパーによって、ここで定義された課題および2020年までにアクセスできる、持続可能な欧州の海底デジタルマッピングシステムを構築する機会から得られる利益に対応する新たな段階に向けて前進するための、最善の戦略に関する議論を行う。そのマッピングは、各加盟国が自国の海洋観測、サンプリングおよび調査プログラムの可能性を最大化するために役立つプロセスと共に上部水柱の現在および過去の物理的、化学的および生物学的状態および予測に関する適時情報を提供するであろう。

3. 海洋の知識の必要性

3.1. 業界

我々の海洋は、経済を動かしていくための刺激を提供する。海洋経済は、我々の若者の期待を満たす、挑戦的で報いの大きい仕事を提供する。それらは、気候変動による災害を避ける努力をすれば、我々が必要とするクリーン・エネルギーを提供することができる。それらは、健康食のためのタンパク質を提供することができる。それらは、極限状態の温度、光および圧力の中で生息する生物から取れる薬剤や酵素を提供することができる。また、世界中で益々深刻化する原材料の不足のために、深海採鉱の経済的の魅力が増してきている。

成長および雇用に関するこれらの新たな機会は、二つの状況によって促進されている。第1に、利用できる土地および真水の不足のために、人類は塩水によって覆われた地球の71%にあたる海洋を再び活用することを考えている。第2に、主として石油業界により開発された水中観測、遠隔からの操作および建設を行う技術によって、今日では広範な海洋学および気象学的条件下における深海でも、安全な操業が可能になっている。

いくつかの分野においては、既に成長が始まっている。たとえば、風力エネルギーは設備

¹⁰ 合同プログラミング計画「健全かつ生産的な海洋」に関する2011年9月16日付け欧州理事会の勧告。

容量から言えば、最も成長の著しい発電方式である。既に風力発電設備の 10%はオフショアであり、この割合が増加している。欧州風力エネルギー協会は、2020 年までに新たに建設される風力発電設備のうち 30%はオフショアであり、また 2030 年までにはこの割合は 60%になるであろうと予測している。オフショアの風力発電プラットフォームのための送電システムへの投資は、それを受けて他の産業部門にも成長をもたらすであろう。

しかしながら、この新しい事業では、もしオフショア風力発電設備が、それに付随する独自の配電網または送電網などの独自の設備を新たに建設する必要があるならば、必然的に陸上での操業に比べてそのコストとリスクは高くなるであろう。あるいは、もしすべてのオフショア風力発電設備について別途、海底調査を実施し、潮の干満および海流を測定し、同設備の活動によって被害を受ける海洋生物を調査し、津波、暴風雨または有害海洋生物によるリスクを監視することを義務づけられる場合にも同様のことが言えるであろう。

たとえば、水産養殖業者は有毒アオコの接近またはクラゲの来襲に関する警報を必要としている。鉱業会社は、海底の地形および地質について知る必要がある。港湾関係および観光関係の保険会社および投資家は、将来における損害の可能性を評価し、気候の影響を受けない沿岸インフラを構築するために、過去に起きた極端な出来事に関する情報を必要としている。新薬や工業用触媒酵素を探し求めているバイオテクノロジーの会社は、光がなくても生存することができる、または極度の温度に耐えることができる、未知の生物体の生息場所を知る必要がある。

海洋の知識は、オフショア風力発電設備のライセンス、設計、建設および操業においても重要である。オフショア風力発電設備の大手のライセンス取得者は、海洋の情報は公共のものとするべきであり、もしも情報の所有権、公的機関による低価格の設定、並びに管理と規律の基準等に関する国家政策を明確化すれば、企業の競争力は高まり、オフショアエネルギーの発電コストも低くなると主張している¹¹。

また、「ある社会全体、国全体または同時に存在するすべての社会は、地球の所有者ではなく、単なるその一時的占有者であり、またその受益者であり、それを更に改善した状態で後世に残さなければならない」¹²ことから、この新たな海洋経済は持続可能である必要がある。オフショア風力発電事業者は、あらゆる活動が環境に及ぼす影響を評価し、制限するために海洋の知識を必要としている。

3.2. 国家機関

沿岸域所管当局は、沿岸域管理にとって保護、環境適応または避難野うちの、どれが最も適切な戦略かを決定するために、沿岸の浸食速度、土砂流送および地質に関する情報を必要としている。

¹¹ 海洋観測および情報専門家グループの第 12 回会議、2011 年 3 月 10 日、
<http://webgate.ec.europa.eu/maritimeforum/node/1709>。

¹² カール・マルクス、資本論第 III 巻第 VI 章の余剰利益の土地賃借料への転換。

漁業所管当局は、翌年の割当量を設定するために過去の漁獲活動および漁獲量構成比に関する情報を必要としている。公衆衛生当局は、海水浴にとって海が安全であるか、また海産物は食べるために安全かどうかを評価する必要がある。市民保護当局は、石油流出が海岸に被害を与える場所を予測する必要がある。沿岸警備隊は、海難事故の生存者が水中で生き続けられる時間を知る必要がある。環境保護当局は、自国海洋の環境状態を評価し、また環境が安全でクリーンであることを確認する必要がある¹³。統合沿岸域管理¹⁴および海洋空間計画¹⁵に関する EU の目標を達成するには、人間の活動と脆弱な生息環境に関する情報が必要である。レーダーまたは音波探知機による海洋サーベイランスは、海面状況、温度および塩分濃度に関する情報によって改善される。

3.3. 科学

産業の技術革新および環境保護は、科学的理解によって支えられている。海洋科学は、観測に依存している。我々は、二個の地球を使って管理実験を行なうことはできない。我々は、過去を見つめることによってでしか将来において何が起こるかを理解することはできない。記録に残されたギャップは、後になって埋めることはできない。この問題に関する科学雑誌「Nature」の論説において、「何が起きているかについての正確で信頼できる記録は、それを理解しようとするいかなる特定の戦略よりも勝っている」¹⁶、と論じている。

これらの観測によって、科学者は人類の幸福および自然の生態系に大きな影響を及ぼす海洋循環、融氷、海面上昇、炭素吸収、生態系の変化または海洋酸性化といった過去および現在のプロセスの作用に関する不確実性の軽減することができる。海洋のモニタリングの強化だけでは、この不確実性を軽減するためには十分とは言えないが、それが必要であることは確かである。エコノミスト誌¹⁷は、各政府による衛星観測のための支出は不十分であることを示唆している。過去および現在における不確実性を軽減させることによって、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の審査および評価プロセスに反映される欧州の気候予測の精度を上げることができる。幅広い国際的参加および慎重なピアレビューが行われ、そのパネルによる調査活動が、対応措置の導入を担当する政府の役人への主たる報告手段となる。

3.4. 市民社会

民主主義社会における市民は、自分の近隣社会、自分の生活、自分の健康または自分の子供たちに残してあげたいと思う地球に影響を及ぼす問題を、自分たちが選出した代表者たちに考えてもらうための情報を必要としている。これらの問題の技術的解決は、適切な所

¹³ 海洋環境政策分野における共同体行動に関する枠組の確立に関する 2008 年 6 月 17 日付の欧州議会および理事会の指令 2008/56/EC(海洋戦略枠組指令)。

¹⁴ 欧州における統合沿岸地帯管理の実施に関する 2002 年 5 月 30 日付の 欧州議会および理事会の勧告 OJ L 148,6.6.2002,24-27 ページ。

¹⁵ 欧州における海洋空間計画—実績および今後の展開、COM/2010/0771 final。

¹⁶ ネイチャー誌の論説 450、761(2007 年 12 月 6 日)。

¹⁷ エコノミスト誌の論説「われわれを監視しているもの」、2012 年 5 月 12 日。

管轄当局に全部任せることが最善であると考えすることは間違いであることは、経験によって証明されている。公衆の情報アクセスの改善は、リスク評価の改善に寄与することを示すために、科学雑誌の Nature の論説¹⁸において福島原発事故が例として取り上げられている：「このことによって、学術研究者、ジャーナリスト、ソフトウェア愛好者および地図製作者の様々な創造力が解き放たれるであろう」。

4. 利用可能性および相互運用性

4.1. ボトルネック

欧州委員会は、その 2010 年の通達「海洋の知識 2020」¹⁹において、海洋情報に対する投資をしても、その潜在的利益の実現を妨げているボトルネックがあると指摘している。情報は、水路学研究所、地質調査機関、地方当局、環境機関、研究機関および大学など、EU における多くの異なる機関によって保持されていた。情報の所在を発見することが大きな問題であった。そのために何週間にも及ぶ交渉が必要であった。また、それらを集結して完全な全体像を提供するためには、複雑で時間のかかるプロセスが必要であった。通常は、多くの情報はアクセスすることができず、また相互に運用することはできなかった。

4.2. 海洋情報の多目的使用

物理的、化学的および生物学的パラメーターに基づく同一の海洋観測は、多数のエンドユーザーのニーズを満たすことができる。たとえば、海水温度および塩分濃度に関する情報は、海洋気候変動の評価、水産養殖場の選択または潜水艦探知機に関する制限の決定にも利用される。海底堆積層に関する情報は、砂利または炭化水素の採取を計画し、または風力タービン・プラットフォームの確固たる基礎を確保し、或いは漁業による影響を評価に必要とされる。海洋生息環境に関する一つのデータを、新たな施設による影響の評価や、環境状況の報告に使用できる。

開放アクセス政策を最も有効な選択肢にするのは、海洋データに内在するこの各部門および各分野にわたる多機能性である。こうした政策が効率的かつ効果的に運用されるには、情報は公開され、相互運用可能でなければならない。欧州委員会の政策は、海洋データを更新し、アクセスを可能にし、無償で無制限に使用できるようにすることである。

4.3. 競争力および技術革新

海洋情報の分散化およびアクセス不能状態であることにより、余分にコストが掛かっている。通達に添付された影響評価書²⁰において、もし情報が適切に統合され、管理されれば、現在の全ユーザーにとって、1 年間に 3 億ユーロも節約できると試算している。この試算には、海洋経済における将来の必然的な成長と、その結果としての情報に対する需要増加は

¹⁸ 'A little knowledge', Nature 472, 135 (14 April 2011).

¹⁹ 脚注 3 を参照。

²⁰ 欧州海洋観測・データネットワーク影響評価書、8.9.2010, SEC(2010)998。

考慮されていない。「海洋の知識 2020」の第一の具体的な目的は、業界、国家機関および研究者にとってのコストを下げることである。

もし海洋データへのアクセスが改善されなければ、魚種資源または沿岸インフラの高潮に対する脆弱性といった付加価値のあるサービスは、情報を保持している組織のみだけが提供することができる。これでは不十分であり、競争原理に反する。これらの資源を開放することによって、新規事業者の市場参入が可能になる。相互運用性によって、中小企業または大学の研究者が様々な情報源からの異なる種類の情報に基づいて新しい製品とサービスを開発することが可能になる。EU 経済にとって、この価値を試算することは難しいが、影響評価額は年間 2 億ユーロと推定される。「海洋の知識 2020」の 2 番目の特別な目的は、技術革新を促進することである。

その試算には、海の挙動に関する理解における不確実性を低下させる現在の海洋観測システムの合理化は考慮されていない。この経済的価値の推計は困難だが、その推計値をさらに上回るであろう。確かに、不確実性は海での予測のつかない変化に耐えることができるオフショア設備の設計担当者、魚種資源の管理担当者または保護海域の決定者にとっての厄介な難題である。将来において海面上昇予測の不確実性が 25%低下すれば、沿岸管理当局に年間凡そ 1 億ユーロの節約がもたらされると予測されている²¹。

最適化され、アクセス可能で、相互に運用可能な観測システムは、科学者たちが不確実性を低下させ、気候変動対応に対応する上で大いに役立つであろう。海洋酸性化または海洋塩分濃度の変化および溶解酸素は、確かに海洋の生態系と人類の利用能力に影響を与えるであろう。エビ、カニ、貝等を扱う水産養殖業者は、早期に情報を得ることで不確実性に適応するための余裕を持てる。また、地球温暖化が進んでいることは確かであるが、今後 10 年間に欧州各地域の気候に何が起こるかは不明である²²。しかしながら、欧州の季節の厳しさや穏やかさは、海洋循環における変化によって左右される。確実性がもっと高まれば、エネルギー需要または農業生産の予測精度を上げることができることが知られている。そして確信をもって追加投資を行うことができる。「海洋の知識 2020」の 3 番目の具体的な目的は、海の挙動に関する理解における不確実性を低下させることである。

これらの具体的な目的は、2011 年 12 月に欧州理事会によって承認された²³。

1. 個人のプライバシーを除いて、海洋データを自由に入手できるようにし、また相互に運用できるようにするという欧州委員会の政策に例外を設けるべき理由があるのか？

²¹ 脚注 20 を参照。

²² 2010 年 1 月 21 日付の Nature 誌第 463 号における「気象科学の本当の落とし穴」。

²³ 2011 年 12 月 19 日に開かれたブリュッセルにおける第 3139 回環境評議会会議。

5. 現在までの進展

5.1. 国家の活動

海洋環境に関する情報は貴重な資産である。長期的傾向と季節変動および 10 年単位の自然変化は、デジタル記憶装置が登場する前に収集された情報を含む、過去における観測値を現在の観測値と比較することによって初めて識別できる。もしこれらのデータが失われれば、長期的傾向についてのデータは永久に割り出せないであろう。観測は再現できないのである。

そして、それらの情報は油膜の到来といった脅威に備えるためには即時に準備が必要である。

したがって、多くの加盟国は自動的プロセスによってデータの迅速検索を可能にする基準と技術を利用することによる安全なファイル保存だけでなく、カタログングも含めたデータの適切な管理手順を国で設定している。これらの国内システムは、INSPIRE²⁴に基づく基準を使用した、EU レベルで構築されつつある分散システムの基礎を成すものである。例としては、英国における MEDIN、フランスの Ifremer-Sextant 地質ポータルサイト、ドイツの MaNIDA 調査データ調整および各機関のための MDI-DE 計画が含まれる。スペインのバレアレス諸島沿岸観測・予測システム²⁵といった地域計画もまた貢献している。

2. 加盟国は、自国が保有しているデータが安全に保存され、相互利用に解放され、また相互に運用できることをどのように担保することができるか？

5.2. 欧州海洋観測・データネットワーク(EMODnet)

細分化され、隠されていた海洋データ情報資源を開放する欧州海洋観測・データネットワーク(EMODnet)の概念は、海洋政策に関する 2006 年グリーンペーパーで初めて議題として載せられた²⁶。EMODnet は、EU の統合的海洋政策によって支援されている組織のネットワークである。これらの組織は、海洋を観測し、収集された海洋情報を自由に利用できるようにし、相互に運用することを可能にし、海底に関するシームレスなデータを作成し、そのデータおよびデータ製品をインターネット経由で提供するために協力している。

プロトタイプ of データプラットフォームを構築するために、2009 年において最初の一連の準備活動が開始された。次に挙げるテーマ別の 6 つの情報収集グループ即ち：水路学グループ、地質学グループ、物理学グループ、化学グループ、生物学グループおよび物理的生息環境グループが 53 の組織のネットワークを構成した。これらのグループの大半は、既に独自の海洋データを管理していた、次に挙げる公的機関であった：水路学研究所、地質調

²⁴ 欧州共同体における空間情報に関するインフラ(INSPIRE)に関する 2007 年 3 月 14 日付の欧州議会および理事会の指令 2007/2/EC。

²⁵ これは、国内活動の包括的なリストではない。

²⁶ グリーンペーパー「欧州連合のための将来の海洋政策に向けて」：海洋および海域に関する欧州ビジョン、7.6.2006(COM(2006)275)。

査研究所および海洋学研究所。これらのグループは、データ処理と供給を専門とする民間会社によってサポートされている。

これらのグループは、加盟国および他の国際組織によって管理されているデータ記録機関に接続するインターネットゲートウェイを構築した。彼等は、加盟国内においてセクション5.1で記載されているような継続的活動を行っている。これら6つのポータルサイトから、海洋データの官民部門におけるユーザーは、今やデータ品質指標と共に標準化された観測自体にアクセスすることができるだけでなく、海盆全体に関する堆積物または物理的生息環境地図といったデータプロダクトにもアクセスすることができる。これらのデータプロダクトへのアクセスまたは使用に関しては何の制限も設けられていない。こうした活動は、INSPIRE 指令²⁷、環境情報指令²⁸および公共部門情報の再利用に関する指令²⁹に基づいて推進されている。共通情報共有環境 (CISE) ³⁰によって EMODnet のデータが取り込み可能となり、したがってその情報は環境、漁業、輸送、国境管理、税関、法執行および防衛を所管する当局に提供されることになる。

この活動は、独立している専門家グループによって指導され、監督された。中間評価³¹によってそのアプローチの正当性が確認されている。したがって、この活動は欧州のすべての海盆を対象とする統合的海洋政策を支援するための 2011 年の規則³²に基づいて拡大されている。

人間の活動に関するひとつのテーマ別グループが、前述の他の 6 グループを補完するために設置される予定である。2014 年までに達成すべき目的は、前述の 7 つのテーマのために欧州海域の中級精細マッピング³³を提供することである。

プロトタイプの「海盆チェックポイント」も初めてその規則によって支援を受ける。これらは、現在の観測インフラが最も有効的であるかどうか、またそれが官民部門のユーザーのニーズを満たしているかどうかを確認するためのメカニズムである。最初の 2 つのメカニズムは、北海および地中海を対象とする予定である。

2014 年-2020 年における財政の枠組に基づく新たな欧州海洋・漁業基金³⁴に関する欧州委員会の提案は、EMODnet の運用能力獲得に向けた動きに対して財政援助を提供することである。

予算の確保によって、EMODnet は欧州委員会によって特定される一組の期限付きプロジェ

²⁷ 脚注 24 を参照。

²⁸ 環境情報への一般からのアクセスに関する 2003 年 1 月 23 日付の欧州議会および欧州理事会の指令 2003/4/EC。

²⁹ 公共部門情報の再利用に関する 2003 年 11 月 17 日付の欧州議会および欧州理事会の指令 2003/98/EC。

³⁰ EU の海洋分野サーベイランスのための共通情報共有環境の確立に向けたロードマップ案に関する通達。

³¹ 脚注 7 を参照。

³² 統合的海洋政策の更なる展開を支持するためのプログラムに関する 2011 年 11 月 30 日付の欧州議会および理事会の規則(EU)No 1255/2011。

³³ たとえば、デジタル地形図モデルに関しては経度および緯度 1 分の 8 分の 1、また海底堆積物に関しては 1:250000。

³⁴ 欧州海洋・漁業基金に関する規則に対する欧州議会および欧州理事会の提案、2.12.2011、COM(2011)804 final。

クトとしての位置付けから、業界、国家の諸機関およびリサーチコミュニティのニーズによって決められる優先順位に従った、継続的で持続可能なプロセスへ移行することができる。このプロセスの統治体制に関するオプションについては、本グリーンペーパーのセクション 6 において説明されている。

テーマ別グループは、適切な専門家が各テーマに属するすべてのデータの共通構造を定義することを認めている。たとえば、生物学的な種の観察は、少なくとも時間、場所、サンプリング方法、種の名前および測定精度に関する共通した説明を必要とする。EMODnet³⁵の中間評価において、テーマ別グループに対して提案されている分野は論理的であると思われるが、水路学グループと地質学グループの統合が検討されるべきであると提案された。ほぼすべての加盟国において、水路学担当機関と地質調査機関はそれぞれ別の使命が与えられ、分離されているが、現在では幾つかの重複部分が見受けられる。現在では両者とも環境保護に関心を寄せており、また調査に使用されるいくつかの機器および方法は同じである。両者ともマルチビーム音響測深器で海底情報を収集している。

3. 欧州海洋観測・データネットワークの 7 つのテーマ別グループは最適であるか？統合すべきグループはないか？（たとえば、地質学や水路学）或いは分割すべきグループはないか？
4. EMODnet において生データへのアクセスを提供することと、海盆についての生データからデジタルマップを作製することとでは、どちらをどれだけ重視したらよいだろうか？

5.3. GMES の海洋サービス

欧州地球監視プログラム³⁶は、欧州連合宇宙政策³⁷の基幹プログラムである。その海洋サービスの主目的は、付加価値サービスプロバイダーが官民部門のユーザーが利用するサービスを提供するための、製品およびサービスを提供することである。そのビジョンは、欧州において利用することができる最先端テクノロジー、衛星観測、コンピュータ能力および予測能力から製品が開発されることを確保することである。

GMES プログラムに基づいて、ある海洋サービスが徐々に開発され、60 の組織によって実施されている。この海洋サービスは、2 種類の情報：(1)海洋観測情報および(2)モニタリングおよび予測情報、を提供するために、現場情報および宇宙測定情報を処理し、解析するものである。

海洋モデルは、海水温度、海流、塩分濃度、海氷、海面水位、風力および生物地質化学といった様々なパラメーターによる国際レベルまたは欧州レベルでの過去、現在および将来

³⁵ 脚注 7 を参照。

³⁶ 脚注 6 を参照。

³⁷ 通達「市民に恩恵を与える欧州連合宇宙戦略に向けて」4.4.2011COM(2011)152。

における海洋状況³⁸を 3 次元で示すために使用される。現在までは、この海洋サービスは EU のリサーチ予算による資金提供を受けてきた。2014 年からは、GMES は全面的運用段階に入ることから、運用予算による資金提供を受けることになる。

現在まで観測およびほぼリアルタイムの予測情報に重点を置いてきたこの海洋サービスに加えて、GMES 気候サービスが追加されることになっている。現在の海洋サービスのシミュレーション・モデルは、過去の観測に照らして較正され、その妥当性が検証されなければならない。従って海洋サービスは時系列の海洋観測値を保存し、処理する能力を既に有している。こうした投資は、海洋戦略枠組指令に関する海洋特性の変化を決定し、また提案されている新たな気候サービスの貴重な基礎的要素を構築するために有用である。

GMES 海洋サービスと EMODnet の両者が同一の現場データにアクセスするための基準が策定されている。

5. GMES および EMODnet 両者からの製品を提供するために共通プラットフォームが確立されるべきか？
6. GMES 海洋サービス製品とサービスは気候変動および環境保護を研究している人々に加えて、ほぼリアルタイムに近い運用サービスを必要としている人々による使用にも合わせたものであるべきか？

5.4. 漁業情報収集の枠組

2001 年以來³⁹、EU は各国家機関による EU の漁業関連情報の収集と提供に対して資金を提供してきた。調査結果、サンプルおよび報告された漁獲量、活動および廃棄等に関する情報によって、魚種資源に対する影響を評価することができる。船団能力、雇用および収益性といったパラメーターも漁業コミュニティの社会経済的健全性の分析を可能にする。2008 年における見直し⁴⁰によってデータ範囲が水産養殖および加工部門までに拡大され、また科学的目的、または公的な関心を喚起する目的のために情報の幅が広げられたが、主な目的は共通漁業政策の管理を支持することである。

共通漁業改革案⁴¹の第 37 条は、更に先を行っている。同条は、生物学的、技術的、環境的および社会経済的データを加盟国が収集し、地域内で協力することを義務付けている。基本規則のこれらの条項は、2008 年の規則に取って代わるであろう。詳細については、新たな 2014-2020 EU 複数年次プログラムにおいて詳しく説明されるであろう。

2014-2020 財政枠組にもとづく欧州委員会の新たな欧州海洋・漁業基金法案⁴²は、加盟国

³⁸ 事実上、気象予報に匹敵する海洋気象予報。

³⁹ 共通漁業政策を実施するために必要とされる情報の収集および管理に関する共同体の枠組の確立に関する 2000 年 6 月 29 日付の欧州理事会規則(EC)No. 1543/2000。

⁴⁰ 漁業部門における情報の収集、管理および利用に関する共同体の枠組の確立および共通漁業政策に関する化学的助言に対するサポートに関する 2008 年 2 月 25 日付の理事会規則。

⁴¹ 欧州理事会規則(EC)No 199/2008 を破棄する] 共通漁業政策に関する規則案 COM(2011)425。

⁴² 欧州海洋・漁業基金に関する欧州議会および欧州理事会の規則案、2.12.2011,COM(2011)804 final。

が資金調達管理責任および実施の監視責任を欧州委員会から引き継ぐ為に、「漁業情報収集のフレームワーク」を中央管理から共有管理へ移行させることを提案している。

一般的に、漁業に対する助言を行う為には、特定の魚種を漁獲する、または特定の区域で漁獲するすべての国からの情報が必要である。ひとたび特定の目的のための情報が集められた後は、集結されたデータを報告書として発表することができる。しかしながら、加盟国によって提供されるデータは、現在においてはそのデータを提供した者の同意を得なければそれを配布することはできない。実際には、この手続きは面倒であり、利用される事は無い。このことは、情報の中立的なチェックを欠くことにつながり、その情報の信頼性は甚だ限定的で、技術革新の妨害となる。

欧州委員会は、個人および商業上の秘密の保持という問題を克服することは当然であると考えている。個人の船舶の活動を外部に明かさずに、生態系の解明に関する要求事項を満たす漁業情報を配布することは全く実施可能である。新たな 2014-2020 複数年プログラムは、そのように策定されている。

現在、EMODnet は「情報収集の規則枠組」に基づいて収集された情報にはアクセスを認めていない。

7. ある魚種資源の評価といった特定の目的のために「データ収集の規則枠組」に基づいて作成された情報は、これらの情報の最初の提供者の承認を得ることなく、再利用が許されるべきか？
8. 加盟国によって保持されているデータおよび特定の資源、特定の船団分布または特定の漁場に関して収集された情報へのアクセスを提供するために、EMODnet と同様のインターネット・ポータルサイトを立ち上げるべきか？その場合は EMODnet にリンクさせるべきか？
9. 漁船を追跡する「船舶監視システム」から得られるような管理情報はもっと利用されるべきであるか？その場合、秘密保持問題をどのように解決することができるか？

5.5. リサーチ

EU 加盟国は、海洋のリサーチに毎年約 18 億 5,000 万ユーロを支出している。その半分は、観測を行うためのインフラに費やされている。これには、観測船、水中観測所、浮遊ブイ、漂流デバイス、遠隔操作または自動的に動く水中移動機器、そして様々なセンサーや分析能力を備えた種々の機器が含まれる。「リサーチインフラのための欧州戦略フォーラム」(ESFRI)は、現在、欧州海洋のリサーチコミュニティにとって重要な役割を果たすことになるであろう 6 つの汎欧州インフラを特定している。「Innovation Union」に関する欧州委員会の 2010 年通達は、ESFRI によって特定されているインフラの 60%が 2015 年までに着手され、または建設されることを提案している。

「第7次枠組プログラム」における海洋リサーチ関連活動に対するEUの出資金は、毎年3億5,000万ユーロ⁴³に達している。この金額のうち毎年2,500万ユーロから3,000万ユーロが、海洋リサーチインフラおよび海洋観測技術（海洋観測用のセンサーとシステム）に関するリサーチに割当てられている。「枠組プログラム」では、海洋関連データベース間の海洋データ基準の統一と相互運用性の確保に役立ってきたSeaDataNetプロジェクトも支援してきた。SeaDataNet技術は、EMODnetプラットフォームにとって欠かせないものである。その他のEUプロジェクトも海洋に関する知識を向上させるための観測を行っている。

2014年-2020年におけるリサーチと技術革新に関する欧州委員会の提案「Horizon 2020」には、終了するプログラムに比べて、多額の予算と簡便化された手続きが盛り込まれている。そのリサーチプログラムは、(1)EUレベルでの海洋リサーチインフラの構築および統合に対する支援、(2)ユーザー指向で費用効果が高い海洋観測技術の開発、(3)海洋戦略枠組指令等の海洋環境および人間の活動との相互作用に関する情報を提供するリサーチプロジェクトを通じて「海洋の知識2020」の目的達成に貢献することができる。

知的財産の構築を奨励するために、EUのリサーチプログラムにおいて開発されたアイデアは研究者の資産となる。したがって、新たなセンサーや海洋観測プラットフォームは海洋のより効率的、より有効的なモニタリングを支援するだけでなく、国際市場におけるハイテク部門における輸出能力の基礎となる。

しかしながら、海洋観測情報自体は特許にすることはできないが、もしそれらが自由に利用されれば、経済全体に恩恵を及ぼすであろう。現在のところ、これらの観測データの多くが、リサーチプロジェクトが終了した後で利用されていない。このことは、研究者がそれらの結果が発表される前に出版したいと思っていることが理由の一部となっているだけでなく、彼等がその努力をするようにするインセンティブまたは必要要件がないこともその理由となっている。

10. 新たな海洋観測技術に対するEUの支援の重点は何であるべきか？海洋モニタリングおよびその費用対効果をどのように拡大することができるか？この分野において、EUは如何にしてその科学的小および産業的地位を強化することができるか

11. リサーチプロジェクトの実施中に収集された観測データの保存とアクセスの確保に関する条項を含める義務があるか？

5.6.環境報告

水質枠組指令(Water Framework Directive)、浴場水質指令(Bathing Waters Directive)、生息環境指令(Habitats Directive)、また最近では海洋戦略枠組指令(Marine Strategy Framework Directive)等のEU指令を実施するために、加盟国によって様々なデータが収集されている。加盟国はOSPAR、HELCOM、バルセロナ条約およびブカレスト条約とい

⁴³ 平均出資金総額54億ユーロのうちのこの金額。

った地域的海洋条約に対しても、環境指標を報告している。海洋戦略枠組指令の義務の一環として、加盟国は初期評価の根拠となる情報およびモニタリング事業から得られた仮説を欧州委員会および欧州環境庁に報告する法的義務を負っている。海洋戦略枠組指令の報告義務は、「欧州水情報システム」の海洋部門であるWISE-Marineの構成要素の基礎になっている。海洋戦略枠組指令の第19条に基づいて、加盟国は評価およびモニタリングの結果として得られたデータへのアクセスを提供することが義務付けられている。EMODnetはアクセスの提供のために用いられる。

欧州環境庁は、EMODnetの開発に全面的に関わってきた。欧州環境庁がEMODnet構築の第1段階で設計した初期ポータルサイトおよび、同第2段階における改良版ポータルサイトは、特に海洋戦略枠組指令に基づいて環境状況の評価に必要な指標を提供できるように設計されている。

様々な報告メカニズムに使用される報告プロトコルは、必ずしも同じではないが、海洋戦略枠組指令の文脈においては、できるだけ一致していることが期待されている。また、所管官庁または欧州委員会に報告される指標作成のために使用されたデータの一部は公表されてきたが、報告用データの大部分は公表されていない。

12. 海洋環境報告書は、「プッシュ」プロセスによって提出させられているが、インターネットを通じてデータを提供し、それを所管官庁がEMODnetを通じて開発された技術を使用して情報を収集する「プル」プロセスに変えるべきか？

5.7. 気候変動適応

気候変動適応に関する知識ベースの構築および普及を支援するために、欧州委員会は2012年3月にEU、国内、地域および地方レベルでの気候変動適応措置と政策を策定することができるようにサポートするために、公的にアクセスすることができるインターネットサイトである欧州気候適応プラットフォームCLIMATE-ADAPT⁴⁴を立ち上げた。

CLIMATE-ADAPTは、EUの海洋・漁業政策、気候変動指標および気候変動適応の事例研究、特にOURCOAST⁴⁵に関するセクションを設けている。

欧州委員会は、2013年に採択されるべきEU適応戦略案を策定中である。

海洋観測に対する強固なアプローチによって、海面上昇および海洋酸化といった気候パラメーターにおける局所的な変化に関する、より正確な指標をCLIMATE-ADAPTプラットフォームに提供することができる。

13. 海洋と沿岸の挙動に関するどのような情報が、企業および国家機関への気候変動適応に役立つか？

⁴⁴ <http://climate-adapt.eea.europa.eu>.

⁴⁵ <http://ec.europa.eu/ourcoast/>.

5.8. 国際的なイニシアティブ

海洋世界の国際的全体像とその変化をつなぎ合わせるためには、欧州内外の組織からの観測値や情報が必要とされる。本グリーンペーパーの説明のように、欧州海洋観測値および情報への強固な公共のアクセスを提供によって、欧州は国際海洋観測システム(GOOS)、国際地球観測システム(GEOSS)や海洋環境の国際的報告および評価に関する国連の手続といった国際的活動に対して実際に貢献できる。

14. 欧州が GOOS や GEOSS のような海洋データに関する国際的なイニシアティブをサポートするために、EMODnet および GMES 等の現在実施されている活動に追加すべき対策はあるか？

6. ガバナンス

持続可能な海洋データのインフラには、どういった観測のデータを作成するか、作るべきデータ製品をどのように選択するか、またデータの収集、集結、処理および普及に対する財政支援を提供するかどうかを決定するためのプロセスが必要とされる。

6.1. EU の活動と加盟国の活動との間のバランス

加盟国は、自国の領海および漁船船団をモニターする責任を負っているが、場合によっては努力を結集することの明確な利点がある。分かりやすい例として、地球周回軌道衛星からの観測データが挙げられる。海洋の色、海面温度、海水位および氷域を測定するために各加盟国が様々な衛星を打ち上げるだけでは明らかに不十分である。そこで、EU は GMES プログラムによって衛星の開発およびその初期運用をサポートした。EU は、EU 自体が独自の目的のためにその結果を必要とする、漁業における調査・サンプリング・プログラムをもサポートした。

しかしながら、EU レベルでの活動が正当化される他の場合がある。たとえば、欧州における気候変動の規模および影響に関する不確実性を軽減させることは、各加盟国の領海または管轄海域外の地域における大西洋の深層海流をモニターすることができなければ不可能である。

そうしても、他の加盟国に比べて、モニタリングを強めている加盟国にとっては特別の利益とはならない。勿論その情報は、陸地に囲まれた国さえも含むすべての欧州諸国に利益をもたらすが。

もうひとつの例として、そこで生活し、働いている人々に対する支援を提供するために、EU が現在行っているモニタリングとマッピングプログラムによって貢献することができる、北極海を挙げることはできる。

15. EU が既に財政支援を提供しているも以外で、観測プログラムに対する EU の財政支援を行う決定の基準は何か？例があれば示してもらえるか？「欧州の海洋に関する合同プ

「ログラミングイニシアティブ」は役に立つであろうか？

6.2. 海洋情報の収集および処理に対する EU の支援

現在までのところ、EMODnet における各テーマ別データ収集グループからのサービスは、各グループの別々の入札案内を通じて選出された 6 つの共同事業体との調達契約に従ってそれらの共同事業体によって提供されてきた。全部で 53 の異なる組織が他の貢献する組織と共に共同事業体の協力者として参加している。提案の公募を通じて GMES 海洋サービスに対する補助金が交付された。ここでも約 60 の組織が参加している。達成された明確なアウトプットに対しては EU 予算によって支払われ、また合意された妥当なコストに対しては補助金の形で支払われる。EMODnet および GMES 両者におけるパートナーシップは、異質分野の組織で構成されている。それらには、研究機関、気象または水路機関および大学が含まれている。何社かの民間会社は、ソフトウェアに関する専門知識を提供している。

欧州委員会は、これらのパートナーシップの構成に何の影響力も持たない；彼等は自己選択をしている。パートナーシップが大きいということは、参加する官庁または機関が単一の主要請負業者に対する供給事業者となるよりも、むしろ彼ら自身が共通事業の共同所有者となることを好んでいることを示している。

EMODnet および GMES 両者における公募によって、透明性が確保され、また両者の場合における結果は非常に満足のいくものであった。しかしながら、これらの計画が成熟するにつれて運用およびインフラの長期的継続性を確保することが必要となってくる。

EMODnet における作業の多くは、国内のデータ記録の再構成を伴うことから、大きな国内海洋データセンターの協力が無いパートナーシップは不完全である。このことは、もし EMODnet のパートナーシップが法的地位をもっているとしたら、補助金またはより容易な交渉による手続へ移ることを望ましさを示している。GMES 海洋サービスに関するガバナンス問題には協力のための合法的組織および適切な財政メカニズムが含まれる。

16. EMODnet および GMES のガバナンスは長期的持続可能性の必要性にうまく対応するためにどのように発展することができるであろうか？

17. 「ジョイント・リサーチ・センター」および欧州環境庁の役割は何であるか？

6.3. 隣国の関与

欧州の海域は、EU 加盟国の海岸に接しているわけではない。黒海的环境健全性について理解するためには、または地中海横断海底電信ケーブルの敷設を計画するためにはこれらの海盆を共有する隣国との協力が必要となってくる。こうした理由によって、これら隣国の機関が EMODnet 構築の第 1 段階において参加した。これらの隣国の機関もまた深刻な失業レベルに直面しているが、彼等はオフショアからの恩恵を活かすのに役立つ情報を得る事が出来る。

6.4. 優先順位の選択

海洋のマッピングとモニタリングは、上述の理由によって持続可能な経済成長、環境保護および気候変動に関する理解にとって不可欠である。しかしながら、公共事業予算は限られていることから優先順位を決める必要がある。特定の目的のためにその都度データ収集を行う慣行から、1度データを収集したらそれらを様々な目的のために利用するという慣行へ移行している状況で、次の二つの具体的質問に答える必要がある：(1) ある特定の海盆のためにどのような観測インフラおよびサンプリング戦略が必要であるか？および(2) EUの財政貢献によってどのように最大の付加価値がもたらされるか？

「情報収集枠組 (Data Collection Framework)」は、上述の両方の論点に答える事が出来る。同枠組みの下で、必要な収集データの意志決定プロセスが定められている。共通漁業政策の目的のひとつは、漁業による環境被害を制限することであることから⁴⁶、サンプリング戦略は既に漁獲量の最大化という関心の範囲を超えたところに及んでいる。

海洋のモニタリングに必要な地球観測衛星を選択するプロセスは同様に満足のいくものである。それは、海洋の上空の約 800 キロメートルの高さから地球観測衛星が、実際に観測することができるパラメーターがどのようなものであるかを GMES プロセスを通じて特定出来る。技術進歩および科学的理解の深化によって、徐々に精度を上げ、またパラメーターを更に追加することが可能になる。たとえば、海氷の厚さのモニタリングの実用が Sentinel-3 の打ち上げによって実行可能となる。欧州環境庁は、GMES 予測モデルを標準化し、妥当性を確認するために必要な（衛星を除く）その他の測定方法の選択プロセス⁴⁷を行っている。

その他の観測記録には多くの課題がある。乱海流、回遊種および多くの経済活動は国境で制限できないので、最適な観測およびサンプリングのインフラに関する問題は、海盆ごとに定められる必要がある。統合的海洋政策の規則枠組の中で⁴⁸、加盟国が自国の観測およびモニタリングインフラに磨きをかけることに役立つプロトタイプメカニズムが設定された。北海および地中海に関する「海盆チェックポイント」によって、2014年までに現在のモニタリングおよび情報収集ネットワークがどのようにして民間部門、公共部門および大学のユーザーのニーズを良好に満たしているか評価を行う。「海盆チェックポイント」によって、同一のパラメーターを測定することによる様々なモニタリングシステムの相対的利点—例えばフェリーボックス、固定ブイおよび浮揚ブイ—が選択されるであろう。情報源は、民間部門と公共部門の両方である。

同様の選択が EU レベルで行われる必要がある。欧州海洋・漁業基金に関連する海洋の知

⁴⁶ 共通漁業政策に基づく漁業資源の保全および持続可能な開発に関する 2002 年 12 月 20 日付の理事会規則(EC)No 2371/2002。

⁴⁷ 第 7 次枠組プログラム GISC(GMES 現場協力)を通じてのプロセス。

⁴⁸ 脚注 8 を参照。

識を使って、迅速に鉱物資源または海棲哺乳類に関する情報収集に重点を置く必要はないか？ EU は国際水域における調査またはサンプリングを支援すべきか？最終的には、加盟国は欧州理事会の枠組の中でこれらの決定を行わなければならないが、加盟国は自国を導くためのオプションに関する適切な評価を行う必要がある。これらの質問に対する回答は、コストと利益予想によって左右されるであろう。

18. 各海盆に関する観測およびサンプリング戦略の有効性を評価するための定期的プロセスは必要か？
19. EU による支援の優先順位を決めるために欧州委員会、加盟国および議会に報告する必要がある評価および審査を管理するためのメカニズムとしてどのようなものが想定することができるか？

7. 民間部門の関与

海洋産業は、本グリーンペーパーにおいて説明されている対策によって恩恵を被ることは確かであるが、民間部門の関与を奨励することによってこれらの恩恵を更に大きくする可能性がある。

2009 年の調査⁴⁹によると、公共部門からよりも欧州の民間会社から収集されたデータの方が多かった。もし民間会社が自社の目的のためにデータを収集しているならば、原則として国家の諸機関が介入または干渉する理由はない。これらのデータへのアクセスおよび再利用に関する欧州の法律は適用されないことになる。

しかしながら、民間会社は、特定のオフショア活動の認可を取得するためには影響評価を行なうための情報収集が義務付けられている。彼等は、ひとたび操業が開始された後は、モニタリングを継続することも義務付けられる可能性がある。多くの場合において、彼等は収集したデータを認可当局に提出することを義務付けられている。しかしながら、ひとたび認可が付与された後は、これらのデータが民間部門に公表されても競争上の明確な不利益が生じることはない。欧州委員会は、通常の場合で民間会社に対して報告義務を課すことは、管理上の負担を負わせるので回避すべき事は認識している。しかしながら、様々な義務の錯綜状態を INSPIRE ベースの共通基準に基づく単一報告メカニズムで置き換えることによって、現在課せられている負担を減じることができる。コストと効果を評価するための調査が開始されている。

ひとたび認可が付与された後で、報告義務が強化される場合もあり得る。海洋の状態に関する継続的な情報を提供するためのオフショアのプラットフォームの設置コストは、設備全体のコストに比べればほとんど無視できる。考え方としては、EU のプラットフォームに加えてその他すべての観測プラットフォームから情報を収集し、それらを公表するという

⁴⁹ 海洋データインフラ、DG 海洋問題・漁業に提出された最終報告書、2009 年 11 月。

ことである。こうした考え方によって、異常波⁵⁰、有毒藻類または放射能漏れといった脅威の可能性に関する良質の情報を入手することができるという海洋産業全体にとっての利益の可能性に比べれば、それに要するコストはずっと少ないと言えるであろう。オフショア・ビジネスの競争力を強化することは、「海洋の知識 2020」の主たる動機であった。民間会社が欧州海洋観測・データネットワークの運用経費を分担し、その代わりに優先順位の設定に関して発言力を有するという官民協力によって、このプロセスは加速するであろう。

20. 認可を取得する目的のために民間会社によって提供されたデータは、どのような状況において公表されるべきであるか？
21. 認可を付与された民間部門のオフショア企業は、実行可能な場合において広範な海洋モニタリング強化を義務付けられるべきか？
22. 業界が情報と情報投資およびすべての利害関係者に対する利益を共有するための奨励策を最大化するためには、どのような官民協力が必要であるか？

8. グリーンペーパーに対する回答

本グリーンペーパーは、欧州における海底のアクセス可能な持続的なデジタルマッピングの推進、および上昇垂直水流に関する現在および過去の物理的、化学的および生物学的状態に関するタイムリーな情報のための最善の戦略と共に、加盟国が自国の観測、サンプリングおよび調査プログラムの効果を最大化することを支援するプロセスに関する議論の端緒を開くものである。

欧州委員会は、回答窓口として以下のウェブサイトを立て上げた。

http://ec.europa.eu/dgs/maritimeaffairs_fisheries/consultations/marine-knowledge-2020/index_en.htm

このウェブサイトは、2012年12月15日まで開設されている。回答は、公式資格において、または個人の資格で送付することができる。協議の結果は、欧州委員会の海事問題・漁業総局のウェブサイト上で発表されることになっている。個人の資格で回答した回答者の所属および氏名は、特に承認された場合を除いて発表されないことになっている。

⁵⁰ Freak waves, monster waves, killer waves, extreme waves または abnormal waves としても知られている。

資料 4 (海洋政策研究財団 訳) *

欧州連合・ブルーグロース
- 海洋の機会と海洋の持続可能な成長 -

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

欧州委員会

2012年9月13日、ブリュッセル
COM(2012) 494 Final

欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会評議会及び
地域委員会に対する欧州委員会からの通達

ブルー・グロース

海洋の機会と海洋の持続可能な成長

(欧州経済領域関連文書)

欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会評議会及び
地域委員会に対する欧州委員会からの通達。

ブルー・グロース

海洋の機会と海洋の持続可能な成長

(欧州経済領域関連文書)

1. まえがき

海洋に依存する全ての経済活動を計算すれば、EU のブルーエコノミー¹(以降海洋経済と称す)は1年間に540万人を雇用し、5千億ユーロの総付加価値²を創出している。全体として、欧州の外国貿易³の75%とEU内貿易⁴の37%は海洋関連のものである。この活動は殆ど欧州の沿岸域に集中しているが、全てではない。欧州の内陸国の中にも海洋関連機器の大手のメーカーがある。

海洋と沿岸域は経済の推進力である。地理的には外向きであるため、港湾と沿岸域社会は伝統的に新しいアイデアと革新を求めてきた。革新を求める性向に加えて、以下の3つの新しい要素が出現した。

- 第1に、未踏の深海でのオフショア活動で急速な技術の進展がなされた。ロボット工学、ビデオ監視と潜水技術などが、10年前にはあり得なかった活動を行う装置の中に、今ではごく普通に組み込まれている。
- 第2に、陸地と真水は有限の資源であるという認識が広まりつつある。森林伐採や湿地帯の枯渇がさらに進めば、将来の世代からそうした恩恵を奪うことになる。地球の71%が海洋であり、それが食糧やエネルギーなどの必需品を持続可能的に人類に供給していることを認識する必要がある。環境目標への合致もまた革新と成長につながる。
- 第3に、温室効果ガス排出量削減の必然性は、単にオフショアの再生可能エネルギーの施設の配備を促進するだけでなく、トン・km当たりの低排出量のために、陸上輸送よりも海上輸送を優先させるという、省エネだけでなく、もう一つの理由で起動力となっている。船舶のエネルギー効率の更なる改良によって、GHG 排出量全体の約3%を削減出来る重要な可能性がある。

¹ 軍関係の活動を除く

² ブルー・グロース研究「海洋と沿岸域からの持続可能な成長の推進力のシナリオ」からの資料による、ECORYS,2012.<https://webgate.ec.europa.eu/maritimeforum/content/2946>

³ 数量ベースで

⁴ トン・km 当たり

こうした理由でブルー・グロース(海洋の成長)の可能性が開かれた。欧州の海洋と沿岸域の持つ未知の潜在力を雇用と成長のために利用する活動が始まる。適切な投資と研究がなされれば、その潜在力は巨大である。海洋経済の成長は、現在の経済危機から EU が脱却する助けとなる、新たな革新的方策となる。そして、それが欧州 2020 戦略の海洋の重要性を具現している。それが EU の国際競争力、資源効率⁵、雇用創出と新しい成長性の源となり、同時にそれを通じて生物多様性と海洋環境の保護も行い、健康で抵抗力のある海洋と沿岸域の生態系の提供するサービスを保持することが出来る。

この通達は欧州委員会の統合的海洋政策(IMP)を前進させ、海洋経済を加盟国、地域、企業、市民社会のアジェンダにしっかりと位置付ける活動を始動させることを意図している。本書では加盟国と EU の政策が今まで海洋経済を支援してきた事実を説明する。そして重点的活動によって更なる前進が望めるセクターを特定する。そして、それらのセクターで更なる成長の潜在力を切り開き、開発を行う事を目指す。

2. ブルーエコノミー(海洋経済)の持つ意味

海洋経済の個々のセクターは相互に依存している。それらは共通のスキルと港湾や送電網などのような共有されたインフラに依存している。そして、海洋を持続可能的に利用している他の会社に互いに依存しあっている。

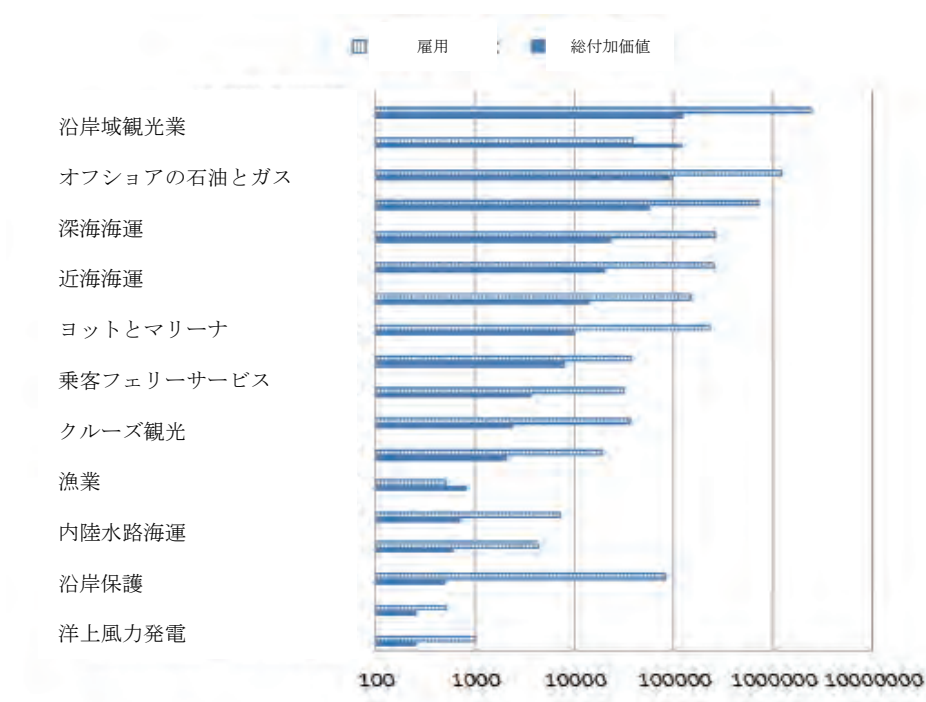


図 1 海洋経済活動による雇用と経済効果。対数目盛に注意の事。

⁵ 資源効率的欧州へのロードマップ COM (2011) 571 参照

図 1 は海洋経済のバリューチェーンを総付加価値と雇用で示している。上流と下流の活動がある。例えば重要な造船業と海洋産業機器セクターの活動は関連するバリューチェーンの中に配分されている。

2020 年までにはこの図は変わっているであろう。我々の近隣国も含む、従来の発展途上経済諸国における技術の進展、人口移動、天然資源と成長の枯渇の増加傾向に備える必要がある。多くの伝統的活動が今後も主要な雇用部分を守るが、新興のセクターも新しい雇用を生む。

海洋の環境は脆弱であるため、海洋経済は持続可能でなければならず、同時に潜在的な環境問題に配慮を行う必要がある。汚染物質の排出や有害物質の放出などの海洋活動の環境上の悪影響を軽減する努力が必要である。

3. 海洋活動に対する加盟国の支援

加盟国はすでに海洋経済の潜在力を利用する戦略的投資を行っている。アイルランドの INFOMAR⁶計画では洋上風力発電産業の製造業者と関連企業のニーズを満たすために海洋資源のマッピングと Bremerhaven 港の改装を行う。80 億ユーロの予算をかけて現在工事中の MOSE プロジェクトはベニスの市街を洪水と形態学的崩壊からの保護を行う。

投資家に対して、計画プロセスやインフラの連結等の面で予測不能な遅延はないとの補償を行う法的措置は、資金援助と同じくらい大きな影響をその投資に与える。英国運輸省の「港湾権限付与命令」では London Gateway 地区に港湾と流通センターとして法的権限を与えた。この 15 億ポンドの民間投資により、コンテナ船を最終目的地に近づけることで炭素排出量を削減し、同時に 2013 年までに 12,000 人の新規雇用を創出する。

殆どの経済セクターの成長を阻んでいるのは、資金の供給不足と適切な熟練労働者の不足である。海洋経済について、加盟国は海洋産業集団の形成によるアプローチでこの問題に対処している。これらは大企業、中小のサプライヤーと教育施設の集団であり、近接する相互の結集を強化する。地理的な近さで生まれるコミュニケーションの向上によって、教育内容と研究が地域の企業のニーズに合致し、サプライヤーは市場を理解し、将来のトレンドの予測が出来る。その例としてはスコットランドのオフショアエネルギー産業と、フランスの最大の海洋群団 Pole de competitivite mer の本拠地 Brest の船舶修理がある。Ostend では、陸地と埠頭とを研究機関と近接した再生可能エネルギー企業群に提供している。また、Gateway の Marine Institute では新しい海洋観測のアイデアを研究し SmartBay プロジェクトに加わる大手の多国籍企業と中小企業とのコ

⁶ アイルランドの海洋資源の持続可能な開発に対する統合されたマッピング

コミュニケーションを促進している。

大がかりな研究課題に対して、相互に合意した作業計画による取り組みの効率を計るため、加盟国は「健康で生産的な海洋」に関するジョイント・プログラム・イニシアティブの協力を促進している。

4. EU イニシアティブの進展

EU の方針は加盟国と地域の活動を強化し、海洋経済の成功の為の方策を構築することで、以下がその例である。

- (1) 企業が投資を行う時に、その法的確実性を付与する海洋空間計画と統合的地域管理に関する欧州委員会イニシアティブの策定。
- (2) 「海洋知識 2020⁷」イニシアティブ。これはインターネットにより、欧州レベルで情報提供を行う各国の情報収集システムに基づく、統合的知識インフラを提供するものである。これには欧州海域の高精細デジタル海底マッピングの基幹事業と 2020 年までの水中の情報の更新が含まれる。効率と革新力を高めることによって、年間 5 億ユーロ⁸を越える効果を生む。
- (3) EU 領海監視を行う共通情報共有環境(CISE)⁹。これにより安全な航行誘導や漁業統制などの活動を行う海事機関同志が、リスクと脅威に関する情報の共有を行い、海洋のビジネス活動のコストとリスクを軽減する。
- (4) 海洋戦略枠組指令¹⁰では、生態系の観点から、環境に対する人類の活動からの全体的な圧力が、2020 年までに実現すべき良好な環境に匹敵するレベルのものに抑制されることを目指している。リオ+20 地球サミットの誓約も多様な海洋生態系の持続的利用への対応を提唱している。
- (5) 障壁のない欧州海域は海洋輸送¹¹の行政手続の簡素化を意味しており、欧州の領海と周辺における自由な海洋輸送を行う「ブルー・ベルト」の実現を促進する。
- (6) 2011 年 12 月に欧州委員会が採択した¹²、欧州の 2 千 3 百万の中小企業に融資の利用を提供する活動計画と、ベンチャー・キャピタル・ファンド¹³の完全な単一市場を創造する新しい EU のアクションプランの提案。
- (7) 知識アライアンスとセクタースキルのアライアンスなどの、近々予定されている「すべてのプログラムの為のエラスムス」計画の資金枠で行われる教育と訓練計画

⁷ COM(2012) 473 final.

⁸ 欧州海洋観察及びデータ・ネットワーク・インパクト評価 8.9.2010 SEC(2010)998

⁹ COM(2010) 584 final.

¹⁰ 2008/56/EC.

¹¹ COM(2009) 10.

¹² COM(2011) 870.

¹³ COM(2011) 860.

活動：「欧州共通の資格のフレームワーク」などのスキルと資格の相互認定制度：産業別技能委員会と EU スキル・パノラマによる、スキルと労働市場ニーズの予知の改善。

- (8) 「海洋と海洋研究と技術革新に関する EU のプログラム」¹⁴が枠組計画から資金拠出され、「FP7 明日の海洋」公募にかんする特別なガイドラインが策定されており、それによって、海洋環境と気候変動に関係或いは無関係のストレス要因の理解を深め、海洋資源の持続可能な利用を促進するアプローチ。将来の Horizon2020 プログラムによって、食糧の確保、クリーンエネルギー、グリーン輸送、気候変動対策、資源の効率性、更にはテーマをまたがる海洋調査などに関する研究と技術革新を促進する。
- (9) LeaderSHIP2015 戦略は EU の造船業界が直面している新しい問題点への対応の改善を行うための検討を現在行っている。¹⁵

2014-2020 年の資金枠からの EU の融資によって、これらの活動を強化する。加盟国と地域は EU の拠出する投資を有望な海洋経済活動とそのインフラに重点的に振り向けることが出来る。

バルチック海、大西洋及びアドリア-イオニア海などへの海洋流域戦略により、共通の問題点と解決策及び活動を特定して新しい資金枠の準備を行う。それによって加盟国が優先事項の特定に早期からの関与を行うことが出来る。例えば、欧州委員会の大西洋戦略に基づいて、大西洋の沿岸地域の国と地域が、2014-2020 年の構造改革予算枠からの資金を優先的に振り向ける投資条件と、Horizon2020 戦略の枠組みの中での研究によって解決すべき知識ギャップの特定を行っている。そして、欧州投資銀行を通じて行う民間セクターの融資を活用することが海洋経済の可能性を切り拓くことになる。

5. ブルー・グロースの重点エリア

雇用創出の可能性¹⁶、技術の向上、革新及び EU レベルの活動の必要性等の検討の結果、以下に取り上げる 5 つのバリューチェーンが海洋経済の持続可能な成長と雇用創出をもたらすと考えられる。明白な政策立案により、民間セクターが海洋経済の持続可能な可能性の実現を主体的に推進することが出来る。このリストは全てを網羅したものではない。現行の EU の政策によって、既に海洋輸送などのセクターで革新を推進している。時間の経過とともに、他のバリューチェーンの新しい検討が政策検討範囲で浮上してくる可能性もある。

¹⁴ COM(2008) 534.

¹⁵ COM(2003) 717.

¹⁶ See Blue Growth Study, ECORYS, 2012.

5.1. ブルー・エネルギー

海洋エネルギーは欧州のエネルギー資源の獲得の効率性を高め、電力業界の陸地使用面積を低めに抑え、欧州の GHG ガス排出量の削減を行う可能性を有している(2020年には約 65MT の CO₂ くらい)。固定価格買い取り制度や環境関連証明書などの、EU の再生可能エネルギー目標と投資奨励策によって、洋上風力発電は欧州で既に急速に拡大している。

2011年に洋上風力発電は10%が稼働し、欧州全体で直接及び間接的に3万5千人を雇用し、年間24億ユーロの投資が行われている。2011年末までにそのキャパは3.8GWとなった。加盟国の国家再生エネルギー活動計画をもとに、風力発電は2020年には494.6TWhとなり、そのうちの133.3TWhは洋上で行われる。2030年までには洋上のキャパの稼働が陸上を上回るだろう。洋上風力は2020年までにEU電力需要の4%、そして2030年までに14%を占めるであろう。これによって2020年までに17万人の雇用が生まれ、2030年までには30万人に達する。洋上風力発電技術のコスト引下げ努力の継続によってその成長を加速させる。以上が「戦略的エネルギー技術計画」(SET-Plan)¹⁷の洋上風力産業政策の要点である。幾つかの加盟国はこの計画に積極的である。

他の洋上風力再生可能エネルギー技術は未だに初期開発の段階で、加盟国は2020年までに控えめの2-4GWの稼働を予定している。技術的なコスト削減によって海洋エネルギーの商業化を加速することが大きな挑戦課題であり、近い将来に毎年倍増が見込まれている。地理的及び海洋学的条件の種々の組み合わせによって様々な技術に対応する。この技術によって風力の変動する供給を補償する予測可能な基本電力供給量を設定できる。

- 潮流ダムはダムの構造であり、湾や河口での大量の海水の流動からエネルギーを得る。欧州の例ではフランスの La Rance 発電所があり、240MWのキャパを持ち、同種の発電所としては世界で第2番目である。
- 波力発電装置は現在実験中で、水面下のタービンは水流(潮流或いは他の)によって駆動されるもので、近く商業化が見込まれる。結論として、2012年には24MWの波力と水流利用の装置が稼働予定。
- 海洋熱エネルギー変換は低温の深海海洋水と暖流の表面海水の間の温度差を利用して熱エンジンを駆動するものであり、カリブ海やインド洋のEUの外国海域で利用する可能性がある。

海洋エネルギー技術の商業的利用にはグリッド接続施設と電送キャパが必要である。今までの他のタイプの再生可能エネルギーへの投資奨励の成功例のように、新

¹⁷ COM(2007) 723 and COM(2009) (519).

しい波力と潮流発電技術には長期的な支援機構が必要となる。

最近取り上げられた通達「再生可能エネルギー：欧州のエネルギー市場の主役」¹⁸で強調された通り、海洋エネルギー分野の研究開発活動の強化が必要である。それによってコストを引き下げ、設備の延命を計り、2020 戦略を達成する為の物流と技術の整備を行う必要がある。EU の研究プロジェクトは時間がかかり、これからの何十年間で普及される波力と潮流技術の研究活動を加速させる必要がある。

融資などの EU の措置は他の投資家の投資を鼓舞するために必須のものである。欧州投資銀行は 2005~2011 年の間に洋上風力発電プロジェクトに 33 億ユーロの貸出を行った。NER300 基金制度¹⁹の最初の 2 億ユーロの証券の売り出しが 2012 年 10 月までには 15 億ユーロに引き上げられた。この一部は加盟国の洋上エネルギーの実験計画の支援に使われる。こうした新技術研究に投資を行い、構造改革基金を使って実験プロジェクトを活性化させる。一方で、潮流ダムを EU の自然保護規則に合致させるため、統合された沿岸域管理と戦略計画の枠組を策定する。

EU の産業界は海洋エネルギー分野で世界のリーダーであり、その技術の輸出により、欧州域外の炭素排出量削減に貢献できる。加えて、安全性とインフラ問題の両者への対応によって、海洋の旧来型エネルギー業界との相乗効果も期待できる。欧州ワイドのオフショア石油とガスの分野における安全性基準の改善²⁰を提唱する欧州委員会の提案は重要なイニシアティブである。旧来型のエネルギー業界との協力で EU における安価なエネルギー供給が確保される。

5.2.水産養殖

魚類は世界中で消費される動物性蛋白質の約 15.7%を占めている。国連食糧農業機関(FAO)の推定²¹によると、そのうちの半分は水産養殖からのもので、2030 年までには 65%に達するという。現在 EU では 25%である。世界的に、水産養殖は年率 6%の成長率であり、動物食糧生産セクターで最も伸びており、年々の世界の人口増加率の 1.8%よりも伸びている。人類の食糧の確保に大きな貢献をしている。アジアにおける水産養殖業の成長は世界の生産量の 89%を占め、年率 5%の上昇であるのに対し、EU の伸びは止まっている。

EU の水産養殖企業は中小企業で、8 万人を雇用している。²²水産養殖は、新鮮で安全な商品を選好する消費者により、高い品質の商品を提供し、持続可能で有機的な産出を行うことによって、成長する可能性を持っている。更に乱獲の被害を軽減し、魚類の保全を行うことで沿岸域社会の産業の振興をもたらす。

¹⁸ COM(2012) 271.

¹⁹ http://ec.europa.eu/clima/policies/lowcarbon/ner300/index_en.html

²⁰ COM(2011) 688 final.

²¹ FAO 世界漁業と水産養殖業 2018

²² 70258 レポート EU 情報収集

水産養殖活動に使う海洋のスペースの不足と世界市場での競合、特に認可手続きに関する行政手続の煩瑣などが成長を阻む問題点である。水産養殖としては野生の魚類と水質に対する潜在的な影響に留意が必要である。現今の経済危機が始まって以来、資金不足で投資が停滞している。

共通漁業政策²³の改革案として欧州委員会は拘束力のない戦略指針、多年次国家戦略計画、そして成功事例の交換などに基づく「開放的協力」により、水産養殖を促進させる。認可手続の行政慣行の簡素化の余地は大いにある。加盟国は持続可能で、他の沿岸域と海洋スペースの利用者の利害に適うような、増産支援を講じることに留意すべきである。例えば風力発電所の周りにケージを作るとか、統合マルチ栄養養殖産業などがある。その措置には欧州海洋漁業基金²⁴による融資の支援がある。研究と革新の為の Horizon2020 将来計画によって、新しい種の育成や遠海での操業の支援を行い、海洋経済の可能性を切り開いていく。

5.3. 海洋、沿岸域とクルーズ観光業

欧州の沿岸域は抜群の美観と多様性と、その陸上に整えられた広範な施設および活動の提供によって、欧州の観光客の 63%が選択する人気のホリデースポットとなっている。²⁵海洋及び沿岸域観光セクターは今や単一の海洋経済活動としては最大で、235 万人を雇用し、これは EU の全雇用の 1.1%である。²⁶企業の 90%の雇用は 10 人以下である。地域によっては観光が沿岸域社会の第二の収入源となっているが、一方では地方経済を支配する程の所もある。

観光客の多くは海岸線にとどまるので、そこでの解放的な海上活動に人気がある。ヨットは年率 2~3%伸びている。EU 全体ではヨット関連産業は 15 万人を雇用し、145 億ユーロの収入を得ている。²⁷EU の造船業は専門化された市場の大型クルーズ船と小型レジャー船市場の両方で成功している。

健康な環境がブルー観光業のすべてにとって重要であり、新しい形の観光業を成長させる可能性となる。高品質の海水浴場と自然の沿岸域及び海洋の生息環境は高い保養価値がある。これは沿岸域の魅力を高め、海洋観光、スポーツ及びクジラの見物などのグリーン観光等の成長の潜在力の増大につながる。欧州の観光業は優れた多様性を有し、従って成長促進政策策定は殆ど不可避免的に、地方又は地域レベルで行われる。欧州の海洋流域はそれぞれ異なる問題点と機会を有しており、独自のアプローチが必要となる。公的行政機関は例えば船舶の停泊地キャパ、港湾施設及び

²³ COM(2011) 417 and COM(2011) 425.

²⁴ COM/2011/0804.

²⁵ 欧州観光の事例と数字 1997-98, Eurobarometer 48, Brussels, 1998

²⁶ ブルーグロース研究からの情報に基づく

²⁷ 欧州クルーズ協議会(2011)

http://download.ecorys.com/fuu/downloads/Europe_cruise_industry_markets_2011_ecc_jun11.pdf

輸送などのインフラ形成投資に対して戦略的なアプローチを選択すべきである。教育課程の向上によって、洞察力を必要とする競争の激しい世界の市場で、市場のシェアを維持し高めるための特別なスキルの高度な基盤を構築すべきである。そのためにはローシーズン中の観光の問題を改善し、観光業による炭素排出と環境への影響を抑制するための措置を用意する必要がある。

各種の危険性、現在の多くの労働者の低いスキルレベルでの活動、多くの欧州沿岸域と海洋の環境に対する観光業の与える大きな影響などを考えると、各海域毎に或いは EU レベルでの措置が非常に大切な対策となる。海洋流域戦略による国境を越えた協力により、高い価値を持つ観光地を発展させることが出来る。欧州委員会は中小企業に対する規則義務などの問題に取り組んでいる。間もなく中小企業の支援を行う特別な措置が提案される。

5.4. 海洋のミネラル資源

2000 年から 2010 年の間に、主として新興経済国の消費者需要により、多くのノンエネルギー関連の原材料²⁸の価格が年率で約 15%の増加を続けた。このうちのいくつかは供給不足のリスクがあり、その中には欧州経済にとって必須となるものが含まれている。²⁹

技術の進化と供給の確保に対する懸念のために、鉍工業企業は海洋からの供給を考慮するようになった。砂と砂利以外の、海洋からの鉍物の採掘と掘削が開始された。現在の大部分の活動は浅海で行われている。2020 年までには、コバルト、銅、亜鉛など世界中の鉍物の 5%は海底から産出される。これは 2030 年までに 10%に上昇する。海洋採掘鉍物の世界全体の売上高は殆ど 0 の状態から今後 10 の間に 50 億ユーロに伸び、2030 年までには 100 億ユーロに増加すると予測される。³⁰

また、ホウ素やリチウム等の溶解ミネラルの海水からの掘削が経済的に実用レベルになる可能性もある。最も有望な埋蔵量として発見されたのは、火山活動ゾーンの熱水鉍物埋蔵物(ブラックスモーカーなどの)から出る金属硫化物である。この地域の熱と圧力は極限状態にあり、これらの海洋生物多様性のホットスポットにおける擾乱の衝撃が起こる為に、これにたいして国連海洋法条約(UNCLOS)の下では保護³¹を提供すべきものとしていることは殆ど知られていない。これらの活動は現在のところ、殆どが各国の領海地域(排他的経済海域と大陸棚)にあり、鉍石を陸地に輸送することには問題は無い。然しながら時として自国領海外に起こることがある。

²⁸ WTO(2010)「2011 年に貿易成長は減少したが、2010 年の記録の上昇に拘わらず危機の状態は続いている」Press - /628,2011 年 4 月 7 日

²⁹ ロンドン金属取引所(LME)は非鉄金属の価格が 2000 年から 2010 年まで 256%上昇することを予測。COM(2011) 25 final とスタッフ作業書類も参照のこと

³⁰ ブルー・グロース研究における産業界の利害関係者の推定

³¹ 国連海洋法条約。194 章 パラグラフ 5

この地域では国際海底機構(ISA)が全てのミネラル関連の活動の監視などの管理活動を統制し、管理する責任を負っている。それによって EU と全ての EU 加盟国が締約国となっている UNCLOS の規定に従い海洋環境の管理を行っている。

もしも海底からの鉱物の採掘が拡大した時は、欧州の企業は彼らの特殊船舶と水中作業の長い経験を生かして、高品質の産物とサービスを提供するのに格好のポジションにある。これからの彼らの競争力は、本質的にリスクのある市場への投資と掘削技術に特化した研究開発、国際的な外国の海域でのライセンス取得、そしてユニークな生態系に対する損傷を回避する強固な措置の実行如何である。海洋の鉱物セクターはオフショアの石油とガスの経験を生かすことが出来る。

EU 政府は欧州の企業が国家の支援を受けている競争企業によって、海洋鉱物のバリューチェーンからはじき出されることがないように担保する措置を行う必要がある。ここには、主要な技術問題に対処する構造的な EU の研究活動によって支援される「原材料に関する欧州イノベーションパートナーシップ」³²の枠組の中の実験的活動も含まれる。EU の関与によって高いレベルの環境的、法的、安全性基準などの保持が行われる。

5.5. 海洋のバイオテクノロジー

海洋の水面下の世界の多くの自然が未探検で調査不足の状態であるので、部分的に生命体の遺伝子配列技術の利用によって、魚と貝類以外の海洋生物が海洋経済への貢献を行う能力は今まさに認識され始めたばかりである。今までにもいくつかの成功例はあった。抗ウイルス薬品の Zovirax と Acyclovir はカリブ海の海綿から抽出されたヌクレオシドから得られた。小さな海洋軟体動物から開発された Yondelis は海洋から出た最初の抗ガン剤であった。海洋の生物多様性の研究によって、例えば、極限的な熱と圧力に耐え、光もなしに成長する生命体が新しい工業用の酵素や薬品を開発するために利用することが出来る。一方で、広範な陸地利用の影響と、バイオ燃料用に栽培される陸性栽培物への水供給不足に関する懸念の結果、藻類をバイオ燃料及び、高付加価値化学品と生物活性化合物などの資源として研究を加速させている。

現在の欧州の雇用見通しは未だに低調で、8億の総付加価値であるこのセクターでは、その成長により高スキルの雇用を増やし、海洋生命体から革新的な新薬が開発されれば、大きな下流の経済への波及効果をもたらす。ごく近いうちに、このセクターは健康薬品、化粧品、工業用バイオマテリアルセクターなどに関する高付加価値商品に重点を置くニッチ市場を創出することが期待されている。これは 2020 年までは中規模のマーケットであるが、代謝剤と第一化学品(脂質、糖類、ポリマー、

³² COM(2012) 82.

蛋白)などの食糧、餌、化学品産業などへの貢献を行うであろう。第3段階として、約15年後あたりでは技術革新によって、海洋のバイオテクノロジーセクターは大衆消費財市場や高付加価値専門商品の供給を行うことになるであろう。

このプロセスを加速させるには、海洋生命体に関する基礎的な研究を統合し、成功の確率は低いが高い成功報酬を目指す工業用アプリケーションに関する応用研究を行うことが必要である。

研究と技術革新への戦略的アプローチを行うことによって、新興の産業セクターが欲する戦略的決定過程の実証化を行う科学的及び技術的基盤が生まれる。この分野における技術的ボトルネックを解消していけば、この分野はすべて投資家の注目の的となる。そして、それによりEU産業が開発ステージから革新的な商品の商業化への推進を行う事が出来る。欧州のアプローチは政策立案者や、民間企業と海洋水産物商品の潜在顧客である一般大衆の中でも大いに注目を集めている。

6. 結論

この通達はEUレベルの新しい活動が、欧州2020戦略の目標に基づいて、海洋経済における長期的成長と雇用の創出を行うことの出来る5つの領域を検討したものである。海洋経済の関心の高まりによってEUの政策立案者に更なる研究と他の有望な領域の活動がもたらされる。

ハイライトされた5つの活動の一つ一つについて、欧州委員会は政策オプションを分析し、更なる戦略を考慮していく必要がある。それには以下が含まれる

- 産業界に、海洋の再生可能エネルギーへの投資に対する確信を与える為に、2013年の通達で海洋再生可能エネルギー問題への対応を説明した、戦略的エネルギー技術計画によって提供された枠組みを考慮することなどを含むオプションの検討
- 加盟国との協力によって、成功事例を実現し、EUにおける水産養殖業に関する戦略的指針について合意し、2013年初めに採択を行うこと
- 海洋と沿岸域の観光業が更なる経済成長に貢献し、不安定な雇用を解消し、環境の持続可能性の向上を行う戦略の検討
- 欧州企業が海底からの鉱物採掘事業で競争力を獲得し、しかもその活動が今まで接することのなかった生態系からの恩恵を享受することを阻害しない戦略の検討。影響評価の通達は2014年に発表される
- 海洋バイオテクノロジーが海洋生命体の生物多様性を利用する場合のオプションの検討影響評価の通達は2014年に発表される

これらの領域の各々についてのオプションの検討としては、海洋経済が必要とする追加

支援を提供する共同アプローチを構築し、将来の欧州経済に積極的な貢献を行い、同時に、将来の世代の為に我々のユニークな海洋環境の保護を行うために、加盟国、企業及び他の関連するステークホルダーとの協議を行うことから始めていく必要がある。

資料5 (海洋政策研究財団 訳) *

中国・全国海洋機能区画 (2011～2020 年)

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

全国海洋機能区画（2011～2020年）

「全国海洋機能区画（2011～2020）」は、2012年3月3日に国務院より批准され、同年4月25日に国家海洋局より公布されている。

序 言

海洋は、巨大な潜在力を持つ資源の宝庫であり、人類の生存及び発展に密接にかかわっている。我が国の管轄海域は広く、持続可能な経済社会発展及び生態文明建設の戦略的空間である。科学的発展観を貫き、海洋資源の合理的な開発利用、海洋生態環境の保護と改善、海洋総合管理能力の向上、海洋経済発展を達成するために、「中国海域使用管理法」、「中国海洋環境保護法」等の法律、及び国家の海洋開発保護における関連方針・政策、「全国海洋機能区画」（2002年）に基づき、「全国海洋機能区画（2011～2020）」（以下、「計画」と呼ぶ）を制定する。

計画は、我が国管轄海域の自然属性、開発利用及び環境保護の現状を科学的に評価し、国家の総合政策と沿海地区発展戦略を調和させるとともに、指導思想、基本原則及び主要目標を示している。また、農漁業、港湾航行運輸、鉱業と城鎮の海域使用、鉱物とエネルギー、観光レジャー、海洋保護、特殊利用、保留等、8種類の海洋機能区を画定するとともに、渤海、黄海、東海、南海及び台湾より東側海域の主要機能と開発保護方向を定めている。計画は、我が国海洋空間の開発、コントロール及び総合管理に関する全体的、基礎的、制約的文書であり、地方レベル海洋機能区画及び各レベル・各種類の海洋関連政策・法規の策定、海域管理、海洋環境保護の推進などにおける重要な根拠となる。

計画の範囲は、我が国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚及びその他の管轄海域である。計画の期間は2011年から2020年までである。

第1章 海洋開発と保護状況

第1節 海域と海洋資源

我が国は、渤海、黄海、東海、南海及び台湾より東側の海域に面しており、温帯、亜熱帯及び熱帯をまたがっている。海岸線は、北の鴨緑江入り江から南の北崙河口まで約1.8万km、島嶼の海岸線は1.4万kmに及んでいる。海岸の種類は多様で、10km²より大きい湾が160カ所ほど、大小規模の河口が10ヶ所、水深が深い自然海岸線が400km以上である。

我が国海洋資源は種類が多く、開発潜在力が大きい。海洋資源の開発利用は、沿海各地の経済社会発展に重要な貢献をしている。2010年、海洋総生産額は国内総生産の10%近くを占めており、海洋関連就業人口は3,300万人を超えている。海水の水産物生産量は2,798万トンで、2002年に比べて26%の成長率を見せている。港湾の数は150ヶ所、年間貨物吞吐量が56.45億トンで、2002年より228%もの増加を見せており、うち世界ランク10位以内の吞吐量を有する港湾は8ヶ所である。海洋石油年間生産量は5,000万トンを超えており、全国オイルガス生産量の20%近くを占めている。海浜観光業の増加額は、全体海洋産業増加額の約22%を占めるなど発展が大きく、もはや海洋経済の支柱産業となっている。

第2節 海域管理と海洋環境保護状況

2002年、国務院では全国海洋機能区画を策定しており、海域管理に科学的根拠を提供している。2010年末まで、国務院及び沿海県レベル以上の地方政府は海洋機能区画に基づき、194万haの海域において海域使用权の確定を行っており、海域使用の中で中長期的に存在している「無秩序、無節度、無償」などの問題を基本的に解決している。建設プロジェクト用の海域24.2万haを審査・許可し、エネルギーや交通など国の重大基礎施設の保障、及び防災などの国民生活のための海域使用ニーズに応えており、沿海地域の発展空間の拡大、経済社会発展を推し進める重要なルートとなっている。また、海水増養殖及び漁港、人工魚礁等の漁業用の海域約160万haにおいて海域使用权を確定し、漁業の発展、漁民収入の向上に海域使用の保障を提供している。

海洋汚染防止及び生態修復建設作業は、継続的に強化されている。国と地方が連携した立体海洋環境モニタリングと評価システムが基本的に形成されている。沿海地区においては、陸起源汚染物のコントロールの強化に有効な措置をとっており、海洋廃棄・排出を減少している。海洋保護区の数と面積は安定的に成長しており、多様なタイプの海洋保護区221箇所を設定している。うち、海洋自然保護区が157箇所、海洋特別保護区が64箇所、総面積は330万ha以上に及ぶ（一部陸域を含む）。また、国家レベルの水産種質資源保護区が35ヶ所設定されており、その海域面積は505.5万haに及ぶ。マングローブの人工移植などの生態修復プロジェクトを通じて、一部地域の海洋生態機能を回復させている。夏季休漁、増殖放流、水産健康養殖、水産種質資源保護区、人工魚礁と海洋牧場などの措置を通じて、海洋漁業資源の減少傾向に歯止めをかけている。現在、我が国管轄海域の海洋環境状況は全体的に良好で、海洋機能区画の管理要求を基本的に満たしている。

しかし、海洋管理と環境保護においては、まださまざまな課題が残されている。海域管理の法律制度と事業ニーズが合っておらず、海域監督管理能力が弱い。海岸及び沿岸域の開発密度が高く、開発可能な海岸線及び沿岸域の予備資源が不足している。工業及び城鎮

建設用の埋立て・囲い込みなど海域使用規模の成長が速く、海岸線の人工化傾向が明らかであり、一部埋立て・囲い込みの海域利用が粗放である。陸域と海域開発の統合ができず、一部の沿海地区における開発は海洋資源環境の許容力に適していない。一部の沿岸海域の汚染が依然として深刻となっており、湿地・干潟の減少傾向が激しく、海洋生態系サービスの低下、赤潮、青潮など海洋生態災害の頻発、油流出、化学危険物流出など重大海洋汚染事故が時々発生している。

第3節 海洋をめぐる情勢

現在及び今後の一時期は、我が国が全面的な「小康社会」を建設する肝心な時期であり、科学的発展の道に進むため、及び生態文明建設レベルを向上させるための重要段階であるゆえ、海洋の開発利用及び環境保護が直面する新しい情勢を正しく認識し、これによる各種問題・矛盾の有効的な解決が必要である。

海洋経済発展戦略の実施を加速する。「中国共産党第17期中央委員会第5次全体会議」では、「海洋経済発展の科学的計画」が提起され、「中国国民経済と社会発展第12次5カ年計画要綱（2011-2015）」において、海洋経済発展を進めるための戦略的計画が行われている。国務院は、数多い沿海地区の地域計画を策定しており、海洋経済発展のモデル地点をスタートさせている。

沿海地区の工業化、都市化が加速している。エネルギー、重化学工業が沿海地区に密集しており、多様な海洋プロジェクト建設の規模拡大、海洋新規産業の迅速な発展などにより、建設用の海域使用ニーズが高くなっている。

陸起源及び海上汚染物の排出量が急速に増加しており、重大海洋汚染事故が頻発している。気候変動による海面上昇、極端な天気と気候による事故の頻発など、海洋自然災害の損失が倍増しており、海洋防災及び突発性事故の対応を巡る情勢は厳しいものである。

海洋産業間のコンフリクトが顕在化しており、漁業資源と生態環境損害が厳しく、海洋開発利用の調和のための課題が大きい。漁業用海域の工業等による海域占用問題が深刻化しており、海面養殖面積の安定化、海洋漁業発展の促進、漁民権益の保護には、多大な課題が残されている。

沿海地区における国民の環境意識が高まっている。清潔な海洋環境、優雅な海浜生活空間と親水海岸へのニーズが高まっており、健康で安全な海洋食品への要求が増加し、原子力発電、危険化学品の安全性問題に高い関心を示している。

海洋権益問題が複雑化している。沿岸国の各国は、海洋戦略を制定し、海洋空間管理、海洋資源の確保、海洋環境の保護等において、海洋の管理と利用を強化している。

我が国経済社会発展及び沿海地区人口の増加によって、海域空間に対する持続的なニーズが必然的に発生する。経済発展のための海域使用ニーズに応える一方、漁業生産、漁民収入増加など基本的・伝統的・海域利用ニーズにも応えとともに、海域生態環境の保全ニーズにも応えなければならない。

第2章 指導思想、基本原則と主要目標

第1節 指導思想

鄧小平理論及び「3つの代表」思想に基づき、科学的発展観を貫徹し、「海洋経済の発展」、「海洋開発、総合管理能力の向上」、「海洋権益の保護」を中心とする戦略実施の新情勢に適応しながら、発展の中の保護、保護の中の発展を堅持する。また、科学的な区画、海域資源の合理的配置、海洋産業の調和、海洋開発空間構造の最適化、海洋資源利用効率の向上、計画的な海域使用、集約的な海域使用、生態的な海域使用、科学的な海域使用、沿海地区経済の安定的な発展などを実現する。

第2節 基本原則

自然属性を基礎とする。海域の位置、自然資源と自然環境等の自然属性に基づき、海域開発利用の適切性、海洋資源環境許容力などを総合的に評価し、海域の基本機能を科学的に確定する。

科学的発展を発展方向とする。経済社会発展のニーズに基づき、各産業による海域使用を調整し、各タイプ建設用の海域使用規模を合理的調整、生産、生活、生態的な海域使用の保障、海洋産業構造の最適化などをめざす。

漁業保護を重点とする。漁業の持続可能な発展の前提は、伝統漁業水域が他産業により占有されないことであり、漁業資源と生態環境の保護は漁業生産の基礎、漁民収入向上の保障である。

環境保護を前提とする。海洋環境保護と生態修復を強化し、海洋環境保護及び陸起源汚

染の予防、汚染物排出管理等の調和を図りながら海洋生態環境を改善し、海洋環境突発事故の予防、河口、海湾、海島、干潟・湿地等海洋生態システムを保護する。

陸域・海域の統合を基本とする。陸域空間と海洋空間の関連性、および海洋システムの特殊性に基づき、陸域と海洋の開発利用と環境保護を調和させる。海岸線の保護を厳格的に行い、河口海域の洪水予防を保障する。

国家安全を確保する。国防安全及び軍事的海域使用ニーズを保障し、海上交通安全及び海底パイプライン安全を保障する。領海基点及び周辺海域の保護を強化し、我が国の海洋権益を保護する。

第3節 主要目標

海洋機能区画の策定及び厳格な実施を通じて、2020年までに下記の主要目標を実現する。海域管理を強化する。海域管理の法律、経済、行政と技術等の手段を徐々に改善し、海洋機能区画の全体計画機能を著しく強化するとともに、海域使用権の市場メカニズムを改善し、海域の国家所有権及び海域使用権者の合法的権益を有効的に保障する。

海洋生態環境を改善し、海洋保護区面積を拡大する。主要汚染物の排出量を初歩的に管理し、重点汚染海域の環境を改善するとともに、一部海域における生態悪化傾向に歯止めをかけ、一部の破壊された海洋生態系を初歩的に修復する。2020年までに、海洋保護区の総面積は我が国管轄海域面積の5%以上、沿岸・近海における海洋保護区面積の11%以上を目指す。

漁業の安定的な海域使用を維持し、水生生物資源の保護を強化する。漁民の生産・生活及び現代化漁業発展の海域使用ニーズを確実に保障し、重要漁業水域、水生野生動植物と水産種質資源保護区を有効的に保護する。2020年までに、水域生態環境を徐々に修復し、漁業資源の衰退及び絶滅危惧種の増加傾向を基本的に抑制するとともに、漁獲能力と生産量及び漁業資源の許容力を合わせ、海面養殖の機能区面積を260万ha以上に確保する。

囲い込み・埋立ての海域使用規模を合理的に管理する。囲い込み・埋立ての年度計画制度を厳格に実施し、囲い込み・埋立ての増加傾向を抑制する。囲い込み・埋立て管理面積を、国民経済全体管理の要求及び海洋生態環境許容力に符合させる。

海域の予備空間資源を保留する。専門的な保留区を区画するとともに、段階的開発制限を厳格的に実施し、将来の発展のために一定数の沿岸海域を保留する。全国沿岸海域保留

区の面積は10%以上とする。海岸線の占用する形の開発利用活動を厳格に管理し、2020年までに、自然海岸線の保有率を35%以上とする。

海域・沿岸域の整備・修復活動を展開する。主に、開発利用により破損された自然景観、生態機能の衰退、防災能力の低下、および利用効率が低下している海域・沿岸域において修復作業を行う。2020年までに、整備・修復済みの海岸線を2,000km以上とする。

第3章 海洋機能区分

第1節 農漁業区

農漁業区とは、農業発展空間の開拓及び海洋生物資源の開発に適し、農業の干拓、漁港と種苗育成場等基礎施設の建設、海面増養殖と漁労、および重要漁業品種保護の海域に供される海域を指しており、具体的に農業干拓区、漁業基礎施設区、養殖区、増殖区、漁労区と水産種質資源保護区が含まれる。農業干拓区は、主に江蘇、上海、浙江及び福建の沿岸に分布されている。漁業基礎施設区は、主に国家中心漁港、一級漁港及び遠洋漁業基地である。養殖区と増殖区は、主に黄海北部、長山群島周辺、遼東湾北部、冀東、黄河口から萊州湾まで、煙台・威海の近海、海州湾、江蘇輻射沙洲、舟山群島、閩浙沿海、粵東、粵西、北部湾、海南島周辺などに分布している。漁労区には主に、渤海、舟山、石島、呂泗、閩東、閩外、閩中、閩南一台湾浅瀬、珠江口、北部湾及び東沙、西沙、中沙、南沙等の漁場があり、水産種質資源保護区は主に、双台子河口、萊州湾、黄河口、海州湾、樂清湾、官井洋、海凌湾、北部湾、東海大陸棚区、西沙付近等の海域に分布している。

農業干拓は、その規模と用途を管理し、囲い込み・埋立て計画及び自然状況に厳格に基づき、科学的な海域使用を目指す。漁港及び遠洋基地建設は合理的に計画し、海岸線と海域の節約・集約的利用を図る。伝統養殖用の海域使用を確保し、集約式海面養殖と現代化海洋牧場の発展をサポートする。海洋水産種質資源の保護を強化し、重要水産種質の資源産卵場、餌場、越冬場及び回遊ルート内における各種の海域使用を厳格に管理し、水門、堤防の建設及び魚類回遊に影響するその他の活動を禁止する。海面養殖による汚染を防ぎ、外来種の侵害を予防するとともに、海洋生態システムの構造と機能の安定を維持する。農業干拓区、漁業基礎施設区、養殖区、増殖区においては、レベル2の海水水質基準に劣らないようにし、漁港区においては現状より劣らない海水水質基準、漁労区、水産種質資源保護区においては、レベル1の海水水質基準より劣らないように実施する。

第2節 港湾航行運輸区

港湾航行運輸区は、港湾航行運輸資源の開発利用に適し、港湾、航路及び投錨地建設に供される海域であり、港湾区、航路区、投錨区が含まれる。

港湾区には、大連港、營口港、秦皇島港、唐山港、天津港、煙台、青島港、日照港、連云港、南通港、上海港、寧波一舟山港、温州港、福州港、アモイ港、汕頭港、深圳港、広州港、珠海港、湛江港、海口港、北部湾港などが含まれる。重要航行運輸水路には、渤海海峡（鉄山水路、長山水路等を含む）、成山頭付近海域、長江口、舟山群島海域、台湾海峡、珠江口、琼州海峡等が含まれる。投錨区は、主に重点港湾と重要航行運輸水路周辺近隣海域に分布する。

港湾岸壁資源の整合を深め、港湾構造の最適化、港湾建設規模とリズムを合理化させ、全国沿海主要港湾の海域使用を重点的にふりあてる。コンテナヤード、埠頭など港湾基礎施設及び一連の臨港設備用の囲い込み・埋立ては、海岸線や海域空間を集約的・効率的に利用する。沿海主要港湾、航行運輸水路と投錨地水域の機能を保護し、航行運輸の安全を保障する。港湾岸壁の利用、運輸体系等は、隣接都市の都市計画とマッチングしなければならない。港湾建設は、海洋水動力環境、海岸及び海底地形への影響を減少し、海岸侵食を防止する。港湾区は、レベル4の海水水質基準に劣らないように実施する。航路、投錨地及び近隣水性野性動植物保護区、水産種質資源保護区等海洋生態がデリケートな港湾区では、現状の海水水質基準に劣らないように執行する。

第3節 工業及び城鎮使用区

工業及び城鎮使用区は、臨海工業及び沿岸城鎮の発展に適する海域であり、工業用海区及び城鎮使用区が含まれる。工業及び城鎮使用区は、主に沿岸の大中都市及び重要港湾隣接海域に分布する。

工業及び城鎮建設用の囲い込み・埋立ては、土地利用計画、城郷計画、河口洪水防止及び総合整備管理計画と合うようにし、節約的・集約的の海域使用原則を貫き、規模の合理化、空間配置の最適化を目指し、海域空間資源の全体機能を向上させる。国家区域発展戦略が定めた建設海域使用を優先的にし、国家級総合改革試験区、経済技術開発区、ハイテック産業開発区、循環経済モデル区、保税港区等の海域使用を重点的に支援する。国家産業政策が支援する産業の海域使用を重点的にふりあて、海水の総合利用を支援し、高エネルギー消費、高汚染及び資源消耗型工業の海域使用を厳格に制限する。適切な海域において、離岸、人工島式囲い込み・埋立てを行い、海洋水動力環境、海岸及び海底地形への影響を減少し、海岸侵食を防止する。工業の海域使用は、環境保護措置を着実に、汚染水排出を厳格に管理し、工業生産により海洋環境の汚染を避ける。新しい原子力発電所、石油化学

等危険化学品項目は、人口密集城鎮を遠く離れる。城鎮使用区は、社会公益項目の海域使用を保障し、公共親水ニーズを保護するとともに、自然海岸線と海岸景観の保護を強化することを通じて、住みやすい海岸生態環境を造成する。工業及び城鎮使用区は、レベル3の海水水質基準に劣らないように執行する。

第4節 鉱物及びエネルギー区

鉱物及びエネルギー区は、鉱物資源と海洋エネルギーの開発利用に適し、オイルガスや固体鉱物などの掘削、採取、塩田と再生可能エネルギー等の開発利用に供される海域であり、オイルガス区、固体鉱物生産区、塩田区、再生可能エネルギー区が含まれる。

オイルガス区は、渤海湾盆地（海上）、北黄海盆地、南黄海盆地、東海盆地、台西盆地、台西南盆地、珠江口盆地、琼東南盆地、莺歌海盆地、北部湾盆地、南海南部沈積盆地等オイルガス資源が豊富な海域に分布する。塩田区は、主に遼東湾、長芦、莱州湾、淮北等の塩生産区域である。再生可能エネルギー区には、主に浙江、福建と広東等近海の重点潮汐エネルギー区、福建、広東、海南と山東沿岸の波浪エネルギー区、浙江舟山群島（亀山水路）、遼寧大三山島、福建崙山島と海壇島海域の潮流エネルギー区、西沙群島付近海域の温度差エネルギー区、及び海岸・近海の風力エネルギー区が含まれる。

オイルガス資源探査開発用の海域使用ニーズを重点的に保障し、海洋再生可能エネルギーの開発利用を支援する。「深い水深、遠い岸」原則に基づき、海上風力発電を科学的に評価・計画し、海上風力発電とその他産業の調和的發展を促進する。海洋保護区、侵食海岸、防護林の周辺海域においての砂利採取等鉱物資源の生産を禁止し、砂利採取による重要水産種質資源産卵場、餌場と越冬場の破壊を防止する。海洋オイルガスの探査、掘削中の環境管理要求を厳格に執行し、海上オイル流出等海洋環境突発汚染事故を防止する。オイルガス区においては、現状の海水水質基準に劣らないように実施し、固体鉱物生産区においてはレベル4の海水水質基準に劣らないように、塩田区及び再生可能エネルギー区においてはレベル2の海水水質基準に劣らないように執行する。

第5節 観光レジャー区

観光レジャー区は、海浜及び海上観光資源の開発利用に適し、景観観光区の開発及び海上レジャー・娯楽活動場の建設に供される海域であり、景観観光区とレジャー・娯楽区が含まれる。

観光レジャー区は、主に国家級景観名勝地、国家級観光休暇区、国家5A級観光景観区、

国家級地質公園、国家級森林公園等の周辺海域及びその他観光資源が豊富な海域である。観光レジャー区の開発建設は、規模の合理的管理、空間配置の最適化を行い、海岸線、海湾、海島等重要観光資源の秩序ある利用を実施する。生態環境保護措置を厳格に実施し、海岸自然景観と砂浜資源を保護するとともに、観光活動の海洋生態環境に与える影響を避ける。現在の都市生活用及び観光レジャー区の海域使用を保障し、非公益性の施設による公共観光資源の占用を禁止する。城鎮周辺海域の海岸整備と修復を展開し、新しい観光レジャー区を形成する。観光レジャー区においては、レベル2の海水水質基準に劣らないように実施する。

第6節 海洋保護区

海洋保護区は、海洋資源、環境、及び生態の保護に供される海域であり、海洋自然保護区、海洋特別保護区が含まれる。

海洋保護区は、主に鴨緑江口、遼東半島西部、双台子河口、渤海湾、黄河口、山東半島東部、蘇北、長江口、杭州湾、舟山群島、浙閩沿岸、珠江口、雷州半島、北部湾、海南島周辺等の近隣海域に分布する。国家の関連法律法規に基づき、海洋保護区の更なる管理を強化し、保護区内において保護対象物に影響を与える海域使用を厳格に制限することを通じて、海洋生態環境と生物多様性を維持、回復、改善し、自然景観を保護する。

海洋特別保護区の管理を強化する。海洋生物の絶滅危惧があり、海洋生態システムが典型的、海洋地理条件が特殊、海洋資源が豊富な近海、沖合と群島海域において、新しい海洋自然保護区と海洋特別保護区を建設することを通じて、海洋保護区の面積を更に増加させる。海洋保護区に設定されようとする海域における開発建設行為を禁止する。タイプが多様で、合理的配置、高機能の海洋保護区ネットワーク体系を構築し、海洋生態保護と周辺海域の開発利用の調和発展を促進する。海洋自然保護区においては、レベル1の海水水質基準に劣らないように執行し、海洋特別保護区においては各機能にふさわしい海水水質基準を実施する。

第7節 特殊利用区

特殊利用区は、その他の特殊用途により排他的使用に供される海域であり、海底パイプラインの敷設、海上橋の建設、汚水排出等の特殊利用区が含まれる。

海底パイプライン、海上橋及び海底トンネル用の使用海域において、その他永久性の建築物の建設を厳格に禁止し、海上活動の従事において、必ず海底パイプライン、海上橋と

海底トンネルを保護しなければならない。海洋排出区を合理的に区画し、国家大中規模の港湾、河口航路の建設を重点的に保証し、浚渫物の投入ニーズを保護する。汚水排出の海域使用においては、監督、監視と検査を強化し、周辺機能区の環境影響を防止する。

第8節 保留区

保留区は、海域予備空間資源の保留を指しており、専門的に計画された計画期間内において開発行為を制限する海域である。保留区は、主に経済社会的要素により暫定的に開発利用していない或いは基本機能の確定に適しない海域、科学技術手段等の要素により現段階では利用が難しい或いは利用不可能な海域、及び長い発展の観点から保留すべきであると思われる海域が含まれる。

保留区では、管理を強化し、無秩序な開発を厳格に禁止する。海域自然属性の変更を伴う開発利用が確実に必要である場合、予め省レベル海洋機能区画を改定し、保留区の機能を調整するとともに、関連のプロセスに従って許可を受ける。保留区においては、現段階の海水水質基準に劣らないように実施する。

第4章 海区主要機能

本計画では、我が国管轄海域を渤海、黄海、東海、南海と台湾より東側海域の5ヶ所の海区、29ヶ所の重点海域に区画する。

第1節 渤海

渤海は、半閉鎖性の内海であり、その海岸線は老鉄山角から蓬萊角まで長さ約2,700kmある。沿海地区は、遼寧省（一部）、河北省、天津市と山東省（一部）が含まれる。海域面積は約7.7万km²である。渤海は、北方地区の改革開放の海上の玄関口、及び環渤海地区経済社会発展の重要な支柱である。海区の開発利用度が高く、環境汚染及び水性生物資源の衰退などの問題が顕在化する。

渤海海域は、最も厳格な囲い込み・埋立て管理政策を実施し、大規模囲い込み・埋立て行為を制限するとともに、環渤海区域の経済成長による海域資源の過剰消耗を削減し、節約的・集約的海岸線や海域の利用を図る。最も厳格な環境保護政策を実施し、陸域・海域の統合、河・海の統合を堅持するとともに、重点海域における汚染物排出総量規制制度を実施する。漁業資源に影響の大きい漁業関連海域使用プロジェクトを厳格に制限し、渤海

生態システムを修復する。双台子河口湿地の生態機能を徐々に修復し、黄河、遼河等河口海域と沿岸海域の生態環境を改善する。高汚染、高エネルギー消費、高生態危険性及び資源消費型の海域使用を厳格に管理し、海上オイルガスの探査・掘削の環境管理を強化するとともに、オイルガス流出、赤潮等重大海洋環境災害事故を防止し、渤海海洋環境の早期警報体制と突発事故の応急措置体制を構築する。渤海海峡区域における航行運輸水路の交通安全を保護し、渤海海峡の環境トンネル研究を展開する。

1. 遼東半島西部海域

大連老鉄山角から營口大清河口の周辺海域が含まれ、主な機能は、漁業、港湾航行運輸、工業及び城鎮使用及び観光レジャーである。

旅順西部から金州湾に至る沿岸においては、海浜観光を重点的に発展させ、城鎮建設を適度に行うとともに、海岸景観保護及び建設を強化し、海岸生態と城鎮環境を保護する。普蘭店湾においては、海浜城鎮建設を重点的に発展させ、沿岸の総合整備・修復を展開し、沿岸生態環境を保護する。長興島においては、港湾運輸及び装備製造を重点的に発展させ、海域及び海岸線の節約的・集約的利用を図る。瓦房店北部から營口南部に至る海域においては、海浜観光、漁業等産業を発展させ、營口白沙湾砂浜等海域の総合整備・修復プロジェクトを展開する。仙人島から大清河口海域においては、港湾航行運輸による海域使用を保障し、現代海洋産業の向上を推し進める。本海域近海及び島嶼周辺海域においては、アザラシ自然保護区等海洋保護区の建設と管理を強化する。

2. 遼河三角洲海域

營口大清河口から錦州小凌河口周辺海域が含まれ、主な機能は海洋保護、鉱物生産及びエネルギー開発、漁業である。双台子河、大凌河河口区域においては、海洋保護区の建設と管理を重点的に強化し、干潟・湿地の自然生態システムを保護するとともに、沿岸海域の水質、底質と生物環境質を改善し、翅碱蓬湿地の生態システムを修復・保護する。遼東湾頂部においては、生態環境優先原則に基づき、オイルガス資源探査開発及び関連装備製造を着実に進めるとともに、保護区、漁業等の海域使用との関係を調和させる。大遼河河口付近及びそのより東側の海域においては、城鎮及び工業建設を適度に発展させ、海洋サービス機能を改善する。凌海盤山浅海区域においては、漁業資源の保護と利用を強化する。本海域においては、汚染物排出総量規制制度を実施し、海洋環境を改善する。

3. 遼西冀東海域

錦州小凌河口から唐山滦河口周辺海域が含まれ、主な機能は観光レジャー、海洋保護、工業及び城鎮使用である。錦州白沙湾、葫芦岛龍湾から菊花島、緩中西部に至る海域、及び北冀河から昌黎に至る海域においては、海浜観光を重点的に発展させ、六股河、滦河等河口海域と典型的な砂質海岸の自然生態を保護するとともに、囲い込み・埋立てによる海域使用を厳格に制限し、砂利採取活動を禁止する。錦州大筆架山、緩中砂質海岸、北冀河重要砂浜、昌黎黄金海岸等の修復と保護を積極的に展開する。錦州湾、秦皇島な南部海域においては、港湾航行運輸を発展させる。興城、山海关から昌黎新開口海域においては、海浜城鎮の建設を行うとともに、それによる海岸自然景観・地形の破壊を防止し、海水浴場景観区海域の環境の質と安全を保護する。

4. 渤海湾海域

唐山滦河口から冀魯海域境界に至る海域が含まれ、主な機能は港湾航行運輸、工業及び城鎮使用、鉱物生産及びエネルギー開発である。天津港、唐山港、黄骅港及び周辺海域においては、港湾航行運輸を重点的に発展させる。唐山曹妃甸新区、天津海浜新区、沧州渤海新区等のクイ域においては、臨海工業及び生態城鎮の集約的発展を図る。本海域では、オイルガス資源探査・開発を積極的に行う。臨海工業及び港湾区の海洋環境修復を強化し、天津古海岸湿地、大港海浜湿地、漢沽海浜湿地、浅瀬生態システム、黄骅古貝殻堤、唐山樂亭石臼坨初等など海洋保護区の生態環境を保護するとともに、多様なタイプの海洋保護区計画と建設を積極的に推し進める。塩業、漁業等伝統的な海洋資源の利用効率を安定的に向上する。干潟・湿地生態システムの整備・修復を展開し、海岸景観の質及び海浜城鎮区の居住環境レベルを向上する。本海域においては、汚染物排出総量制度を実施し、海洋環境の質を改善する。

5. 黄河口及び山東半島西北部海域

冀魯海域境界から蓬萊角に至る海域が含まれ、主な機能は海洋保護、農漁業、観光レジャー、工業及び城鎮使用である。黄河口海域においては、主に海洋保護と海洋漁業を発展させ、国家重要湿地、国家地質公園、海洋生物自然保護区、国家級海洋特別保護区、黄河入り江、水産種質資源保護区等を核心とする海洋生態系の建設と保護を強化する。また、海浜湿地の生態サービス機能、古貝殻堤典型地質遺跡及び重要水産種質資源を保護し、生物多様性を保護するとともに、生態環境改善を促進し、重化学工業及び高エネルギー消耗、高汚染的な工業建設を厳しく制限する。黄河口から萊州湾に至る海域においては、滨州、東營、濰坊北部、萊州、龍口特色臨港産業区などの集約的開発を図り、海浜観光業を発展させ、漁業、海水利用、海洋生物、風力エネルギー等生態型海洋産業の合理的発展とともに、水産種質資源保護を強化し、三山島等海洋生物自然保護区を重点的に保護する。本海

域の海洋開発と黄河口地区の高潮・洪水防止と協調させる。岬島北部から蓬萊角及び廟島群島に至る怪異においては、海浜観光、海洋漁業を重点的に発展させ、廟島群島の海洋生態システムを強化し、長山水路航行運輸機能を保護する。黄河三角洲河口海浜湿地、萊州湾海域においては、総合整備と修復を展開する。本海域においては、汚染物排出総量規制を行い、海洋環境の質を改善する。

6. 渤海中部海域

渤海中部に位置し、我が国の重要な海洋鉱物資源の利用区域であり、主な機能は鉱物生産及びエネルギー開発、漁業、港湾航行運輸である。西南部、東北部海域においては、オイルガス資源探査開発を重点的に発展させ、オイルガスの探査・掘削と航行運輸用の海域間関係の調和を図る。本海域では、風力エネルギー、潮流エネルギー等再生可能エネルギーと海砂等鉱物資源の調査、開発を積極的に行う。漁業資源を合理的に利用し、重要漁業品種の増殖と回復を展開する。海域生態環境質の観測、赤潮、油流出等海洋環境災害事故の防止を強化する。

第2節 黄海

黄海の海岸線は、北の遼寧鴨緑江口から南の江蘇启東角まで長さ約4,000kmである。沿海地区には、遼寧省（一部）、山東省（一部）と江蘇省が含まれる。黄海は、半閉鎖式の大陵棚浅海であり、自然海域面積は約38万km²である。沿岸には、優良な床岩の港湾が多く、海岸地形景観が多様で、砂浜幅が長く、我が国の北方観光レジャー及び城鎮居住の主要区域である。シルトタイプ（粘土状タイプ）の干潟が広く、海洋生態システムが多様で、国際的に優先保護する海洋生態区の一つである。黄海海域では、水深の深い港湾資源の利用を最適化し、国際的、国内的に航行運輸のハブを建設し、成山頭等重要水路機能を発揮するとともに、海洋交通安全を保障する。沿岸海域、長山群島海域の伝統養殖の海域面積を安定させ、重要漁業資源の保護を強化するとともに、現代化海洋牧場を建設し、増殖・放流を積極的に展開する。江蘇沿岸の干拓を合理的に計画し、シルトタイプの干潟資源を効率的に使用する。海上風力発電の配置を科学的に論証し、計画する。

7. 遼東半島東部海域

丹東鴨緑江口から大連老鉄山角に至る海域が含まれ、主な機能は漁業、観光レジャー、港湾航行運輸、工業及び城鎮使用、海洋保護である。鴨緑江口から大洋河口、城山頭、老鉄山に至る海域においては、生態保護及び海浜観光を主に発展させ、鴨緑江口と大洋河口海浜湿地生態システムを保護する。長山群島海域においては、海島生態観光及び海洋牧

場建設を主に発展させ、海島生態システムを保護し、漁業、海島保護と基礎施設建設間の関係を調和する。大連市南部海域においては、主に海浜城鎮建設と観光を発展させ、城山頭、金石灘、小窑湾など大連南部海岸景観生態を保護し、現代海洋サービス産業の向上を進める。大連湾から大窑湾海域、大東港に至る海域においては、港湾航行運輸を発展させ、海上交通と国防安全を保障する。大東港西部海域、庄河周辺海域、花園口、大小窑湾、大連湾頂部においては、海浜城鎮と現代臨港産業を重点的に発展させる。沿岸海域の環境保護と整備を強化し、堆子湾、老虎灘湾、大連湾などの湾システムを修復する。

8. 山東半島東北部海域

蓬萊角から威海成山頭に至る海域が含まれ、主な機能は、漁業、港湾航行運輸、観光レジャーと海洋保護である。蓬萊角から暢河に至る海域においては、海浜観光、海洋漁業を重点的に発展させる。套子湾西北部、芝罘湾海域においては、港湾航行運輸を重点的に、煙台市区から成山頭に至る海域においては、海浜観光と現代サービス業を重点的に発展させる。本海域においては、海洋開発を秩序化し、成山頭水路、煙台・威海沿岸の航路等港湾航行運輸機能を保護する。沿岸砂利採取と砂質海岸地区における囲い込み・埋立てを厳格に禁止する。崆峒列島、長島、依島、成山頭、牟平砂質海岸、劉公島等海洋生態システムを重点的に保護する。芝罘湾、威海湾、養馬島、金山港、双島湾等海域の総合整備を進める。

9. 山東半島南部海域

威海成山頭から蘇魯海域境界に至る海域が含まれ、主な機能は海洋保護、観光レジャー、港湾航行運輸、工業及び城鎮使用である。成山頭から五壘島湾に至る海域においては、海洋漁業を主に発展させ、栄成沿岸海域においては、港湾建設と観光レジャー開発の調和を図り、臨海工業を適度に発展させる。五壘島湾から日照に至る海域においては、海浜観光業を主に発展させ、生態配慮型海浜城鎮を建設するとともに、観光区内の自然岩礁海岸線、砂浜等海岸自然景観の破壊を禁止し、干潟・湖、海湾等生態システムの保護、胶州湾、千里岩島等海洋生物自然保護区の建設を強化する。青島西南部、日照南部においては、港湾航行運輸及び臨港工業を合理的に発展させ、石島湾、丁字湾、胶州湾等湾の総合整備を展開する。

10. 江蘇沿岸海域

江蘇省連云港、塩城と南通3市周辺の海域が含まれ、主な機能は海洋保護、港湾航行運輸、工業及び城鎮使用、農漁業、鉱物生産及びエネルギー開発である。海州湾と灌河口より北

側の海域においては、連云港を中心とする港湾航行運輸を重点的に発展させ、海浜工業、城鎮使用区、観光レジャー区を主に配置する。灌河口から射陽河口に至る海域においては、海面養殖、港湾と臨港工業を主に発展させる。射陽河口南部から启東角と輻射沙洲に至る海域においては、農漁業、港湾航行運輸、工業及び城鎮、再生可能エネルギー—開発等を調和的に発展させる。本海域においては、海域干潟開発と管理を強化し、海洲湾生態システム、塩城丹頂鶴、大豊麋鹿、蠣蚶山牡蠣礁、呂泗漁場水産種質資源等保護区の建設と管理を推進するとともに、射陽河口から東灶港湾に至るシルトタイプ海岸、廢黄河三角洲と東灶港湾から蒿枝港湾に至る侵食海岸の総合整備を実施する。本海域においては、汚染物排出総量規制制度を実施し、海洋環境の質を改善する。

11. 黄海大陸棚海域

長山群島より南側、山東半島と蘇北海域外側の大陸棚平原に位置しており、我が国の重要な海洋鉱物生産・エネルギー利用と海洋生態環境保護区域となる。本海域においては、大陸棚盆地区におけるオイルガス資源の探査開発、及び浅海大陸棚砂資源の調査・評価を積極的に展開し、漁業資源の合理的開発を行う。黄海海洋生態システムの保護を積極的に推し進め、重要水産種質資源の産卵場、餌場、越冬場と回遊ルート of 保護を強化し、クルマエビと回遊性魚類の増殖放流規模を拡大する。

第3節 東海

東海の海岸線は、北の江蘇启東角から南の福建詔安鉄炉港に至るまで長さ約5,700kmである。沿海地区には、江蘇省の一部地域、上海市、浙江省と福建省が含まれる。自然海域面積は約77万km²である。東海は太平洋に向い、戦略的地位が重要であるとともに、海岸が曲りくねっており、港湾、島嶼が多く、沿岸の地表を流れる雨水が発達するほか、湿地資源が豊富で、生態システムが多様性に富む、我が国における海洋生産力の最高の海域である。

東海海域は、長江口と海峡西岸区域の港湾、水深の深い岸壁、航路資源の優位を十分に発揮し、国際化大型港湾と臨港産業を重点的に発展させ、国際航路中心位置の優位を強化するとともに、海上交通安全を保障する。海灣、海島及び周辺海域の保護を強化し、湾内の埋立て及び埋立てによる島つなぎを制限する。重要漁場と水産種質資源の保護を強化し、遠洋漁業を発展させるとともに、漁業と海洋生態保護の調和的發展を促進する。東海大陸棚オイルガス鉱物資源の探査開発を強化する。海底パイプラインと航行運輸、漁業等による海域使用の関係を調和し、海底パイプラインの安全を確保する。

12. 長江三角洲及び舟山群島海域

長江口、杭州湾と舟山群島周辺の海域が含まれ、主な機能は港湾航行運輸、漁業、海洋保護と観光レジャーである。長江口周辺海域においては、上海港を核心とする港湾航行運輸サービス体系及び海洋先進製造業を重点的に発展させ、海洋生物医薬、新エネルギー等戦略的新規産業の育成を加速する。また、長江口航路の保護を重視し、航行運輸と洪水・高潮防止安全を保障するとともに、農業干拓を適度に展開し、沿岸海域と海島周辺海域における囲い込み・埋立てと砂利採取活動の管理を強化するほか、港湾航行運輸、河川水路整備とその他海洋開発活動の関係を調和する。杭州湾、寧波―舟山海域においては、港湾航行運輸業、臨港工業、海洋レジャー及び海洋漁業を重点的に発展させ、浙江舟山群島新区の建設を支援し、海島開発と開放を推進するとともに、オイルガス等鉱物資源の探査・掘削を強化する。崇明東灘鳥類、九段沙湿地、長江口北支河口湿地、長江口中華チョウザメ、杭州湾金山三島、五峙山、韭山列島、東海太刀魚水産種質資源等保護区建設を強化し、河口、湿地、湾、海島と舟山漁場生態環境を保護する。破壊された沿岸海域の整備・修復を重点的に展開する。本海域においては、汚染物排出総量規制制度を実施し、海洋環境の質を改善する。

13. 浙中南海域

台州、温州周辺海域が含まれ、主な機能は漁業、港湾航行運輸、工業及び城鎮使用である。台州湾から楽清湾に至る海域においては、主に港湾航行運輸と臨港産業を発展させ、干潟干拓を適度に行い、海浜城鎮の建設、地域環境に適した海洋エネルギーの開発を図るとともに、海浜湿地保護及び南麂列島、漁山列島等保護区の建設を強化する。甌江口から浙閩境界に至る海域においては、主に港湾航行運輸業と海洋観光業を発展させ、干潟の干拓を適度に行い、工業及び海浜城鎮を建設する。洞頭列島海域においては、海島資源の保護と開発を重点的に推進し、海島特色のある海浜生態観光と海洋漁業を積極的に発展させる。本海域における海洋開発は、島・岩礁システム自然景観の保護を重視し、重要島礁、海湾地区における囲い込み・埋立て活動を厳格に制限し、魚山漁場、温台漁場の生態環境を保護するとともに、重要漁場生物資源と破損された島礁生態システムを修復する。本海域においては、汚染物排出総量規制制度を実施し、海洋環境の質を改善する。

14. 閩東海域

閩浙境界から福州岐半島に至る海域が含まれ、主な機能は海洋保護、工業及び城鎮使用、漁業である。沙埕港から晴川湾に至る海域においては、主に漁業基礎施設、工業及び城鎮を発展させ、マングローブ生態システムと海洋稀少水性生物を保護し、地域環境に適した海洋エネルギーを開発する。福寧湾海域においては、主に漁業資源保護、海島生態システ

ム保護と海浜観光等を発展させる。三沙湾海域においては、主に港湾航行運輸、臨港工業及び城鎮、海面養殖、海洋保護等を発展させる。羅源湾海域においては、主に港湾航行運輸と臨港工業を発展させる。本海域においては、湾内囲い込み・埋立てを厳格に制限し、節約的・集約的の海域使用を図るとともに、海島、マングローブ生態システムと重要水産種質資源の保護を重視する。

15. 閩中海域

福州黄岐半島から湄洲湾南海岸に至る海域が含まれ、主な機能は工業及び城鎮使用、漁業、海洋保護である。黄岐半島から海坛島魁夷においては、主に港湾航行運輸、工業及び城鎮、海面養殖、海洋保護区建設を発展させ、地域環境に適したエネルギー開発を行うとともに、閩江口海浜湿地の生態システム、長楽海蚌資源、平潭中国カブトガニ自然生態システムと、山洲島イガイ繁殖区生態システムを修復・保護する。

16. 閩南海域

湄洲湾南海岸から閩粵海域境界に至る海域が含まれ、主な機能は港湾航行運輸、観光レジャー、漁業、工業及び城鎮使用である。泉州湾海域においては、港湾航行運輸、海洋保護、観光、漁業基礎施設建設を中心に、泉州湾河口湿地を重点的に保護する。アモイ湾及び周辺海域においては、主に港湾航行運輸、海浜観光、工業及び城鎮と保護区建設を発展させ、重要港湾を中心に臨港工業集中区を重点的に発展させる。また、海峡西海岸都市群の発展を進め、アモイ市を中心に海浜観光を積極的に発展させるとともに、アモイ海洋稀少種、九龍江口マングローブ林等重要海洋生態システムを重点的に保護する。アモイ湾南から閩粵境界に至る海域においては、主に海洋漁業、臨港工業、海洋観光、保護区建設等を発展させ、萊屿列島、東山島を中心に、海島特色のある観光業の発展を進めるとともに、漳江口マングローブ、東山サンゴ礁等重要海洋生態システムを重点的に保護する。本海域においては、汚染物排出総量規制制度を実施し、海洋環境の質を改善する。

17. 東海大陸棚海域

上海、浙江、福建より東側排他的経済水域と大陸棚海域が含まれ、我が国における重要な海洋生物生産及びエネルギー利用と海洋漁業資源利用区域である。本海域においては、オイルガス資源と浅海砂資源の探査・開発を重点的に強化し、東海オイルガス資源採取基地を建設するほか、伝統漁業資源区の回復と合理的利用を強化し、上昇流区、魚類産卵場、餌場等重要海洋生態システムの保護と管理を重点的に強化する。また、海洋環境観測、オイル流出等海洋環境災害と突発性事故の発生の防止を強化する。重要な国際航行運輸水路

と海底パイプライン施設の安全を保護する。

18. 台湾海峡海域（略）

第4節 南海

南海の海岸線は、北の福建詔安鉄炉港から南の広西北崙河口に至るまで長さ約5,800kmである。沿海地区には、広東、広西と海南3省が含まれる。自然海域面積は約350万km²である。南海は、豊富な海洋オイルガス資源、海浜と海島観光資源、海洋エネルギー資源、港湾航行運輸資源、独得な熱帯・亜熱帯生物資源を有するとともに、我が国における最も重要な海島とサンゴ礁、マングローブ林、藻場等熱帯生態システムの分布区域である。

南海北部の沿岸海域、特に河口、海湾海域は、伝統経済魚類の重要な産卵場と餌場である。南海海域は、海洋資源の保護を強化し、北部沿岸海域、とくに河口、海湾海域の囲い込み・埋立ての規模を厳格に管理し、海島とサンゴ礁を保護対象とする保護区建設を加速するとともに、水生野性動物保護区と水産種質資源保護区建設を強化する。重要な海島基礎施設の建設を強化し、南海漁業発展を進め、観光資源を開発する。また、海洋生物、オイルガス資源の調査と深海科学技術研究を展開するとともに、南海海洋資源の開発利用を推進する。琼州海峡海底トンネル研究を展開する。

19. 粵東海域

汕頭、潮州、揭陽、汕尾等都市周辺海域が含まれ、主な機能は海洋保護、漁業、工業及び城鎮使用、港湾航行運輸などがある。大埕湾から柘林湾に至る海域においては、漁業、港湾航行運輸を重点的に発展させ、大埕湾中華白イルカとアリソガイ種質資源及び海洋生態システムを保護する。南澳海域においては、生態観光と養殖、クリーンエネルギー等の産業を重点的に発展させ、海山島、南澳島観光を保護し、海島の自然属性を保護するとともに、南澎列島、勒門列島及び周辺海域の生物多様性、南澎列島領海基点を保護する。南澳から広澳湾に至る海域においては、工業及び城鎮、港湾航行運輸、漁業と観光レジャーを重点的に発展させ、マングローブ林、中国イセエビと中国白イルカを重点的に保護するとともに、牛田洋、濠江等海域の水動力条件と洪水・高潮防御力を維持する。海門湾から神泉港に至る海域においては、漁業、港湾航行運輸、工業及び城鎮を重点的に発展させ、石碑山角領海基点と沿岸珊瑚礁生態システムを重点的に保護する。碣石湾から紅海湾に至る海域においては、漁業、海洋保護、港湾航行運輸を重点的に発展させ、碣石湾タツノオトシゴ資源を保護し、沿岸珊瑚礁生態システム、海洋生態環境と生物多様性を厳格に保護する。

20. 珠江三角海域

広州、深圳、珠海、惠州、東莞、中山、江門周辺海域が含まれ、主な機能は港湾航行運輸、工業及び城鎮使用、海洋保護、漁業、観光レジャーである。大亜湾から大鵬湾に至る海域においては、海洋保護、港湾航行運輸、観光レジャーを重点的に発展させ、マングローブ林、珊瑚礁及びウミガメ等生物資源を重点的に保護し、針頭岩領海基点を保護する。獅子洋から伶仃洋に至る海域においては、港湾航行運輸、工業及び城鎮、観光レジャーを重点的に発展させ、中華白イルカ、黄唇魚（*Bahaba flavolabiata*）とマングローブ林等生物資源を重点的に保護し、獅子洋両海岸では囲い込み・埋立てを厳格に制限するほか、洪水防止・廃水と航路安全を保障する。万山群島においては、海洋保護、観光レジャー、港湾航行運輸、漁業を重点的に発展させ、佳蓬列島領海基点、及び産業と上昇流生態システムを重点的に保護する。磨刀門から鎮海湾に至る海域においては、港湾航行運輸、工業及び城鎮、漁業、観光レジャーを重点的に発展させ、横琴の全体発展計画に基づく海域使用を重点的に配置する。珠江口外側においては、オイルガスと鉱物資源の探査開発を重点的に展開し、囲夾島と大帆領海基点を保護するとともに、中華白イルカ等生物資源及びマングローブ林と藻場等生態システムを保護する。本海域においては、海岸、海湾及び周辺海域における修復整備を強化する。本海域においては、汚染物排出総量規制制度を実施し、海洋環境の質を改善する。

21. 粵西海域

陽江、茂名、湛江周辺海域が含まれ、主な機能は海洋保護、漁業、港湾航行運輸である。海凌湾においては、漁業、港湾航行運輸を重点的に発展させ、臨海工業による海域使用ニーズを保障するとともに、海凌島、南鵬列島藻場等海洋生態システムを重点的に保護し、大樹島イセエビ種質資源を保護する。博賀湾から水東湾に至る海域においては、漁業、港湾航行運輸を重点的に発展させ、博賀中心漁港を中心に現代化漁業産業基地を発展させるとともに、沿岸珊瑚礁生態システムとマングローブ林を重点的に保護し、大放鶏島海域のナメクジウオ自然資源を保護する。水東湾から湛江湾に至る海域においては、港湾航行運輸、漁業と海洋保護を重点的に発展させ、湛江のハブ港及び臨海産業の総合発展を重点的に支援し、東海島付近海域の藻場生態システム、吳陽ナメクジウオ魚種種質と湛江硇洲島海洋資源を保護するとともに、特呈島周辺海域マングローブ湿地生態システムの修復を展開する。雷州湾から英羅港に至る海域においては、海洋保護、漁業、港湾交通運輸を重点的に発展させ、漁業による海域使用を保障するとともに、マングローブ林、珊瑚礁、藻場等生態システムを重点的に修復・保護し、中華白イルカ、真珠貝、ジュゴン等生物資源を保護する。本海域においては、汚染物排出総量規制制度を実施し、海洋環境の質を改善する。

22. 桂東海域

桂粵境界から大風江に至る海域及び潤洲島から斜陽島に至る海域が含まれ、主な機能は港湾航行運輸、観光レジャー、海洋保護、漁業である。鉄山港湾海域においては、港湾航行運輸、臨海工業を重点的に発展させ、山口マングローブ林と合浦ジュゴン生態システム及びアコヤガイ、スジホシムシ等重要水産種質資源を保護する。北海沿岸海域においては、観光レジャーを重点的に発展させ、現在の漁港と漁業基地発展洋の海域使用ニーズを保障し、銀灘及びその周辺海域の総合修復整備を行うとともに、真珠貝等生物資源を保護する。廉州湾沿岸海域においては、工業及び城鎮、海浜観光、港湾航行運輸を重点的に発展させ、漁業資源の有効的利用を強化する。潤洲島から斜陽島に至る海域においては、珊瑚礁生態システムを重点的に保護し、海島観光、港湾航行運輸及びオイルガス資源探査開発と漁業資源開発を発展させるとともに、海岸の修復整備を展開する。本海域においては、汚染物排出総量規制制度を実施し、海洋環境の質を改善する。

23. 桂西海域

大風江から中越境界に至る海域が含まれ、主な機能は海洋保護、漁業、工業及び城鎮使用である。大風江海域においては、マングローブ林生態システムを重点的に保護し、漁業資源の総合的利用を推進する。三娘湾海域においては、観光レジャーを重点的に発展させ、中華白イルカを保護する。茅尾海海域においては、海洋生態と近江牡蠣水産種質資源を重点的に保護し、海浜新区建設を保障し、茅尾海海域の総合整備を展開する。欽州湾外湾及び防城港海域においては、港湾航行運輸、工業及び城鎮建設を重点的に発展させ、防城港海域の総合整備を展開する。江山半島南部海域においては、観光レジャーを重点的に発展させる。真珠湾から北崙河口に至る海域においては、海洋漁業と海浜観光を重点的に発展させ、マングローブ林生態システム及びハイガイ、ハマグリ等重要水産種質資源を保護するとともに、京族三島と北崙河口東北海岸の総合整備を展開する。

24. 海南島東北部海域

海口市、臨高県、澄迈市、文昌市、琼海市と万寧市周辺海域が含まれ、主な機能は港湾航行運輸、観光レジャー、漁業である。海口、文昌、澄迈、臨高海域においては、主に港湾航行運輸と海浜観光を発展させ、新規臨港海洋産業の発展を加速化し、伝統海洋漁業の最適化を図るとともに、潟湖港湾養殖の規模を制限し、潟湖港湾及び河口区域の囲い込み・埋立てによる土地造成を厳格に保護するほか、東寨港マングローブ林生態システムと臨高真珠貝とサンゴ生物資源を保護する。琼海、万寧海域においては、主に海浜観光、農漁業及び海洋保護を発展させ、博鳌を中心とする海浜観光業と関連産業の総合開発を重点的に

進めるとともに、生態漁業と遠洋漁業を発展させ、潭門漁港遠洋漁業基地建設を強化するほか、琼海麒麟菜、文昌麒麟菜、清瀾港マングローブと大洲島生態システムの保護を強化する。

25. 海南島西南部海域

陵水県、三亜市、楽東県、東方市、昌江県、儋州市周辺海域が含まれ、主な機能は観光レジャー、漁業、海洋保護、鉱物生産及びエネルギー開発である。三亜、陵水と楽東海域においては、主に海浜観光と生態保護を発展させ、海南国際観光島発展のための海域使用を優先配置し、世界レベル熱帯海浜観光都市を創り、周辺観光産業の発展を図る。三亜マングローブ林、珊瑚礁、藻場等海洋生態システムを保護する。東方、昌江、儋州海域においては、主に港湾航行運輸と漁業を発展させ、洋浦港、八所港臨港産業を重点的に発展させるとともに、莺歌海と北部湾海域におけるオイルガス探査開発を積極的に展開するほか、海洋牧場建設を推進し、遠洋漁業を発展させるとともに、東方クロツラヘラサギと儋州マングローブ林生態システム及び真珠貝等生物資源を保護する。本海域では、観光と漁業による海域使用を調和させ、伝統海洋産業の向上と構造再編を加速化し、高基準海島観光、漁業、交通基礎施設を建設することを通じて、海洋サービス能力を向上させる。

26. 南海北部海域

広東、広西、海南周辺海域より南から北緯18度付近海域に位置し、水深が100m～1,000mで、我が国の重要なオイルガス資源分布区となる。本海域の主な機能は、鉱物生産及びエネルギー開発、漁業、海洋保護である。本海域においては、珠江口盆地、琼東南盆地、莺歌海盆地、北部湾盆地におけるオイルガス資源探査開発を重点的に強化し、漁業資源の利用と保護、水産種質資源保護区の建設を強化するほか、重要海洋生態システムと海域生態システム環境を保護する。

27. 南海中部海域

南海中部海域は、我が国の重要な伝統漁業資源利用区、珊瑚礁、藻場生態システムが豊かな区域である。本海域においては、漁業資源利用保護、オイルガス探査開発を重点的に強化し、水産種質資源保護区の建設を強化するとともに、海島観光、交通、漁業等基礎施設の建設を展開する。また、永興島一七連嶼珊瑚礁観光区を開発し、海島観光資源を合理的に開発するとともに、海島、珊瑚礁、藻場等生態システムの保護を強化し、西沙群島珊瑚礁自然保護区を建設する。

28. 南海南部海域

南海南部海域においては、海洋漁業資源利用と保護を重点的に展開し、熱帯島礁漁業養殖の発展を支援するとともに、稀少で絶滅危惧のある野生動植物自然保護区と水産種質資源保護区の建設を強化し、サンゴ礁等海島生態システムを保護する。

29. 台湾より東側の海域（略）

第5章 保障措置の実施

海洋機能区画は、海洋資源を合理的に開発利用し、海洋生態環境を有効的に保護する法的根拠であり、厳格に執行しなければならない。各関連部門及び各沿海県レベル以上の地方人民政府は、海洋機能区画に基づき、海洋機能区画体系を改善し、現行の海洋開発利用及び海洋環境保護政策と関連計画を改善・調整するとともに、海洋機能区画の実施を保障する法律法理、管理制度、技術サポート及び評価制度を構築し、管轄海域全体の海洋総合管理体系を構築するほか、海洋の開発利用と環境保護状況についてリアルタイムの監視観測、分析評価、監督検査を実施することを通じて、海洋機能区画の目標を実現する。

第1節 計画の総合的、基礎的及び制約的役割

海洋機能区画の上から下に至るまでのコントロール機能を強化する。計画に基づき、省レベルの海洋機能区画を策定し、海岸及び近海の基本機能区を画定する。省レベルの海洋機能区画に基づき、市・県レベルの海洋機能区画の策定業務を展開し、市・県レベルの海洋機能区画は、省レベルの海洋機能区画と一致しなければならない。各レベルの海洋機能区画の策定、改定などは、関連部門と軍事機関の意見を求めなければならない。計画の策定及び執行過程における市民参画制度を構築し、海洋機能区画の科学化及び民主化のレベルを向上する。国家海洋局は、海洋機能区画の策定への指導と監督を強化し、財政部門は積極的に海洋機能区画業務を支援する。

海洋機能区画の実施における部門間の協調を強化する。海洋機能区画は、各レベル各タイプの海洋関連計画の基本的に根拠であり、海洋開発利用と環境保護政策の基本プラットフォームである。国务院関連部門及び沿海県レベル以上の地方人民政府は、海洋関連発展戦略と産業政策や海洋関連計画を策定する際は、海洋行政主管部門の意見を求めなければならない。漁業、塩業、交通、観光、再生可能エネルギー、海底パイプライン等産業の海域使用は、海洋機能区画に符合しなければならない。沿海土地利用全体計画、城郷計画、港

湾計画が海域の使用に関わる際は、海洋機能区画に基づかなければならない。

海洋機能区画の改定を厳格に管理する。省レベルの海洋機能区画の実施2年後、公共利益、国防安全、大型エネルギー、交通等基礎施設の建設、国務院が許可した区域計画、産業計画などが定めた重大建設プロジェクト等により、海域資源環境に重大な変化が発生し、確実に海洋機能区画の改定が必要な場合は、省レベルの人民政府が改定案を提出し、国務院より許可する。市・県レベルの海洋機能区画の改定により、省レベルの海洋機能区画が確定した機能区画範囲を調整することを厳格に禁止する。

海洋総合計画と特定計画を策定し実施する。計画に基づき、全国海洋環境保護計画、全国海島保護計画、排他的経済水域と大陸棚及びその他管轄海域の開発保護計画を策定する。

第2節 海域使用管理レベルの全面的向上

海域使用の審査・許可は、必ず海洋機能区画を根拠とする。海洋機能区画を基礎とする機能管理制度を絶えずに改善し、海洋機能区画の権威性と制約性を確実に向上し、海洋機能区画に基づかない審査・許可業務を厳格に禁止する。省レベルの海洋機能区画は、県レベル以上の各レベル人民政府が海域使用の審査・許可を行う主な根拠であり、いかなる企業・団体や個人は違反してはならない。海洋行政部門が海域使用を審査する際は、関連部門と機関の意見を求めなければならない。軍事による海域使用は、関連軍事機関の意見を求めなければならない。

建設プロジェクトによる海域使用の予審制度を厳格に執行する。海域に関わる建設プロジェクトは、審査・許可部門にプロジェクトの実行可能性に関する研究報告、或いはプロジェクトの申請報告を提出する前に、海洋行政主管部門に海域使用申請を提出しなければならない。海洋行政部門は、海洋機能区画、海域使用論証報告、専門家評価審査意見及び海域使用の審査・許可プロセスに基づき、予審を行うとともに、海域使用の予審意見を発行する。海域使用の予審意見は、建設プロジェクトの実行可能性に関する研究報告或いはプロジェクト申請報告を審査する上での必要な根拠となり、予審を行っていない海洋関連建設プロジェクトに対して、各レベルの投資主管部門は審査・許可を行ってはならない。

海域供給政策の差別化を実施する。国家産業政策が支援する各産業、戦略的新規産業及び社会公益のための海域使用を重点的に配置する。各タイプの建設プロジェクトによる海域使用管理基準を制定するとともに、海域使用金の徴収基準を適宜に調整し、節約的・集約的・海域資源の使用を促進する。海岸線の管理を強化し、占用する海岸線の長さを海域使用審査の重点内容とする。

海域使用権の管理制度を改善する。「物権法」と「海域使用管法」の規定に基づき、海域使用の持ち場責任制を構築し、海域使用権の登録管理を規範化する。海域使用権の審査・許可業務を強化し、海域使用金の徴収使用と管理制度を改善する。海域使用権の入札・セリ業務を推進し、市場メカニズムの海域資源配置の中に果たす基本的役割を十分に発揮する。海域使用権の譲渡、貸付、抵当行為を規範化し、海域価値評価制度を構築するとともに、海域使用権市場を積極的育成し、経験を踏まえ関連政策を策定する。

第3節 囲い込み・埋立て管理の革新と強化

全国囲い込み・埋立て計画を科学的に策定する。囲い込み・埋立て計画は、国民経済と社会発展計画をなす重要な部分であり、政府がマクロ管理、経済調節、公共サービス等を行う重要な根拠である。国会海洋局は、囲い込み・埋立ての現状と年度ニーズを基に、集約的利用、生態の保護、海陸統合の原則に基づき、総合評価の上、全国囲い込み・埋立て計画案を作成し、関連部門機関の意見を求めるとともに一定のプロセスに従って、国民経済と社会発展の年度計画に盛り込む。

囲い込み・埋立て計画を厳格に執行する。囲い込み・埋立て計画は、指標の指令的管理を実行し、勝手に突破してはならない。囲い込み・埋立て計画の台帳管理制度を構築し、囲い込み・埋立て計画の指標状況のタイムリーな登録と統計を行う。囲い込み・埋立て計画の執行状況に対する審査評価を強化し、地方における囲い込み・埋立て実際面積が指定された指標を超える場合は、当該省（区、市）の囲い込み・埋立てプロジェクトの受理と審査業務を停止するとともに、「一つ超過すれば、五つ減らす」原則に基づき、次年度の指標を取り下げる。

集中的・広域的囲い込み・埋立てへの管理を強化する。広域的囲い込み・埋立てで、建設或いは農業開発に使用される場合については、省レベルの海洋行政部門は、市・県レベルの人民政府が区域海域使用計画を策定するように指導し、省レベル人民政府の審査・許可後、国務院の審査・許可を得るものとする。区域海域使用計画は、海洋機能区画に基づかなければならない。区域海域使用全体計画、全体論証、全体審査・許可、全体囲い込み・埋立て管理を強化する。

囲い込み・埋立てによる海域使用を法定の権限に基づき、審査・許可する。囲い込み・埋立ての審査・許可権利は、国務院と沿海各省・自治区・直轄市の人民政府にあり、各省・自治区・直轄市は、法律と国務院の規定に違反する審査・許可を行ってはならない。業務効率を向上し、囲い込み・埋立ての審査・許可管理を強化するとともに、囲い込み・埋立てプロジェクトの海域使用論証と環境影響評価業務を規範化する。一つの海域使用プロジ

ェクトばらして審査・許可することを、厳格に禁止する。

囲い込み・埋立ての地点選択、平面設計への審査を強化する。経済生物の自然産卵場、繁殖場、餌場と鳥類生息地における囲い込み・埋立て活動を禁止する。囲い込み・埋立て活動を離岸、人工島式に導き、順岸式（海岸に沿う形）の囲い込み・埋立てを制限するとともに、内湾と重点海浜湿地における囲い込み・埋立てを厳格に管理する。囲い込み・埋立てをできるだけ海岸線を占用しない、少なく占用するようにし、自然海岸線の保護とともに人工海岸線を延長し、公共通路を保留することを通じて、親水海岸線を造成する。建設プロジェクトが同時に陸域と海域を占用する場合は、国土資源主管部門と海洋行政主管部門は相互意見をまとめるとともに、使用土地と使用海域を査定する。囲い込み・埋立ての動態観測を強化し、竣工・検査制度を改善することを通じて、違法囲い込み・埋立てを厳格に禁止する。放置されている海域使用权の回収制度を構築する。

第4節 海洋環境保護と生態修復の強化

陸・海統合の発展理念を堅持し、海洋機能区画の海洋開発活動の中における管理の役割を確実に発揮し、高エネルギー消費、高汚染、資源消耗型産業が沿岸に配置されることを制限する。沿岸海域の汚染状況と海域環境許容量を照らし、主要汚染物排出総量規制制度を実施するほか、排出減少方策を制定するとともに監督・実施する。排出口の設置は、海洋機能区の環境保護の要求を満たさなければならない。

各タイプの海洋機能区は、国家の関連基準に照らし、環境保護要求と具体的管理措置を明確にするとともに、海洋機能区環境質基準を厳格に執行する。海洋機能区の環境質調査、観測と評価を定期的に展開し、各海域使用活動は海洋機能区画の環境保護要求を厳格に執行する。海洋開発活動の全過程における環境保護観測管理、及び海洋環境の法律執行を強化し、海洋プロジェクトのリアルタイムモニタリングシステムを改善するほか、施工及び運営時における追跡モニタリングと事後評価制度を構築する。海洋環境リスク管理を強化し、海洋環境突発事故の応急対応体制を改善するとともに、赤潮、青潮、油流出、放射能流出等海洋環境災害と突発事故の観測・監視、予報・早期警報、及び鑑定・Source tracking能力を強化する。

海洋保護区のネットワーク構築の大いに推進し、海洋保護区の規範化建設と管理を実施するとともに、海洋保護区周辺の海洋開発活動は、保護区の環境質と全体性を影響してはならない。海洋生態が厳しく破損されている区域においては、海洋生態修復プロジェクトを実施し、海浜湿地の炭素固定モデル区建設と海洋生態文明モデル区建設を展開することを通じて、海域生態サービス価値と経済公益を向上させる。

海洋水生生物資源を確実に保護し、持続可能な漁業発展を保護する。沿岸海域の科学的計画、合理的配置を行い、重要漁業水域、水産種質資源保護区、水生野性動植物保護区の実施と保護を確実に実施するとともに、海洋水生生物資源に比較的に大きな影響を与える海域使用プロジェクトの計画と審査・許可を厳格に制限する。漁業関連プロジェクトが漁業に与える影響をできるだけ減少し、重要水産種質資源を保護するとともに、海洋水生生物多様性を保護し、漁業経済の全面的・持続的発展を促進する。

第5節 計画実施の基礎建設の強化

海域管理の科学技術の革新と能力育成を推進する。海域管理と海洋機能区画の理論、方法、技術手段研究を強化するとともに、海域管理の専門教育と継続的教育を強化し、海域管理の科学的発展を促進する。健全な海域管理の科学技術基準体系を構築し、海洋機能区画の技術関連の国家基準と業界基準を制定或いは改定する。海域管理の国際交流に関するプラットフォームを構築し、海外の海洋管理と海洋空間計画の先進事例と方式を学習する。

海域管理に従事する人員の職務認証と機関の素質認証制度を改善し、海域管理技術と管理の人材育成を確実に向上する。海域使用論証及び質管理のレベルを向上し、海域自然属性を改変する海域使用や海洋資源・生態環境に影響が大きい海域の使用について、重点的に管理する。海域使用の論証過程はオープンにし、市民社会の意見を十分に求めなければならない。

海域・海岸の総合整備を展開する。海洋機能区画が定めた目標に基づき、海域・海岸の修復整備計画を制定・実施し、重要な湾、河口、観光区、及び大中規模の都市周辺海域において、全面的に修復整備を展開する。中央及び地域の海域使用金収入は、海域・海岸の総合修復し整備事業を支援する。

第6節 全管轄海域をカバーする動態モニタリングシステムの構築

国家、省、市、県4つのレベルの海域動態モニタリングシステムの建設を全面的に推進する。衛生リモート・センシング、航空リモート・センシング、遠距離モニタリング、現場観測等の手段を用いて、我が国の管轄海域をカバーする立体的、高精度の監視・観測を実施し、海岸線、海湾、海島及び近海、沖合の資源環境変化と開発利用状況をリアルタイムで把握する。海洋機能区画と囲い込み・埋立て計画の実施観測制度を構築し、建設プロジェクトのリアルタイムでの監視・管理システムを改善するとともに、重点的に囲い込み・埋立てについて監視・観測と分析評価を行う。関連部門と沿海地方の件レベル以上の人民政府は、海域動態モニタリングシステムの支援を強化する。

海洋行政法律執行と監督検査を強化する。海洋綜合法律執行の基礎建設を加速化し、日常の観測管理と法律執行検査を通じて、海域使用管理の秩序を整理・規範化する。海域を無許可・不法で占有する行為、許可権利がない機関が許可する行為、或いは海洋機能区に基づかず許可する行為、用途を勝手に変更する行為などの違法行為は、厳しく調査・処分する。海域動態モニタリングシステムに基づき、現場検査・実地調査中心から、リモート・センシング観測、遠距離調査中心に転換し、人工分析・事後処理中心から、コンピューター分析・早期警報中心に転換ことを通じて、違法開発問題を発見する対応力と正確度を向上する。健全な海洋開発利用の告発制度を構築し、情報公開を広く実施することを通じて、社会的監督と輿論監督を強化する。

我が国の管轄海域における巡航監視力を拡大する。全海域における定期的な巡航・法律執行を深め、デリケートな目標、重点海域の巡航監視を重点的に強化し、海洋外交活動を効率的に監督管理する。特定項目の権益保護・法律執行行動を展開し、海洋オイルガス資源の探査開発、海底パイプライン、及びオイルパイプ作業活動を定期的に検査するほか、各種海洋権益侵害行為を即時に発見・抑制し、海上交通安全を保障するとともに、我が国の海洋権益を保護する。

第7節 計画実施を保障する制度整備の改善

「合法行政」の全面的推進及び「法治政府」の建設の要求に基づき、関連法律法規の制定・改定を加速することを通じて、海洋機能区画の実施により有効的な法的保障を与える。「海域使用管理法」の改定作業を適宜スタートさせ、軍事用の海域使用管理、囲い込み・埋立て管理、海上人工構造物管理棟の法規を制定し、排他的経済水域、大陸棚及びその他海域における海域利用活動の管理制度を研究する。

沿海県レベル以上の地方人民政府は、海洋機能区画の策定と実施業務を高度に重視し、海域管理と海洋環境保護を主な業務として位置づけ、重要な議事日程に盛り込むとともに、目標任務を明確にし、政策的措置を改善する。海洋管理の能力育成を強化し、行政責任追究制度を厳格に実行する。

海洋に対する認識を向上し、海洋機能区画を実施するための良好な社会環境づくりを行う。各地区、各関連部門は、海洋法律法規の宣伝教育活動を持続的に展開し、我が国の海洋の重要な位置づけ、及び海洋管理を強化する必要性・緊迫性を深く認識する。各レベルのリーダー・幹部は、率先して海洋知識を学習し、海事へ関心を持ち、海洋規律を尊重し、海洋発展をめぐる新しい状況、新しい問題を確実に研究・解決し、海洋を海洋機能区画に基づき開発・保護する自覚性を確立する。新聞メディアは、輿論の情報、教育と監督の役

割を果たし、多様な方式で海洋知識を普及・宣伝することを通じて、全社会的に海洋に関心を持ち、海洋を愛し、海洋を保護し、海洋を合理的に開発利用する良好な雰囲気づくりに努める。

附表 海洋機能区分及び海洋環境保護要求

| 大分類 | 小分類 | 海水水質の質 (引用基準: GB3097-1997) | 海洋沈殿物の質 (引用基準: GB18668-2002) | 海洋生物の質 (引用基準: GB18421-2001) | 生態環境 |
|-----------------|----------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--|
| 1. 農漁業区 | 1.1 農業干拓区 | レベル2に劣らない | | | 外来種による侵害を防ぎ、養殖自身の汚染と富栄養化を防止し、海洋生物資源の持続可能な利用を保護し、海洋生態システムの構造と機能の安定を保護し、海浜湿地及びマングローブ林等生息地の破壊をもたらしてはならない。 |
| | 1.2 養殖区 | レベル2に劣らない | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | |
| | 1.3 増殖区 | レベル2に劣らない | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | |
| | 1.4 漁労区 | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | |
| | 1.5 水産種質資源保護区 | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | |
| | 1.6 漁業基礎施設区 | レベル2に劣らない (うち漁港区区域は、現状の海水水質に劣らない) | レベル2に劣らない | レベル2に劣らない | |
| 2. 港湾航行運輸区 | 2.1 港湾区 | レベル4に劣らない | レベル3に劣らない | レベル3に劣らない | 海洋水動力環境、砂浜、海底地形への影響を減少し、海岸侵食を防止するとともに、隣接の海洋生態がデリケートな海域へ影響を与えてはならない。 |
| | 2.2 航路区 | レベル3に劣らない | レベル2に劣らない | レベル2に劣らない | |
| | 2.3 投錨区 | レベル3に劣らない | レベル2に劣らない | レベル2に劣らない | |
| 3. 工業及び城鎮使用区 | 3.1 工業区 | レベル3に劣らない | レベル2に劣らない | レベル2に劣らない | 海洋水動力環境、砂浜、海底地形への影響を減少し、海岸侵食を防止するとともに、工業及び城鎮使用区による隣接の海洋生態がデリケートな海域へ影響を生じさせてはならない。 |
| | 3.2 城鎮使用区 | レベル3に劣らない | レベル2に劣らない | レベル2に劣らない | |
| 4. 鉱物生産及びエネルギー区 | 4.1 オイルガス区 | 現状の海水水質に劣らない | 現状の海水水質に劣らない | 現状の海水水質に劣らない | 海洋水動力環境、砂浜、海底地形への影響を減少し、海岸侵食を防止するとともに、隣接の海洋生態がデリケートな海域へ影響を与えてはならない。 |
| | 4.2 固体鉱物生産区 | レベル4に劣らない | レベル3に劣らない | レベル3に劣らない | |
| | 4.3 塩田区 | レベル2に劣らない | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | |
| | 4.4 再生可能エネルギー区 | レベル2に劣らない | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | |
| 5. 観光レジャー区 | 5.1 景観観光区 | レベル2に劣らない | レベル2に劣らない | レベル2に劣らない | 自然景観を保護し、海岸線、砂浜、防護林における建設事業と人工施設の設置を厳格に制限するとともに、生活ゴミを適切に処理し、隣接の海洋生態がデリケートな海域へ影響を与えてはならない。 |
| | 5.2 レジャー・娯楽区 | レベル2に劣らない | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | |
| 6. 海洋保護区 | 6.1 海洋自然保護区 | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | レベル1に劣らない | 海洋生態環境と生物多様性を維持、修復、改善し、自然景観を保護する。 |
| | 6.2 海洋特別保護区 | | | | |
| 7. 特殊利用区 | 7.1 軍事区 | | | | 海洋水動力環境、砂浜、海底地形への影響を減少し、海岸侵食を防止するとともに、工業及び城鎮使用区による隣接の海洋生態がデリケートな海域へ影響を生じさせてはならない。 |
| | 7.2 その他特殊利用区 | | | | |
| 8. 保留区 | 8.1 保留区 | 現状の海水水質に劣らない | 現状の海水水質に劣らない | 現状の海水水質に劣らない | 現状を維持する。 |

資料6 (海洋政策研究財団 訳) *

中国・全国海島保護区画

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

全国海島保護計画

序 言

我が国は海洋大国であり、数多い海島を有する。海島は、海洋経済向上、発展空間の開拓における重要な根拠であり、海洋環境と生態バランスを保護する重要なプラットフォームであるとともに、国家権益を保護し、国防安全を保障する戦略的最前線となる。科学的発展観を貫き、海島及びその周辺海域の生態システムを保護するとともに、海島資源を合理的に開発利用し、国家の海洋権益を保護し、経済社会の持続可能な発展を促進するために、「中華人民共和国海島保護法」等の法律、国民経済と社会発展計画、全国海洋機能区画、全国土地利用全体計画要綱（2006－2020）、国家海洋事業発展計画等の関連計画に基づき、「全国海島保護計画（以下、「計画」と呼ぶ）」を制定する。

計画は、計画期間内の海島保護の指導思想、基本原則、目標と主要任務を明らかにしており、全社会を導き、海島資源の保護と合理的利用を図るための基礎的文書であり、海島の保護と利用活動に従事する根拠である。

計画の期間は 2011 年から 2020 年で、計画の範囲は、中華人民共和国に所属する海島である。

第 1 章 現状と情勢

1. 海島保護と利用現状

我が国は、面積が 500m² 以上の海島 7,300 か所（計画で言う海島の数、特殊説明がある場合以外、500m² 以上の海島の統計数を指す）を有しており、海島陸域の総面積は約 8 万 km²、海岸線の長さは約 14,000km である。海区别的統計では、渤海区における海島数が全体の 4%、黄海区が 5%、東海区が 66%、南海区が 25%となっている。海岸からの距離に関する統計を見ると、海岸線から 10km 以内の海島数が全体の 70%を占めており、海岸線からの距離が 10-100km の海島が全体の 27%、海岸線からの距離が 100km 以上の海島が 3%である。我が国の海島は、広く温帯、亜熱帯及び熱帯海域に分布しており、生物種類が多く、各区域における海島の大陸、海岸線、砂浜、植生、淡水と周辺海域の各種生物群落と非生物環境がともに、特色を持ちながら相対的に独立した海島生態システムを形成しており、一部の海島ではマングローブ林やサンゴ礁などの特殊環境を有している。海島及び周辺海域は、自然資源が豊富で、港湾、漁業、観光、オイルガス、生物、海水、海洋

エネルギーなど優位性のある潜在資源を有している。

我が国の海島保護は、スタートが遅いものの、迅速な発展を遂げている。すでに海島に関連する自然保護区と特別保護区を 57 か所設立し、805 か所の海島が含まれており、うち海洋自然保護区が 48 か所、524 か所の海島が含まれている。海洋特別保護区は 9 か所設立され、281 か所の海島が含まれている。生態がひどく破損されている海島については、総合整備と生態修復作業を展開しており、浙江、福建、広東などの省における「封島育林（島嶼の出入りを禁止し、山林を育成する）」、「封島护养（島嶼の出入りを禁止し、当初を保護する）」プロジェクトは、すでに一定の効果を見せている。

我が国の海島は、顕著な経済社会発展の特徴を有している。まず一つ目は、人口が少なく、集中分布していることである。現在、全国では 2 か所の海島市、14 か所の海島県（市・区）、191 か所の海島郷（鎮）があり、2007 年の全国海島人口は約 547 万人（香港、マカオ、台湾と海南島を含まない）で、うち 98.5%が上述の市・県・郷の主な島に住んでいる。第 2 は、経済規模が小さく、構造が単純である。2007 年における海島地区の総生産額は 2,238 億元で、11 か所の沿海省（自治区・直轄市）地区総生産額の 1.4%となっており、海洋漁業が海島地区総生産額に占める割合が普遍的に大きい。第 3 は、無人海島の使用タイプが多様である。全国ですでに利用されている無人海島は約 1,900 か所あり、うち特殊用途の海島が 1,020 か所、公共サービス用が 365 か所、観光レジャー用が 73 か所、農林牧漁業用が 340 か所、工業、保管、交通運輸用が 49 か所、再生可能エネルギー、城郷建設等その他用が約 80 か所となっている。

2. 問題点及び今後の課題

海島は、我が国経済社会発展の中の非常に特殊な区域であり、国家の権益、安全、資源、生態等の分野において重要な地位を有する。現在は、海島保護事業発展の肝心な時期であるため、国内・海外における海島問題の発展情勢、我が国の問題点、課題等を正確に把握する必要がある。

(1) 海島の生態が厳しく破壊されている。

島嶼の乱開発、埋立て、砂利採取等の無秩序な利用活動が、海島の地形を大規模に変更しており、一部においては海島自体が消滅されている。ゴミや有害廃棄物の処理、サンゴ礁採取、マングローブ林お伐採、海島希少生物の乱獲等の活動が、海島及び周辺海域の生物多様性を低下させ、生態環境を悪化させている。

(2) 海島の開発秩序が混乱している。

無人海島の開発利用は、統一計画と科学管理が欠乏しており、それにより無秩序な開発利用が展開されている。一部の機関や個人は、無人海島の任意的な占有、使用、売買、譲渡等を行っており、国有資源性資産の流失を引き起こしている。一部の地域においては、管理人及びその他の関係者の上陸が阻害されており、国家の正常な科学調査、研究、観測と法律執行管理活動を影響している。

(3) 海島保護力が不足している。

一部の海島は権益、国防、資源及び生態等の価値が高く、厳格な保護が必要なところであるが、保護と管理力が不足するため、一部の海島はすでに破壊されており、重大な国家安全問題が浮上している。

(4) 海島の経済社会発展が遅れている。

海島の経済基盤が弱く、水、電、交通等インフラ建設が遅れており、政府の公共サービス保障力が不足するほか、防災・減災能力が低く、住民生活環境が厳しい。辺鄙海島の問題がとくに大きい。

一方、海島保護問題は非常に有利な発展情勢を迎えている。国際的背景から見ると、1994年「国連海洋法条約」の発効以来、世界各地の沿岸国は海島を注目しており、海島の立法、計画と管理の強化等を通じて、豊富な島嶼管理経験を蓄積している。国内からは、党中央、国務院が海島の保護と発展を高度に重視しており、海洋強国の建設、海洋戦略の実施、海洋産業の発展、海洋資源の保護に関する制度・政策基盤を整え、海島保護と管理及び経済社会の発展に有利な条件を提供している。

今後の10年は、我が国経済社会発展の重要な戦略的時期であり、資源環境の制約が加速する、矛盾が深刻な時期である。チャレンジとチャンスが併存する海島の保護において、科学的発展の保障に立脚し、海島保護に関する国家の意識、戦略的意識、危機意識を強化するとともに、海島保護と開発利用を統合する。また、海島の新しい発展方式を積極的に模索するとともに、海島の住居環境を改善し、海島権益、安全、資源、生態及び経済社会の調和的発展を促進する。

第2章 指導思想、基本原則と計画目標

1. 指導思想

科学的発展観を実施し、「中華人民共和国海島保護法」を実施し、海島の保護、開発と建設を統合する。海島及び周辺海域生態システムの保護と改善を保護し、海島経済社会の持続可能な発展を促進することを目的に、海島区域別・タイプ別管理を強化し、海島保護の重点プロジェクトを実施する。国家海洋権益、国防安全と生態安全を保障し、海島及び周辺海域の生態システムの保護と海島経済社会の調和的発展を実現する。

2. 基本原則

科学的計画、保護優先を堅持する。海島保護の重要性を十分に認識し、海島生態システムの特異性を尊重するとともに、海島の存在を維持する島の形状、海岸線、砂浜、植生、淡水と周辺海域などの生物群落と非生物環境に科学的計画と厳格な保護を実施する。海島の開発利用においては、各島嶼の特性や実際の状況に基づき、政策や措置、科学的な開発利用方式を実施する。

統合的管理、分類別管理を堅持する。海島の自然、経済、社会属性を統合し、法律・法規や政策・計画等を総合的に運用し、海島の保護と開発利用活動を調和する。海島の位置、資源環境、保護利用現状、基礎施設条件等の特徴に基づき、保護と発展の実際を総合的に捉え、海島の保護に分類別、区域別の指導と管理を行う。

権益の保護、安全の保障を堅持する。国家の海洋権益の保護を中心に、特殊用途の海島の監督管理と保護を強化する。海島の軍事施設、及び科学観測、ナビゲート、測量・製図等の公益施設を厳格に保護し、海上ルートと交通安全を保障する。辺鄙な海島における基礎施設の建設、保護管理と実際の利用などを強化し、主権と管轄権を体現するとともに、国家の安全を確保する。

科学的なサポート、革新的発展を堅持する。海島の保護技術研究を展開し、海島保護に肝心の技術を大いに発展させ、新エネルギー、新材料、新技術の海島保護建設における応用をサポートする。グリーン、環境保護、低炭素、省エネの理念を提唱し、海島の生態型発展方式を模索するとともに、試みと普及を通じて、海島保護の健康な発展を促進する。

全面的推進、ポイント重視を堅持する。国家発展戦略と区域経済社会発展目標の要求に基づき、自然保護区の中心区、国防と領海基点保護範囲内など開発利用することができない海島の保護と管理を強化するだけでなく、利用可能な無人海島の保護と管理を強化する。我が国海島資源の優位性を十分に発揮し、海島の計画、保護、開発と建設を全面的に

推進するとともに、海島保護の重点プロジェクトを大いに実施し、全国海島経済社会の持続可能な発展を推進する。

3. 計画目標

(1) 計画期間目標 (2011-2020)

国民経済と社会発展計画の要求に基づき、計画期間内に下記の目標を実現する。

①海島の生態保護を著しく強化する。

現在の保護区の上に、さらに10ヶ所の自然保護区、30ヶ所の海洋特別保護区を新しく建設し、10%の海島に厳格な保護を実施する。重要な生態生息地を保護範囲に入れ、植生の退化、生物多様性の低下傾向を基本的に抑制する。10～20ヶ所程の典型的な被破損海島における生態修復試験区を実施し、海島生態の修復経験やノウハウを徐々に広めることを通じて、計画期間末までに重要な被破損海島を基本的に修復する。漁業資源と絶滅危惧種の保護管理力を強化し、海島周辺海域の重要な漁業水域、海洋生物資源産卵場、餌場、回遊ルートなどを有効的に保護する。

②海島の開発秩序を規範化する。

海島の監視・観測システムを構築し、定期或いは不定期の海島の保護と巡査制度を実施する。不法な海島利用活動を整理・除去し、登録・証明書管理を強化することを通じて、無人海島の開発利用秩序の徐々に規範化する。無人海島の利用中に生じた廃水や廃棄物は、100%規定に従い処理と排出する。海島の産業構造の合理化を図り、海島の生態観光、生態養殖、観光漁業、港湾、保管等の特色産業を中心とする海島の経済協調発展を実現する。

③海島の住居環境を著しく改善する。

海島のインフラ建設を強化し、生産、生活条件の改善、海島住民生活の安定化を図る。有人海島は、主要汚染物の排出総量をコントロールし、80%の有人海島における廃棄物と汚水が有効に処分される。再生可能エネルギーの開発利用、海水淡水化、生態建設等の一連の実験基地を建設する。海島の防災・減災能力を著しく向上させる。

④特殊用途海島の保護力を強化する。

領海基本海島の保護を強化し、領海基点海島の保護状況について評価を行い、一部の厳しく破損された領海基点海島の修復を行う。領海基点、自然保護区、国防等特殊用途の海島における標識設置を展開する。海島のナビゲート、測量、気象観測、海洋観測と地震観測等公共施設の保護を強化する。

(2) 長期目標 (2021-2030)

計画期間内目標 (2011~2020) を実現するうえ、海島の保護力を強化し、生態修復範囲を拡大し、海島生態システムの良好な循環状態を維持する。海島の汚染を有効的に管理し、環境の質が著しく改善される。無人海島の開発利用活動の秩序を図り、海島産業構造の合理化、海島生態保護と経済社会の調和的発展を実現する。特殊用途海島の保護制度を有効的に実施し、国家海洋権益の保護力をさらに向上させる。

第3章 海島の分類別保護

1. 特殊用途海島の厳格な保護

特殊用途の海島は、特殊用途或いは重要保護価値を有する海島を指し、主に領海基点にある海島、国防用途の海島、海洋自然保護区内の海島、及び有人海島の特殊用途区域等が含まれる。いかなる機関と個人は、勝手に特殊用途の海島を開発利用することができない。

領海基点海島を厳格に保護する。領海基点に所在する海島は、海島が所在する省、自治区、直轄市人民政府が保護範囲を画定し、国務院海洋主管部門に報告する。領海基点及びその保護範囲内周辺は、明確な標識を設置する。領海基点の保護範囲内におけるプロジェクト建設及びその他の区域の地形、形状を変更する活動を禁止する。領海基点の保護を目的とするプロジェクト建設が確実に必要な場合、科学的論証を通じ、国務院海洋主管部門の同意の上、法定プロセスに従って審査手続きを行う。領海基点の標識を破壊したり勝手に移動させたりする行為を禁止する。県レベル以上の人民政府海洋主管部門は、国家の規定に基づき、領海基点が所在する海島及び周辺海域の生態システムの監視、観測を実施する。いかなる機関と個人は、海島領海基点を保護する義務を有する。領海基点及び領海基点保護範囲内の地形、形状の破壊、毀損等を発見した場合は、直ちに当該地区の人民政府或いは海洋主管部門に報告する。

海島の保護区建設を推進する。代表性のある自然生態システム、絶滅危惧のある野生動物種の天然集中分布区域、海洋生物多様性が豊かな区域、重要な自然遺跡分布区域等、特殊保護価値のある海島及びその周辺海域においては、法律に則って海洋自然保護区を設置する。特殊的地理条件、生態システム、生物と非生物資源、及び海洋開発利用の特殊な主な需要がある海島及びその周辺海域においては、海洋特別保護区を設定する。自然保護区核心区内の海島は、開発利用を禁止し、いかなる機関と個人は許可を得ずに進入することができない。海洋自然保護区の海島宣伝教育基地を設立し、海洋自然保護区内における

海島の科学研究を強化し、科学研究と考察の路線とルートを確定する。

国防用途の海島を積極的に保護する。いかなる機関と個人は、国防用途の海島を不法に上陸、占用、破壊することができない。国防用途の名義で非国防目的の活動を行ったり、国防用途の海島をいかなる方式でその他の機関或いは個人に使用・管理させたりすることをしてはならない。有効な保護措置をとり、国防用途の海島の自然地形と形状を保護・維持する。「中華人民共和国軍事施設保護法」とその他関連規定を厳格に執行し、開発禁止区域と開発制限区を設定する。

有人海島の特殊用途区域の保護を強化する。有人海島の領海基点、国防施設、自然保護区を特殊用途区域に画定し、標識を設置するとともに、保護範囲と保護措置を明確にする。いかなる機関と個人は、不法な進入をすることができない。やむを得ない原因或いは緊急避難等により当該区域に進入する場合は、管理部門の同意を得る上、区域内の各規定を遵守するとともに、危険が解消されたら直ちに特殊用途区域を退出しなければならない。有人海島の特殊用途区域の地形、形状を破壊することを禁止する。許可を得ず、特殊用途区域において撮影、録画、録音、観察、測量、製図及び記述をとまなう活動を禁止する。有人海島の建設プロジェクト或いは観光の開発等は、特殊用途区域を避ける。教育を強化し、海島住民が積極的に特殊用途区域の保護と管理業務を支持、協力するように導く。有人海島の特殊用途区域の保護は、経済建設と地元住民の生産生活を総合的に捉え、特殊用途区域の設立或いは特殊用途区域内においての関連活動により、住民の生活生産に影響を与える場合は、適切な方式より影響を解消し、損失を伴う場合は合理的な補償を行う。

2. 有人海島の生態保護の強化

有人海島は、海島の砂浜、植生、淡水、稀少動植物及び生息地を保護し、開発と利用方式を最適化し、海島の住居環境を改善する。

生態保護を強化する。海島の生態システム、生物種、砂浜、植生、淡水、自然景観と歴史遺跡等を保護し、海島及び周辺海域の生態バランスを保護する。海島生態資源調査を積極的に展開し、海島生態修復プロジェクトを実施するとともに、海島生態保護評価体系を構築し、海島保護計画に基づかないプロジェクトは許可・建設しないなど、海島保護計画を厳格に実施する。海島周辺海域の漁業資源を保護し、夏季休漁、増殖放流、人工魚礁等の措置を実施する。海島の人口規模を適度に管理する。海島の生態保護知識を広く宣伝・普及し、生態保護への国民・市民参加を促進する。

海島の汚染を防止する。海島主要汚染物の排出減少計画及び固体廃棄物（廃棄船舶を含

む) の汚染防止計画を策定し、一部の人口が比較的集中する海島において分散型汚水処理プロジェクトと固体廃棄物処分プロジェクトを建設するほか、海洋ゴミの除去作業を展開し、すべての汚水に対し集中的処理を行い、海島の淡水と海水資源の汚染を防止し、海島住民の環境保護意識を強化する。

合理的な開発利用を行う。海島及び周辺海域に開発禁止区域と開発制限区域を画定する。開発建設活動は、科学的評価の上実施する。海島の開発建設は、その規模を合理的に管理し、海島の水資源許容力と環境許容力を超えてはならない。新しい建設、改造・改築、拡大建築等は、海島の主要汚染物排出、建設による土地使用、水土流失と水利用総量規制等の指標基準に合わなければならない。既存の建設については、清潔生産を推進し、汚染物排出基準に合わない、或いは水利用基準を超えているものは、期限を切って整理改善を行う。海島の砂浜における構築物や施設の設置、及び砂利採取を厳格に制限する。埋立て・囲い込み等海島の海岸線を変更する行為を厳格に制限し、埋立てによる島をつなぐ建設等を厳格に制限・禁止する。海島の開発利用は、「先計画、後建設（計画に基づき、建設する）」原則、生態保護施設の優先建設或いは同時建設原則を貫くとともに、関連の業界計画に符合しなければならない。

居住環境を改善する。海島の淡水貯存、海水淡水化及び外部淡水導入施設の建設を支持する。台風、高潮、海氷及び地質災害等自然災害を防止する措置をとり、居住安全を保障する。風力エネルギー、海洋エネルギー、太陽エネルギー等再生可能エネルギーと雨水貯留、海水淡水化、汚水リサイクル等の技術を向上させ、優先的に用いる。公共基礎施設を改善し、教育、医療衛生、社会サービス等の社会事業の発展を推進するとともに、海島住民の絶えずに高まる生活ニーズに応える。

3. 無人海島の適切な利用

無人海島を優先的に保護し、適切に利用する。無人海島の用途別に、海島を保護する。

(1) 観光レジャーによる海島の利用

生態観光方式を提唱し、各資源の特色を尊重する。自然景観と人文景観との協調、個々の景観と全体景観との協調、観光施設の設計、色彩、建設と周辺環境との協調を重視する。海島の観光許容量を合理的に画定し、生態と環境保護の要求に応える。海島の地形、形状を厳格に保護し、水資源保護と水土の維持を強化するほか、植生率を向上する。省エネで環境にやさしい新技術の採用を鼓舞する。

(2) 交通運輸による海島の利用

各種交通運輸方式の海島の利用規模を科学的に分析し、それぞれの管理指標を制定するとともに、集約的・節約的に海島を利用し、海島生態環境への悪影響を最小限にする。海島の利用プロジェクトと生態保護の措置を同時に行い、防災・減災・応急対応の案を策定する。海島や岩礁の爆発、土砂採取、埋立てによる島つなぎ等の開発利用活動を厳格に制限する。

(3) 工業による海島の利用

工業用の海島利用の計画と建設は、自然景観と調和しなければならない。清潔生産を実施し、污水处理場或いは施設を建設し、浄化水の循環的利用を実施する。工業廃物は、無害化处理、処置を行い、危険廃棄物は集中して外部に搬出する。工業廃棄ガスは、規定に基づき浄化後排出する。工業建設や生産過程の中、海島の生態に破壊をもたらした場合、修復を行う。

(4) 保管倉庫による海島の利用

建設規模、建設形式と倉庫内容に基づき、倉庫の建設面積を合理的に確定する。周辺海域の空間資源を合理的に利用し、海島の地形、形状と原生植生等の自然景観への影響を最小限にするとともに、海島海岸線の占用を減少する。建設により島嶼の生態が破壊される場合は、修復を行う。高層倉庫を主に建設する。

(5) 漁業による海島の利用

環境と資源の許容量に基づき、合理的に漁業施設の建設規模を定め、囲い込みの養殖方式を適切に管理する。生態増養殖技術を提唱し、水産養殖による海島周辺海域の汚染を減少させる。観光漁業を促進する。漁業施設の廃棄物の集中的に処理と外部への搬出を実施する。海島周辺海域の水質への監視・観測を強化する。

(6) 農林牧畜業による海島の利用

農業・牧畜業の規模と発展方向を管理する。農林牧畜業の生産は、水利用を節約し、海島の植生を保護するとともに、水源涵養を促進する。外来種を導入する際は科学的論証を行い、有害種の導入による生態システムの破壊を防止する。野性動植物資源を厳格に保護し、生態バランスを維持する。構造物と施設の建設を厳格に制限する。

(7) 再生可能エネルギーによる海島の利用

風力エネルギー、太陽エネルギー、海洋エネルギー等再生可能エネルギーを総合的に利用する。再生可能エネルギー施設の建設は、科学的な論証とともに合理的に地点を選択し、海島の景観との調和を維持し、生態環境への悪影響を減少させる。

(8) 城郷建設による海島の利用

埋立てによる島つなぎ活動を厳格に制限し、やむを得ず必要な場合は、科学的な論証を行う。科学的発展、統合計画、総合バランスと管理に基づく開発を行う。海島の植生、淡水、砂浜、自然海岸線、自然景観、歴史遺跡、及び周辺海域のマングローブ林、珊瑚礁と藻場等を保護する。

(9) 公共サービス用の海島の利用

科学的研究、教育、観測等公共サービス活動による海島の利用を支持する。いかなる機関と個人は、公共サービス活動の正常な実施を妨げてはならない。公共施設を毀損したり、勝手に移動させたりする行為を禁止する。公共サービス活動の実施においては、建築規模を制限し、海島及び周辺海域の生態システムの破壊を引き起こしてはならない。

(10) 保留用の海島

保留用の海島は、自然生態原始状態を維持し、海島資源の資源が破壊されることを防止する。いかなる機関と個人は、無断で生物と非生物サンプルの採取、砂利採取、樹木伐採、及び生産、建設、観光等の活動を行ってはならない。

第4章 海島の区域別保護

海島の分布の緊密性、生態機能の関連性、管理の便利性に基づき、国家及び地方発展の計画に合わせながら、我が国の海島を黄海・渤海区、東海区、南海区、及び香港・マカオ・台湾海区、の4つの海域に分けて保護する。

1. 黄海・渤海区

黄海・渤海区には、合わせて約 700 ヶ所の海島があり、遼寧、河北、天津、山東、江蘇

等省・市における海洋経済発展の最前線であるとともに、北方内陸の外部交流の窓口であり、北方内陸の経済発展に重要な意味を持つ。海島の分布の特徴により黄海・渤海区、長山群島/遼東沿岸区、渤海区、庙島群島区、環山東半島区、江蘇沿岸/輻射沙洲区の五つの区域に分ける。

(1) 長山群島/遼東沿岸区

本海域の範囲は、丹東市の鴨緑江口から大連市の老鉄山角に至る海域内におけるすべての海域である。本海域には、合わせて 194 ヶ所の海島があり、うち有人海島が 28 ヶ所、無人海島が 166 ヶ所である。本海域には、豊富な漁業資源、及び独得な観光資源がある。

長山列島付近の辺鄙な海島を重点的に保護し、海洋島、南坨子、大門頂等辺鄙な海島の生態保護を促進する。石城島ヘラサギ類保護区、長海海洋稀少生物、海王九島等保護区の建設と生態海島の建設を強化するとともに、一連の特色ある海島保護区を指定、建設する。海島の生態観光及び周辺海域の放流、増養殖を発展させ、獐子島を中心とする現代化海洋牧場、及び大長山島、小長山島、広鹿島を中心とする観光地を造成する。遼寧省の沿海経済区域戦略に合わせ、長山群島及び遼東沿岸区域の海島インフラ施設の建設を強化し、海洋島の補給・中継基地の建設を支援する。

(2) 渤海区

本海域は、大連市の老鉄山角から煙台の蓬萊角に至る遼東湾、渤海湾、莱州湾に分布しており、271 か所の海島を有し、うち有人海島が 8 か所、無人海島が 263 か所となっている。本海域は、漁業資源、観光資源、港湾資源と鹹水資源等の多くの重要な資源を有している。

沙泥島及びその周辺海域の生態環境を重点的に保護し、大連ゴマフアザラシ等自然保護区の建設を強化する。海面上昇、河川流量の変化による沙泥島への影響に積極的に対応し、海岸の保護、島陸域の生態建設、海島修復等のプロジェクトを実施する。油汚染による海島及びその周辺海域生態の破壊を積極的に防止する。唐山湾三島、菊花島、滦河口諸島、及び大連沿岸海島等の地理的優位性と観光資源の優位性を発揮し、環渤海の海島を中心とする生態観光区域を建設する。遼寧沿海経済区域、曹妃甸循環経済モデル区、黄河三角洲生態経済区の計画を勘案し、長興島、曹妃甸を中心とする臨港工業区、及び濱州、東營、濰北、莱州等の臨港産業区における海島の循環経済の発展を促進する。

(3) 庙島群島区

本海域は、渤海、黄海が隣接する渤海海峡内の海島が含まれ、南長山島、北長山島、廟島、砣矶島等 32 か所の海島からなっており、うち有人海島が 10 か所、無人海島が 22 か所である。本海域は、渤海潮汐や鳥類の移動経路として、豊富な漁業資源、潮汐発電資源、及び生態観光資源がある。

本海域では、特殊用途海島及びその周辺海域の生態システムの保護を重点的に強化し、山東長島、廟島群島のゴマフアザラシ等自然保護区の建設を強化する。一連の特色のある海洋特別保護区を建設する。生態型海島を建設し、大竹山島、螳螂島等無人海島の生態保護を推進する。航路周辺海島の海岸線の開発活動を厳格に制限し、海島のナビゲート施設を保護し、渤海の航路安全を保障する。砣矶島、大欽島、小欽島、南隍城島、北隍城島を中心とする多元的、現代的生態漁業基地を建設する。南長山島、北長山島を中心とする生態観光基地の建設を支援する。

(4) 環山東半島区

本海域には、煙台市蓬萊角から魯蘇境界の綉針河口山東省管轄海域に至る範囲における海島が含まれる。合わせて 210 か所の海島を有しており、うち有人海島が 20 か所、無人海島が 190 か所で、漁業資源と観光資源が豊かである。

本海域では、鎢榔島、蘇山島、潮連島等領海基点海島の保護を重点的に強化し、海島保護区の建設を推進する。養馬島、田横島、靈山島等海島生態観光業の発展を促進し、生態が破壊されている海島の修復を実施する。緑潮（アオサ）の発生への予防・対応を強化する。海島基礎施設の建設を強化し、遠洋漁業と科学調査の補給中継基地を重点的に建設することを通じて、遠洋漁業、海洋調査と海上運輸等の活動を行う船舶に、エネルギー、淡水、及び食料等のサービスを提供する。

(5) 江蘇沿岸及び輻射沙洲区

本海域には、江蘇沿海区域に分布する海島及び輻射沙洲群が含まれる。15 か所の海島があり、うち有人海島が 4 か所、無人海島が 11 か所である。輻射沙洲群は、南北距離が 200km、東西距離が 140km、面積が約 22,470km² であり、太陽沙、冷家沙、腰沙、外磕脚、麻菜珩の沙洲が含まれる。本海域には、豊富な干潟資源、水産資源、港湾資源と観光資源等がある。

麻菜珩、外磕脚等領海基点の海島の保護を重点的に実施する。基盤岩海島の地形、形状、動植物資源、及び人文景観資源を有効に保護する。秦山島生態保護区、鴿島侵食保護区、

東西連島沙生植物保護区、竹島マムシ保護区を建設する。江蘇沿海地区発展計画を勘案し、輻射沙洲区の保護型開発を強化する。海島の海岸線資源を十分に利用し、深い水深の港湾を建設し、港湾空間を有効に拡大する。徐圩港湾区、西太陽沙人工島及び港湾建設を支援する。

2. 東海区

東海区には、約 4,200 か所の海島があり、海島が最も多く分布している。本海区は、我が国対外経済開放の窓口として、中西部内陸地区の経済発展に重要な意義を持っており、一部辺鄙海島の地理位置は重要で、国家海洋権益を保護する戦略的意義を有する。海島の分布の特徴に基づき、長江口－杭州湾区、舟山群島区、浙中南区、及び福建沿岸区の 4 つに分けられる。

(6) 長江口－杭州湾区

本海域には、長江口区域の上海管轄区における海島、及び上海芦市潮港灯標から浙江甬江口東側の長跳嘴までのライン西側海域における諸島が含まれる。本海域には、74 か所の海島があり、うち有人海島が 4 か所、無人海島が 70 か所である。本海域は、港湾航路、生態観光等の特色資源を有している。

本海域では、余山島等の領海基点海島を重点的に保護する。九段沙、金山 3 島等保護区の建設を強化する。大巫子山、下盤山、七里峙等の海島上にある航路標識、灯台等の公共施設の正常な利用を保護する。崇明島と杭州湾の海島を代表とする海島生態観光業を発展する。上海国際航空運輸センターの建設、港湾航行運輸業、臨港工業、長興島を代表とする海洋装備製造業を支援する。

(7) 舟山群島区

本海域には、上海芦市潮港灯標から浙江甬江口東側の長跳嘴までのライン東側の舟山市管轄区内における海島が含まれる。1,258 か所の海島を有しており、うち有人海島が 139 か所、無人海島が 1,119 か所である。本海域には、水深の深い海岸線、観光、漁業資源が豊かである。

両兄弟嶼、海礁、東南礁等領海基点の海島を重点的に保護する。五峙山、馬鞍列島、中街山列島等保護区の建設管理を強化する。被破損海島及びその周辺海域の生態システムを修復する。海島特色の生態観光業と生態漁業を発展する。舟山島定海西不当、沈家門等中

心漁港の付帯施設の建設を改善する。港湾航行運輸、物流、及び臨港工業の発展を支持する。舟山群島新区の建設を支援する。

(8) 浙中南区

本海域には、浙江甬江口東側の長跳嘴より南側海域における海島が含まれる。1,559か所の海島を有しており、うち有人海島が99カ所、無人海島が1,460カ所である。本海域には、豊富な海洋生物資源と観光資源がある。

漁山列島、台州列島、嵛山列島、南麂列島、漁山列島、西門島等保護区の建設管理を強化する。港湾航行運輸、物流、臨港工業、水産物加工業、海洋漁業、観光業を中心とする海洋産業ゾーンの建設を支援する。象山港湾海島観光区を建設し、洞頭、南麂等海島生態観光の発展を支援する。

(9) 福建沿岸区

本海域には、福建省管轄区内のすべての海島が含まれる。1,374カ所の海島を有しており、うち有人海島が101カ所、無人海島が1,273カ所である。本海域には、主に漁業資源、観光資源、港湾資源、及び海洋エネルギー資源等がある。

東引島、東沙島、牛山島等領海基点海島を重点的に保護する。マングローブ林、サンゴ礁等典型的な海島生態システムを保護する。日嶼島、台山列島等保護区建設と管理を強化する。廈門島、湄洲島、海坛島、東山島、大崙山島等、海島観光景観の建設を積極的に推進し、海島観光業を発展させる。海峡西海岸経済区の発展政策を勘案し、平潭総合実験区の建設を促進する。臨港・臨海工業、港湾航行運輸業、海洋漁業、海洋新規産業の発展を支援する。平潭、東山、湄洲、琅岐、三都、江陰、大嶼、紫泥等、郷レベル以上海島の保護開発を中心に、海峡両海岸の交流及び協力を深める。

3. 南海区

南海区には、1,800カ所の島嶼及び岩礁が幅広く分布しており、豊富な生物、オイルガス、鉱物等の資源を有する。本海域は、東北アジア-西太平洋及びインド洋-中東地域をつなぐ交通の要衝地であり、国家の権益保護、安全保障の価値を有している。海島の分布特徴に基づき、粵東区、珠江口区、粵西区、広西北部湾区、海南島区、西沙群島区、中、南沙群島区等7つの海区に分けられる。

(10) 粵（広東）東区

本海域には、閩粵境界の大埕湾から大鵬湾東部に至る海域内の海島が含まれる。332 ヲ所の海島を有しており、うち有人海島が 12 ヲ所、無人海島が 310 ヲ所である。本海域には、希少種、漁業、観光、深い水深の海岸等の資源が豊かである。

本海域では、南澎列島、針頭岩等の領海基点海島を重点的に保護する。大亜湾内の海島サンゴ礁、南澎列島の生物多様性を保護する。海島観光基礎施設の建設を強化し、大三門、小三门、南澳島を中心とする生態観光基地を建設する。南澳島のクリーンエネルギー建設を促進し、生態経済区の発展を推し進める。純洲、芒洲、馬鞭洲等水深の深い海岸線を合理的に利用し、海島の交通運輸及び物流倉庫業を発展させる。

(11) 珠江口区

本海域には、高欄列島から大鵬湾に至る海域内の海島が含まれる。185 ヲ所の海島を有しており、うち有人海島が 14 ヲ所、無人海島が 171 ヲ所である。本海域には、港湾資源と航路資源が豊かである。

本海域では、佳蓬列島等領海基点海島を重点的に保護する。内伶仃島、淇澳島、大襟島等海島希少動植物資源、及び海洋生態環境の保護を強化する。珠江三角地区の改革発展計画要綱を勘案し、海島の基礎施設の建設を強化するとともに、龍穴島、高欄島等大型の水深の深い港湾、及び臨海工業の建設を促進する。淇澳島、野狸島、九洲列島等海島観光区の建設を推進する。万山列島、蚬洲列島等における増養殖業を発展させる。横琴島の生態経済建設を促進する。

(12) 粵（広東）西区

本海域には、黄茅海の西側から粵桂境界に至る海域内の海島が含まれる。252 ヲ所の海島を有しており、うち有人海島が 18 ヲ所、無人海島が 234 ヲ所である。本海域は、植生状況が良好で、自然資源が豊かであるほか、よい港湾及び観光資源を有する。

围夹島、大帆石等の領海基点海島を重点的に保護する。陽西大樹島、新寮島、南鵬列島等の典型的な海岸景観及び海洋生態システムの保護を強化する。上川島、下川島、海陵島等において、生態観光、海上スポーツ、休暇療養、遊覧船観光等の多元的観光産業を発展させる。新寮島の風力発電、海水淡水化等新規産業の発展を促進し、粵西沿海大型際セ可能エネルギー基地と東海島海洋総合開発モデル区を建設する。

(13) 広西北部湾区

本海域には、広西管轄区における海島が含まれる。651ヶ所の海島を有しており、うち有人海島が11ヶ所、無人海島が640ヶ所である。本海域は、豊富な港湾資源、観光資源と海洋生物資源を有する。

潤洲島、北崙河口保護区の建設と管理を重点的に強化する。マングローブ林、珊瑚礁、藻場等特殊な生態システムと生物多様性の修復保護を推進する。海島生態観光を開発し、潤洲島、斜陽島における観光レジャー島の建設を支援するとともに、「七十二泾」を中心とする海島生態観光を発展させる。海島の水深の深い海岸線資源を合理的に利用し、海島の交通運輸及び物流倉庫業を発展させる。

(14) 海南島区

本海域には、海南島及び周辺海域内の海島が含まれる。181ヶ所の海島を有しており、うち有人海島が12ヶ所、無人海島が169ヶ所である。本海域は、マングローブ林、珊瑚礁、藻場、熱帯雨季林等多様な海洋生態システムを有しており、生態環境が優越で、観光資源の優位性が高い。

本海域では、莺歌嘴、感恩角、四更沙角等領海基点海島を重点的に保護する。大洲島、三亜珊瑚礁等自然保護区内の海島生態システムの保護を強化する。海南国際観光島の建設戦略を勘案し、海島の観光資源の開発を加速させ、海島観光基礎施設の建設を改善する。西瑁洲島、蜈支洲島等海島の開発利用方式を最適化し、琼南と琼東海島生態観光を科学的に発展させる。

(15) 西沙群島区

本海域には、宣徳島、永楽群島等約30ヶ所の島と岩礁が含まれ、南海中部と海南島の東南側に位置する。豊富な観光資源、生物資源とオイルガス資源がある。

本海域では、領海基点海島を重点的に保護する。甘泉島、東島、西沙州、金銀島の保護区建設推進し、海島の植生とウミガメ、海鳥、珊瑚礁等の生物種資源を保護する。中建島、永興島、北礁、浪花礁、華光礁、盤石嶼、玉琢礁等における珊瑚礁生態修復プロジェクトを実施する。海島の補給中継公共サービス基地の建設を推進する。西沙群島の観光産業を安定的に開発する。養殖と遠洋漁業等漁業生産活動を展開する。海洋石油資源の探査開発を積極的、安定的に推進する。海水淡水化、再生可能エネルギー発電、ゴミ污水处理、交

通、通信等基礎施設の建設を推進する。

(16) 中、南沙群島区（略）

4. 香港・マカオ・台湾区（略）

第5章 重点プロジェクト

計画目標の実現を保障し、海島の開発、建設、保護における重大な問題を解決するために、計画期間内、10項目の重点プロジェクトを実施する。

1. 海島資源と生態の評価調査

(1) 目標

海島の現状把握、分析、評価を通じて、海島及びその周辺海域生態システムの保護、海島資源の合理的利用、海島管理の強化、国家海洋権益の保護に、基礎データと科学的根拠を提供する。

(2) 内容

「全国海島資源と生態の調査評価」を10年毎に1回実施し、全国土地調査を基に、我が国海島の数量、位置、面積、資源生態保護と利用の基本状況と変化状況を調査する。「海島の地名調査」、「領海基点海島の保護状況調査」、「無人海島の使用状況調査」などの特別調査を行い、重点プロジェクト関連事業に必要なデータと資料を取得する。海島統計調査公報を公表し、有人海島名簿と海島対外開放名簿を公表する。

2. 海島の典型的生態システムと生物多様性の保護

(1) 目標

海島の典型的生態システムと生物多様性の保護を強化し、海島生態特性と基本機能を保護するほか、典型的生態システムと絶滅危惧種資源を有する海島を重点的に保護する。

(2) 内容

海島保護区の管理を強化し、保護区管理機構の設置を改善するほか、保護区の基本施設の建設と支援を強化する。保護区の管理評価を実施し、研修制度を通じて、管理人材の育成を向上する。保護区の巡航監督、追跡観測、科学的管理等の規範化を強化する。新しく

10ヶ所の自然保護区、30ヶ所の海洋特別保護区を建設し、典型的生態システムと絶滅危惧種資源を有する海島を保護する。10~20ヶ所の海島生態建設実験基地を設立し、生態型開発方式を提唱する。海島生物種の登録を実施し、外来種侵害を防止する。科学研究と宣伝教育を強化し、海島の典型的生態システムと生物多様性に関する知識を普及する。

3. 領海基点海島の保護

(1) 目標

領海基点海島及びその周辺海域の生態システムを厳格に保護し、領海基点海島の地形、形状の安定を維持する。

(2) 内容

領海基点海島の保護に関する技術基準と規範を制定し、領海基点海島の保護範囲を画定するとともに、領海基点保護範囲の標識設置を行う。領海基点保護範囲の標識の定期的保護制度を実施する。麻菜珩、外碇脚、中建島等において、領海基点海島の地形、形状、及びその変化に関する継続的観測とモニタリングを実施し、領海基点海島及び周辺区域の地形、形状の安定を図る。破損されている領海基点海島の修復を実施する。領海基点海島の監視観測システムの建設を、国家海島監視観測体系の優先建設範囲に入れる。

4. 海島生態の修復

(1) 目標

典型的生態が破損されている海島 50ヶ所に対して、生態修復を実施する。

(2) 内容

海島生態修復の技術規定を策定する。遼寧大王家島、山東崆峒島、浙江橋梁山、北漁山と南韭山、広東羅斗沙、三角島、小蜘蛛洲等を試験地として、海島陸域生態システムの修復を実施する。遼寧広鹿島、山東麻姑島、福建東山島と海坛島、広西沙井島、海南赵述島等を試験地として、島陸域周辺砂浜生態の修復を実施する。福建湄洲島、海南永興島、西瑁洲島と小洲島等を試験地として、海島周辺のマングローブ林、珊瑚礁生態の修復を実施する。試験地の経験を踏まえ、沿海各地の実態に合わせながら、海島生態の修復事業を推進する。

5. 海島淡水資源の保護と利用

(1) 目標

海島の淡水資源を保護し、有人海島の住民生活用水を保障するとともに、工業用水問題も徐々に解決する。

(2) 内容

最も厳格な水資源管理制度を実施し、海島の水源地を厳格に保護するとともに、海島の植樹事業及び水源涵養事業を実施する。海島の開発利用は、水資源条件と許容力を十分に考慮し、海島淡水資源を合理的に利用するとともに、地下水の開発を厳格に管理する。現地状況を勘案してダムを建設する。水不足問題のある辺鄙な海島における貯水池等雨水収集施設を建設する。水の節約及び2次利用技術を広める。海水淡水化事業の建設を拡大する。遼寧省の海洋島、長興島、山東省の靈山島、大管島、養馬島、田横島、劉公島、坨硯島、浙江省の舟山島、六横島、衢山島、大門島、鹿西島、洞頭島、虾峙島、福建省の海坛島、南日島、浯嶼島、広東省の担杆列島、南澎島、北尖島、広西壮族自治区の涠洲島、海南東硯島、西鼓島、東瑁洲、西瑁洲、分界洲、大洲島、蜈支洲島、甘蔗島、七洲列島、西沙群島等における海水淡水化事業、雨水収集事業のモデル事業を推進する。その他海島における海水淡水化、ダム建設と補修、雨水収集、水資源の2次利用等を支援する。

6. 海島再生可能エネルギーの開発

(1) 目標

海島の再生可能エネルギー資源を十分に利用し、辺鄙な海島の電力需要を保障し、住民の環境を改善する。

(2) 内容

海島の風力エネルギー、太陽エネルギー、海洋エネルギー等再生可能エネルギーの開発利用技術、及び多機能総合技術研究を推進し、遼寧省の大王家島、塞里島、裕連島、猪島と三山島、山東省の大管島、庙島、靈山島、北長山島、南長山島、大黒山島、小黒山島、浙江省の屏風山、海山、上大陳島、下大陳島、舟山群島、福建省の海坛島、東山島、六嶼島、福嶼、南日群島、台山群島、広東省の涸洲島、南澎島、北尖島、大万山島、担杆列島、広西壮族自治区の麻藍島、海南省の大洲島、東瑁洲、西沙群島等において、再生可能エネルギーの独立電力システム試験基地を建設する。その他の辺鄙な海島の再生可能エネルギー事業の支援を強化する。条件が適する海島における風力エネルギー、太陽エネルギー、海洋江根グリーン等再生可能エネルギーの発電システムの建設を支援し、再生可能エネルギーの海島全体エネルギーの中に占める割合を徐々に高める。

7. 辺鄙な海島の開発利用

(1) 目標

辺鄙な海島における漁業、観光業等特色産業の発展を加速させ、基礎施設を改善するとともに、政府の公共サービス能力を向上させる。

(2) 内容

辺鄙な海島の名簿制度を構築し、定期的な更新とともに、辺鄙海島名簿を発表する。辺鄙な海島の開発利用方式を研究し、無人海島保護と利用計画を策定する。5~10カ所の辺鄙海島の開発利用試験事業を重点的に支援する。辺鄙海島の交通基礎施設の建設を強化し、山東省の北隍城島、浙江省の大長塗山島、福建省の南日島、大崙山島、広東担杆島、広西自治区の涠洲島、斜陽島、海南省の西沙群島等において、埠頭及び道路の試験事業を建設する。補給中継基地建設を推進し、遼寧省の海洋島、山東靈山島、西沙群島等において、適切な規模の補給中継基地の試験事業を実施するとともに、その他中小型の補給中継基地の建設を支援する。遠洋漁業、海面養殖、生態観光、交通運輸、中継貿易等特色ある産業の発展を支援し、国家の政策に符合する海島の開発事業に優遇政策を実施する。国家は、辺鄙海島の対外開放を優先的に研究、配置し、地理条件や資源状況が優れる海島に対外開放試験区を建設する。各レベルの人民政府は、基本公共サービスの均等化の実現を図り、辺鄙海島の県、郷（鎮）の財政的支援及び基礎施設のための投資を拡大し、各地方政府の公共サービス能力を徐々に向上する。辺鄙海島の社会事業の発展を支援し、辺鄙な有人海島における中小学校、県（郷、村）における医療機構、テレビ・通信施設等の建設を加速する。辺鄙海島を国家の辺鄙地域の一つとして捉え、海島の機関職員に対する待遇レベルを高める。

8. 海島の防災

(1) 目標

海島の災害観測早期警報、防災・減災、応急措置、災害救助、復興能力を向上し、防災知識の普及を高める。

(2) 内容

海島の暴風、高波・大潮防止事業を実施し、避難港、漁港、防波堤、護岸等の建設を重点的に強化するほか、海島の城鎮の洪水防止施設を強化し、海島の洪水及び地質災害を防止する。河口に位置する海島の洪水防止意識を高める。海島一陸域の総合的な災害観測早期警報システムを改善する。海島の災害リスク評価、情報管理能力、海上救助システムの建設を強化する。海島の防災に関する科学技術能力を高め、災害減少のための技術革新及び成果の実用を推進する。海島の防災計画システムと技術基準の規範化を推進する。長山群島、庙島群島、舟山群島、東山島、海坛島、万山群島、涠洲島、西沙群島等において、

防災・減災の総合試験区を建設する。台風、高潮、洪水、山崩れ、土石流等災害リスクの高い地域において、避難場所の建設を支援する。専門教育プログラムを通じて、市民の防災・減災意識を向上させ、防災管理者の責任意識を強化する。

9. 海島名称標識の設置

(1) 目標

6,000ヶ所における海島の名称標識の設置を完成する。

(2) 内容

標識を設置する海島の名簿及び設置順番、時期を画定する。海島名称標識の設置に関する方策を策定する。名称標識設置のための現場調査を行う。海島名称標識の制作及び設置を完了し、標識に対する管理と保護を改善する。海島名称標識に関する文書と電子ファイルを作成及び保管する。

10. 海島モニタリングシステムの構築

(1) 目標

我が国の海島保護と利用状況を把握し、海洋管理部門、海洋関連機関、市民社会等に向け、多様な海島情報サービスを提供するとともに、国家の海島保護・開放政策のための総合的なデータを提供する。

(2) 内容

海島のモニタリングシステムを構築する。海島のデータに関するプラットフォーム、海島の管理に関するプラットフォーム、海島のモニタリングネットワークと情報安全システムを構築する。衛星リモートセンシング観測、航空リモートセンシング観測、現场上陸観測、船舶巡航観測、海島統計調査、無人航空機航空撮影等の多様な方式のモニタリングを実現し、海島の生態評価と早期警報システムを構築する。軍人が駐屯する海島におけるモニタリングシステムの建設は、軍隊及び地方政府が共同で実施し、取得した資料を公開してはならない。

第6章 計画実施の保障措置

1. 健全な管理制度の整備

沿海地方政府は、社会経済の持続可能な発展の促進において海島保護の重要性を認識し、海島保護計画の施行を支援、保障する。沿海省・自治区・直轄市の政府は、全国海島保護計画を基に現地状況を勘案し、省レベル海島保護計画を樹立し、現地の国民経済社会発展計画に盛り込む。海島の保護・管理における部署官の協力システムを構築し、海島関連部署及び産業間の協調を強化するとともに、重点プロジェクトの実施を保障し、海島の保護と利用における重点問題を解決する。

2. 海島開発秩序の規範化

海島保護制度の構築を強化し、国家及び地方の海島保護計画の策定体系を改善するとともに、海島統計調査制度、海島名称管理制度、無人海島の開発・利用及び審査・許可制度、無人海島の有償使用制度等の制度を構築・改善する。海島のモニタリングシステムを構築する。無人海島の利用事業に対する審査を規範化し、無人海島の構築物及び施設に関する管理を強化する。海島保護計画の施行に対する評価を実施する。海島に対する巡察及び監督を強化し、海島の保護、開発、建設及び管理過程における違法行為は関連法律に則って処罰する。海島の資源及び生態環境を毀損する行為を制裁し、海島の開発・利用秩序を規範化する。

3. 人材育成の重視、海洋管理及び科学技術研究体制の強化

人材育成戦略を実施し、管理、技術及び法律執行等の分野におけるキャパシティ・ビルディングを強化する。科学的評価及び奨励制度を導入し、海島管理者の能力を向上させる。海島に関連する専門技術人材、特にハイレベルの科学技術人材を育成し、「開放、競争、協力」型の海島科学技術人材を育成する。また、特色のある海島の科学技術サービス機関を発展させる。重点問題及び核心技術に対する研究開発を強化し、海島保護に関する技術的支援を行う。海洋分野の法律執行の人材育成の強化し、現代式船舶、航空機及び先進的機械装備を使用するほか、法律また規定に違反する行為及びその他の突発事件に対する緊急対応能力を向上する。法律執行者に対する監督及び管理を強化し、法律執行者の能力を向上させるとともに、専門的な海島法律執行の人材育成を強化する。

4. 宣伝教育の強化、市民参加体制の確立

海島保護計画を宣伝し、とくに海島生態保護の強化、無人海島使用权管理の強化、海島開発秩序の規範化、及び国家権益保護と関連し、海島保護計画の重要性についての宣伝を強化する。国民の海島保護意識を向上させ、海島保護計画の施行のための良好な社会的環境を造成する。市民参加制度を構築・改善し、海島保護計画の策定・変更に関する公表を

強化するとともに、国民の意見を収斂し、政策策定の民主性を保障する。海島保護法に基づく海島保護計画の公開制度を厳格に実施し、許可済みの海島保護計画に関する情報を公開することを通じて、市民参加権を等の権利を保障する。通報等の手段を多様化し、国民の監視を受けるようにする。海島保護計画の策定のための専門家諮問制度を構築・改善し、計画に対する意見の収斂及び検討を強化する。

5. 重点プロジェクト管理の強化

国家及び地方の各機関は、計画に基づく重点プロジェクトの立案、審査、許可及び施行等を支援する。重点プロジェクトを担当する各政府は、科学的な事業計画を策定し、とくに海島地域住民の意見を求めなければならない。入札等の競争手段を用いて、該当事業の担当企業を選定する。品質管理及び技術監督システムを構築し、国家の工事基準に基づき事業に対する管理・監督を実施する。また、該当事業の工事進捗状況を定期的に検査・評価し、事業の資金管理を強化するとともに、工事の質的レベルを確保する。重点プロジェクトの標準化、規範化、法制化、情報化の建設及び管理制度を徐々に実施する。国家安全事業の要求を考慮し、海島の開発・利用に関する経済的及び軍事的利益の最適化を促進する。

6. 特別資金の確保、安定的投資体制の構築

該当人民政府は、海島保護に対する投資を拡大し、計画に基づく重点プロジェクトの実施のための資金を確保する。国家は法律に基づき、海島の保護、生態修復及び科学研究のための海島保護特別資金を確保する。国家は、徴収した各種の生態補償金が、海島の保護及び復元に使用されるようにする。多様な投資及び融資制度を構築し、海島に関する機関や個人の投資を鼓舞する。とくに、辺鄙な海島に対する投資拡大、融資方式の革新及び多様な投資の誘致を通じて、辺鄙海島の開発、建設及び保護を促進する。

資料7 (海洋政策研究財団 訳) *

中国・全国海洋経済発展 12次5ヵ年計画
(2011～2015年)

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

全国海洋経済発展第12次5カ年計画（2011-2015）

序 言

海洋は、潜在力が巨大な資源宝庫であり、将来の発展を支える戦略的空間でもある。我が国の海域は広く、海洋資源が豊富であり、開発の潜在力が大きい。中国の海洋経済は、長年の発展を通じて著しい成長を遂げており、国民経済と社会発展の牽引車の役割を果たしている。海洋経済を全力に発展させ、海洋経済の質と収益をより高めることは、国民経済の競争力の向上、経済発展方式転換の加速化、「小康社会」の構築に戦略的意義を有する。

「12次5カ年計画」期間は、我が国海洋経済の構造調整及び発展の肝心な時期であり、海洋経済発展の段階的特徴を把握し、陸域・海域の統合、科学的計画を堅持するとともに、持続可能な発展戦略を実施する。海洋経済発展の科学的計画と海洋資源の合理的開発利用を図るため、「中華人民共和国国民経済と社会発展第12次5カ年計画要綱」及び「全国主体機能区計画」に基づき、「全国海洋発展第12次5カ年計画」を策定し、「12次5カ年計画」期間における我が国の海洋経済発展の行動指針とする。

本計画には、我が国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域と大陸棚、その他管轄海域、及び海洋経済発展を支える関連陸域（香港、マカオ、台湾地区を含む）が含まれる。本計画で言う海洋産業及び海洋関連産業には、海洋漁業、海洋船舶工業、海洋オイルガス業、海洋塩業と塩化学工業、海洋工程装備製造業、海洋薬物とバイオ製品産業、海洋再生可能エネルギー業、海水利用業、海洋交通運輸業、海洋観光業、海洋文化産業、海洋関連金融サービス業、海洋公共サービス業などが含まれる。計画期間は、2011年～2015年である。

第1章 計画背景

「11次5カ年計画」期間における我が国の海洋経済は、迅速な発展とともに著しい成果を収めている。一方、国際金融危機等の影響により、数多い課題が残されている。

第1節 発展の成果

海洋経済は、持続的に速い成長を遂げている。「11次5カ年計画」期間において、我が国海洋経済の年平均成長率は13.5%であり、同時期の国民経済より高い成長率を見せている。2010年の海洋総生産額は約4万億元で、「10次5カ年計画」期間より2倍ほどの成長を見

せている。海洋総生産額の国内総生産額及び沿海地区総生産額に占める割合は、それぞれ 9.9%と 16.1%であり、「10 次 5 ヶ年計画」期間よりそれぞれ 0.3%と 0.8%成長している。海洋関連の就業人口は、3,350 万人である。海洋経済は、もはや国民経済の発展を牽引する有力なエンジンである。

沿海地区における産業集中レベルが著しく向上している。我が国のグローバル化への参加が深まるに連れて、沿海地区の地理的優位性が明らかになり、産業空間配置が徐々に合理化に向かっている。「11 次 5 ヶ年計画」において、国家は沿海地区の経済発展の分類別指導を強化し、一連の発展計画を策定することにより、臨港臨海産業区が急速に立ち上がり、規模の経済性を大きく向上させている。環渤海、長江三角洲と珠江三角洲地区における海洋経済規模が拡大し、2010 年における上記三大地区の海洋総生産額は全国海洋総生産額の 88%を占めている。

海洋新規産業の発展が速い。海洋技術革新分野において大きな成果を収めており、海上風力発電技術が商業化の実行段階に入っている。潮流エネルギー、波浪エネルギー発電技術は、試験段階であり、海水からカリウム、臭素、マグネシウムの採取技術は、工業化の試験段階に入っている。ハイテクによる海洋新規産業の発展が速く、年平均成長率は 20%を超えている。2010 年、海水利用業の増加額は 9 億元近く、「10 次 5 ヶ年計画」期間より倍増している。海洋再生可能エネルギー業の増加額は 40 億元近く、「10 次 5 ヶ年計画」期間より 3 倍以上増加している。他方、クルーズ、観光漁業、海洋文化、海洋関連金融及び航行運輸サービス業など新型サービス業の発展が加速化し、「11 次 5 ヶ年計画」期間における海洋経済発展のスポットライトとなっている。

重大海洋基礎施設の建設が大きい進展を見せている。2010 年における港湾の千トン級以上の船舶収容力は 55 億トンを超え、水深の深い港湾が 1,774 ヶ所であり、「10 次 5 ヶ年計画」期間末よりそれぞれ 30 億トン、661 ヶ所と増加している。港湾施設の大型化、専門化、及び航路の水深レベルが大幅に向上している。青島海湾大橋、杭州湾海上大橋、舟山海上大橋、平潭海峡大橋、厦漳海上大橋、南澳海上大橋、港珠澳大橋、青島胶州湾海底トンネル、崇明長江トンネル、厦門翔安海底トンネルなど一連の海上橋梁と海底トンネルが完成あるいは着工している。重大海洋基礎施設が継続的に改善され、生産要素の移動及び区域経済融合を加速化しており、沿海地区における経済発展を支えている。

海洋産業の国際的地位と影響力が向上している。我が国の海上運輸力は大きく伸びており、2010 年末現在、1 億トン以上の港湾が 20 ヶ所で、貨物吞吐量が 7 年間連続世界一位となっている。海洋オイルガス生産は大国の列に入っており、2010 年における海洋オイルガス生産量は 5,000 万トンを超えている。造船能力は大幅に向上し、2010 年における造船工

業の造船完成量、造船受注量、新規受注量は世界一となっており、船舶輸出は世界 169 カ国と地区をカバーしている。海水工場化養殖と遠洋漁業力は著しく成長し、海洋水産物の加工及び輸出力も伸び続けている。海洋産業の国際的地位の向上により、我が国海洋経済の国際競争力とリスク抵抗力がより強化されている。

第 2 節 問題点及び今後の課題

「11 次 5 ヶ年計画」期間における発展により、我が国の海洋経済は新たな段階に踏み込んでおり、新たな歴史的起点に立っている。「12 次 5 ヶ年計画」期間は、海洋経済の発展方式の転換における重要な時期であり、発展傾向を科学的に判断し、正確に把握するとともに、各種の有利な条件を充分に利用し、海洋経済の長期的且つ安定的発展を図る。

国際的観点から経済のグローバル化が進み、国際分業と産業構造の転換が加速化しており、新技術の推進と応用は海洋経済構造の転換とアップグレードを促進している。これは、我が国の海洋経済「走出去（出てゆく）」戦略の実施、より広い範囲、より大きな規模、より高いレベルでの国際協力・競争の推進、及び新たな領域と発展空間の拡大に、良好な条件を提供している。一方、国際金融危機の影響により、地球の経済発展と市場ニーズには不確定性要素が多く存在しており、さまざまな形の保護主義が台頭している。エネルギー資源競争の激化により、海洋資源をめぐる権益の争奪がますます激しくなっている。地域間の摩擦と衝突が頻発しており、主要国際航路における安全性問題が顕在化している。海洋生態環境の制約が明らかになっており、気候変動や海洋災害による影響問題がさらに際立つ。このような要因は、我が国の海洋経済に多くの課題を残している。

国内的には、我が国の総合力が安定的に強化されており、工業化、都市化の発展が進み、経済発展方式の転換が加速している。市場ニーズの潜在力が拡大し、科学技術教育レベルが著しく向上するとともに、基礎施設が日々改善され、マクロ・コントロール力が向上しており、海洋経済の発展に良好な条件を提供している。一方、海洋経済発展におけるアンバランス、不調和、非持続可能の問題が顕在化しており、粗放成長方式がまだまだ根本的に転換されておらず、産業構造と配置が合理的ではない。独自の革新と技術成果の実践能力が不足しており、資源と生態環境の制約が激化し、発展を保障する体制が不完全である。このような要素が、我が国海洋経済の持続健康な発展を制約している。

第 2 章 全体要求

全面的「小康社会」の建設指針、及び「中華人民共和国国民経済と社会発展第 12 次 5 ヶ

年計画要綱」に基づき、「12次5ヵ年計画」期間における海洋経済発展の指導思想、基本原則、及び全体目標を定める。

第1節 指導思想

鄧小平理論及び「3つの代表」の重要思想に基づき、科学的発展観を実践し、陸域・海域の統合を堅持するとともに、海洋産業の構造調整及びアップグレードを重点的に推進する。科学技術革新能力を強化し、海洋資源の集約的・節約的利用及び生態環境の保護を強化するとともに、体制整備を改善し、我が国海洋経済の持続可能な発展力、国際競争力、リスク抵抗力を全面的に向上させる。

第2節 基本原則

陸域と海域の統合及び発展。陸域・海域の資源配分、陸域・海域の経済構造、陸域・海域の環境整備と災害防止、陸域・海域の開発及び利用順序、沿岸開発と沖合空間の拡大などを統合し、総合開発レベルを全面的に向上させる。

構造調整及び発展。産業構造を調整し、空間配置を最適化するとともに、生産要素を合理的に配置する。それを通じて、海洋伝統産業をアップグレードし、海洋新規産業を育成するとともに、海洋サービス業を積極的に発展させ、各分野の海域利用を統合的に配置し、海洋経済の発展方式の転換を加速化する。

生態優先及びグリーン発展。海洋生態環境の保護と陸起源汚染の防止を統合し、循環型海洋経済を大いに発展させ、海洋資源の節約的・集約的利用を強化する。海洋産業の省エネ及び排出削減を推進し、海洋生態環境の保護と防災・減災を強化するとともに、海洋経済の持続可能な発展を強化する。

科学技術革新及び発展。科学技術の新しい体系を改善し、海洋科学技術の独自の革新力と成果実践力を重点的に向上させる。科学技術の支援・先導の役割を発揮し、海洋人材の育成を重視するとともに、海洋管理体制を改善し、海洋経済発展の内部動力と競争力を強化する。

国際的視点及び対外開放。「二つの市場（国際市場、国内市場）」、「2種類の資源（陸地資源、海洋資源）」を充分に利用し、経済のグローバル化へ積極的に参加するとともに、「走出去（出てゆく）」戦略を継続的に実施し、両者間、多者間の経済貿易協力をさらに推進することを通じて、海洋経済の対外開放レベルの向上を加速する。

第3節 全体目標

海洋経済発展情勢を総合的に考慮し、「12次5ヵ年計画」期間における全国海洋経済発展の主要目標を定める。

海洋経済力の更なる向上。海洋経済の安定的発展を図り、海洋経済の成長の質と収益を向上させる。海洋総生産額の年平均成長率8%をめざし、2015年の国内総生産額に占める割合を10%にする。海洋経済の発展による就職口の増加を図り、海洋関連の新規就業人口を260万人増加させる。

海洋科学技術革新力の強化。海洋領域研究費の海洋総生産額に占める比重を安定的に高める。2015年、海洋科学技術の成果実践率を50%以上、海洋科学技術の海洋経済への貢献率を60%以上にする。

海洋の持続可能な発展の強化。海洋資源の節約的・集約的利用をさらに向上するとともに、海洋環境の悪化傾向を効率的に抑制し、窒素、リンなど主要汚染物の海への排出量を制限し、沿岸海域の水質の安定を維持する。長江、黄河、珠江等重要入り江と渤海等重点海域の推進を改善する。各レベル、各種類の新しい海洋保護区を80ヵ所建設し、2015年、海洋保護区面積の全管轄海域面積に占める割合を3%にする。海洋防災能力を強化する。

海洋産業構造の改善。海洋伝統産業のアップグレードを加速する。海洋新規産業を大きく発展させ、2015年の増加額を「11次5ヵ年計画」期間末の2倍にし、海洋総生産額に占める割合を3%以上とする。海洋サービス業増加額の年平均成長率を9%にし、海洋総生産額に占める割合を継続的に向上させる。

海洋経済の調整体系の改善。海洋経済の政策指導と調整能力を強化し、モニタリングと評価能力を向上させ、基準制度を改善するとともに、対外開放レベルを高め、総合管理体制と調整体系を改善する。

2020年まで、我が国の海洋経済総合力を顕著に高め、海洋経済の発展空間の拡大、海洋産業構造の合理化を図る。沿海地区経済の牽引力を強化し、海洋資源の集約的・節約的利用レベルを高めるとともに、海洋生態環境を改善し、持続可能な発展力を高め、沿海地区の住民生活を改善する。

表 「12次5ヵ年計画」における海洋経済発展の主要期待指標

| 指標名称 | | 2010年 | 2015年 | 年平均成長 |
|--------|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 経済発展 | 海洋総生産額年平均成長 (%) | | | 8 |
| | 国内総生産額に占める海洋総生産額の割合 (%) | 9.9 | 10 | |
| | 海洋関連新規就業人口 (万人) | | (260) | 52 |
| 科学技術革新 | 海洋総生産額に占める海洋分野研究費の割合 (%) | 1.48 | 2 | |
| | 海洋科学技術の成果実践率 (%) | | >50 | |
| | 海洋科学技術の海洋経済への貢献率 (%) | 54.5 | >60 | |
| 構造調整 | 海洋新規産業の増加額が海洋総生産額に占める割合 (%) | 1.6 | >3 | |
| | 海洋サービス業の増加額の年平均成長率 (%) | | | 9 |
| 環境保護 | 新規海洋保護区 (ヵ所) | | (80) | 16 |
| | 管轄海域面積に占める海洋保護区面積の割合 (%) | 1.1 | 3 | |

注：（ ）内は5年間の累計数。

第3章 海洋経済構造の最適化

各地区と海域における自然資源、生態環境許容量、産業基礎と発展潜在力を勘案し、陸域と海域の統合及び環境保護と利用の調和の原則に基づき、海洋経済の全体構造を最適化し、区切りが明確、位置づけが正確、特色が明らかな海洋経済空間の開発構造を形成する。環渤海、長江三角洲、珠江三角洲の先導的役割を十分に発揮し、我が国の北部、東部と南部における3つの海洋経済圏の形成を推進する。沿海区域発展政策を着実に実施し、一連の重要な海洋経済の「成長の極 (growth pole)」を重点的に育成する。海島及び隣接海域の保護を強化し、重要海島の開発建設を秩序的に推進するとともに、辺鄙な海島の発展を支援し、海島地区の生態保護を強化し、経済社会の調和的発展を促進する。

第1節 北部海洋経済圏

北部海洋経済圏は、遼東半島、渤海湾、山東半島の沿岸・海域からなる。当該区域は、海洋経済発展の基礎が優れており、海洋科学研究教育の優位性が高く、我が国の北方地区対外開放の重要なプラットフォームであり、我が国が経済グローバル化に参加する重要区域であるとともに、世界的影響力のある先進的な製造業基地、現代サービス業基地、全国科学技術革新及び技術研究開発基地である。

遼東半島の沿岸及び海域。当該区域は、東北地区対外開放の重要なプラットフォーム、東北アジアの重要な国際航路センター、全国先進装備製造業と新型原材料基地、重要な科学技術革新と技術開発基地であるとともに、生態環境がよく、暮らしが豊かな地区である。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。水産養殖を大いに発展させ、浅海水産養殖基地及び大連海産物増殖基地を建設し、海洋牧場建設を推進する。沿海観光資源を利用し、地域特色のある東北アジアゴールド観光ラインを創る。東北地区における対外開放の戸口という役割を十分に発揮し、主要港湾とコンテナ幹線港湾の建設を強化するとともに、航路基礎施設とサービス体系を改善し、大連港、営口港を主要港湾に、錦州港、丹東港を地域港湾に、葫蘆島港、盤錦港を一般港湾とする発展構造を形成する。大連を主とする海洋工程装備製造基地を重点的に建設する。大連海洋バイオ医薬の中間実験と産業化基地を重点的に建設し、一連の付加価値が高く、市場景気がいい新型海洋薬物・バイオ製品の研究開発を加速する。海水利用業を積極的に発展し、大連海水総合利用試験区を建設する。大連、丹東、葫蘆島等海上風力発電及びその他海洋再生可能エネルギー基地の建設を推進する。遼河流域と沿岸海域の汚染防止を強化し、典型的な海洋生態システム、絶滅危惧種の保護を強化する。

渤海湾沿岸及び海域。当該区域は、我が国の北方対外開放の重要な戸口、全国科学技術革新と技術研究開発の基地、及び全国現代サービス業、先進製造業、ハイテク産業と戦略的新規産業の基地などである。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。天津港、秦皇島港、唐山港、黄骅港を中心に、中継、配送、購入、中継貿易、輸出加工等の業務を重点的に発展させるとともに、天津北方国際航路センターと国際物流センターの建設を推進する。重大観光事業建設を推進し、天津クルーズ・ヨット経済発展と東疆保税港核心機能区の建設を支援する。渤海オイルガス資源の開発規模を合理的に管理し、南堡、曹妃甸オイルガス区の開発を重視し、石化産業群を合理的に配置する。生態型増養殖業を積極的に発展させ、大型海洋水産物加工基地と物流センターを建設し、観光漁業を大いに推進する。塩業の生産を安定させ、塩田の改造を加速化し、自動化作業レベルを向上させる。海水淡水化及び総合利用、海洋化学工業の循環型経済産業チェーンの形成を推進する。海洋科学技術の優位性を発揮し、海水淡水化、海上風力発電、海洋薬物とバイオ製品等の海洋新規産業を重点的に発展させる。海洋経済への金融サービスを改善し、船舶融資、船舶運輸保険、資金決算等航行運輸関連の金融サービスを大いに発展させる。海洋文化基礎施設の建設を強化し、国家海洋博物館を中心とする海洋文化産業群区を建設する。入り江流域の総合整備と渤海湾海域の汚染防止を強化し、陸起源汚染の管理を強化するとともに、防護林体系を建設する。

山東半島沿岸及び海域。当該地区は、国際競争力を有する現代海洋産業集中区であり、世界先進レベルを有する海洋科学技術教育の核心区、国家海洋経済改革開放の先行区、全

国重要海洋生態文明モデル区などである。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。海洋漁業の特色のある品種を着実に育成し、海洋牧場の建設を推進するとともに、重要な海水養殖遺伝種苗育成センター、海洋生物種質資源倉庫と海産物品質検査センターを建設する。付加価値の高い水産加工業を積極的に発展させ、精密加工レベルを向上させる。青島港を核心とする、煙台港、日照港を骨幹とする、威海港、濰坊港、東営港、滨州港を支えとする東北アジア国際航行運輸総合ハブを構築し、現代航行運輸サービスを発展させ、港湾を中心とする物流ネットワークと臨港物流集中区を形成する。国際海浜レジャー、クルーズ、海上スポーツ等の海洋観光業を重点的に発展させ、長島観光休暇島と榮成好運観光休暇区を建設し、全国重要な海洋文化とスポーツ産業基地を形成する。青島造船と海洋工程装備製造基地を重点的に発展させる。青島を核心とする海洋科学技術教育基地の建設を強化し、青島、煙台、威海等に海洋新規産業基地を建設するとともに、海洋薬物とバイオ製品、海洋新材料、海水淡水化等の海洋新規産業を重点的に発展させるほか、海上風力発電及びその他海洋再生可能エネルギー基地の建設を加速する。青島西海岸、煙台東部、濰坊海浜、威海南海藤海洋経済新区、及び青島中徳生態園、日照国際海洋城、濰坊海浜産業園など海外協力型園區（園區とはParkのことを言う。例えば、工業園區は、Industrial Park。以下同じ。）の建設を加速し、独自の革新能力と国際競争力のある現代海洋産業集中区を形成する。沿海生態回廊を建設し、自然保護区と海岸保護を強化するとともに、生態システム多様性を保護する。

第2節 東部海洋経済圏

東部海洋経済圏は、江蘇、上海、浙江の沿岸及び海域からなる。当該区域は、港湾航行運輸体系が完備された輸出志向型の区域であるとともに、経済グローバル化への参加の重要区域、アジア太平洋地区の重要な国際戸口であり、世界的影響力のある先進製造業基地と現代サービス業基地である。

江蘇沿岸及び海域。当該区域は、我が国の重要な総合交通ハブ、沿海新型工業基地、重要な土地予備資源開発区であり、生態環境がよく、暮らしの豊かな地域である。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。河川と海の統合・連携を実行し、連雲港を中心とする江蘇沿海港湾群の建設を加速する。干潟農林牧業を積極的に発展させ、耐アルカリ性の農作物を改良・育成し、干潟防護林ゾーンを形成するとともに、地域環境に適した干潟種苗・畜産を発展させる。海洋、湿地、文化等観光資源の優位性を発揮し、我が国東部の新観光基地と生態観光レジャーゾーンを構築する。南通、塩城、連雲港沿岸及び海域における海上風力発電基地、及び塩城風力発電装備基地の建設を積極的に推進する。無錫海洋深海潜水装備研究開発基地の建設を推進し、新型ハイテク海洋船舶工業ゾーンを形成する。海洋薬物・バイオ製品業を大いに発展させ、泰州、連雲港、大豊、启東海

洋バイオ産業基地を重点的に建設し、ハイテク海洋バイオ技術製品を積極的に発展させる。海洋関連の業務仲介組織の育成を加速し、海洋環境保護、海洋科学技術の成果転化関連取引等のサービス業を積極的に発展させる。海洋文化アイディ産業を積極的に育成し、アイディア設計産業基地を計画・建設する。自然保護区、湿地、干潟、及び水源保護区等の保護を強化し、海浜湿地生態の修復と保護を推進するとともに、潮間帯と干潟の生態障壁を建設する。

上海沿岸及び海域。当該区域は、国際経済、金融、貿易、航行運輸の中心である。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。上海国際航行運輸センターの建設を推進し、上海港の国際的地位を向上させるとともに、集荷・運輸体系を統合的に計画し、港湾の大型化と専門化レベルを向上する。水深の深い港をハブ港に中小港湾を合わせた沿海港湾と現代物流体系を形成する。国際航行運輸センターのソフト環境の整備を強化し、航行運輸物流、航行運輸金融、航行運輸情報等おサービス業を大いに発展させ、国際航行運輸発展の総合試験区を建設する。上海航行運輸取引所のサービス機能を開拓し、船舶取引ビザ、船舶セリ、船舶評価等のサービスを展開する。上海の北外滩、陸家嘴、臨港新城等航行運輸サービス集中区の発展を加速する。観光市場をさらに開拓し、区域内の観光資源を整合するとともに、クルーズ産業の発展を加速し、呉淞口国際クルーズ埠頭を建設する。観光漁業を合わせて発展させ、生態、健康型水産養殖を積極的に提唱する。船舶の独自設計製造能力を向上させ、海洋工程装備及び関連システムを重点的に開発するとともに、長興島海洋工程装備製造基地の建設を加速する。海洋再生可能エネルギーの開発を推進し、東海大橋、臨港新城と奉賢海上風力発電所を重点的に建設する。長江口と近海海域汚染の総合管理及び生態保護を強化し、区域汚染共同防止体制を改善するとともに、区域における環境保護基礎施設の共同建設、情報共有と汚染総合管理を推進する。

浙江沿岸及び海域。当該区域は、我が国の重要な大衆商品国際物流中心、海洋海島開発の開放改革のモデル区、現代海洋産業発展のモデル区、海陸調和発展のモデル区、海洋生態文明とクリーンエネルギーモデル区などである。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。大衆商品現物取引プラットフォーム、海陸連携運輸ネットワーク、金融と情報支援システムが一体化した港湾航行物流サービス体系を重点的に構築し、寧波一舟山港を中心とする大衆商品貯蔵運輸加工貿易基地とコンテナ幹線港の建設を推進することを通じて、我が国の大衆商品取引中心を建設する。現代航行運輸サービス業の発展を支援し、寧波、舟山、温州等の航行運輸サービス集中区を建設する。舟山現代遠洋漁業基地を建設し、生態海水養殖を優先的に発展させ、一連の生態型水産養殖園区と海洋生物資源精密加工区を建設する。大洋調査技術と深海科学研究開発基地の建設を強化し、深海装備開発を支援する。海洋バイオ技術研究を強化し、重要な海洋バイオ産業基地を建設する。海水利用業を積極的に発展させ、国内トップレベルの海水資源開発利用工程の研究

プラットフォーム、製品中間実験及び産業化基地を建設する。潮汐エネルギー、潮流エネルギー等海洋クリーンエネルギーを積極的に開発し、杭州湾、舟山、寧波、台州、温州等海域における海上風力発電の建設を積極的に推進する。歴史文化、民俗文化観光資源の開発を推進し、海洋文化祭を継続的に行い、知名度のある海洋文化・休暇観光地を建設する。海域の囲い込み開発規模を厳格に管理し、標準的な防波堤、防護林等の建設を強化する。

第3節 南部海洋経済圏

南部海洋経済圏は、福建、珠江口及びその両翼、広西北部湾、海南島の沿岸及び海域からなる。当該区域は、海域が広く、資源が豊富で、戦略地位が優れており、我が国の対外開放とグローバル化へ参加の重要区域であり、世界的影響力のある先進製造業基地と現代サービス業基地であるとともに、我が国の南海資源の開発と国家海洋権益を保護する重要な基地である。

福建沿岸及び海域。当該区域は、兩岸（台湾海峡を挟んだ中国と台湾のことをいう、以下同）の交流協力先行区域、周辺地域の新たな対外開放発展を支える総合通路、東部沿海地区先進製造業の重要基地、我が国の重要な自然・文化観光中心などである。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。ヨット等のハイレベル観光の発展を加速し、福建と台湾の観光協力を積極的に推進するとともに、共同して「海峡観光」ブランドを創り上げる。福建と台湾の漁業協力を積極的に展開し、生態型海水養殖と海産物精密加工の基地を建設するほか、海水養殖優良品種の種苗生産及び遺伝種苗育成基地を建設する。厦門港コンテナ幹線港の建設を強化し、台湾及び香港・マカオとの連結、中西部地区の発展を支える海峡西海岸港湾群の建設を加速するとともに、国際物流を積極的に発展させ、現代港湾航行物流体系を構築する。船舶修理・製造業、海洋工程装備の設計開発と製造業、海洋精密化学工業等産業の発展を最適化する。海上風力発電等海洋再生可能エネルギーの開発を積極的に推進し、福建と台湾の新エネルギー協力を推進する。海洋薬物とバイオ製品業の育成を加速し、厦門、福州、泉州等海洋薬物及びバイオ製品生産基地の建設を推進する。海水利用業を積極的に発展させ、海水淡水化・海水総合利用ハイテク産業化のモデル事業を実施する。特色ある地域の海洋文化資源を生かして、海洋文化アイディア産業を積極的に育成する。沿海港湾、近海島嶼保護を強化し、入り江流域の汚染総合管理と沿岸海域汚染防止を強化する。

珠江口及びその両翼沿岸及び海域。当該区域は、我が国海洋経済の国際競争力を向上する核心区、海洋化学技術革新と成果実践の集中区、海洋生態文明の建設を強化するモデル区、海洋総合管理を推進する先行区などである。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。マカオ・香港のクルーズラインの協力を強化し、世界クルーズ

観光ラインの重要なノードを形成するとともに、新規観光事業を積極的に発展させ、南澳島、恵東巽寮、紅海湾等一連の海洋総合観光区を重点的に建設する。広州、深圳、湛江、珠海、汕頭等主要港湾を中心に、世界級の港湾群と国際物流中心を形成する。深海オイルガス資源の調査、開発、貯蔵と総合河口利用を加速し、広州、深圳、湛江、珠海、汕頭、惠州等地域における深海オイルガス資源の開発装備研究、生産基地の建設を推進するとともに、汕頭、南澳海域における海上風力発電を適度に開発する。広州大型船舶製造基地の独自設計製造能力の向上を支援し、船舶関連産業を大いに発展させ、広州、江門船舶関連基地を建設する。ヨット製造業を積極的に発展させ、珠海、東莞、中山等ヨット製造基地を重点的に建設するとともに、深海調査・開発設備、海洋新エネルギー開発設備等海洋工程装備製造業を積極的に発展させる。深い水深の筏等海洋離岸養殖を積極的に開拓し、水産物加工流通業の発展を加速させ、一連の水産物加工基地と物流中心を建設する。南海海洋生物資源の優位性を十分に利用し、海洋薬物とバイオ製品を重点的に発展させる。珠江口の囲い込み開発を厳格に管理し、河口と海岸湿地を保護するとともに、典型的海洋生態システム、絶滅危惧種と重要漁業資源の保護を強化する。

広西北部湾沿岸及び海域。当該区域は、中国－東南アジア国家連盟協力の物流、貿易、先進製造基地と情報交流中心、重要な国際区域経済協力区などである。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。生態養殖を大いに広め、真珠、高級海産物等特色のある品種の養殖を発展させ、マングローブ生態養殖のモデル基地を建設する。海水養殖種苗事業を実施し、水産原種場と遺伝種苗育成センターの建設を加速するとともに、水産物精密加工及び関連サービス業の発展を加速し、水産物冷凍加工基地を建設する。広西北部湾港湾を建設し、一連の1万トン以上の停泊地と深い航路を建設するとともに、西南地区の海に出る大通路の交通基礎施設を改善する。コンテナ幹線航路を開拓し、東南アジア国家連盟国への航路を開拓するとともに、遠洋国際航路を開拓する。多様なレベルの海洋観光精密製品を積極的に開発し、ヨット及び帆船を主とする海上スポーツ観光を発展させ、環北部湾のインターナショナル観光区を建設する。海島観光の開発の加速し、涠洲島の総合開発と海島生態修復を重点的に推進する。海洋オイルガス業を積極的に発展させ、北部湾盆地の調査を強化し、莺歌海盆地の海洋オイルガス資源の採取、貯蔵と加工能力を向上する。マングローブ生態システムの保護と修復を強化し、海岸生態防護ゾーンを建設するとともに、海洋保護区の建設を強化する。

海南島沿岸及び海域。当該区域は、我が国の観光業改革革新の試験区、世界一流の海島休暇観光地、生態文明建設モデル区、国際経済協力と文化交流の重要なプラットフォーム、南海資源開発とサービス基地、国家熱帯現代農業基地などである。「12次5ヵ年計画」期間における建設の重点は、下記の通りである。海南国際観光島の建設の加速し、海浜休暇、海洋観光、海島休暇、クルーズ、海上スポーツ等特色のある観光事業を積極的に開発する。

中沙群島、西沙群島の観光開発活動を規範化し、熱帯海島観光基地を建設する。熱帯観光漁業・観賞漁業を発展させ、西沙漁業生産サービス基地と海洋水産種質資源保護区の建設を推進する。海南三亜サンゴ礁自然保護区生態教育基地とサンゴ礁修復基地を建設する。海口、洋浦、八所等港湾を重点的に建設し、港湾機能と関連施設を改善するとともに、東南アジア向けの航行運輸ハブ、物流中心と輸出加工基地を形成する。琼東南盆地の水深の深い場所のオイルガス開発を強化し、商業石油貯蔵と精製油貯蔵の発展を支援する。南海における海洋鉱物資源の調査を強化する。海島のエネルギー供給システムの建設に合わせ、海上風力発電と海洋エネルギー等を開発する。マングローブ、サンゴ礁、藻場藤典型生態システムと生物多様性の保護を強化する。

第4節 海島の開発と保護

「中華人民共和国海島保護法」及び「全国海島保護計画」を着実に実行するとともに、海島の保護と開発を統合し、海島の開発利用秩序を規範化するほか、海島の分類別管理を強化し、海島の合理的開発と持続可能な利用を実現する。

三大海（群）島の重点的开发。国家の区域発展総合戦略に基づき、海島の地理条件、発展潜在力と生態環境許容量を統合的に考慮し、浙江舟山群島新区、福建平潭総合実験区、及び広東横琴島を重点的に開発する。浙江舟山群島新区においては、港湾物流業、船舶と海洋工程装備製造業、海洋再生可能エネルギー業、現代海洋漁業と海洋観光業を重点的に発展させ、戦略的資源貯蔵中継基地、大衆商品国際物流基地を集中的に建設するとともに、それらを我が国における大衆商品国際貯蔵運輸中継加工取引中心、東部地区における重要な海上開放戸口、海洋海島総合保護開発モデル区、重要な現代海洋産業基地、陸海統合発展先行区に発展させる。福建平潭総合実験区においては、ハイテク産業、海洋産業、観光業と現代サービス業を重点的に発展させ、兩岸の産業協力を積極的に展開するとともに、兩岸の産業領域と核心技術の研究開発連携を強化し、台湾海峡兩岸のハイテク産業基地、現代サービス業集中区、海洋経済モデル基地と国際的の海島観光地を建設する。そしてそれらを、兩岸協力交流の先行区、体制改革革新のモデル区、兩岸国民が住みやすい区域、台湾海峡西海岸科学発展先導区に発展させる。広東横琴島の開発を加速し、商務サービス、観光レジャー、科学教育研究開発、ハイテク等の産業を重点的に発展させ、広東・香港・マカオ地区の商務サービス基地、香港・マカオと連携した有名観光レジャー基地、珠江口西海岸の科学研究開発プラットフォーム、香港・マカオの優位性と融合した国家級のハイテク産業基地などを建設し、それらを「一国両制度」の下で広東・香港・マカオ協力の新モデルを模索するためのモデル区、改革開放と科学技術革新を深める先行区、珠江口西海岸地区の産業グレードアップの新たなプラットフォームとして発展させる。

近岸（岸から近い）海島の合理的開発。保護を中心に、近岸海島資源を集約的に利用し、海島及び周辺海域の開発規模を管理する。島の地理的環境を勘案し、生態養殖、観光漁業、生態観光等の産業を主とする海島経済を科学的に発展させる。囲い込み開発・埋立て等海島の海岸線の変化をもたらす行為、及び埋立てによる島つなぎ事業を厳格に制限する。水不足の海島における海水淡水化、再生水利用、海水直接利用、及び大陸から水を引き、貯蔵するなどの事業を支援する。条件のある海島における風力エネルギー、太陽エネルギー、波浪等の再生可能エネルギーを利用した発電を支援する。

辺鄙な海島の発展の支援。保護を強化する前提の下、条件の備わった海島における特色産業の発展を支援する。辺鄙な海島の交通、エネルギー、水、環境保護、防災等基礎施設の建設を重点的に支援し、風力エネルギー、潮汐エネルギー、太陽エネルギー等再生可能エネルギーを積極的に利用するとともに、辺鄙な海島における雨水の集め、貯蔵施設、及び海水淡水化、再生水利用等の事業を支援する。辺鄙な海島の基礎教育、公共衛生、労働就業、社会保障等公共サービス能力の建設を強化し、辺鄙な海島の緊急な住民生活問題の解決に力を入れる。

海島の資源保護と開発の厳格な管理。海島資源と生態、開発利用状況の調査評価を強化し、海島モニタリングシステムを構築することにより、海島の開発利用状況と海島資源及び生態状況を全面的に追跡・モニタリングし、海島の生態修復等の事業を推進する。海島の新規事業は、海島保護計画に符合しなければならず、海島保護計画に符合しない事業については、停止、取り除き、移転等を求める。無人海島の利用活動を厳格に規範化する。

第4章 海洋伝統産業のアップグレード

技術革新を通じて、海洋漁業、海洋船舶工業、海洋オイルガス業、海洋塩業と塩化学工業等伝統産業のアップグレードを加速し、製品技術価値と付加価値、市場競争力を向上させる。

第1節 海洋漁業

養殖空間を合理的に開拓し、標準化健康養殖を推進する。沿岸養殖許容量を合理的に管理、科学的に計画し、深い水深筏等海洋離岸養殖を積極的に発展させ、工場化循環水養殖を支援するとともに、健康養殖基準とモデルを応用し、養殖品種構造と区域分布を最適化する。海水養殖業と組み合わせた現代種苗業を発展させ、水産新品種の育成を強化し、水産原種の割合と遺伝改良率を向上させる。水生動物疫病の防止と質安全の検査・監督管理

体系の建設を加速する。地域環境に基づき、干潟農林牧業等新型産業形態を発展させる。

近海における漁獲強度を厳格に制限し、遠洋漁業を大いに発展させる。休漁、禁漁制度を厳格に執行し、漁業資源の保護管理を強化するとともに、海洋漁業漁民の産業転換を推進し、漁業の持続可能な発展を促進する。漁業資源の増殖放流を積極的に展開し、人工魚礁と海洋牧場の建設を強化するとともに、水産種質資源産卵場、餌場と回遊ルート of 保護と管理を強化し、水生生物種を保護する。遠洋漁業を積極的に発展させ、遠洋漁場環境及び漁業情報速報等の予測予報能力を向上させ、新資源、新漁場の調査と漁労を強化するとともに、極地海洋生物資源の利用を安定的に推進する。遠洋漁業装備と技術の研究開発を強化し、海洋漁船の基準化更新改造を積極的に推し進め、一連の国際競争力のある遠洋漁業企業と現代化遠洋漁船団を育成する。海外漁業基地の建設を推進し、生産・供給・マーケティング・後方支援が一体化した海外陸上後方基地を形成する。遠洋漁業の発展を支援し、関連支援政策を継続的に改善する。漁港建設事業をプラットフォームに海洋漁業産業チェーンを延長し、港湾区域の水産物取引、加工等関連産業の発展を先導することを通じて、漁業経済圏を形成する。

水産物精密加工業を積極的に発展させ、マーケティング体系を改善する。一連の現代化水産物精密加工先導企業を育成し、水産物及び加工品の総合開発利用レベルを向上させるとともに、水産物加工業のクラスター発展とアップグレードを促進し、一連のより高い市場占有率を有するブランドを育成する。水産物取引市場を規範化し、大型水産物ネットワーク取引プラットフォームを積極的に育成するとともに、多様なチャンネルと効率的配送体系を構築し、単一的マーケティング方式から多元化のマーケティング方式への転換を推し進める。

第2節 海洋船舶工業

現代的造船モデルを構築し、製品構造調整を推進する。国際造船基準及び現代造船モデルに基づき、精密管理を強化し、大型ばら積貨物船、オイル船、コンテナ船等主力船型のアップグレードを加速するとともに、省エネ・環境保護、安全・効率的なグリーン船舶を開発し、製品競争力の向上に力を入れながら、国際市場を積極的に開拓する。先端船舶と特殊船舶の研究設計を強化し、大型及び支線の液化天然ガス船、液化石油ガス船、特殊工程船舶、豪華客船等、ハイテク、高付加価値の船舶を重点的に開発する。新型高性能遠洋漁船、海洋調査船、氷区船舶を発展させ、豪華クルーズ船、観光レジャーヨット等を育成する。船舶工業を強化し、環渤海、長江口、珠江口区域の国際的影響力を持つ3大現代化大型造船基地をアップグレードする。

独自の研究開発能力を向上させ、船舶関連産業を大いに発展させる。船舶関連製品の研究開発体系を改善し、独自ブランドの船舶関連設備の開発能力を向上させるとともに、船舶関連製品の現地化装備率を向上し、船舶用ディーゼル・エンジン、舵軸システム、通信ナビシステム、甲板システム、及び廃棄物処理設備等、ハイテク、高付加価値の船舶関連製品を重点的に研究開発する。大型造船所の船体ブロック製造体系への積極的参加を中小企業に呼びかけ、関連サービス能力を向上させるとともに、現代化造船モデルの船舶工業産業群を形成する。

第3節 海洋オイルガス業

海洋オイルガス調査を拡大し、近海におけるオイルガス資源の開発を安定的に推進するとともに、調査の全過程における監督管理とリスクコントロールを強化する。渤海、東海、珠江口、北部湾、莺歌海、琼東南等の海域における現有オイルガス田の採取率を向上させ、排他的経済水域と大陸棚におけるオイルガスの調査を拡大する。深い水深区域の開発の足並みを早め、遠洋のオイルガス生産量を高める。2015年までに、海上石油の新たな探知埋蔵量10億～12億トン、海上天然ガスの新たな探知埋蔵量4,000億～5,000億 m^3 を実現し、海上オイルガス生産量を6,000万トンにする。沿海石油石化産業を発展させ、現有化学工業園区の統合を拡大し、産業群のアップグレードを推進する。液化天然ガスの積み降ろし能力とオイルガス配管の建設を強化し、備蓄回転能力と区域配分能力を向上させる。

第4節 海洋塩業と塩化学工業

原塩の生産構造を合理的に計画し、原塩の生産規模を安定させ、塩田の改造を加速するとともに、自動化作業レベルと原塩生産の効率を向上させる。工芸技術と装備レベルを向上させ、高付加価値の塩製品を積極的に開発するとともに、原塩加工業の精密化、系列化の発展を推進する。塩化学工業を積極的に発展させ、塩化学工業の新しい生長点を育成する。

第5章 海洋新規産業の育成

国家級産業園区や技術発展を支えに、市場ニーズに基づき、海洋工程装備製造業を強固にし、海水利用業の発展を加速するとともに、海洋薬物とバイオ製品業と海洋再生可能エネルギー業の育成を支援し、産業競争力を向上させる。

第1節 海洋工程装備製造業

海洋オイルガス資源調査開発の装備。新型深海装備及び関連設備・システム、設計製造の核心技術を重点的に研究開発し、半潜式掘削プラットフォーム、自昇式掘削プラットフォーム、半潜式生産プラットフォーム、浮体式生産貯蔵積出装置、掘削船、探査船、パイプ敷設クレーン船等の装備を重点的に発展させ、海洋プラットフォーム発電所、自動船位保持装置システム、掘削システム、水処理システム、オイルガス処理システム、及び水下オイル採取、施工、検査、修理システム等の設備能力を向上させる。深海オイルガス田開発装備の独自設計と建造の技術を把握し、我が国独自の深海オイルガス資源開発の装備体系を形成する。

海洋再生可能エネルギー利用の装備。各タイプ海上風力発電所の施工専用装備の製造力を向上し、5兆ワット以上の海上風力発電システム及び関連設備の研究開発と産業化を加速する。海上風力磁石発電システム、海洋浮体式風力発電システム、大容量エネルギー貯蔵システム等の新製品、及び海洋潮汐エネルギー、波浪エネルギー、潮流エネルギー発電装備を積極的に開発する。海洋エネルギーの統合的利用を推進し、海島の再生可能エネルギー独立電力システム設備の研究開発を加速する。

海水利用装備。海水利用装備の国産化レベルを向上し、1日当たり生産量10万トン以上の海水淡水化設備、循環冷却及び海水脱硫関連設備を積極的に研究開発するとともに、海水利用装備産業チェーンを延長する。

第2節 海洋薬物とバイオ製品業

安全・効果的で、独自の知的財産権を有するとともに、市況の見通しがよい海洋新薬物を開発し、抗腫瘍、抗感染、抗ウイルス、及び心臓脳血管疾患、神経システム疾患、糖尿病、高齢者疾患を治療する海洋薬物を重点的に開発する。海洋バイオ資源の新物質と海洋バイオ製品の新機能を積極的に研究し、海洋バイオ新技術、新製品の産業化を推進する。海洋薬物とバイオ資源のサンプルデータベースを構築し、海洋バイオ産業の公共サービス及び革新プラットフォームの建設を推進する。海洋薬物とバイオ製品の生産に用いる動植物の養殖と栽培を強化し、海洋バイオ酵素、海洋バイオ機能材料等の研究開発及び産業化を積極的に推し進め、海洋健康食品を積極的に開発する。健全な海洋バイオ製品の研究開発、生産、検査の基準体系を構築し、海洋薬物とバイオ製品生産装備の研究開発・製造能力を向上するとともに、条件の備わった都市において海洋薬物とバイオ製品の産業基地を建設する。

第3節 海洋再生可能エネルギー業

海上風力発電。開発構造を調整し、農漁業と共同の発展を図る潮間帯風力発電の建設を支援し、離岸風力発電事業を積極的に発展させ、産業集中度を向上させるとともに、海上風力発電基地の建設を秩序的に推進する。海上風力発電電力輸送計画を強化し、関連基礎施設を改善するとともに、気象保障能力を向上し、送電網・配電網の技術研究を強化する。

海洋エネルギー。海洋エネルギー資源の調査を強化し、海洋エネルギー利用空間を科学的に計画する。沿岸 1 千ワット以上の潮汐エネルギー発電所、沿岸 1 兆ワット級の潮流エネルギー発電所、海島多機能独立電力システム等のモデル事業を構築し、産業化を積極的に推進する。

第 4 節 海水利用業

海水淡水化。海水淡水化技術の独自レベルを向上させ、海水淡水化科学技術の産業化事業を実施するとともに、産業化技術と政策モデルを展開し、沿海都市や海島における大規模海水淡水化産業モデル事業を実施する。関連の指標を満たすと同時に人体健康を確保することを前提に、海水淡水化事業を市政飲用水試験事業に積極的に盛り込み、条件の備わった海島において海水淡水化した水を主要水源とし、沿海都市や企業が海水淡水化した水を生産生活用水として用いることを支援する。

海水の直接利用。沿海地区の電力、化学工業、石化等重要な産業をめぐって、海水を直接工業用水として用いることを大いに推進する。水消耗の高い産業の節水改造と新建事業に合わせて、海水循環冷却を大いに推進する。条件の備わった沿海都市において、海水を生活用水として用いることを推進する。

海水の総合利用。海水化学資源の総合利用を推進し、精密化学工業製品を開発するとともに、海水からカリウム、臭素、マグネシウム等を採取する系列製品の応用技術を重点的に研究開発する。

第 6 章 海洋サービス業の積極的発展

海洋交通運輸業、海洋観光業、海洋文化産業を大いに発展させるとともに、海洋関連金融サービス業、海洋公共サービス業を積極的に発展させ、産業構造の転換・アップグレードを加速し、海洋経済の健康な発展を保障する。

第1節 海洋交通運輸業

海上運輸。船舶運輸能力構造を調整し、海上運輸船舶の大型化、専門化を促進する。一連の規模のより大きい、競争力のより強い航行運輸企業を育成し、遠洋航行運輸能力を強化する。2015年、遠洋船舶平均トン数を25,000トン、沿海港湾貨物吞吐量を78億トンに達するようにする。運輸組織化のレベルを向上させ、大衆貨物とコンテナ等多形式の連携運輸の発展を加速するとともに、陸海連携運輸体系を改善する。上海国際航行運輸センターの建設を加速するとともに、天津北方国際航行運輸センター、大連東亜国際航行運輸センターの建設を推進し、国際航行運輸協力のレベルを向上させる。航行運輸保険、航行運輸金融、海事仲裁と情報問合せ等の先端航行運輸サービス業を積極的に発展させ、現代航行運輸サービス体系を初歩的に形成する。

港湾建設。沿海港湾の建設を秩序的に推進し、港湾保障能力とサービスのレベルを重点的に向上する。石炭、原油、液化天然ガス、鉄鉱石、コンテナ等主要貨物類運輸の埠頭建設を重点的に推進する。2015年までに、沿海港湾の深い水深の停泊地を2,214ヵ所にする。港湾企業の規模化、集約化の経営を推進し、公用埠頭を発展させる。港湾の深い水深の航路、防波堤等の公共基礎施設と集荷・運輸システムの建設を強化する。

港湾物流。港湾物流の発展を加速し、港湾及び臨港産業園区の効果的連携を推進するとともに、港湾を中心とする全国的物流ハブ、物流園区と国際物流センターを建設し、港湾を重要なノードとする物流サービスネットワークを構築する。港湾基礎施設の建設を支援し、モニタリング条件を改善する。港湾の電子化を加速し、主要な港湾において港湾航行電子データ交換センターを建設し、通関一体化サービス体系を構築する。港湾物流公共情報プラットフォームと電子商務プラットフォームの重大モデル事業の建設を推進し、地域物流公共情報プラットフォームを建設する。

第2節 海洋観光業

海浜、海島等観光資源を計画的に開発し、生態観光モデル区、海浜レジャー区等の建設を積極的に推進する。観光逸品戦略を実施し、地域環境に適した特色のある海浜ゴールド観光ゾーンを形成する。海南国際観光島の建設を推進する。海島観光を積極的に推進し、社会資本の無人海島保護開発への投資を秩序的に引導する。観光漁業を積極的に発展させる。クルーズ経済を大いに発展させ、天津、青島、上海、厦門、深圳、北海、三亜等における港湾クルーズ運輸を推進し、港湾の観光サービス機能を改善するとともに、条件の備わった地方におけるクルーズ港の発展を支援する。

第3節 海洋文化産業

海洋文化を発揚し、海洋関連文物、遺跡、古い建築等を代表とする歴史文化、海島生活慣習、祭り、体育活動等を特徴とする民俗文化を十分に掘り起こすとともに、漁文化生態保護区の建設を支援し、一連の海洋文化ブランドを構築する。中国海洋文化祭、青島国際海洋祭、厦門国際海洋ウィーク、象山開漁祭、全国大中学生海洋知識コンテスト等の海洋文化活動を継続的に実施する。各メディア・媒体を十分に利用し、海洋文化を広め、一連の海洋特色のある博物館及び民族文化景観区を建設する。海洋をテーマとする演芸、展示会、出版、アニメ等文化アイデア産業を積極的に育成する。

第4節 海洋関連金融サービス業

金融市場の建設を強化し、海洋経済の融資チャネルを広めるとともに、金融保険ツールを創り、海洋金融サービス体系を改善する。海域使用权の抵当貸付等の新しいモデルを模索し、海域使用权の2次取引市場を発展・育成する。海洋関連企業の株の発行、企業債権等多様な方式による資金調達を積極的に支援する。海洋災害保険の新モデルを模索し、海洋保険と再保険市場の建設・改善する。

第5節 海洋公共サービス業

海洋情報体系の建設を加速し、海上通信、海上位置測定、海洋資料及び情報管理サービス等を提供するとともに、海洋情報サービス企業を積極的に育成し、情報サービスの専門化、ネットワーク化、ブランド化の発展を促進する。陸海統一の測量・製図の基準フレームワークと数字海洋情報の基礎フレームワークに基づき、海洋測量・製図地理情報公開とサービスを強化する。海洋立体モニタリングと予報サービス能力を向上させ、海洋産業の安全生産、環境保障、気象予報等専門のサービスを積極的に展開するとともに、港湾作業、海洋オイルガス生産、海上観光、海洋漁業、海洋塩業等領域向けのサービスを強化する。海洋事業環境影響評価、海域使用論証、海洋事業調査、実行可能気候の論証、海洋気象災害リスク評価等のサービスレベルを向上させ、海洋サービス領域を積極的に拡大する。海上漁船にリアルタイムのモニタリングを実施し、海上救急サービスを改善するとともに、救急活動の二者間、多者間と地域的協力を積極的に推進する。海域治安管理能力を向上させ、海上治安管理体系を構築するとともに、出入国船舶の国境検査サービスを向上し、国際航行船舶管理サービスを最適化する。

第7章 海洋産業革新能力の向上

海洋産業核心技術の革新を推進し、海洋科学技術の成果転化率を高めるとともに、科学技術革新と支援能力を強化し、科学技術型海洋関連企業の発展を積極的に引導・支援するほか、海洋産業革新型人材の育成を強化する。

第1節 海洋産業核心技術の積極的発展

市況の見通しがよく、先導機能が大きい、且つ海洋産業構造アップグレードの促進に有利な核心技術の発展を支援する。海水利用技術領域においては、海水淡水化、海氷淡水化、及び海水直接利用新技術の研究を強化し、大型・低温・多効果・逆浸透の海水関連技術を開発するとともに、海島に適したマルチエネルギーカップリング型海水淡水化技術と装置を発展させ、生活用海水の効果的事前処理技術と事後処理技術、海水脱硫技術、及び海水冷却技術を研究開発する。海洋オイルガスの探査開発技術領域においては、独自の知的財産権を有する深海オイルガス探査と安全開発技術をさらに研究開発し、深海プロジェクトの重大装備及び関連作業技術を発展させる。海洋工程装備技術領域においては、特種船舶の建造、深海探測、深海オイルガス生産作業、天然ガス水化物の採取、深海通用材料などの技術と装備の研究開発を加速する。海洋生物資源の総合利用技術領域においては、深海遠海生物資源の利用技術を発展させ、海洋バイオ製品の精密開発技術と装備の研究開発を高めるとともに、海洋薬物、海洋機能食品、海洋微生物開発などの技術研究を強化する。海洋再生可能エネルギーの利用技術領域においては、温度差エネルギーなど海洋エネルギーの開発利用技術を突破し、1万キロワット級の潮汐エネルギー、1兆ワット級の潮流エネルギー、百キロワット級の波浪エネルギー発電装置等の核心設備を独自に研究開発する。海洋モニタリング技術領域においては、海洋調査、観測、モニタリング設備と機器を重点的に研究開発する。

第2節 海洋科学技術成果産業化の推進

健全な海洋科学技術の成果転化メカニズムを構築する。市場、政府と中間機構の役割を十分に発揮し、産・学・研連携モデルを改善するとともに、協同革新を積極的に推し進め、公共転化プラットフォームと成果転化基地の建設を加速する。海洋科学技術の成果転化関連政策を改善し、海洋科学技術成果転化の奨励及び評価メカニズムを革新するとともに、海洋科学技術の成果転化を積極的に推進し、海洋ハイテク産業園区と技術取引市場等を発展させる。投資・融資メカニズムを革新し、企業、社会団体及び中間機構の海洋科学技術の革新と成果応用への参加を支援する。海洋科学技術成果、技術譲渡等情報資源の共有サービスを強化し、海洋科学技術の成果産業化情報サービスネットワークを構築・改善する。条件の備わった地区は、現有資源を統合的に計画した上、海洋科学技術の成果転化プラットフォーム、取引サービスと普及センターを建設する。

海洋ハイテク産業園区の建設を強化する。海洋ハイテク産業の発展基礎がよく、競争優位性の高い園区における発展空間開拓を重点的に支援し、建設と管理レベルを高めるとともに、革新機能を強化し、産業収容力(carrying capacity)と産業クラスター力(clustering ability)を向上する。各類型産業園区における構造調整を支援し、「園中園(Garden within Garden)」及び「一区多園(Multi Garden Park)」モデルを推進するとともに、特色海洋産業園区を建設する。国家科学技術海洋振興産業のモデル基地と海洋ハイテク産業基地の建設を推進し、青島藍色硅谷海洋科学技術独自革新モデル区を建設する。

第3節 科学技術型海洋関連企業発展の支援

海洋関連企業の技術革新を積極的に推進し、一連の研究開発、設計、製造の一体化した海洋科学技術型の骨幹企業の育成を加速する。技術協力、知識共有、共同開発等の方式を用いて、企業を主体とした、市場志向型、産・学・研連携型の海洋産業技術革新戦略連盟の構築を加速する。海洋関連企業、社会団体、及び中間機構が国際・国内の海洋技術及び製品基準を制定することを支援する。民営経済と中小企業の海洋新規産業発展への積極的参加を支援する。

第4節 海洋産業革新型人材の育成

海洋産業ハイレベル革新型人材の育成、及び海洋工程装備、海洋資源開発、海洋公共サービス分野の専門技術人材と海洋高機能人材の導入・拡大を強化するとともに、学際的科学技術人材群の形成を強化する。海洋産業革新型及び先導型人材の良好な育成環境を造成し、海洋産業人材教育研究基地を建設するとともに、海洋産業人材の育成開発、評価発見、選抜任用、流動配置、奨励保障体系を改善し、海洋関連企業の人材育成、導入、奨励制度を先導・支援する。海洋産業人材の創業を大いに推進し、適格な海洋産業人材の国家革新型人材創業支援計画への加入を積極的に推し進める。統一型・オープン型の海洋産業人材情報サービスプラットフォームを構築し、人材市場サービス機能を改善するとともに、海洋産業人材の合理的流動を促進する。

第8章 海洋経済グリーン発展の推進

海洋資源を科学的に開発利用し、循環型経済を積極的に発展させ、海洋産業の省エネ・排出削減を大いに推進するとともに、陸起源汚染の防止を強化し、海洋生態環境を効果的に保護するほか、防災能力を向上し、海洋経済グリーン発展を推進する。

第1節 循環型経済の発展

海洋関連企業の海洋資源循環利用技術の研究開発及び応用等方面への投入を支援し、園区及び企業の海洋領域循環型経済モデルの展開を引導する。海水養殖業、海水利用業、海洋塩業及び塩化学工業等の領域を中心に、沿海地区循環型産業体系を構築する。循環型経済関連の情報問合せと技術普及を積極的に展開し、海洋関連企業の循環型経済領域における国際交流への参加を支援するとともに、海外の先進的な循環型経済技術とモデルを導入する。

第2節 海洋生態環境保護の強化

海洋経済の迅速な発展の促進において、海洋生態環境の保護を高度に重視し、海洋経済と生態環境の調和的発展を促進する。海洋資源の利用において、生態保護を優先し、「保護中開発、開発中保護（保護を前提に開発し、開発の中で保護する）」原則を実施する。海・陸統合、河・海統合を堅持し、海洋生態環境保護の協力体制を改善する。海洋環境のモニタリングネットワークの建設を継続的に推進し、装備能力と技術のレベルを向上させる。海洋汚染の防止・コントロール能力を向上させ、沿岸海域汚染防止計画及び入り江流域の河・海統合計画を実施するとともに、渤海環境保護総合計画等の特殊計画などを実施し、汚染源管理と監督型モニタリングを強化する。海洋環境リスク管理と防止・コントロール能力を強化し、海洋環境影響評価制度を改善するとともに、海洋環境リスク、災害リスク評価規範と技術基準を制定する。海上石油探査開発等の新建事業においては、環境評価の審査・許可を厳格にし、海洋環境保護計画の求める事項に符合しない場合は、許可してはならない。海洋工程災害リスク評価メカニズムを構築し、建設中及び建設済みの事業に対して、環境リスクの調査管理を定期的実施する。健全な海洋生態損害賠償と損失補償制度を構築する。海洋汚染に対する監督・法律執行能力を強化し、海洋生態のモニタリング・管理と生態災害管理を強化するとともに、典型的海洋生態区、原子力発電と危険化学品集中区、都市隣接海域、臨港臨海産業園区、重大工程建設事業を中心に、海洋排出のリアルタイムと全過程環境モニタリング管理を実行し、海上漂着ゴミの管理を強化する。海上石油探査開発における油流出事故の責任追究制度を構築する。海洋生態建設と海洋保護区管理を強化し、海洋生態保護と建設計画を策定・実施する。海岸ゾーンの総合管理を強化し、海岸ゾーンの整備・修復事業を統一的に計画する。海岸湿地及び干潟、マングローブ、サンゴ礁及び生物多様性等の保護を高度に重視し、開発による湿地の占用を厳格に制限するとともに、海洋希少種特別保護行動計画を策定・実施し、破壊された海洋生態系の修復を推進するほか、海洋生態文明モデル区を建設する。

第3節 海洋産業省エネ・排出削減の推進

海洋産業省エネ・排出削減を大いに推進する。区域の環境許容量と生態収容能力に基づき、厳しい産業参入基準を制定し、海洋環境リスク事業の参入制度を改善する。環境影響評価制度を厳格に執行する。重大な工業事業の事前論証を強化し、事業計画と審査・許可プロセスを厳格にするとともに、国家の産業政策が制限する事業の沿海地区への配置を禁止する。省エネ・環境保護型発展モデルを広め、技術革新を通じて立ち遅れている生産工芸装置を除去し、既存の高エネルギー消費・高汚染企業をアップグレードするとともに、エネルギー消費と汚染物排出量をさらに低める。潮汐エネルギー、波浪エネルギー、海上風力エネルギー等のクリーンエネルギーを積極的に開発し、資源節約型と環境親和型の産業園区の建設を支援する。海浜湿地、三角洲、海島等の典型的生態区においては、生態漁業、生態観光、海洋クリーンエネルギーの発展を支援し、「藍色碳汇 (blue carbon)」機能を十分に発揮し、経済収益、社会収益、生態収益の有機的統一を実現する。

海洋産業の省エネ・環境保護技術の発展を加速する。海洋関連企業の省エネ・排出削減意識を高め、企業を主体とする省エネ技術革新体系を構築する。先進的省エネ技術と製品を広め、海洋環境保護装置及び環境保護材料を積極的に発展させ、高エネルギー消費の古い漁船と装置の除去を加速し、海上油流出、重金属、有機汚染物、放射性物質等主な海洋汚染物の防止・管理問題を着実に解決する。海洋関連業界の省エネ・排出削減基準の策定を加速する。

汚染物の排出を厳格に制限する。海洋機能区の環境保護要求に基づき、陸起源汚染物の排出口及び人工施設汚染物の排出基準を厳格に執行し、排出口の設置を規範化するとともに、沿岸海域環境容量を評価し、重点海域においては汚染物排出総量規制を実施する。船舶汚水の排出を厳格に管理し、港湾・埠頭污水集中処理施設を建設する。污水处理施設の運航率と処理率を着実に高める。新しい海洋排出污水处理場の脱窒素・脱磷工芸を強化し、現存海洋排出污水处理場の脱窒素・脱磷の効率を高める。

第4節 海洋防災・減災能力の向上

企業の安全生産と災害防止意識を強化し、応急対応訓練と応急知識教育を展開するとともに、応急、自己救急、相互救急能力を着実に高める。防災・減災基礎施設の建設と海洋災害リスク評価を強化し、危険物生産企業は早期警報情報の発表と報告制度を厳格に執行するとともに、防災基準を高め、海洋自然災害による損失を最大限に抑える。海洋災害のモニタリング・予報を強化し、早期警報情報を即時に発表する。水産養殖、海島観光等産業における防災能力の建設を重点的に強化し、海上作業員と観光客の高波、高潮等災害へ

の防御能力を向上させるとともに、災害発生後の人員安全を最大限に保障する。海上石油探査開発における油流出リスクのリアルタイム・モニタリングと早期警報・予報を強化し、海上石油プラットホーム、油輸送パイプ、運輸船舶等における流出を防止するとともに、海上油流出応急対応体系を改善し、健全な油流出影響評価メカニズムを構築する。情報コミュニケーションを強化し、災害情報サービスのレベルを高めるとともに、災害応急連携協力体制を強化する。災害救助製品と特殊装備の生産体系を確立し、海上応急救助隊を改善・強化するとともに、海洋応急処置管理方法を策定する。

第9章 海洋経済のマクロ的指導の強化

海洋経済計画指導と調整を強化し、臨港臨海産業を合理的に配置するとともに、海洋経済モニタリングと評価を強化し、全国海洋経済発展試験区を推進するほか、海洋経済発展の転換に合わせた調整体系を構築する。

第1節 海洋経済計画指導の強化

海洋経済の計画指導と政策支援を強化する。海洋経済発展計画体系をさらに改善し、各種計画の協調・連携を強化する。海洋経済構造調整の肝心な領域とウェークポイントへの計画指導を強化し、深海オイルガス資源開発、海水利用、海水養殖、海洋新エネルギー開発利用、海洋観光発展等領域の特殊計画の策定を加速する。関連政策を策定し、海洋既存産業のアップグレードを引導するとともに、海洋新規産業と採用サービス業の発展を重点的に支援する。海洋産業発展の指導カタログを策定し、国家が支援、制限、除去する海洋産業の類型を定めるとともに、産業構造の最適化・アップグレードを促進する。

海洋主体機能区計画と海洋機能区画の海洋開発活動への指導と制約を強化する。海洋主体機能区計画と海洋機能区画を科学的に策定・実施し、異なる海域空間の機能画定と管理の要求に基づき、開発方向を画定し、開発強度を制限するとともに、開発秩序を規範化し、開発構造を最適化するほか、開発政策を改善し、海洋空間利用と沿岸経済構造を統合計画する。区域の海域利用総合計画、総合論証、総合審査・許可、囲い込み・埋立て総合管理を強化し、海域使用管理の海洋産業構造への調整管理の役割を十分に発揮させる。執行力を強化し、海洋主体機能区計画と海洋機能区画の海洋経済科学発展における基礎的、制約的、指導的役割を着実に発揮する。

第2節 海洋経済のモニタリング・評価の強化

海洋経済統計制度を改善し、国家、省（自治区、直轄市）、市における海洋経済の計算業務を推進するとともに、海洋経済計算体系を改善する。全国海洋経済調査を実施し、国家と省レベルにおける海洋経済運行モニタリングと評価能力を向上させるとともに、海洋経済モニタリングと評価情報を定期的に発表し、政策決定支援能力と社会サービスレベルを向上する。国家海洋経済研究プラットフォームを構築し、海洋経済運行の分析評価と海洋経済重大問題研究を強化する。

第3節 海洋経済発展試験区の推進

全国海洋経済発展の試験区業務を積極的に推進し、試験区業務への指導と支援力を強化するとともに、海洋資源の持続可能な利用、海洋経済発展方式の転換、海洋生態文明建設、海洋総合管理等の方面を中心に、新構想と新方式を模索する。試験区においては、定期的な業務報告制度を構築し、国务院の関連部門は試験区業務への監督検査と評価を強化するとともに、試験区の実施における新しい状況、新しい問題を解決し、試験区経験に基づき、全国海洋経済発展を支援する指導意見を早めに策定する。

第10章 保障措置

海洋管理体制の改革を深め、各産業部門間の協調と協力を強化し、海洋経済発展を促進する制度を構築する。財政、金融等政策の協調を強化し、計画的実施と監督評価を強化するとともに、海洋経済発展の促進を図る政策保障体系を改善し、海洋経済発展の管理と引導能力を着実に高める。

第1節 海洋経済管理の統合調整の強化

海洋管理体制を改善し、海洋経済総合管理と協調体制を構築する。陸海統合の総合管理モデルを革新し、監督管理立体化、法律執行規範化、情報化、対応迅速化の一体化した現代海洋管理体系の建設を統合的に推進する。海洋関連管理部門間の統合・協調・コミュニケーション等を強化し、中央と地方における海洋经济管理業務の連携を向上させるとともに、海洋行政管理機能を強化する。

国务院の関連部門は、海洋经济管理の統合・協調を強化し、役割分担、業務責任を明確にする。国家发展改革委員会、国家海洋局は国务院の関連部門と連携し、部局間連絡会議体制を構築し、海洋経済への指導と調整を強化する。沿海省レベルの人民政府は、地域の実際状況に基づき、各分野を統合・協調し、海洋経済発展の促進に有利な政策措置を策定

する。

第2節 海洋経済発展の制度整備の改善

海洋法律法規体系を改善する。海域使用管理法、海洋環境保護法、海島保護法、海上交通安全法、鉱物生産資源法、漁業法等法律の関連・支援制度を早めに策定し、法律執行力、法律執行監督を強化する。地方における海洋立法業務への指導を強化し、沿海地区の制度革新と改革を支援する。

海洋産業基準化の建設を強化する。海洋新規産業、海洋資源開発と综合利用、海洋生態と環境保護等の基準体系を改善し、クルーズ、観光漁業、公共サービスと文化産業等海洋関連サービスの基準体系の構築を加速するとともに、海洋産業の基準化レベルを向上させる。国際基準の研究と制定に積極的に参加し、海洋産業の基準化の建設を全面的に強化する。

第3節 海洋経済発展の政策体系の改善

財政政策。海洋生態環境の保護、防災・減災、基礎施設建設等公益事業領域への支援をさらに拡大する。関連の措置による海水综合利用、海洋エネルギー開発、海洋工程装備設計、深海資源開発、海洋薬物とバイオ製品開発、海水養殖、遠洋漁業、海洋産業省エネ・排出削減、海洋環境保護等分野への支援拡大のあり方を模索する。中央と省レベルの財政は、辺鄙海島への財政支出を拡大し、基礎施設、社会保障、基礎教育、公共衛生等分野の建設を重点的に支援する。

投資・融資政策。民間資本の海洋産業発展への参入を支援・引導する。多元化の投資・融資メカニズムを早めに形成し、直接融資の割合を拡大する。金融機関の海洋漁業と海洋新規産業への貸付を支援し、信用資源配置最適化の海洋産業投資構造への引導と調整の役割を発揮する。実力、潜在力が高く且つ条件に符合する海洋関連企業の上場・融資を支援する。海洋産業発展の特殊基金の確立を模索し、各類創業投資基金の小型海洋科学技術企業への投資を支援する。海洋自然災害保険の運営体制を積極的に模索し、被保険者、保険会社、関連行政と融資市場がリスク共同負担する保険と担保体制を構築する。

海域と海島管理政策。海域と無人海島使用権移転の管理制度を革新し、市場メカニズムによる資源配分を推進するとともに、海域と無人海島使用権の入札・セリ制度を改善し、海域と無人海島使用権の2次市場及び海域使用権の抵当貸付制度を構築する。伝統養殖区と漁労区における建設海域使用を厳格に制限し、漁業水域、干潟占用の補償制度を改善する。海域使用金制度を改善し、海域の整備、保護と管理を強化する。囲い込み・埋め立て

計画を策定・実施し、囲い込み・埋立て事業の場所選択、平面設計への審査を強化するとともに、法的に権限に厳格に基づき囲い込み・埋立て事業を審査・許可し、広域囲い込み・埋立てへの管理を強化する。

第4節 計画的実施と監督検査の強化

国務院の関連部門は役割分担に基づき、本計画の実施への指導、検査と監督を強化し、計画が提起している各任務の完成を確保する。沿海地方各レベルの人民政府は、本計画が定めた機能確定と発展ポイントに基づき、当該地区の海洋経済発展計画を策定・改定し、国務院の関連部門と主体的にコミュニケーション・連携を図り、計画の各任務の実施を確保する。計画実施における重大政策、改革試験区と建設事業は、法定プロセスに基づき別途承認を行う。国家发展改革委員会は国家海洋局と連携し、計画評価体制を確立し、本計画の実施状況への監督検査を強化するとともに、実施における新状況、新問題、重大問題を解決し、且つ国務院へ直ちに報告する。

資料 8 (海洋政策研究財団 訳) *

韓国・第 2 次海洋水産発展基本計画 (2011～2021 年)

* 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

第 2 次 海洋水産發展基本計畫

(2011～2020)

2010.12

企画財政部、教育科学技術部、外交通商部、統一部、国防部、行政安全部、文化体育觀光部、
農林水産食品部、知識經濟部、環境部、雇用労働部、国土海洋部、気象庁、海洋警察庁

要約

1. 樹立の背景

- ・未来志向的な国家海洋計画の樹立および新しい海洋政策のビジョンの要請。
- ・21世紀の環境変化と新しいトレンドへの能動的な対応が必要。
- ・国家全体の新しい政策方向に沿って、海洋水産状況の変化を受容するための計画を樹立。

2. 計画の根拠および範囲

- ・海洋水産発展基本法第6条の規定に基づく。
- ・2011～2020年まで、大韓民国の主権が及ぶ領海および管轄海域、ひいてはグローバルな海洋開発の前進基地の概念を含め、必要に応じて沿岸地域まで同計画の範囲とする。

3. 計画の性格

- ・海洋水産分野に関する国家総合計画。
- *ただし、農漁業・農漁村ならびに食品産業基本法の改定に基づき、同基本計画上の「水産」分野を除外。
- ・海洋水産発展基本法に基づく法定計画。
- ・今後10年の間、海洋関連の他の国家計画との調和・連係を通じて、効果的に推進していくための政策を計画。
- ・実効性を確保した政府全体レベルの国家計画。

4. 第2次海洋水産発展基本計画のビジョンおよび推進戦略

- ・海洋韓国のビジョン2020：世界を主導する先進海洋強国の実現。
- ・三大目標：持続可能な海洋環境の管理および保全、新海洋産業の育成および伝統的な海洋産業の高度化、ならびに新海洋秩序の能動的な受容による海洋領域の拡大。
- ・五大推進戦略
 - 健全かつ安全な海洋利用管理の実現。
 - 新成長エンジン創出のための海洋科学技術の開発。
 - 未来型高品格の海洋文化観光の育成。
 - 東アジア経済の浮上とともに海運港湾産業の先進化。
 - 海洋管轄権の強化およびグローバル海洋領土の確保。

5. 第2次海洋水産発展基本計画の推進内容

- ・海洋水産発展の五大推進戦略および26の重点課題を提示。

〈五大推進戦略および26の重点課題〉

| 五大推進戦略 | 重点課題 |
|------------------------------|--|
| 1. 健全かつ安全な海洋利用管理の実現 | 1-1.海洋汚染源の統合的管理体制の定着 1-2.海洋生態系サービスの質的向上方策の策定 1-3.統合的な沿岸・海洋空間管理基盤の構築 1-4.沿岸地域の気候変動に適応する復旧体制の構築 1-5.海上安全管理体制の先進化および先端化 1-6.海洋安全分野の国際化 |
| 2. 新成長エンジン創出のための海洋科学技術の開発 | 2-1.未来海洋資源の開発 2-2.海洋産業の核心技術の開発 2-3.グリーン成長のための海洋環境の保全・探査核心技術の開発 2-4.海洋科学の技術開発の力量の強化 |
| 3. 未来型高品格の海洋文化観光の育成 | 3-1.多様な海洋レジャー活動の発掘および育成 3-2.海洋観光資源の保全と利用 3-3.海洋観光空間の造成と整備 3-4.海洋観光政策の統合的な推進体系の構築 3-5.海洋文化コンテンツの多様化 |
| 4. 東アジア経済の浮上にとともなう海運港湾産業の先進化 | 4-1.世界海運市場の主導および国際協力の強化 4-2.競争力のある海運港湾物流企業の育成 4-3.グリーン海運港湾の実現 4-4.世界超一流ハブ港湾の構築 4-5.環境に優しいレジャー都市型付加価値をもつ港湾の開発 4-6.港湾の地方移管による港湾開発管理システムの構築 4-7.港湾運営の効率化 4-8.海事人材の育成 |
| 5. 海洋管轄権の強化およびグローバル海洋領土の確保 | 5-1.国際環境の変化に対応した海洋領土の管理能力の強化 5-2.海洋領土の開拓を通じたグローバル海洋経営の強化 5-3.韓国・北朝鮮の海洋協力強化のための基盤の造成 |

6. 推進システムおよび実現与件の造成

- ・組織分野
 - 統合海洋行政システムの強化：総理室傘下の統合海洋政策協議体（案）の構成および運営。
 - 組織機能の民営化・地方化を拡大し、政策執行の機能を再整備。
- ・人材養成分野
 - 海洋水産技術の開発、海洋産業、海洋文化・観光、国際海洋水産の専門家などを育成。
 - 投資財源を多様化させ、新規投資財源の発掘による安定的な財源を確保。
 - 海洋に対する国民意識を強化するために教育、施設、広報を強化。

第1章 計画樹立の背景および目的

第1節 計画樹立の背景

第2節 計画の性格および第1次基本計画の評価

第1節 計画樹立の背景

■法定計画としての国家海洋計画の樹立および新しい海洋計画のビジョン要求

・政府は2000年、海洋水産分野の最上位総合計画である第1次海洋水産発展基本計画（OCEAN KOREA 21：OK21）（'00）を策定推進。

- 海洋科学技術の開発、海洋環境および沿岸管理、海洋文化および海洋観光の振興、水産業の育成および魚資源の管理、海運物流の促進および港湾建設、海洋安全、海洋外交などを包括した海洋の合理的な開発利用と保全に関する国家の基本指針として活用。

・第1次基本計画の施行完了により、今後10年間にわたる海洋に関する長期的国家政策および戦略の再樹立が必要。

■21世紀の環境変化と新しいトレンドに、能動的に対応する必要性

・21世紀の新成長エンジンであり、かつグリーン成長の源泉として注目されている海洋に対する新しい国家政策の策定が要請されている。

・刻々と変化する海洋水産関連の与件を積極的に反映しつつ、長期的なビジョンに立脚して、実質的な成果を導き出せる政策方向の提示が必要とされる。

・海洋主権および管轄権を強固にする一方、国民経済に貢献できる具体的な実践課題を策定する必要がある。

■国家全体の新しい政策方向に合わせ、海洋水産の変化する与件を受容

・2008年の政府組織改編にともない、「総合海洋行政体制」から、海洋と国土を連係し統合管理する「統合国土管理体制」に再編されたことによる政策の要請に積極的に対応。

*農漁業、農漁村および食品産業基本法の全面改定にともない、同基本計画上の「水産」分野を除外。

・国連海洋法の発効以降、「海洋の自由利用時代」から「海洋の分割管理時代」への転換にともない、国家間の海洋境界の画定問題や、資源管轄権の確保問題が重要視されるようになった。

第2節 計画の性格および第1次基本計画の評価

1. 計画の性格および特徴

1) 法的根拠

- ・ 法的根拠：海洋水産発展基本法第6条に規定
- ・ 樹立周期：10年単位の長期発展計画

2) 計画の範囲

- ・ 時間的な範囲：2011～2020年
- ・ 空間的な範囲：大韓民国の主権が及ぶ領海および管轄海域、ならびにグローバルな海洋開発の前進基地の概念を含んでおり、必要に応じて沿岸地域までを同計画の範囲とする。

3) 計画の性格および特徴

■海洋水産分野に関する国家総合計画

- ・ 中央政府と地方自治体の海洋政策の樹立および推進のための基本的方向を提示。
- ・ 海洋環境、海洋開発、海洋観光、海運港湾などの部門別計画を総括し、海洋の合理的な開発・利用・保全に関する国家基本指針として活用。

■海洋水産発展基本法に基づく法定計画

- ・ 海洋を通じた国富の創出とグリーン成長を主導し、国民と海洋関連従事者に新しいビジョンを提示。
- ・ 海洋および海洋資源の合理的な管理保全、開発利用ならびに海洋産業の育成に関する分野別の目標を設定し、段階別の推進課題を選定、詳細な推進事業を導き出す。

■今後10年間、海洋に関連する他の国家計画との調和・連係を通じ、効果的に推進していくための政策を策定

- ・ 既存の海洋水産発展基本計画（'01～'10）の評価に基づき、国土総合計画、国家環境総合計画、国家物流基本計画、科学技術基本計画など、他の国家計画との調和を通してシナジー効果を高める。

■実効性を確保した政府全体レベルの国家計画

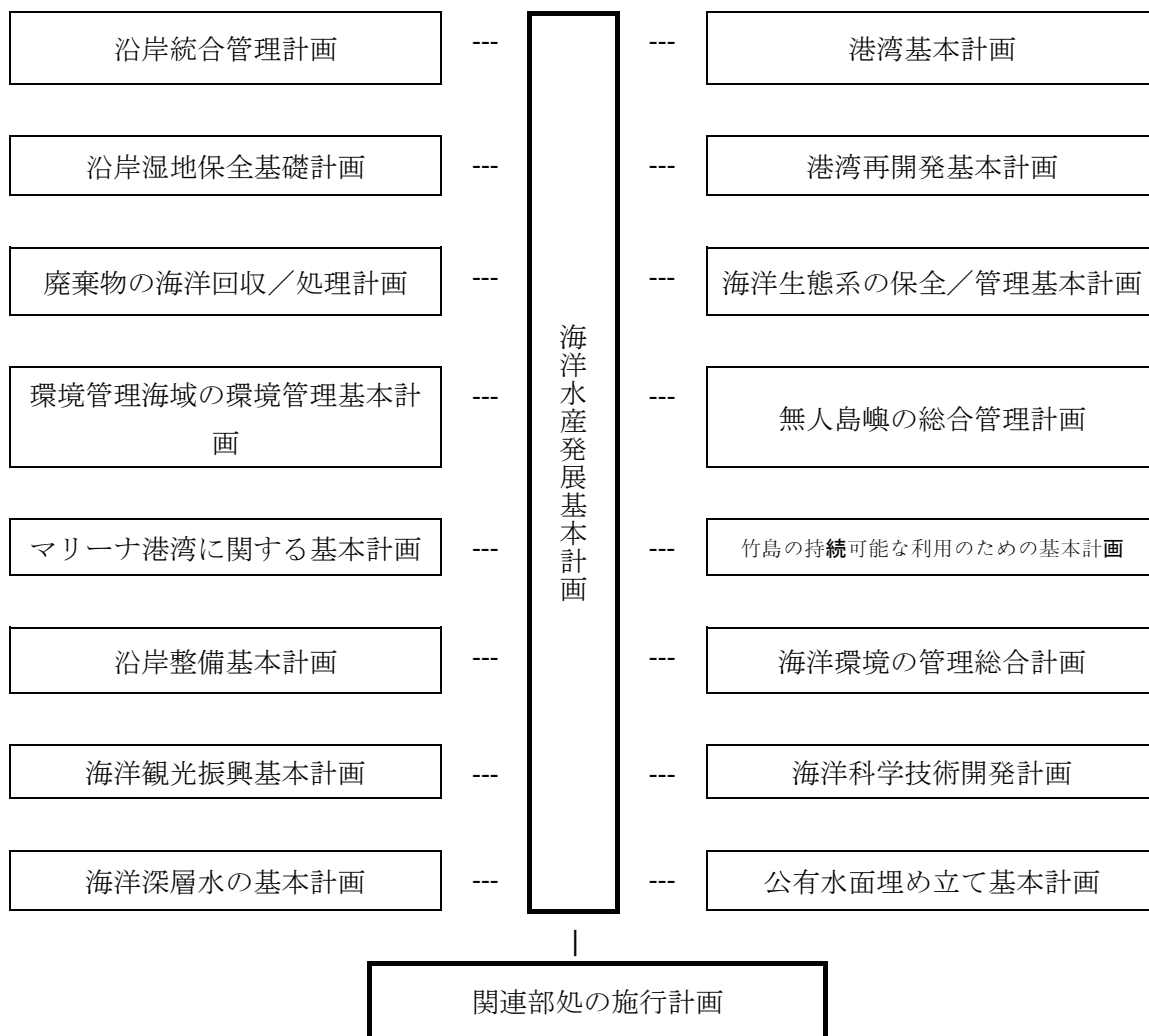
- ・ 2011～2020年までの長期的なビジョンの導出と実践計画の樹立。
- ・ 国内外の与件の変化に合わせ、未来の海洋行政への要請を反映する計画。
- ・ 海洋水産発展委員会および国務会議の審議を経て国家計画として確定。
- 関係中央行政機関は、本計画に従って毎年、当該部処（省庁に相当）の海洋水産発展施行計画を樹立し、施行成果を1年ごとに定期的に分析・評価。

4) これまでの推進の経過

- ・ 2000.5：海洋開発基本計画（OK21）の樹立・施行
- ・ 2004.5：海洋水産発展基本計画
- ・ 2006：未来国家海洋戦略の研究ユーティリティの遂行（Arthur D. Little）
- ・ 2007：未来国家海洋戦略（案）の樹立
- ・ 2009.1、2010.1：第2次海洋水産発展基本計画研究ユーティリティ
- ・ 2009.11：基本計画樹立関連の公聴会の開催
- ・ 2010.3、2010.5：研究ユーティリティの結果、関係部処の意見を照会
- ・ 2010.6、2010.8：国内外の専門家の意見を収集および補完
- ・ 2010.9、2010.10：基本計画（案）関係部処の意見を照会
- ・ 2010.11：基本計画の最終案の策定

5) 計画の基盤

[図 1-1] 海洋水産発展基本計画と他の計画との関係



2. 第1次海洋水産発展基本計画の評価

総合

第1次海洋水産発展基本計画は、各部処で散発的に推進されてきた海洋関連業務を1つに包括する一方、海洋の保全と持続可能な開発利用に関する新たな青写真を提示したということに大きな意義がある。

- ・過去10年間、12の中央行政機関（9省、3庁）において、海洋水産7分野の計211の事業を推進

同計画の具体的な実現を通じて、世界10位の国家海洋力を維持することに寄与したが、海洋環境の画期的な改善および新海洋産業の産業化など新しい行政需要に対応するには一定の限界が存在。

- ・海洋力のレベル：造船（1位）、コンテナ処理量（5位）、船舶量（8位）、水産物生産量（15位）
- ・陸上環境基礎施設の拡充・整備のための投資が拡大されているが、依然として陸上汚染源の海洋流入を効果的に遮断するまでに至っていない。
- ・周辺国との海洋管轄権紛争、新しい海洋科学技術の開発、快適な海洋環境に対する国民的な要求、北東アジアの物流ハブ競争などへの積極的な対応が必要。

これまでの成果をもとに、第2次計画では、伝統的な海洋産業の競争力の強化、近年顕著となっている気候変動への対応、新海洋産業の育成および発展に重点を置く。

- ・気候変動による台風の勢力の拡大、異常大波など、新たな沿岸災害への対応策の策定をはじめ、気候変動に関連する海洋分野の総合的な対応策の整備が必要である。
- ・島嶼EEZ海外海洋基地など、海洋領土に対する管理を強化し、生命力あふれる海の造成ならびに海洋科学技術の開発に拍車をかける。
- ・海運、港湾など伝統的な海洋産業の新たな競争力を確保するための戦略を立てる必要がある。

1) 分野別成果

1 体系的な海洋領土管理の基盤構築

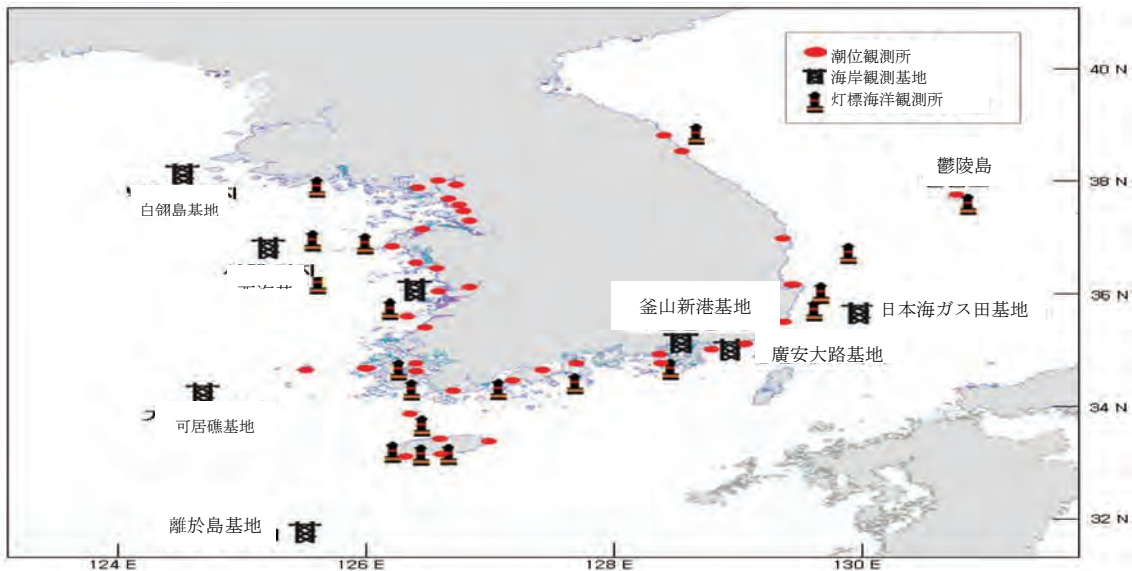
島嶼、排他的経済水域（EEZ）、海外拠点海洋基地など、韓国の海洋領土の実効的な管理のための基盤を構築し、海洋主権を強化。

沿岸の持続可能な開発のための統合管理体制を構築し、きれいで快適な海洋環境の管理のための制度的基盤の拡充。

■島嶼、EEZ など広域海洋領土に対する実効的な管理を推進

- ・竹島の持続可能な利用に関する法律（'05）を制定し、政府全体レベルの竹島管理基本計画を樹立（'06.5）。
- ・日本海の海底地名 10 カ所を、韓国式の名称で国際水路機関（IHO）に登録（'07.7）し、無人島嶼の保全および管理に関する法律（'07.8）を制定するとともに実態調査を実施。
- ・北極茶山基地の開所（'02）、離於島海洋科学基地の建設（'03）、南極第 2 基地の建設（'12 年完工目標）、砕氷船の建造（'09）などを推進。
- ・韓国の海洋観測のための静止軌道の海洋観測衛星を発射（'10.6）し、リアルタイムで海洋情報を提供する国家海洋観測網を持続的に拡充（'10.7 基準：93）。

[図 1-2] 国家海洋観測網（リアルタイム）の運営現況



■開発需要が集中する沿岸に対する「先ず計画し、後に利用する」との原則を定め、沿岸統合管理のための制度的な枠組みを設ける。

- ・沿岸管理法に依拠して、沿岸統合管理計画および沿岸整備 10 年計画を樹立し、統合的な沿

岸管理および整備を推進。

- ・沿岸開発の需要増加に対応して、沿岸用途海域制および自然海岸管理目標制を導入するなど、沿岸管理制度の先進化の基盤構築のため沿岸管理法を改正（'09.3）
- ・第2次埋め立て基本計画（'01）によって、沿岸の埋め立てを抑制し、浸食を予防するための沿岸整備事業（'00～10）を推進。

[図 1-3] 公有水面の埋め立て免許の面積変化（ファイル変換が不可能のため省略）

■体系的な環境管理のための制度的な枠組みを設け、陸上汚染源の海洋流入を最小化ならびに海洋環境の改善事業を継続推進

- ・海洋環境管理の基本理念と原則を提示して、海洋汚染源の事前予防的、体系的な管理などのため、海洋環境管理法（'07.1）を制定。
- ・干潟をはじめとする海洋生態系を保全するための法律を制定（*）し、保全の必要性が高い地域は保護区域（**）に指定し、管理。

（*）海洋生態系の保全および管理に関する法律（'06.10）を制定。

（**）2001年に務安干潟を指定して以降、'10.6末現在、海洋保護区域14カ所を指定。

- ・沿岸湿地の基礎調査（'08～'12）および海洋生態系の基本調査（'06～'15）を実施し、韓国の海洋生態系の現況を把握ならびに海洋生物資源を確保。

- ・陸上廃棄物の海洋投棄管理総合対策を策定（'06）、海洋排出量を減縮。

*海洋排出量（千）：（'04）9,749→（'05）9,929→（'07）7,451→（'08）6,173→（'09）4,788

- ・海洋流入ゴミの責任管理制の導入など、海洋汚染源の事前統制を強化。

*推進現況：漢江流域の自治体（'07～'11）、洛東江流域の自治体と覚書（MOU）を締結（'07.9）

- ・汚染の甚大な海域は、特別管理海域に指定（'00）して管理し、海洋ゴミを回収、汚染海域の浚渫など、持続的に環境改善のために努力していく。

*特別管理海域（5カ所）：馬山湾、釜山沿岸、蔚山沿岸、光陽湾、始華湖、仁川沿岸

- ・海洋ゴミおよび堆積廃棄物を集中回収し、汚染海域は浚渫などによって海洋水質を改善し、油類汚染事故対応システムを構築。

*堆積廃棄物の回収量（'99～'05）：146の主要港湾および漁港、61,000トン回収。

*油類汚染防除能力（海警防除組合民間、千トン）：（'97）8→（'05）15→（'06）16.9

2 北東アジアの物流中心港湾を先占取得し、基盤を拡充

急増する北東アジアの物流を吸収することにより、北東アジアの物流の中心となるために釜山・光陽湾を北東アジアの物流ハブ港湾として集中的に育成。

国内の港湾の国際競争力を高めるため、港湾物流システムを先進化。

■釜山・光陽湾の港湾インフラを大幅に拡充する一方、地域拠点の港湾を積極的に開発

・'10年まで釜山港新港でコンテナ埠頭 18カ所の船席と背後団地 142湾を開発、釜山光陽湾にコンテナ埠頭 16カ所の船席と背後団地 195湾を確保。

・道路、鉄道など港湾背後インフラ拡充のための支援を拡大。

*'11年まで背後道路と鉄道の拡充計画：釜山港新港 76.9、光陽湾 27.0

・仁川北港貨物需要所に木材埠頭 2カ所の船席、鉄材埠頭 3カ所の船席を竣工（'07.12）し、仁川内港の埠頭機能をクリーン貨物処理港湾に改善。

・浦港、蔚山、仁川、平澤唐鎮など 4港に、計 25カ所の船席埠頭を竣工（'09）。

■港湾および周辺空間を多目的に活用できるようにすることで、港湾の価値を最大化

・老朽化した遊休港湾およびその周辺地域を体系的に開発できる港湾およびその周辺地域の開発ならびに利用に関する法律の制定を公布（'07.5）。

・釜山北港など全国の 10大港湾 1,261湾の再開発基本計画を告示（'07.10）し、釜山北港再開発事業の政府財政部分を着工（'09.2）。

・マリーナ港湾の造成および管理などに関する法律を制定公布（'09.6）して、全国単位のマリーナ基本計画（*）を樹立。

（*）10圏域、計 43カ所に対する開発計画などを策定。

■効率的な港湾開発のための中長期開発計画および開発システムの整備

・'01年に策定された全国貿易港基本計画についての修正計画（'06.12）ならびに港湾背後団地開発総合計画を策定（'06.12）。

・沿岸運送の活性化および地域の均衡的な発展支援のために全国沿岸港基本計画修正計画の策定を告示（'07.12）。

・物動量と連動した開発方式（Trigger Rule）を導入し、民間投資制度を改善するなど港湾開発および投資の効率性を高める。

*港湾需要予測センター（'06.7）の運営を通じた弾力的な港湾開発システムの構築。

■低炭素・グリーン港湾構築のための基盤を造成

・低炭素・グリーン成長政策に従い、エネルギー自立、自然災害への備えなどグリーンポート政策の方向を設定。

*Greenport 事業推進の根拠を「低炭素・グリーン成長基本法」に反映（'09.3）。

- 港湾、道路、鉄道間の円滑な連係輸送システムを構築するため、中長期港湾背後輸送網の基本計画を策定（'09.9）。

■港湾生産性およびサービス向上のために港湾管理運営体制を改善

・港湾の人材供給体制の改編（港運組合の常用化）のために、支援特別法を制定（'05.12）し、釜山港（'07.1）、平澤唐鎮港（'07.9）および仁川港（'07.10）に常用化体制を導入。

・港湾サービスの向上のために主要港湾に港湾公社を導入し（PA）、最先端無線認識技術（RFID）

を活用したコンテナターミナルのオートメーション化（'06～'08）を推進

*港湾公社の設立：釜山港（'04.1）→仁川港（'05.7）→蔚山港（'07.7）

・釜山北港 - 新港の 2-calling フィーダー船舶に対する支援制度（'07.7～）の運営、北港 - 新港間に海上シャトル・サービス船舶を投入（'07.10）。

■国内港湾に積み換え貨物および海外物流企業の誘致活動を本格化

・自由貿易地域法の改正（'04）ならびに港湾自由貿易地域の拡大指定を通じて、多国籍物流企業の誘致のため、入居対象企業の拡大および特惠を付与している。

*自由貿易地域の現況（'07）：釜山港 5,505 千、光陽港 6,755 千、仁川港 2,294 千

[表 1-1] 多国籍物流企業の誘致現況（'08.2 現在）

| 敷地 | 投資企業 | 投資規模 | | 貨物誘致量 (正常化時点基準) |
|-----|-------|------------|------------|--------------------|
| | | 総投資額 | 外国人投資額 | |
| 釜山港 | 25 企業 | 4,249 億ウォン | 753 億ウォン | 1,997 万トン |
| 光陽港 | 24 企業 | 3,190 億ウォン | 1,017 億ウォン | 980 万トン |

■物流産業の競争力強化のため、高級物流専門人材の養成を推進

・物流専門人材の養成課程の運営（中央大学、韓国海洋大学、'05～'09）ならびに物流専門教材の開発事業（'06～'08）を通じた物流産業の成長基盤の整備。

・オランダの海運物流大学の韓国分校（STC-K）を設置（'07.9）ならびに支援を通じた先進物流技術の国内導入、およびグローバルな人的ネットワークの構築。

■国際物流拠点の確保と物流企業の海外進出支援を通じてグローバルな物流ネットワークの構築を推進

・グローバルな物流ネットワークの構築基本計画を樹立し、圏域別に 100 の有望事業を発掘し、海外の港湾開発への参加を本格化。

*港湾の開発運営に関する MOU を締結した国：ギリシャ（'06.9）、ベトナム（'06.12）

・海外投資情報の共有および事業の共同推進のための官民合同の国際物流の投資協議体を構成（'07.3）し、海外投資の妥当性調査を実施

*国際物流の投資協議体の構成：金融、物流、建設会社など 112 の機関が参加

*海外投資の妥当性を調査：中国（'07.2）、日本（'07.3）、東ヨーロッパ・ギリシャ（'07.4）

・海外物流投資企業を支援するための国際物流投資ファンドを組成（'07.12）し、海外港湾、物流センターなどの物流拠点の確保、投資を推進。

3 持続可能な水産業および漁村活性化の基盤を整備

水産資源の回復などを通じて持続可能な漁業の与件を設け、安定的な食糧資源確保のための遠洋産業発展の基盤を構築

水協の構造調整など水産業の経営安定を支援し、漁村観光の活性化を通じた新しい所得源の開発および水産食品の安定性管理の強化

■沿近海漁業の構造調整および小型基底漁船などの不法漁業の遮断

・適正漁船勢力の維持のために、沿近海の漁船に対する構造調整を推進。

*資源の乱獲型および競争力の低下した業種を中心に 15,399 隻（'94～'09）。

・悪質な小型汽船底引き網漁船の不法漁業を根絶（'05～'06、2,467 隻を整理）し、毎年、漁業秩序の確立総合対策を策定・施行するなど不法漁業に対する指導・取締りを強化

■漁業従事者を中心とする自律的な管理漁業を拡散させ、資源管理を本格化

・自律管理漁業の拡散（参加共同体：'01 年 63 カ所→'10.6 831 カ所）ならびに中長期的な資源の回復ロードマップである水産資源の回復計画を策定、施行（'05）。

・水産資源の回復ならびに体系的な資源管理のため、水産資源管理法を制定・施行（'10.5）。

・養殖漁業の発展のため、育てる漁業発展基本計画を樹立（'04～'08）、施行し、配合飼料の使用支援および水産疾病管理士制度を導入（'04）。

・内水面の高付加価値養殖品種に対する戦略的育成および生態系管理のための中長期内水面発展総合対策（'06～'10）の策定。

■遠洋産業の発展基盤を構築

・遠洋産業発展法の施行（'08.2）により、遠洋漁業から遠洋産業にその外延を拡大し、遠洋産業政策の戦略と重点課題を盛り込んだ「遠洋産業発展総合計画」を樹立（'09.4）。

- 海外養殖・流通・加工施設など、海外水産施設の投資を支援（'08～）することにより、海外の食料基地の構築ならびに安定的な食料資源の確保に寄与する。

・海外の新漁場開発支援（'01 年から 18 の水域、200 億ウォン）、老朽化した遠洋漁船の新造推進（'03 年から 4,000 隻を新造、5,000 隻の中古船を導入）など、遠洋産業の生産基盤の構築を強化。

■水産分野の国際通商協商に積極的に対応して国際協力を強化

・WTO-DDA 立ち上げ（'01）、FTA 推進ロードマップの策定（'03）により協商を本格的に開始。

・米国など複数国が推進中の FTA 協商において、水産分野のセンシティブティ反映。

- FTA 支援対策として、10 年間（'04～'13）で 12.4 兆ウォンの水産業漁村総合対策（'04.1）を策定・推進。

- 特に韓米 FTA 締結による水産部門の国内補完対策（'07.11）を策定し、その実行を後押しするため、7,262 億ウォンの投融資計画（'08～'17）を立てて推進中。

- *FTA 協商推進など、対内外の与件の変化に対応するため、既存の対策を点検、補完中。
 - ・国際会議の積極的な開催など国際水産機構の論議に積極的に対応。
- *国内での国際会議の開催件数：'07/1回→'09/5回→'10/6回
 - ・ロシア水域のスケトウダラなど、漁獲クォーター確保のための取り組みを強化。
- *スケトウダラ・クォーター確保の現況：('08) 28,500 トン→ ('09) 39,000 トン→ ('10) 45,000 トン

■水協の先進化および水産業の経営安定支援の拡大

- ・水協の経営安定化のために水協に対する構造調整を本格化し、水産発展基金を拡充（'09.718 億ウォン）。
- *'01 年の公的資金の投入後、水協中央会は、毎年連続して黒字を実現（'09.405 億ウォン）。
- *経営の悪化した 5 つの水協を統廃合（'04～'10）するなど構造調整し、併せて 9 つの組合と MOU を締結し、経営の正常化を推進中。
 - ・水産業の経営安定のために、水産政策資金（約 3.1 兆ウォン/年）支援および負債軽減対策（金利 5.5 4%→3 1.5%）などを推進する一方、多様な災害保険を開発し、水産人安全共済事業（'09）を通じて漁業者の経営安全網を構築。
- *漁船員および漁船災害保険法の制定（'03）、養殖水産物災害保険法の制定（'07）。
 - ・漁業のほか、新しい所得源の確保のために、'01 年から漁村観光の活性化事業を推進。
- *漁村体験村 102 カ所、漁村観光モデル開発 24 カ所の造成、および約 20 の漁村観光活性化プログラムの開発支援。

■水産物の流通体系の改善および食品安全性の確保のための管理基盤の構築

- ・水産物の直接取引およびネット取引の活性化を通じた流通費用の節減、地域別特化産業の育成のための水産食品拠点団地の造成ならびに甘川国際水産物卸売り市場の開設（'09）など、水産物の流通システムを改善。
 - '05 年から生産者団体に助成金事業を推進中。
- *自律的な需給調整を支援（品目数）：('05) 2→ ('06) 3→ ('07) 4→ ('08) 4→ ('09) 5
 - ・水産物のトレーサビリティ制度、養殖場の HACCP 制度を導入・運営（'05）し、中国など 4 カ国と 5 つの衛生約定を締結するなど、輸入水産物の衛生管理を強化。

4 海運サービス産業および海洋安全管理システムの先進化

船舶の租税、金融など国内の海運制度の先進化を通じて、世界的に開放化した海運産業の国際競争力を持続的に強化していく。

*海運サービスの外貨可得額（億ドル）：('02) 94 → ('04) 183 → ('05) 190 → ('06) 203

先進的な海洋安全管理体制を構築するためのインフラを整備し、海事安全分野における

世界的国家として飛躍するための基盤を造成。

■トン税制など先進海運制度を段階的に導入し、韓国の外港海運企業の国際競争力を高める

・国際船舶登録特区制度（'02）、船舶トン税制（'05）を導入して、便宜置籍船社に対する船舶租税を軽減。

*国際船舶の登録数（隻数）：（'98）49→（'03）467→（'05）544→（'07）718

・船舶投資会社制度（'02）を導入、船社の安定的な船舶確保を支援。

*計 62 の船舶ファンドを認可し、361 万 G/T（68 隻）を確保（'04～'07）。

・船荷主協力 MOU の締結ならびに世界先進海運グループ（CSG）への加入（'07.6）。

■円滑な沿岸貨物の運送ならびに沿岸旅客輸送のためのサービスを改善し、南北間の海運協力増進のための新たな転機を準備。

・沿岸貨物運送の活性化のために関連海運規制を緩和し、需要者中心の沿岸旅客サービスの向上体制を整える。

*船齢 15 年以上の船舶の内航貨物運送事業の新規投入を制限。

*沿岸旅客輸送実績（千人）：（'99）9,052→（'03）10,336→（'06）11,574

・歴史的な南北海運合意書の発効（'05.8）により、南北間の海上輸送基盤を整備。

*商業的物資の便宜置籍船の運送、船舶および船員の安全保障などで合意。

■船社など需要者中心の船員養成基盤を構築し、優秀な海技人材確保のための船員福祉制度を拡充

・船員養成機関をクラスタ化し、需要者中心に養成体制を改善。

*海洋水産研修院の教育課程に船社が参加して採用を保障するなど、ニーズに合わせた教育を実施（'06）。

・船員福祉のための船員福祉会館などの施設を拡大し、船員の権益保護のための諸般の制度を整備、施行。

*賃金債権保障制、送還保険、商船員の週 40 時間勤務制、漁船員の有給休暇制、商船員の有給休暇制の拡大（4 日/月→6 日/月）など。

■先進海洋安全管理体制の構築

・国家海事安全法令体系の構築、ISM コードの導入、単一船体の油槽船の運航減少、曳船の安全管理の強化、PSC/FSC などを通じて途上国型の海洋事故を低減させる対策を推進。

・海上交通の安全診断制度を導入し、通航路の安定性の評価、港湾別の危害要素の除去、関税および航路表示施設の持続的な拡充など、安全な海上交通環境を造成。

■海事安全分野における国際標準の先導国として飛躍するための基盤を造成

・国際海事機関 A グループ理事国として、5 回連続進出し、海洋安全の国際規範制定を主導する

ことにより、国内の海運造船産業の国際競争力を高めた。

・米国、中国、日本、EU、オーストラリア、シンガポールなど周辺国との協力体制の構築、ソウル国際海事フォーラムの創設など、国際海事分野のアジェンダを主導。

■海事分野の危機対応能力の強化

・ ISPS コードの導入、船舶安全総合システム（GICOMS）、船舶モニタリングシステム（VMS）設置および AIS 基地局を拡充するなど、危機対応基盤を整備。

・ 国家海賊の被害防止のための関係機関との協力体制を構築、船社船舶の海賊被害対応能力の支援ならびに国際協力強化を通じて海賊被害を予防。

5

高い付加価値をもつ海洋産業をつくり出す基盤を造成

海洋科学技術（MT）確保のための国家長期ロードマップを策定し、人材、装備など海洋科学技術のインフラを持続的に拡充。

*海洋科学技術の開発計画：2004年から2013年までに3兆1千億ウォンを投資。

高い付加価値をもつ新海洋産業として、海洋観光の活性化のための基礎を整え、国民的な海洋意識の涵養に注力。

■海洋科学技術（MT）開発のための R&D 事業運営システムを革新

・ 海洋科学技術の中長期発展計画として、海洋科学技術（MT）開発計画を樹立（'04.7）し、詳細な実践方策である海洋科学技術ロードマップを策定（'06.1）。

・ 関係部処と合同で、南極研究活動振興基本計画（'07～'11）を策定（'06.5）。

・ 海洋水産分野の R&D 事業の企画管理を評価、研究成果の技術移転および事業化を促進するため韓国海洋水産技術振興院を設立（'06.5）。

■大洋および極地研究開発のための研究インフラを持続的に拡充

・ 海底 6,000 m 級無人潜水艇へミレを製作、鬱陵盆地（2,000 m）およびフィリピン海（水深 5,775m）付近の深海底撮影に成功（'06.11）。

・ 南極・北極での研究活動および科学基地への補給を支援するための砕氷研究船の建造完了（'09.10）

・ 太平洋の深海底に 7.5 万（韓国の面積の約 4 分の 3）の単独開発鉱区を確保（'02）。

*単独開発鉱区の経済的価値：約 1,500 億ドル（'09 年鉱物価格基準）。

・ トンガなど海外 EEZ で海底熱水鉱床の開発のために、探査権を確保（'08）し、官民合同の海底熱水鉱床開発事業団を設置（'09）。

・ 深海底の試験採鉱機（商用化 20 分の 1 規模）製作（'08）ならびに集鉱・揚鉱・統合採鉱の実海域試験に成功（'09.6、水深 100 m）する。

■海洋産業創出のための未来海洋資源の確保および利用技術の開発

- ・ 中小ベンチャー企業の技術開発支援のための基本計画（'00～'17）を樹立（'00）、推進。
- *支援実績（'00～'06）：52社（計74億ウォン）。
 - ・ 海洋深層水の多目的利用技術の開発ならびに商用化のための基盤の整備。
 - 日本海の海洋深層水の特性の究明（'04）および海洋深層水研究センターの設立（'05）。
- *8種の試製品を開発（'05.12）後、'09年末現在43種の製品を市販中。
 - 海洋深層水の開発および管理に関する法律を制定（'07.8）。
 - ・ 海水からリチウムのみを選択的に抽出できる世界最高水準の独自技術（original technology）の開発（'09.5）ならびに民間との共同による商用化研究に着手（'10.2）。
 - ・ 代替エネルギーの開発と、沿岸の高い付加価値をつくり出すための海洋エネルギーの実用化を本格的に推進。
 - 鳴梁海峡に、試験潮流発電所（1,000 kw 級）を建設（'09.3）して試験運営中であり、仁川湾潮力発電のための環境に優しいモデル開発を推進。
 - 済州試験波力発電所（500 kw 級）建設のための構造物の詳細設計ならびにエネルギー変換モジュールの製作が完了。
 - 海洋エネルギー産業のインフラ構築のための、海洋エネルギー専門人材の養成に着手。
- *特性化大学院（韓国海洋大、仁荷大学）、優秀論文支援（浦港工大、円光大学、関東大学）
 - ・ 海洋生物の遺伝子情報解析、誘電体の機能分析ならびに有用物質の探索などを重点的に推進したマリンバイオ21事業（*）の1,2段階（'04～'09）を完了。
 - （*）部処の統合にともない、国土海洋部海洋生命工学技術開発事業に移転。
 - SCI 級論文 551 本、国内外特許出願 363 件、産業化（試作品、技術移転）38 件など優秀な成果をあげた。
 - ・ 水中で映像など各種データをリアルタイムで送受信できる水中無線通信システムの核心技術の開発（'09）ならびに商用化のための民間技術移転（'10.3）。

■海洋観光活性化および親しみやすい海洋文化を広めるための基盤を構築

- ・ 官民合同で、2012年麗水世界博覧会を誘致するために多角的な誘致活動を展開し、BIE総会で麗水誘致を最終確定（'07.11.27）。
- *博覧会のテーマ：生きている海、呼吸する沿岸（The Living Ocean & Coast）
 - ・ 海洋に対する関心を高めるための多様な海洋文化の普及プログラムを実施。
 - 小中高校生用の海洋関連学習資料の拡充、海洋教育模範学校の運営。
 - 全国海洋スポーツ祭典（5回）、海洋写真大展（5回）、海洋文学賞（4回）などの開催。
 - ・ 海洋観光活性化のための海洋観光振興基本計画の策定（'03）、年度別海洋観光事業の詳細実践計画の策定・実施。

2) 投資予算および実績

- ・同計画の三大基本目標、七大推進戦略、27の政策課題、135の推進課題に関する詳細実践課題（単位事業）を発掘して毎年実施。
- ・2009年現在の事業数は、12の中央行政機関（9部、3庁）で、海洋水産分野7部門の計211（6兆3,812億ウォン）の事業を推進中。
 - 事業数基準では、国土海洋部と農林水産食品部の所管がそれぞれ124件（58.8%）、57件（27%）で大部分を占めており、次に海洋警察庁7件、環境部5件、知識経済部4件、文化体育観光部4件など。
 - 投資規模基準では、国土海洋部所管が3兆7,234億ウォンで58.3%を占めており、次に農林水産食品部1兆1,645億ウォン（18.2%）、環境部7,679億ウォン（12%）の順である。
 - 海洋水産発展基本計画と関連した事業は、国土海洋部と農林水産食品部が主に推進しており、環境部は沿岸地域の環境基礎施設の設置などに多くを投資している。
- ・2000年の海洋水産発展基本計画の樹立後、'04年連動計画樹立時に提示した七大推進戦略の内容には一部違いがある。
 - 連動計画の樹立以前は、「世界を先導する海洋サービス産業の創出」部門に港湾、水産、観光分野がすべて含まれていたが、連動計画の樹立後は、「北東アジアの海運物流中心地の構築」、「持続可能な水産業の基盤の構築」、「海洋文化観光の基盤の体系的な拡充」部門として機能を拡大。

〈表 1-2〉連動計画の樹立前後の7大部門の内容比較

| 連動計画の樹立以前 (2000～2003年) | 連動計画の樹立以後～現在 (2004～2009年) |
|---------------------------|------------------------------|
| ・生命生産生活の海洋国土創造 | ・生命生産生活の海洋国土創造 |
| ・きれいで安全な海洋環境の造成 | ・きれいで安全な海洋環境の造成 |
| ・高い付加価値をもつ海洋知識産業の振興 | ・持続可能な水産業基盤の構築 |
| ・世界を先導する海洋サービス産業の創出 | ・北東アジアの海運物流中心地の構築 |
| ・持続可能な漁業生産基盤の構築 | ・先端海洋科学技術の育成及び産業化 |
| ・海洋鉱物・エネルギー・空間資源の商用化 | ・海洋文化観光基盤の体系的な拡充 |
| ・全方位海洋水産外交および南北協力強化 | ・全方位海洋水産外交および南北協力強化 |

注：各該当年度の海洋水産発展施行計画の報告書の内容を再作成。

・七大部分門別・年度別投資実績を見ると、「生命・生産・生活の海洋国土創造」部門と、「きれいで安全な海洋環境の造成」部門は一定の規模で毎年投資。

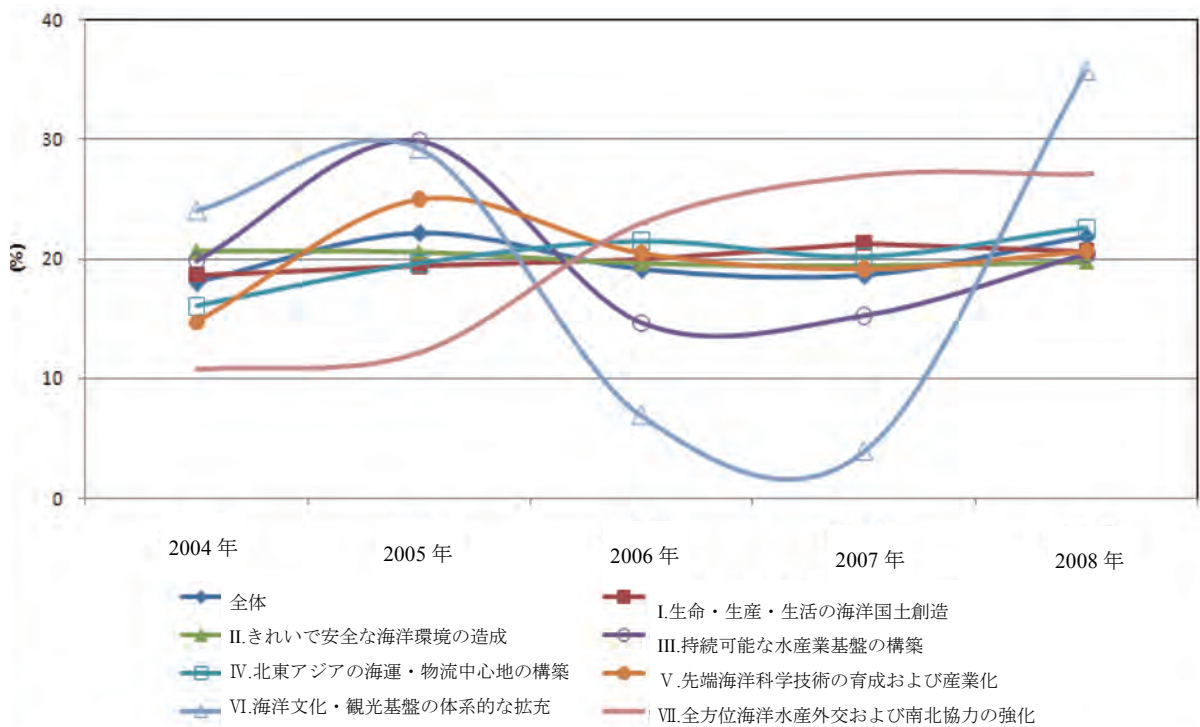
- 「海洋文化・観光基盤の体系的な拡充」部門と、「全方位海洋水産外交および南北協力強化」部門は過去に比べ、近年投資が増えている。

*'06年「海洋文化・観光基盤の体系的な拡充」部門が急激に減少したのは、文化環境部の南海岸観光ベルト事業の民間投資が減少したためであり、反面、'08年には、2012年麗水エキスポの海水浴場機能の拡充事業などによって投資が集中。

- 「持続可能な水産業基盤の構築」部門と「先端海洋科学技術の育成および産業化」部門は、2005年に集中投資されたが、現在は減少。

*「持続可能な水産業基盤の構築」部門に、2005年に集中的に投資されたのは、小型汽船、底引き網漁船の減隻が推進（2,000隻、666億ウォン）され、農安基金の中で水産部分の運用額の移管により水産発展基金が拡大（3,694億ウォン）したことなどによるものである。

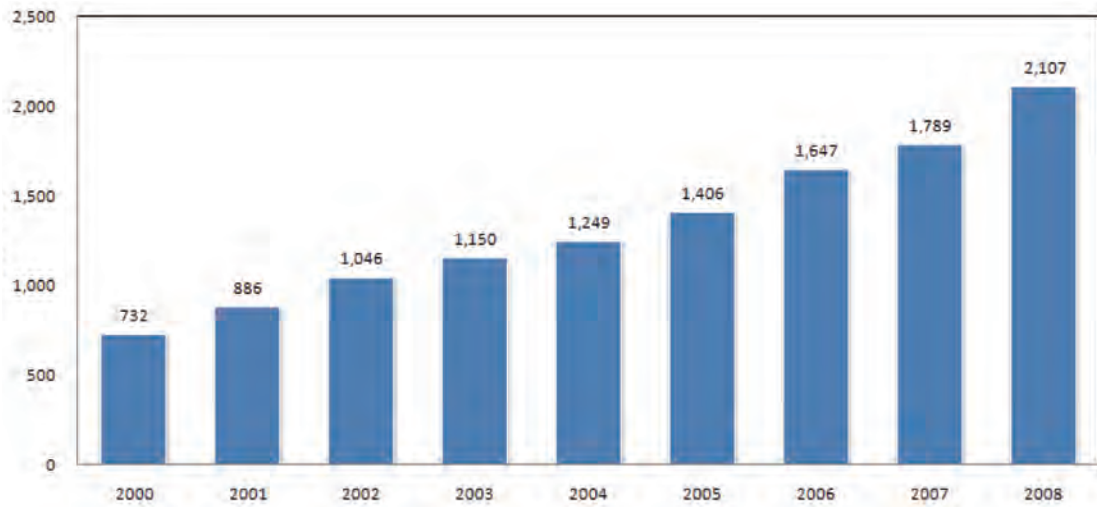
[図 1-4] 年度別分野別投資の推移



・過去9年間の海洋水産研究開発事業の予算は、年平均14.1%で、継続的に増加。

- しかし、海洋水産研究開発事業の予算が、国家研究開発事業予算に占める割合は現在、全体の10兆8,596億ウォンのうち2,107億ウォンで、約2%に過ぎない。

[図 1-5] 海洋水産研究開発事業予算の推移



(単位：億ウォン)

注：海洋 R&D 予算は、国土海洋部と農林水産食品部の各予算の合計である。

〈表 1-3〉 1996 年度以降の海洋水産関連法律

| 制定年度 | 法令名 | 担当部処 |
|------|--|--|
| 1996 | ■新港湾建設促進法 | 国土海洋部 |
| 1997 | ■国際船舶登録法 | 国土海洋部 |
| 1999 | ■沿岸管理法 ■漁業協定締結による漁業者などの支援および水産業発展特別法 ■水産レジャー安全法 | 国土海洋部 農林水産食品部 海洋警察庁 |
| 2000 | ■漁場管理法 | 農林水産食品部 |
| 2001 | ■水産物品質管理法 ■女性農漁業者の育成法 | 農林水産食品部 農林水産食品部 |
| 2002 | ■海洋水産発展基本法 ■船舶投資会社法 ■育てる漁業育成法 ■農漁業・農漁村特別対策委員会の設置および運営などに関する法律 | 国土海洋部 国土海洋部 農林水産食品部 農林水産食品部 |
| 2003 | ■漁船員および漁船の災害補償保険法 ■水産業協同組合の構造改善に関する法律 ■港湾工事法 ■船舶および海上構造物に対する危害行為の処罰などに関する法律 | 農林水産食品部 農林水産食品部 国土海洋部 農林水産食品部 |
| 2004 | ■小型汽船、底引き網漁船に関する特別法 | 農林水産食品部 |

| | | |
|------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■自由貿易協定締結にともなう農漁業者などの支援に関する特別法 ■南極活動および環境保護に関する法律 ■農林漁業者の生活の質向上および農山漁村地域の開発促進に関する法律 | <p>農林水産食品部</p> <p>国土海洋部</p> <p>農林水産食品部</p> |
| 2005 | <ul style="list-style-type: none"> ■漁村・漁港法 ■竹島の持続可能な利用に関する法律 ■港湾人材供給体制の改編のための支援特別法 | <p>農林水産食品部</p> <p>国土海洋部</p> <p>国土海洋部</p> |
| 2006 | <ul style="list-style-type: none"> ■海洋生態系の保全および管理に関する法律 | <p>国土海洋部</p> |
| 2007 | <ul style="list-style-type: none"> ■海洋環境管理法 ■海洋深層水の開発および管理に関する法律 ■船舶数管理法 ■無人島嶼の保全および管理に関する法律 ■国際航海船舶および港湾施設の保安に関する法律 ■セマングム事業促進のための特別法 ■都市と農漁村間の交流促進に関する法律 ■水産動物疾病管理法 ■養殖水産物災害保険法 ■遠洋産業発展法 | <p>国土海洋部</p> <p>国土海洋部</p> <p>国土海洋部</p> <p>国土海洋部</p> <p>国土海洋部</p> <p>農林水産食品部</p> <p>農林水産食品部</p> <p>農林水産食品部</p> <p>農林水産食品部</p> <p>農林水産食品部</p> |
| 2008 | <ul style="list-style-type: none"> ■2012年麗水世界博覧会の支援特別法 ■ハーベイ・スピリット号油類汚染事故被害住民の支援および海洋環境の復元などに関する特別法 | <p>国土海洋部</p> <p>国土海洋部・農林水産食品部</p> |
| 2009 | <ul style="list-style-type: none"> ■マリーナ港湾の造成および管理などに関する法律 ■水産資源管理法 ■農林水産食品の科学技術の育成法 | <p>国土海洋部</p> <p>農林水産食品部</p> <p>農林水産食品部</p> |
| 合計 | 39 | |

第2章 韓国の海洋の発展条件

第1節 韓国の海洋条件

第2節 国内外のパラダイムの変化

第3節 今後の海洋分野の課題

第1節 韓国の海洋条件

1. 韓国の海洋条件

■陸地面積の4.5倍にのぼる広大な海洋管轄権を保有

・韓国の陸地面積(99,000 km²)の4.5倍にのぼる443,000 km²の海洋管轄権、345,000 km²のEEZおよび大陸棚を保有。

- 総延長12,733 kmに達する長い海岸線と、3,358の島嶼を保有。

・干潟の面積は2,849 km²(’08、韓国の面積の2.5%)であり、世界五大干潟の1つに該当。

*五大干潟：西海、南米アマゾン河口、米国ジョージア州、ドイツ・オランダ沿岸、カナダ南東部

・日本海にはクリーンな海域と天恵の海水浴場、西海には広大な干潟、南海にはリアス式海岸と美しい多島海が分布。

■豊富な海洋エネルギーおよび鉱物資源の賦存

・年間100兆ウォン(推定)の高い生産力をもつ海洋生態系と技術開発による将来利用可能な豊富な海洋エネルギー・鉱物資源を保有。

*西海の潮力エネルギー賦存量は約650万、全沿岸の波力エネルギーは650万、鳴梁海峡などの潮流エネルギーは50~100万kwと推定。

・排他的開発権を確保した太平洋深海底Clarion-Clipperton海域には、年間300万トンずつ150年間採鉱できるマンガン団塊が賦存。

・韓国の領海およびEEZ内に賦存された石油、天然ガス、ガスハイドレートの調査研究を強化する必要がある。

- 日本海の海域には、国内で30年間使用可能な8~10億トン規模のガスハイドレートが埋蔵されていると推定される。

■天恵の地政学的位置の利点などで、高い未来成長の潜在力を保有

・中国の急成長により世界三大経済圏の1つとして浮上している北東アジア経済圏の求心点に位置。

- 世界の幹線航路上に位置しており、大型船舶の入出港に必要な水深の確保によって、北東アジアの物流拠点基地として十分な発展潜在力を保有。

*'06年世界コンテナ物動量 430 百万 TEU 中 142 百万 TEU (33.0%) を北東アジアで処理。
 ・ 韓国の輸出入貨物の 99.6%が海上を通じて運送される。
 - 海上運送は、大量の資材調達を必要とする重化学工業にはなくてはならない産業基盤。
 輸出入貨物の輸送実績（'07）：海運 863 百万トン（99.6%）、航空 3 百万トン（0.4%）

■海洋産業の国内経済に占める割合

・ 海洋産業によって創出される付加価値の年間総額は'05年基準で 21 兆ウォンであり、産出額基準では約 70 兆ウォンで GDP 総額の約 8%を占める。

〈表 2-1〉 海洋産業の国内経済に占める割合

| 区分 | 一次産業 (水産、鉱業) | 二次産業 (造船、海洋装備等) | 三次産業 (建設、観光、技術) | 合計 |
|------------------|-----------------|--------------------|--------------------|------------|
| 付加価値 (百万ウォン) | 2,957,684 | 7,220,535 | 10,753,478 | 20,931,697 |
| 海洋産業内の比率 (%) | 14.1 | 34.5 | 51.4 | 100 |
| 産出額 (百万ウォン) | 9,937,820 | 25,973,258 | 33,876,801 | 69,787,879 |
| 海洋産業内の 比率 (%) | 14.2 | 37.2 | 48.5 | 100 |

注：産出額は重複する部分があり、実際はこれよりも少ないと思われる。

資料：イム・ジンス他（2009）

- ・ 海運、港湾、造船など海洋関連産業の全般的な発展にもかかわらず、海洋観光、海洋エネルギー、海洋生命工学産業などは初期成長段階にある。
- ・ 優秀な I T 技術と人材を海洋産業に活用した場合、海洋生命産業、物流情報産業、海洋観光産業など高い付加価値をもつ未来産業の育成が可能。
- ・ 海洋科学技術の発展で、海洋バイオ、海洋エネルギー、海洋鉱物などの新しい産業群が出現。

■非都市沿岸地域の人口離脱と定住環境の悪化

- ・ '09年の沿岸人口は、韓国の総人口の 26.9%である 13,391 千人で、'00年の 12,637 千人に比べ、約 6%増加し、特に沿岸の都市人口は持続的に増加。
- ・ 過去 10 年間の沿岸都市人口の年平均増加率は 0.66%で持続的に増加している一方で、非都市人口の年平均増加率はマイナス 1.63%で減少。
- ・ 沿岸の市・郡・区の財政自立度は、全国水準の 53.6%を大きく下回る 25.7%に過ぎない。

〈表 2 - 2〉 沿岸人口の現況および変化

| 区分 | 年度 | 人口 (人) | 年平均増減率 (%) | 面積 (km ²) | 人口密度 (人/km ²) |
|----|------|------------|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 沿岸 | 2009 | 13,391,048 | 0.65 | 32,077.29 | 417.46 |
| | 2000 | 12,636,677 | | 31,761.61 | 397.86 |
| 全国 | 2009 | 49,773,145 | 0.47 | 99,827.78 | 498.59 |
| | 2000 | 47,732,558 | | 99,460.74 | 479.91 |

資料：統計庁（2000、2009）、住民登録人口統計

■沿岸の埋め立てによる開発で、沿岸に与える圧力が依然存在

・公有水面の埋め立て累積面積は、2002年には91,087千であったが、2007年には254,756千となり、5年間で大幅に増加、公有水面が持続的に埋め立てられていることがわかる。

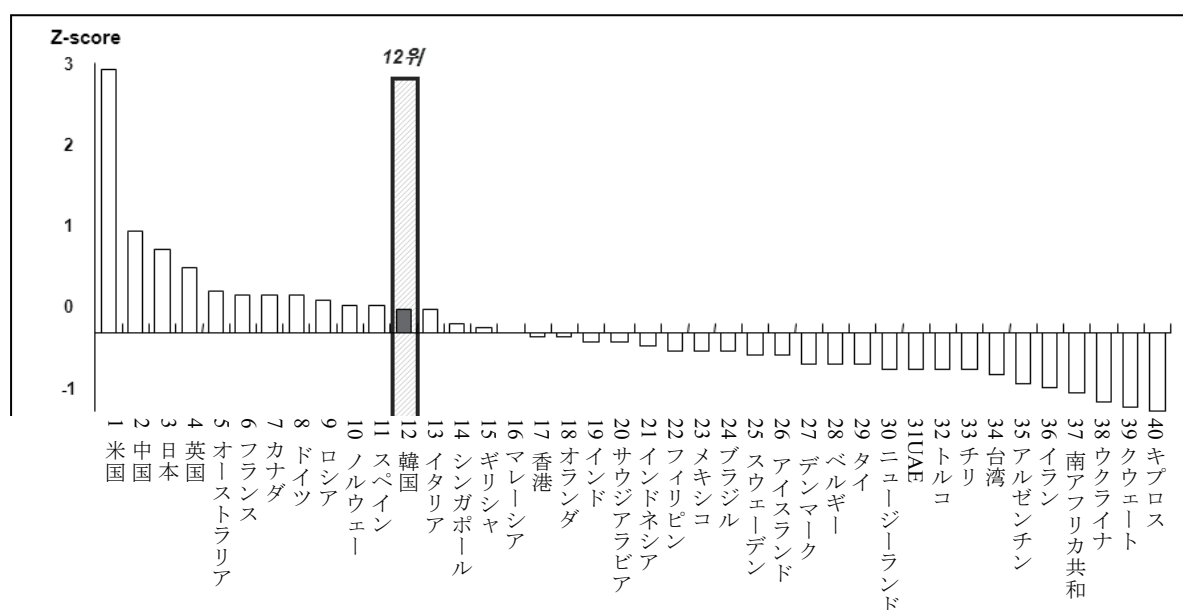
1982年以降、2007年まで、韓国の沿岸では約420地区の754の公有水面が埋め立てられ、時間あたり3,440で埋め立てが進行している。

・また、2009年4月の公有水面埋め立て基本計画に反映された事業は計100件で、埋め立て予定面積は約28.6であり、これは汝矣島の面積（約4.84）の約3.4倍に相当する。つまり、沿岸の生態系生息地を損ない、また自然海岸を減少させている。

2. 韓国の海洋力に対する評価

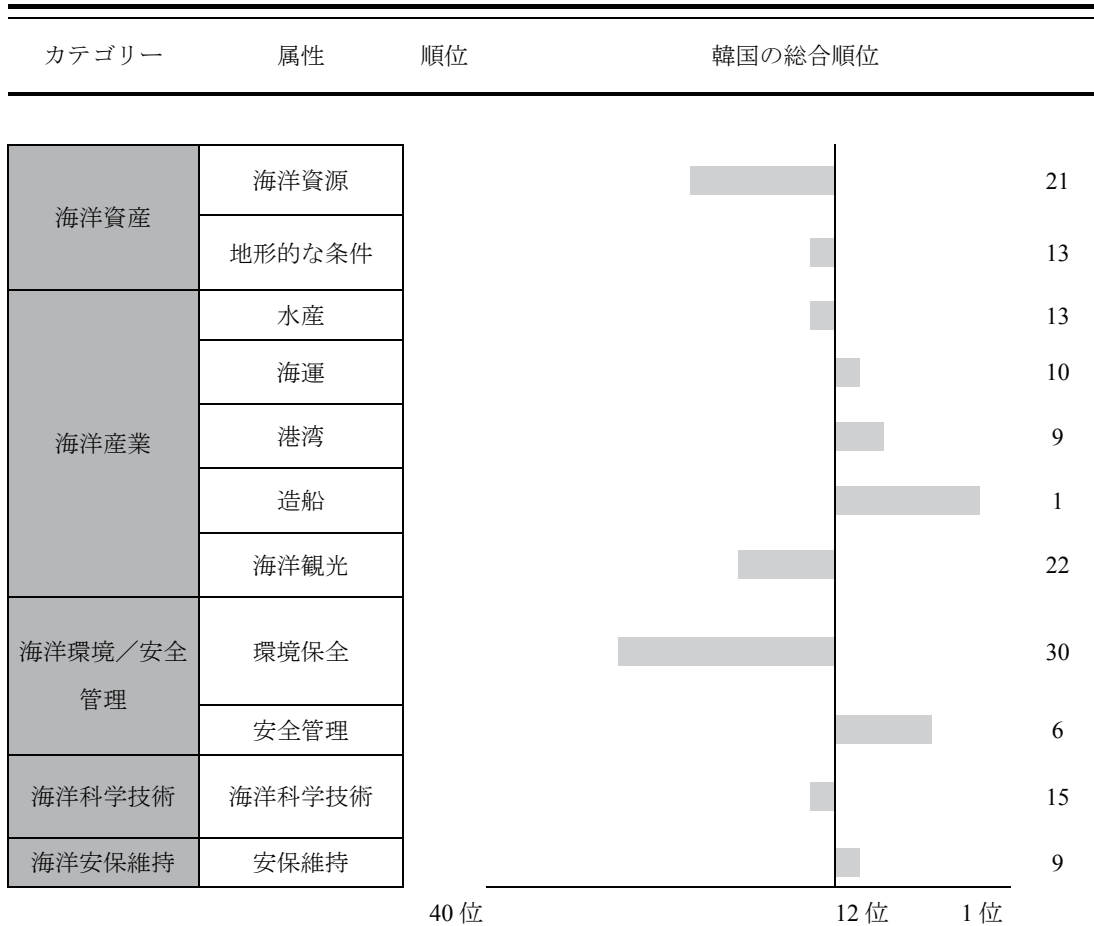
■米国のArthur D. Little社は、'06年の韓国の海洋力を世界12位と評価

[図 2-1] 国別の海洋力の評価現況（'06、ADL）



■海運（10位）、港湾（9位）などは高い評価を得たが、海洋環境（30位）、海洋観光（22位）、海洋科学技術（15位）などは順位が低い。

[図 2-2] 韓国の海洋力の分野別評価 (ADL、2006)



第2節 国内外のパラダイムの変化

1. 気候変動、資源問題の台頭

1) 地球温暖化にともなう国際社会の憂慮

■気候変動など環境要因の影響力が増大

・IPCC (2007) によると、21世紀には全世界の平均温度が最小 1.8°C から最大 4.0°C まで上昇し、海水面も 18~59°C 上昇すると予想される。

- 地球の温度が 2°C 上昇すると、海岸住民 1,000 万人が洪水被害に遭い、5°C 上昇すると予測できない大災害が発生 ('06年、英国スターン報告書)。

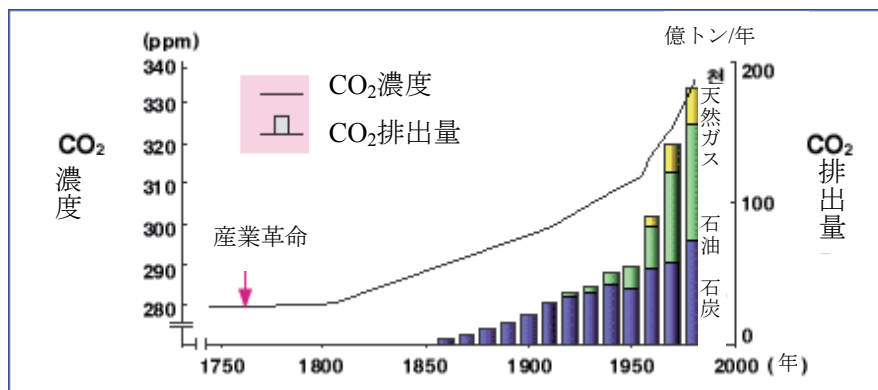
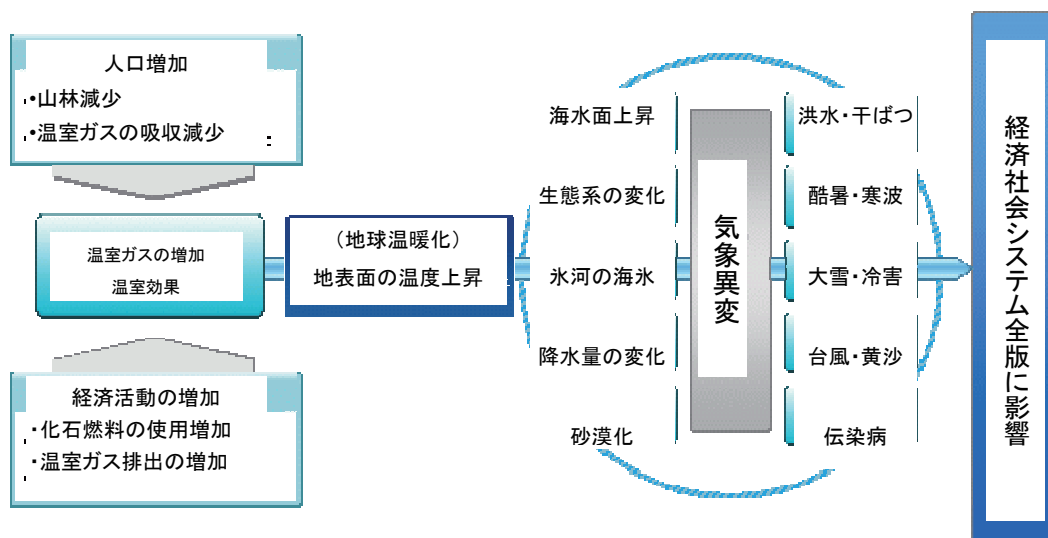
*海水面が 1 m 上昇すると、世界の農耕地の 3 分の 1 以上が失われる。

- 地球温暖化にともない、「エルニーニョ」と「ラニーニャ」が頻繁に起こり、異常高温、異常低温、台風、干ばつ、洪水など様々な気象異変が発生。

・持続可能な開発に関する世界首脳会談、気候変動枠組み条約などを機に経済活動に対する環境規制が強化され、環境要因の重要性が注目されるようになった。

- ・地球温暖化による海洋の攪乱要因の増加。
 - 地球温暖化による水温上昇で、魚類資源が減少し、海洋生物の多様性が損なわれるなど、海洋生態系の攪乱が急激に進行。
 - 海水面の上昇によって、モルディブやツバルなど太平洋の小島嶼国家が次第に消滅する危機にさらされている。
- *小島嶼国連合（AOSIS）は、小島嶼開発途上国（SIDS）41の会員国が中心となった国家連合（会員国39カ国、オブザーバー：4カ国）で、気候の変動による島の消失問題を、国連を通じて持続的に国際社会に提起している。

[図 2-3] 地球温暖化のメカニズムおよび CO₂ 排出量の増加現況



■低炭素グリーン産業の成長

- ・温室ガス削減のためのクリーン開発メカニズム（CDM）や排出権取引制度など、世界のグリーン産業体制の強化が予想される。
- EU 会員国は、'20 年までに全体エネルギー生産の 20%を再生エネルギーで充当する環境協約に署名（'08）。

*ドイツは、'30年までに海洋風力で25,000 MWの電力を調達する計画を推進。

- ポスト京都体制がスタートする'12年以降に、韓国がCO削減対象国に指定されることが現実化する
 ことで、産業界全般のCO削減努力とともに再生エネルギーの発掘が急がれる。

・'08年9月、政府レベルの気候変動総合基本計画策定により、気候に優しい産業を新たな成長エンジンとして育成することを推し進めている。

- 政府レベルで低炭素経済への転換を目指すことで、伝統的な海洋産業部門の温室ガス排出量の削減努力と海洋分野のグリーン産業の成長推進方法の模索が必要とされる。

2) 資源不足問題の現実化

■資源民族主義：新しいエネルギー資源に対する需要が増加

・'25年には資源に対する需要は現在よりも30%以上増加し、'50年には20億人以上の人類が水不足の事態に直面することが予想される。

・全世界の約50%の人口が全世界の土地の2%に過ぎない都市地域に居住し、資源の75%を消費するなど、資源消費の不均衡が深刻化。

・陸上資源の枯渇とエネルギー消費の増加によって、海洋で新しいエネルギー資源を探すための活動の強化が予想される。

〈表 2-3〉海洋の潜在力

| 海洋の潜在力 | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 地球の表面積の約71% 海全体の平均水深3,962 m 酸素供給量：約75% 二酸化炭素の浄化：約50% 気候調整機能：熱の移動および需給 | <ul style="list-style-type: none"> 海洋エネルギー資源：150億kW 推定 石油賦存量：1.6兆バレル メタン水化物：10兆トン 地球生物の80%以上が棲息 動物のタンパク質供給源：16%以上 未知の世界：高い水圧、冷たい水温、暗黒 |

〈表 2-4〉海洋エネルギーの分類

| 種類 | エネルギー形態 | 最適地 |
|---------|---------------------|-------------|
| 潮力 | 海面の上下運動にともなう位置エネルギー | 潮汐の大きい地点 |
| 海流および潮流 | 海水の流動による運動エネルギー | 流れが強い地点 |
| 波量 | 波量の位置・運動エネルギー | 波高の平均値が高い地点 |
| 海水面の温度差 | 海水温度の鉛直方向の温度差 | 表面海水温度が高い海域 |
| 塩分 | 塩分の位置による濃度差 | 淡水がある河口域 |
| 空間利用 | 海上：風力、太陽、海中：バイオマス | |

資料：近勝 倅 (1998)

■BRICsの飛躍的な経済成長と資源不足

・中国、ブラジル、インド、ロシアなど、BRICsが既存のG7を凌駕する時点は、2025年～2030年で、これらの国々の経済比重の増加は、資材の確保など、国際経済に大きく影響。

- BRICsは、世界人口の43%、面積の23%を占めており、巨大な内需市場（人口）と、豊富な天然資源を保有しており、潜在成長力が非常に高い。

- 堅実な製造業を基盤とし、経済の開放と自由市場経済の確立、適切な経済政策の執行、そして制度の整備がなされた場合、急速な成長が可能。

- BRICsの経済は、'04年の世界のGDPの8.3%から、'16年には15%台への成長が予想され、資源・エネルギー価格の上昇が誘発されて、海洋資源の開発促進と新資源民族主義の触発が予想される。

■海洋管轄権確保のための本格的な海洋競争時代の幕開け

・21世紀最後のフロンティアとして、海洋管轄権に対する世界各国の競争が激化。

- 200海里の排他的経済水域（EEZ）制度の定着にともない、海洋資源の開発を巡る沿岸国家間の摩擦が激化。

152の沿岸国すべてが200海里EEZを宣布した時、海洋の36%、漁場の90%、石油埋蔵量の90%が沿岸国に帰属。

- 特に韓中日など北東アジアの場合、国家間の両岸距離は400海里以下であり、管轄権が重複する問題が発生。

- 公海上の海洋資源開発および先占のための国際競争が加速することが予想される。

・周辺国との境界の画定交渉が本格化。

- 世界に、425の潜在国際海洋境界線が存在し、この内204が境界画定または共同開発方式で解決（毎年5つの境界交渉が妥結）。

- 周辺国である中国、日本との大陸棚の境界画定や排他的経済水域（EEZ）など、国家間の海洋境界を巡る利害関係の対立の可能性が潜在している。

2. 科学技術力の確保を通じた新産業の育成

■通信生命科学分野をはじめとする「第4の波」の拡散

・ユビキタス（Ubiquitous）またはグローバル情報社会（Global Information Society）の到来と生産様式の変化。

- すべての事物に人工知能が装着されたユビキタス・コンピューティング環境を通じて、時と場所の壁を越えて、誰とでも繋がることのできる社会の到来。

- 巨大な工場、巨大な企業、巨大な流通業者、巨大な政府に象徴される規模の経済と集積の経済時代から、PDA、ノートブック、無線インターネットなどの個人技術（personal technology）の革新的な発展にともなう多品種・少量生産時代へと変化。

- サービス産業の主力産業化とサービスによる財貨代替の進行。

・生命科学分野での知的革命と、その応用に立脚した健康医療部門などでの革新が拡大。

- 胚性幹細胞などを利用したクローン技術の急激な革新と、生命科学を利用した農漁業生産物の革命的な改良と生産性の増大。

- 生命科学発展にともなう環境エネルギーの食品衛生など広範囲な分野の革新の追求。
- 知識・技術・アイデアなど、人間資本の蓄積と創意性に基づいた競争力の優劣の発生。
- 知識基盤産業の付加価値増大と文化・芸術などの創造的価値の産業化の展開。

■海洋の重要性が注目されるのにもない、海洋科学技術の開発の必要性が増大

・米国は、32,360 億ウォン（'07）を海洋科学技術 R&D に投資しており、韓国の 10 倍以上の予算を投入。

*米国は、2010 年の政府海洋報告書を通じて、海洋に対する理解の増進を三大目標の 1 つに設定。

・EU の場合、世界の海洋経済に占める割合が海上運送 44.1%、海洋観光 42.7%、港湾 41.9%、再生可能エネルギー 94.5% と非常に高い。

- 欧州委員会（EC）の海洋政策チームが発表した「Blue Book for Maritime Policy」によると、新再生エネルギーの開発は 987% で最高の成長率を示すものと推計する一方で、石油や天然ガス開発、鉱物資源などは、他の産業に比べて非常に低いと予測。

- EU の現在の海洋産業競争力と将来の潜在成長力に基づけば、EU は今後、新再生エネルギー産業を重点的に育成すると判断される。

〈表 2-5〉EU の 2005 年～2009 年の海洋産業の成長率推定

| 区分 | 成長率 (%) |
|--------------|---------|
| 再生可能エネルギー | 987 |
| 海底通信 | 97 |
| クルーズ産業 | 24 |
| 海洋生命工学技術 | 24 |
| 港湾 | 18 |
| 養殖 | 17 |
| 海洋観光 | 14 |
| 教育および訓練 | 14 |
| 海潮流 | 13 |
| 外海の石油およびガス開発 | 12 |
| 鉱物資源の開発 | 11 |
| 海洋調査 | 11 |

資料：Irish Institute（EU, Blue Book for Maritime Policy、2007 年）

*日本は、海洋保護、海洋利用、海洋理解を三大基本方向とする 10 カ年海洋政策である長期的展望の、日本海洋開発基本構想および推進方策を策定中。

*中国は、国家の中長期科学技術発展計画（'06～'20）で、五大重点戦略と 8 大最先端先端技術領域の開発に、海洋技術を含めて推進。

■海洋科学技術を活用した新産業の出現

- ・海洋バイオ産業は、'16年までに特許技術競争力7位（'06年現在13位）、市場規模6兆ウォン（'06年現在2,800億ウォン）に成長するなど、主要産業として発展すると見込まれている。
- BT産業の規模は現在、2兆5千億ドルで、IT産業（3兆5千億ドル）よりも小さいが、自動車産業（1兆6千億ドル）よりも大きな産業であり、'20年頃にはIT産業を上回る見通し。

〈表2-6〉海洋バイオ 四大重点育成技術分野

| 区分 | 対象分野 |
|------------|--|
| 海洋生物基盤技術 | 海洋生命資源の確保および活用基盤技術、海洋生物の遺伝子活用技術、海洋生物体オーミックス活用技術、海洋生物体のメカニズム究明技術 |
| 海洋生物生産技術 | 海洋生物の新品種技術の開発、海洋生物の疾病制御およびモニタリング技術、海洋生物資源の大量生産技術、海洋生物バイオの安全性確保技術 |
| 海洋新素材の開発技術 | 海洋新医学素材開発技術、生体機能調節物質の開発技術、産業用新素材の開発技術 |
| 海洋生態環境保全技術 | 環境変化の監視・予測技術、海洋汚染除去技術、種の多様性の確保および生態系復元技術 |

資料：国土海洋部、海洋生命工学育成基本計画、2008年。

- 世界の海潮流生産4位国として、沿岸での海潮流生産技術を利用した海潮流エタノールおよびパルプ生産なども競争力をもつことになると思われる。
 - ・二酸化炭素の回収および海中貯蔵技術を通じた二酸化炭素削減技術の開発を推進。
 - CO₂の回収および貯蔵の統合システムを構築するため、CO₂精製および注入のための浮遊式プラント、CO₂貯蔵および注入のための海底プラント、海底CO₂輸送パイプラインの移送設備の構築が必要。
 - 韓国も2020年までに、小規模プラントの試験事業と100万トンのCO₂貯蔵施設建設を推進していく計画である。
 - ・全世界は、再生エネルギーの活用などグリーン産業の振興に取り組んでおり、特に海洋での再生エネルギーの開発に力点を置いている。
 - 世界の海上風力プロジェクトの99%が集中している欧州同様、今後は韓国の西・南海岸にも地域別に海上風力発電団地の造成による電力供給が見込まれている。
 - ・海底鉱物の開発と関連して、相対的に開発が容易な海底熱水鉱床の開発など、事業化に拍車をかけている。
 - 韓国が、太平洋のトンガ海域で確保した海底熱水鉱床の開発も早期事業化が見込まれる。
 - また、マンガン団塊事業は、採鉱、揚鉱などの技術開発に努めており、2020年頃には商業化生産が見込まれる。
- *2002年8月に国際海底機構（ISA）で、太平洋公海上に韓国の独占開発鉱区7万5,000 km²を確保。

・市場の形成段階にある海洋深層水事業は、2018年頃には約1兆9,000億ウォンの生産誘発効果と3万2,321人の雇用創出効果を生むと見込まれている。

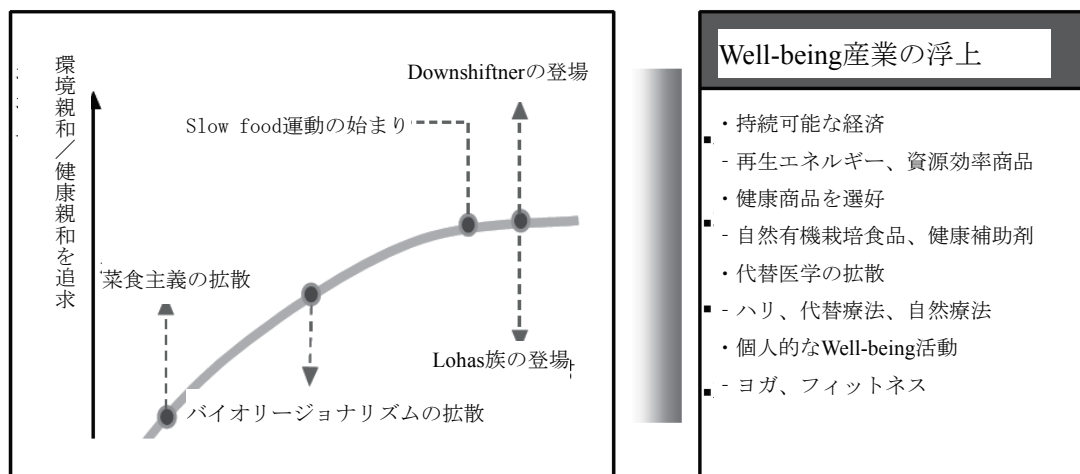
*リチウム、ウラニウム、水素など海洋を利用した各種希少資源を獲得するための技術の開発を推進。

3. 「生活の質」追求にともなう生活パターンの変化

■所得水準の向上および Well-being 文化の拡散

- ・所得水準の向上に従って、「生活の質」を追求する傾向が強くなると予想される。
- 生活の質の決定手段が、特に物質的な側面（健康、食事、苦痛の不在など）から、精神的な側面（ストレスや心配事がなく楽しいなど）に移動。
- 労働時間の減少（'04、週あたり45時間→'20、週あたり38時間）とともに休憩、瞑想、治療などに関連した図書、宗教、観光、スポーツに対する関心の高まり。
- ・生活の質を追求する「Well-being」の拡散が予想される。
- 1人あたりの国民所得1万ドルの達成とともに、「Well-being」が自然に登場。
- Well-being が高級消費概念と混用されて、より大衆化された消費コードとして定着し、「健康」と「実利」とが新しい消費コードとして成長することが予想される。
- ・社会的に健康中心の考え方、Slow Food を含めて、環境に優しい商品など Well-being 事業の範囲および規模が拡大。
- 先進国を中心に、菜食主義、バイオリージョナリズムの段階を越え、自然に回帰し、「生活と仕事」を一致させようとするマインドが拡散。

[2-4] 生活様式の変化の趨勢と Well-being 産業の浮上



자료 : 해양수산부/ADL 「미래국가해양전략(2006)」 2000

資料：海洋水産部／ADL 「未来国家海洋戦略（2006）」

■海洋を活用したレジャー観光の需要が増加

- ・世界の海洋観光市場の持続的な成長

-世界の海洋観光市場は、約 239 兆ウォン（1,680 億ユーロ、'04 基準）規模であり、2010 年には'05 年比で 18%成長することが見込まれている。

- 世界の海洋レジャーボート市場の供給規模は、2,300 万隻であり、年間約 100 万隻規模の新規需要が発生（約 470 億ドル）。

- 21 世紀の成長有望産業として注目されているクルーズ観光の需要は、'10 年に 1,800 万人、'15 年に 2,260 万人、'20 年には 2,700 万人に増加すると見込まれている。

- クルーズ産業が活性化している米国の場合、358 千人の雇用効果および 40 億ドルの生産効果を生んでいる（'08 年基準）。

・快適な沿岸海洋利用に対する需要が急増。

- 週 5 日勤務制の定着やアクセシビリティの改善による観光形態の変化によって、沿岸地域の観光需要は、'05～'08 年に年平均で約 5%成長。

- 沿岸地域の訪問者数の需要は、持続的な増加傾向を見せており、今後国内の観光活動人口の 50%を上回る見通し。

*2008 年に沿岸地域の観光地を訪問した割合 49%。

- 海水浴場の利用客 1 億 800 万人、沿岸島嶼地域の訪問者数 900 万人、釣り漁船を利用した釣り客 200 万人など海洋観光参加人口は増加傾向にある。

*観光客総計に対する海洋観光の需要：('00) 27%→('10) 41%

・高齢化社会にとともなう引退者のための保養地の開発。

- '18 年の高齢社会突入（高齢者人口の比率 14%）に続く、超高齢社会（高齢者人口の比率 20%、'24 年）突入に備え、余暇レジャー観光など新しい海洋政策の構想が必要。

- 米国のフロリダ沿岸などの例からわかるように、高齢引退者の移住にとともなう海岸保養地の人口増加が予想される。

・海洋レジャー観光産業の変化。

- 現在は海水浴場中心の国内海洋レジャー観光産業は、マリーナ開発とともにヨットなど各種高級レジャー船を利用した先進型海洋レジャーに転換することが予想される。

- 世界三大クルーズ船社の北東アジア寄港決定により、クルーズ産業の活性化が予想され、そのための港湾施設などの基盤施設と、関連観光商品の整備が必要。

- 国民所得の増大や人口の高齢化などの与件の変化により、既存の単純な観覧型からレジャー、文化、生態が調和した滞在型へと変化。

- 海洋観光は、海水浴や海辺の景観鑑賞、水産物の試食などの断片的な活動から抜け出した体験型、環境親和型の活動へと転換傾向にある。

4. 東アジアの経済成長にとともなう物流産業の変化

■国際物流市場の飛躍的な成長および多極化

・世界経済の回復とともに物流産業の高成長が見込まれる。

- 世界の物流市場規模は、'07 年の 8,000 億ドル（全世界 GDP の 13.9%）から、'12 年には 1 兆ドル（全世界 GDP の 15.3%）に達すると見込まれている。

・世界の物流市場は、米国、EU、北東アジア、BRICs などに多極化。

- 米国、EU、日本の核心三極体制から NAFTA や EU、北東アジアなどの巨大経済圏による広域三極体制に転換。

- 今後、東ヨーロッパ、BRICs、南米、ASEAN、中東などを含めた多極体制に発展することが見込まれている。

・道路、鉄道、空港、港湾などを連係したグローバルな複合運送ネットワークが定着。

- 道路中心から鉄道、海運、空港へと物流体系を拡大し、低コストで効率の高いネットワークを構築しようとする国際的な協力がひろがっている。

・国際物流産業は、サプライチェーン・マネジメント（SCM）の統合化過程を通じて、港湾を中心に集積現象が発生。

■北東アジア経済圏の急浮上により、主要港湾間の物流ハブ競争が熾烈になっている

・北東アジアが EU、NAFTA とともに世界三大交易圏の 1 つとして浮上し、北東アジアの物動量の先占のための周辺国家間の競争が加速化。

*北東アジアの物動量：世界市場比で 30.1%（'03）→33.0（'06）に増加傾向。

- 世界五大港湾（シンガポール、香港、上海、深川、釜山）はすべて東アジアに立地しており、地域の中心港湾となることを巡る競争が熾烈に展開されている。

・国内物流企業の物流市場占有率及び支配力は、微々たる水準。

- 韓国の 3PL 市場は、'07 年の 5.5 兆ウォンから、'11 年には 9.2 兆ウォン規模になることが予想され、特別運送市場では、既に四大メジャー企業（DHL、UPS、FedEX、TNT）の国内市場占有率が 80%を上回っていると予想される。

第 3 節 今後の海洋分野の課題

■韓国の主要分野別海洋力増進の可能性を検討

〈表 2-7〉 韓国の海洋力増進の可能性

| 水準 | 海洋分野 | 2006 年 | 2020 年 |
|-----|--------|--------|---------|
| 高位圏 | 造船 | 1 位 | 2 位圏 |
| | 海運 | 10 位 | 5～10 位 |
| | 港湾 | 9 位 | 5～10 位 |
| | 安全管理 | 6 位 | 3～4 位圏 |
| | 安保維持力 | 9 位 | 5 位圏 |
| 中位圏 | 海洋科学技術 | 15 位 | 10 位以内 |
| 低位圏 | 海洋環境 | 30 位 | 15 位圏 |
| | 海洋観光 | 22 位 | 15 位圏 |
| 総合 | | 12 位 | 5～10 位圏 |

資料：海洋水産部／ADL「未来国家海洋戦略（2006 年）」

- ・ 現在首位圏を形成している造船、港湾、安全管理分野の場合、積極的な研究開発および競争力の強化を通じ、最低限、現在の水準を維持する必要がある。
- ・ 15 位圏に分類された海洋科学技術については、重点的な投資による競争力の確保が必要。
- ・ 併せて、低位圏に分類された海洋環境に対する積極的な保全活動および海洋観光分野の開発努力を通じた積極的な改善が必要。
- ・ 本計画の効率的な遂行を通じて、全体の総合海洋力の水準を、'06 年の世界 12 位圏から'20 年頃には 5 位圏水準に飛躍可能であると判断される。

■海洋分野の気候変動についての総合的かつ積極的な対応策の策定

・ 気候変動が海洋分野に直接的かつ甚大な影響を与えている一方で、これについての総合的な対応努力は不足している。

*韓半島（朝鮮半島）は、ここ 40 年で海水温度が 0.9、海水面は最大 5.8 mm/年、上昇（済州）するなど、全世界の平均よりも気候変動の影響が大きい。

*水温の上昇にともない、朝鮮半島の海域に大型クラゲや大型エイ、ムラサキダコなどの熱帯性の魚類が出現するなど、漁場環境の変化が顕著である。

- 海洋変化についての調査・観測のためのインフラ構築とともに、気候変動に対して積極的に適応（adaptation）し、緩和（mitigation）していく戦略を立てる必要がある。

- 地球温暖化問題に対応するための国際的な取り組みに積極的に参加し、気候変動が海洋生態系に及ぼす影響を予測し、それに対応するための戦略を立てる。

- 併せて、海水面の上昇による被害の増加などに備え、新しい沿岸管理のアプローチ方法を考える必要がある。

■海洋環境分野の事前的・予防的管理方法の模索

・ 沿岸平均の海洋水質（COD 基準）は、II 等級（1.08、1.42 mg/L）を維持しているが、依然陸上に起因する汚染源の管理、水質改善中心の海洋環境の保全事業が高い割合を占める。

- 陸上の環境基礎施設の拡充整備のための投資は拡大されているが、窒素、リンの流入を遮断／低減するための効果的な対策はまだ不十分である。

- 特別管理海域、半閉鎖性内湾海域など汚染が憂慮される海域の環境改善効果は大きくはなく、産業団地の港湾周辺海域の重金属および有害化学物質の汚染が進行。

- ハーベイ・スピリット号事件でわかるように、予防的管理活動が不十分な場合、海洋環境分野に大きな影響を与える。

- 単純に汚染された海域の改善という事後的なアプローチ方式から脱皮し、事前に予防するレベルでの管理方法の設定が必要。

■海洋科学技術分野に対する持続的な投資

・ 伝統海洋産業の構造改善と新海洋産業の到来のためには、強力な海洋科学技術の後押しが必要。

- 世界は、新海洋産業の到来と既存の産業の改編に向けた研究開発投資に力をいれているが、韓

国の海洋科学技術の水準は、先進国の 70%水準である。

*技術投資の予算比率では、米国の 8%、日本の 3 分の 1 に過ぎない。

- 第 1 次海洋科学技術 (MT) 開発計画、第 1 次海洋生命工学育成基本計画 (2009~2018) などの積極的な履行を通じた、海洋科学技術の先進化および先端化が必要。

■新海洋秩序の構築による積極的な海洋領土確保のための努力の展開が必要。

・三方が海に囲まれている有利な条件にもかかわらず、全体的な海洋領土の面積をはじめとする海洋資産分野においては不利であることが現実。

・国連の海洋法体制の確立にともなう周辺国との境界画定問題などにおいて、体系的で積極的な対応策の策定が必要。

・既に確保された太平洋鉦区開発のための技術開発とともに、海洋資源大国との協議体の構成などを通じて、海洋資源開発のためのグローバルな海外開発前進基地確保に拍車。

■先進国と足並みをそろえ、国家海洋戦略を再整備し、海洋の経営能力を強化。

・米国、英国、日本などの主要先進国は、沿岸などの海洋領土の管理を強化し、新海洋産業の育成を通じた国富創出に力を注いでいる。

・主要国の国家海洋戦略は、その与件によって差はあるが、共通しているのは海洋科学技術を通じた資源開発、海洋産業育成および海洋環境の保全などを重点的に推進していること。

〈表 2-8〉主要国の国家海洋戦略

| 区分 | 主要内容 |
|-----|---|
| 米国 | An Ocean Blue Print ('04.12)、政府レベルの海洋対策班の報告書 (Recommendations of Interagency Ocean Policy Task Force) ('10) |
| カナダ | 海洋管理戦略の策定 ('01.7) |
| EU | An European Vision for the Ocean and Seas の策定 ('06) |
| 日本 | 21 世紀の日本の海洋政策 ('02)、海洋基本法の制定 ('07.4)、海洋基本計画 ('08.3) の策定 |
| 中国 | 国家海洋経済発展計画要綱 ('03)、海洋事業発展計画要綱 ('08) |

〈表 2-9〉今後の海洋水産発展の基本課題

| 区分 | 内容 |
|------------------------------------|--|
| 気候変動に備えた海洋でのグリーン成長などの対応策の策定を推進する必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト京都体制に対応し、海洋での二酸化炭素削減技術の開発などグリーン成長方策を策定。 ・環境に優しい海洋産業の育成。 ・海水面の上昇による沿岸災害の頻発などに対応できる新しい沿岸管理体制を導入。 |
| 新しい国際海洋秩序への対応が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際海洋法の体系に合わせ、EEZ および大陸棚の境界確定問題を解決し、全般的な海洋領土対策を策定。 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 極地、海外海洋資源の開発など新しい機会に対処できる能力を培養。 ・ IMO、WTO、FTA など多様な国際変化の趨勢に対応する戦略の策定が必要。 |
| 外部の変化に対応した競争力のある海洋産業体制の改編および新海洋産業の創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の海洋産業の対外競争力向上のための構造改編。 ・ 先端技術の導入、付加価値の向上などによる産業の高度化。 ・ 海洋バイオ産業、海洋エネルギー産業など新しい海洋産業の導入と育成。 |
| 海洋の効率的な管理および利用の必要性増大 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋環境の持続的な管理。 ・ 海洋生物種の保護、沿岸災害など新たな沿岸環境の変化に適応。 ・ 沿岸利用の効率性の向上。 |
| 海洋力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の Arthur D. Little 社は、'06 年の韓国の海洋力を世界 12 位と評価。 - 今後、海洋力の発展のためには海洋科学技術、海洋環境、海洋観光能力を高めていく必要がある。 海運（10 位）、港湾（9 位）などは高い評価を受けたが、海洋環境（30 位）、海洋観光（22 位）、海洋科学技術（15 位）などは低い順位。 |

第 3 章 第 2 次海洋水産発展基本契約の基本方向

第 1 節 2020 海洋韓国のビジョンおよび目標

第 2 節 推進戦略

要約

ビジョンと戦略

- ・ 2020 海洋韓国のビジョン：世界を主導する先進海洋強国の実現。
- 2020 年までに世界五大海洋強国に飛躍。
- 国家的な海洋に関する力量の強化を通じて、海洋秩序を主導する国となること。

三大目標

- 持続可能な海洋環境の保全および管理。
- 新海洋産業の育成と伝統的な海洋産業の高度化の推進。
- 新海洋秩序の能動的な受容を通じた海洋領域の拡大

2020 海洋韓国の未来像

- ・ 海洋産業において 123 兆ウォンの付加価値を創出することで、国内の総生産の 7.6%に寄与。
- ・ 全国の沿岸を、快適で安楽な国民の高品格の保養地として改善。
- ・ 海洋科学技術の水準を、先進国の 90%水準まで高める。

- ・国際クルーズ、マイ・ヨット時代にふさわしい海洋文化観光の基盤を構築。
- ・海運物流産業の画期的な先進化によって、世界の物流市場での主導的な地位を確立。
- ・200 海里の広域海洋体制に適合した、海洋領土の管理とグローバルな海洋開発の前進基地を開拓。

第1節 2020 海洋韓国のビジョンおよび目標

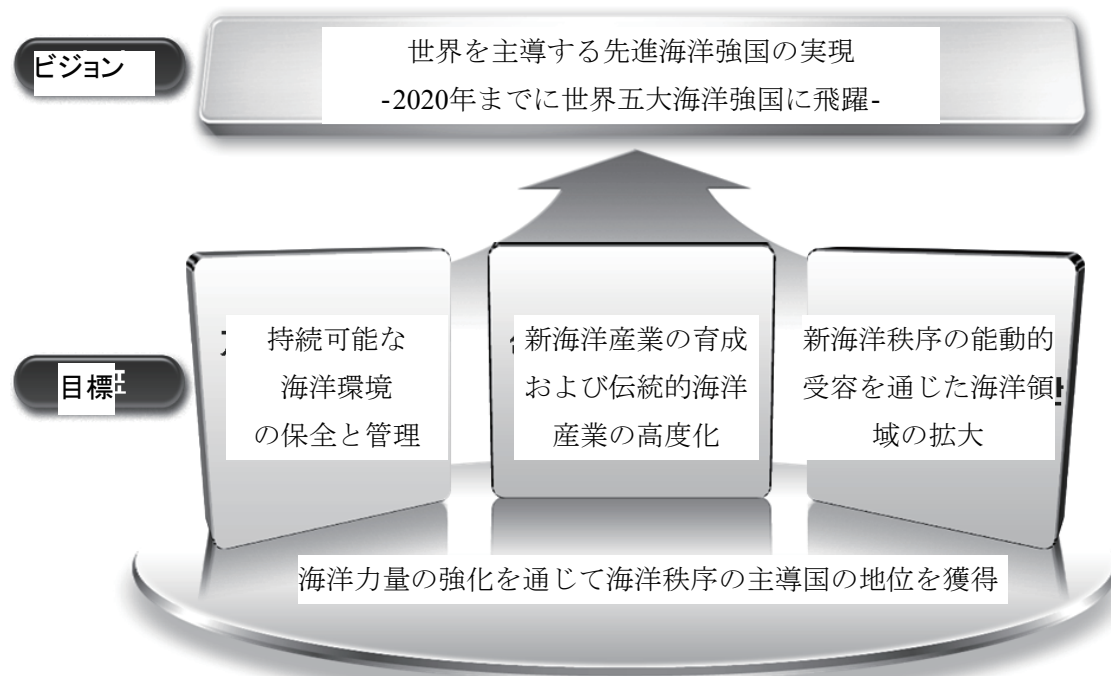
■2020 海洋韓国のビジョン

世界を主導する先進海洋強国の実現
- 2020 年までに世界五大海洋強国に飛躍 -

■三大基本目標

- ・持続可能な海洋環境の保全および管理。
- ・新海洋産業の育成および伝統的な海洋産業の高度化。
- ・新海洋秩序の能動的な受容を通じた海洋領域（*）の拡大。

（*）海洋領域は、海外海洋資源の確保、海洋利用空間の拡大（海上、海中、海底）、海洋領土の拡大、海洋科学技術の増大を通じた未利用海洋資源の活用などを包括。



■期待効果

'07 年基準で、海洋産業の総付加価値額は 54 兆 3,750 億ウォンであり、国内総生産の 5.6%を占める。

〈表 3-1〉 2007 年の海洋産業の付加価値

(単位：十億ウォン)

| 区分 | 直接付加価値 | 間接付加価値 | 合計 |
|--------------------|---------|--------|--------|
| 海運産業 | 6,360 | 5,399 | 11,759 |
| 港湾産業 | 2,813 | 1,461 | 4,274 |
| 造船業 | 16,480 | 18,484 | 34,964 |
| 海洋観光 | 273 | 142 | 416 |
| 海洋鉱業および社会サービス | 2,172 | 768 | 2,940 |
| 新開発分野 | 18 | 4 | 22 |
| 海洋産業 (A) | 28,116 | 26,258 | 54,375 |
| 国内総生産 (B) | 975,013 | | |
| 海洋産業の対 GDP 比 (A/B) | 2.9% | 2.7% | 5.6% |

第 2 次海洋水産発展基本計画の内容を忠実に遂行する場合、海洋産業の付加価値は 123 兆 8,690 億ウォンに増加し、国内総生産の 7.6%を達成すると予想。

〈表 3-2〉 2020 年の海洋産業の付加価値および就業者の展望値

(単位：十億ウォン)

| 区分 | 2007 年 | 2020 年 | | | |
|------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|--------------|
| | | S1 状況 | | S2 状況 | |
| | | | 増加分 | | 増加分 |
| 海洋産業 (A) | 54,375 | 103,947 | 49,572 | 123,869 | 69,494 |
| 国内総生産 (B) | 975,013 | 1,623,468 | - | 1,623,468 | - |
| 海洋産業の 対 GDP 比 (A/B) | 5.6% | 6.4% | 0.8 ポイント | 7.6% | 2.0 ポイン ト |
| 海洋産業の就業者 数 (人) | 1,542,684 | 2,934,245 | - | 3,539,353 | - |

*S1：現在の趨勢が持続、S2：海洋水産発展基本計画を履行

第 2 節 推進戦略

■ 五大推進戦略の策定および施行

●**五大推進戦略**

- 健康で安全な海洋利用・管理の実現
- 新成長エンジン創出のための海洋科学技術の開発
- 未来型・高品格の海洋文化観光の育成
- 東アジア経済浮上にもなう海運港湾産業の先進化
- 海洋管轄権の強化およびグローバルな海洋領土の確保



<推進計画>

- ・海洋水産発展 26 の重点課題
- ・海洋水産発展 222 の実践課題



<実現基盤>

- ・統合海洋行政システムの強化
- ・顧客満足および知識経営体制の拡散
- ・海洋水産における専門人材の養成
- ・投資財源の確保および支援体制の改善

第4章 2020 海洋韓国の推進計画

第1節 健康で安全な海洋利用・管理の実現

第2節 新成長エンジン創出のための海洋科学技術の開発

第3節 未来型・高品格の海洋文化観光の育成

第4節 東アジア経済浮上にもなう海運港湾産業の先進化

第5節 海洋管轄権の強化およびグローバルな海洋領土の確保

第1節 健康で安全な海洋利用・管理の実現

1. 対内外の与件および問題点

1) 対内外の与件

■海洋環境の保全のための国際社会の協力および規制の強化

・全世界的に、海洋の持続可能な利用が話題となっている中、国際社会は環境、生態系、資源保護および気候変動への対応などについての国家間の協力方策および履行計画を策定している。

*ミレニアム開発目標（MDGs）、持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）、ミレニアム生態系評価（MEA）など。

- ・海洋環境および海洋生態系保全のための国際協約の増加および基盤の強化。

- 廃棄物の海洋投棄、船舶のバラスト水および沈殿物の管理、船舶が排出する大気汚染物質の管理、船舶の解体および再活用、生物の多様性および湿地保全などに関する国際協約が締結、または推進中にある。

■グローバルな環境変化が沿岸地域の持続可能性に及ぼす影響の増大

・予測不可能なグローバルな環境変化により、沿岸地域の社会経済活動の維持が国際社会で高い関心を集めている。

- 国際社会は、海水面の上昇だけでなく、予測と対応が困難な台風や集中豪雨、津波、氾濫、海底地震、大陸棚の斜面崩壊、海底火山の爆発のような自然災害に対する関心が高い。

- 沿岸と海洋の持続可能性は、「環境的な持続可能性」から「社会経済的な持続可能性」へと拡大するなど、複雑な様相で進行している。

■総合海洋行政体制から、統合国土管理体制へと転換

・'90年代中盤以降、総合海洋行政体制を通じて、沿岸海洋の持続可能な発展と関連した多様な実績と経験が蓄積されてきた。

- 沿岸の空間管理の施行、海洋水質環境の改善、海洋保護区域（MPA）をはじめとする生態系の保全、水産資源の持続可能な利用基盤の確保などの分野で成果を創出。

- 国土海洋部の設置によって、空間の統合管理の与件は改善の可能性があるが、海洋政策、港湾物流の機能と水産資源の利用・開発機能との間の統合調整の与件が悪化する可能性がある。

■環境生態的、社会経済的な持続可能性を増進させていくための政策需要の増加

・2000年代以降、環境管理、空間管理分野における法制度の整備によって、実質的な成果が徐々に可視化することが見込まれている。

- 沿岸地域の統合管理、開発・保全の葛藤の調整、有害化学物質の管理、海洋保護区域の管理などの実効性を高めることが必要とされる。

・沿岸災害への対応、生物種の多様性の保全、海域用途の指定制、ならびに自然海岸の管理目標制の導入、沿岸汚染総量の管理制の拡大、無人島嶼の総合的な管理など、政策懸案への対応が必要である。

- 国内の政策懸案と直接・間接的に関連のある国際協約の制定・改定、国際機構の活動への参加、地域海プログラムへの参加など、国際協力分野の需要が増加している。

■海事安全・環境および海上保安に関する規制を強化

・国際海事機関（IMO）は、海事の安全と海洋環境の保護のための規制を持続的に強化・拡大していく傾向にある。

・欧州連合（EU）などの海運先進国は、IMOの国際基準を、技術障壁の構築手段として活用、自国の産業保護と新技術市場をつくり出している。

*油槽船の二重船体は米国・英国が、温室ガス排出規制は欧州が、新しい概念の国際船舶構造基準（GBS）はギリシャが発議して主導している。

*米国と欧州が、船舶の場所の特徴による消防設備の性能基準と、船舶の復原性の基準の開発を主導している。

- ・水中生物の海域間移動にともなう生態系の攪乱防止のための船舶バラスト水処理装置の開発およびIMO形式の承認を通じた船舶内の設置が義務化される。

- ・船舶で使用する有害物質による船員および作業者の健康の保護および環境汚染の予防のために、船舶再活用協約を採択。

- ・国際海上危険物規則の違反事例および危険物関連（IMDG code）の大型事故が持続的に発生し、危険貨物の安全な海上運送のための国際規制が強化されている。

- ・'65年の制定以降、勧告事項として施行中の現行の固体ばら積み貨物に関する安全実施規則（BC Code）が、国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBC Code）として発効される予定である。

- ・国際航海船舶の運航基準の強化によって、安全基準を遵守していない船舶に対する運航統制を強化している。

- ・中央アメリカPSC委員会の発足を推進するなど、港湾国統制の地域化が深化している。

〈表 4-1〉地域別にみた国籍船の外国港出港停止率

| 区分 | | '04年 | '05年 | '06年 | '07年 | '08年 |
|----------|----------|------|------|-------|-------|-------|
| アジア太平洋地域 | 点検船舶（隻） | 852 | 953 | 1,005 | 1,063 | 1,108 |
| | 出港停止（隻） | 2 | 5 | 17 | 17 | 22 |
| | 出港停止率（%） | 0.23 | 0.52 | 1.69 | 1.60 | 1.99 |
| 欧州地域 | 点検船舶（隻） | 40 | 68 | 50 | 71 | 91 |
| | 出港停止（隻） | 1 | 2 | 3 | 6 | 5 |
| | 出港停止率（%） | 2.50 | 2.94 | 6.00 | 8.45 | 5.49 |
| 米国 | 点検船舶（隻） | 47 | 67 | 92 | 77 | 90 |
| | 出港停止（隻） | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| | 出港停止率（%） | 0.00 | 0.00 | 1.09 | 0.00 | 3.33 |

資料：国土海洋部

■国際海域の海賊に対する効率的な事前対応および予防活動の国際協力の強化

- ・海賊の知能化・凶暴化および出没海域の拡散により、対応への需要が持続的に増大している。

- ・アデン湾を運航する国籍船舶に対するリアルタイムの運航動静の把握および現地海軍艦艇などとの非常連絡システムを常時維持している。

- ・東南アジアなど、海賊出没海域の拡散に備え、アジア海賊退治協定など地域協力体との情報共有システムを強化している。

■船員の福祉や船員の資格、訓練基準のための国際基準を強化

- ・国際労働機関（ILO）は、船員の勤労と生活条件などを改善するため、個別協約を統合した2006海事労働協約を採択し、ポート・ステート・コントロール（PSC）と連携し推進している。

・船員の訓練および資格証明ならびに当直教育に関する協約（STCW）で、船員の資格および訓練の基準が強化された。

2) 問題点

■全般的な海洋水質の改善にもかかわらず、環境の改善効果は大きくない

・持続可能な海洋利用の基盤となり得る海洋水質は、2000年以降、持続的に改善され、COD基準II等級（2 mg/L以下）水準を維持している。

・制度の改善や環境管理の投資拡大によって、馬山湾など一部の汚染憂慮海域などで水質環境の管理の外的な実績が表れているが、実質的な改善効果は大きくない。

- III等級の水質定点は減少し、II等級の水質定点は増加して、全般的な水質の状態は改善されたが、I等級の水質定点は減少。

〈表 4-2〉 韓国の沿岸海域を調査した定点別水質現況の変化の推移

| 区分 | | 等級 | 等級 | 等級 | 計 |
|------|--------|------|------|------|-----|
| 1999 | 定点数 | 161 | 70 | 49 | 280 |
| | 比率 (%) | 57.5 | 25 | 17.5 | 100 |
| 2007 | 定点数 | 150 | 156 | 42 | 348 |
| | 比率 (%) | 43.1 | 44.8 | 12.1 | 100 |

比率 (%) 資料：国立水産科学院、該当年度、海洋環境調査年報

■新規沿岸開発による汚染源の増加および汚染物質管理の基盤の不備

- ・各種の新規沿岸開発事業の推進にともなう汚染物質の増加および沿岸生態系の破壊。
- ・理科学的な水質環境の管理で成果があるが、重金属・有害化学物質、陸上に起因する特性物質（抗生物質、洗剤など）に対する科学的な管理基準、法的な制御装置の整備が必要とされる。

■保護区域に対する投資および管理が不十分であり、自然海岸および生息地の破壊が続いている

・国土面積の10%である9,982（562カ所）が、沿岸・海洋保護区域に指定され、ほとんどの地域で管理計画が策定されたが、投資および管理能力が不十分である。

・海岸線全体（12,733）に占める自然海岸の比率は高い水準（78%、9,910）にあるが、ほとんどが島嶼であり、人工海岸の90%は陸地部に分布。

- 沿岸埋め立て事業の進行などの利用の需要が高い公有水面の占使用の増加により、沿岸生息地と自然海岸の破壊が持続することが見込まれる。

*1980年以降2009年までの公有水面の埋め立て面積は、162.1にのぼる（国土海洋部、2009）。

■気候変動にともなった沿岸保護および対応システムが不十分

・地球温暖化および気候変動にともなう海水面の上昇、沿岸災害などの影響が大きくなっているが、これに対する対策が部処（省庁に相当）別に散発的に推進されている。

- ・沿岸災害の脆弱性に関するデータベースの構築が初期段階にとどまっており、気候変動への対応策が防波堤や波除堤などハードウェア的な防災体制の構築に集中している。
- 正確な災害予測と警報、迅速で安全な避難、効率的な復旧を1つの政策とする総合的な対応システムが不十分である。

■地方自治体の脆弱な沿岸管理能力

- ・埋め立て、干拓、資源の採取など、短期成長中心の政策を推進することによる開発の悪影響を補完する政策の不備。
- ・財源を中央政府に依存しているなど、持続可能な責任管理の与件が不十分である。
- 沿岸地域の防災、環境改善事業について中央政府の補助がない場合、事業の立案および推進に消極的で、主体的な財源の開発および人的能力開発のための投資が不十分である。

■国際的な海洋交通の環境の変化への積極的な対応が必要

- ・既存の海上交通および安全システムでは、利用者の要求および迅速な対応に限界があり、追加的な対策の策定が必要とされる。
- 技術および電子航法システムのグローバル化・高度化とIT (e-Navigation) により、多様な機能と親和性を備えた知能型先端航法システムなどの需要増大への対処が必要とされる。
- ・最近急増している船舶の海賊および対テロの脅威や自然災害に対して、船舶、海上構造物、海洋従事者などの海上安全と保安を確保する必要がある。
- ・出入港船舶の増加、超大型危険物運搬船の出現などで、大型事故の危険が増大するにともない、事故予防のための危険度をもとにした安全体制の構築が必要とされる。

■IMO カテゴリーの理事国にふさわしいIMO 対応基盤が不十分

- ・IOM 対応の重要性についての認識、関連組織および専門人材などの基本インフラと予算が不足している。
- ・低い拠出金およびIMO への議題の提出が不十分であり、恒常的な人的交流の不足によりIMO 内の発言権の確保が難しくなっている。

■総合法令の不在により、海事政策の持続性・実効性の確保が困難

総合的でマクロ的な先進海事安全管理システムを確保する必要性により、「海事安全の総合法令体系の構築」が必要。

- ・船舶の大型化、高速化が持続している反面、狭い船舶通航路によって発生する新たな安全の死角地帯の解消に焦点をあてた海事安全政策の施行が必要。

2. 将来における与件の変化と展望

(1) 海洋環境と関連し、国際社会が共同で対応に努めていく

- グリーン・エコノミー構想実現のための投資の集中、および沿岸海洋の環境産業の成長の展望
- ・国際社会は、全世界的なエネルギー危機と経済危機、気候変動の不確実性を克服するため、「低

炭素を基盤とする雇用創出と経済成長、生態学的な知見に基づく（ecosystem-based）社会経済活動の実現」というグリーン・エコノミーに投資を集中させている。

・国際機構が共同で発刊したグリーン・ジョブについての報告書（green jobs）によると、環境産業の規模は'20年には現在の2倍以上に成長すると見込んでいる（UNEP、2008）。

■環境と経済を連係した国際社会のレジームの強化および国際協力の比重が増大する見込み

・国際協力の強化によって、海洋環境と海洋経済の間の有機的な相関性が高まる見込み。
- 海洋環境と資源保護のために拘束力のある規定、協約が推進されることが予想されるにともない、沿岸国または海洋利用国家の義務負担を強化。

- 環境技術の発達した先進国は、現在の気候変動と経済危機を新たな発展の機会と捉え、規制を、グリーン市場創出のカギとして活用。

・気候変動というグローバルな環境の変化に対応していくため、国際社会との協力とネットワークが強化される見込みである。

- 国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）を中心に、京都体制以降についての論議が進められており、米国など先進国による第3世界の気候変動対応プログラム支援、国連傘下の国際機関を中心に海洋の持続可能な利用に対する協力の強化が予想される。

(2) グリーン・エコノミーの基盤を強化

■非都市沿岸地域の人口増加率は減少傾向にあるが、沿岸地域の産業潜在力は高くなっている。

・首都圏の規制緩和政策の推進、首都圏中心の交通システムの完成により、非都市沿岸地域の人口増加率の低下は更に加速化する見込みである（統計庁、2007年）。

*非都市沿岸地域の人口密度（397人/km²）は、全国平均（474人/km²）よりもはるかに低い水準。

・沿岸に立地している国家産業団地は、面積を基準として全体の78.6%であり、産業団地の分譲率は94.9%で、全国平均（81.5%）を上回る（国道海洋部、2008年）。

- 海洋産業の発展とともに、内陸に比べ沿岸地域の産業活動の潜在力が増加すると予想される。

■グリーン・エコノミー推進にともない海洋環境産業の急激な拡大が予想される

・沿岸の生態学的な再開発、海洋生態系中心の資源管理および開発体制などの高級技術および雇用が新成長の原動力となることが見込まれる。

・グリーン成長政策の推進にともない、国内の海洋環境産業の経済規模は、'09年の4,400億ウォンから、'20年には6兆1,700億ウォンに増加する見通しである。

(3) 生態系の保全要求と開発圧力との間の葛藤が激化

■化学的酸素要求量（COD）基準での全国平均の沿岸水質が改善

・COD基準で、全国の沿岸水質は、2001年以降の改善傾向が維持され、汚染甚大海域の集中的な管理で半閉鎖性内湾海域の汚染状態が改善されると見込まれる。

- 特別管理海域に指定された馬山湾の水質も、2001年以降改善されており、2007年の平均水質は2.45 mg/Lで、2000年に比べ良好な状態である。

- ・新規の大規模開発地域周辺の海洋水質環境の管理、海域環境および生態系、沿岸利用に影響を与える窒素、リン、重金属、有害化学物質の管理の需要が拡大する見込みである。

■生態系の破壊圧力にもかかわらず、保護区域政策の体系化がなされる見通し

- ・沿岸の干潟埋め立て需要は、沿岸依存型産業の開発（造船、観光）、新再生エネルギーの開発政策の推進、各種規制緩和にともなう自然海岸および生息地の破壊範囲が拡大することが予想される。

- ・過去 10 年間の法律制定、政策開発成果に基づき、保護が必要な生物種の保護および個別の保護区域の管理水準は先進化されると予想される。

■沿岸海域の空間利用の秩序が定着したにもかかわらず、陸地部と統合的な空間管理は一部地域に限られている

- ・沿岸管理法の全面改定により、沿岸用途海域制、自然海岸管理目標制が導入・施行され、体系的な空間管理の土台を形成している。

- ・河口域の管理および沿岸陸地部と海面部の統合的な空間管理は、開発法で可能な事業または特定地域に限られるという限界を露呈している。

■気候変動に対応する、沿岸地域の社会経済活動の保護システムの開発が活性化すると予想される

- ・国家の重要間接基盤施設と産業施設を、グローバルな環境の変化から保護する政策の重要性が強調されている。

- ・津波・台風など異常気象の頻発によって沿岸地域の地方自治体の各種施設の安全度に対する関心が急増している。

(4) 沿岸地域の管理のための新しいガバナンス体制の構築

■持続可能発展に対する社会的な認識の高まりによる共有資源の管理体制の質的な転換

- ・沿岸地域の住民・地方自治体など沿岸の海洋と直接関連のある利害当事者の意識が高まり、一部地域では市民モニタリング、逆干拓の推進などの成果が表れている。

- ・統合国土管理体制の効果の最大化のため、部処間の政策協調が強調されることが予想される。

- ・沿岸地域で発生する様々な形の葛藤を合理的、効果的に調整・管理するための行政需要も大きく増加することが予想される。

■沿岸海洋政策の策定・施行のための情報システムおよび知識基盤の強化が予想される

- ・2000 年以降、合理的な政策の策定・施行体制のための沿岸・海洋調査および情報化事業が推進されてきたことで、これにともなう成果が 2010 年以降に具体化していく見通しである。

- 沿岸の実態調査、海洋生態系の調査、海辺の実態調査、無人島嶼の実態調査、干潟調査、海洋環境調査などが体系的に施行されている。

- ・法律の諸改正および各種政策の策定時に、科学的で客観的な調査資料の活用に対する要求が高

まり、政策の実質的な妥当性と手続きの合理性が強化される見通しである。

(5) 海上の安全強化のための国際協力の強化および基盤となる海事技術（IT）の高度化

■国際的な海事安全・環境汚染の規制の強化および規制範囲の拡大

- ・海洋事故と環境汚染に対する世論の高まり、船舶の大型化、技術発展の加速化、人的要素の重要性の増大にともない、ポート・ステート・コントロール（PSC）が継続・強化されている。
- ・海賊行為およびテロなどに備え、船舶長距離識別追跡（LRIT）が義務化されるなど、船舶保安制度が強化される。

■新たな国際協約の締結と各国の国際海事機関の対応能力を強化

- ・過去に規制としてのみ認識されてきた「安全分野」が、安全基盤の新産業を創出する成長の原動力に変化するにともない、伝統的な海運先進国では、国益の観点から多くの議題文書を提出し、これを国際的に受け入れさせる活動を強化している。
- ・9.11 テロ以降、米国主導で国際船舶および港湾施設の保安システム（ISPS）が導入され、IMO 主管で加盟国の監査制度（MAS）が'15年から強制的に適用される予定である。

*ISPS：International Code for Security of Ships and of Port Facilities

*MAS：Member-State Audit Scheme

- また、新造船の設計と建造のために、新しい概念の船舶建造基準（GBS）、海洋環境を保全するための船舶バラスト水規制、船舶による大気汚染規制、電子航法システム（e-Navigation）戦略計画の開発などが主要議題として登場している。

■先端 IT に基づいた海事安全技術の高度化が予想される

- ・IMO を中心に論議されている e-Navigation システムの推進は、海上交通システムの発展をもたらし、今後の海事安全の向上に寄与することが見込まれる。
- 先端 IT および空間技術（ST、Space Technology）を利用した海事安全技術の高度化によって、3D 管制システムや 3D 航海シミュレーターなど、造船・海運技術が結合された形で発展・進化し、海事産業を主導する見通しである。
- 先端技術に基づいた航海通信および海上交通の環境管理の強化と IT 関連技術の発達によって、市場の先占のための国家間競争が激化すると予想される。
- ・今後、全世界の造船および造船機資材市場に大きな影響を与えると予想される e-Navigation などの IT 融合技術の確保が、船舶建造の国産化の比率および受注競争力に直結すると見込まれている。

■国際社会のブロック化にともなう地域協力の強化

- ・各国は地域別ブロック化を通じて、自国利益の最大化を推し進めるために、加盟国間の協力体制を強化している。
- 韓国の海運・造船産業の競争力を確保するために、海事分野の開発協力の拡大を通じて、国際海事の舞台での支持勢力の確保が必要である。

3. 計画の目標および推進方向

1) 政策目標

政策目標

海洋水質および海底堆積物の環境改善を推進。
環境に優しい人間 - 生態システムの確立。
統合と調整の沿岸海洋ガバナンスの強化。
安全な海の実現を通じた先進海洋安全網の構築

2) 推進方向

■海洋水質および海底堆積物の環境改善を推進

・ COD 基準の目標水質等級に達しなかった海域を、地域 I 等級海域の場合には 20%以内、II 等級海域の場合には 10%以内に維持する。

*海域水質の年平均は、2.0 mg/L 以下に維持。

**沿岸地域の下水处理率を 90%に向上（'95 年 23%→'98 年 39%→'07 年 79.4%）させた。

・ 海洋生態環境の健康性と将来の利用を考慮した科学的な基準の導入、ならびに問題解決中心の政策決定支援システムの導入。

・ 海洋環境と生態系に影響を及ぼす汚染源の統合的な管理を実現させる。

- 沿岸汚染の総量管理制および流域別の責任管理制の強化、管理の優先順位が反映された陸上に起因する汚染源の管理など、政府合同対策の策定を推進する。

- 海洋を起因とする汚染者負担の原則を強化するなど沿岸海域利用の公共性を確立させる。

■環境に優しい人間 - 生態システムを確立

・ 2020 年までに、沿岸・海洋保護区域の面積を国土面積の 13%まで指定し、管理する。

*'09 年国土面積の 10%→'20 年 13%

・ 自然海岸および生息地の純損失防止制度を導入する。

- 積極的な復元政策を推進し、大規模な埋め立て干拓事業の新規推進を中断する。

・ 外来侵入種・有害生物種による海洋生態系の攪乱面積ならびに頻度を減少させる。

・ 沿岸海洋保護区域の統合的な管理体制の構築および保護区域の持続的な拡大。

- 空間（陸域 - 海域）、主体（民 - 官 - 研）、計画（策定 - 施行 - 評価）分野の統合性の強化、保護区域の持続的な拡大および指定後の体系的な管理の実現。

*長期的に、三大沿岸海洋生態軸を、朝鮮半島の沿岸海洋保護区域のネットワークに拡大。「沿岸海洋生態軸」は、朝鮮半島の三大核心軸（白頭大幹＋非武装地帯＋島嶼沿岸）の 1 つであり、海洋生態系の保全ならびに管理に関する法律第 9 条に基づく法定事業。

・ 河口域の付加価値および未来の利用可能性を最大化させるための管理体制を革新。

- 河口域の調査・研究の強化および健康性の回復事業の開発・施行、四大河川整備事業などの影響評価ならびに低減対策の施行、河口域の機能復元事業の推進。

・海洋生物資源の体系的管理のための法制度の整備およびインフラの構築。

- 海洋生物資源の確保、情報共有ネットワークの強化、海外拠点の確保、専門研究および管理機関の育成の推進。

■統合と調整の沿岸海洋ガバナンスの強化

・沿岸の統合管理強化のための新沿岸管理システムを早期定着させる。

- 沿岸用途海域制ならびに自然海岸管理目標制の施行、生態系に基づいた海洋空間の管理、島嶼の持続可能な発展に集中投資。

- 沿岸整備事業の生態親和性の強化、公有水面管理の公共性の強化、沿岸景観（Coastal scape）の連続性および共有財の概念に基づく生態学的な再開発の導入。

・部処内、部処間の政策協力の強化、および意見調整のメカニズムの構築。

- モデル事業／地域または重点政策の選定後、集中管理を通じて政策協力の事例を創出。

- 履行当事者間の対立を沿岸発展の原動力に転換する意見調整のメカニズムを構築。

・災害脆弱性、予測不可能性および復元能力（resilience）を考慮した沿岸空間の管理体制を確立。

- 沿岸施設の立地、SOC 建設など、沿岸の利用開発について自然災害の影響や脆弱性を評価し、空間管理の意思を決定。

- 回避できない災害発生時の経済システムおよび社会秩序の復元のための技術の開発、復旧財源および人的資源の確保。

・沿岸海洋の国際協約および国際社会の変化に対する積極的な対応。

- 各種の事故発生に備えた協力体制の構築ならびに災害予防のための近隣国家との協力策、共同研究システムの確立。

*今後、気候変動は、沿岸海洋分野における国際協力で最も核心的な懸案となる見通しである。

■安全な海の実現を通じた先進海洋安全網の構築。

・科学技術に基づいた先進海洋安全管理体制の構築。

- 海上交通安全の危害要素の除去および海上交通環境の先進化による海洋事故の最小化。

- 体系的な海事安全政策策定のための国家海事安全基本計画の策定および施行。

・IMO 規範を消極的に受け入れてきた受動的な姿勢から脱皮し、国益創出のカギとして積極的に活用。

- IMO に対する積極的な活動を通じて韓国の技術力を積極的に広報。

・炭素削減型の船舶（Green Ship）の導入、海洋環境保護の基準の強化など、グリーン規範体系への転換を先導。

4. 推進計画

1) 海洋汚染源の統合的な管理体制の定着

(1) 海洋汚染源の生態的・社会経済的影響の体系的評価

■海洋環境保全のための基準の設定と管理の強化

- ・海域別に海洋環境の受容力を評価し、管理目標を設定することで、合理的な海洋資源と海洋空間の利用・開発を誘導する。
- ・海洋の水質だけでなく、底質や生物も含めた海洋環境基準を設定する。
- ・公有水面を埋め立てる際の代替生態系の造成を法制化する。

■海洋環境影響評価制度の効率的な運営

- ・海域利用の協議および海域利用の影響評価の効率的な遂行のためのスコーピング（scoping）制度を導入する。
- ・海洋資源の開発と海域を利用する行為に対する海洋の影響を低減させる手段である海洋利用協議制度ならびに海域利用の影響評価の有機的な連係性を確保。

■海洋環境の統合モニタリングの推進ならびに海洋環境情報の体系的な管理

- ・海域の特性、汚染源および管理優先対象物質などを考慮した統合モニタリング体系を構築し、海洋環境管理政策の実効性を高める。
- ・体系的な海洋環境モニタリングおよび調査資料の品質向上のための精度管理を拡大施行。
- ・海洋環境情報統合システム（MEIS）を通じて、標準化された調査結果を収集し、対国民サービスを強化する。

■海洋ゴミの管理基盤を構築

- ・海洋ゴミの分布・実態の調査、海洋ゴミの統合情報システムの構築、海洋ゴミ対応センターの設置などを通じて海洋ゴミに対する科学的な管理システムを構築する。

(2) 沿岸・海洋の特性を考慮した海域別・汚染源別管理システムの強化

■環境管理海域の管理を強化

- ・海洋環境の管理法の改正に従い、現在海域別に策定されている環境管理海域の基本計画を全国単位の基本計画に変更・策定。
 - 海域別管理計画の策定、環境管理海域の拡大が必要な地域の検討、ならびに必要に応じた追加指定。
- ・特定の汚染物質に対する海域管理を強化するための環境管理海域の新規指定の拡大（迎日湾、錦江河口、セマングムなど）。
- ・環境管理海域の管理基本計画の管理目標の達成ならびに履行事項の点検・評価。
- ・海域別の管理委員会または民官産学協議会の構成・運営。
- ・始華湖海域に対する水質（内側・外側）の統合管理：潮力発電所の開所後、持続的な海洋環境の影響調査を実施して海洋環境の影響の低減方策を策定。

■沿岸汚染総量管理制の本格的な施行および定着

・汚染憂慮海域の管理システムである馬山湾の沿岸汚染総量管理制度の第1段階（'07～'11）事業の効率的な施行、および第2次沿岸汚染総量管理基本計画の策定。

・沿岸汚染総量管理制の対象項目の拡大

| | '05年 | 12年 | '17年 |
|---------------|------|------------------------------|---------------------------------|
| 対象項目および海域（案）： | COD | COD, 栄養塩類 (総リン、総窒素 など) | COD, 栄養塩類（総窒素、総リンなど）、重金属、有害化学物質 |

- ・特別管理海域の汚染総量管理制の導入拡大：始華湖、光陽湾、蔚山沿岸、釜山沿岸
- ・沿岸汚染総量管理制の効率的な検討・策定を支援するための専門機関を設置する。
 - 海洋港湾庁および関係機関の総量管理業務機能（水質モニタリング、指導点検、履行評価など）を強化する。
- ・沿岸汚染総量管理施行計画の策定、汚染総量管理の履行評価などを代行できる専門コンサルティング業の導入ならびに育成に関連する技術基盤を拡充する。

■海洋ゴミの海洋流入の事前予防システムおよび汚染原因者の負担原則の強化

- ・海洋ゴミを管理する国家基本計画（'09～'13）に従い、海洋ゴミの効率的な管理を推進する。
 - 海洋流入ゴミの責任管理制度を、現行の四大河川中心から主要河口に拡大・適用する。
 - 河川を通して流入するゴミを抑制し、流入したゴミの回収・処理のために自治体の責任を強化する。
- ・水中沈積および海辺のゴミの回収・処理を通じて、海洋環境改善および航行の安全の危害要素を除去する。

■投棄海域の管理を強化

- ・陸上廃棄物の海洋排出量低減のための許可限度量の設定および投棄の許可基準の強化。
- *最近10年間の海洋への廃棄物排出量が増加：564万（'97）→745万（'07）
- ・投棄海域の水質、底質、水産生物などに関する精密モニタリングを推進し、指導・取締りを強化する。
 - ・陸上廃棄物の海洋排出総合管理システムを構築する。

(3) 海洋環境に影響を及ぼす、陸上に起因する汚染源の管理基盤を構築

■海洋環境管理総合計画（'11～'15）の策定・推進

- ・海洋環境管理総合計画の策定により、陸上に起因する汚染源の管理のための基本方向を提示。
- ・海洋環境の特性、点・非点汚染源の調査結果（海水流動、海洋水質、汚染排出特性、社会経済的な現況など）に基づく類型別の管理対策の策定ならびにモデル地域の運営。

4つの管理類型（案）（事例地域）：点・非点汚染の複合型（釜山沿岸）、非点汚染型（咸平沿岸）、工業団地型（蔚山沿岸）、原因未詳型（汝自湾）。

■沿岸の非点汚染源の管理システムを構築

- ・モデル沿岸流域に対する非点汚染源の管理方策の開発・適用。
- ・沿岸海域の非点汚染源の管理方策を策定：非点汚染源物質の発生予防および沿岸流入低減方策を推進。

沿岸の主要非点汚染源：農業流出水、都市の流出水、山林流出水、マリーナおよびレジャー用船舶、河川水路変更および海岸浸食など。

■沿岸地域の下・廃水処理場および下水管渠の設置拡大

- ・沿岸海域の汚染原因である畜産および生活下水を適正に処理するために、沿岸地域の下水処理場の新增設、高度処理および下水スラッジ処理施設などを拡充。
- ・既存の環境基礎施設の設置・管理の問題点を分析し、陸上汚染物質の海洋流入防止施設の設置・運営システムを構築。

(4) 海洋に起因する汚染源の管理システムの導入および施行

■海洋に起因する汚染源の概念を確立および管理するための制度的な土台を整備。

- ・海洋に起因する汚染源の定義、管理対象および基本原則など、海洋に起因する汚染源の管理の概念を導入。
- ・海洋流入および漏出物質の総合管理対策を策定。
 - 流入・漏出の可能性のある物質および施設に対する影響の評価・点検および審査、影響評価技法の開発、関連する試験研究設備および専門人材の養成など。

〈表 4-3〉 海洋に流入する汚染物質の排出が可能な海洋活動および海洋施設

| 区分 | 内容 |
|--------------------|--|
| 水産業に関連した 海洋投入物質 | 海苔養殖場の酸処理剤、養殖場の飼料および薬剤、赤潮の駆除物質、漁具、養殖場の自家汚染 |
| 海洋配置施設 | 人工魚礁（構造物または廃船舶など）、海底ケーブル、海洋発電設備、海上油田プラットフォーム、海上の係留装置（ドルフィンなどの sea berth）、海洋観測用の物質投入および装備の係留、造船施設 |
| 海岸配置施設 | 埋め立て、港湾の岸壁工事、パイル、防潮堤、防波堤など |
| その他 | 油処理剤、葬礼関連の散骨、釣りなどのレジャー活動に起因 |

■油類の汚染防除技術ならびに支援システムの開発および運営

- ・油類流出事故の際、迅速で科学的な防除処理ならびに微生物および環境ホルモンの処理技術を確保していく。
- ・放置廃船の処理および沈没船舶の管理システムを開発していく。

■海洋に起因するゴミの発生を最小化

・海洋ゴミの船上集荷場の設置を支援し、操業中の引き揚げゴミの買取り事業を通じて、海洋環境の改善に対する漁業者の自発的な参加を促すことで、海洋に起因するゴミの発生を最小化していく。

2) 方策の策定

(1) 沿岸・海洋保護区域の管理システムの強化と保護区域の指定の拡大

■沿岸海洋保護区域の履行の評価および拡大指定

・既存の沿岸海洋保護区域についての管理事業の履行評価を実施する。
- 保護区域の管理現況と履行現況の評価のための評価項目を選定したうえで、履行事業を評価し、事業履行の制約要素と機会要素を把握して、政策の対案などを提示する。
・沿岸海洋保護区域の指定を拡大し、統合管理システムを整備していく。
- 海洋生態系の基本調査の結果を総合し、湿地保護地域および海洋保護区域の候補地を評価したうえで保護区域への指定と管理を行う。

2020年までに、海洋保護区域を国土面積の20%まで拡大させる。

- 生物地理区(ecoregion)の概念に従って沿岸海洋保護区域の統合管理システムを構築・施行する。

■体系的な保護区域の管理システムを確保

・保護区域関連の公共部門の機能および役割を調整。
- 保護区域管理の地域的な特性上、現場の管理は地方自治体が行い、全体的な指導・監督は中央政府が遂行して、上下の管理システムの効率性を強化する。
・「民+官+学・研」で保護区域の管理協力組織を構成し、管理事業の施行、予算および事業の優先順位などを独自に審議・議決できるようにするなどその力量を強化する。
・保護区域の管理・運営規定を策定し、管理事業へ国費を優先的に割り当てるなどのインセンティブを通じて地方自治体の積極的な参加を促す。

■沿岸の海洋保護区域の管理者および訪問者の教育プログラム運営の強化

・地域単位の管理体制の定着を支援するための管理者教育プログラムを強化していく。
- 「海洋保護区域全国大会」の拡大および「名誉湿地生態案内人」制度の活性化。
- 海洋環境管理公団「海洋環境技術センター」を活用して、正規の海洋環境の教育および保護区域の管理者プログラムを編成する。
・保護区域別の訪問者教育プログラムの開発および普及。
- 沿岸海洋保護区域の教育および広報コンテンツの開発のための公募展を開催する。
・沿岸・海洋保護区域関連の組織を強化していく。
- 保護区域の教育、広報、研修機能および管理事業の執行機能を遂行していく。

(2) 沿岸・海洋生態軸（Blue-Infra）の造成

■自然海岸の生息地の総合実態調査を実施し、体系的な干潟復元を推進していく。

- ・ 海岸の自然性と主要生息地に関する総合実態調査を通じて目標を確立する。
- ・ 「沿岸および海洋の生息地の復元総合計画」を策定する。
- 現在推進中の干潟復元事業を、自然海岸の生息地復元という次元で拡大施行する。

■沿岸海洋生態軸（Blue Infrastructure）の構築

・ 朝鮮半島の三大核心軸の1つである全国単位の海洋生態軸の構築を通じて、沿岸と海洋の生態的な健康性を維持し、主要な生態的拠点を保護していく。

- 海洋の主要な生息地についての評価および評価方法の策定・適用。
- 沿岸の主要な生息地および資源管理の優先順位を評価。
- 沿岸海洋の生態資源および生態軸の地図化。

米国のフロリダ、ウィスコンシン、メリーランドなど沿岸地域で運営中の災害低減、水質改善、生息地保全のための沿岸海洋生態ネットワーク（Blue Infrastructure）プログラムをベンチマーキングする。

(3) 河口域の健康性の回復プログラムを導入

■河口域管理のための調査研究を実施

・ 河口の生態系の機能、健康性などについての総合研究を実施していく。

- 「四大河川の再生」など陸上流域環境の変化にともなう河口および海洋環境の連係変化の研究および対案を提示する。

- ・ 河口域の環境モニタリング網を拡充していく。
- 国家海洋環境の測定網（河口測定網）の中で、河口域のモニタリングを拡大・強化する。

河口域のモニタリング強化のために、四大河川流域を中心に自動水質測定網を設置・拡大する。

■河口域の総合管理システムを構築

・ 河口域固有の生態的機能の維持と社会-経済的な利用ならびに開発圧力などの調和・均衡を考慮した、総合管理対策を策定する。

*外部要因（気候変動、河川河口整備事業など）の影響の低減および対応システムの構築、河口域の生態的な再開発などを通じた沿岸地域の付加価値創出に寄与する。

(4) 海洋生物資源の管理体制の先進化

■海洋生物資源の持続的な確保および情報共有ネットワークの強化

・ 次世代の「未来の海洋生命資源発掘プログラム（Marine BioResource Observatory）」を運営する。

- 海洋生物資源の発掘・探索および探索技術の開発、難培養性の未来生物資源（深海底生物など）の培養技術の開発、「海洋生命資源の総合情報地図」の作成、遺伝子分類技術の開発などを推進していく。

- ・ 海外の海洋生物資源の探索および前進基地の構築。

- 海外の生物資源の探索拠点の持続的な確保を行っていく。
- 拠点を中心に、全世界の海洋生物の多様性の収集・発掘と系統分類学の研究を遂行していく。

■世界の一流海洋生物の多様性についての研究機関を設立

- ・13年に開館予定の「国立海洋生物資源館」を活用し、韓国の海洋生命資源に関する情報蓄積および情報共有の役割を強化する。

- ・海洋生物資源に対する国際的な対応および国家生物主権確保の中心機関として育成していく。
- 展示館の運営および教育活動を通じて、海洋生物資源に対する認識を高めていく。

海洋生物資源館（研究施設）と海洋生態科学館（展示施設）の同時開館・運営によってシナジー効果を高める。

- 韓国沿近海の海洋生物種を発掘し、海洋生物資源のデータベースを構築するとともに、系統分類学の研究を強化し、また海洋生命資源の素材銀行を設置する。

- ・海洋生物資源を海洋バイオ産業の基本素材として活用し、新物質の開発支援などグリーン成長の原動力を確保していく。

- ・確認された海洋生物種1万種、未確認2万種（推定）など、国内の海洋生物計3万種に関して種の分類と標本の確保、DNA分析および有用物質の探索を推進していく。

■管理対象の海洋生物管理体制の強化

- ・保護対象の海洋生物および有害海洋生物種のリストを更新し、関連研究を推進していく。
- 「保護対象の海洋生物種」のリストの構築と管理を通じて、海洋生態系の多様性を確保していく。
- 有害生物の生態系の危険性を評価するとともに、外来流入種のリストを作成する。
- ・「船舶のバラスト水および堆積物の制御ならびに管理に関する国際協約」の発効¹に備える。
- 外来海洋生物の主要な移動経路である船舶のバラスト水を管理するための協約に対応できるよう協約履行への国内の対応システムを確保する。
- ・有害海洋生物の緊急防除システムを構築していく。
- 赤潮およびクラゲなどの有害海洋生物の急激な出現に対応するための防除体制を構築していく。

3) 統合的な沿岸海洋空間の管理基盤の構築

(1) 新沿岸管理制度の定着によって沿岸統合管理を強化

■新沿岸管理制度の体系的な推進基盤を整備

- ・沿岸管理法の改正による新沿岸管理制度の成功的な定着と、沿岸の持続可能性を高めるための第2次沿岸統合管理計画の策定。

- ・第2次沿岸統合管理計画に従って、沿岸の市・郡・区（76カ所）の沿岸管理地域計画を検討し、

¹発効要件は、世界の商船船腹量の35%以上になる30カ国の批准であり、2008年10月基準で船腹量の14.2%、1166カ国批准。

補完および円滑な履行を支援していく。

*67 カ所（76 カ所の沿岸の市・郡・区）の沿岸管理地域計画の策定が完了（全海岸線の 91.5%に相当）（国土海洋部、2009 年 12 月基準）。

■沿岸用途海域制の早期定着および沿岸海域の適正評価の実施

・沿岸海域の用途に符合する場合にのみ行為を許可する沿岸用途海域および沿岸海域機能区を指定・管理していく。

4 カ所の沿岸用途海域（利用沿岸海域、特殊沿岸海域、保全沿岸海域、管理沿岸海域）と 19 カ所の沿岸海域機能区を指定する。

・沿岸海域の特性、立地、活用可能性などについて沿岸海域の適正評価を実施していく。

■自然海岸管理目標制の早期施行のために集中投資

・全国の自然海岸調査の早期完了および国家と地域による自然海岸管理目標の体系的な施行。

- 公有水面の埋め立て、占使用をともなう開発事業を施行する際は、地域の自然海岸管理目標（案）の提出を義務化する。

・自然海岸の管理目標達成のための自然海岸の改善（延性護岸の技法を適用）および復元事業を施行していく。

■沿岸利用の実態および変化についての定期調査ならびに沿岸情報データベースの構築

・自然環境、資源利用、海洋環境汚染、沿岸災害の防止施設の実態などに対し、5 年ごとに基礎調査を実施する。

・沿岸社会の経済情報および沿岸政策を継続的にモニタリングし、社会経済的な活動と沿岸発展の連係性を理解するのに活用する。

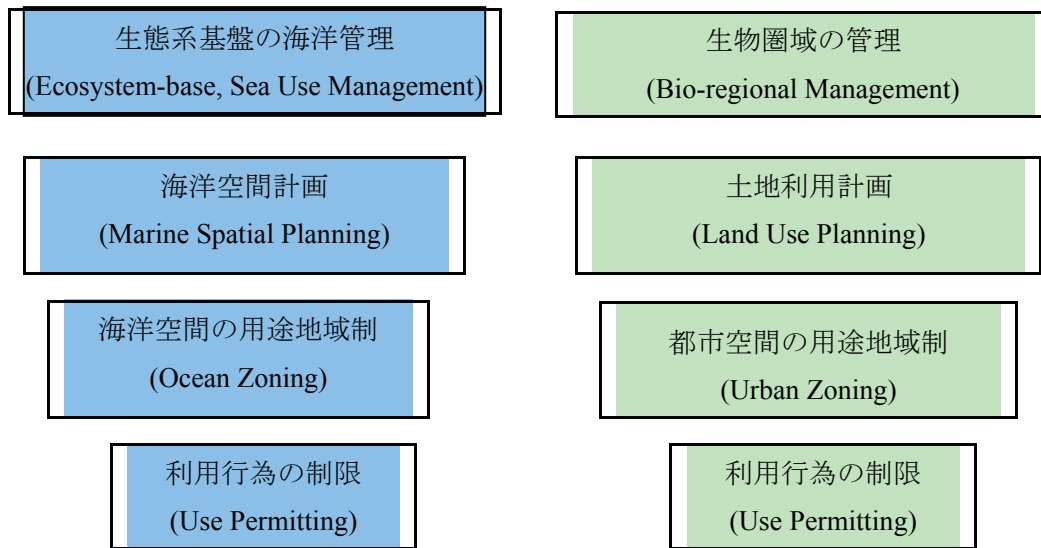
・地方自治体、政府、NGO、地域住民が即時活用できる沿岸利用および生態系関連の GIS データベースを構築していく。

■生態系に基づいた海洋空間計画（Marine Spatial Planning）制度導入を推進

・沿岸および海洋での海洋環境の保護と開発間の対立を克服し、持続可能な利用を図るため、海洋空間計画（Marine Spatial Planning）制度の導入を推進。

*海洋空間計画：生態系に基づいた統合管理の側面から、海洋空間に人間活動の空間、時間的な分布を割り当て分析する公共プロセス（public process）。

[図 4-1] 陸上と海洋の空間管理手段



資料：Douvere and Ehler（2006年）

(2) グリーン成長実現のための沿岸空間の造成

■快適な沿岸空間を造成するための沿岸整備を強化

- ・全国の沿岸および主要海水浴場に対する浸食の継続的なモニタリングの実施などを通じて科学的な管理資料を確保していく。
- ・地域別の沿岸特性に合った沿岸浸食防止技術の開発および普及。
- ・国土保存と環境に優しい沿岸造成のための沿岸整備事業を持続的に推進していく。

■公有水面の価値の最大化、および公共性の増進

- ・第3次公有水面埋め立て基本計画を策定し、国土の全体機能と用途に適合し、環境と調和するように公有水面の利用管理を進めていく。
- ・公有水面に対する体系的な管理のための海辺の類型別実態調査および沿岸管理情報システム（Coastal-GIS）の構築・運営。
- ・公有水面の埋め立てによって発生した土地の私的所有の禁止および占使用更新時の信託義務遵守の評価制の施行。

■沿岸景観のグランドデザインの導入および適用

- ・沿岸空間の生態的・経済的価値、親水性、安全性などを考慮した国家レベルの沿岸景観の管理システムを整備する。

*海洋と沿岸を構成する景勝地域および自然動物の生息地については、汚染源の除去、災害からの保護、レジャーと観光産業の活性化の基盤の提供など、具体的な恩恵を提供する。

- ・沿岸地域の地域的なアイデンティティを生かした景観デザインを設計し適用していく。
- ・沿岸開発に関する沿岸景観の影響評価および沿岸の景観審議制の導入を検討し、損なわれた沿

岸地域の原景観（original landscape）の回復方法を策定、施行する。

[図 4-2] 鏡浦海辺の沿岸景観管理の事例



[鏡浦海辺の老朽不良建物の撤去前（2000年）] [鏡浦海辺の老朽不良建物の撤去後（2009年）]

(3) 多次元的な海洋ガバナンスの確立および制度の整備

■沿岸海洋の葛藤管理システムの構築および運営

- ・沿岸海洋の葛藤の影響の分析対象、類型、手続きなどを含めた葛藤の影響分析マニュアルを作成し、沿岸管理分野の葛藤の影響分析を実施する。
- ・私有財産権の制限にとまなう、沿岸の便益分配を巡る葛藤解消のための経済的な誘因制度の導入を検討する。
- ・沿岸海洋の葛藤管理の力量強化のための中央沿岸審議会の葛藤管理機能を含め、専門人材を育成するとともに、沿岸海洋の葛藤管理の成功事例を伝授していく。

■沿岸海洋管理の専門担当機関の新設および評価の審議機能の強化

- ・沿岸管理の点検、埋め立て地の目的変更の制限期間（10年）の遵守の有無、および管理の実効性確保のための専門担当機関の設置の検討。
- ・中央沿岸管理審議会の調査、分析、評価および審議過程の支援システムの強化。

■中央沿岸審議会の機能を強化

- ・一定規模以上の公有水面の占使用、区域地区の指定および各種計画策定時の審議会の審議対象の追加。
- ・審議会委員の構成を民間で構成し、ターンキー方式の制度を導入する。

4) 沿岸地域の気候変動に適応した復旧体制の構築

(1) 気候変動の科学的な予測のための気候変動予測モデルの開発

■気候変動にとまなう海洋観測インフラの構築と精密な監視

- ・海水面の上昇と海水温の変化を精密にモニタリングし、潮位観測地点を拡大する。
 - 沿岸の汀線観測および沿岸観測網の拡大運営。
- ・外海の海洋観測装備および定点を拡大する。
 - 離於島の科学基地同様、韓国に影響を及ぼす可能性のある東中国海など遠海域の海洋観測装備

および定点を拡大する。

- ・海洋観測資料の分散型統合データベースを運営していく。
- 既存のデータベースシステムを高度化するが、相互に異なるデータベース間の資料の互換性を高めることで観測資料の可用性を向上させる。

■北東アジアの気候変動関連の海洋ネットワークを構築

- ・同じような海洋環境の影響を受けている中国や日本などの周辺国と気候変動への対応に向けた海洋協力を強化していく。
- ・海洋観測衛星による北東アジア海域に対する海洋環境および気候変動のモニタリング。
- ・気候および海洋環境の変化に関する専門家および政策決定者間のネットワークを構築していく。
- 韓中日海洋環境協力会議、海洋観測共同調査、海洋モデル共同研究学術交流など。
- ・NOWPAPなどの既存のプログラムの活用または別途のネットワークの構成。

■朝鮮半島周辺海域の海洋環境の変化に関する「韓国型気候変動予測モデル」の開発

- ・国際社会の気候変動のモデリングを通じた予測研究に参加し、同時にこれを韓国周辺海域に適合した形に調整・改善したモデルを開発する。
- ・朝鮮半島近海の海洋環境モデルの開発を通じて、気候変動の予測に関する科学的な情報を提供し、他の分野に普及させることで、気候変動への適応政策の策定基盤を確保する。

(2) 気候変動に対応する沿岸空間管理戦略の構築

■気候変動に脆弱な沿岸地域に関連する情報の生産および普及

- ・「海岸浸水予想図」の制作および普及
- 海水面の上昇シナリオと予測、気象現象の種類と強度による浸水・氾濫地域の予想と可能性を図式化。
- ・沿岸災害の脆弱性に関するデータベースの構築および「沿岸災害の脆弱性評価システム」の開発。
- 海水面の上昇、浸食、津波、汚染など様々な沿岸災害のシナリオ別データベース情報を構築する。
- 地域別沿岸調査の成果をもとに、災害要因別の脆弱性評価のシステムを開発する。

■気候変動に脆弱な沿岸地域を対象とする別途の空間計画を策定

- ・沿岸の気候の変動への脆弱性に従い、土地の利用計画において利用度を厳格に制限し、災害露出度の大きな地域については、沿岸地域の法制上の強制力を持った空間計画の策定を推進する。

■沿岸緩衝帯、沿岸後退などの沿岸災害、および景観管理手段の確保

- ・海岸砂丘および海岸林の復元事業の施行。
- 韓国の伝統的な沿岸の空間配置を復元し、海岸線の背後に沿って砂丘と植生帯、特に海松林でつくられた緩衝空間の確保を推進していく。

- ・延性海岸の造成を通じた生態親和的な沿岸管理。
- 壅壁保岸施設中心の既存の沿岸整備事業から、緩やかな傾斜の延性海岸へと、沿岸整備の方向を再確立することで、海岸の浸食を緩和し親水空間を提供する。
- ・沿岸脆弱地の土地の買取りの推進および沿岸後退制度の導入。
- 沿岸に隣接した施設物の場合、浸食または海面上昇による被害発生時に、脆弱地域の土地および建築物の買取り制度、沿岸後退（Set Back Program）制度を施行する。

(3) 沿岸海洋の環境分野での積極的な国際協力を推進

■沿岸および海洋の環境分野での国際協力の推進体制を確保

- ・海洋環境の特性を反映した国際協力を推進し、国際規範と関連した利害関係者間の調整のための体制の整備が必要である。
- 海洋環境と気候変動に関連した国際協力事業を統合・総括し、関係部処との協議、国際協約などの動向と国内の影響分析および国内の対策策定、国内外の専門家諮問団の運営、分野別国際会議の政府代表団運営などのための統合的な体制を整備していく。

■国際海洋環境協力支援のための専門家諮問団を構成および運営

- ・多様な主題をもつ海洋分野の国際協力の特性に対応するために国内の専門家諮問団を構成および運営する。
- *4 つの分科：海洋共通分科（海洋政策一般および海洋境界問題など）、海洋環境分科、海洋生物資源分科、IMO 関連分野
- 国際協力事業の議題の検討、中長期推進戦略の検討、主要行事および政府代表団の支援、関連政策研究課題の評価などを遂行する。
- ・韓国の沿岸海洋環境政策に対する諮問と国際協力分野を導出し、主導権および友好勢力を確保するための国際諮問委員会を構成し、運営していく。
- 諮問委員会で提示された内容は、関連部処での検討および支援事務局と国内諮問団との交流を通じて、国内の政策の策定および国際協力活動に活用する。

5) 海上安全管理システムの先進化および先端化

(1) 体系的な海事安全政策策定のための海事安全総括調整法令を整備

- 総合的・マクロ的な先進海事安全管理システムを構築するための総合計画を策定・施行
- ・海事安全の中長期総合計画（仮称「国家海事安全基本計画」）を策定・施行する。
- ・海上交通安全法を海事安全法として全面改正し、政策的な法律に転換する。

(2) 船舶安全管理システムの強化

- 輸入危険物コンテナ点検（CIP）制度を施行し、実効性を最大化する。
- ・危険物運送に関連する国内の規定を整備し、管理システムを改善することで、輸入危険貨物に対するコンテナ野積場での事前安全点検の実効性を高める。
- ・CIP 検査官の専門性向上により、危険物案管理の力量を強化。

■国内の沿近海を運航する小型船舶の検査登録業務のシステムを構築

- ・ レジャー船舶を含む漁船や曳船、舢舨など国内の沿近海を運航する小型船舶の検査・登録業務の科学化および総合管理システムの構築。
- ・ 地方庁と代行検査機関間の情報共有システムおよび船舶検査書類の自動発給システムを構築、船舶検査時の単純な合格・不合格の通報だけでなく、脆弱分野を案内するシステムを構築して、船社の自律的な安全管理を促す。

(3) 海上交通の安全評価制度の定着および事後評価システムの確立

■潜在的な海洋事故予防のための海上交通の安全評価制度の定着

- ・ 評価制度の客観性・専門性を確保するため、評価委員会の構成および運営に関する具体的な基準を整備・施行し、委員会の効率性を継続的にモニタリングする。
- ・ 評価代行機関および安全評価情報を総合的かつ体系的に管理するため、海上交通の安全評価に関する総合情報システムを構築する。

■海上交通の安全評価の事後評価システムを確立

- ・ 反復的な誤り・ミスに備えた事後評価システムを確立するための法的整備および事後評価マニュアルを開発・提示する。

(4) 海上交通環境・安全施設の先進化

■海洋交通施設のインフラの持続的な拡充を推進

- ・ リアルタイムでの海上気象情報を提供し、また航路表示の遠隔監視制御システムを構築することで、航路表示運営の効率を最大化できるインフラを構築、推進していく。
- ・ ユビキタス海上交通管制システム（u-VTS）と先端 IT 技術を融合させ、港湾を中心とした VTS サービスの範囲を西海、南海、南日本海、日本海（日本海）圏などの領海内にまで拡大した広海域海上交通管制システムを構築する。
- ・ 3次元管制システムの導入によって先端管制システムを構築する。
- *3次元環境での危害度評価技術モデルを開発し、3次元シミュレーションを活用した業務能力を最大化する。
- ・ 全国の港湾の航路を形状化し、海上交通施設の新しい配置方式の導入および新素材施設の開発などを通じて、利用者中心の海上ハイウェイ（Blue Highway）を構築する。

■人的信頼性分析（HRA、Human Reliability Analysis）に基づいた人的安全性評価管理システムを構築

- ・ IMO の人的要素関連規定と指針に基づいて、人的要素のモデルおよびデータベースを構築し、人的信頼性分析（HRA）に基づく評価および管理体制を構築する。

■海洋事故の迅速な対応システムを構築

- ・人工衛星情報などをもとにリアルタイムで航行安全情報を入手、監視、管理できるシステムおよび迅速に対応するシステムを構築する。
- ・大型油槽船や旅客船の事故など大型海洋事故に備えた対応技術を開発し、迅速対応システムを構築する。
- ・失踪者の捜索・救助および海洋事故の遠隔モニタリングなどが可能な遠隔（自律）調整無人システムを開発する。
- ・海上交通管制システム（VTS）と船舶自動識別装置（AIS）を連携して、圏域内の海洋事故に対する遠隔モニタリングおよび遭難者や溺れている者に対する迅速な救助を実現する。
- ・電子タグ（RFID、Radio-Frequency Identification）およびソナー（Sonar）を利用した個人携帯用の救命システムの開発を推進していく。

■舟運水路の通航安全支援システムの構築および設計基準の制定支援

- ・'12年に開通予定であるアラベッキル（アラ航路）に備え、船舶通航の安全性確保のため、通航安全支援システムの航路表示や精密測位インフラなどを構築（VTS,）。）。
- ・舟運水路に関連する、国内の実情に合った舟運水路の航路設計基準を段階的に制定していく。

（5） 知能型先端航法システムの構築

■知能型航法システムの技術を開発

- ・知能型船舶システムに適合できる先端航法システムの要素技術を先導的に開発していく。
- ・先端航法システムのグローバル化に備え、国際的な供給体制の構築を推進していく。
- ・航路別交通状況、危険海域自動情報など、利用者中心の海洋安全総合情報を生産・提供し、船舶検索統合マスターの開発を通じて船舶検索の正確性を向上させる。
- ・GICOMSの活用を拡大し、装備の二重化でシステムの高度化を遂行するだけでなく、衛星航法補正システム（DGPS）を活用した船舶自動識別装置（AIS、Automatic Identification System）による位置情報の精密度向上を通じて海洋事故を予防する。

■衛星基盤のユビキタス海上交通システムを構築

- ・自動化および遠隔監視制御が可能な航海自動化システムを構築する。
- ・海事専用衛星をもとに船舶航海に海上交通情報を提供できるシステムを構築する。

■動的な海洋情報を認識する次世代電子海図システム（ECDIS）を開発

- ・海底地形、海洋情報（潮汐、潮流など）および海洋気象情報に従って、動的に自動変化する次世代電子海図システムを開発していく。
- ・電子海図上に航路地や灯台表など多様な情報を収録した電子航海書誌と連携した総合システムを開発していく。

（6） 船舶に起因する環境汚染の防止、および国際安全規制施行の強化を通じた海事安全の

確保

- 船舶に起因する環境汚染の防止技術の開発、および船舶用機材・資材産業の新成長動力化
 - ・船舶バラスト水管理協約の発効に備え、海洋生態系の保存のためのバラスト水処理設備設置の義務化など、船舶バラスト水の管理システムを構築する。
 - ・船舶バラスト水の処理設備に関する源泉技術（original technology）の確保および設備の国産化を通じた世界市場の先占（世界の市場規模：2016年までに約15兆ウォンと推定）を推進していく。
 - ・船舶の温室ガス排出規制および削減のための技術および運航関連の処置（エネルギー効率設計指数（EEDI）、エネルギーの効率管理計画書）、市場基盤処置（排出権取引制、国際温室ガスファンド）など、温室ガス削減のための実質的で包括的な対策を講じる。
 - ・最先端新技術の船舶用機材・資材の技術開発を通じて高い付加価値を持つ産業を育成する。

- 船舶リサイクル条約の採択にともなう体系的な対応システムの構築
 - ・船舶リサイクル条約（Ship Recycling Convention）の採択にともなう船舶の有害物質生産使用処理などについて、船主、造船所、船舶解体業者および船舶検査機関などの利害当事者の体系的な対応システムを構築する。

- 新概念の船舶構造基準（GBS、Goal Based Standard）に基づいた船舶および施設物の安全管理システムの構築
 - ・IMOのGBS概念をもとにした船舶および登載装備・システム、関連装備・システムの安全性、信頼性確保のための技術開発を行う。

6) 海事安全分野の国際化

(1) IMOでの国益創出のための基盤を拡大

- 戦略的な議題の発掘の基盤を造成
 - ・戦略的議題を発掘・推進するための産官学研によるIMO専門人材を養成するとともに、常設の協力ネットワークを構築し、IMO担当の部署を設置する。
 - ・IMO Aグループの理事国としての立場を維持しつつ、IMO拠出金および海事安全分野の政府開発援助（ODA）の漸進的な拡大などを通じてIMOでの韓国の地位を高める。

(2) 海事安全分野の開発協力を強化

- 地域別に優先支援分野を適切に選択し、開発協力事業を推進
 - ・開発協力戦略に従い、アジア諸国を対象に開発協力を優先的に推進し、また援助の先進化政策に合わせて、長期的にはアフリカ地域に拡大。
 - ・アジア地域では表示、衛星航法システム、海上交通管制システム（VTS）、船舶自動識別装置（AIS）など海上交通安全施設を、またアフリカ地域では海事専門人材の養成を重点的に推進。

- IMOの技術協力事業を通じて間接支援規模を持続的に拡大

・現在 40～50 万ドル水準である韓国の IMO 技術協力事業の支援規模を漸進的に拡大するなど、技術協力事業の拡大を推進。

’03 年に IMO と締結した了解覚書に従い、IMO は毎年、韓国と合意した技術協力事業を施行。

・マラッカ海峡の航行安全向上事業などへの財政的支援を通じた国際社会への寄与、および韓国の主要物資の輸送路の安全の確保。

・事業規模が相対的に小さい短期教育プログラムなどの多国間支援事業を積極的に推進。

(3) 海賊および対テロの国際協力体制の構築

■海賊予防および退治のための国際協力体制の強化

・海賊被害を最小化するため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の事務局の役割を担う海賊情報共有センター（ISC）との技術協力の強化を通じて便宜置籍船航行の安全を図る。

・ソマリアなど東部アフリカの海賊防止地域協定の締結を支援する。

■災害安全および海賊テロの対応能力を強化

・海洋港湾分野のテロ対応能力を強化するため、船舶および港湾の与件に適合した対テロ対策を策定する。

・海賊頻発地域の動向分析（ReCAAP、ICC-IMB）および迅速な伝達により、韓国の船員・船舶の海賊被害の予防および分析情報を提供する。

第 2 節 新成長エンジン創出のための海洋科学技術の開発

1. 対内外の与件および問題点

1) 対内外の与件

■新しい海洋資源に対する需要が拡大

・世界的な経済水準の向上および BRICs など新興工業国の資源需要の増大により、深海底開発、海洋深層水開発、海洋エネルギー産業、海洋生命工学産業などの新海洋産業に対する需要が拡大。

*海洋生命工学の場合、「海洋バイオ研究開発活性化対策（’09）」を通じて 2014 年までに一般生命工学技術（BT）対比の投資比率を 3%（2008 年）から 6%に、また先進国対比での技術水準を 55%（2008 年）から 80%まで向上させることが目標。

■海洋産業の飛躍的な成長と技術的対応の必要性

・北東アジア地域が EU、NAFTA とともに、世界三大交易圏の 1 つとして浮上したことにより、海上物動量が激増している。

- 一方、IMO 国際港湾協会（IAPH）などは、海運物流業での二酸化炭素（CO₂）、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）などの削減要求に従い、グリーンポート（Green Port）建設技術の開発が必要とされる。

■気候変動による海洋環境および生態系の変化に対応する技術が必要

- ・最近 40 年間で朝鮮半島の海水面の温度は 0.9°C 上昇、海水面は 5.8 mm 上昇し、世界平均（1.8 mm）の約 2 倍で急上昇している。
- ・沿岸開発などによる沿岸環境および干潟の破壊、沿岸災害などが増加しており、新しい沿岸利用管理技術の開発が求められている。
- 「低炭素グリーン成長」のための潮力・波力など海洋エネルギー技術に対する開発需要が増大している。

■海洋の持続可能な利用のための国際基準および条約の強化

- ・生物多様性条約や気候変動条約など持続可能な海洋利用のための国際基準が設定され、国家間の協力が強化された。
- ・北西太平洋保全実践計画（NOWPAP）、黄海広域生態系（YSLME）、東アジア海域環境管理機構（PEMSEA）など沿岸諸国間の海洋汚染予防体制の構築および環境保全協力の拡大。

〈表 4-4〉 主要国海洋科学技術政策の動向

| 区分 | 海洋科学技術政策の動向 |
|--|---|
| <p>米国</p> <p>Final Recommendations of The Interagency Ocean Policy Task Force (2010)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な海洋の利用と海洋に対する理解、沿岸環境改善などを強調。 - 健康（healthy）で、回復可能（resilient）な海洋 - 安全（safe）で、生産的な（productive）な海洋 - 海洋に対する理解（understood）と保全（treasured） |
| <p>欧州連合（EU）</p> <p>Navigating the future (2006)</p> <p>欧州連合科学財団（ESF）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸と海洋の持続可能な開発および統合管理 - 再生エネルギーおよび海洋鉱物資源 - 海洋生物多様性の保全および確保 - 気候変動（海洋 - 大気循環、地球温暖化） - 海洋生命工学技術および生態的に持続可能な養殖 |
| <p>日本</p> <p>海洋基本計画（2008）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・海洋安全、管轄権の確保およびグローバルな海洋の脅威への備えなどに優先順位を付与 - 海洋開発の利用と海洋環境保全との調和 - 海洋安全の確保 - 海洋産業の健全な発展 - 海洋の総合的な管理 |
| <p>中国</p> <p>第 11 次 5 カ年計画（2006～2010）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な役割の増大、海洋理解の進歩、沿岸環境改善などを強調 - 西太平洋の還流の変動と気候変動 - 海洋の生態系と生物の多様性 - 海洋生物資源の持続可能な利用に関する基礎研究 |

| | |
|--|------------------|
| | - 深海底探査と深海底生物の研究 |
|--|------------------|

2) 問題点

■先進国対比の海洋科学技術水準および研究開発投資の不足

・科学技術基本計画（2008～2012）に選定された韓国の重点科学技術の水準は平均 56.4%で、世界最高の技術保有国水準である 77.5%より約 21.1%低く、技術格差は 6.8 年であると評価。

- 海洋科学技術分野の場合、世界最高の技術保有国の水準である 80.9%よりも極めて低い 57.3%、技術格差は 7.4%という調査結果があり、他の技術分野よりも技術水準が相対的に脆弱である。

〈表 4-5〉海洋分野の重点科学技術の技術水準の評価

| 該当技術 | 現在の水準 (%) / 技術格差 (年) | | 今後 5 年後の水準 (%) / 技術格差 (年) | | 備考 |
|-------------------------|----------------------|------|---------------------------|------|--------|
| | 先進国 | 韓国 | 先進国 | 韓国 | |
| 海洋領土の管理および利用技術 | 先進国 : 77.1 | 10.8 | 先進国 : 89.6 | 7.4 | 重点育成技術 |
| | 韓国 : 50.9 | | 韓国 : 65.7 | | |
| 海洋環境調査および保安全管理技術 | 先進国 : 74.6 | 8.8 | 先進国 : 82.2 | 7.5 | |
| | 韓国 : 52.9 | | 韓国 : 61.3 | | |
| 環境 (生態系) 保全および復元技術 | 先進国 : 76.1 | 6.3 | 先進国 : 81.4 | 6.2 | |
| | 韓国 : 58.3 | | 韓国 : 65.4 | | |
| 気候変動の予測および適応技術 | 先進国 : 74.2 | 6.4 | 先進国 : 77.8 | 5.7 | |
| | 韓国 : 58.1 | | 韓国 : 60.2 | | |
| 自然災害・災難の予防および対応技術 | 先進国 : 83.0 | 8.7 | 先進国 : 87.0 | 8.8 | |
| | 韓国 : 62.0 | | 韓国 : 67.5 | | |
| 次世代船舶および海洋港湾構造物の技術 | 先進国 : 71.2 | 1.7 | 先進国 : 77.8 | 1.3 | |
| | 韓国 : 61.6 | | 韓国 : 68.2 | | |
| 先端物流技術 | 先進国 : 75.5 | 7.1 | 先進国 : 79.3 | 5.6 | |
| | 韓国 : 57.5 | | 韓国 : 62.4 | | |
| 海洋生物資源の保存および海洋生命工学利用の技術 | 先進国 : 72.1 | 8.1 | 先進国 : 77.4 | 8.8 | |
| | 韓国 : 46.3 | | 韓国 : 56.4 | | |
| 海洋探査開発技術 | 先進国 : 86.3 | 13.7 | 先進国 : 88.8 | 13.7 | |
| | 韓国 : 48.9 | | 韓国 : 55.3 | | |
| 海洋運行の効率化および安全向上技術 | 先進国 : 86.0 | 6.9 | 先進国 : 88.9 | 7.1 | |
| | 韓国 : 56.4 | | 韓国 : 62.2 | | |
| 海洋科学技術分野全体 | 先進国 : 80.9 | 7.4 | 先進国 : 84.5 | 6.3 | |
| | 韓国 : 57.3 | | 韓国 : 64.1 | | |

資料：韓国科学技術情報研究院（2008）

- ・ 国家研究開発事業投資額は、'03年から'08年まで年平均10.7%と飛躍的に増加している。
- '03年（6兆5,154億ウォン）→'06年（8兆9,096億ウォン）→'08年（10兆8,596億ウォン）
- 政府は国家研究開発投資を'12年までに'08年の1.5倍である16.2兆ウォンに拡大予定。
- ・ 一方、海洋科学技術に対する政府投資は非常に不足しているのが実情であり、国家研究開発予算総額の2.5%水準。
- '04年の国家科学技術委員会で審議された海洋科学技術（MT）開発計画の第1段階（'04～'08年）の期間に、計画対比で54%が投資（1.5兆ウォンのうち8千億ウォンを投資）され、投資水準が低い。

〈表 4-6〉海洋科学技術の研究開発投資額の比較（2007年基準）

| 区分 | 韓国 | 中国 | 日本 | 米国 |
|----------|-------|-------|-------|--------|
| 予算（億ウォン） | 2,489 | 5,550 | 7,782 | 30,743 |
| 規模（倍） | 1.0 | 2.2 | 3.1 | 12.4 |

注 1) 2007年の国家研究開発予算の総額は9兆7,629億ウォン

2) 韓国の場合、関連部処や拠出研究機関への拠出金などを集計

■ 国家の成長エンジンの基盤構築のための海洋資源の開発需要の増加

- ・ 金属資源需要の持続的な増加と自給率の下落といった与件の改善のために、未開拓の海洋鉱物資源の積極的な開発の必要性が台頭。

〈表 4-7〉金属鉱物の自給率および輸入額

| 区分 | 1997 | 2000 | 2003 | 2006 |
|----------------|-------|-------|-------|--------|
| 金属鉱物の自給率（%） | 1.77 | 0.55 | 0.33 | 0.65 |
| 金属鉱物の輸入額（百万\$） | 8,547 | 4,764 | 5,781 | 10,059 |
| 金属鉱物の輸入額の比率（%） | 5.91 | 2.97 | 3.23 | 3.25 |

資料：産業資源部（各年度）

- ・ 韓国は、水不足予備国家として、'20年頃には年間26億トンの用水が不足すると見込まれ、海水の多角的な利用に関する研究が必要である。

〈表 4-8〉用水の需要および供給展望

（単位：億トン/年）

| 区分 | 2006 | 2011 | 2016 | 2020 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 用水の需要量 | 347.28 | 369.98 | 373.37 | 377.91 |
| 用水の供給量 | 346.26 | 351.62 | 351.69 | 351.58 |
| 過不足量 | 1.02 | 18.36 | 22.68 | 26.33 |

資料：関係部処合計（2004）補完後に再引用

・化石エネルギーの枯渇とエネルギーの海外依存度の高まりに備え、国内のエネルギー自給度を高め、海洋エネルギーなどのクリーン再生エネルギーの開発が必要。

〈表 4-9〉 主要国の新再生エネルギーの補給率

| 区分 | 韓国 | 米国 | ドイツ | 日本 | 英国 | フランス | デンマーク |
|----------|------|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 供給比率 (%) | 2.24 | 4.4 | 4.6 | 3.0 | 1.6 | 5.7 | 15.1 |

注：韓国は 2006 年、外国は 2005 年の実績（IEA 基準）。

・世界の海洋生命工学産業の市場規模は、1998 年の 8 億ドルから年平均 29%ずつ成長し、2010 年には 163 億ドルに達する見通しである。

- 生命工学技術（BT）分野の研究開発予算の高い投資比率にもかかわらず、海洋バイオ分野に対する支援は不十分であり、BT 予算対比で 3%に過ぎない。

- 部処別の海洋バイオ研究開発投資の現況は 2007 年基準で年間 430 億ウォン水準であり、国土海洋部、教育科学技術部、知識經濟部、農林水産食品部などが遂行している。

〈表 4-10〉 海洋バイオ研究開発投資現況

| 区分 | 2006 年 | | 2007 年 | |
|------------|----------|--------|-----------|--------|
| | 金額(億ウォン) | 比率 (%) | 金額 (億ウォン) | 比率 (%) |
| BT 分野全体の投資 | 13,019 | 100 | 15,063 | 100 |
| 海洋バイオへの投資 | 412 | 3.16 | 430 | 2.85 |

資料：関係部処合計（2009 年）

- 遺伝体の分析や発現遺伝子の分析技術など、一部の技術分野は競争力を持っているが、海洋バイオ技術の水準は先進国対比で 55 に過ぎない。

〈表 4-11〉 海洋バイオ技術の水準

| 分野 | 海洋生物基盤 | 海洋生物生産 | 海洋生態系の保全 | 海洋新素材の開発 |
|------|--------|--------|----------|----------|
| 技術水準 | 58% | 56% | 43% | 59% |

資料：関係部処合計（2009 年）

■国家の成長エンジンの拡充のための海洋産業の先端化が必要

・韓国の一部海洋産業は世界的な競争力をもっているが、持続的な海洋産業の競争力維持のための高い付加価値の海洋構造物などの先端技術の開発は不十分であるのが実情である。

- 海洋構造物の技術開発において、建造技術を除いた付加価値が高い設計およびエンジニアリン

グ技術の確保は不十分であるのが実情。

海洋石油産業に関連する海洋構造物市場は、海洋産業全体の 10%あまりを占めており、今後大きな成長が予想される。

- ・北東アジアの物流中心国家へ飛躍するためのグリーンポート（Green Port）建設と港湾運営の効率化および運送荷役装備の近代化が急がれる。
 - 港湾施設の不足による滞船、滞貨により、現在 2 千億ウォン以上の損失を招いている。
 - コンテナ物動量は、年間 15%程度急増しており、2011 年には 3,000 万 TEU にのぼることが予想される。
- ・海洋装備技術の開発に必要な極限の実験環境が劣悪で関連分野の人材養成が急がれる。
 - 海洋では、基本的に人間の活動の制約が大きいいため、これを克服するための海洋装備の開発需要が急増すると予測される。

■グリーン成長のための海洋環境の維持要求の増大

- ・過去の成長中心の経済開発政策から開発と環境が調和したパラダイムに変化。
- ・グローバルな海外環境の保全義務が次第に強化されるにともない、国際条約に効果的に対応し、周辺海域の環境保全のための実践計画の策定要求が徐々に増大。
 - 1992 年の環境と開発に関するリウ会議、1993 年の生物多様性条約および 1994 年の国連海洋法条約の発効などにもなう国際規範の履行。
- ・グローバルな気候の変動による海洋酸性化、海洋に起因する災害の増加、および海上活動の安全性確保のための防災技術の不足。
- ・人口増加と産業化の影響で海洋汚染要因が増加するにともない、これに対する処理技術の積極的な開発が必要。
- ・海洋汚染の加速化、沿岸の乱開発、乱獲などで海洋生態系の生物多様性が減少するにともない、これに対する解決策の整備が急がれる。
 - 大規模な干拓事業など沿岸地域に対する開発圧力で浄化機能をもつ干潟面積が急減し、湿地が破壊され、また機能を失っている。

■海洋科学技術の実践のためのインフラが不十分

- ・海洋科学技術の特性上、探査調査用の潜水艇および大型先端研究船、大型超高压水槽、大型水中音響試験施設など大規模な実験施設のインフラが必要とされる。
 - 周辺国である中国と日本はそれぞれ 10 隻、8 隻の 3 千トン級以上の海洋科学研究船を保有しているが、韓国には 3 千トン級以上の海洋科学研究船はない。
 - 全世界の海域（水深 11,000 m 以上）で、総合海洋研究と探査が可能な 5 千トン級規模の大型海洋研究船の建造が急がれる。
 - 持続的な朝鮮半島周辺の海洋環境の探査および観測によって海洋管轄権の問題に備え、海洋に起因する災難被害の最小化のための海域別海上科学基地の建設が必要である。
- ・海洋技術分野に IT、BT、NT など革新技術を持つ研究人材が不足し、先端技術開発の障害となっている。

- 海洋関連の職業を 3D 業種に分類する社会的な雰囲気などが海洋科学技術の発展を脅かす障害要因となっており、これを克服する必要がある。

- 代表的なグリーン・テクノロジーとして分類されている海洋エネルギー、海洋バイオ、二酸化炭素削減技術などの分野について、持続的な人材養成の推進が必要とされている。

・国際機関および外国との多様な協力プログラムを推進して (MOU) いるが、持続的で実質的な研究事業プログラムによる国際共同研究と関係されていないのが実情である。

- 国際共同研究のための人的能力 (研究企画および遂行力、国際機関での活動、パートナーの力量向上など) が不十分である。

2. 将来の与件変化と展望

■科学技術の発展と融合・複合現象の加速化

・富と成長の源泉が労働資本などの有形的な資源から知識情報科学技術などの無形的な要素に変化している。

- 1980 年代には 20~30%に過ぎなかった知識基盤産業の付加価値比率が、2000 年台の先進国の場合には 40%にのぼり、韓国も約 34%と肉薄している。

〈表 4-12〉 主要国別の知識基盤産業の付加価値の比率 (2005 年基準)

| 米国 | フランス | ドイツ | 英国 | 韓国 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 41.6% | 38.1% | 41.2% | 39.8% | 33.9% |

資料：科学技術部 (2007)

・技術の融合・複合による新技術・新産業の登場

- IT、NT、BT、MT などの学際間の技術融合現象によって、海洋科学技術 (MT) も将来有望な新技術と融合し、海洋資源の開発、海洋環境産業、高い付加価値の船舶 (Dream-ship) の開発などに結び付き、新海洋産業創出の源泉として注目されている。

・知的財産権を通じた技術覇権主義の強化。

- 国家間、企業間または提携企業グループ間の知的財産権を通じた技術覇権主義がより浮き彫りとなる見通しである。

- 既存の特許、著作権などから生命体や医薬品などに知的財産権の範囲が拡大され、少数の世界的標準 (Global Standards) だけが生き残る時代に変化している。

- グローバル・センター誘致のための熾烈な競争が展開されるなど、開放型 R&D の産・学・研協力システムの構築が強化される見通しである。

■資源およびエネルギーの確保競争の激化

・BRICs などの急成長にともなうエネルギー・資源需要の急増に比して、供給は限られており、エネルギー・資源確保の競争が次第に激化する見通しである。

- 世界のエネルギー使用量の見通し：404 千兆 BTU (2001) →623 千兆 BTU (2025)

BTU (British Thermal Unit) : エネルギーおよび熱量測定単位で 252 cal に相当。

- 一日の原油需要量 : 8,400 万バレル (2005) → 1 億 1,600 万バレル (2030)
- 宗教・民族や文化的な違いによる持続的な葛藤と紛争は、資源の供給不安を高め、資源の武器化の可能性が増大する。
- ・ 韓国のエネルギー需要は、今後 30 年間で年 2.3% の増加が予想され、現在約 97% であるエネルギー輸入依存度も持続すると予想される。
- ・ 気候変動条約の体制など環境に優しいエネルギー政策の義務化、環境基準の強化などにもない、再生エネルギーや環境に優しい関連技術が 21 世紀の核心技術として浮上する見通しである。
- 今後 10 年以内に、潮力・潮流・波力などの海洋エネルギーを利用した大規模な常用発電所の建設が現実化する見通しである。
- ・ 水需要の増加にもない、二酸化炭素の排出権や原油同様、水も取引され、需給確保競争が激化する見通しである。
- 2050 年代に 2~3°C 上昇した場合、10~20 億人が水不足状態、2080 年代に 3°C 上昇した場合には 11~32 億人が水不足状態に陥る (IPCC、2007、第 4 次評価報告書)。
- ・ 特に生命工学技術 (BT) は、IT、NT などとともに他の先端技術と融合し、その発展速度は前例のないほどであり、生命工学産業市場の規模は年平均 11% ずつ拡大する見通しである。
- 海洋生物の産業化および資源化のための努力が、多国籍製薬企業、バイオ・ベンチャー企業などを中心に熾烈に展開されるものと予想される。

■高い付加価値の海洋産業の先占のための競争が熾烈に

- ・ 海洋産業は、時代の要請に沿って、「ユビキタス化」と「環境親和」という 2 つのキーワードに合わせて急速に変遷しており、関連技術の開発も急速に展開されている。
- 海水の淡水化プラント、海上ターミナル、人工島などの海上構造物の建設、および水中通信、深海潜水艇・ロボットなどの海洋探査装備の開発などの技術への需要が増加している。
- 造船、機材・資材など関連産業の高付加価値化およびグローバル競争が激化する見通しである。
- 超大型コンテナ船の出現にもない、世界各国の港湾の荷役装備関連の会社は高性能の港湾荷役システムの開発に力を注いでいる。
- ・ 海上交通量の増加および船舶の大型化により、海洋事故の件数が増加すると予測され、事故自体も大型化すると予想されている。
- 船舶および海洋施設の安全性を確保するため、建造段階から危害度に基づく船舶システムの安全性評価技術が適用されるものと予想される。

■環境汚染と気候変動の深化が予想される

- ・ 船舶からの窒素酸化物および硫黄酸化物の排出の規制など、汚染低減のための設備市場の規模が 2016 年までに 38 兆ウォン規模に成長することが予想される。
- ・ 環境変化の主要因である地球温暖化現象によって、氷山の減少、海水面の上昇、気象異変、砂漠化など気候変動現象の発生が増加している。

- 特に、台風の強度および進路の変化、海面上昇などで、海岸の低地帯の浸水など沿岸災害の発生が増加する見通しである。

- 韓国も温室ガス排出に関連する画期的な改善方法がない場合、2020年まで排出量が増え続け、約80%（2000年対比）ほど増加する見通しである。

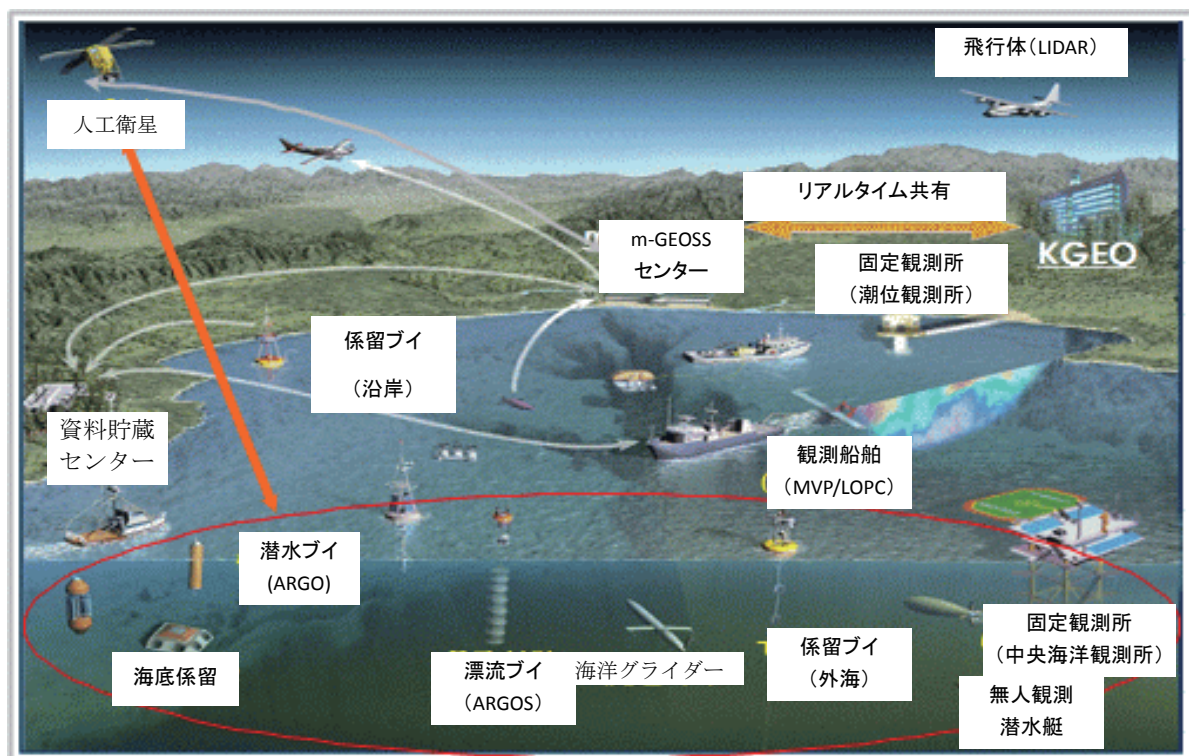
・地球温暖化に対応するため100億ドル規模の温室ガス市場が形成され、今後30年間に年間千億ドル規模のグリーン・エネルギー・プラントの需要が見込まれる。

■グローバルな気候変動予測などのための国際共同海洋研究が拡大

・1992年のリウ国連環境開発会議において、地球憲章および実践計画21が宣布され、海洋環境と資源の保全、持続可能な海洋開発のための国際共同研究プログラムを強化。

- JGOFS（グローバル海洋物質循環）、GLOBEC（グローバル海洋生態系力学）、LME（広域海洋生態系）、GOOS（世界海洋観測システム）、政府間海洋学委員会（IOC）および北太平洋科学機構（PICES）などへの参加を通じて国際共同海洋調査などの協力事業を推進。

〔図4-3〕グローバルの海洋環境探査およびモニタリングシステムの概念図



・グローバルレベルの観点からアプローチしてこそ、期待される地体構造の解析、海洋酸性化、海洋生物種の多様性、国家間の汚染物質の越境問題、北大西洋の子午面循環モニタリングなどの分野における国家間の共同海洋研究の活性化が見込まれる。

- 先進国および開発途上国の科学技術の水準を考慮し、共同の利害関係を充足することができ、国家間のシナジーの最大化が期待される分野を導出し、共同研究を推進していく。

3. 計画の目標および推進方向

1) 政策目標

政策目標

将来の海洋資源開発を通じた国家の成長エンジンの確保
海洋産業の核心技術の開発を通じた産業の成長基盤の拡充
海洋環境の利用・保全に対するニーズを満たし、持続的なグリーン成長を実現
海洋科学の発展のための基礎基盤の強化

2) 推進方向

■将来の海洋資源開発を通じた国家の成長エンジンの確保

・深海底のマンガン団塊、海底熱水鉱床および国内の EEZ 海洋鉱物資源を開発し、1%未満の金属自給率を 30%以上に高める。

深海底のマンガン団塊は 2020 年に、海底熱水鉱床は 2015 年に商用化の基盤構築を完了。

・海洋深層水の国内市場を 2018 年までに年間 1 兆 9 千億ウォン規模に拡大し、効率の高い海水淡水化の技術を開発することで、2016 年の水不足分の 20~25%を充当する。

・国内の沿岸海域に存在する海洋エネルギー資源を開発して、2020 年までに年間約 5,120 GWh (石油 750 万バレル規模) の電気を生産し、毎年 7,500 億ウォンの新規電力市場を開拓する。

・海洋生物の遺伝子資源を開発し、2014 年までに BT 産業が創出する付加価値の 10%を担い、先進国対比での技術水準を 80%にまで高める。

海洋生命資源を確保するため、生物多様性の高い地域 (Bio-hospital) など大洋一周探査を推進していく。

■海洋産業の核心技術の開発を通じた国家成長基盤の拡充

・韓国の世界的な造船技術に海洋構造物技術を融合して高度化し、無人潜水艇ロボット、水中通信装備など先端海洋装備技術を開発し、海洋空間および資源の確保に優位的な地位を確保する。

・将来の海洋運送需要を予測し、環境に優しい未来船舶技術を先占し、国民の余裕ある生活を育成するためのレジャー船舶および高品格のクルーズ船舶技術を開発していく。

・未来型の知識基盤の先端物流港湾産業を育成し、北東アジアの物流中心国家を実現できるグリーン・ポート (Green Port) の基盤インフラを提供していく。

U 基盤の海運港湾物流技術の開発により物流費の 20%を節減する。

・海上交通システムの構築および海洋事故予防の評価技術を通じて 2020 年までに便宜置籍船の海洋事故発生件数および被害規模を 40%減少、人的要素による事故率を 50%減少させる。

■海洋環境の利用・保全ニーズを充足させ、持続的なグリーン成長を実現

・事前的・事後的な海洋汚染管理技術の開発を通じて、自然と人間が共生できる海洋環境を造成。海洋環境中心のエキスポである 2012 年麗水海洋エキスポ開催以降にも持続的に海洋環境に関心をもつよう誘導していく。

・海洋生態系の体系的な管理・保存技術を開発し、海洋生物の種の多様性の保存および持続可能な国家管理システムを構築する。

・海洋汚染の社会・経済的な損失の低減と自然災害の被害減少のための気候変動および環境の変化の予測、事前対応技術を開発していく。

・海洋環境の先端無人探査およびリアルタイムのモニタリング技術の開発によって、急変する気候および海洋環境の変化を事前に感知できる観測および予報システムを構築する。

■海洋科学の発展のための基礎基盤の強化

・沿近海から大洋および極地まで、全方位的な海洋理解の増進のための基礎研究を拡大し、国際的な寄与度を強化していく。

源泉技術確保のための基礎研究予算を 2013 年までに R&D 予算の 30%以上に拡充する。

・大洋を専門に担当して探査できる 5 千トン級海洋科学研究船の建造（2013 年）、次世代の深海無人潜水艇（2011 年）、海洋観測タワー、水中無線通信装備などの先端海洋研究に必要な核心海洋装備を開発していく。

・朝鮮半島周辺海域に関する 3 次元のリアルタイムの国家海洋観測網の構築、収集された資料のデータベース分析によって海洋情報のリアルタイムでのサービス提供、および基礎研究資料の活用。

朝鮮半島周辺の格子型ブイ・ネットワークの構築を推進していく。

・優秀な人材の養成および人材の交流によるグローバルネットワークの構築および国際共同研究の活性化による世界の海洋科学技術分野の主導的役割の遂行。

4. 推進計画

1) 未来の海洋資源の開発

(1) 海洋鉱物資源の開発および商用化の促進

■深海底のマンガン団塊の開発の商用化に参入

・太平洋の公海上の単独開発鉱区（7.5 万）の年間 300 万トンの商業生産実現のための深海底資源の開発技術の確保および商用化に参入。

2015 年までに採鉱装備の実証試験（2012 年に水深 1,000 m、2015 年に 2,000 m の試験）、精密採鉱図の作成、環境衝撃試験の遂行、商用化プラントの設計などを予定。

2020 年までに民間企業の参加による商業採鉱システムの開発を推進。

■海底熱水鉱床およびマンガン殻の開発

・南西太平洋島嶼国の EEZ および公海地域の海底熱水鉱床およびマンガン殻資源に関して独占的な探査権を優先確保した後、精密探査を遂行し、商業生産の基盤を構築する。

トンガ、フィジーなどの EEZ で探査権を確保した後、開発有望地域の選定および資源量の評価を

経て独占開発権の確保を推進していく（2012年以降、官民のコンソーシアム形態の商業開発を予定）。

- ・公海地域の海底熱水鉱床およびマンガン殻資源に対する探査を拡大し、国際海底機構（2010年に海底熱水鉱床探査規則を制定）への開発鉱区の登録を推進する。

■排他的経済水域（EEZ）内の資源探査および開発

- ・EEZ内の石油・ガス、メタン水化物、リン酸塩鉱物など主要賦存資源の有望地域に対する精密探査および資源開発・商用化の基盤技術を構築する。

- EEZ水域を中心にメタン水化物の分布および埋蔵量を評価し、経済性および環境への影響を考慮したメタン水化物の採鉱技術を確保していく。

- ・沿近海の大陸棚の石油、天然ガスの探査地域の拡大および2020年までの商業的な開発のための先端技術および経済性の確保。

■海事中の有用鉱物の回収技術の開発

- ・国内の海事に存在する有用希少鉱物（チタン鉄、モナザイトなど）の選別回収装置を開発し、希少金属の抽出試験を完了して、民間への技術移転を推進していく。

(2) 海洋水資源の利用方法を構築

■海洋深層水の複合利用技術の開発および産業化の拡大

- ・海洋深層水の多角的な利用技術の開発（飲用水、ミネラル分離調整、有用物質の抽出、医薬および養殖技術など）を通じた市場規模の拡大、および産業化基盤強化地域の特性化の開発戦略と連係して深層水の産業ベルト化の促進（農水産特化栽培クラスター、クリーン食品産業クラスター、深層水療法クラスター、深層水を活用したグリーン都市の造成など）。

■大容量の海水を淡水化する要素技術の確保

- ・海水の淡水化市場の拡大にともない、大容量の淡水化技術を高付加価値の輸出産業として発展させていくための核心要素技術およびエンジニアリング技術の確保。

*2015年までに海水の淡水化市場への資本投資は360億ドル以上になる見込み（Global Water Intelligence、2005）である。

- ・国内市場での産業用水の供給と持続可能な水資源確保のための対策として、淡水化テストベッド運用および設計から維持管理に至るまでの総合的な技術を培養していく。

*2011年6月に官民共同投資テストベッド（釜山）が完工予定である。

■海水溶存資源の回収技術の高度化および産業化の基盤を構築

- ・海水中に溶存している資源（リチウム、ウラニウム、マグネシウム、ホウ素など）を抽出するための先端吸着素材、分離精製技術など、大容量の回収システムの核心技術を開発していく。

- ・開発された抽出技術の商用化プロセスの確立、パイロット実証プラントの開発などを通じて産業化基盤を構築する。

海水溶存リチウムの抽出技術の商用化実証プラントの技術開発（'10～'14）を行い、2015年以降に参加する企業に技術を移転して、産業生産を推進していく。

(3) グリーン海洋エネルギー資源関連の技術の開発

■潮力エネルギーの開発および産業化

・環境に優しい潮力発電システムの技術開発および商用化の基盤構築を通じて、環境への影響を最小化する方策を講じることで、産業化を促進していく。

・潮力発電所プラントの稼働による実際の運用・維持・補修のノウハウの蓄積および建設技術の高度化、民間企業と連携した産業化および標準化技術の開発。

■潮流エネルギーの実用化技術の開発および産業化基盤の構築

・IMW級の鳴梁海峡の試験潮流発電所を活用した潮流発電システムの効率性向上による潮流エネルギーの実用化技術の開発および海洋発電農場（ocean power farm）といった概念の潮流エネルギー発電団地の建設技術の確保および産業化基盤の構築。

*'15年までに計450MW級の商用潮流発電（鳴梁海峡、長竹水道、孟骨水道）の実用化の基盤を構築する。

■波力エネルギーの実用化基盤の構築

・多様な方式の波力発電技術の開発による国際的な競争力を備えた源泉技術の確保、標準プラントの開発による新海洋産業創出のための基盤の構築。

2012年までに500kW級の着底式・振動水柱型の試験波力発電所を建設。

2015年までに多種の波力発電装置の実海域での検証および実用化基盤の構築。

■深海海洋エネルギーおよびエネルギー複合利用の核心技術の開発

・深海稼働物体型波力発電技術、海洋エネルギーと連携した水素エネルギー生産技術の開発。

・浮遊式海上風力団地、波力・風力・潮流力の複合発電、海洋エネルギー複合利用アイランドなど、海洋エネルギーの複合利用の核心技術の開発。

■海水温度差（海水熱）エネルギーの要素技術開発および産業化促進

・国家エネルギーの補給政策と連携し、深層水と表層水の温度差を利用した地域単位の海水冷暖房および温度差発電技術を開発し、産業化を促進していく。

・賦存資源の調査、熱ポンプ、熱交換機、大口径取水システム、浮遊式プラント、発電所の温排水活用方法など海水熱エネルギーを利用した核心技術を開発していく。

2015年までに2,000RT級の地域暖房システムの開発（2012年までに1,000RT級の試験）、温度差発電のパイロット・プラント（50KW級）の開発および実用化モデル（1MW級）の設計。

2015年以降、深層水と発電所の温排水を利用した高出力の発電試験を推進していく。

■国家海洋エネルギー資源図の開発

・グリーン海洋エネルギー資源図の開発およびエネルギー開発資源の情報システムの構築。
'09年に潮流エネルギーの資源地図を試験的に制作し、'16年までに波力、海上風力、太陽光資源図を開発。

(4) 海洋生命工学技術の開発および産業の育成

■源泉核心技術の開発

・国内および海外の海洋生物の資源探査を通じた多様な生物素材の探索、および油田資源の発掘による生命工学の源泉素材の確保。

- 2013年までに海洋生物6千種、海洋微生物2万種、化合物ライブラリ4千種を確保し、統合データベースを通じて企業、大学、研究所などに分譲するシステムを構築する。

・先端生命工学技術を、海洋生物分野に融合する基礎技術の育成に投資を集中し、2020年までに先進国の技術水準の90%まで技術を開発。

・'18年までに主要な海洋生物50種あまりを対象に遺伝体を解読・完成し、タンパク質体、代謝体などの活用技術を開発して、これを通じて医薬、環境、エネルギー分野で20の源泉技術を開発する。

■海洋バイオ新素材技術の開発

・海洋生物の遺伝子、タンパク質、代謝物質、生体機能を活用した産業用および健康増進用の高い付加価値をもつ新素材を開発するとともに、大量生産技術を開発していく。

・既存の石油化学製品を代替し得る生態由来の生分解性の素材開発を通じて、低炭素グリーン成長をけん引していく。

- 海藻自動車素材、海藻プラスチック、海洋繊維素材、海洋ナノ複合素材、海洋医療素材など5つの海洋新素材分野の世界的な独占技術を開発するとともに、製品の商用化を推進していく。

■海洋新医薬素材の開発

・次世代の源泉技術の新産業として、海洋天然物新薬の薬物標的発掘技術、新薬先導候補物質の探索および発掘技術部門の投資を拡大する。

・10の候補物質技術の移転および多国籍製薬会社でのライセンスングなどを通じて海洋天然物新薬の開発国家として飛躍する。

- 既存のグローバル新薬の副作用および限界の克服を通じて世界製薬市場に参入する。

■生物工学技術の開発

・公害物質を誘発する科学工程に代わり得る生物学的触媒技術および精密化学生物の工程が活用される海洋生物の工程を開発していく。

・機能性食品や化粧品など短期産業化が可能な高付加価値型有用先導新物質・新素材の探索、抽出および加工など、産業化のための海洋バイオプロセスに基づく技術の構築で対外競争力を強化していく。

[図 4-4] 海洋生命工学の適用分野(ファイル変換が不可能のため省略)

■海洋バイオエネルギーの技術の開発

・陸上の化石燃料の枯渇および気候変動に対応するための環境に優しい海洋バイオエネルギー技術の開発を推進する。

- 海洋潮流、海洋超高温古細菌など海洋生物を利用して、経済性のあるバイオディーゼル、バイオアルコール、バイオ水素などのバイオエネルギー生産の源泉技術を確保する。

- 2020年までに大規模な海洋培養場(1,000 ha)を構築して、バイオディーゼル5万TOEを生産し、温室ガスCO₂50万トンの削減によって1,330億ウォンの経済価値を創出する。

2) 海洋産業の核心技術の開発

(1) 海洋構造物および海洋工学産業の技術の開発

■最先端技術を活用した港湾の建設・維持・管理技術の開発

・エネルギー節約型グリーンポート(Green Port)およびリモデリングの設計・建設技術の開発。

・気候変動にともなう超大型台風、津波、海水面の上昇などから港湾を防護する防災技術の開発および生涯周期費用を考慮した最適なユビキタス・センサー・ネットワーク(USN、Ubiquitous Sensor Network)の港湾維持管理技術の開発。

・港湾建設の効率的な設計および検証のために3D仮想シミュレーション技術とGPSを利用し、正確な位置の確保および精密施工技術を開発していく。

■超大型海上産業基地を造成

・コンテナ船の大型化、海上新空間の要求需要などに対処するためのハイブリッド・モバイル岸壁荷役技術など、浮遊式の海上複合物流基地を構築する核心技術の開発。

・最近のLNGの需要急増にともなう重力基盤構造(GBS、Gravity Base Structure)のLNGターミナルなど、戦略資源積荷役システムの開発。

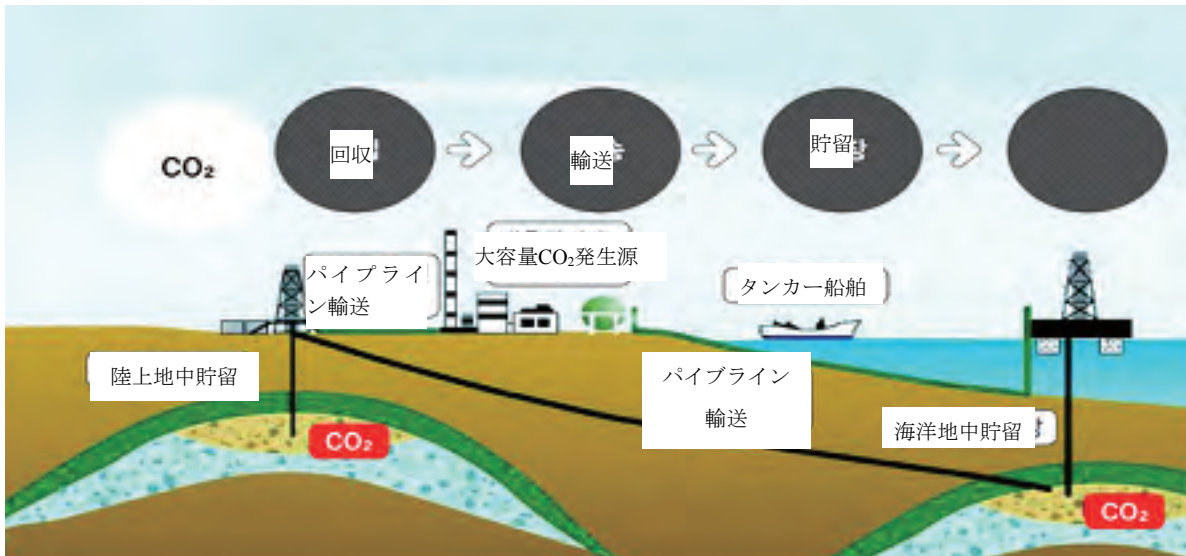
・クリーン海洋エネルギーで、所要エネルギー全体の50%を担わせ、汚染物質の排出を最小化することを目標に、エネルギー自給型のグリーン海上都市を建設する。

■気候変動に対応するための海洋CCS技術の開発および国内適用。

・大規模な温室ガス削減技術として浮上している二酸化炭素(CO₂)の回収・貯留(CCS, Carbon Capture and Storage)の技術の開発および国内普及のための海洋環境の安全管理システムの構築。

・海洋堆積層を対象にして、2020年以降、年間300万トン級のCO₂の貯留を実現するために大規模なCO₂貯留候補地を確保し、CCS関連の海洋流出防止および安全管理技術を開発していく。

[図 4-5] 二酸化炭素の海洋地中貯留技術の概念図
二酸化炭素の回収および貯留の統合システムの構築

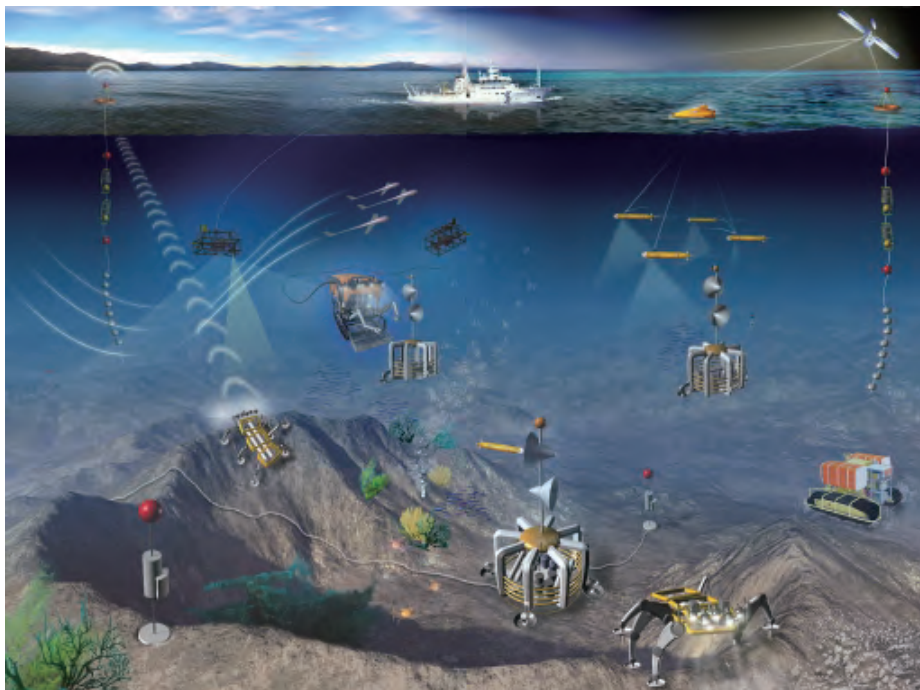


資料：国土海洋部（2009）

■海底探査および作業装備の開発

- ・ 極限地および大洋海底で高難易度の任務遂行が可能な自律無人潜水艇および関連作業装備などを開発していく。
- ・ 潮流が強く、視界の悪い韓国の西海の環境で、海底探査および作業が可能な無人海底ロボットなどを開発していく。
- ・ 自律無人潜水艇、遠隔無人潜水艇、多関節海底ロボットおよび海底基地などで構成される無人海底探査システムを構築する。

[図 4-6] 無人海底探査システムの概念図



資料：国土海洋部（2008）

■海底観測基地および水中通信探知装備を開発

- ・海底環境および海底資源をモニタリングして、多様な海洋科学の実験を遂行できる固定式の海底海洋環境観測基地の核心技術および運用技術を開発していく。
- ・超音波長距離水中通信と高速水中通信が可能な水中通信ネットワーク装備を開発していく。
- ・音波を利用して、濁度が高い環境でも運用が可能な地形地物および水中移動体の探知装備を開発していく。

(2) 先端造船技術の開発

■新概念の船舶開発

- ・新概念の特殊推進器（Azipod、Waterjet、Voith-Schneider、Propeller など）船舶と氷解船舶の操縦性能の推定技法を開発していく。
- ・船舶に適合する燃料電池、電気モーターの出力／負荷特性の導出など、船舶用の電気推進システム技術を開発していく。
- ・船舶性能のモニタリング総合安全性評価および実船、試運転解析技法を開発していく。
- ・艦艇ステルス性能の性能向上技術。

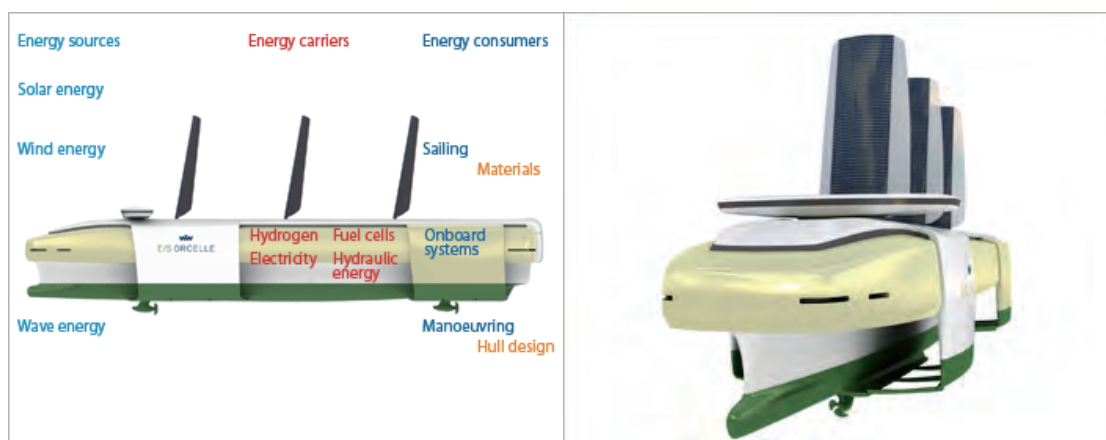
■無人船および環境親和型クリーンシップ（clean ship）の開発

- ・海上で多目的（監視、諜報、偵察および作業）用の無人水上船体および知能型自動運行制御システムを開発していく。

*海上で自律運航と遠隔制御が可能。

- ・CCS 関連 CO₂ 海洋移送および注入システム工程安全設計および流出防止技術などを開発していく。

[図 4-7] ハイブリッド推進船の概念度



資料：韓国海洋研究院（2009）

(3) 海洋運送安全支援技術の開発

■電子航法システム（e-Navigation）志向の海上航法技術の開発

・ 知能型運航支援システムの構築、ダイナミック電子海図システム（ECDIS）の開発、低エネルギーのデジタル航海装備技術の開発。

*船舶自動接岸、無人船の自律運航、内陸水路の安全運航のような未来 e-Navigation 環境の構築。

■港湾交通の効率向上および安全管理支援技術

・ 先端 IT 技術を利用した高い現実感をもつ 3 次元船舶（曳船・舢舨、レジャー船舶などの小型船舶）運航シミュレーターおよび船舶運航シミュレーターを活用した海洋安全教育システムを開発していく。

■海洋事故対応技術の開発

・ e-Navigation 基盤の事故予防技術、人間のミスを考慮した事故予防技術の開発。

・ 海洋事故迅速対応システム、種類別対応技術、救難防除技術および危害度評価基盤の海洋事故低減技術の開発などを通じて海洋事故の被害の最小化を実現する。

■北極航路の安全運航のための技術開発

・ 実際の海域運航性能の高度化および氷上情報計測技術と、遠隔制御による氷上情報のリアルタイム計測および提供技術を開発していく。

・ 実際の海域の運航シミュレーション技術およびシミュレーションを開発していく。

■船外機の国産化を開発

・ 環境に優しいグリーン動力、電子式ガソリンエンジンの設計・制作。

・ 燃焼効率が高い海上用救助システムの開発で排気ガスを低減する。

・ 国際海洋環境基準および認証規格を満たすエンジンを開発していく。

3) グリーン成長のための海洋環境の保全および探査の核心技術の開発

(1) 海岸および沿岸環境の生態系の保全と復元

■陸上に起因する汚染物質の海洋排出および海洋事故に対応するための総合管理方法の構築

・ 陸上に起因する有機・無機汚染物質と水低層廃棄物をモニタリングし、汚染物質と廃棄物を低減する方法の策定。

・ 事故による油類および有害化学物質の海上流出に備え、拡散、予測、防除、環境への影響を評価する関連技術を開発し、対応策を策定、施行する。

■赤潮など沿岸環境災害の予報および汚染物質管理技術を開発

・ 赤潮予報および早期対応技術を実用化し、現場に適用し、赤潮除去および被害最小化のための関連技術を持続的に開発していく。

・液化廃棄物などの危険物質を沿岸に安全に貯留し、窒素酸化物（NOX）、硫黄酸化物（SOX）、揮発性有機化合物（VOC）などの大気汚染物質の排出を低減する技術を開発していく。

■沿岸の環境生態系保全のための関連基礎基盤技術を開発

・遺伝子の変形した生物体、外来種、侵入種などに対する現況を把握し、これを基盤に船舶バラスト水、外来種拡散などに対応する関連技術を開発する。

・干潟を試験的に復元し、メソコスム（MESOCOSM）などを活用した干潟の浄化能力と生態系の価値を評価する。

・沿岸域を統合管理するための沿岸自然の基本図および沿岸の健康図を作成するとともに、海岸の植生の育種および復元技術を開発し、環境に優しい浸食防止技術の開発および海岸遠隔探査、GIS 構築事業などを遂行していく。

(2) 気候変化の予測と対応技術の開発

■地球温暖化の進行などにもなう海洋の環境生態系の変化を予測し、低減するための海洋部門の実践方法の開発

・海洋部門で実践可能な温室ガス削減方法を導き出して実践し、特に海洋堆積層を対象とした大規模な温室ガス削減のための海洋 CCS 技術の普及およびこれに関連する環境安全管理システムを構築する。

■海洋酸性化、自然災害を予測・予防知るための海洋部門の対応方策の策定および関連技術の開発

・気候変動による海洋酸性化、酸素不足現象（Hypoxia）の進行、環境生態系の変化などを予測し、これに対応する政策・対応策、技術などを導出する。

・津波、台風などの異常な海洋気象の頻発と海面上昇に備え、沿岸災害の精密予測モデルの開発、設計波の再算出適用、沿岸浸水の災害図作成など、関連予測技術の開発および対応方法を整備する。

・沿岸の脆弱地域の異常海洋現象の監視警報システムの構築。

- 沿岸の脆弱地域を対象に、海洋異常現象（離岸流、異常波浪、大波など）による人命財産の被害低減のための感知観測望および警報システムを構築する。

・気候変動にもなう CO₂ 監視技術を開発していく。

- 海洋 - 大気 の CO₂ の変動および相互交換量の統合観測技術を開発していく。

- 可居礁、白翎島など、海洋 - 大気 の、気候変動観測のスーパーサイト運用技術を開発していく。

(3) 海洋の探査と観測、資料の統合管理、そして予測と予報

■海洋環境を精密探査、観測するためのシステムの構築と運用

・海岸・沿岸の環境を常時監視するための潮位観測所など海岸観測所、および離島基地など海洋科学基地を構築・運用する。

・海洋観測衛星を利用した韓国海全域の状況を眺望できる 3 次元リアルタイム・オート観測網を

構築する。

- ・ 韓国の海岸 EEZ 全域の 3 次元精密海洋環境図、海底地質図、海洋生物図鑑などを作成、全国民が活用する海洋資料となるよう、サービスを提供していく。

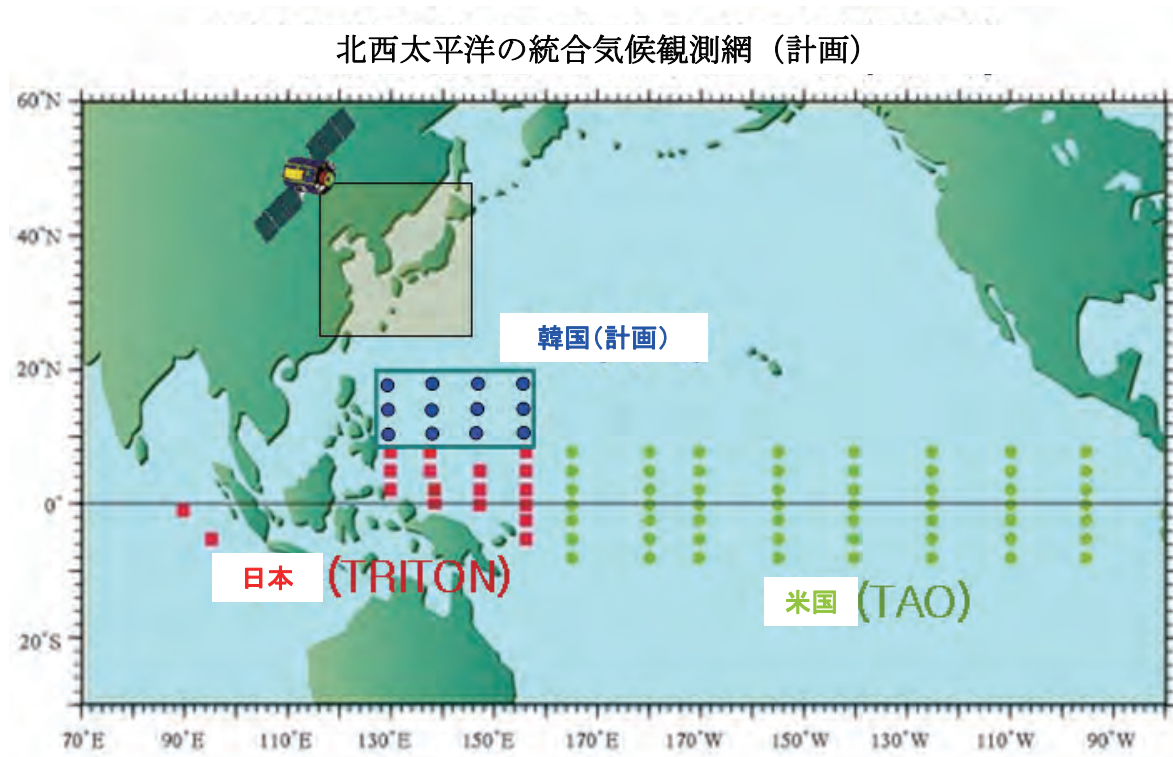
- ・ IT 技術を適用した海洋環境観測のための USN 基盤の海洋クラスタおよび融合サービス・システムを開発していく。

■気候変動の精密予測のための大洋観測の遂行と効率的な海洋観測核心技術の開発

- ・ 地球の気候変動および韓国海に及ぼす影響の予測モデル稼働のための大洋観測の実施、および ARGO²、KOGA、DART 計画など関連国際協力事業への積極的な参加。

- ・ 音波、レーダー、衛星など多様な方法による遠隔海洋探査技術、科学分析および自動計測技術、海洋生物自動分類技術などを開発。

[図 4-8] 北西太平洋の統合気候観測網の構築



資料：韓国科学財団（2008 年）

■海洋資料の生産・加工・管理を通じた海洋変化の効果的な予測、予報

- ・ 海洋資料の統合管理システムを構築し、資料の加工および運用サービスのための高速計算機な

²全世界の海に 3,000 個余りの浮標をおき、海洋内部の観測を通して気候変動を観測しようという政府間海洋学委員会 (IOC) および世界気象機関 (WMO) の共同作業。

ど関連インフラとデータベース/GIS システムを開発、活用していく。

- ・資料の信頼度確保のための海洋観測技法、試料分析技術、資料管理の標準化および観測装備の検査・校正システムを確立させる。

- ・遠隔探査資料を活用した海洋調査および海水流動モデルの分析技術を開発していく。

- 遠隔探査を活用した沿岸地形および堆積物の変化様相を把握する。

- 衛星高度計の資料を利用した外海の潮汐研究。

- 通信海洋気象衛星による海の色センサー（GOCI）資料を利用した海洋環境（水温、赤潮、浮遊物質の移動など）のモニタリング。

4) 海洋科学の技術開発能力の強化

(1) 海洋科学技術の研究基盤の拡充

■海洋科学技術予算の確保および効率的執行

- ・海洋科学工学の基礎源泉研究予算を 2013 年までに 30%に拡大する。

- ・海洋科学技術予算全体の 10%以上を融合研究開発のために投資する。

- ・海洋新産業の創出と実用化が期待される未来志向的な海洋科学技術の研究分野に対する基礎源泉技術の開発研究費支援を拡大する。

- ・大学院を中心とした先端海洋科学技術の基礎源泉研究支援を拡大する。

- ・基礎源泉技術の開発、応用産業化技術の開発など研究段階に沿った政府部処別支援の役割を分担・調整する。

■海洋調査船の建造および潜水艇、海洋観測衛星、探査機器など核心海洋装備の開発

- ・砕氷船アラオン号、大型海洋科学調査船、浅海試錐船などの研究船の規模別、研究目的別「中長期海洋研究船建造推進計画」を策定し、多様な種類の研究船建造を推進および支援する。

- ・国家所有の沿岸海洋調査船と大型海洋科学研究船の効率的な運営のために、調査船の管理システムを改善して先進化を推進する。

- ・人工衛星、潜水艇、観測機器などの高価な海洋装備の活用を最大化し、海洋研究の機器・装備の国産化を推進する。

■海洋生物資源館、海洋試料図書館などの体系的な管理システムの構築

- ・海洋生物資源館の完工・運営によって、韓国の海洋生物の遺伝資源を体系的に確保・保管し、共同活用できるシステムを構築する。

- ・高い採取費用のかかる海底鉱物、堆積物など海洋の地質試料の体系的な保管によって試料の重複採取を防ぎ、試料の共同活用を最大化する。

■南北極など極限地での海洋研究インフラの構築および海洋調査・観測の実施

- ・南極大陸に張宝高基地を建設し、南極大陸での特性化された研究を通じて、極地科学技術の発展と世界的な競争力を確保する。

- 南極大陸周辺の大陸棚および堆積盆地の現場探査・調査を実施し、南極における資源開発のた

めの基礎資料を確保する。

- 南極海の海洋生物資源を探查し、将来の生物資源を確保する。
- ・北極海のエネルギー・生物資源の国際共同研究を通じて、今後、北極海の資源の国際共同開発の基盤を確保し、資源開発の主導権を先占する。

(2) 海洋韓国発展プログラムの運営

- 国家的な戦略レベルの海洋韓国発展プログラム（Korea Sea Grant Program, KSGP）の運営
 - ・海洋科学技術分野の基礎源泉研究の支援と創意的・実用的な研究を推進する。
 - ・全国の主要大学および研究機関を KSGP 運営のための地域別拠点研究機関に指定（10カ所）する。
 - ・養成された人材の最終受け入れ先と連係して、KSGP の研究主題を開発する。
- 積極的な研究事業の広報および技術マーケティングの推進
 - ・KSGP の大学別インターネットサイトを構築し、研究事業を広報する一方、産業化が可能な技術は海洋関連機関の技術取引会社などを通じて積極的にマーケティングし、移転を推進する。

(3) 国家海洋観測網の構築

- 海洋観測衛星試料を総合的に活用し、広域海洋のモニタリング体制を構築
 - ・宇宙開発中長期基本計画（'04.12）に沿って、第2号海洋観測衛星を'18年までに開発し、海洋衛生センター（KOSC）を中心に海洋循環、気候変動（炭素循環）、赤潮および海洋汚染など 3D 先端海洋監視・観測システムを構築する。
 - ・海洋衛生センターで静止軌道の海洋観測衛星および国外の低軌道衛星のリアルタイム衛星資料を受信し、朝鮮半島周辺海域の海洋環境の監視、海洋予測および予報に活用できる基礎資料を作成するなど先端インフラを構築する。
- 航空機による海洋調査および監視体制の構築
 - ・航空機による定期的な航空監視システムの構築によって、効率的な沿岸域の管理と海洋環境を保全するための取り組みを支援していく。
- 地球海洋観測システム（GOOS）、北東アジア海洋観測システム（NEAR-GOOS）との連携網の構築
 - ・国家海洋観測網の基本計画（'01.7）と、運用海洋学のシステム構築計画（'07.12）に沿って、リアルタイムの海洋観測網の拡大・構築を'13年までに完了し、海洋環境情報の生産・提供を'18年までに段階別に推進する。
- リアルタイムの韓国海通信観測網の構築・運営
 - ・国家海洋観測網と航空機で生産された沿岸観測資料、衛星による広域海洋特性資料などをリアルタイムで通信して観測資料と統合することで、リアルタイムの韓国海観測管制状況を構築し、

運営する。

■リアルタイムの海水流動情報提供システムの構築

- ・海洋観光レジャーの活性化、海難事故への対応、海洋汚染の防除などに必要なリアルタイム海水流動情報サービスのための日本海・西海の圏域別 HF-Radar 観測システムを構築する。
- ・沿岸の海水流動情報と予測情報の3次元可視化およびサービス・システムを整備する。

(4) 海洋科学情報のネットワークを構築

■海洋資料のデータベースおよびサービス・システムの構築

- ・海洋資料（物理、生物、化学、地質など）の総合的かつ体系的な収集、管理、加工、配布のための国家海洋データベースを構築。
- ・海洋研究機関（韓国海洋研究院、国立水産科学院、海洋関係の大学研究所など）および国立海洋調査院で遂行する海洋調査項目を標準化し、効率的な資料の管理と交換のためのネットワークを構築してサービスを提供する。
- ・国内海洋資料の生産機関がもつ海洋情報データベースの相互連携を強化し、海上情報データベースへのアクセシビリティを向上させることで共同活用を促進する。

■韓国海洋資料センター（KODC）機能の活性化

- ・データを探して確保し、収集されたデータを加工・集約したデータベース/GIS を運営・サービスするなど、活用度を最大化させるための KODC 運営方法を整備する。

■グローバル海洋観測情報センター（m-GEOSS）の構築および運営

- ・グローバル観測グループ（GEO）海洋分野のリアルタイム海洋観測資料の GEOSS を共有するための海洋分野資料の単位センターを構築し、運営プログラムを活性化させる。
- ・国家認証、海洋観測所の選定および品質処理と資料共有標準化のサービスを提供するためのデータベース管理システムを構築する。

(5) 国際共同研究の推進

■気候変動にともなう海洋生態系の変化などに関する国際的な共同対応

- ・海洋科学環境関連の各種国際機関（*）への積極的な参加。
（*）政府間海洋学委員会（IOC）、北太平洋海洋科学機構（PICES）、海洋生物地球化学・生態系統合研究（IMBER）、全世界海洋共同観測組織（POGO）、グローバル観測グループ（GEO）の海洋分野のグローバル観測システム（GEOSS）などに関連する国際機関に積極的に参加。
- ・地域海の環境汚染と保全に対する国際的な取り組みに参加するため、UNEP の地域海プログラムである北西太平洋保全実践計画（NOWPAP）事務所などを運営し、それによって国家の地位を高める。
- ・韓国国際協力団（KOICA）および麗水プロジェクト・プログラムと連係した開発途上国などの海外支援型の国際共同研究プログラムを開発、推進する。

- 韓・中・日北東アジア海洋科学共同協力事業の開発、推進
 - ・黄海の冷水帯および大規模な黄海の生態系（YSLME）研究などに関する国際共同研究を推進する。

- 韓・中南米共同海洋研究の推進および海外海洋研究基地の構築
 - ・南半球の海洋（南極海、南太平洋、ペルーなど）の海洋環境の変化、海洋資源研究のための韓・中南米共同海洋研究を推進する。
 - ・生命資源の確保などグローバルな海洋研究活動の拠点を確保する。

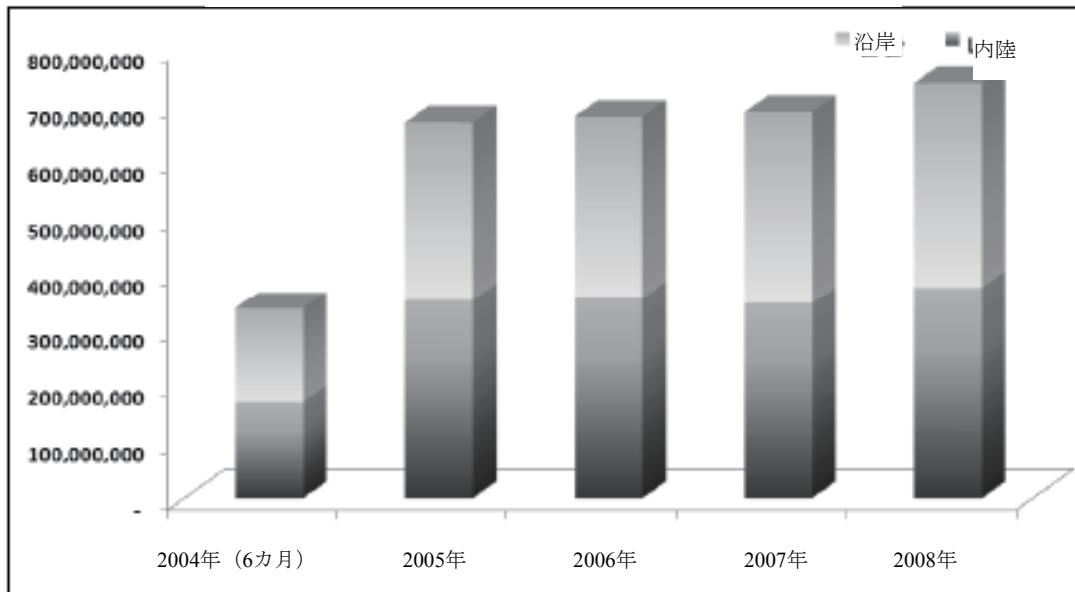
第3節 未来型高品格の海洋文化観光の育成

1. 対内外の与件および問題点

1) 対内外の与件

- 国民所得増大にともなう Well-being 文化およびレジャーパターンの変化
 - ・過去の受動的な余暇の消費パターンから、Well-being 文化に基づいたより多様な体験とダイナミックなレジャー活動への志向。
 - ・国民所得 3～4 万ドル時代の高付加価値の海洋観光レジャー需要の急増が予想される。
- 海洋観光に対する需要が拡散
 - ・週 5 日勤務制の導入以降の海洋観光需要の増加。
 - 余暇時間の増大とともに、経済水準の向上、沿岸空間へのアクセシビリティの改善によって、海洋観光への参加人口が増加する。
 - 全国の観光地の統計調査資料によると、沿岸地域の観光地への訪問者の増加傾向が、内陸地域よりも相対的に高い（沿岸地域の観光地への訪問割合と、観光客の増加率が内陸地域よりも高い）。
 - 海洋観光の参加者
 - ・海水浴客：1 億 800 万人（'07）
 - ・海釣り観光客の規模：釣り船の利用客 200 万人（全国の愛好家 400～500 万人）
 - ・レジャー潜水 C カード所持者：30 万人
 - ・モーターボートの免許保有者：36,000 人（'07）

[図4-9] 全国の沿岸／内陸地域への観光客の増加推移



資料：韓国情報システム (<http://www.tour.go.kr>)

- ・海洋レジャースポーツに対する関心が増大。
 - 観光活動の中心が内陸から海洋空間に拡散することで、海洋スポーツ、スキンスキューバ、海洋生態体験などの海洋レジャー活動に対する好感度が高まっている。
 - 新規海洋観光需要に対応できる観光基盤施設の造成および観光商品の開発など、沿岸の自治体別に多様な海洋観光資源開発事業の推進が必要である。
- ・北東アジアのクルーズ観光市場規模が拡大している。
 - カーニバルクルーズ、ロイヤルカリビアン、スタークルーズなど世界主要船社の中国市場進出により、北東アジアクルーズ路線の拡大が見込まれる。
 - クルーズ観光市場の成長とともに、北東アジアのクルーズ路線獲得に向けた国際クルーズ船社の関心が増大。
 - 上海エキスポ、麗水世界博覧会を機に韓・中・日の関係クルーズ観光商品が登場している。

■高い付加価値をもつ海洋レジャーのサービス産業の育成

- ・海洋レジャー産業の育成のための多様な政策事業を推進する。
 - '06年基準で、世界の海洋レジャーボートの供給規模は23,097千隻であり、2000年以降毎年約100万隻の新規需要が発生している（約470億ドル）。
 - 海洋レジャーボート産業に対する潜在成長力が高く評価されているため、関連産業の育成のために多様な政策事業を推進する。

〈表 4-13〉 海洋観光産業のための活性化政策事業

| 部処 | 事業内容 | 備考 |
|--------------------------------|---|---------------|
| 国務総理室 (海洋レジャー産業 規制の合理化策) | レジャー船舶の制作検査基準の現実化、レジャー船舶の検査 手続きの簡素化、水上構造物の登記制度の導入、公有水面の 点使用料の減免、水上交通手段の屋外商業広告の許可、自然 公園区域内のヨット係留場の設置の許可、公有水面の埋め立 て協議手続きの簡素化、レジャー船舶の所得税の引下げ、遠 距離水上レジャー活動申告の簡素化、水上レジャー事業に必 要な国家河川占用許可権の一元化 | 2008.11 発表 |
| 国土海洋部 | 国家マリーナ基本計画の策定、マリーナ法の立法によるマリ ーナ施設支援システムの整備 | 2009.6 発表 |
| 知識経済部 | 「海洋レジャー装備産業活性化策」の発表に合わせて海洋レ ジャー装備産業を産業育成対象に選定 | 2009.6 発表 |
| 地方自治体 | - 京畿道（華城市）：海洋複合産業団地の育成を推進 - 慶尚南道（統営市）：海洋レジャー産業のクラスタ団地の 構築計画 - 全羅南道（新安郡）：押海島 Yachi city の構築計画 | - |

資料：ホン・チャンウォン（2009）

- ・海洋環境の基盤施設造成事業の推進。
- '09年のマリーナ港湾の造成および管理などに関する法律制定にともなうマリーナ施設、クルーズ産業支援施設など海洋観光の基盤施設の造成を推し進めることで、観光活動の与件を改善していく。
- 海洋観光産業の先占のための沿岸地方自治体の過熱競争を防ぐため、地域事業の評価および統合的な管理方策が必要である。

■広域圏沿岸地域の観光開発事業の推進

- ・東・西・南海岸圏発展特別法にともなう広域圏開発計画の策定により海洋観光が活性化する。
- 地域の観光与件を考慮した地域特化の海洋観光事業の発掘によって、沿岸空間の合理的な開発を推進していく。
- 海洋環境関連の規制緩和を通じて、海岸地域の観光投資を活性化するための方策を整備していく。

■海洋分野のイベントおよびインフラ構築を通じた海洋文化の振興

- ・麗水世界博覧会開催を機に海洋と沿岸の重要性を広報。
- 麗水世界博覧会開催をもとに、韓国の海洋と沿岸の重要性に対する国民的な関心と認識を高める。
- ・政府および各地方自治体別に海洋スポーツ大会やレジャースポーツ展示会などを開催する。

- 政府レベルの「全国海洋スポーツ祭典」および各種の海洋レジャースポーツ大会の開催、地方自治体単位のレジャーボート展示会の開催などが活性化する。
- ・海洋教育インフラの拡大によって、海洋に対する認識が底上げされている。
- 海洋博物館、水族館など海洋インフラの持続的な造成によって海洋に対する間接体験機会の拡大が見込まれる。

2) 問題点

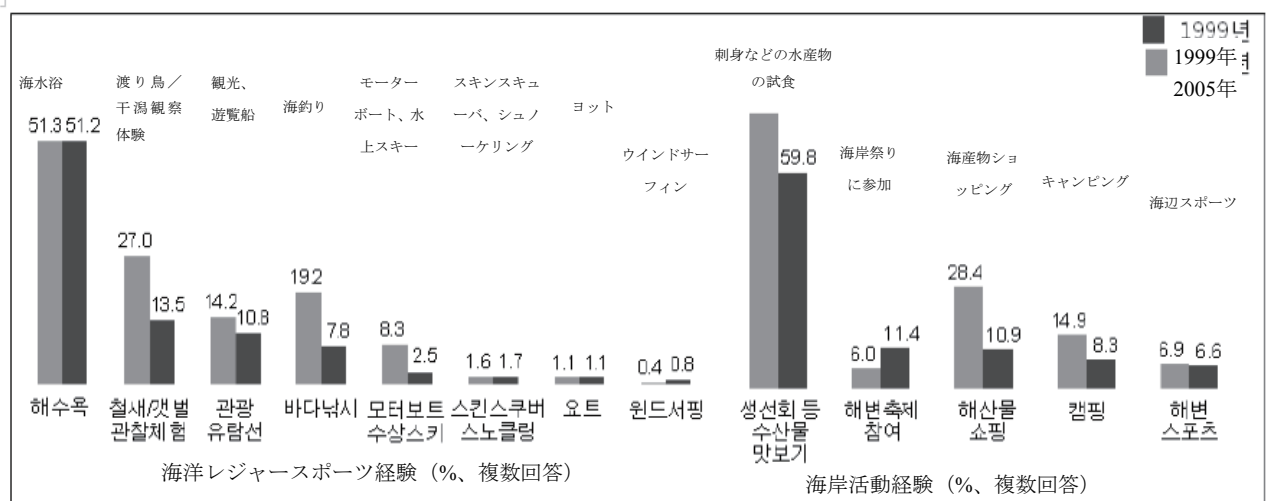
■海洋観光活動の多様性の不足と季節的な制約

- ・海洋観光の需要増加にもかかわらず、国内の海洋観光活動は、海水浴、海岸の景観鑑賞、水産物の購買・試食などの断片的な活動にかたよっている。
- 海洋観光活動の多様化のための新しい観光テーマの発掘が必要とされる。
- 海洋観光資源の季節的な偏重利用の解消と管理基盤の構築が必要である。
- 雇用効果と産業連関効果が大きいレジャーボート、クルーズ観光の体系的な育成が必要とされる。
- ・夏季を中心とした観光客の偏重現象で、観光地の混雑とともに基盤施設の短期的な不足現象が発生している。

国土海洋部の'09年の夏季特別交通対策のアンケート調査の結果、夏期休暇地域として海岸圏に対する好感度が51.6%で相対的に高く形成されている。

- 沿岸地域によっては、観光客全体の50%以上が7~8月に集中し、観光地の混雑問題が深刻になっており、観光客の満足度の低下と季節的な失業などの副作用が発生している。

[図 4-10] 韓国国民の海洋観光活動の実態(省略)



資料：国土海洋部（2008）

■海洋観光資源の開発事業の統合的な連携の不足

- ・海洋観光資源の総合的な管理ならびに利用実態把握のための基礎データが足りない。
- 海洋観光利用の実態分析のための統計資料が不足しており、また地域別に特化された海洋観光

資源育成のための基礎データも確保されていない。

- 海洋観光活性化のための対国民広報の基盤整備が必要である。
- ・海洋空間を取り巻く多様な事業が、個別単位の事業として推進されており、事業間の統合的な関係が不足している。
- 地域別の類似事業への重複投資によって、投資効率性の低下および競争力低下の問題が発生している。
- 海洋観光資源の開発事業の評価システムを整備するなど、地域間の熾烈な競争を抑制する一方、国家的レベルの統合的管理の基盤が必要とされる。
- ・海洋観光産業の複合的な育成策の整備が必要である。
- 沿岸空間の単純な基盤施設の整備事業から抜け出し、関連サービス産業の連係発展方策を模索する必要がある。
- 海洋空間および観光開発を取り巻く関連部処間の協力体制を構築する必要がある。
- ・海洋観光のインフラが不足している。
- マリーナ施設やクルーズターミナルなど、海洋観光活性化のための基盤施設が足りない。

■海洋文化と海洋意識の普及・拡散のための与件が不十分

- ・海洋の価値に対する認識を高めるための海洋歴史と海洋文化の普及・推進が必要とされる。
- 海洋文化インフラの普及とコンテンツの発掘による海洋文化の拡散が必要である。
- 国立海洋博物館や海洋生物資源館の建設、海洋文化祭りの活性化を土台として、国民的な海洋認識の向上策を整備する必要がある。
- ・2012 麗水世界博覧会の開催の成功と事後管理のための総合的な管理システムの整備が必要である。
- 海洋分野の超大型イベントである麗水世界博覧会の開催の成功に向けて、国民への広報の強化と参加方策を整備する。
- 博覧会開催後の主要博覧会施設の活用策の模索を通じて、周辺の地方自治体と連係した海洋観光および地域発展方策を策定する必要がある。

2. 未来与件の変化および展望

■海洋観光需要の増加と多様化

- ・余暇時間の増大とともに、所得水準の向上、沿岸空間へのアクセシビリティの改善などにより、海洋観光活動人口の増加が見込まれる。
- 海岸景観の観賞や海水浴場中心の観光活動から抜け出し、海洋文化に接して、海洋空間で定住と余暇をともに楽しむ需要が増加している。
- 海洋生態観光、海中観光、島嶼観光など多様な形態の観光需要の登場により、海洋観光活動の多様化が見込まれる。
- ・中国をはじめとする北東アジア地域の発展にともなう新規観光需要の急増と海域別の総合発展計画の策定にともなう特化および連係の開発が求められる。
- 海洋空間と内陸空間を連係させる観光商品の登場と、沿岸地域間の観光商品の相互ネットワー

クシステムを構築する動きがある。

- 多様な海洋観光プログラムの登場によって、これらを相互に連係させるための政策事業および制度改善が推進される。

■高付加価値の海洋レジャーサービス産業の成長

・所得水準の増加にともない、クルーズ観光やヨットなど高級装備を利用する高付加価値の海洋レジャーや海洋レジャー文化が普及・拡散。

- 中国をはじめとする北東アジアの地域経済の急成長により、高付加価値の海洋観光リゾート産業の浮上が予想される。

- 海洋レジャースポーツ産業の国家競争力強化のための港湾・漁港再開発事業などを通じたマリナー施設の普及・拡大が予想される。

・海洋観光需要の増大によるクルーズ産業の活性化

- 北東アジアの観光クルーズ市場の拡大により、拠点の育成のためのクルーズ母港地の開発および寄港の拡大が予想される。

- 沿岸地域間の観光ネットワーク連係および沿岸と島嶼地域の観光機能を高めるための沿岸クルーズの観光産業が活性化する。

■体験型海洋観光活動の増大

・海洋の保全的活用を考慮した、体験型海洋観光資源の開発事業を推進していく。

- 海洋の持続的な活用と、関連生態体験を強調する観光資源の開発が推進、これにともなうガイドラインの整備と生態観光認証制度の拡散。

- 単純な観覧型観光から抜け出し、海洋の生態、海洋文化、海洋の歴史を体験して保全しようという教育型体験観光の活性化。

順天湾の干潟生態公園：年間 200 万人以上が訪問・利用。

・沿岸空間の整備と定住機能の改善による観光開発事業の活性化が予想される。

- 沿岸空間の乱開発防止と環境改善、海岸景観の整備を土台とする海洋環境開発事業の推進。

- 所得増大にともなう「5 道 2 村」現象により、沿岸の休養用セカンドハウスの普遍化が予想される。

■海洋文化および歴史のアイデンティティ発見活動の増大

・海洋のもつ多様な価値を広報するための海洋教育インフラの普及の拡散。

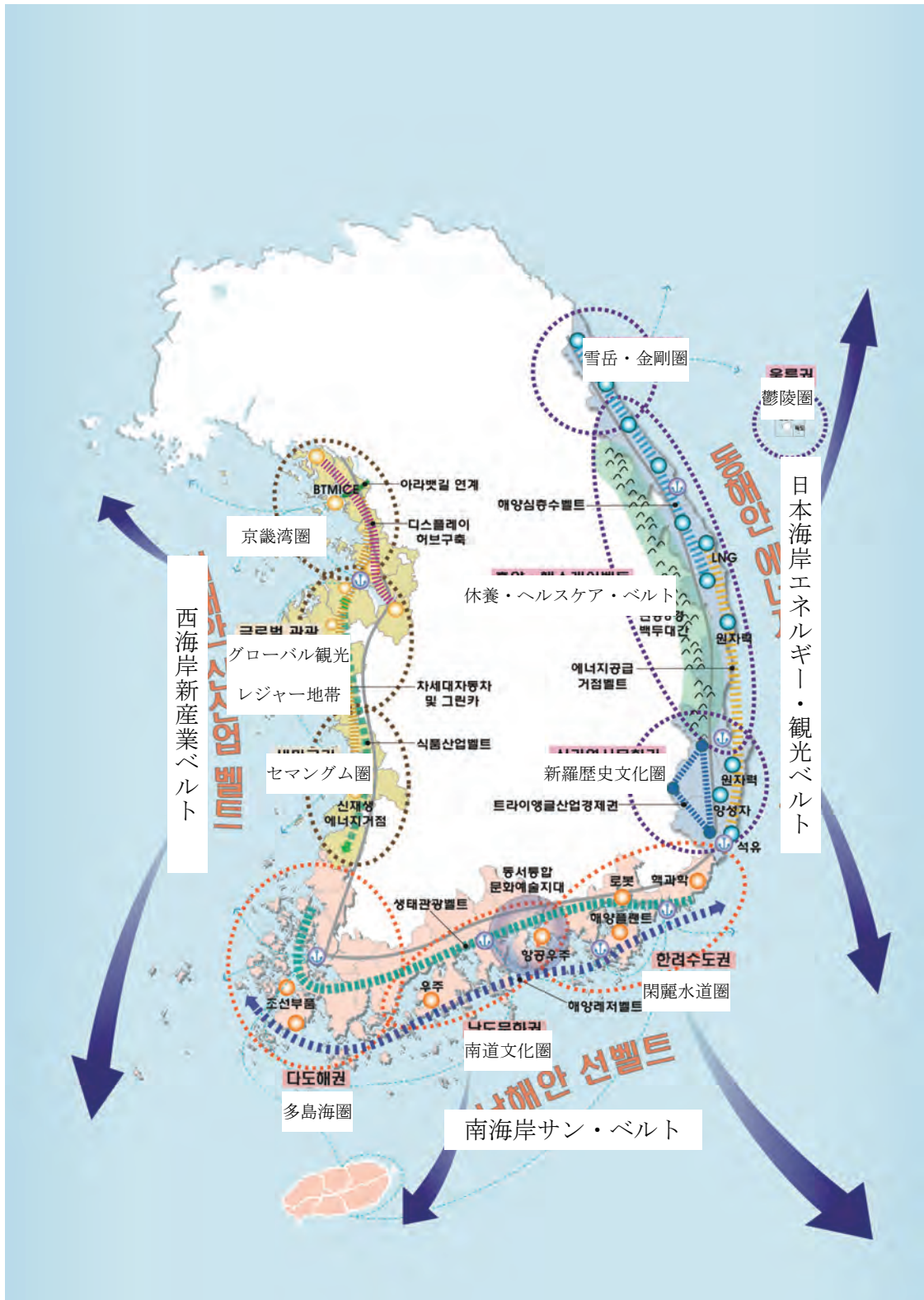
- 海洋歴史文化資源の発掘および普及事業の拡散。

- 海洋博物館、展示館、海洋学校、海洋教育プログラムの整備を通じた親しみやすい海洋文化の拡散。

・2012 麗水世界博覧会の開催の成功によって、海洋に対する国民意識の向上が予想される。

- 南海岸のサン・ベルト (SUNBELT) 事業、日本海岸のエネルギー／観光ベルト (ブルー・ベルト)、西海岸の新産業ベルト (ゴールド・ベルト) などと連係し、海岸別の観光拠点を育成する。

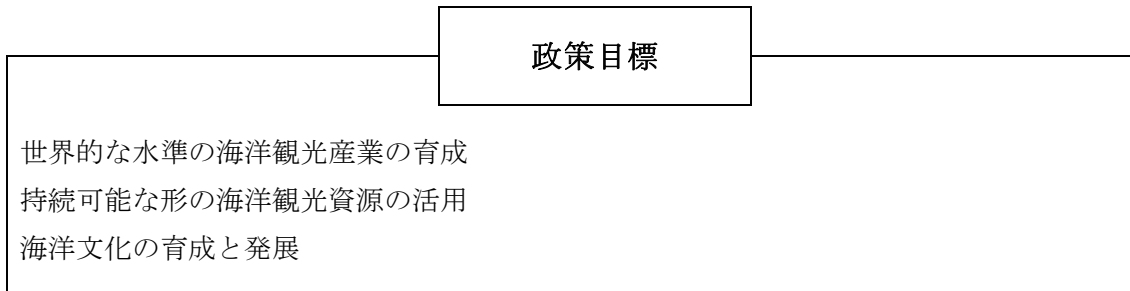
[図 4-11] 東・西・南海岸圏の超広域開発の基本構想概念図



資料：国土海洋部 東・西・南海岸圏發展企画団 (<http://www.mltm.go.kr/coast/index.jsp>)

3. 計画の目標および推進方向

1) 政策目標



2) 推進方向

■世界的な水準の海洋観光産業の育成

- ・ マリーナ・クルーズ港など海洋観光に関連した基盤施設を持続的に造成するとともに、海洋観光の統計データベースを構築するなど、関連する政策基盤を整備していく。
- ・ 海洋観光についての教育、クラブ制、各種イベントの開催などとともに、海洋に関する認識を強化していく教育と、各種体験機会の拡大によって需要を積極的につくり出していく。
- ・ 国民の海洋観光への需要と、世界観光市場の環境の変化に対処できるような海洋観光の開発戦略を整備する。

■持続可能な海洋観光資源の活用

- ・ 保全と開発とが調和した、持続可能な海洋観光資源の活用策を模索する。
- ・ 海洋生態および沿岸空間の持続可能な利用を図る海洋観光開発政策のガイドライン作成と、海洋環境の保全を考えた開発の構想を整備する。
- ・ 持続可能な海洋観光政策の開発および推進を通して、沿岸空間の環境改善とともに、国民の生活の質を改善する方策を模索する。

■海洋文化の育成および発展

- ・ 海洋の歴史と海洋文化の普及を活性化するための、多様な教育インフラの構築をもとに、国民の海洋に対する意識を涵養する方策を整備する。
- ・ 海洋の重要性および新開拓領域として、海洋への認識を高めるための教育を強化していく。
- ・ 麗水世界博覧会の開催の成功を通じて、国民の海洋への意識を強化する。

4. 推進計画

1) 多様な海洋レジャー活動の発掘および育成

(1) 海洋レジャースポーツの活性化

■海洋レジャースポーツ市場の育成

- ・ 海洋レジャースポーツの大衆的な需要創出のための海洋レジャー学校、ヨット学校など教育空間の造成と小・中・高校への海洋レジャー教育プログラムの導入。

- ・海洋レジャースポーツの国民への広報のための各種の海洋スポーツ大会、ボートショーおよび海洋レジャー関連団体の活性化。

■海洋レジャースポーツの活性化のための基盤の造成と、制度の改善

- ・海洋レジャースポーツ装備の普及を促進していくための制度および税制を改善し、海洋レジャースポーツ事業体の育成および関連サービス産業の支援システムを整備していく。
- ・海洋レジャースポーツの拠点地域を選定し、地域の特性化事業を発掘する。
- ・海洋レジャースポーツ活動の安全性を確保するための安全システムおよび災難救護システムを構築する。
- ・海洋の気象予報などについての改善策を整備、海洋レジャーの気象情報提供システムを構築する。

(2) クルーズ観光の育成策を整備

■クルーズ観光を活性化するための開発戦略を整備

- ・北東アジアクルーズの母港機能を遂行していくため、隣接国家の観光客市場の特性を分析し、船社を誘致するマーケティングを推進していく。
- ・沿岸のクルーズ拠点都市の選定および受け入れ体制を改善するとともに、沿岸都市間の連絡航路を開発していく。
- ・沿岸クルーズの寄港地の観光商品を開発し、テーマ島嶼の発掘を通じて沿岸と島嶼地域間の連係観光プログラムを整備する。

’09年現在、島嶼への年間の入島観光客の規模は、搭乗客全体約2,100万人中約900万人（75%）である。

■クルーズ観光を活性化するための専門機関および人材の養成

- ・クルーズ観光を活性化するため、国土海洋部、文化体育観光部、地方自治体、港湾公社、観光公社などの関連部処と機関が連携した、クルーズ観光活性化協議会を構成する。
- ・国際クルーズおよび沿岸クルーズを運営するためのクルーズ専門の人材を養成していく。

(3) 海水浴場の海釣り活動の高品格化

■海水浴場の認証制の導入と、特性化の推進

- ・海水浴場の認証制度を導入し、持続的な高級化を促すとともに、成果の測定が可能な効率的な管理体制を構築する。
- ・海水浴場の周辺環境および保有観光資源に対する分析をもとに、類型別の開発戦略を策定し、海水浴場別の特性化を促していく。

■海水浴場を拠点とした海洋観光の開発事業の推進

- ・海水浴場は観光客の集積度が高いため、これを中心にマリナーやクルーズ、ヨットなどの効率的な事業の推進を図っていく。
- ・海水浴場を現在のような単一季節利用から、季節を問わず利用できるイベントなど各種アイテ

ムを発掘し推進していく。

■安全で快適な海釣り公園の造成

- ・子供を同伴した家族単位の旅行客が安全に釣りを楽しみ、休養できる空間を造成する。
- ・海上釣り公園、浮遊式釣り施設、海辺釣り公園などの特化施設を開発する。

■多様な船舶を活用した海釣り方法を整備

- ・釣り漁船以外に、釣り専用のモーターボートやセーリングヨット（帆船）、スーパーヨット（高級船舶）などを利用して、様々な形で釣りを楽しむことのできる制度を整備する。

2) 海洋観光資源の保全と利用

(1) 海洋観光資源の活用基盤の構築

■海洋観光資源および観光活動に関する情報および統計資料の提供基盤の構築

- ・海洋観光資源の多様化と、海洋観光地の特化などのため、地域別に特色ある固有の海洋観光資源を調査していく。
- ・海洋観光資源に関する詳細なデータベースの構築によって、地域内の海洋観光資源の利用および管理基盤を整備する。

■海洋観光資源の持続可能な活用のためのガイドラインの構築および広報

- ・海洋生態および環境、海洋観光資源の開発との相関関係についての研究を通じて、海洋観光資源の持続可能な活用を図る。
- ・専門人材の養成を通じて、環境に優しく教育的な観光活動のための教育および広報をしていく。
- ・開発された海洋観光資源に対する広報体制の構築によって、海洋観光の情報を総合的に案内できる基盤を整備する。

■海洋観光資源間のネットワーク体制の構築

- ・地域固有の観光資源の発掘を通じ、海洋観光資源の差異を際立たせ、背後支援施設との関係策を模索する。

(2) 海洋生態観光の活性化

■海洋生態観光に対する評価および認証制度の導入

- ・既存の海洋生態観光活動と観光地に対する評価のための基準を整備する。また、認証制度を導入することによって、問題点を改善し、開発の方向を提示する。

■海洋観光の資源別に、持続可能な海洋生態観光事業を推進

- ・干潟生態、湿地生態、渡り鳥、海中生態、海洋生物の生態など、資源別の生態観光プログラムおよび観光施設を開発する。

・海洋生態を体験する時、海洋生態に与える影響を持続的に調査することによって、観光活動の悪影響を最小化し、観光事業の持続可能性を図っていく。

(3) 島嶼観光の活性化

■海上交通手段の開発および基盤施設の拡充

・生活および観光与件の改善のため、航路を多辺化し、水上飛行機・ホバークラフトなど多様な交通手段の開発とともに旅客ターミナル、水上飛行場などアクセシビリティ改善のための各種基盤施設を造成する。

・宿泊施設、電気、水道などの観光基盤施設の拡充によって島嶼観光の障害要因を克服し、休養需要を吸収する。

■島嶼観光の開発事業を実施

・島嶼別の特性を考慮して観光開発事業を実施し、拠点島嶼を開発後、近隣の島嶼地域を結ぶ観光コースを開発する。

・制度の改善および積極的な民間投資の誘致戦略を整備し、各種有人・無人島嶼の観光事業を推進していく。

・韓国の島を国内外に積極的に紹介し、行事および関連情報を提供するためのポータルサイトなどを構築する。

3) 海洋観光空間造成と整備

(1) 海洋レジャースポーツの基盤の構築

■海洋レジャースポーツを活性化するための基盤施設を普及

・海洋レジャーボート活動を支援するための主要拠点別国営マリーナ施設を拡充していく。

・海洋レジャースポーツ産業を総合的に育成するためのマリーナ・クラスタを造成するとともに、関連サービス産業の誘致を推進していく。

・海中レジャー活動を活性化していくための海中の景勝地域を対象に海洋景観保護区域を指定し、案内センターの設置やダイビング・パークの造成など、海中公園事業を推進していく。

■クルーズ港湾の建設を通じたクルーズ・インフラを構築

・クルーズ専用埠頭やターミナル、付帯施設の造成など、国際/沿岸クルーズ活性化のインフラを構築する。

■海洋レジャースポーツの専門人材を養成

・海洋レジャースポーツの専門家、海洋生態ガイド、マリーナ施設の管理者など海洋レジャースポーツ分野の専門人材の養成を通じて、海洋レジャー教育を活性化させるとともに、新規雇用を創出する。

(2) 沿岸空間の整備による「親水空間」の造成の拡大

■沿岸の「親水空間」の造成事業の活性化

- ・沿岸の地域別のテーマ、ストーリーテリングを発掘することで、海辺空間の機能を活性化し、1年を通して海水浴場を利用できるような方策を推進する。
- ・「親水空間」(水に親しむ空間)へのアクセシビリティの改善事業や、宿泊および各種便宜施設の造成事業への支援を通じて、沿岸空間の観光機能を強化する。

■海岸の景観管理と、整備基盤の構築

- ・沿岸地域の乱開発防止と景観改善のための海岸景観管理制度を導入することで、沿岸空間の環境改善を図る。

■港湾/漁港の再開発事業を通じた港湾/漁港の「親水文化空間」の造成事業を推進

- ・港湾/漁港の再開発事業によって港湾/漁港へのアクセシビリティを強化するとともに、ウォーターフロントの造成事業の推進によって貿易港、漁港の観光機能を高める。

(3) 北東アジアの海洋観光拠点都市の造成

■海洋レジャー活性化区域の指定による海洋レジャー拠点の整備

- ・全国的な海洋観光資源の利用実態の分析をもとに、地域別の海洋レジャー活性化区域の指定を推進する。
- ・沿岸管理地域計画、港湾再開発区域、マリーナ港湾区域、都市計画などと関係し、マリーナ、釣り、スキンスキューバなどテーマ型の海洋レジャー活性化区域を指定する。
- ・マリーナ施設の背後に、海洋レジャー装備の開発、保管修理、教育などを遂行する複合レジャー産業団地を造成する。

■海洋文化観光都市の造成

- ・海洋レジャー活性化区域を中心に、海洋文化のコンテンツと海洋観光インフラが結合した海洋観光都市を造成する。
- ・東・西・南海岸圏発展特別法に基づく沿岸都市発展計画との関係を通じて、海洋観光拠点都市を造成する。
- ・海岸別、拠点別の海洋総合レジャー・センターの建設を推進する。

4) 海洋観光政策の統合的な推進体制の構築

(1) 海洋観光資源の活用基盤の構築

■海洋観光産業育成のための部処間の協議体を構成

- ・海洋観光産業を活性化させるための部処間協議体を構成し、各種事業の重複投資の緩和、財源調達および規制改善方策を検討していく。
- ・部処間の共同事業の発掘を通じた海洋観光事業の有機的な連携方策を整備する。
- ・海洋観光の活性化の制約になっている各種規制に対する改善方策を整備する。

■海洋観光資源開発事業の評価体制を構築

- ・地域別海洋観光分野の開発事業についての評価体制を構築することで、地域ごとに特化された事業の発掘を促す。
- ・地域間ネットワーク体制を構築することで、地域間で連携した観光商品を開発し、海洋観光拠点を育成する。

■海洋観光資源の開発および観光活動促進のための法令の整備

- ・新規海洋観光資源の発掘および観光活動の活性化のための法令の新規制定ならびに関連法の改正法案の検討。

地域の海洋観光資源の開発事業を総合調整する統合計画の策定。

■海洋観光の複合産業化

- ・海洋観光産業と水産業、船舶製造、流通業、装備賃貸業などの沿岸地域の産業を融合し、複合産業化が可能になるよう促す。
- ・既存の海洋観光資源の中で複合産業化され、または産業間の相互連携がなされている優秀事例（best practice）を発掘し、支援する。
- ・海洋観光レジャー関連の各種先端装備産業の育成を積極的に支援する。

5) 海洋文化コンテンツの多様化

(1) 海洋の歴史・文化資源の発掘および海洋意識の拡散

■海洋の歴史・文化資源の発掘および広報を通じた海洋文化の親和性を強化

- ・全国に散在している海洋歴史文化資源の発掘事業を推進し、海洋文化を探訪する行事などを開催する。
- ・海洋広報および海洋文化行事の開催によって、海洋に対する関心を引き出し、また海洋に対する親和性を高める。

■海洋資源の保護と持続的な活用のため、海洋への意識を涵養する事業を推進

- ・海洋への意識を涵養するための政府レベルの中長期推進戦略の整備を通じて、散発的に推進されている事業の統合的な管理と支援策を整備する。
- ・海洋文化財団、海洋少年団など、海洋意識の涵養のための専門機関の支援・管理方策を整備するとともに、ネットワークの構築によって海洋意識の体系的な拡散を促す。

(2) 海洋文化インフラの普及および拡散

■国立海洋博物館、国立海洋生物資源館の建設による海洋文化インフラの構築

- ・海洋への意識と海洋の歴史、海洋文化についての展示空間支援事業を通じて多様な海洋文化インフラを構築し、また地域の歴史博物館、水族館、科学館との連携ネットワークを構築することでサービスを向上させる。

- ・海洋展示物を確保するための国民的な海洋文化遺物収集運動を展開するとともに、海洋文化資料の文化財指定を促進する。

- ・海洋生物資源館の設立によって、海洋生命資源に関する情報を蓄積し、情報共有ネットワークを構築する。

- ・全国の海洋文化施設の統合協議体を運営し、相互連携策を推進する。

■海洋文化フェスティバルの育成を通じた対国民広報基盤の強化

- ・夏季に偏重した断片的な行事ではなく、海洋に対する意識および海洋文化を高めることのできる海洋フェスティバルとして育成する。

- ・散発的に推進されている海洋フェスティバルの評価システムを構築することで、海洋フェスティバルの総合的な管理基盤を整備し、優れた海洋フェスティバルの支援策を整備する。

- ・海の日イベント、海洋スポーツの祭典など政府レベルでのイベントを広く広報するためのオンライン/オフラインの広報基盤を強化する。

■海洋教育モデル学校の指定を通じた海洋教育基盤の強化

- ・海洋意識についての体系的な教育と普及・拡散のための海洋教育モデル学校を運営し、また海洋教育の教材を継続的に発刊する。

- ・海洋関連の大学や専門研究機関に海洋アカデミーを設置し、関連教師、一般人を対象にした海洋に対する意識の教育機会を提供する。

- ・海洋文化の普及と拡散のための人的資源の発掘によって、海洋意識の専門教師を養成し、また民間団体を育成する。

(3) 2012 麗水世界博覧会の開催の成功と事後活用

■麗水世界博覧会の成功指標の開発および成果管理システムの導入

- ・歴代の世界博覧会の成果と麗水世界博覧会の与件の分析を通じて、成功の条件および指標を開発する。

- ・指標別・日程別の成果達成の程度を体系的・客観的に評価する成果管理システムを導入する。

■観覧客および参加国を拡大するための戦略的マーケティングの推進

- ・観覧客を増やすために、韓流スターやノーベル賞受賞者などを活用したキラーマーケティングを推進する。

- ・参加国を拡大するために、戦略的な誘致対象国家の選定などターゲットマーケティングを推進する。

- 「博覧会の開発」を「地域の開発」に転換し、背後施設などと連携して麗水地域を南海岸における海洋観光の拠点とする。

- ・事後活用を成功させるために、地域の世論を集め、潜在需要者を発掘し、供給者と需要者間の意見を調整するなど、十分な検討を通じて事業を遂行する。

- ・開催地と周辺地域とを連携した中長期の発展計画の策定を推進する。
- ・博覧会場を海洋環境、海洋産業および海洋観光の拠点として造成する。

第4節 東アジア経済浮上にもなう海運港湾産業の先進化

1. 対内外の与件および問題点

1) 対内外の与件

■世界の中心、アジア経済の成長

・アジアは、世界人口の49%、貿易依存度62.5%であり、世界最大の開放経済圏域として成長している。

- 過去20年間の経済成長率は、世界の3.8%よりも高い4.1%を記録し、1人あたりのGDPも2.6%に増加している。

〈表 4-14〉アジア経済圏の成長と開放度

| 経済圏 | 人口('07) | | 韓国国内総生産 | | | 1人あたりGDP | | 貿易額 /GDP('06) |
|-----|---------|--------|-----------|--------|-------|----------|-------|------------------|
| | 百万人 | 比率 | 10\$('07) | 比率 | 平均増加率 | \$('07) | 平均増加率 | |
| アジア | 3,241 | 49.0% | 11,626 | 19.2% | 4.1% | 3,587 | 2.6% | 62.5% |
| EU | 461 | 7.0% | 16,586 | 27.4% | 2.4% | 35,958 | 2.0% | 64.3% |
| 米国 | 301 | 4.6% | 13,841 | 22.8% | 3.1% | 45,963 | 2.0% | 22.4% |
| 世界 | 6,615 | 100.0% | 60,609 | 100.0% | 3.8% | 7,651 | 1.7% | 50.5% |

注：アジアには、ASEAN10カ国、韓国、中国、日本、インド、台湾、香港の16の経済圏が含まれる。

資料：ADB（2008年）

・1990年以降の世界経済開放貿易自由化により、アジアのコンテナ物動量は、世界全体の増加率10.4%より高い年平均12.3%ずつ増加している。

- 最近20年間で、全世界では6倍、アジアでは8倍に増加しており、アジアの比率は37%から51%に大幅に増加している。

■コンテナをはじめとする物動量の持続的な増加

・1994年以降、韓国の港湾物動量総量は、コンテナを含め年間4.9%ずつ増加している。

- 1994年の5億8600万トンから、2008年には11億3900万トンにまで増加している。

- 通貨危機に見舞われた1998年を除き、持続的な成長を見せている。

[図 4-12] 全国港湾物動量の推移(省略)

資料：国土海洋部 海運港湾物流情報システム（SP-IDC）

・大量貨物と一般貨物を基準にしてみると、大量貨物（セメント、砂、鉄材、鉱石、石炭、油類

ガスケミカル)が、貨物全体の68%程度('08年基準)を占めている。

- その他の部門は、ほとんどがコンテナ貨物に該当するため、コンテナ貨物を除くと、大量貨物の実質占有比率は更に高くなる。

〈表 4-15〉 韓国の港湾物動量における大量貨物占有比率の推移

| 区分 | セメント | 砂 | 鉄材 | 鉱石 | 石炭 | 油類 | ケミカル | ガス | その他 |
|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-------|
| 2008 | 3.6% | 5.5% | 7.2% | 9.3% | 8.4% | 24.8% | 3.8% | 4.9% | 32.4% |
| 2001 | 4.5% | 9.9% | 5.9% | 8.7% | 7.7% | 29.9% | 3.1% | 4.9% | 25.5% |
| 1994 | 5.6% | 10.8% | 5.7% | 10.3% | 6.8% | 31.9% | 4.7% | 5.1% | 19.1% |

資料：国土海洋部 海運港湾物流情報システム (SP-IDC)

- ・ 1994 年以降、韓国のコンテナ物動量の総量は年間 11.6% ずつ増加している。
- 雑貨貨物のコンテナ化がコンテナの増加をけん引している。

〔図 4-13〕 全国のコンテナ物動量の推移(省略)

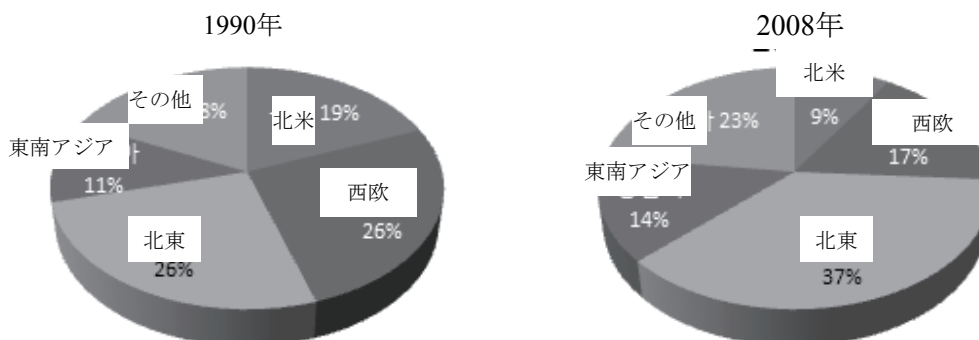
資料：国土海洋部 海運港湾物流情報システム (SP-IDC)

■海運サービスの供給過剰と競争の激化

・ 世界の船舶量は、貿易量の増加傾向の鈍化にもかかわらず、最近の 2~3 年の間に急増し、供給過剰が深刻化している。

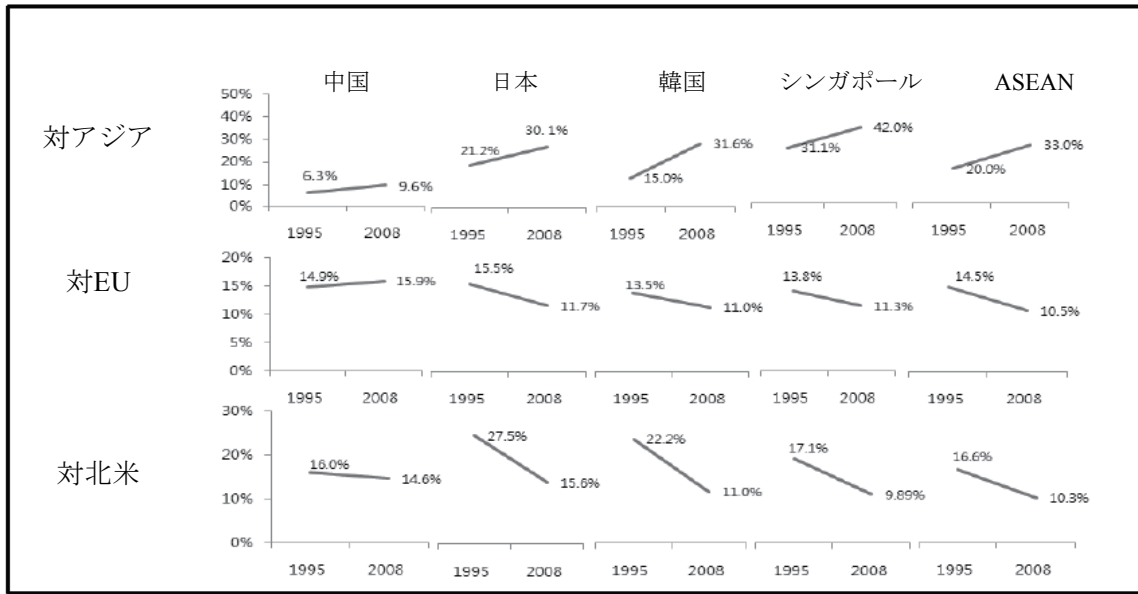
- '01 年末現在で 275 百万 DWT のコンテナ貨物船が'08 年末現在では 419 百万 DWT に急増

〔図 4-14〕 アジア地域のコンテナ港湾物動量の増加推移



資料：Drewry (2009 年)

[図 4-15] アジア主要国の貿易量の地域別比率の推移



- 受注残量比率（受注残量/現存総船舶量）も、'01年の10.7%から'08年には70.1%に急増し、供給過剰による激しい競争が持続すると予想される。

・アジア - 北米、アジア - 欧州間の長距離東西航路の競争が激化する見通しである。

- '06年には3隻40,500 TEUに過ぎなかった10,000 TEU級以上の船舶が、'09年末には42隻50万TEUに増加し、コンテナ船舶が大型化している。

- これに対し、東西航路間の貿易増加傾向は次第に鈍化し、アジア諸国の欧州と北米に対する交易比率が減少して、競争の激化が予想される。

■グローバル物流企業の成長が持続

・アジア太平洋を中心とするグローバル物流市場の規模は、2003年の6,330億ドルから、2007年には8,046億ドルに増加し、年平均では6.2%増加している。

- 米州地域（2,832億ドル、35.2%）、アジア太平洋（2,720億ドル、33.8%）、欧州地域（2,486億ドル、30.9%）。

資料：Datamonitor（2008年）

〈表 4-16〉グローバル物量市場規模の増加推移（2003～2007年）

| 年度 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 規模 (億ドル) | 6,350 | 6,670 | 7,071 | 7,496 | 8,046 |
| 増加率 (%) | - | 5.4 | 6.0 | 6.0 | 7.3 |

・世界10位圏のトップランナーの成長傾向は、2000年代にも持続している。

〈表 4-17〉 トップのグローバル物流企業の売上額の増加推移

| 会社名 | 2000 | 2005 | 2008 | 順位 (08年) | 年平均成長率 (00～08) |
|--|--------|--------|--------|-------------|-------------------|
| DHL Supply Chain & GlobalForwarding | 11,833 | 11,347 | 39,822 | 1 | 16.4 |
| DB Schenker Logistics | 6,634 | 13,698 | 20,956 | 2 | 15.5 |
| Kuehne + Nagel | 7,782 | 13,258 | 20,382 | 3 | 12.8 |
| Nippon Express | 17,757 | 9,010 | 20,616 | 4 | 1.9 |
| UPS Supply Chain Solution | 1,418 | 5,994 | 8,915 | 7 | 25.8 |

資料：各企業別 Annual Report に依拠して作成

■低炭素物流と環境管理の拡散

- ・ 国際海事機関（IMO）を中心に、海上交通部門の温室ガス排出規制を強化している。
 - 海上交通部門の CO 排出量は 10.46 億トン（'07）であり、世界の排出量 316.97 億トンの 3.3%、このうち国際航海船舶が 8.7 億トンで 2.7%を占めている。
 - 国際港湾協会（IAPH）主導で、世界 55 の港湾が [世界港湾機構コンファレンス] を開催し、[温室ガス宣言文] を採択（'08.7）した。
 - ・ 外航船の温室ガス削減策として、海洋汚染防止条約付属書 6 を改正し、IMO の第 62 次 MEPC で採択（'11.7）、発効（'13）予定である。
 - ・ 造船産業に関しては、トン・マイル（ton mile）の貨物輸送原単位、炭素排出量の許可基準としてエネルギー効率設計指標（EEDI*）が開発され、新造船に適用されている。
- *Energy Efficiency Design Index：自動車の燃費（ℓ/km）に類似した船舶設計基準で、船種トン数別の排出量（g/ton mile）を制限している。
 - 海運産業に関しては、一定の大きさ以上（例：400GT）の個別船舶が、年間エネルギー効率管理計画（SEEMP*）を策定し、施行することを義務化している。
- *Ship Energy Efficiency Management Plan：船舶運航中の温室ガスの削減とエネルギー節約のための低炭素運行管理を体系化している。
 - ・ また、中長期的な観点から、排出権取引制度や炭素税基金などの市場基盤型の規制（MBM：Market Based Measures）方策として、新しい条約の制定も論議されている。
 - ・ 韓国国内でも低炭素で環境に優しい港湾を実現するため、'08 年にグリーンポート政策を策定した。
 - 輸送手段の転換（Modal Shift）の拡大による低炭素港湾背後輸送体系を確立。
 - 港湾内の炭素排出の削減（荷役システムの動力装置を改善）。

- 新再生エネルギーを導入し、海洋廃棄物の環境に優しい処理と再活用のための資源循環型港湾システムを構築するとともに、緑地空間の造成などウォーターフロントの開発を持続的に推進していく。

- 低炭素グリーン成長基本法上、「低炭素港湾の建設および既存の港湾の低炭素港湾への転換」など、グリーン港湾構築のための関連法的根拠が整備されている。

■物流企業誘致のための世界的なレベルの中心港湾および背後団地の開発の継続

・港湾競争力の強化および物動量の創出基盤を構築する競争が、熾烈になっている。

- 上海湾は既存の港湾に 186 万坪、洋山港に 270 万坪などの背後敷地を造成するとともに、蘇州地域に工業園区、天津に経済技術開発区、大窯湾港に保税港区および保税物流園区を開発している。

- 北京、上海、広州を三大都市圏物流団地に指定し、物流センター100カ所を開発している。

- 日本は主要港湾の背後に自由貿易地帯（FTZ）を設置し、貨物の流通、保管、加工などの物流関連機能を遂行している。

・中国と日本は、少数の大型港湾を集中的に開発。

- 中国のコンテナ物量の総量は、5,477 千 TEU（'95）から 102,726 千 TEU（'07）へと 27.7%ずつ成長した。上海港は洋山島に'20年までに 71 船席（20,846 m）、18,703 千の敷地に 33,980 千 TEU の背後処理施設を確保する。

- 上海港、青島港、大連港、天津港などは、総延長 47,628 m（'20）、154 船席、敷地 34,656 千から 74,590 千 TEU の処理能力を確保する計画である。

- 日本の場合、東京湾をはじめとする三大中心港湾を中央政府が集中開発するスーパー中樞港湾の育成戦略に転換している。

■港湾運営の高効率化傾向

・生産性向上基盤の高効率ターミナルに進展。

- 高性能コンテナ・クレーン（Twin、Tandem、Triple Type）、機能性車両（SHC、MTS、DSV、Lift/Battery/Cassette AGV、Boom Car）などの装備施設の能力の増大。

- 情報処理の電算化、作業の最適化、現場モニタリング機能の強化により、作業損失の減少、人工知能化方向に技術開発が進展している。

・韓国も港湾運営を効率化するため、港湾人材の供給体制を改編している。

- 主要港湾（釜山港、仁川港、平澤唐津港）の場合、常用化体制に転換している。

・各種の情報流出事故、テロなど物流保安の重要性が高まるにつれ、港湾保安産業の規模が拡大している。

- 2004 年に IMO の国際船舶および港湾施設保安規則（ISPS：International Ship and Port Facility Security）、また 2006 年以降には世界的なレベルでの物流保安認証優秀企業（AEO：Authorized Economic Operator）制度が実施されている。

・港湾・内陸連係運送システムの必要性の増大および関連投資の拡大。

- リン（LYNN）社の BTMS 社買収、ユーロゲートのヨーロッパ・レール・シャトルとの提携、

米国の鉄道・道路のインフラ活用可能な先端システムの構築および新たな施設投資。

- 韓国でもターミナル間の運送を効率化するため、神仙台、7 埠頭、子城台埠頭間の連結道路を段階的に建設していく。

■物流部門の対外協力と企業進出の支援

・韓国の物流企業の海外進出を促進するため、政府は 2006 年にグローバル物流ネットワークの構築計画を策定した。

- ベトナムのブンタウ港湾開発事業など 18 の海外投資事業の発掘および妥当性調査を支援し、1.4 兆ウォンの国際物流投資ファンドを組成し、また、国際物流投資分析センターを設立している。

・港湾部門の政府開発援助（ODA）事業が、中央アジアおよびアフリカ、ASEAN などの新興国を中心に推進されている。

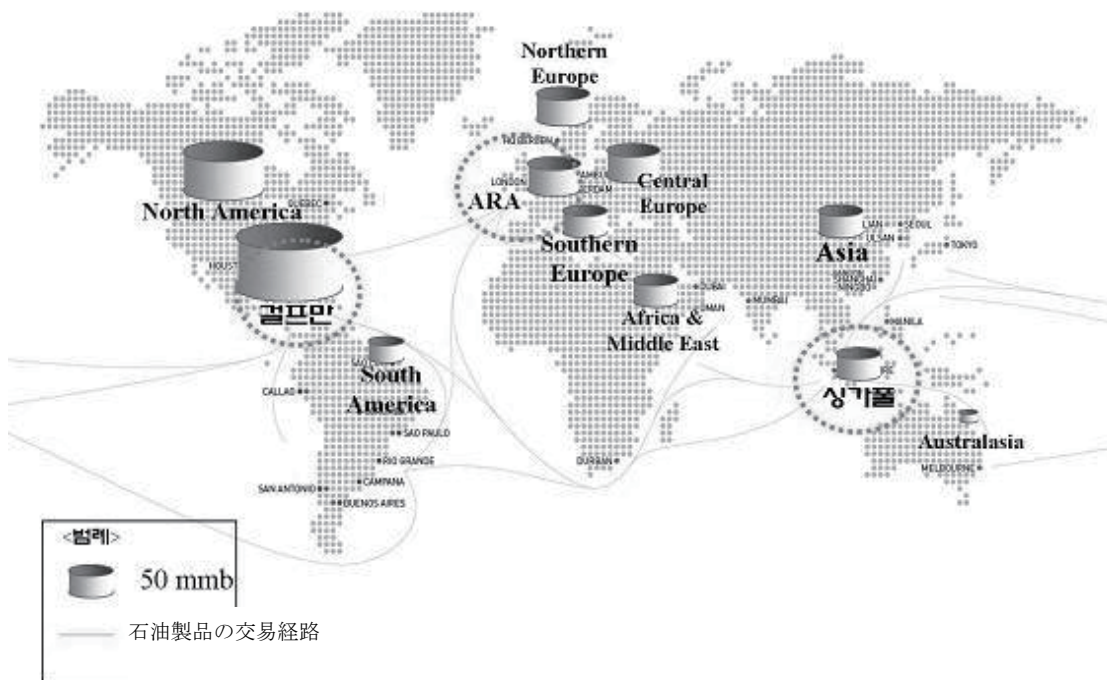
- 韓国の物流企業の海外進出における連携の必要性が増している。

■港湾 HUB 戦略の多角化と高付加価値化による港湾開発

・港湾 HUB 戦略がコンテナ埠頭中心から、油類、バルク貨物およびクルーズ旅客などに拡大している。

- 資源確保の重要性の増大および北東アジアの石油集積化（世界消費量の 18%を占める）傾向によって、油類 HUB 化戦略の必要性が増している³。

[図 4-16] 世界のオイルハブの地理的な位置



³100 大政課題として採択

資料：ガルフ湾、ARA およびシンガポールとそれぞれ EIA、FESTA、および企業資料であり、その他の地域は Informa Publishing Group Ltd.。

- 韓国および中国の所得水準の向上などにもない、北東アジアの海洋観光の需要増加が予想される（国民所得 3 万米ドルからクルーズが活性化）。

*世界のクルーズ観光客の推移：586 万（'98）→952 万（'03）→1,300 万（'08）；毎年 7.2%増加。

・港湾の高付加価値化および貨物創出機能の向上のため、釜山新港をはじめとする 8 つの湾に港湾背後団地を指定する。

- '15 年までに 1 兆 3,354 億ウォンを投入し、計 26,671 千を造成。

- 釜山新港 22 社、光陽湾 24 社など、46 社の外国人投資企業を誘致。

・港湾法の改正により、老朽遊休港湾を背後都市地域と連携した海洋港湾複合都市として再開発を推進する。

- 10 港湾について港湾再開発基本計画（2007～2016）の策定を推進する。

・マリーナ港湾の造成および管理などに関する法律を制定して基本計画を策定（'08.11）し、環境に優しい港湾都市型レジャー港湾を開発する。

- 仁川港、群山港、木浦港、莞島港、統営港、馬山港、釜山港（2カ所）、浦項港、東草港、三陟港などを選定して、市民が親しみやすい「親水型」港湾を造成する。

- 全国 10 カ所の圏域、43 のマリーナ港湾基本計画を策定、公示（'10.1）。

- 国際クルーズ埠頭の開発によって、沿岸域 U 字型クルーズのネットワークを構築。

2) 問題点

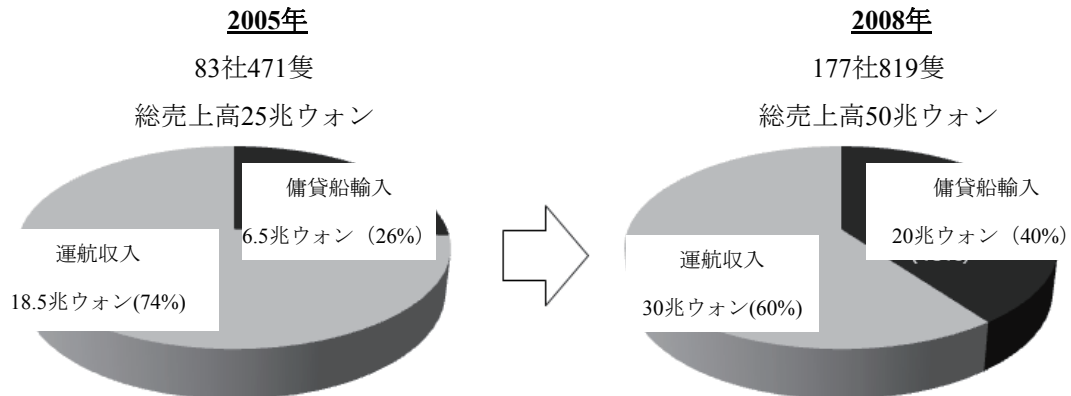
■海運企業の国際競争力の不足

・2005 年以降の新規海運企業の急増と傭船船営業の過度化により市場の不安定性が深刻化している。

- 資金調達が容易な好況期（高船価）に主に船舶を確保し、不況期（低船価）には船舶金融が委縮する悪循環構造である。

- 177 の海運会社（2008 年末基準）の 90%が中小企業であり、危機管理能力が不足しており、上位 30 社が売上全体の 85%を占める。

[図 4-17] 韓国の海運業界の売上構造の変化



資料：企画財政部 国土海洋部 金融委員会（2009年）

■海技人材の需給ギャップが憂慮される

- ・海運景気の沈滞により、海技の需要が減少するにともない、海技士養成のための教育投資も減少し、供給与件が悪化している。
- ・海技人材は短期で養成が困難なため、海運景気が回復した時の、優秀な人材の供給不足が憂慮される。

■韓国の物流企業の零細性

- ・韓国の物流企業は、国内市場中心の事業として過当競争の状態にあり、零細性が持続している。
 - 物流企業の数 は 16 万社にのぼるが、平均売上高は 4.5 億ウォンにすぎず、従事者も 10 人未満の企業が全体の 97%以上を占めている。
- *'07 年基準で総合物流企業 1 位の EXEL (ドイツ) は 12 万人、また、世界 1 位の船社である Maersk (デンマーク) は 11 万人を雇用している。
- *韓国は'07 年基準で大韓通運 4,363 人、現代商船 2,050 人、(株) 韓進 2,010 人、韓進海運 1,518 人、汎韓パントス 1,082 人水準に過ぎない。
 - 国内の物流企業は規模やサービスの範囲、国際化、サービスの質の面で、グローバル企業に比べ不十分な水準
- ・韓国国内 1、2 位企業であるグロビスと大韓通運の売上高は'07 年基準でそれぞれ 2.9 兆ウォン、1.5 兆ウォンであるが、グローバル物流企業の DPWN の 87.7 兆ウォン、UPS の 46.6 兆ウォンの 2 ~6%水準である。

〈表 4-18〉 総合物流企業の売上高の比較

| 企業 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 年平均増加率 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| DPWN | 38.83 | 39.14 | 49.36 | 60.13 | 61.43 | 53.48 | 74.00 | 87.73 | 9.9% |

| | | | | | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| UPS | 37.16 | 40.21 | 37.54 | 40.11 | 38.18 | 43.13 | 44.20 | 46.62 | 7.7% |
| グロビス | - | 0.20 | 0.37 | 0.87 | 1.15 | 1.82 | 2.24 | 2.94 | 56.7% |
| 大韓通運 | 1.03 | 0.99 | 1.12 | 1.13 | 1.16 | 1.21 | 1.21 | 1.46 | 5.1% |
| 汎韓パントス | 0.10 | 0.20 | 0.44 | 0.65 | 0.99 | 1.20 | 1.34 | 1.18 | 42.2% |
| 東部エクスプレス | 0.20 | 0.23 | 0.26 | 0.26 | 0.29 | 0.31 | 0.35 | 0.46 | 13.0% |

- 注：1) DPWN（ユーロ）、UPS（米ドル）はそれぞれ年度別の基準為替相場（末日資料）を適用。
2) グロビスの2001年の資料は、2.22～1.31までの資料であり、年平均増加率の適用期間は'01～'07年である。
3) 東部建設の物流部門は、宅配および港湾事業などを含む。
4) ただし、DPWNとUPSの年平均増加率は、元来の表示通貨基準で算定（ウォン貨表示金額の年平均増加率はDPWN12.3%、UPS3.3%である。）

資料：1) DPWNとUPS - 年度別 Annual Report の連結財務諸表。

2) グロビス、大韓通運、汎韓パントス - 電子公示システムの個別連結財務諸表。

3) 東部エクスプレス - 電子公示システムの東部建設の連結財務諸表の中の物流部門の財務状況。

・世界の主要港湾にコンテナターミナルを確保・運営している一部の大型船社を除いた物流企業は、海外代理店開設型がほとんどである。

■環境に優しい海運港湾の構築が不十分

- ・船舶、荷役装備、港湾など韓国の全港湾で排出されるCO規模は、年間1,777,687トンと推定される。
- TEUあたり0.2、トンあたり1.87程度と高い水準であり、削減量の目標値の設定が必要である。

■港湾施設の相次ぐ開場にともなう施設過剰への非難

- ・全国のコンテナ埠頭の需給調整計画を策定（'09.5）し、埠頭施設の新規開場を統制・管理し、物動量連動の開発システム（trigger rule）を定着させる。

グローバルな景気沈滞による物動量の減少と2000年代初めの物動量予測結果によると、既に進行中の事業が、2009年に相次いで開場されるため、施設の過剰に対する非難が起こっている。

- 釜山港、仁川港、大山港、浦項港などの施設確保率（施設所要/荷役能力）は、50～70%程度であるのに対し、その他の西南海岸の一部港湾は、荷役能力が施設所要を超過している。

■港湾運営の効率性向上の努力が不十分

- ・伝統的な労務供給体制の持続により、バルク港湾の立ち遅れた競争力および荷役効率性の弱体化

- 人手中心の荷役方式の持続により、荷役の効率性が立ち遅れている。
- ・ 港湾運営の効率性向上のため、1997年に埠頭運営会社（TOC）制度が導入されたが、成果の評価体制の構築が不十分である。
- コンテナ埠頭と TOC 埠頭を統合した埠頭運営の効率を高めていかなければ、韓国の港湾の中長期的な国際競争力が弱化的ことが予想される。

■ 港湾技術の開発のためのインフラ造成が不十分

- ・ 韓国の場合、先端港湾建設技術の開発に関連して 30 あまりの研究課題が遂行されてきたが、総合的な技術試験場の構築が不足しているのが実情である。
 - 関連法や予算の不足で、港湾および実海域などの開発装備テストの敷地確保が困難であるだけでなく、試製品が事業終了後に廃棄または放置されるなどの状況が発生している。
- 日本は、国土交通省、地方整備局、国土技術政策総合研究所などが技術移転および実海域の実験場を提供している。
- ・ 港湾と内陸間の運送システムの構築および関連研究が不足している。
 - 主に旅客対象の鉄道輸送研究が多く、貨物対象の関連研究は不足しているため、強化する必要がある。

2. 将来の与件変化および展望

(1) アジア経済の統合の加速化

- ・ 世界金融危機以降、アジア経済圏の交易増大のための自由貿易協定（FTA）が急増し、これによる貿易増大と域内の物流効率化に対する要求が増大している。
- 全体で、域内貿易の比率が 1980 年の 37%から 2008 年には 57%に急増している。
- アジア国家間の FTA 件数が、2000 年の 3 件から 2009 年 8 月現在では 56 件に急増しており、そのうち 19 件が、アジア主要 16 国間の協定⁴である。
- ・ 地方経済の権限と力量の強化。
- 地方の国際化が推進されており、国家対国家だけでなく、地方と地方間の国際交流と統合に対する論議が本格化している。
- 韓国国内の港湾の地方への管理運営権委譲の推進が見込まれている。

(2) 物流企業間の競争の熾烈化

- ・ 世界市場の単一化と多国籍企業の海外進出の加速化にともない、グローバル物流産業の持続的な成長が見込まれる。
- 多国間・二国間 FTA など市場単一化の進捗により、多国籍企業は M&A や同盟（Alliances）などによる規模の経済の実現、国際分業化を通じたグローバル生産体制の構築など、新グローバル経営体制を構築している。

⁴このような趨勢であれば、アジアは北米自由貿易協定（NAFTA）と同水準の強力な経済圏に成長する可能性がある。

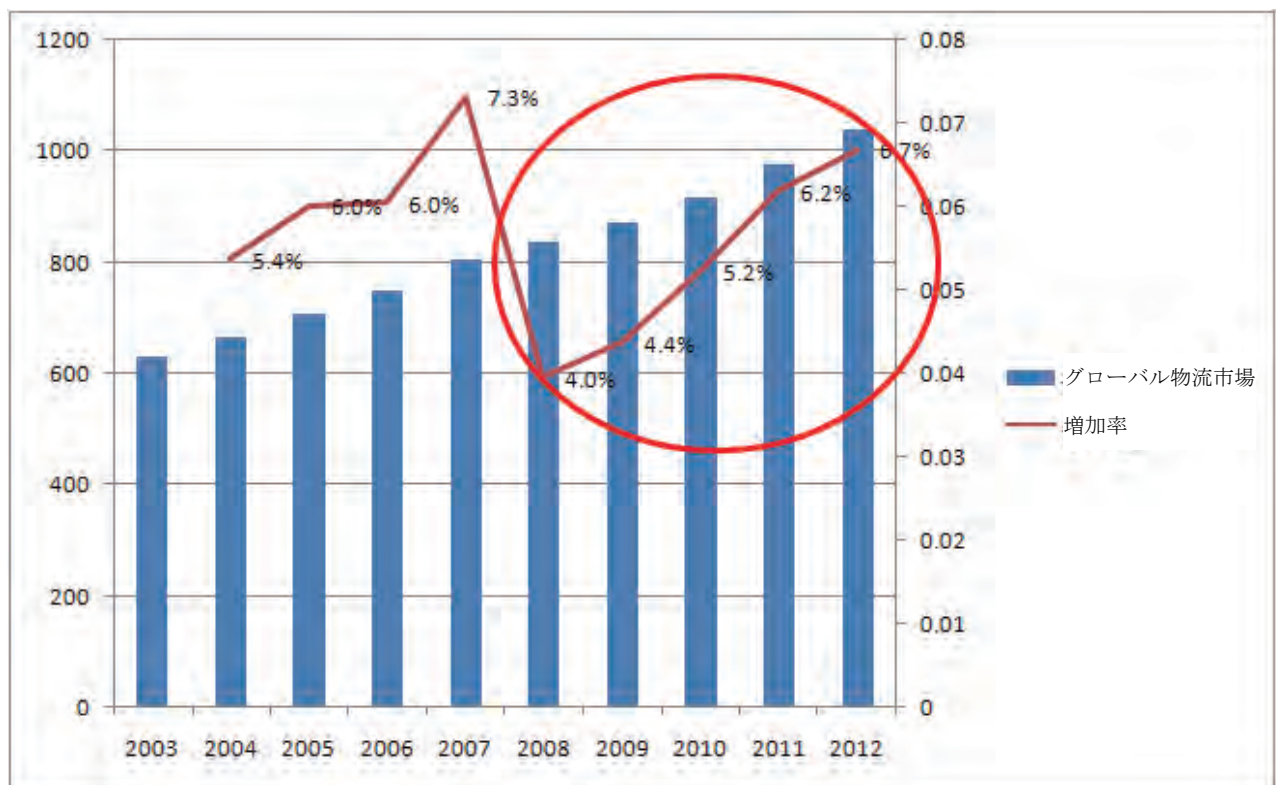
- グローバル物流市場の規模は、2012年には1兆406億ドルで、2007年以降は年平均5.3%増加する見通しである。

・2000年代末の世界経済の沈滞から抜け出すための市場占有率の拡大競争が加速化される見通しである。

- 実効性のあるグローバル物流市場への進出戦略を推進しなければ、物流の開発途上国の地位に再び転落することが憂慮される。

[図 4-18] グローバル物流市場の成長展望

(単位：十億ドル)



資料：Datamonitor (2008)

(3) 低炭素の物流体制の実現政策の強化

・ポスト京都議定書（2013年以降のCO削減義務の規定）が合意された場合、グリーン海運港湾の構築が不可避である。

・CO排出量削減体制の構築が遅延した場合、相当な費用負担が予想される。

*日本への外航船団にCO削減義務が付加される場合、排出権購入の費用が年間1,000億ウォンと推定される。

・一定の物量を超過する輸送・荷主は、CO削減の義務対象者に指定される見込みである。

*日本は、年間3,000万トンkm以上の輸送・貨主にCO削減義務を課す。

・排出ガス削減型物流企業を利用する荷主が増加する見込みである。

- 道路から海運運送への輸送手段の転換（Modal Shift）と排出ガス削減型輸送手段の投資要件の

強化。

(4) 多次元的なハブ港湾の開発と地域特化港湾開発への志向

■ハブ港湾競争および協力ムードの造成

・北東アジア地域の韓国、中国、日本間の港湾ハブ化競争の持続により、これに対応するための基盤施設の投資支援が必要である。

- 中国の中長期港湾開発計画、日本のスーパー中枢港湾の持続的な推進は、大型港湾の開発および競争の激化を誘発している。

・港湾間の出血競争を防止し、船社の交渉力強化に対応するための港湾間の提携および統合に関する論議が拡大する見通しである。

■多機能ハブ港湾の需要と開発政策の方向転換

・北東アジア地域は、中国・ロシア、日本など世界の経済大国が集中している地域であり、各種の貨物と資源が移動する通路であり、集積地でもある。

- 韓国は地理的・環境的に資源依存度が最も高い中間地帯に位置しており、オイルハブ港湾の速やかな構築による政策的な先占が必要である。

- 糧穀、鉄材、LNG 基地の開発、その他保安港湾などの多角的な開発も必要である。

■高付加価値の港湾実現のための背後団地の開発と持続的なクラスタの拡充

・港湾背後団地の開発および港湾物流産業の集積化は、港湾経済力強化の核心要因である。

- ターミナルの生産性の改善以外にも、バンカーリング、船用品、修理造船、加工、組み立てなど港湾に関連した各種サービス産業の総合化を推進する必要がある。

- 荷役物量の処理中心から、知識、空間（Space）、サービス販売などで港湾のパラダイムを転換し、先進国型港湾物流産業への転換が必要である。

■西海岸および東海岸港湾の活性化への期待

・長期的に、中国の経済発展にともなって交易が増加すると予想されるため、直接的な経済交流の軸として西海岸地域の経済活性化が期待される。

・環東海圏の経済交流の活性化および北極航路の開設が現実化した場合、東海岸の地域港湾が活性化するため、港湾開発への潜在需要の持続的なモニタリングが必要である。

■地方管理港開発の管理調整システムが要求される

・港湾開発および管理権の地方自治体への委任によって、地域特性に合った地方管理港の開発とそれともなう予算配分、開発需要の調整など中央と地方間の意見対立が生じることが予想される。

(5) 高い競争力をもつ港湾運営システムを持続的に導入

■港湾運営の統合体制を強化

・中国は港湾統合政策を導入し、日本はスーパー中枢港湾育成政策に転換してハブ港湾構築の実効性を高めている。

■港湾の競争力強化のための多様な運営技術の開発および活用が必要

・高性能の荷役装備の開発および導入、新規 R&D を通じた新概念の荷役システムの開発と活用、港湾と内陸間の運送システム構築などが求められる。

・港湾を構築するための保安装備の開発および保安技術の導入が必要とされる。

3. 計画の目標および推進方向

1) 政策目標

政策目標

ハブ港湾を構築することで、北東アジアの物流中心国家を実現する。
グリーン物流を実現することで、海運港湾物流産業の先進化を推進する。
海運港湾物流企業を大型化・専門化することで競争力を強化する。

2) 推進方向

■ハブ港湾を構築することで、北東アジアの物流中心国家を実現する

・北東アジアの中心港湾を構築するための基本投資を続ける一方、地域別の拠点港湾を開発することによって、地域発展戦略と連携して推進していく。

・港湾運営の効率を最大化する一方、海運港湾で必要とされる人材の適切な需給を通じて、物流中心国家を実現していく。

・海運産業の競争力を高めるための安定的な海技人材の供給体制を定着させるとともに、先進的な船員労働環境を造成することによって、優秀な海技人材の長期乗船を促す。

■グリーン物流を実現することで、港湾物流産業の先進化を推進

・温室ガスの削減および環境に優しい船舶を開発することで、海運分野の気候変動に関連する技術標準を主導する。

・先進的な税制、支援制度の導入などを通じて、海運物流産業のグローバル物流の競争力を強化し、新成長エンジンとして活用する。

・世界的な環境規定に対応し、韓国海運港湾の競争力を強化するために、グリーン海運港湾体制を整備する。

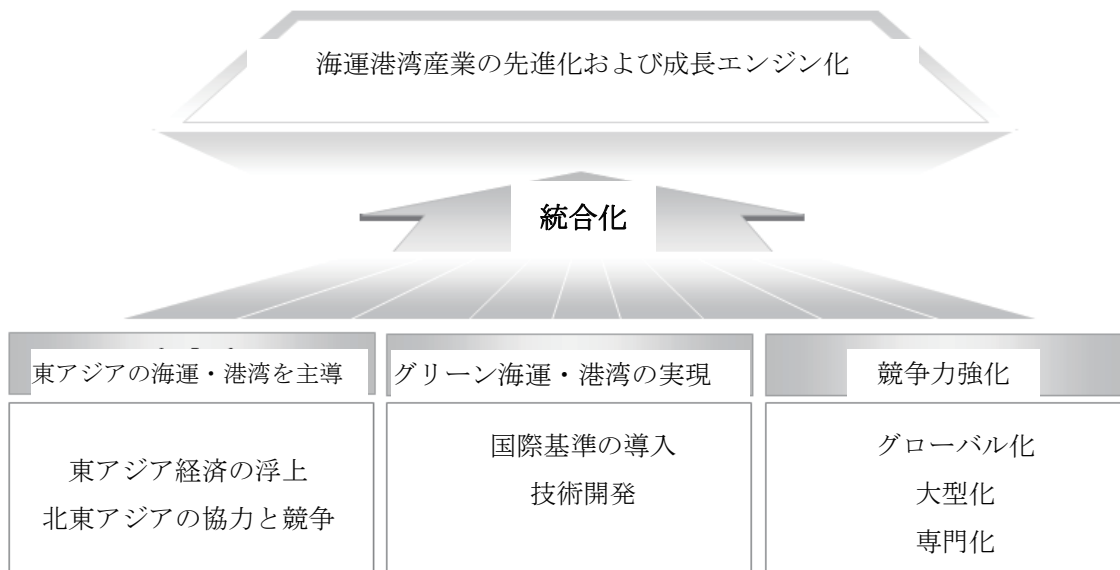
■東アジア地域の発展に寄与できる海上物流のインフラ施設への投資を強化する

・グローバル物流市場の占有率を確保するため、韓国物流企業の専門性を強化する。

・事業中心の戦略を推進し、知識技術活用の新しいパラダイムへと転換する。

・世界物流の中心として浮上する東アジアの港湾物流ネットワークを拡大する。

[図 4-19] 海運港湾部門の政策目標



4. 推進計画

1) 世界の海運市場の主導および国際協力の強化

(1) 戦略的な海上物流ネットワーキングで、東アジア市場の占有を拡大

■東アジア貿易物流（trade logistics）の市場情報のデータベース構築と活用

- ・東アジア各国の貿易と物流に関する資料を体系的に整理し、データベース化することによって、ネットワークの最適化を推進する。
- ・船社の運賃情報をはじめとする関連情報を定期的に最新化し、これを総量的に発表することで、最新の市況情報を提供する。
- ・政府、学界、関連企業が必要な情報を共有し、将来予測と計画の策定に活用できるよう提供する。

■東アジアの地域発展に寄与できる海上物流インフラ施設の投資を強化

- ・物理的な施設投資と、金融、仲介、船舶管理業などサービス基盤の構築を連携支援することによって韓国企業の海上物流ネットワークの競争力を強化する。
- ・潜在成長力が大きい開発途上国に貿易物流クラスターを構築するようにし、地域の発展と海上物流ネットワークの強い連携性を確保する。

(2) 東アジアの海運協力を主導

■経済統合および投資協力論議で海運協力機能を強化

- ・OECD加盟国であるということと、海運強国としての地位を勘案して、東アジアの海運協力において先導的な役割を果たす。
- ・国際機関での位置づけを強化し、主導権の確保はもちろん、APEC や ASEAN などと同じ経済

統合機関、自由貿易協定（FTA）などでの海運協力を強化する。

・韓 - ASEAN 交通長官会議、日中韓物流長官会議など関連部門の長官級会議において、航路の開設など海運分野の議題を積極的に発掘して反映する。

(3) 世界物流の先進化への貢献プログラムを策定

■政府開発援助（ODA）事業を通じて、開発途上国の港湾、背後連携網など貿易物流の基盤施設の開発を拡大

・ASEAN、アフリカなどに開発資金を支援し、港湾開発を推進することで、国際社会の支持と資源確保および韓国企業の進出機会を確保する。

海外港湾投資協力に関する基本戦略を策定することで、重点対象国家を選定し、推進手続きなど体系的な事業推進のための基本枠を整備する。

港湾開発と関連した制度、開発計画、資金調達経験、民間投資手続き、技術などを中心に、発展経験をモジュール化し、開発途上国と共有する。

■世界物流の先進化のために、開発途上国の物流人材の教育プログラムを策定

・物流関連の中央部処、地方自治体および企業に、差別化されたプログラムを提供する。

・海外の人材を招き、韓国国内で研修および先進物流に関する現場教育を実施する一方、韓国の物流ノウハウを開発途上国市場への進出の方策として活用する。

2) 競争力ある海運港湾物流企業の育成

(1) 特性化を通じた競争力の持続的な強化

■韓国企業のグローバル競争力の向上と高付加価値化のために特性化を促す

・事業の提案管理能力および IT ソリューション開発などを通じて、必須の核心力量の強化を促す。

UPS、DHI などは独特の IT ソリューション技法などを開発し、認められる企業に成長している。

・荷役、運送など制限された業種から金融、コンサルティング、イベント業など多様な分野に営業分野を拡大するよう促す。

事例：物流倉庫業からスタートした Agility（軍需物）、Caterpillar logistics（重装備）、DHL（特送郵便）は軍需物、情報調達物、化学物、化粧品、食品など付加価値の高い新規分野への進出に特化。

(2) グローバル競争力の強化を通じた新成長エンジンの活用

■新しい海運パラダイムの開発

・所有 - 運営（Owner - Operator）分離体制の導入と大型化

- 海運企業家主導の成長パラダイムから抜け出し、企業組織の力量およびネットワーク経済を活用する科学的な経営体制への転換を模索する。

- そのためには、所有 - 運営の統合（Owner = Operator）体制を、所有 - 運営（Owner - Operator）

分離体制へと転換し、大型の運営者（Operator）を育成する。

- ・ 運送中心からサービス中心に海運経営を知識産業化する。
- 運送にともなう付加価値向上の限界を克服し、知識を基盤とした海事関連サービスの販売および活動の増大で付加価値を拡大する。
- 海運仲介業、海運代理店、船舶管理業、保険など海運関連の知識産業と専門人材を積極的に育成する。
- ・ 海運企業主導の世界物流市場進出を推進する。
- グローバル事業者としての能力を有している海運企業のグローバル化を促進・支援し、グローバルネットワーク体制構築の実効性を強化する。
- 海運企業を中心に、港湾荷役企業、建設企業、金融企業などを結び付け、資源の発掘・輸送、物流市場への進出などを目指す。

■物流投資の専門機関の育成策を策定

- ・ 船舶金融の専門機関を設立することで、船舶金融を先進化する。
 - 分散された船舶金融機関を、船舶金融と保証機能を連携できる船舶金融専門機関に統合・推進する。
- *現在の船舶金融業務は、金融委（産業銀行）、企画財政部（輸出入銀行）、知識經濟部（輸出保険公社）、国土海洋部（船舶ファンド）などに分散している。
- 投資者の募集と船員と船舶の管理を専門に担当する船舶運用会社の子会社設立を許可し、資金運用の競争力を高める。
 - ・ 物流企業の関連分野への同時進出および先行投資を誘導する。
 - 政府および関連機関（広津自動車公社、石炭公社、農業振興公社など）が参加する協議体の発足などを通じて同時進出を誘導する。

3) グリーン海運港湾の実現

(1) グリーン海運（Green Shipping）の実現

■内航船関連の沿岸海運の温室ガスエネルギーの目標管理体制を施行

- ・ エネルギー消費量が基準値以上の内航貨物旅客船企業を、政府が管理企業として指定し、温室ガス削減の履行計画の策定を施行する。
- 低炭素グリーン成長基本法など関連法令による温室ガス排出量およびエネルギー消費量の基準を同時に満たすよう促す。

海運業第3条と第23条に基づき、旅客および貨物の海上運送事業者のうち、韓国国内港間の運航船舶である「内航船」の運営管理企業を適用対象とする。

■環境に優しい船舶（Green Ship）の開発および普及の拡大

- ・ 温室ガス、窒素酸化物（NO_x）、硫黄酸化物（SO_x）など、新技術開発の普及を拡大する。
- 政府、船社、造船所および研究機関の共同開発システムを形成する。
- エネルギー節約および利用効率化船舶の開発・普及の拡大のための制度を整備する。

船体の設計変更、排熱回収装置、推進効率の向上、摩擦抵抗の減少、船体塗料、LNG エンジンなど現行の技術をアップグレードする一方、燃料電池、電気推進システムの導入、太陽光、風力などの革新技术の開発および普及を拡大する。

■船舶の排出ガス基準および燃料基準の強化

- ・船舶の排出ガスに関連して強化された基準を沿岸旅客、貨物船、停泊船に段階別に拡大する。
- ・燃料使用に関する合理的な基準を設定、拡大する。
- 地域別（内港、沿海など）に異なる基準を設けて適用するなど地域の与件を勘案して推進する。
- ・運送手段別の排出量算定基準に基づく自己診断体制を導入する。
- 産業業種別の排出量を設定するとともに、企業別排出量の削減義務を付加する。

■（Green Ship）環境に優しい船舶認証制度の導入を推進

- ・国際海事機関で定めた温室ガスの削減目標を達成するためのグリーン船舶技術の適正性検証のための認証システムを構築し、国際標準化を推進する。

■Modal Shift 推進のために、政府協会関連企業など連帯体制を構築

- ・CO 排出量の算定方法の標準化、荷主と物流企業の CO 排出削減のための多様な支援プロジェクトを推進する。

（2）グリーン港湾（Green Port）の構築

■港湾別 CO 削減目標量の設定および施行

- ・運送手段別に港湾内の CO 発生現況および波及効果を調査・分析し、気候変動条約などを考慮して、段階別削減目標を策定する。
- ・港湾別に CO₂ の削減達成目標を設定、施行する。

■排出ガス削減のための港湾運営基準の導入

- ・排出ガス削減のための船舶の接岸・離岸プログラムの構築、岸壁設計および荷役装備の基準の変更、港湾の運営および装備の稼働システムの変更など。

■港湾背後地を港湾整備、船舶に対する陸上電力供給施設、太陽光発電などが複合したクラスタとして造成する。

- ・防波堤や水域施設などの港湾区域に、風、潮流、波浪、太陽光を活用した再生エネルギー技術の導入を拡大していく。
- ・海上風力発電団地の候補地（木浦、釜山、浦項）に対する風力資源の潜在力を確認し、妥当性の検証後、モデル事業を推進する。

- モデル事業などの検証手続きを経て、段階別の事業化を推進する（'14～'25）

- ・港湾区域内と物流倉庫の屋上および遊休空間への、太陽光発電施設 CFS 導入の方法を策定する。

*事例：米国（ハイブリッド曳船の開発、交通の混雑緩和対策の策定、大気浄化計画の策定、グリーン・プラグ政策など）、オランダ（ロッテルダム港は環境に優しい超高速船舶などを開発）、

日本（沿岸運送比率の向上など）。

■気候変化に備えた防災体制の構築

- ・高潮、津波などに備え、既存の港湾施設の補強計画を推進する。
- 全国の貿易港と沿岸港の港湾施設に対する安定性評価および補強策の策定。
- ・気候変動にともなう港湾区域内の災害脆弱地区の整備計画を策定する。
- ・主要港湾圏域の災害被害予測図（Hazard Map）を作成するとともに、安全警報システムなどの災害対応システムを構築する。

*港湾圏域の台風、や地震・津波などの災害情報システムの構築（'09～'13、15.5 億ウォン）。

4) 世界超一流ハブ港湾の構築

(1) 北東アジアの中心港湾の実現のための基盤投資を継続

■北東アジアの中心港湾の構築に必要な基本施設への投資を継続

- ・釜山新港への投資を継続する一方、地域港湾の特色に合う基盤施設に投資する。
- ・光陽港を早期に活性化するため、釜山港新港との連携施設の基盤を造成するとともに、背後物流施設を誘致する。

■北朝鮮の港湾開発計画への参加を推進

- ・南北間の関係改善などを前提に、北朝鮮の港湾開発に積極的に参加し、追加需要の検討とともに投資方法を検討する。
- ・核心港湾（中国、ロシアとの連携港湾）を中心に TSR、TCR と直接連携できる新規港湾開発を検討する。

■港湾物流産業の育成と支援

- ・港湾荷役業中心の港湾物流産業の構造を、競争力強化といった次元からその他産業部門の支援へと拡大する。
- ・検収・検定業、鑑定業（検量業）、港湾サービス役業、物品供給業、船舶給油業、コンテナ修理業、曳船・渡船業などは、港湾荷役および運営と関連した必須産業を中心に支援する。
- ・港湾支援関連産業の競争力を強化するための法制度の改善策を検討する。

(2) 地域拠点の港湾を開発

■地域的な特性を考慮した港湾別の機能に特化

- ・輸出入の物動量の種類、背後圏域および起終点などを考慮して港湾別の機能を特化する。

■圏域別の拠点港湾の選定および開発

- ・5+2 広域の経済圏別に特化された地域発展および活性化戦略と連携できるよう拠点港湾を開発する。

*仁川、京仁（物流、エネルギー）、平澤唐津、セマングム（背後産業支援）、浦項（鉄鋼、機械）、

蔚山（エネルギー）、江原道・済州（観光）など。

（3）港湾背後団地の開発

■港湾物動量の創出基盤造成のための背後団地の開発と地域活動とを連携させる

・既に策定された背後団地投資計画（5兆8,381億ウォン）を継続して施行し、最近の製造物流企業の入居需要を反映した第2次全国港湾背後団地基本（修正）計画を策定する。

〈表 4-19〉 港湾背後団地の指定面積

（単位：千、千坪）

| 区分 | 2011年 | 2015年 | 2020年 |
|-------|----------------|----------------|----------------|
| 合計 | 15,759 (4,766) | 20,306 (6,143) | 26,671 (8,068) |
| 釜山港新港 | 4,650 (1,406) | 6,703 (2,028) | 7,890 (2,387) |
| 光陽港 | 3,878 (1,173) | 3,878 (1,173) | 5,465 (1,653) |
| 仁川港 | 4,143 (1,253) | 5,147 (1,557) | 6,665 (2,016) |
| 平澤唐津港 | 1,405 (425) | 2,628 (795) | 4,479 (1,355) |
| 蔚山港 | 456 (138) | 456 (138) | 456 (138) |
| 木浦港 | 473 (143) | 473 (143) | 473 (143) |
| 浦項港 | 423 (128) | 690 (209) | 912 (276) |
| 馬山港 | 331 (100) | 331 (100) | 331 (100) |

資料：国土海洋部（2009年）

（4）ハブ港湾の多様化を推進：オイルハブおよびLNG引受基地の構築など

■北東アジア地域のオイルハブ構築

蔚山港の油類ハブ構築を支援するため、新港湾基本計画に反映、公示し、事業推進組織、地域、法制度、財源調達の方策を策定し、推進主体の指定を行う。

■穀物ハブ港湾の推進

・仁川、平澤、セマングム、蔚山などの穀物中心港湾を検討し、取引市場を造成する。

■LNG引受基地のハブ港湾および保安港湾など特化された港湾の構築

・護山港、済州涯月港のLNG基地および沙洞港など保安港湾（民軍複合型港湾）の構築事例を拡大する。

■北極航路の運航の可能性の分析および連携運送システムの構築

- ・東海岸の港湾を通る北極航路の連携運送網および連携運送システムを分析する。
- ・内陸～東海（日本海）南部港湾～北極航路を結ぶ連携運送を構築する。
- ・東海港、浦項港、蔚山港など環東海時代に備えた施設投資計画を策定する。

(5) 北東アジア港湾間の戦略的提携の拡大および統合

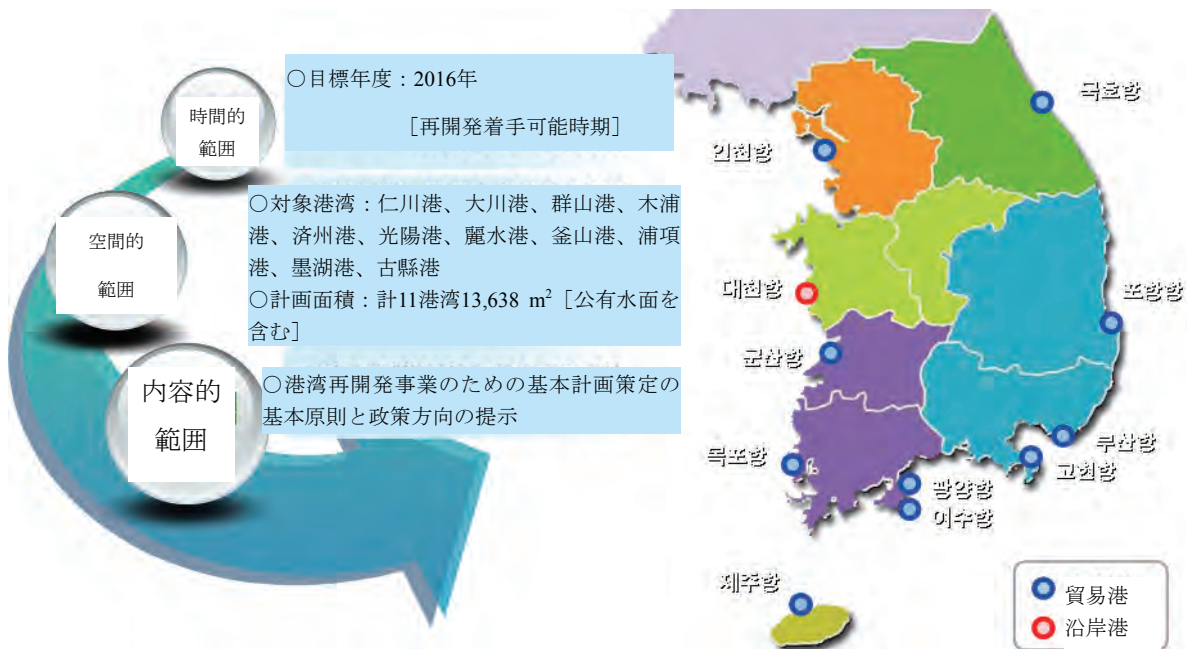
■北東アジア域内国家の港湾間物流ネットワークを段階的に拡大施行

- ・ 国家間の滞りのない物流システムを構築し、船社と港湾間の有機的な協力策を検討する。
- ・ 3段階統合は、北朝鮮との統一の有無によって、韓 - 中 - 日 - ロの港湾市場の統合（朝鮮半島が統一する場合）と、韓 - 北朝鮮 - 中 - 日 - ロ（朝鮮半島が統一されない場合）に分けて実施する。
- ・ 第1段階の韓 - 中 - 日、第2段階の韓 - 北朝鮮 - 中 - 日、第3段階の韓 - 北朝鮮 - 中 - 日 - 露など、段階的に構築する。

5) 環境に優しいレジャー都市型付加価値を持つ港湾の開発

(1) 港湾再開発を迅速に推進

[図 4-20] 全国の港湾再開発の対象地の現況（2009）



■港湾再開発基本計画の迅速な施行

- ・ 港湾とその周辺都心の再生を通じて、地域経済に寄与する都市型港湾を建設する。
- 基本計画に基づく投資の総額は11港湾、5兆1,870億ウォンであり、2011年までに第1段階1兆5,681億ウォン、2016年までに第2段階3兆1,429億ウォン、2017年以降は4,760億ウォンである。
- ・ 現在再開発中の釜山港北港および麗水エキスポ開催にともなう麗水港新港を先導事業として推進し、再開発事業を順次、拡大推進していく。

〈表 4-20〉 港湾再開発の段階別投資計画

(単位：億ウォン)

| 港湾 | 合計 | 第1段階（'08～'11） | 第2段階（'12～'16） | 将来（'17年以降） |
|--------|--------|---------------|---------------|------------|
| 仁川港 | 9,021 | 6 | 9,015 | — |
| 大川港 | 1,745 | 4 | 1,741 | — |
| 群山港 | 1,364 | 1,056 | 309 | — |
| 木浦港 | 366 | 272 | 94 | — |
| 済州港 | 3,094 | 2,103 | 991 | — |
| 光陽港 | 3,263 | 7 | 3,258 | — |
| 麗水（新港） | 5,670 | 5,096 | 573 | — |
| 釜山港 | 19,598 | 3,092 | 12,207 | 4,298 |
| 浦項港 | 772 | 430 | 343 | — |
| 墨湖港 | 2,067 | 977 | 835 | 255 |
| 古縣港 | 4,910 | 2,639 | 2,064 | 207 |
| 合計 | 51,870 | 15,681 | 31,429 | 4,760 |

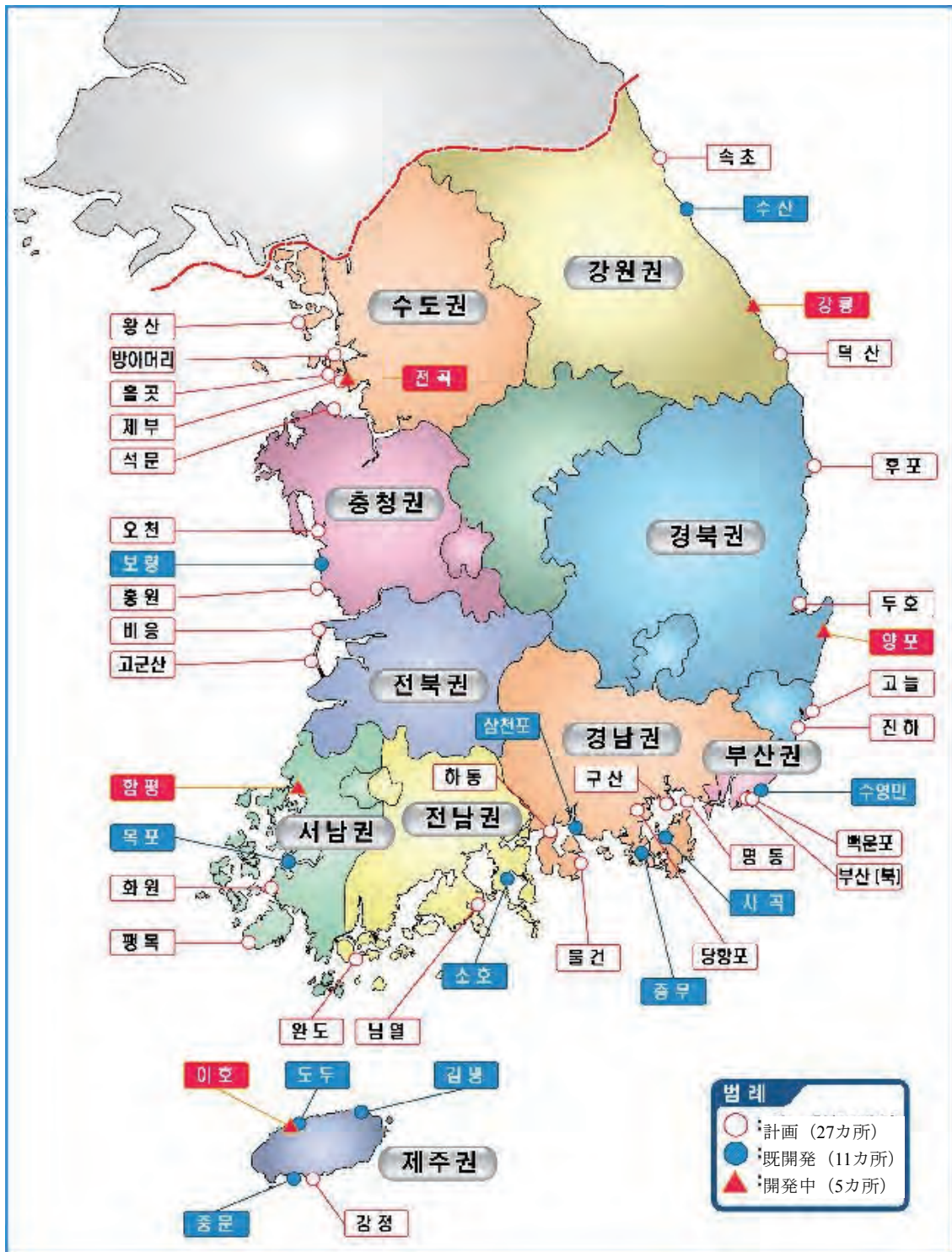
資料：国土海洋部（2009年）

（2）マリーナおよびクルーズ港湾の開発

■マイ・ヨット型海洋観光時代の到来に備え、マリーナ港湾を開発

- ・マリーナ関連法令の施行および基本計画策定にともない、関連インフラ開発のための推進システムを確立する。
- ・水上レジャー、教育、装備生産 R&D など関連産業が連携された複合マリーナ開発モデルを確立し、モデル事業を推進する。

[図 4-21] マリーナ港湾の開発対象地 (案)



資料：国土海洋部（2010年）

- クルーズ港湾の開発によって高級観光需要を満たす
- ・国際クルーズ港湾の開発によって複合多機能港湾を実現する。
- ・港湾を利用した国際旅行と海洋レジャーを拡大する。

〈表 4-21〉 第2次全国港湾基本計画修正計画の中の国際クルーズ船席開発計画

| 区分 | | 施設規模 |
|--------|-----|-------------|
| 国際クルーズ | 濟州港 | 8万 G/T 1 船席 |
| | 釜山港 | 8万 G/T 1 船席 |
| | 仁川港 | 5万 G/T 2 船席 |
| | 木浦港 | 5万 G/T 1 船席 |
| | 麗水港 | 8万 G/T 1 船席 |
| | 鎮海港 | 未指定 |

資料：国土海洋部（2009年）

6) 港湾の地方移管にともなう港湾開発管理システムの構築

(1) 中央政府～地方自治体間の港湾開発の管理運営システムの構築

- 中央政府および地方政府の港湾開発・管理運営マニュアルを作成
 - ・開発予算の配分システム、評価システムを導入する。
 - ・既存の港湾管理運営システムの引き継ぎおよび情報システムの構築
- 中央政府と地方政府間の葛藤の管理体制の構築
 - ・中央 - 地方 - 市民の参加システムを導入する。
 - ・意思決定協議体を構想し、法制度の改善方を策定する。

(2) 正確な物動量の予測に基づく港湾開発方策の策定

- 港湾 Trigger Rule を拡大し、需要のモニタリングシステムを構築する。
 - ・港湾を開発する際、正確な物動量の予測のためのモニタリングシステムを拡充する。
 - ・併せて、物動量需要の可変性を考慮して、投資効率性を高めるための Trigger Rule を強化する。

7) 港湾運営の効率化

(1) 港湾労働の供給システムの改編を持続的に推進

- 改編当事者間の共同協議体の構成および運営方法の策定
 - ・利害当事者で構成された制度変更のための論議機関を設置する。
 - ・労使間の利害関係の仲裁のための調整機関を設置する。

(2) 港湾運営成果の評価システムの構築

- 埠頭運営者（TOC）の港湾運営の成果に対する成果管理システムを構築
 - ・港湾運営の成果指標の発掘・改善・補完と定期的な成果評価の実施。
 - ・成果評価の結果に基づく還流システムの構築によって、港湾の生産性の増大を図る。

(3) 次世代の港湾保安技術の開発および産業の育成

■港湾の保安システムの強化および効率的な運営方法の策定

・'08年に国家港湾保安計画を策定し、RFID基盤の港湾出入証システム改善事業および港湾施設保安料徴収制度の導入を施行するなど、分野別の推進計画を履行している。

■世界の保安市場への進出のための研究開発事業を推進

・3次元のマルチ映像検索機など先端物流産業の研究開発作業を推進中（'08～'17）

(4) 港湾運営機能の高度化

■国家主導の無人自動化港湾の開発によって卓越した技術力を確保

・港湾の技術力および内外との競争力で優位を確保する。

■港湾技術の実用化および事業化

・港湾装備など技術専用テストベッドの構築を通じて、技術の商品化を推進する。

■港湾・内陸間の連携輸送網を構築

・高速・高効率な中短距離専用ネットワーク輸送網の構築方法を検討する（貨物専用、無人自動技術を融合）。

8) 海事人材の養成

(1) 海技人材の供給安定化および教育与件の改善

■海軍経歴者（現役、予備役）の海技産業人材化を拡大

・現役服務中に海技士免許の取得機会を付与し、退役海軍人材に対する商船乗船教育などを実施する。

■海技士免許、教育訓練システムおよび乗務基準の改編

・船員教育と訓練に関する国際条約（STCW）に比べ、細分化され過ぎている海技士免許の等級を統合調整するための免許および教育システムを整備する。

■海運企業の特性を考慮した具体的な教育を推進

・産業現場のニーズに合った人材を養成するため、海運企業の現場の意見を反映した具体的な教育課程を開発し、施行する。

(2) 船員の福祉の増進および勤務条件の改善

■船員の福祉事業の拡大

・海技人材の健康保険料および所得税減免などの支援策を拡大する。

・船員の家族や子女への奨学金支給など、船員と船員の家族の福祉事業を施行する。

■海事労働条約（'06）の国内受け入れによる、海技人材の勤労環境の先進化

- ・労働時間・休憩時間の改善および災害補償年金制度の導入。
- ・海事労働適合証書制度の新設および船員労働監督制度の整備。

■長期乗船のための段階別の海技人材職業経歴開発プログラムを運営

- ・海技人材の養成段階：乗船支援者の国費養成プログラムを運営する。
- ・雇用段階：海事人材の勤務条件の改善プログラム（自己啓発、子女支援、家族同乗など）、船員職業安定プログラム（昇進・資格取得活動の支援など）、長期乗船支援プログラム（国民住宅優先分譲権の付与など）を運営。
- ・雇用の転換段階：物流専門従事者養成プログラム、海技士の渡船士進出支援プログラムなどを運営

第5節 海洋管轄権の強化およびグローバル海洋領土の確保

1. 対内外の与件および問題点

1) 対内外の与件

■グローバル海洋秩序のパラダイム変化

- ・国連海洋法条約を中心に、海洋の秩序が多層化。
 - 海洋分野は「国連海洋法条約」を中心に、海洋法制度が強固に構築されている。
 - 主要海洋強大国を中心とした単層的な構造から、国家 - 地域 - 国際社会を1つにした多層的行為者の構造に変化している。
- ・海洋イシューの多辺化にともなう海洋認識の変化。
 - 海洋認識も自国利益中心から、国際社会の利益を重視する流れに変化している。
 - 「持続可能な発展 (sustainable development)」の概念に基づいて、海洋環境の保全と海洋の利用・開発が調和した方向を追求する。

■グローバル海洋領土の確保競争が激化

- ・世界的に島嶼の領有権を巡る葛藤が、海洋資源の確保競争とともに激化している。
 - 北東アジア地域では、韓国、中国、ロシア、日本を中心として伝統的に島嶼領有権および海洋境界を巡る利害関係が対立している。
 - 特に韓・中・日など北東アジア国家の両岸の距離は400海里以下であり、海洋管轄権と関連した外交的葛藤要素が潜在している。
 - 南中国海のスプレトリー群島を巡る沿岸国家間の領有権論争が続いている。
- ・東シナ海の大陸棚に関して、関連国はそれぞれ大陸棚の限界を拡張する申請文献を提出することで、海洋領土の確保競争に本格的に突入。
 - 世界的に、海里以遠の大陸棚を拡張するため、国連海洋法事務局に2009年9月現在で、最終文書の提出51件、予備文書の提出43件、80あまりの国が申請している。
 - 世界各地でも大陸棚確保のための国家間の対立が表面化している。

*中国とフィリピン（南中国海）、フォークランド島（英国とアルゼンチン）、サンピエール島とミクロン島（Saint-Pierre-et-Miquelon）（フランスとカナダ）などが主要な事例である。

・気候変動にともなって北極海の開発が本格化する中、北極海の海洋領土を確保するための北極海隣接国家間の競争が熾烈に展開されている。

- '07年8月にロシアが北極海の水深4,261mのロモノソフ海嶺に自国の国旗を立てるなど、北極海の資源の先占のための競争が本格化している。

- カナダ、デンマーク、米国など隣接国を中心に北極海の資源確保競争が加速しており、カナダとデンマークがハンス島の海洋資源を巡って紛争中である。

*米国の地質調査局（US Geological Survey）によると、北極海海底の石油および天然ガスの推定埋蔵量は約100億トンであり、全世界の埋蔵量の25%程度であると推定される。

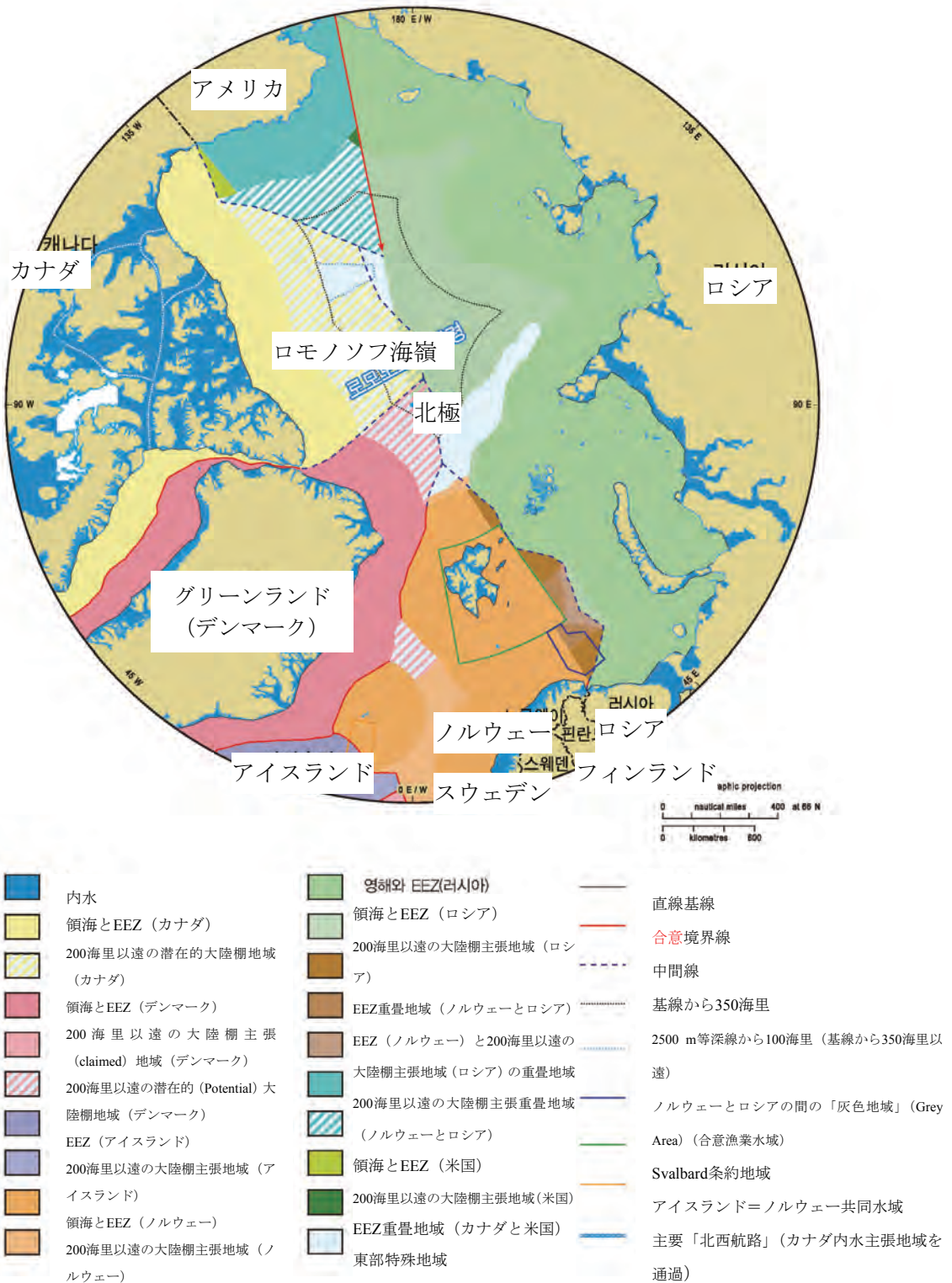
・海洋領土確保のための主要海洋国の政策が拡大・強化されている。

- オバマ政権の発足以降、国連海洋法条約の加入論議が活発になっており、大陸棚の限界拡張を積極的に推進している。

- 日本は海洋基本法（2007）制定と海洋基本計画（2008）の策定を通じて、海洋の領土管理を中とした統合海洋政策を推進している。

- 中国は既存の海域管理士を「海域海図管理士」（2008.2）に拡大、強化するとともに、海図保護法案（2009）を制定するなど、隣接国との海洋領土競争に備えている。

[図 4-22] 北極海の海洋管轄権と海洋境界の現況



資料：IBRU (International Bottomary Research Unit)

■気候変動による海洋領土の価値の再認識

・地球温暖化による海洋秩序の攪乱要因の増加と海水面の上昇による小島嶼、および国家安保の脅威に対する国際社会の関心が高まっている。

- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）と国連開発計画（UNDP）を中心に、環境評価および支援プログラムが運営されている。

*1997年に「太平洋島嶼気候変動支援計画」（PICCAP）⁵が策定された。

- '09年6月11日、国連総会は気候変動による海面上昇が小島嶼諸国に直接的な脅威を与えているとの決議を採択した（A/RES/63/281）した。

・気候変動と陸上資源枯渇の危機を解決するため、海洋開発を通じたグリーン成長政策がグローバルトレンドとして注目され、海洋領土の重要性が再認識されている。

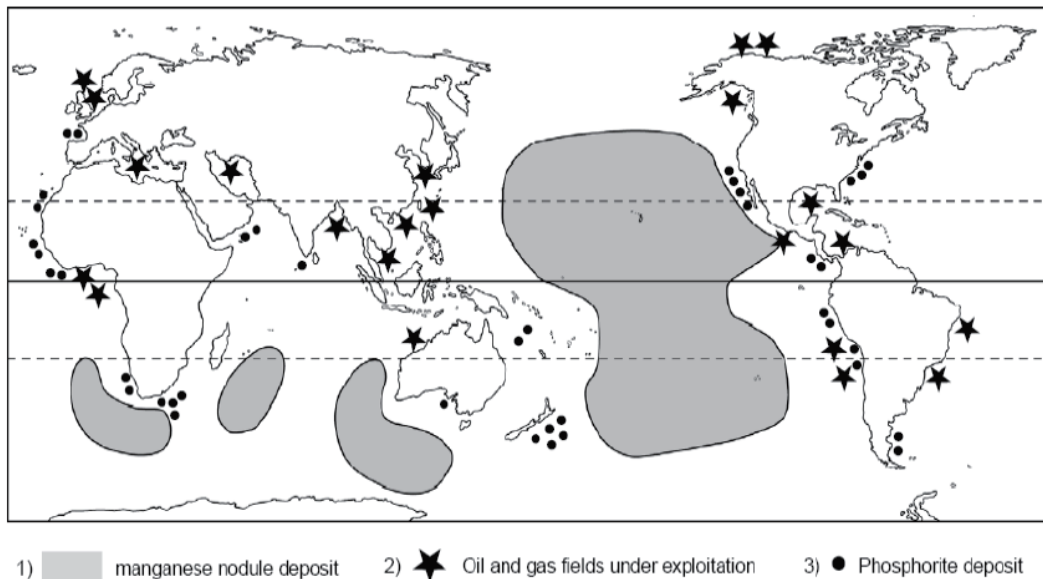
- 米国はオバマ政権以降、沿岸地域の石油、天然ガスだけでなく、海洋の再生エネルギー開発の青写真を提示している。

- 日本はEEZ管理のための海上基地建設を推進しており、2009年3月には「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を確定している。

- 中国は'09年に7,000メートル深海有人潜水艇を開発し、深海底資源開発を本格化させる一方、'08年からアジアで初の海上風力発電団地を造成した。

- 国家管轄権以遠の地域でも、国連を中心に海洋油田資源を効率的に管理するための法制度を策定している。

[図 4-23] 主要海洋資源の分布図



資料：Vallega（2001年）、チェ・ジェソン他（2009年）再引用。

■国家間の多層的な海洋協力を強化

・国連を中心に、国家間の海洋環境、海洋の生物多様性、海賊退治などの海上安保分野などにおいて多国間の協力を強化。

⁵ 「The Pacific Islands Climate Change Assistance Programme」は、太平洋の島嶼10カ国を支援するためのプログラムで、(1)温室ガスの削減、(2)気候変動の脆弱性の評価、(3)気候変動への対応策の策定、(4)長期的な気候変動への対応方策・戦略の国内履行などを主要業務として遂行する。

- '09年6月にニューヨークで開催された第10回国連海洋法条約当事国非公式会議（ICP）において、過去10年間の、「持続可能な発展」という概念に立脚して遂行された国際社会の海洋協力を高く評価。

- 最近の国連安保理の決議に基づき、韓国をはじめ、米国や中国、日本などが共同で、ソマリアでの海賊退治活動を展開している。

- UNEPの地域海プログラムなど、国連中心の多様な海洋プログラムが展開されている。

・海洋資源と海洋開発のための国家レベルでの海洋協力が増加している。

- 南中国海では中国とベトナム、中国とフィリピン、東中国海では中国と日本など、海洋の未境界画定地域での資源の共同開発事例が増加している。

- 豊富な海洋資源と戦略的な要衝地としての価値をもつ南太平洋の島嶼国家を巡る国家間の海洋協力を強化する。

*中国は2006年、パプアニューギニアと10億ドルの投資協定を締結し、パラオに3億ドルの援助を提供した。

*日本は、小島嶼国連合（AOSIS）に財政支援するとともに、「太平洋環境共同体」の創設を準備し、3年ごとに「日本・太平洋島嶼国フォーラム首脳会議」を開催している。

*EUは、欧州開発基金を活用し、また、オーストラリアは「ポートモレスビー宣言」（'08年3月）を通じて、太平洋諸国との協力を強化している。

■国土の概念に立脚した海洋領土政策を確立する機会

・'08年2月、既存の海洋水産部と建設交通部が統合され、国土海洋部が設立された。

- 1つの国土というビジョンを通じて、陸上と海洋を1つにした統合領土政策の策定機会を提供する。

- 海外基地の建設、海外資源の開発などを主目的とするグローバル海洋領土開拓のための制度的な裏付けが可能である。

■韓国と北朝鮮の統一時代に備え、韓国・北朝鮮の海洋協力の強化が必要

・西海岸および東海岸の韓国・北朝鮮の海洋境界が隣接している地帯は、朝鮮半島で最も緊張感の高い地域である点を勘案し、これに対する効率的な管理のための協力の必要性が増している。

・韓国・北朝鮮の海運、港湾など海洋分野の協力を通じて、境界の隣接した地帯の緊張緩和および効率的な管理条件を造成する必要がある。

2) 問題点

■海洋強国として成長するための中長期的な戦略が必要

・21世紀の新海洋時代を主導するため、「朝鮮半島の周辺海域の管理」から抜け出し、進取的な「グローバル海洋領土戦略」を策定しなければならない。

- 「海洋辺境国家」から「海洋強大国」に飛躍するためのグランドビジョンの提示が必要とされる。

- グローバル海洋領土戦略を通じて、21世紀の新しい海洋パラダイムを創出できる基盤の整備が

必要とされる。

■国際海洋秩序の変化にともなう効率的な対応体制の構築が必要

- ・国際海洋秩序は、国連海洋法条約を軸に国際社会、地域（region）、国家の3つの軸が有機的にかみ合いめまぐるしく変化している。
 - 国連海洋法条約の体制を中心に、めまぐるしく変化する国際海洋秩序の環境に能動的に対応するための動向把握研究および情報の収集が必要である。
 - グローバルな海洋問題解決のための国際協力に積極的に参加し、財政的・技術的な支援を通じて国際社会への寄与度を高める。
- ・政府中心のトップダウン（top-down）政策から、民間企業および学界との相互交流を通じたボトムアップ（bottom-up）政策への転換。
- イシュー別に連携性が強化されている現在の国際海洋秩序の中で、関連政府機関の間の政策協議、民間と政府の間の情報交流など継続的な協力体制が必要とされる。

■海洋力（sea power）増進のための具体的な実践計画が必要

- ・海洋における新成長エンジンを模索することで、海洋を通じた国富創出の与件整備が必要である。
 - 海洋の油田資源、海洋クリーンエネルギー、海洋深層水、海洋観光など海洋を利用した新しいビジネスの領域を開拓する。
- ・海洋領土の積極的な開発を通じて、経済危機を克服し、海洋強国として成長するための海洋力の確保が必要である。
 - 海洋を基盤とした低炭素グリーン成長と海洋国富創出の2つの目標を同時に達成し、これを後押しする制度的な基盤の整備が必要とされる。

2. 将来の与件変化および展望

■国連を中心に強固になっている国際海洋秩序

- ・米国や中国など海洋強大国の一方的な（unilateral）政策から、国連を中心としたコンセンサスによる多国間（multilateral）政策を強化する。
 - 米国の国連海洋法条約への加入が具体化しており、EU や中国、日本などは自国の海洋利益の確保に向けて対国連政策を強化している。
 - 資源の共同開発、境界の画定などに関連した分野では二国間協力を中心に、一方、海洋汚染の防止、海洋生物多様性の保護などでは多国間協力を中心に、多次的な海洋協力体制を強固にしていく。
 - 各国は競争と協力を、個別の状況に合うよう推進する具体的な戦略を整備することが見込まれる。
- ・国際海洋秩序の変化にともない、国連海洋法条約の改正論議の可能性が拡大している。
 - 海洋に対する認識が高くなかった条約制定時とは違い、現在では、海洋の重要性に対する世界的な関心が高まっている。

- 国連海洋法条約の改正論議が本格化する場合、国益を積極的に反映するための世界各国の全方位的な取り組みの強化が予想される。

■海洋領域の増大にともなう挑戦と機会の拡大

・挑戦的側面

- 北極海の利用可能性の増加にともなう隣接国の資源先占および北極海進出を模索する国家間のイニシアティブ確保のための競争が激化。

- 伝統的な島嶼領有権紛争を越えて、海洋の境界画定、海洋資源の開発、大陸棚の限界拡張競争など、海洋領土を巡る葛藤の原因が多様化する。

- 自国の沿岸中心から抜け出し、海外の海洋領土の開拓が増加すると予想されるため、グローバル海洋拠点基地の先占競争が台頭している。

・機会的な側面。

- 解氷による北極海の資源開発、船舶運航可能性の増加など、北極海を商業的に利用するための機会が増大している。

- 陸上資源の枯渇問題を解決し、国家の経済発展に必要な資源を確保するため、海洋資源に対する関心が高まり、投資が増加している。

*空間的には、沿岸中心から北極や公海などに拡大し、また、資源については化石鉱物資源からクリーンエネルギーに拡大するなど、海洋資源の開発がグローバルトレンドとして浮上している。

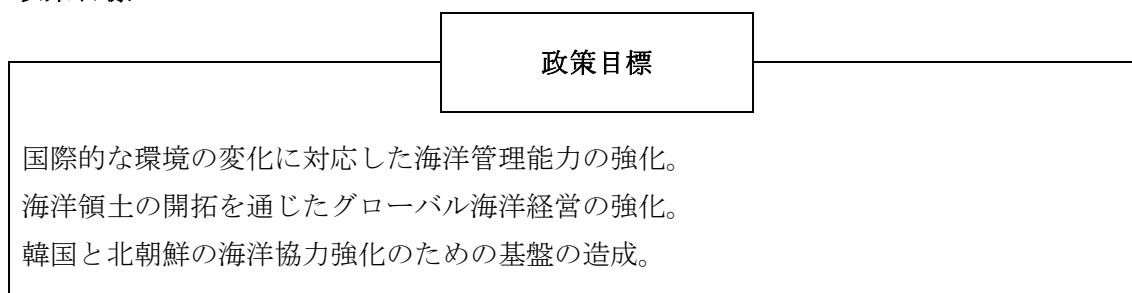
- 外交的に解決することが困難な海洋境界未画定地域での資源の共同開発が新たな対案として浮上する可能性が高まっている。

- 先進海洋プラント技術および海洋科学技術をもとに、拠点となる海洋国家との協力を通じたグローバル海洋拠点の確保が可能である。

- 韓国と北朝鮮の政治的な安定性を前提にした、両国共同による海洋資源開発の可能性。

3. 計画の目標および推進方向

1) 政策目標



2) 推進方向

■国際的な環境の変化に対応した海洋管理能力の強化

・国際的な海洋環境の変化に対応し、効率的に海洋領土を確保・管理するための政策を策定する。

- 国連海洋法条約体制の変化に適切に対応するために、「個別の部処」別に分散された海洋政策ではない統合的な「国家政策」を策定する。

- 中長期的に国連海洋法の改正に備え、韓国の利益を最大限反映できる方策を策定し、そのための常時モニタリング体制を構築する。

・海洋関連の各 이슈に従い、差別的な海洋戦略を策定し、それを1つの方向に導く大戦略を策定する。

- 海洋主権の守護、海洋管轄権の強化、海洋安保および海上輸送路の確保など国益と直結した 이슈に対して政策の優先順位を付与する。

- 海洋環境問題、海洋共同科学調査、共同資源開発では、協力を考慮したより柔軟な政策を推進する。

■朝鮮半島中心の海洋領土政策からグローバル海洋領土戦略へと拡大強化

・断片的・消極的・守勢的な沿近海海洋領土の管理戦略を越えて、海洋資源の開発基地、海外の海洋協力拠点基地の構築による統合的・積極的な「グローバル海洋経営」を推進する。

・北東アジアの周辺国家との海洋関連の国益確保競争に備えつつ、北東アジアの周辺諸国との分野別の海洋協力を模索する「個別具体的な戦略」を推進する。

・北東アジアの海洋秩序の安定を前提に、グローバルレベルでの中長期的な国益確保のための戦略を策定する。

- 北極海の利用可能性に備えた極地政策の拡大、先端海洋技術を土台にしたグローバル海洋基地の構築など、積極的な対外海洋戦略を整備する。

・海洋領土の懸案に対する対国民の認識を高め、未来志向的な海洋利用に対するビジョンを提示する。

- 敏感な海洋 이슈に限定された即興的・近視眼的な海洋認識を越え、国民の生活の土台であり、国家経済の基盤としての海洋領土の価値を強調する。

■韓国・北朝鮮の海洋協力を基盤として、朝鮮半島の平和定着に寄与

・海洋の境界隣接地帯を南北が共同で活用できる方策を策定することで、緊張と葛藤を緩和する一方で、協力ムードを造成する。

- 韓国・北朝鮮の境界隣接地帯を活用するための基本構想、環境管理、水資源の保護、洪水対策、産業および物流施設などに対する詳細計画を策定する。

・海道を通じた観光事業を拡大し、人的交流を拡大できる基盤を造成する。

・中国や日本、ロシアなどの北東アジア諸国と海洋問題解決に向けた南北協力および共同研究の基盤を造成する。

4. 推進計画

1) 国際的な環境の変化に対応する海洋領土管理能力の強化

(1) 島嶼の効率的な管理方策を整備

■独島の持続可能な利用のための中長期の方策を策定

・「独島の持続可能な利用のための基本計画」に従って遂行される事業を評価するための方策を整備する。

- 事業評価機関の設立（または委任）、評価基準の整備、成果指標の開発を推進する。

*05年5月に制定された「独島の持続可能な利用に関する法律」に基づき、「独島の持続可能な利用のための基本計画」が5年ごとに策定され、施行される。

・独島の効果的な利用とともに、周辺の生態系を保護するための方策を策定することで、持続可能な利用のための土台を整備する。

・独島の対国民認識を高めるための教育広報事業を強化する。

■領海基点の無人島嶼の体系的な管理事業

・領土管理の側面から、U-基盤の監視モニタリングシステムを構築する一方、領海基点の無人島嶼の電子基点管理システムを導入する。

- 年次的に亡失または破壊された領海基点表の復元事業を施行する。

・領海基点の無人島嶼の価値認識のための多様な教育および広報事業を施行する。

・領海基点の無人島嶼観測所を設置し、周辺の海底地形を調査する。

■無人島嶼の統合管理を推進

・無人島嶼と周辺海域を効果的に利用・保全・管理できるように国家レベルの無人島嶼総合管理計画を策定する。

・全国の無人島嶼および周辺海域の実態調査を実施し、GISデータベースを構築する。

・無人島嶼の生態的特性、保全価値、利用・開発潜在力などを総合的に考慮した無人島嶼別の管理類型*を指定し、政策の方向を提示する。

*管理類型：絶対保全、準保全、利用可能、開発可能な無人島嶼。

■最新の遠隔探査技術を利用した島嶼地域の精密調査

・航空レーザーシステム（LiDAR）および衛星資料の分析による島嶼地域の海岸線調査、ならびに特定海域に関する地形情報の抽出。

・島嶼地域をデジタル管理するための地形情報のデータベース化と島嶼の領有権紛争に積極的に備えるための科学的な根拠資料の蓄積。

(2) 海域の機能に合った総合的な海洋空間管理方法を策定

■領海 EEZ 内の管轄権の強化および効率的な活用・管理事業

・韓国の領海 EEZ を適正に管理するために、海洋警察庁、海軍の能力を向上させるとともに、海洋情報の共同活用システムを整備する。

・外国船舶の密輸や密入国、テロ物資運送行為などを規制するために、領海および接続水域法など韓国の関連立法および制度を補完する。

■EEZ および大陸棚・深海底の開発利用のための総合的空間管理方法の整備

・EEZ の海洋開発および開発にともなう環境生態系の破壊を防止するため、EEZ 空間の利用計画を策定、施行する。

*EEZ の多様な利用可能性、経済的価値、危険要素などを総合的に考慮し、段階的な利用のための権限付与（許可制の導入）、海洋空間の活用地図の制作を通じて、政策決定者と利用者の EEZ 活用のための情報のアクセシビリティを高める。

*UNESCO 海洋委員会は 2000 年代に入って海洋空間計画（Marine Spatial Plan）の概念を導入することで海洋の持続可能な開発を促し、また、ドイツなどは海洋の再生エネルギーの開発を含めた EEZ の海洋空間計画（Marine Spatial Plan）を'09 年末から施行予定である。

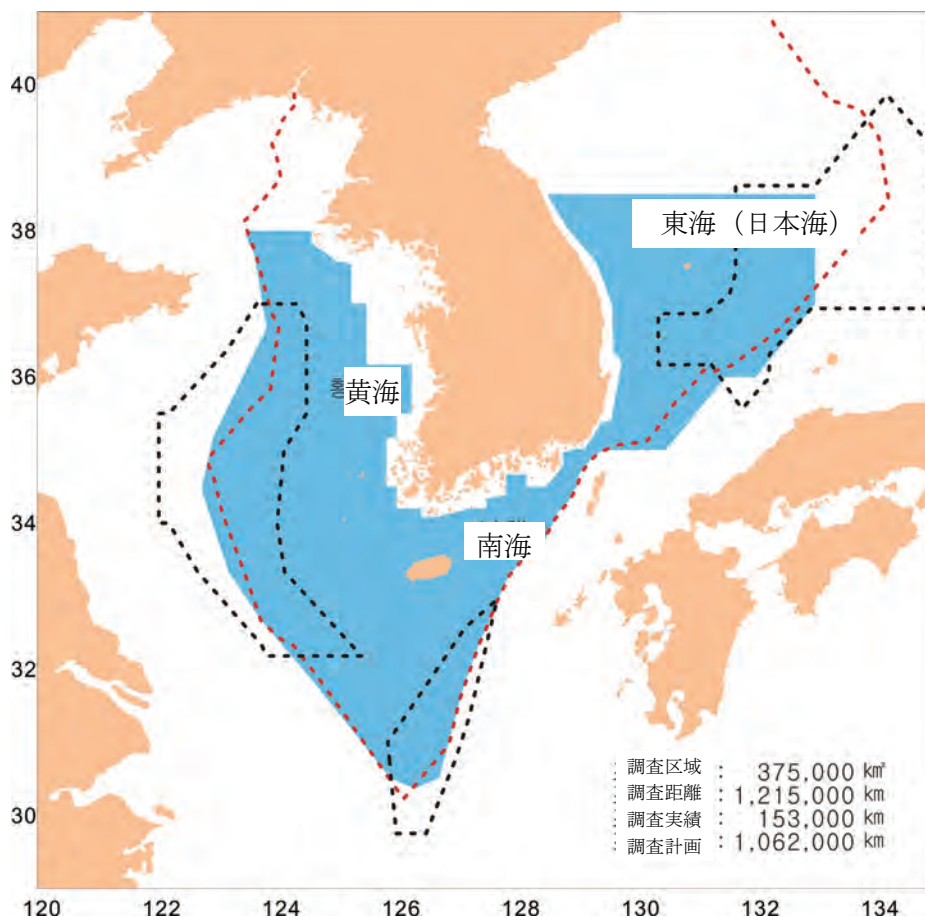
・大陸棚の地球物理的な基礎探査、海洋鉱物資源探査のデータベース構築、経済性の評価開発事業、深海底鉱物資源の長期安定的な確保および供給事業の推進。

■離於島近隣の海域開発および補強事業を実施

・離於島近隣の生態系および海洋資源の評価事業および周辺の海洋保護区域の設定の妥当性調査などを実施する。

・離於島の総合海洋基地の腐食防止および中長期的に消失を防ぐための補強事業を実施する。

[図 4-24] 国家管轄海域の海洋調査区域図



資料：国立海洋調査院（2010 年）

■朝鮮半島の海域全般を包括する海洋科学基地体制を構築

・東西南海海洋科学基地の建設および運営を通じた総合海洋科学基地体制を構築する。

*海域海洋資源の調査・研究機能、海流と潮流の観測機能だけでなく、日本やロシアなどの海洋資源の共同調査および研究事業を主導する前進基地として活用する。

〈表 4-22〉 朝鮮半島の海域海洋科学基地の構築事業

| 区分 | 離於島基地 | 可居礁基地 | 独島基地 | 白翎島基地 |
|----------|------------------|----------------|-------------------|-----------------|
| 目的 | 海洋・気象観測および救難基地 | 海洋・気象観測 | 海洋・気象観測および多目的研究施設 | 海洋・気象観測 |
| 完工 | 2003年6月 | 2009年10月 | 2012年 | 2012年 |
| 工事費 | 212億ウォン | 約90億ウォン | 約300億ウォン | 約412億ウォン |
| 位置/設置水深 | 馬羅島の南西149km/約41m | 可居島の西47キロ/約15m | 独島の北西1キロ/約49m | 白翎島の南西27km/約30m |
| 運営方式 | 無人 | 無人 | 無人 | 無人 |
| 構造物形式/規模 | ジャケット形式/約400坪 | ファイル形式/約110坪 | ジャケット形式/約400坪以上 | ジャケット形式/約500坪 |
| 進行事項 | 運営中 | 運営中 | 実施設計中 | 推進中 |
| 主管機関 | KHOA | KHOA | KORDI | KHOA |

資料：国立海洋調査院、韓国海洋研究院

■海洋関連情報のインフラ構築および研究開発のための人材養成方法の整備

- ・情報インフラの構築と関連して、EEZ 探査・開発の総合情報システムを構築し、これをデータベース化して、サービスを提供する。
- ・朝鮮半島周辺海域に対する海洋特性調査活動を継続する。
- ・海洋資源開発の人材養成特化大学の設立、現場の人材養成のための資源開発アカデミーの設立および支援の強化、高級専門人材プログラムを開設し、段階的に資源開発専門大学院に転換するなど関連事業を推進する。

(3) 国連海洋法条約に関連して、常時モニタリング体制を構築

■海洋関連法の再整備事業

- ・国連海洋法条約の韓国内での履行、法律の制定・改正事項の検討、および海外の主要海洋諸国の立法事例の調査事業の実施。

■グローバル海洋領土情報システム（GMIS）の構築事業を施行

- ・韓国内外の海洋領土関連の情報を一元化してデータベースを構築し、需要者のニーズに合った定期的な情報を提供およびフィードバックし、また、海外の主要海洋情報センターとの協力事業を遂行する。

2) 海洋領土の開拓によるグローバル海洋経営の強化

(1) 海外の海洋支援の確保と連携した海洋領土政策の策定

■グローバル海洋資源の開発基地構築事業および協力事業

- ・既存の海外の海洋研究拠点基地および海洋協力ネットワークを活用し、大洋別に開発可能な海洋の戦略資源を調査して、中長期の海外資源開発拠点を選定する。
- ・資源開発目的以外に、海洋 SOC 投資、海洋科学技術の伝授、専門人材の養成、協力国との信頼構築のための戦略を整備する。

■積極的な海外海洋資源確保戦略を推進

- ・個別的な小型探査鉱区の確保から脱皮し、拠点別の大型探査鉱区を確保し、そのために官民の多様な資金および外貨の借入などを活用する。
- *石油公社は中堅石油企業の M&A を推進し、また、鉱物公社は戦略的な海洋鉱物資源の有望な生産鉱区の買収を推進する。
- *欧米系企業は現在、積極的な M&A によって「大型化」を推進しており、後発資源開発国は自国の国営企業を積極的に育成する戦略を推進している。

■グローバル海洋経営のための韓国国内制度の改善およびインフラの拡充

- ・海外資源開発の投資税額控除などの税制支援、有望プロジェクト関連企業間の情報交流の拡大、有望プロジェクト参加時の公企業・民間企業間のコンソーシアムの活性化など、制度改善を通じた投資活性化を誘導する。
- ・R&D 支援の強化、海外有望企業との戦略的な協力の推進、油田開発サービス産業の育成、海洋資源開発特性化大学の育成などのインフラ拡充によって海外資源開発の力量を強化する。

(2) グローバルな環境の変化に対応した極地政策の推進

■気候変動に対応するための極地研究事業の推進

- ・北極海の活用と関連した中長期フロンティア事業を推進する。
- *北極航路関連の主要事業：北極航路運航適合船舶の開発、北極航路の運航に備えた船員訓練プログラム、航路の経済性分析と運航シミュレーションの開発、北極海の港湾開発のための先行投資の妥当性分析と投資支援、極限の高深度海洋での資源開発が可能な特殊海洋構造物の開発など。
- ・南極地域研究と関連した中長期研究事業の遂行。
 - '25 年まで計画されている 3 段階事業のうち、'20 年までに第 2 段階事業が進行される予定であり、南極大陸基地基盤の沿岸海洋と海氷研究、古層大気と気候環境研究および生物進化研究などを計画に従って遂行する。

■海外極地活動のための研究基盤の拡充を持続的に推進

- ・第 2 南極基地建設事業を継続的に推進する。
- ・ニーオルソン北極基地村内の研究基盤の拡充および国際共同研究基地の運営推進。
- *韓国が北極理事会のオブザーバー加入を推進するなど（現在暫定オブザーバー加入）、韓国の北極圏国際共同研究の活性化に期待。

〈表 4-23〉 第 2 南極基地建設事業の主要内容

| 事業年度 | 主要計画 |
|--------|--|
| 2009 年 | 最初の砕氷研究船「アラオン」を利用し、有力建設候補地である Cape Burks を精密調査する。 |
| 2010 年 | 建設主管企業の選定、包括的な環境影響評価書（CEE）の草案作成の公告、意見の集約 |
| 2011 年 | 基地の実施設計、第 1 次建設資材・装備の購入および運送計画の策定 韓国国内での試験組立および試験稼働、CEE 草案の ATCM への提出 |
| 2012 年 | ATCM からの南極第 2 基地建設の同意獲得に合わせて最終 CEE を提出 第 1 段階建設工事に着手 |
| 2013 年 | 第 2 段階建設事業の進行後、最終基地建設完工。 |
| 2014 年 | 基地の本格稼働で南極第 2 基地活動を開始。 |

資料：極地研究所提供（2009 年）

■北極海時代に備えて隣接国および北東アジア国家との協力を強化

- ・北極理事会のオブザーバー資格を取得し、北極関連の国際機関に積極的に進出する。
- ・北極海活用のための韓中日協議体を構成し、運営を推進する。

*韓国の先進造船技術および海運、日本の最新北極地理情報システムの構築、中国の体系的な北極探査インフラなどが 1 つになれば、シナジー効果が可能になると考えられる。

(3) 海上輸送路（SLCO）の確保および海洋力の強化

■国際海上輸送路の安全確保のための国家間の協力を拡大

- ・海賊および海上強盗などの海上犯罪に対処するための国際協力システムに参加し、支援する。
- ・マラッカ海峡の航行安全増進事業などに財政的支援を行う。

*日本も国際海事機関主導の「マラッカ - シンガポール海峡安全基金」に予算支援している。

■国益に関連する海外の海洋領土と水域の守護能力を強化

- ・EEZ など海洋管轄水域内の海洋構築物に対する安全水域を設定し、管理する。
- ・ソマリア・アデン湾地域、マラッカ海峡など韓国の主要海上輸送路作戦に備えた海軍の役割を強化する。
- ・EEZ、領海管理のための海警の機能を強化する。

(4) 海洋外交および国際協力の強化

■官民海洋外交によって海洋オピニオンを先導

- ・海洋に関連する国際機関の会議に積極的に出席し、外交通商部、韓国国際協力団（KOICA）の国際機関進出支援事業とも連携することで、海洋国際機関への核心人材進出の支援を拡大する。

〈表 4-24〉 韓国の主要海洋機関の核心機関への進出現況

| 機関名 | 所属 | 韓国 |
|---------------------|--------------------|---------------------------------|
| 国際海洋法裁判所 (ITLOS) | 裁判官 | ペク・ジンヒョン |
| | 事務次長 | キム・ドウヨン |
| 国連法律室 (OLA) | - | - |
| 国際法委員会 (ILC) | - | - |
| 大陸棚限界委員会 (CLCS) | 委員 | パク・ヨンアン |
| 国際深海底機構 (ISA) | 理事会 | B グループ |
| | 財政委員会 | - |
| | 法律技術委員会 | キム・ウンソ |
| 常設仲裁裁判所 (PCA) | 裁判官 | パク・スギル、キム・チャンギユ、イ・ジャンヒ、モク・ヨンジュン |
| 国際海事機関 (IMO) | 事務局/MSC など 15 の委員会 | チェ・イシク、キム・ソンジン、ミン・ギョンレ |
| 国連教育科学文化機関 (UNESCO) | 政府間海洋学委員会 (IOC) | ビョン・サンギョン |
| 国際水路機関 (IHO) | 海底地形図運営委員会 (GGC) | ソン・ヒョヒョン |
| | 海底地形名小委員会 (SCUFN) | ハン・ヒョン Chol |

資料：国土海洋部提供（2009 年）

■海洋の国際協力ネットワークを強化

- ・海洋をテーマにした各種フォーラムおよび国際会議の開催などを通じて、海洋に関する国際協力ネットワークを強化、推進する。
- ・友好国、周辺国の海軍間の定期的な交流訓練を通じて海洋安保協力を強化することで、北東アジアの海洋での緊張緩和、友好協力の与件を造成する。

■グローバル海洋研究および海洋協力の拠点の構築事業を推進

- ・海洋資源開発、水産分野、海洋研究分野などのため、官民共同で東西太平洋、東西インド洋など大洋別の海洋拠点基地の構築を推進する。

3) 韓国・北朝鮮の海洋協力強化のための基盤を造成

(1) 韓国・北朝鮮の境界隣接地帯での共同活用方法を策定

■海洋の境界隣接地帯を活用するための共同調査および活用方法の策定

- ・韓国・北朝鮮の海洋の境界隣接地帯に対する海洋地質、水資源、魚族資源、産業与件などについての調査を遂行する。
- ・海洋の境界隣接地帯の活用方法に関連して、関係機関および国民の意見を集約し、北朝鮮および国際機関などと推進方策を協議する。

- 韓国・北朝鮮の境界隣接地帯での海洋資源の共同調査事業の推進
- ・韓国・北朝鮮の政治的な安定を前提に、西海盆地の石油資源の共同探査・開発、東海（日本海）の燐鉱石およびガスハイドレートの開発、ならびに海洋資源の情報交流を推進する。

第5章 今後の推進システムおよび実現与件の造成

第1節 統合海洋行政システムの強化

第2節 海洋水産の専門人材の養成

第3節 投資財源の強化および支援システムの改善

第4節 海洋に対する国民意識の強化

第1節 統合海洋行政システムの強化

1. 将来の行政需要に対応した組織改編および運営

・海洋領土紛争、気候変動・環境変化への対応、海洋 R&D の調整、国家海洋政策の調整など部処間の海洋政策を調整するための方策の策定が必要である。

- 国務総理室傘下の統合海洋政策協議体の構成を検討する必要がある。

日本は既に6つの海洋関連省庁で海洋政策の推進を、また省庁全体の主要海洋政策については総理室傘下の総合海洋政策本部で海洋開発管理を統合運営している。

米国は、省庁間海洋政策タスク・フォース（Interagency Ocean Policy Task Force）の報告書（‘10.8）を通じて政府レベルの国家海洋委員会（National Ocean Council）を設置している。

- ・海洋政策の総括担当組織の機能強化が必要である。
- 機能別に分散されている海洋関連業務の統合的な遂行のために、海洋政策専門担当部処の組織を強化する必要がある。
- 今後予想される海洋災難などの沿岸管理の強化と沿岸生態系および環境の体系的な管理のための部処の機能強化を検討する。

2. 組織および機能の民営化・地方化を拡大

・総括的な政策の遂行以外に、単純かつ反復的あるいは民間または地方自治体が遂行するほうが効率的な機能については、地方自治体に機能を委譲し、または民営化を推進する。

- マリーナ港湾開発に関しては、民間および地方自治体の開発・運営への参加を促す。
- 港湾の再開発など関連収益の可能な事業には、地方自治体および民間の参加を拡大する。
- ・港湾運営管理の民営化にともない、海洋安全、海洋環境・沿岸災害管理、無人島嶼の管理、海洋観光振興など統合海洋管理機能を中心に、地方庁の機能を再編する。
- 長期的に効率的な広域海域管理および政策執行機能を向上するための方策を策定し、推進する。

第2節 海洋産業の専門人材の育成

1. 海洋産業の技術開発人材の養成

- ・地域別のシー・グラント（Sea Grant）事業などを通じて、海域別に特化された問題を解決する人材を養成。
- 嶺南・湖南の場合はヨットなどのレジャーボートを開発、江原・慶北地域は沿岸安定化および深層水関連の人材育成など。
- ・海洋技術開発基金の一定部分（10%水準）は、地域の大学に配分し、地域特性に合った研究と人材育成を連携して支援する。

2. 海洋産業の人材養成および支援

- ・韓国国内の海洋産業人材を養成する大学を中心に行うが、研究機関も関連研修機能を強化し、海洋産業の人材育成を主導する。
- 韓国海洋大学校や木浦海洋大学校、韓国海洋水産開発院、韓国海技研修院などで国内外の人材を育成する。
- ・韓国国際協力団(KOICA)の教育委託事業を行う機関を中心に、海外の海洋産業人材の育成を主導する。
- 特に、東南アジアや南太平洋など海外の人材を韓国に招いて研修プログラムを積極的に拡大し、海洋産業技術を移転することで、韓国に親しみを持つ海外の人材を多く養成する。
- 海洋関連の国際的な専門人材養成機関を育成する。
- ・特に、韓国人の場合、海上勤務などで海洋産業が3D業種として困難を経験することを考慮し、一般海技士や漁船海技士などに兵役などの各種恩恵を付与することも積極的に検討する。

3. 海洋文化観光の人材育成

- ・海洋レジャースポーツ文化の拡大などを考慮し、各種海洋レジャースポーツ専門家を育成する。
- 各種の海洋高校や海洋大学などで海洋レジャースポーツ科を中心に人材を育成し、必要に応じて海外研修教育も支援する。
- マリーナ港湾法が通過したことで、今後、マリーナ管理士、ヨット管理士、海洋レジャースポーツ管理士が多く必要になると考えられるため、関連人材の国内育成と海外研修などを強化する方策を策定する。
- 観光潜水教育要員、水族館などの海洋動物飼育員、レジャー船舶教育およびマリーナ管理要員などの新産業人材を育成する。

4. 国際海洋専門家の育成

- ・国際海洋問題の専門家のプール（Export Pool）を維持し、彼らを中心に持続的な会議参加を促して専門家として育成する一方、彼らを予備専門家（Junior Expert）とともに育成する制度を策定する。
- 一旦既存の専門家を中心に専門家プールをつくり、関連大学院のポストドクター（Post-doc）

や研究所の新入研究員を中心に予備専門家を育成する。

- 育成過程中に関連する国際機関の見学などを支援し、実質的な経験の蓄積がなされるようにする。
- 育成過程中の学生は、外交通商部の国際機関の予備専門家養成プログラム（Junior Program）で優先的に選抜して支援する。
- ・ 現職の海洋関連公務員の国際交流を強化する。
- 現職の公務員は、海外の関係機関や国際機関との MOU 締結を通じて持続的に業務研修を受けられるようにし、相互交換プログラムを実施する。
- 関連する国際会議などを1つずつ定め、持続的に資料を提供し、専門家とともに国際動向を把握できる能力を培養する。

第3節 投資財源の強化および支援システムの改善

1. 投資財源の多様化

- ・ 今後、原油や天然ガス、メタンハイドレートなどの海洋資源の開発は、資源価格の上昇とともに、経済性を確保できると期待されるため、公共基金とともに民間資本の参加を積極的に促す。
 - 過去の船舶ファンド組成の例のように、資源ファンドを組成して資源開発に活用できるよう促す一方、リスク補償のための税制減免の特典などのインセンティブの付与を検討する。
- ・ 潮力、潮流、波力、海上風力、台風エネルギーなどの海洋関連の再生エネルギー分野に民間資本の積極的な参加を促す。
 - 海洋エネルギーファンドなどを設立して投資資金の流れを誘導するとともに、既存の石油開発基金などの活用も積極的に促す。
- ・ 既存の港湾開発および漁港関連予算を新しい需要である海洋レジャー、ウォーターフロント、マリナー、沿岸景観および環境改善などの分野に徐々に転換し、推進する。
 - 港湾や漁港、マリナーなどの沿岸インフラの需要が多い場合、道路や地下鉄など同様、民間資本を誘致して開発するよう促し、適切な指導を通じて収益性を担保する方式を検討する。
 - 水族館、マリナーなどの観光開発は、観光振興基金を活用するよう促す。

2. 新規投資財源の発掘によって安定的な財源を確保

- ・ 干拓、埋め立てなどともなう海洋環境改善負担金を拡大し、海洋環境の改善に積極的に投資する。
 - 海砂の採取、公有水面の埋め立て、公有水面の占使用、危険貨物の取り扱い、海洋施設の利用行為などに負担金を賦課する。
- ・ 交通施設の特別会計内の港湾勘定の一定配分比率を確保する。
 - 港湾関連の使用料金を段階的に現実化し、物流分野の投資財源の確保のための基盤を積極的に造成する。
- ・ その他各分野で必要な各種投資財源を例示すると以下の通りである。
 - この中には、一部新しいファンドや基金を新規に造成しなければならないものがある。

〈表 5-1〉 分野別投資財源（例示）

| 分野別 | 投資財源 | 備考 |
|----------------------|---|--|
| 1. 環境安全 | 湿地破壊など各種環境改善の負担金 トラストファンドの活用 農漁村の災害復旧基金 民間資本 | 沿岸重要地域の管理 沿岸管理、保存 沿岸災害管理 e-navigation など収益性事業 |
| 2. 海洋科学技術 | 海洋 R&D 基金 海洋特許基金 民間資本 | 競艇などで造成 商業化技術 |
| 3. 海洋文化環境 | 観光基金 海洋文化基金 民間資本 | 国民海洋博物館など 海洋文化事業の収益金 収益性事業 |
| 4. 海運物流 | 交通特別会計 船舶ファンド（基金） オイルファンド 民間資本 | オイルハブ構築時の収益性 港湾；クルーズ、マリーナなど |
| 5. 海洋管轄権およびグローバル海洋基地 | ODA 資金 南北協力基金 国際投資誘致（先進国 ODA など） 海外支援開発基金 | 海外支援 北朝鮮開発 北朝鮮開発 |

第 4 節 海洋に対する国民意識の強化

- ・海洋分野の政策対象者を区別し、対象によって別途のコミュニケーション戦略を策定する。
 - 一般国民に、海洋の価値および重要性を積極的に知らせる一方、産業界には海洋の産業としての価値と経済的効果などを知らせるのに重点を置く。
 - 学界および言論界には、海洋分野の戦略的な価値やビジョンなどを知らせるのに重点を置く。
 - ・海洋関連の主要イシューについての積極的な広報活動を強化する。
 - 国民生活と密接に関連し、または国民の興味を誘発できる広報アイテムを持続的に発掘する一方、ストーリーテリングがなされるよう開発する。
 - 単純な報道資料の配布などはせず、主要メディアなどとの積極的な連携を通じて広報の手段を多様化する。
 - ・海洋強国は通常、国民の強い海洋意識が働くことで実現されるということを勘案し、それらに対する教育を強化する。
 - 英国などは未だに王世子が海軍などで働くことを誇りに思うなど、海洋分野の「ノブレス・オブリージュ（Noblesse oblige）」意識が海洋強国の根幹を形成している。
- *米国省庁間海洋政策タスク・フォースの報告書（'10.7）でも、海洋に関する公式・非公式に教育を強化していくと強調している。

- 韓国の「ベッサラム（船人）」を蔑視する文化的な伝統を克服するための多様な意識教育の実施が要望され、国民に対しては海に関する持続的な広報、海に関する教育が必要である。
 - 特に、国民の独島などに対する守護の意志は高いが、近隣の EEZ など海が重要であるということについては未だに認識度が低く、持続的な広報が必要である。
 - ・海洋モデル学校などの志願時に、海洋認識の強化を重点的に教育するよう促す。
 - 国立の研究機関や関連機関などに海洋に対する意識の教育プログラムを整備するとともに、教師の養成と教材開発を継続的に支援する。
 - 海に関する教育を幼い頃から強化するために、水泳など水遊びに慣れ親しみ、楽しめるような多様な施設を備えて活用する。
 - ・港湾、漁港などのウォーターフロントを開発する際、必ずマリーナやプールなどの必須の水遊び施設を並行して開発する。
- 日本はかつてより、小学校の認可を与える際には、必ずプールを備えることを義務化している。
- 米国では、「Love Boat」というドラマで、クルーズ産業を興した事例などを勘案して、多様な海洋関連の映画やドラマの制作を支援する。
 - 海の日などには、海洋関連の機関を開放し、見学などによって国民の海洋機関に対する親しみを高めている。
 - 灯台訪問、港湾広報館訪問など各種の海洋水産施設を適切に活用することで、海洋に対して親しみを感ずる意識の形成を支援する。
 - ・海洋レジャー観光の活性化によって海洋認識度を高める。
 - 海での水泳大会や海洋スポーツフェスティバルなど海洋関連のイベントを発掘し、海洋レジャースポーツを持続的に広報する一方、国民が海洋レジャーを容易に楽しむことができる基盤を整えることによって、より海に親しめるよう推進する。

資料9 (海洋政策研究財団 訳)*

韓国・極地政策先進化構想

*翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

極地政策先進化構想

関係部処合同

目次

- ・ 極地の重要性
- ・ 極地関連の国際環境及び海外の動向
- ・ 韓国の現況
 1. これまでの成果
 2. 補完すべき点
- ・ ビジョン及び政策の基本方向
- ・ 詳細な推進構想
 1. 北極政策の基盤の整備
 2. 南極政策の体系的発展
 3. 極地政策の調整及び支援機能の強化
- ・ 今後の推進日程

・極地の重要性

□ **（科学研究）** 南極と北極は、人類に残された最後の未開拓地であり、巨大な「自然科学の実験室」

極地の寒い気候、清浄な地域という特殊性は、先端科学研究のための最適な機会を提供

・ 極限環境は、未来における生命工学の研究のための良い材料を提供し、氷河の隕石は、地球の過去と宇宙研究において重要な位置を占めている。

一方、地球温暖化及び異常気象の増加は、極地研究の重要性を一層高めるきっかけとして作用

・ 極地は、環境変化が最も敏感に現れる地域として、地球温暖化による地球環境変化モニタリングに最適な場所である。

□ **（経済資源）** 極地は、巨大な「資源の宝庫」であり、全世界の海と繋がっている戦略的要地

各国は、対外的には科学研究を掲げているが、内部的には資源、領土を先占するために熾烈に競争中

・ 南極と北極には、石油、天然ガス等、多様な天然資源*が埋蔵

*（南極） 石油、石炭、天然ガス、ガスハイドレートの埋蔵、クリル年間 2 億トン生産可能

（北極） 米国地質研究所、全世界の未開発の石油及び天然ガスの約 25%が賦存すると推定

特に、地球温暖化による北極海の解氷*は、船舶建造技術及び航海技術の発達とともに、北極海の戦略的価値を更に上昇

*北極海の氷河は、1979 年から 2005 年まで、10 年ごとに 8%ずつ継続して減少し、ついに、2008 年夏には北東航路（ロシアの北側の航路）及び北西航路（カナダの北側の航路）が同時に開通

・ 北極海は、物流輸送のための新航路として期待され、今後資源開発の際に、海洋プラント及び造船産業の新たな成長の足掛かりとなりうる。

・極地関連の国際環境及び海外の動向

1. 南極関連の環境及び動向

□ 1908年、イギリスを始め、フランス、ノルウェー、アルゼンチン等7カ国で探検の歴史及び地理的近接性を理由に、南極に対する領有権を主張

これらの国が領有権を主張する地域は、南極の総面積の85%に相当し、一部の地域は、重複しているので、神経戦を繰り広げている。

□ 領有権の主張に係るこうした紛争は、米国の積極的な主導により、1959年、南極条約締結に至る。

南極条約は、各国の領有権の主張を凍結し、平和的、科学的な利用を目的とした利用のみを認め、続いて南極条約環境議定書（1991年）等の採択により、環境保護科学研究を中心とした「南極条約体制」が成立

*特に、環境保護議定書は、50年間、鉱物資源の開発を禁止しており、2048年に再議論が可能

□ 南極条約体制は、領有権の主張をしばらく留保させたものの、実際に各国は、内部的に南極の領土資源を先占するため競争中

（領有権の主張国） イギリス、アルゼンチン、チリ等、領有権を主張する7カ国は、現在も自国の領土と主張する地域を中心に、影響力の拡大を推進

*軍事基地及び自国の集落の造成によって、領有権主張のための前進基地として活用し、国連大陸棚限界委員会を通じて南極海周辺の自国領の島のそばにある大陸棚の確保を試みている。

（その他の国々） 米国及びロシアは、膨大なインフラの設置及び研究活動を通じて自国の存在感を高めるために努力

*米国は、夏季人員2千人の世界最大基地であるマクマード基地を含む3カ所の常設基地と、3隻の砕氷船を保有、ロシアは、計10カ所の基地を保有

・日本、中国等、アジア国も遅れて出発したが、南極における自国のプレゼンスを強化するために総力を傾けている。

*日本は、アジアで最初に南極に進出した国として、既に南極大陸全体の大陸棚の地質及び資源の調査を完了、中国は最近、国レベルで大々的なインフラの投資

2. 北極関連の環境及び動向

□ 北極は、南極のように別途の国際条約はなく、北極海域については、1982年に採択された国連海洋法条約（1994年発効）の適用を受ける。

これにより、ロシア等の北極海沿岸国は、基本的に200海里排他的経済水域（EEZ）の

認定を受けており、追加的に最長 350 海里まで大陸棚の認定*を受けるために科学調査中

*国連海洋法条約第 76 条は、200 海里を超える地域も自国の大陸から延長されたものと認定されれば、該当国の大陸棚として認定（最長 350 海里）

□ 北極海の 5 つの沿岸国及び 3 つの非沿岸国*を会員国とする北極評議会が組織されているが、環境保護、持続可能な発展等を主に取り扱い、

*（沿岸国） ロシア、米国、カナダ、ノルウェー、デンマーク、（非沿岸国）スウェーデン、フィンランド、アイスランド

（北極海沿岸国）天然資源の開発及び北極航路の利用等、経済的利益に係る問題は、個別会員国、このうち 5 つの沿岸国が主導している。

- ・ 5 カ国は、北極に対する未来ビジョン及び戦略を樹立*し、海域主権を強化するため、軍事活動も強化**しており、特にロシアは、北極の海底に自国の国旗を掲げ、領土宣言を行うなど、熾烈な争奪戦

*ロシアは、2008 年に「2020 年までの北極におけるロシア連邦国家基本政策」を樹立し、米国、デンマーク等も北極戦略の樹立を発表

**ロシアは、2 つの旅団を創設し、米国は、核潜水艦を含む大規模な軍事訓練を実施

- ・ また、ロシア、カナダ等は、北東航路及び北西航路の主要海峡を内水（又は領海）と主張し、他国の船舶の出入を規制している。

（非沿岸国）EU 国及び日本、中国も多くに関心を持って自国の利益を確保する構想を積極的に模索中

- ・ 日本は、1990 年代から北極航路の開発のためにロシア、ノルウェーと共同プロジェクトを進行し、中国は 2000 年代に入り、4 度も大規模な探査隊を派遣

3. 示唆点

- 世界各国は、領土開発による自国の利益の極大化を推進

北極は勿論、領土論争が凍結された南極においても、各国は対外的に、「科学研究」という大義名分の下、基地を作り、研究投資をしているが、実質的には、自国の「領土」を確保するために競争中

- ・ イギリス、アルゼンチン、チリ等、領有権を主張している国の科学基地は、自国が

管轄権を主張する領土に集中

- ・ 米国、ロシア、中国等の基地建設等、膨大なインフラ拡充も実効的占有という次元で持続的に進行

- 領土論争は、資源開発を通じた利益創出と直結している。

主要先進国は、南極と北極にある「資源」を互いに確保するため争奪戦を繰り広げている。

- ・ 南極は、南極条約体制によって開発がしばらく凍結されたのに対し、北極は、資源確保のための競争が「現在進行形」で進行中
- ・ 北極を巡る競争は、南極に進出した国々の真正な意図を間接的に示してくれる。

- 極地に対する戦略的な対応のために、海洋機能の役割が肝要

急変する極地環境は、活用如何によって、韓国にとって大きな機会となりうるため、韓国の積極的な関心と戦略的な対応が必要

・ 北極海の EEZ 内の資源探査参加構想を積極的に模索し、比較的優位な海洋プラント及び造船産業の発展のための機会として活用することが必要

- ・ 北東航路の開拓は、物流輸送の新たな転機を提供

・ 韓国の現況

1. これまでの成果

□ 条約への加入と評議会への参加

(南極) 1986年11月に南極条約に加入し、1989年10月に南極条約協議当事国の資格を獲得

(北極) 2009年に北極評議会の暫定オブザーバーの資格を獲得

□ 物的、制度的インフラの構築

(南極) 1988年にサウス・シェットランド群島のキング・ジョージ島に世宗(セジョン)科学基地を建設、大陸前哨基地である張保臯(チャンボゴ)科学基地の建設を推進(2012年12月着工)

(北極) 2002年4月、ノルウェーのスバルバル諸島ニーオルスンに茶山(タサン)科学基地を建設

2009年11月、砕氷研究船アラオン号建造

□ 研究力量の蓄積

(南極) 南極研究活動振興基本計画(2007年~2011年)を樹立し、これにより研究開発事業を推進、先進国との国際協力を拡大

- ・ 極地固有種に関するデータベースの構築及び生物遺伝資源の利用技術の開発
- ・ 海底鉱物資源の調査及び基礎資料の蓄積

(北極) 北極海進出基本計画を策定(2010年3月)し、北極航路の開拓のための試験運行を推進中

- ・ アラオンを活用した北極海での2度にわたる国際共同探査

□ 国民に対する希望と自負心の鼓舞

基地建設、アラオン号の建造は、国民に対して大韓民国国民としての自負心を与え、国際的に国家のステータスを高めるのに寄与

2. 補完すべき点

2008年から2012年までの、極地関連の国内専門家の座談会、寄稿文、インタビュー資料、国際専門家の診断報告書(2009年11月、2011年11月)等を踏まえて作成

□ 北極政策についての基本方向及び総合政策の不在

1980年代末の冷戦体制の解消と気候の変化に伴う北極海の解氷により、北極の戦略的重要性が高まっているが、関連政策及び基本計画が不完全であるため、政策需要に対応できていないのが実情

南極は、政府内に関連計画*があるが、北極の場合、北極航路の開拓のほかには、現在、北極政策の発掘機能が脆弱

*南極活動及び環境保護に関する法律(第21条)並びに施行令(第26条): 国土海洋部の総括の下、関係部処合同で南極研究活動の振興基本計画を樹立

□ 体系的な南極政策は未成熟

これまで科学基地の建設、アラオン号の建造等、多くの成果があったものの、これらの効果的な活用及びこれらを足掛かりにした成果の創出が必要

- ・ 自然科学のみならず、人文社会分野を含む多様なアプローチ*が必要であり、グローバル・リーダーとなれる分野についても懸念しなければならない。

*純粋な科学技術分野の研究開発に重点を置いており、政策的な分野の研究は不十分
極地研究の振興等、政策推進のために全部処を挙げて論議する事項が多いものの、政府内の常設委員会がなく、臨時的に運用

- ・ 5年単位の南極研究活動振興基本計画を樹立する際に、外交通商部、環境部等、関係部処と協議すること以外に、別途の公式的な協議ルートがない。

・ビジョン及び政策の基本方向

<ビジョン及び基本方向>

ビジョン： 国際社会を主導する Polar G-7 に参入

基本方向

純粋な科学研究（南極）とともに、経済産業的な側面（北極）も考慮し、急変する国際状況の中で国家利益を高める。

既存の、南極に集中した政策から脱し、南極と北極を抱き合わせた Bi-polar 政策を推進

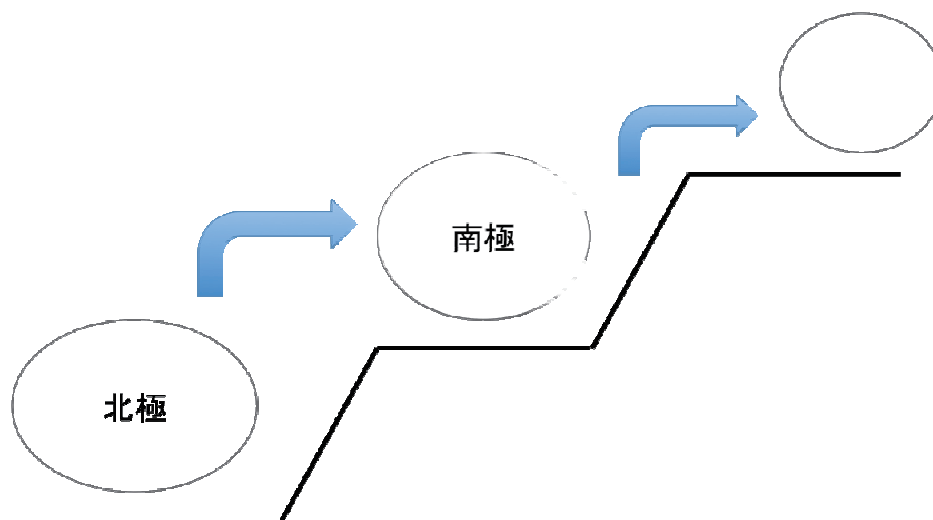
<極地政策の目標>

南極と北極を巡る政策環境が異なるため、それぞれに見合った政策を推進

（北極） 沿岸国の資源開発等に参加し、北極の気候の変化が産業（海運業等）に及ぼす影響の分析及びビジネスモデルの発掘

（南極） 長期的な視野で投資を持続しつつ、地球温暖化の研究等、人類社会に寄与

現在の位置から南極政策及び北極政策を一段階ずつアップグレード



・詳細な推進構想

1. 北極政策の基盤の整備

1) 北極中長期計画の樹立

ア. 現況及び問題点

- 南極については、南極活動及び環境保護に関する法律並びに同法施行令により、国土海洋部の総括、関係部処合同で、南極研究活動振興基本計画を樹立

同計画は、研究インフラの拡充、基礎科学の研究活動の強化、応用技術を実用化する力量の蓄積、研究活動における協力の強化等を骨子としている。

- 一方、北極に対する韓国の中長期政策は策定されていない状態であり、政府レベルの目標及び推進戦略が不完全な状態

現在、北極に関連した政府計画としては、国土海洋部が策定した北極海北東航路進出基本計画が主であり、その他外交通商部で関連国際会議に出席するなど、関連部処別で散発的に推進

イ. 改善構想

- 海洋資源及び海上運送路として北極海が有する潜在力を積極的に活用するため、政府レベルの北極政策マスター・プランを策定

北極基本計画の樹立が持続的に、失敗なく実現できるようにするため、根拠法律の整備が必要

- ・ 南極関連の法律が既にあることから、1)同法律の拡大・改編又は 2)別途法律を制定のうち、適正な構想について関連部処と協議

2) 北極の動向分析及び研究開発

ア. 現況及び問題点

資源開発及び北極航路の開拓等、北極海に対する関心は高まっているものの、実際には、北極に関連した情報及び研究開発は不足しているのが実情

北極海の未来価値及び重要性について言及した書籍が継続的に出版されており、北極周辺の沿岸国の資源競争についての動静が頻繁にメディアを通じて報道されているものの、国内で総合的な報告書を見つけるのは困難

特に、北極海の極限環境を克服するためには、氷、防寒等についての基礎研究の拡大が急務であるが、かなり不足しているのが実情

北極に関連した確実な情報及び奥深い研究開発の裏付けがなければ、韓国が前進する方向性及び戦略が見えてこない。

イ. 改善構想

□ 北極関連の研究に対する政策的支援（自然科学の研究のみならず、人文社会、産業部門等、多様な分野の研究支援が必要）

- ・（人文社会） 北極沿岸国（特に、ロシア）の関連法制の研究
- ・（産業部門） 海運、造船、水産、資源開発関連の研究開発の研究

□ 北極関連情報のデータベース化、国内外の研究機関との連携

北極関連の国内外の動向及び関連政策等を収録したデータベースを構築

海洋科学技術関連の大学及び研究機関の北極海研究機能支援及び北極海専門家の養成

北極評議会関連の国際会議の誘致を通じて、関連情報の入手及び国際ネットワークの強化

3) 北極のビジネスモデルの開発

ア. 現況及び問題点

北極海は、韓国の経済発展の新たな機会となりうる。

- ・ 北極海航路は、北極海の資源の輸送とロシア等のインフラ建設設備の運送に活用可能、海洋プラント及び造船部門に付加価値を創出する機会を提供
一方、韓国の北極海活用のためのビジネスモデルは、北東航路開発に限られているので、事業の多様性の不足により、政策効果が低下

イ. 改善構想

（航路開拓） 北極海航路の開放に備え、北極海の試験運航及び運航人材の養成等を推進中であるが、より具体的な備えが必要

北東航路は、ロシアの海岸を通過するものであるため、ロシアの規制内容の分析とともに、協力体制を強固に構築しなければならない。

(海洋プラント) 造船業界の不況克服及び世界的にエネルギー資源の開発が海洋にシフトしている状況での海洋プラント産業の育成

世界的な水準の海洋プラント生産技術を極地地域に拡大し、極地用海洋プラント生産を活性化

□ (造船部門) 現在までの船舶建造技術における優位性を基盤として、北極沿岸の造船市場を先占

このために、氷、寒さ等の航行制約要因を克服することができる船舶の建造技術を速やかに確保

□ (資源開発) 北極海の資源開発は、機会要因*及び制約要因**を同時に有しているところ、これを十分に考慮しながらアプローチ

* (機会) 氷河の減少、探査ボーリング技術の発達、(制約) 資源開発に多額の費用、領有権紛争

資源開発計画の樹立とともに、北極海沿岸国との協力の強化等を推進

2. 南極政策の体系的発展

1) インフラの拡充及び活用の極大化

ア. 現況及び問題点

□ 現在推進中の張保臯(チャンボゴ)科学基地を失敗なく建設*(2012年～2014年)し、南極研究の前進基地として活用

*2014年完工という目標を達成するためには、予算の確保が非常に重要

一方、アラオン号の建造、張保臯(チャンボゴ)科学基地の建設等、改善されたインフラ環境を基盤とする研究成果の拡大が必要

イ. 改善構想

□ 張保臯(チャンボゴ)科学基地の建設及び効果的な活用

予算確保に係る企画財政部、国家科学技術委員会等、関連機関の協調が必要

張保臯(チャンボゴ)基地を活用し、南極の地質及び海底の現況を把握

□ 関連部処間の協議を経て、アラオン号の適切な活用が必要

アラオン号は、2011年に、国際診断チームが提示したように、基地の補給活動だけでなく、南極及び北極の結氷海域の研究にも寄与することができるよう、持続的に活用

*気候の変化を探知するための南極海及び北極海の観察、南極周辺海域の海底熱水の噴出口及び生物多様性の研究等

アラオン号を基盤として、極地分野の専門家との国際共同研究、砕氷航海技術交流及び砕氷船の共同活用等、多様な国際協力を推進

□ 中長期的に張保臯(チャンボゴ)基地の航空網構築を検討

アラオン号の研究効率性の極大化及び張保臯(チャンボゴ)基地における夏季活動期間の拡大のために、航空網の構築を検討*

*張保臯(チャンボゴ)基地近郊の米国のマクマード基地は、軍用機及び独自の滑走路を利用して隊員を輸送

2) 研究開発事業の効率化

ア. 現況及び問題点

□ これまで国土海洋部は、極地の研究開発の課題として南極の海底地質調査*及び北極海の海洋調査**等を推進してきたものの、

*南極の資源開発に備え、1994年、産業資源部の石油補助金事業としてスタート(1997年に海洋水産部に移管)

**北極海の環境変化の研究及びエネルギー・生物資源探査のため、2000年、海洋水産部の研究開発事業としてスタート

海洋海底調査分野における相当な研究成果にもかかわらず、小規模の予算で研究対象分野を広範囲に設定し、長期間で研究を進行し、南極と北極間の連携なしに推進されたため、成果を生むには限界あり

イ. 改善構想

□ 事業期間を段階別に区分し、段階別の対象地域を集中的に研究

1段階(2011年～2014年): 既存分野又は短期成果を導き出す分野を集中的に研究

*解氷及び海洋生態系の変動、ガスハイドレートの地質構造探査及び生命資源の研究

2段階(2015年～2018年)及び3段階(2019年～2020年): 調査対象の海域及び分野を徐々に拡大し、研究結果及び技術の高度化を推進

□ また、既存の南極海及び北極海の個別研究方式から両極海比較研究(Bipolar)方式に改編し、研究シナジー効果を創出

南極のロス海*及び西北極海**を対象に、段階別相互比較研究を行った後、周辺海域に移動して研究

*張保臯(チャンボゴ)基地の建設を推進中であり、南極の代表的な未踏海域として研

究成果の量産が可能

**西北極海（米国アラスカ及びカナダ北部）は、北極海で最も急速な環境変化がある地域（Hot spot）として北極海周辺国との共同研究の需要が拡大

- 今後、極地研究を極寒地建設工学、ロボット等の領域に拡大することを考慮
極寒地の建築技術及び建設材料、氷雪用無人探査ロボット*の開発等
*中国は、南極探査のために自動運転機能を備えた氷雪面移動ロボットを既に開発

3. 極地政策の調整及び支援機能の強化

1) 極地政策の総括調整機能の強化

ア. 現況及び問題点

- 極地政策は、様々な部処に関連があるので、協議のための委員会構成が必要であるが、政府レベルの委員会組織がない。

制度的基盤が全くない北極は勿論、南極に関しても懸案を随時論議することができない委員会組織がないという実情のため、基地建設の運営等、部処間の協力が必要な事項があるときに、処理に支障がある。

イ. 改善構想

- 極地業務に対する総括調整機能の強化、先端組織の補強等、極地政策機能を強化
重要性に比べて相対的に不完全な北極政策機能を強化し、急変する政策環境に対処

- （委員会） 政府部処の局長、民間専門家等を含む（仮称）極地政策委員会の新設を検討

委員会新設時、どの部処（機関）に設置するのかについては、関係部処間で追加協議

2) 研究機関の政策支援機能の強化

ア. 現況及び問題点

極地は、科学研究等、熾烈な競争が繰り広げられている場所であるため、このような環境を把握し、未来の方向を設定する戦略的アプローチが重要

しかし、現在の韓国海洋科学技術院及び極地研究所は、このような戦略的機能が相対的に脆弱なのが実情であるため、積極的な補強が必要

- 極地及び周辺国の動向記事は、新聞や雑誌に多く報道される一方で、きちんと整理

されたハイレベルの情報を見つけるのは困難

各国の動向及び展望、示唆点等を盛り込んだ最新の情報が継続してアップデートされておらず、情報の共有がなされていないという指摘

イ. 改善構想

□ 急変する北極海の環境に戦略的に対応するため、2012年7月に開設された韓国海洋科学技術院（付設極地院）の機能を強化

海洋大（北極航路研究センター）等の海洋関連大学の研究機関及び近隣の造船所、機材・資材業者と協議体を構築し、北極航路の開拓、造船プラント産業等の今後の発展方向及び戦略についての議題を持続的に発掘し、研究

・併せて、関連大学出捐研究機関とのシナジー効果を高めることができるよう、連携強化を図る。

□ 特に、海洋極地関連の最新時事情報を把握し、整理及び普及

極地関連の懸案事項を政策ブリーフ形式で関連部処、研究機関に持続的に普及させ、共有

3) 国際協力の強化

ア. 現況及び問題点

□ 南極及び北極は、韓国と地理的に離れている上、領有権を主張する国及び主要先進国との競争が熾烈な状況

このような状況で利害当事国との協力が非常に重要であり、関連評議会で確固とした地位を獲得することが肝要である。

□ 南極に関連しては、南極条約協議当事国会議の正式会員国であるが、より積極的な役割が必要である。

北極は、未だ評議会の正式オブザーバーの地位を獲得できておらず、併せて沿岸国との緊密な協力関係の確保も重要

*中国、日本の場合、正式オブザーバー加入のため、2013年及び2014年の議長国であるカナダとの協力関係の強化、評議会の傘下にあるワーキング・グループの活動に積極的に参加している。

イ. 改善構想

□ 南極条約協議当事国会議での競争力強化

張保臯(チャンボゴ)科学基地の建設を基盤として、周辺国であるオーストラリア、ニ

ユージーランド、張保臯(チャンボゴ)基地近隣の基地保有国である米国、イタリア等との協力の強化

特に、南極内最大の基地のうちの1つである米国マクモード基地との関係を強化し、共同研究等を積極的に推進

□ 北極評議会 (Arctic Council) のオブザーバー (Observer) の地位獲得の推進

現在、オブザーバーの加入基準による内部審査中であり、閣僚会議 (2013年5月) において最終決定

正式にオブザーバー加入のために各種ワーキング・グループで積極的に活動を推進
韓国と同じ非沿岸国とのネットワークを拡大し、共同研究及び調査活動を通じて影響力を強化する必要あり

・今後の推進日程

| | 推進課題 | 日程 | 関連機関 |
|--------------------------|---------------------|-------|-------------------------------------|
| 1. 北極政策 の基盤の 整備 | 北極基本計画の根拠法律の整備 | 2012年 | 国土海洋部 |
| | 北極基本計画の整備 | 2012年 | 国土海洋部、外交通商部、 教育科学技術部、農林水産 食品部 |
| | 北極関連の研究支援 | 2012年 | 国土海洋部、知識経済部、 教育科学技術部、農林水産 食品部 |
| | 北極関連データベースの構築 | 2012年 | 国土海洋部 |
| | 北極関連の専門家養成 | 2012年 | 国土海洋部、教育科学技術 部 |
| | 北極評議会関連の国際会議の誘致 | 2012年 | 外交通商部、国土海洋部 |
| | 北極航路の開拓 | 2012年 | 国土海洋部 |
| | 造船海洋プラントの研究支援 | 2012年 | 知識経済部、国土海洋部 |
| | 資源開発計画の樹立及び参加 | 2012年 | 知識経済部、外交通商部、 国土海洋部 |
| 2. 南極政策 の体系的 発展 | 張保臯(チャンボゴ)基地の建設 | 2012年 | 国土海洋部 |
| | アラオン号の活用研究 | 2012年 | 国土海洋部等 |
| | 張保臯(チャンボゴ)基地の航空網の構築 | 中長期 | 国土海洋部 |
| | 国土海洋部所管の極地研究開発事業の改善 | 2012年 | 国土海洋部 |

| | | | |
|------------------------------------|---------------------------|-----------------|-------------------|
| | 融合・複合研究開発事業の発掘 | 2012年 | 国土海洋部、教育科学技術 部 |
| | 南極特別保護区域の拡大指定 | 2012年 ～ | 国土海洋部、環境部 |
| 3. 極地政策 の調整及 び協力機 能の強化 | 極地関連組織の補強 | 2012年、 2013年 | 国土海洋部 |
| | 極地政策委員会の新設 | 2012年、 2013年 | 関係機関で協議 |
| | 韓国海洋科学技術院の政策機能の強化 | 2012年、 2013年 | 国土海洋部 |
| | 南極条約協議当事国会議における影響力の 強化 | 2012年 | 外交通商部等 |
| | 北極評議会でのオブザーバーの地位獲得 | 2012年、 2013年 | 外交通商部等 |

この報告書は、ポートルースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成24年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書

平成25年3月発行

発行 海洋政策研究財団（財団法人シップ・アント・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル
TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800
<http://www.sof.or.jp> E-mail: info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-292-9